第二部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□**労働組合の組織状況**――労働組合の組織率の推移／組織率を変化させた諸要因／産業別ならびに地域別組織状況／主要連合団体の組織状況／**総評・同盟の組織方針と組織運動上の問題点**――総評・同盟の組織方針と産業別組織の動向／組織運動上の特殊問題／総評と同盟の大会

概要

わが国の労働組合員数は一〇〇〇万を越えた。組織率は三六・一％で西欧水準にまさるとも劣らぬものである。組合員の年間増加率はやや落ちてきたが、未組織の組織化は主として中小企業で行なわれ、また組合員の工業地域への集中が進行している。組合員数の変化を主要団体別にみると、のび率で同盟が総評を上まわり、六五年には総組合員数のうち総評が四一・九％、同盟が一六・四％、中立労連が九・七％、新産別が〇・六％をしめ、上記四団体に加盟していない組合員は三二・六％であった。

総評は重化学工業を中心に交運産業を含めた民間基幹産業対策を強化する方針をとり、同盟も産業別整理の促進と組織拡大、総評・中立労連対策、官公労組の民主化などの基本方針にそって組織方針を具体化したが、こうした総評・同盟の動きや各単産の活動により、産業別組織のあいだにさまざまな動きがみられた。自動車労協の結成（六五年八月）、電力労組協議会の結成（六五年一〇月）、食品労連の結成（六五年九月）、全国ホテル労連と同盟ホテル・レストラン労協の結成、全国一般労組同盟結成（六六年二月）などがみられ、官公労組関係では組織動揺、同盟系への組合員の移行がみられたのと同時に、国労、国税、日教組などで分裂傾向がとまり、第二組合

からの復帰もみられる。

組織問題でとくに注目されたのは、国際金属労連IMF・JCが鉄鋼労連を加盟させることによって、総評・中立労連の金属共闘に対抗する金属機械部門におけるわが国最大の組織となったかにみえること、また三菱三重工の合併や日産＝プリンス自動車の合併にともなって、全造船機械や全国金属などの組織に大きなひびが入ったことである。

1　労働組合の組織状況

1　労働組合組織率の推移

昭和四〇年度の労働大臣官房労働統計調査部「労働組合基本調査報告」によると、一九六五年六月末の調査時点で、わが国の労働組合員数はついに一〇〇〇万を突破した。すなわち、一九六四年六月から一九六五年六月までのあいだに、単位労働組合数は一四二二増加して五万二八七九組合（二・八％増）、単一労働組合数は三八四増加して二万七五二五組合（一・四％増）となり、また単位労働組合員数は約四一万七〇〇〇人増加して約一〇〇七万人（四・三％増）、単一労働組合員数は約三四万七〇〇〇人増加して約一〇一四万七〇〇〇人（三・五％増）となったのである。

注　単位労働組合とは、独自の規約をもち独自の活動を行なう組合であって、その下部にこうした組織をもたない労働組合をいい、単一労働組合とは、その内部に単位労働者としての機能をもつ組織があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形をとっている組合をいう。したがって単一労働組合という場合には、国鉄労組は一組合として集計されることになるが、単位労働組合の集計では、単一労働組合の支部や分会で単位労働組合の実体をそなえたものと一般の単位労働組合とがそれぞれ組合としてかぞえられている。なお、単位労組と単一労組の集計で組合員数に相違があらわれるのは、単位労働組合の統計では単一組合内の非独立的組織部門の組合員が集計の対象から除外され、単位労組の統計ではこれがふくめられることによるもので、後者の集計が現実の組合員数をより正確にしめしているものといえよう。

こうして、ソ連、中国など社会主義国はさておき、資本主義国で組織労働者数が一〇〇〇万をこえているのは、これまでアメリカ合衆国だけであったのが、ついにわが国もこの大台を突破して資本主義国としてはアメリカにつぐ組織労働者数をもつこととなったのであるが、しかしこの数年の組合員数の増勢は、六〇年、六一年頃にくらべるとかなり鈍化してきており、単一労働組合員数でみるかぎり、この一年間の増加数ならびに増加率は六〇年いらいの最低であった（第114・115）表。

このため組合員数の増加は雇用者数の増加に追いつくことができず、単一労働組合員数を雇用労働者数（総理府統計局「労働力調査」による）で除して算出した推定組織率は、前年の三六・三％から〇

第114表　労働組合数，組合員数，推定組織率の推移

年　次	組合数	組合員数	対前年組合員数増加数	対前年組合員数増加率	推定組織率
		人	人	%	
1955	32,012	6,166,348	180,180	3.0	37.2
	(18,013)	(6,285,878)	(210,132)	(3.5)	(37.8)
1956	34,073	6,350,357	184,009	3.0	34.8
	(18,937)	(6,463,118)	(177,240)	(2.8)	(35,4)
1957	36,084	6,606,275	255,918	4.0	34.7
	(19,297)	(6,762,601)	(299,483)	(4.6)	(35.5)
1958	37,823	6,881,581	275,306	4.2	33.9
	(20,132)	(6,984,032)	(221,431)	(3.3)	(34.4)
1959	39,303	7,077,510	195,929	2.8	33.0
	(20,725)	(7,211,401)	(227,369)	(3.3)	(33.6)
1960	41,561	7,516,316	438,806	6.2	33.1
	(21,957)	(7,661,568)	(450,167)	(6.2)	(33.8)
1961	45,096	8,154,176	637,860	8.5	35.2
	(24,237)	(8,359,876)	(698,368)	(9.1)	(36.1)
1962	47,812	8,783,691	629,515	7.7	35.5
	(24,899)	(8,971,156)	(611,280)	(7.3)	(36.2)
1963	49,796	9,269,776	486,085	5.5	35.7
	(25,844)	(9,357,179)	(386,023)	(4.3)	(36.1)
1964	51,457	9,652,350	382,574	4.1	35.7
	(27,141)	(9,797,653)	(442,474)	(4.7)	(36.3)
1965	52,879	10,069,761	417,411	4.3	35.8
	(27,525)	(10,146,872)	(347,219)	(3.5)	(36.1)

〔備考〕 1)　（　）外は単位労働組合，（　）内は単一労働組合。　2)　推定組織率とは組合員数を雇用者数で除して出したものである。

第115表　主要資本主義国労働者数，組合員数，組織率

	年	A 被雇用者数	B 失業者数	C 労働組合員数	C／A＋B
		千人	千人	千人	
日　本	1965	28,100	390	10,147	36.1
アメリカ	1962	55,515	4,007	16,586	27.9
イギリス	1963	23,393	516	9,917	41.5
西ドイツ	1964	21,547	169	7,884	36.3

・二ポイント低下して三六・一％となった。そして、やや長期的にみると、推定組織率は一九六〇年の三三・八％から六一年の三六・一％へと急上昇したのちは、ほぼ停滞をしめしていることになる。

また六五年の組織率を産業別にみると――統計が単位労働組合についてしか入手できないので、それによるほかないが――もっとも高いのは運輸通信・電気・ガス・水道業（七一・二％）であり、ついで公務（六四・二％）、鉱業（五六・四％）、製造業（三七・八％）であり、農林業（一七・二％）や卸売・小売業（一八・〇％）でもっとも低くなっているが、前年にくらべてみると、製造業、卸売・小売業では組織率がひきつづき高まり、鉱業、建設業、運輸通信業、サービス業などでは低下した（第116表）。

第116表　産業別推定組織率　(%)

産業	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年
全産業	33.1	35.2	35.5	35.7	35.7	35.8
農林業	9.9	12.5	15.3	21.7	19.6	17.2
漁業，水産養殖業	28.1	25.9	26.3	23.3	25.3	26.8
鉱業	79.6	77.2	63.5	64.0	59.0	56.4
建設業	29.7	32.0	27.9	28.1	27.4	26.6
製造業	31.4	34.4	35.9	36.3	36.6	37.8
卸売・小売業，金融・保険業，不動産業	14.2	14.6	15.4	16.2	17.3	18.0
運輸通信，電気・ガス・水道業	68.7	70.5	74.6	71.5	71.9	71.2
サービス業	27.5	29.7	28.4	28.6	28.4	26.7
公務	60.7	65.5	63.8	61.7	58.9	64.2

〔備考〕 1) 単位労働組合の組合員数を雇用者数で除して算出したものである。
2) 労働省「労働組合基本調査報告」による

2　組織率を変化させた諸要因

労働組合の推定組織率は全体として右のような変化をしめしているが、こうした変化を規定する諸要因についてさらに分析をすすめると、次のことが指摘できる。

組合員数の変化は、大別すると、主として雇用の増減などによる既設組合の組合員数の変化と、組合の新設ならびに解散による変化とによってもたらされる。このうち既設組合の組合員数は、最近では主として雇用の増大により、六一、六二年にもっとも大幅の増大をしめし、それぞれ三〇万人を上まわったが、その後増勢はおちて、六三年に約二五万人、六四年に約一七万人となり、六五年にはやや回復したものの、約二二万九〇〇〇人にとどまった。わが国労働組合の九割以上は企業別組織の形態をとっているため、労働組合がすでに組織されている企業で雇用の増大をみた場合には、ほぼ自動的に組合員数の増加が期待されるのであるが、六四年以降の雇用増加の停滞は、既設組合の組合員数の増加にブレーキをかけているのである。

他方、六五年六月までの一年間における労働組合の新設ならびに解散の動向をみると、新設された組合の組合員数は前年同期にくらべて約七万六〇〇〇人減少して、約三六万八〇〇〇であり、解散組合の組合員数は約七万三〇〇〇人減少して約二七万五〇〇〇で、新設から解散をさしひいた組合員数の純増は、約九万三〇〇〇となり、前年同期の約九万六〇〇〇人にたいして約三〇〇〇人の減少にとどまった。しかし、この新設ならびに解散組合員数には、組織変更などによるまったく形式的な新設ならびに解散がふくまれているので、これをさしひくと、実質的新設組合員数は、前年同期よりも約七万人減少して約一六万四〇〇〇人、実質的解散組合員数は約三万四〇〇〇人減少して約七万九〇〇〇人であり、実質的新設ならびに解散による組合員数の純増は、約八万五〇〇〇で、前年同期を約二万六〇〇〇下まわった（第117表、第118表）。

こうして、六五年六月までの一年間は、既設組合の組合員数の増勢が鈍化するとともに、組合の実質的新設ならびに解散にともなう増勢も鈍化し、こうして組合の推定組総率がやや低下することとな

第117表　解散理由別解散労働組合数および組合員数

解散理由	組合数			組合員数		
	1963	1964	1965	1963	1964	1965
合計	3,987	3,814	3,282	418,492	348,208	275,204
実質的解散計	1,862	1,902	1,663	116,251 (100.0)	112,804 (100.0)	78,711 (100.0)
事業所の休廃止および縮小	527	559	600	40,003 (34.4)	44,464 (39.4)	36,313 (46.1)
指導者の欠除，自然消滅等労働者の組合意識の沈滞によるもの	929	933	808	34,816 (29.9)	33,493 (29.7)	26,213 (33.3)
その他	406	410	255	41,432 (35.6)	34,847 (30.9)	16.185 (20.6)
形式的解散	2,125	1,912	1,619	302,241	235,404	196,493

第118表　新設理由別新設労働組合数および組合員数

新設理由	組合数			組合員数		
	1963	1964	1965	1963	1964	1965
合計	4,925	4,448	3,774	526,102	444,533	368,089
実質的新設	3,044	2,746	2,336	228,951	234,531	164,466
形式的新設	1,881	1,702	1,438	297,151	210,002	203,623

第119表　企業規模別実質的新設単位労働組合員数

企業規模	1964年		1965年		対前年増減率
	実数	比率	実数	比率	
	人	%	人	%	%
規模計	207,123	100.0	145,864	100.0	△ 29.6
1,000人以上	55,896	27.0	32,113	22.0	△ 42.5
500～999人	20,331	9.8	11,353	7.8	△ 44.2
100～499人	65,105	31.4	54,480	37.3	△ 16.3
99人以下	45,322	21.9	36,848	25.3	△ 18.7
その他	20,469	9.9	11.070	7.6	△ 45.9

〔備考〕 1）民間企業についてのみ集計したものである。
2）その他とは2以上の企業にわたって組織されている組合である。
3）△印は減少を示す。
4）労働省「労働組合調査報告」による。

ったのであるが、こうした現象の背後には、六四年後半以降顕著となった不況、とりわけ未曽有の件数に達した中小企業の倒産の事実が存在したことを指摘することができる。実質的解散組合のうち、「事業所の休廃止および縮小」によるものは、組合数においても、実質的解散組合員数にしめる割合においても、六五年は最高位をしめ、しかも組合員数規模別にみると、実質的解散組合の組合員数合計約三万六〇〇〇人のうち約二万八〇〇〇人（七七・五%）までが三〇〇人以下の規模に集中しているのである。

一方、中小企業の組合組織で企業の閉鎖にともない解散を余儀なくされるものの数がふえるという状況の下で、組合の実質的新設も中小企業にほぼ集中して行なわれていることは特徴的である。民間企

業における新設組合の企業規模別の組合員数をみると、六四年にくらべて各規模とも減少しているが、減少が目立つのは大規模のそれで、五〇〇人未満の各規模では減少がわずかなものにとどまっている（第119表）。

3　産業別ならびに地域別組織状況

単位労働組合の組織状況を産業別にみると、組合数では、前年にくらべて、漁業・水産養殖業、鉱業、分類不能の産業で減少をみたほかは、各産業とも増加しており、とくに運輸通信業（四〇八組合）、サービス業（三七〇組合）、製造業（二四六組合）などの増加が目立った。またこれを組合員数についてみると、前年にくらべて林業・狩猟業、鉱業、分類不能の産業で減少したほかは各産業とも増加しており、とくに製造業（約一三万七〇〇〇人）、運輸通信業（約七万七〇〇〇人）、金融・保険業（約六万二〇〇〇人）などの増加がいちじるしく、卸売業・小売業（約三万五〇〇〇人）、サービス業（約三万五〇〇〇人）、建設業（約二万八〇〇〇人）などがこれにつづいた（第120表）。

また対前年増加率でみると金融・保険業、建設業、運輸通信業で増加率が上昇し、製造業、サービス業・卸売業・小売業では増勢が鈍化した。なお農業における組合員数は統計にあらわれたかぎりでは六四二五人にすぎず、単位労働組合員数の〇・一％以下をしめるにすぎないが、対前年増加率では六四年度に七・一％をしめしたのにひきつづいて、六五年には二九・六％の高率をしめしたことが注

第120表　産業別単位労働組合数，組合員数および対前年増減率

産業	組合数		組合員数		対前年増減数 組合数	対前年増減数 組合員数
		%	人	%		人
全産業	52,879	(100.0)	10,069,761	(100.0)	1,422	417,411
農業	105	(0.2)	6,425	(0.1)	10	1,466
林業，狩猟業	672	(1.3)	88,352	(0.9)	17	△ 2,834
漁業，水産養殖業	120	(0.2)	56,221	(0.6)	△ 11	5,656
鉱業	768	(1.5)	197,278	(2.0)	△ 60	△ 3,346
建設業	2,874	(5.4)	593,282	(5.9)	35	28,027
製造業	16,443	(31.1)	3,777,402	(37.5)	246	137,178
卸売業，小売業	2,814	(5.3)	399,938	(4.0)	195	35,383
金融，保険業	3,100	(5.9)	612,553	(6.1)	91	61,540
不動産業	164	(0.3)	13,455	(0.1)	20	1,139
運輸通信業	10,511	(19.9)	1,868,603	(18.6)	408	77,738
電気，ガス，水道業	1,110	(2.1)	204,044	(2.0)	21	2,435
サービス業	9,106	(17.2)	1,247,535	(12.4)	370	34,847
公務	4,906	(9.3)	965,383	(9.6)	91	40,200
分類不能の産業	186	(0.4)	39,290	(0.4)	△ 11	△ 2,018

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「労働組合基本調査報告」による。

第121表　産業別単位労働組合数および組合員数の対前年増加率の推移

産業	組合数 1964年	組合数 1965年	組合員数 1964年	組合員数 1965年
全産業	3.3	2.3	4.1	4.3
農業	△ 5.9	10.5	7.1	29.6
林業，狩猟業	6.9	2.6	0.2	△ 3.1
漁業，水産養殖業	4.0	△ 8.4	8.7	11.2
鉱業	△ 5.6	△ 7.3	△15.3	△ 1.7
建設業	3.5	1.2	1.5	4.9
製造業	3.9	1.5	4.7	3.8
卸売業，小売業	9.3	7.4	15.3	9.7
金融，保険業	2.1	3.0	8.2	11.2
不動産業	△28.4	13.9	△ 1.9	9.2
運輸通信業	5.9	4.0	3.9	4.3
電気，ガス，水道業	△ 2.6	1.9	1.0	1.2
サービス業	2.8	4.2	5.5	2.9
公務	1.9	1.9	2.7	4.3
分類不能の産業	△ 7.5	△ 5.6	△ 4.5	△ 4.9

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「労働組合基本調査報告」による。

目される（第121表）。

なお以上にみられた産業別の組織状況の変化は、単位労働組合の産業別分布の状況に大きな変化をあたえるほどのものでなかったことはいうまでもない。したがって六五年における単位労働組合の産業別分布の状況は前年とほとんど変わらず、組合員数についてみると、製造業が約三七七万七〇〇〇人で全体の三七・五%をしめ、ついで運輸通信業の約一八六万九〇〇〇人（一八・六%）、サービス業の約一二四万八〇〇〇人（一二・四%）、公務の約九六万五〇〇〇人（九・六%）などとなっている（第120表）。

労働組合員の地域的分布を単位労働組合によってみると、東京都の約一六八万八〇〇〇人（組合員総数の一六・八%）を筆頭にして、大阪府の約九三万二〇〇〇人（九・三%）、神奈川県の約六一万五〇〇〇人（六・一%）、愛知県の約六〇万五〇〇〇人（六・〇%）、兵庫県の約五二万七〇〇〇人（五・二%）、北海道の約四九万人（四・九

第122表　都道府県別単位労働組合員数　（人）

都道府県	組合員数	対前年増加数
全国	10,069,761	417,411
北海道	490,040	10,994
青森	80,410	652
岩手	106,989	3,999
宮城	131,475	6,814
秋田	110,607	2,099
山形	96,539	2,922
福島	147,344	7,834
茨城	133,204	6,505
栃木	114,505	5,373
群馬	130,670	5,440
埼玉	205,095	11,733
千葉	160,516	12,118
東京	1,688,031	90,722
神奈川	615,364	29,729
新潟	196,605	3,725
富山	126,382	457
石川	100,118	2,704
福井	76,705	2,779
山梨	48,653	1,368
長野	201,798	7,915
岐阜	145,782	3,979
静岡	283,109	12,044
愛知	604,622	30,278
三重	159,974	5,859
滋賀	85,959	3,784
京都	221,038	13,530
大阪	931,953	41,021
兵庫	527,136	17,415
奈良	57,165	2,043
和歌山	82,911	3,116
鳥取	47,571	1,941
島根	58,952	1,643
岡山	163,098	7,532
広島	256,134	13,155
山口	154,874	1,086
徳島	58,833	2,123
香川	65,724	1,604
愛媛	109,382	3,552
高知	72,544	4,305
福岡	469,289	15,687
佐賀	64,743	2,296
長崎	121,924	2,239
熊本	108,160	22
大分	85,585	1,176
宮崎	77,741	2,978
鹿児島	105,548	3,632

〔備考〕 1)　2以上の都道府県にまたがる組合の組合員のうち関係都道府県で重複して調査されているものはそのまま府県別に集計しているが，全国計ではこれらの重複分は除いてあるため，都道府県別組合員数の合計は全国計と一致しない。
2)　労働省「労働組合基本調査報告」による。

%)、福岡県の約四六万九〇〇〇人(四・七%)がこれにつづいており、これらの七都道府県に組合員総数の過半数が集中している。しかも前年に対する組合員数の増加をみると、東京都で約九万一〇〇〇人(五・七%増)、大阪府で約四万一〇〇〇人(四・五%増)、愛知県で約三万人(五・三%増)、神奈川県で約三万人(五・一%増)など工業県でのそれが目立っており、組合勢力は地域的には京浜、阪神、中京などの工業地帯へとますます集中する傾向にあることがわかる(第122表)。

4　主要連合団体の組織状況

わが国の労働組合の主要連合体としては、日本労働組合総評議会(総評)、全日本労働総同盟(同盟)、全国産業別労働組合連合(新産別)、中立労働組合連絡会議(中立労連)の四団体があげられる。総評、同盟、新産別の三団体は、大小の差があるとはいえ、名実ともに労働組合全国中央組織といえる。中立労連は、その名のしめすように、以上三つの団体に加盟していない全国単産の連絡会議として出発したものであり、一時は総評に加盟するかに思われたが、近年はそのまま組織を固定化している。そして春闘その他で総評と統一行動をとっているが、いまではひとつの労働組合中央組織としての機能を事実上はたしているとみてよい。

「労働組合基本調査報告」によるとこれら四団体に加盟している組合の組合員数は、一九六五年六月末現在で約六九五万三〇〇〇人である。これは組合員総数の六八・六%にあたり、構成比は前年にくらべて〇・六%の増加をしめしている。これにたいして、四団体以外の全国組合の組合員数は約八〇万八〇〇〇で、総組合員数の八・〇%をしめ、構成比は前年に比べると〇・二%の減少をしめし、また、四団体ならびにこの四団体以外の全国組合にまったく加盟していない組合員数は約二四九万二〇〇〇人で前年と同じく総組合員数の二四・六%をしめている(第123表)。

第123表　主要団体別労働組合員数

主要団体	1964		1965		対前年増加数
	人	%	人	%	人
合計	9,799,653	(100.0)	10,146,872	(100.0)	347,219
総評	4,206,546	(42.9)	4,249,703	(41.9)	43,157
同盟	1,466,278	(15.0)	1,659,063	(16.4)	192,785
新産別	58,366	(0.6)	60,521	(0.6)	2,155
中立労連	935,614	(9.5)	983,572	(9.7)	47,958
上記四団体に加盟しない全国組合	800,451	(8.2)	807,970	(8.0)	7,519
その他	2,412,901	(24.6)	2,492,236	(24.6)	79,335

つぎに主要四団体それぞれの組織状況をみると左のとおりである。

日本労働組合総評議会(総評)　六五年六月末の加盟組合員数は、前年に比べて約四万三〇〇〇(一・〇%)増加して約四二五万となった。これは総組合員数の四一・九%にあたり、構成比は前年よりも一・〇%だけ低下したことになる。

加盟組合員数の増加の大部分は、既加盟組合の組合員数の増加によってもたらされたもので、そのうちとくに目立ったのは、自治労の約三万二〇〇〇人、私鉄総連の約一万五〇〇〇人、全国金属の約九〇〇〇人の増加である。他方組合員数が減少したものもあり、そのうち目立ったのは、全日自労約九〇〇〇、国労約八〇〇〇、全駐労約七〇〇〇の減少である。

全日本労働総同盟（同盟）　同盟は前年の六四年一一月、全日本労働総同盟組合会議（同盟会議）が改組されてできたもので、六五年六月末の加盟組合員数は、前年（同盟会議当時）にくらべて約一九万三〇〇〇人（一三・一％）増加して、約一六五万九〇〇〇人となった。そのため総組合員数にたいする割合は、前年から一・四ポイント上昇して、一六・四％となっている。

この増加は、全金同盟の約二万七〇〇〇人、全化同盟の約二万人など既設組合の組合員数の増加と、他方同盟など地方組織の整備による約六万七〇〇〇人の増加とによってもたらされたものである。

全国産業別労働組合連合（新産別）　加盟四単産の一つである新産別運転者労働組合（新運転）などの組合がのびた結果、前年にくらべて約二〇〇〇人（三・七％）増加して、加盟組合員数は約六万一〇〇〇となったが、総組合員数にしめる割合は前年と同じ〇・六％にとどまった。

中立労働組合連絡会議（中立労連）　加盟組合員数は前年にくらべて約四万八〇〇〇人（五・一％）増加して、約九八万四〇〇〇人となった。そのため総組合員数にたいする割合は、前年の九・五％から〇・二ポイントだ

第124表　産業および主要団体別単位労働組合員数の構成比

	年	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全産業	1964	100.0	43.1	15.0	0.5		
	1965	100.0	42.0	16.4	0.6	9.6	32.4
農・林・漁業	1964	100.0	52.9	0.9	—		
	1965	100.0	49.5	9.8	—	6.1	34.7
鉱業	1964	100.0	54.1	19.9	0.1		
	1965	100.0	53.5	23.7	0.1	1.9	23.2
建設業	1964	100.0	42.5	1.1	0.1		
	1965	100.0	39.6	4.0	0.8	22.4	36.5
製造業	1964	100.0	21.5	25.1	1.3		
	1965	100.0	21.0	27.1	1.4	17.7	33.5
卸売・小売業	1964	100.0	8.0	12.8	0.0		
	1965	100.0	7.6	14.5	0.0	6.8	71.1
金融・保険，不動産業	1964	100.0	4.2	0.8	—		
	1965	100.0	4.5	1.1	—	12.8	89.4
運輸・通信業	1964	100.0	69.4	14.9	0.1		
	1965	100.0	68.2	16.4	0.2	0.4	14.8
電気・ガス・水道業	1964	100.0	22.4	63.8	—		
	1965	100.0	22.7	63.3	—	8.4	6.0
サービス業	1964	100.0	64.9	2.0	0.0		
	1965	100.0	63.3	2.6	—	1.7	33.1
公務	1964	100.0	87.0	0.9			
	1965	100.0	86.2	1.1	—	—	12.7
分類不能の産業	1964	100.0					
	1965	100.0	38.7	9.6	—	0.3	51.3

け上昇して、九・七%になった。

この増加は、全生保八〇〇〇人減のほかはほとんどの既設組合の組合員数が増加したことによるもので、前年よりの増加が目立ったのは、電機労連約二万六〇〇〇人増、全建総連約一万四〇〇〇人増などである。

主要四団体の産業別ならびに地域別組織状況

主要四団体があわせて総組合員数の六八・六%をその組織下においていることは、右にのべたとおりであるが、四団体の組織化運動は、産業別ならびに地域別にみた場合に、けっして均等にすすんでいるわけではない。

単位労働組合について、産業別に主要団体加盟組合員数の構成比をみると、総評加盟の割合が高いのは、公務（八六・二%）、運輸通信業（六八・二%）、サービス業（六三・三%）、鉱業（五三・五%）などであり、同盟加盟が多いのは電気・ガス・水道業（六三・三%）である。また四団体に加盟しない組合が多いのは、金融・保険・不動産業（八九・四%）、卸売業・小売業（七一・一%）、分類不能の産業（五一・三%）である。総組合員数のうちの三七・五%をしめる製造業の約三七七万七〇〇〇人の組合員は、四団体に加盟しないも

第125表　都道府県および主要団体別単位労働組合員数の構成率　(%)

都道府県	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全国	100.0	41.9	16.4	0.6	9.6	32.5
北海道	100.0	62.2	6.1	0.0	3.3	30.1
青森	100.0	65.6	12.7	0.0	2.4	19.7
岩手	100.0	67.4	7.2	0.0	2.6	23.5
宮城	100.0	54.2	7.5	0.0	8.9	30.0
秋田	100.0	57.6	6.8	0.0	3.3	33.7
山形	100.0	47.9	5.1	3.4	11.0	32.7
福島	100.0	46.1	20.4	1.6	5.2	28.3
茨城	100.0	43.7	8.6	0.1	25.7	22.4
栃木	100.0	38.1	9.4	—	12.3	43.6
群馬	100.0	44.9	9.7	0.7	9.5	35.7
埼玉	100.0	33.4	21.9	0.1	9.4	36.0
千葉	100.0	38.1	13.7	—	8.7	39.9
東京	100.0	32.9	14.4	0.7	12.1	41.5
神奈川	100.0	31.4	17.3	1.2	23.0	27.2
新潟	100.0	44.7	23.3	1.2	3.2	28.0
富山	100.0	39.9	19.4	4.3	1.5	35.5
石川	100.0	49.2	26.0	—	4.1	21.8
福井	100.0	41.0	31.7	—	4.2	33.8
山梨	100.0	57.0	6.9	—	3.9	27.0
長野	100.0	43.2	8.9	0.2	11.4	37.0
岐阜	100.0	31.2	32.0	0.0	4.2	34.6
静岡	100.0	37.8	20.5	0.6	9.7	32.0
愛知	100.0	28.8	23.0	1.0	8.8	38.8
三重	100.0	40.7	18.8	—	11.5	29.1
滋賀	100.0	32.2	30.1	0.2	11.8	25.8
京都	100.0	46.6	15.0	5.9	9.2	25.0
大阪	100.0	38.0	22.6	0.2	10.2	30.3
兵庫	100.0	42.2	17.4	—	13.1	28.2
奈良	100.0	56.6	12.7	—	9.3	23.0
和歌山	100.0	56.1	11.5	—	4.4	28.5
鳥取	100.0	60.2	7.7	—	1.3	31.5
島根	100.0	51.9	13.0	—	2.1	34.3
岡山	100.0	37.6	32.1	—	7.5	23.1
広島	100.0	39.0	21.5	0.0	9.2	30.9
山口	100.0	45.2	18.4	1.4	11.3	29.4
徳島	100.0	42.7	19.9	—	3.5	34.8
香川	100.0	41.9	17.4	—	5.9	35.8
愛媛	100.0	50.8	20.9	—	1.5	27.4
高知	100.0	45.2	17.1	—	3.9	34.8
福岡	100.0	55.9	8.3	0.0	5.9	31.2
佐賀	100.0	50.9	8.0	—	9.5	32.4
長崎	100.0	45.9	16.5	—	14.2	24.3
熊本	100.0	61.3	11.3	—	2.1	25.8
大分	100.0	58.0	10.1	—	4.3	29.5
宮崎	100.0	52.2	22.3	0.1	1.1	24.4
鹿児島	100.0	58.8	3.8	—	1.1	36.9

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの団体に重複集計してあるので主要団体の組合員数の構成比の計と合計とは一致しない。
2)　その他とは，総評，同盟，新産別，中立労連以外のいずれかの上部組合に加盟している組合の組合員数，ないしは，いずれの上部組合にも加盟していない独立した組合の組合員数である。
3)　労働省「労働組合基本調査報告」による。

のが三三・五%、ついで同盟二七・一%、総評二一・〇%、中立労連一七・七%、新産別一・四%という分布をしめしている（第124表）。

また都道府県の単位労働組合員数について主要団体への加盟割合をみると、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山梨、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島では五割以上が総評に加盟している。栃木、東京では四割以上が四団体に加盟していない。そして福井、岐阜、滋賀、岡山では同盟四三割以上をしめていることが注目される（第125表）。

2　総評、同盟の組織方針と組織運動上の問題点

1　総評、同盟の組織方針と産業別組織の動向

総評・同盟の組織方針

〔総評〕は六四年七月の大会で組織方針を決定したが、六五年九月一六～一七日の各単産組織部長・地評事務局長、地方オルグの県代表の合同会議でこれをさらに具体化し、六五年度の重点対策として、①重化学工業を中心に交運産業を含めた民間基幹産業対策の強化、②青婦人対策の推進、③中立組合との共闘促進、その中からの総評加盟の実現、④未組織の組織化活動の強化、⑤官公労組の組織強化と拡大、をきめた。そして大産業別共闘については金属共闘、化労協、交運共闘に重点を、産業別組織については電力、繊維、政労協、国公共闘、観光・デパート・商社・金融関係、建設、一般などに重点をおいて組織対策を進めることとした。

他方〔同盟〕は、六四年一一月の結成大会いらい組織基本方針として、産業別整理の促進と加盟産業の組織拡大、地方同盟の組織拡大、全国民連ならびに組合民主化グループとの連繋による総評・中立労連対策強化、全官公を拠点とする官公労組の民主化の方向を打ち出していたが、六五年九月二～四日の全国中央オルグ会議で、六五年四～六月に六万の新規加盟をえたとして、七～一二月の組織拡大目標を一八万五〇〇〇におき、全金・交運関係対策、コンビナート地域の組織化、全特定と郵政労の統一、政労協・全電電・税関労協・新聞・民放関係対策、一般同盟結成と業種協議会結成の促進等を重点にして組織拡大にとりくむことをきめた。

産業別組織の動向

総評、同盟等の全国中央組織やそれぞれの単産が組織活動にとりくんだ結果、産業別組織のあいだには次のような動きがみられた。

〔金属・機械産業関係〕では、かねて六二年に上部団体の枠をこえて自動車労組連絡会議をつくっていた自動車産業諸労組が、六五年八月二六日に、自動車労連、全国自動車、東洋工業など二単産八組合（約二二万）で自動車労組協議会を結成した。このほか金属・機械関係では国際金属労連日本協議会の組織拡大、三菱三重工の

合併ならびに日産自動車とプリンス自動車の合併に伴う既存の組合組織の破壊など、重要な動きがみられたが、この点については、2組織運動上の特殊問題でのべる。

〔化学産業〕では、六五年七月を目標にすすめられていた化学労連（合化、化学同盟、全硝労で結成）の完全連合体化の計画が暗礁にのりあげた結果、ゴム関係労組が化学同盟から分離して六五年一〇月八日全国ゴム労連を結成し、一二月総評に加盟した。他方、合化その他の民労連グループが結成していた化労連は、東圧で組合指導権を握ったものの、全体として勢力拡張がゆきづまったため、一一月の第三回大会で、合化労連に対抗する組織の結成をめざして、原則として組合単位加盟とするよう規約を改正した。

〔電力関係〕では、総評の指導下に、電産中国と全九電が一〇月二七日に全日本電力労働組合協議会を結成したが、他方同盟側は六四年に電労連を中心に電力同盟準備会をつくり、原子力発電労組を全電力に加盟させたほか、電源開発その他の組合に影響力をつよめた。

〔運輸関係〕では、全自運でトナミ、愛知陸運等の一部組合が脱退し、日通トラック、岐阜トラック、新潟丸運などの中立組合とともに一一月に全国トラック労組連合準備会議を発足させた。

〔紙・パルプ産業〕では、同盟にオブザーバー加盟している新紙パ連絡会議が、一一月に同盟全国紙パ労組協議会準備委員会を発足させた。

食品関係では、食品労協が産業別統一をめざして九月二九～三〇日の大会で組織を発展的に解消し、全日本食品労働組合連合会を結成した。

〔ホテル・レストラン関係〕では、中立労連傘下のホテル労連を中心に、春闘のなかで上部団体の枠をこえて全国ホテル労組春闘共闘会議がつくられ、春闘後はこれが全国ホテル労組連絡会議へと発展させられたが、同盟は五月に「同盟ホテルレストラン労協（一〇組合三五〇〇）」を結成してこれに対抗した。

このほか、産業別に整理できないものをあつめて、同盟は六六年二月二六～二七日に全国一般労働組合同盟を発足させた。これには業種別全国協議会として全医協、右のホテルレストラン労協、同盟金融（六六年三月六日結成）が参加した。

〔官公庁関係〕では、組織の大部分を総評が握っているだけに、これまで同盟側の組織切取り工作が目立っていたが、最近では一部でこうした工作に限度がみえはじめた。国労では、五七年の分裂いらい毎年約一万の脱退がつづいたが、六四年七月～六五年七月の時期には、なお約九〇〇〇の脱退があった半面、新国労からの復帰が二四〇〇あり、さらに新幹線職員の八割が国労に加盟するなどで、組合員の減少傾向が大幅にゆるみ、他方新国労は六四年大会で八万の組織にすることをきめて活動したが、六五年大会までに約七万七〇〇にとどまった。教員関係では、日教組の組織動揺がほぼとまったのにたいし、同盟側では、これまで地方同盟に参加していた山口県教連が、一〇月に全教連を除名されたのを機会に新教組結成のための活動を公然と開始したが、まだその勢力は小さなものである。

税関では六四年九月いらい神戸、横浜、東京、函館、長崎、名古屋、大阪で全税関を脱退した勢力が、九月一九日に税関労連を結成したが、全官公の呼びかけにもかかわらず、全官公に加盟したのは神戸だけであった。また国税では、全国税からの脱退がなおつづい

て、かつての一万三〇〇〇が三〇〇〇に減り、国税会議一万七九〇〇、公務員共闘と地評に加盟する中国国税が三四〇〇、その他六五〇〇となっているが、全国税は発行機関紙一万五〇〇〇で、一万二〇〇〇～一万三〇〇〇の職員の支持をえて統一行動を組織し、財政的には三〇〇〇名の組合員がおさめる組合員費のほかに、一〇〇〇人から固定カンパ、六〇〇〇名から臨時カンパを徴収しており、その組織運動は「ふたたびのぼり坂になっている」と総評大会で代議員は報告している。

全専売、全印刷、大蔵職組、全造幣、全国税、全税関で組織していた全大蔵は、加盟単組の意見の不一致のため、六四年一〇月いらい活動が事実上停止されていたが、六五年八月一六日全専売、全印刷、大蔵職組、全造幣、京都国税、中国国税は大蔵協議会を結成、全大蔵は九月一一日に解散した。

2　組織運動上の特殊問題

本年鑑が取り扱う時期に組織運動上にあらわれた特殊問題として注目されるのは、国際金属労連日本協議会（IMF・JC）が鉄鋼労連を加盟させ、総評・中立労連の金属共闘に対抗する金属・機械産業部門における最大の組織になったかにみえることと、三菱三重工の合併、日産自動車とプリンス自動車の合併など、企業合併にともない、全造船機械（中立労連）と全国金属（総評）の重要な組織が大きくくずされたことである。そこでこれらの問題につき、その概略を次に記しておく。

IMF・JCの組織化と鉄鋼労連の加盟

電気労連、造船総連、全機金、全国自動車、八幡製鉄労組（鉄連）、中山製鋼労組（鉄連）が若干のオブザーバー加盟組合を加えて、国際金属労連日本協議会IMF・JCを結成したのは、六四年五月であったが、ことここにいたるまでには「七年以上の経過をふんだ」とIMF・JCの機関誌はのべている。すなわち一九五七年にIMFの日本事務所が開設され、その活動がすすめられるなかでJCの構想が描かれるにいたり、さらに三年以上の準備工作をへて、JC結成の運びとなったのである。

こうして発足したJCは、九州中国、東海、関西、関東にあいついで連絡会議を組織して足場を固めるとともに、六四年一一月のIMF世界大会に四〇名にのぼる大代表団を派遣して、IMFへの正式加盟単位としての地位を確立した。それは日本におけるIMF加盟組合の協議会ではなくなり、日本の組合はJCをつうじてIMFに加盟するという、日本における機械産業関係労組をあつめた独自の組織にかわったのである。このうち、六五年一月には、JCはその機関誌上で国内金属労働戦線の大同団結の展望を打ち出し、四、五月合併号では、さらに明確にJCは結成準備の過程から金属機械産業労組の大結集という目標をもっていたとのべて、「金属機械百万の大産業別連合組織の結集」を提唱するにいたった。そして七月七日の第三回JC協議委員会（大会に当たる機関）でこの方針を確認、決定した。他方、鉄鋼労連では、八幡、中山製鋼等が結成の当初からJCに加盟していたが、その後JCの働きかけはいっそう強化され、六五年八月二七～三〇日の鉄鋼労連大会では、一八三対七

一票でIMF加盟が決議された。しかしこの決議の内容は次のとおりで、JCが六五年一月以来明らかにしはじめていた傾向とはかなり食い違った条件が附せられていた。

「IMFに加盟する。加盟の方式はJC方式とする。但しJCを次の通り規定する。①わが国における国際連帯の窓口とする。②JCは国際連帯強化のための諸活動を行なう。

加盟時期は以上の点を明確にして組織的に解明された時期とし、次回大会において決定する。

（注）IMF加盟によって更に総評の運動路線の推進と金属共闘の強化を促進する」

ところで、鉄鋼労連の大会後、鉄連中央はJCにたいして、「JCは国内における運動体としての組織ではないか」との質問をよせたが、これに対して一一月一二日開催のJC第五回幹事会は次のように回答している。すなわち、JCは、①IMFの加盟単位組織であり、同時に国際組織の窓口である。IMF加盟の組織であるから、必要最少限の規程と準則が制定されているが、国内で第三勢力を目指す運動体を意図していない、②ナショナルセンターを目指していない、③金属共闘会議との対立を望まない、と回答したのであった。

そしてこの回答がえられたのち六六年二月一七～一八日に開かれた鉄鋼労連大会では、加盟反対の声は強まっており、加盟賛成一九九にたいして反対は一一二票であった。しかし加盟は強行され、こうして、金属機械産業の約九〇万の労働者がIMF・JCに結集されることとなり、この部門でそのそとにあるのは、全国金属と全造船機械のみとなった。こうしてJCが国内における独自の産業別組織として活動しはじめたことにたいして、総評は激しい非難をあびせ、同盟も警戒の態度をしめしている（なおこの問題については、Ⅸ「国際労組運動と日本」2参照のこと）。

三菱三重工の合併をめぐる組織問題

全造船機械三菱重工支部における組織問題は、三社合併に伴って、六五年七月三菱重工が一四項目にわたる合理化案の骨子を発表し、九月に四労組――全造船機械三菱重工支部（二万三〇〇〇）、三菱労連（一万八〇〇〇）、同盟三菱（四万）、本社職組（四〇〇〇）――にたいしてその大綱を提示するという背景のもとで発表した。その内容は半期一〇〇億円の利益を目標に、二六五〇名の出向配転、社外工約一万の整理、全面的残業規制など一四項目にわたる大がかりなものであったといわれる。

これよりさき、三菱三重工合併に伴う右の重工四労組の統一問題は、四労組連絡協議会で討議されていたが、六四年一一月に全造船機械三菱重工支部（以下重工支部とする）が四労組統一の話合いをすすめることを決定したことにより軌道にのり、六五年春闘では四労組は共同歩調をとって共闘を前進させ、七月には連絡協議会は統一方針案を作成するにいたった。それは一〇月一日以降組織統一準備委員会を発足させ、六六年八月末までに統一準備作業を完了させるというものであった。

ときあたかも会社側から合理化案が発表されるという状況のもとで、他の三労組は統一方針案を承認したが、九月二八～一〇月二日開催の重工支部第三二回大会では、合理化案と階級的立場でたたかうという主張とならんで、統一案は企業中心主義だ、共同闘争を積みあげるなかで組織統一を考えるべきだとの主張が強まり、執行部提出の準備委員会設置をもとめる原案も修正案もともに少数で否決

され、このことと関連して役員改選にあたっては、旧役員のうち長船分会と広職分会の統一推進派は立候補をとりさげ、選挙をボイコットするという事態が生まれた。そして大会終了後に支部新執行部は三労組にたいして、組織統一準備会には参加できないが、労働条件について共闘を行ないたいと申し入れたが、三労組はこれを拒否し、同時に四労組の協議会を解散した。

こうした事態をむかえて、全造船機械本部は、四労組の共闘の見透しがたたないこと、その後の支部各分会の動向、とりわけて広職分会は支部脱退も辞せずとの態度をきめたこと、刷新同志会にあつまった長船、福工分会の一部組合員のとっている行動などにかんがみ、組織分裂が発生する可能性ありと判断、支部の説得に努め、一二月の五～六日の重工支部代表者会議は第三二回大会の企業内組織方針を変更するために一五日に臨時大会を開くことを決定した。

ところがこの決定と時を同じくして一二月七日長船分会で刷新同志会を中心に「四労組の連合を拒否し階級闘争一辺倒の重工支部に訣別する」との趣旨で脱退運動がおこされ、職制の多くはこれに同調して、同夜一七五六名で第二組合が結成され、ついで翌八日には広職分会が支部を脱退し、九日になると長船第二組合と広職分会とは「三菱重工労組西日本連合会」の結成を声明するにいたった。そしてこの連合会は、他の三労組によって、重工企業連一本化の協議に参加する組織として認められることになった。また会社側は、第二組合結成と同時にこれに事務所を与え、労働協約を結び、各事業所の職制には支部分会の追求にたいして第二組合の合法性を主張するための答弁要綱を配布した。また職制は時間中に係や組の人員をあつめて、支部脱退を説得するなどの行為を日増しに強めた。

分裂阻止のために全造船機械と総評のオルグが投入され、また、一二月一五日には予定どおり支部臨時大会で支部の組織方針が変更されて、当面連合会結成による三菱八万労働者の統一の方針が採択されたが、分裂は福工、下船にも飛火し、長船の第二組合は拡大しつづけた。広船分会は分会の分裂をさけるために、全造船機械と県評に残る立場で全員を受け入れられるかということで西日本連合会と話合いをすすめたが、これが拒否されると、西日本連合会を指向して六六年一月一三日以後たちまち二〇〇〇名が脱退し、広機分会は一月九日の一般投票で圧倒的多数で脱退と西日本連合会加入をきめた。

以上のような事態のなりゆきにたいして、全造船機械は一月一七～一八日全国代表者会議を開き、中央委員会は三菱組織問題の経過を報告するとともに、㋑互の思想・意識の差を理解しながら討議をつくし行動統一を計る努力が不足した、㋺幹部は大衆に依拠して運動を進める必要がある、㋩機関決定の具体化について本部の指導、分会側の体制が不十分であった、㋥産業別と企業連の関連について正しく理解させる点に欠けた、などの教訓をひきだすとともに、次の方針をきめた。

「三菱重工支部は重工八万労働者の統一という立場で企業連結成の方針を決定したが、当面話合いができる段階ではない。したがって脱落者の防止に全力をあげ、可能な限り近い将来組織統一確立を目指して努力していく。」

二月以降、第二組合から重工支部分会への復帰がはじまった。復帰したのは長船約一七〇名、下船二三五名で、六六年四月末現在の重工支部在籍人員は、長船一七八〇名、福工三六名、下船四四〇

名、広船一二八名、以上合計二万三八八四名である。

日産・プリンスの合併に伴う組織問題

全国金属労組プリンス自動車工業支部の組織問題は、六五年五月三一日、それまで通産省の指導のもとに四〇億の体制融資を約束されて極秘裡にすすめられてきた日産自動車・プリンス自動車合併の仮調印の発表を契機にして発生した。

プリンスの組合は、六一年に三鷹工場が全員加盟、全金のなかでもよくたたかう支部とみられていたが、次の弱点をもっていたといわれる。すなわち六一年村山工場の生産開始を機会に二〇〇〇名の組合員が一挙に七五〇〇名にふくれあがったため、五五〇〇名は全金の組織的訓練をうけていなかった。また会社側は、主力工場となった村山への配転にさいして、組合無関心層を選りぬき、村山では職制機構を強化して、組合役員のほとんどが職制推せんによるもので占められる状況をつくりだしていたのにたいして、支部側は十分に対処しなかったばかりか、逆に組合の日常運営を簡素化し、それまでの全員大会を代議員大会に切り替え、しかも代議員任期を一年としたため、組合活動には三五七名の代議員、四五名の中央委員、一一名の中執がもっぱらあたり、七〇〇〇名の組合員は活動から置き忘れられがちになっていた。

合併仮調印が突然発表されると、全金執行部は支部中執にたいして、①既得労働条件、完全雇用、組合活動の協定・慣行等の保障、②配置にさいして組合の同意を得ること、などについて執行部で整理し、職場討議に移すとともに、事前に組合に知らせずに合併の仮調印をしたことについて会社側に抗議するように、と申し入れた。しかし支部には、住友銀行の資金のしめつけと石橋会長の設備拡張反対で企業の将来に不安をいだいていたために、仮調印の発表にひと安心といった空気がただよっており、六月一日の中執は、「合併による労働者への犠牲には絶対反対」の基本方針を確認したものの、当面の方針としては、「日産の組合との交流のなかで、労働条件、その他を調査し、合併問題にともに対処する」ことを決めた。そしてその日のうちに日産労組からの呼びかけに応じて交流を開始した。

交流が行なわれると、日産労組はいきなり支部の全金脱退、自動車労連加盟を要求し、六、七、八月にわたって二〇回もこうした交渉が重ねられた。しかも「賃金、労働条件を交流すれば職場が混乱する。意見の一致をみないものについては下部に発表しない」との約束がとり結ばれたために、支部はその後一〇月二一日の支部大会にいたるまで、日産労組との交渉について組合員にはなにも知らせないまま、また合併にともなう組合員の要求を組織しないまま、組織問題にひきづられていった。

八月支部役員の改選が行なわれ、九月一四、一五日の中央委員会で一九六六年度運動方針が確認されて、一〇月八日定期大会が開催される運びとなった。ところが日産の塩路会長は支部大野事務局長を呼び出し、「運動方針は日産に対決するものだ」とその全面的書きかえをせまり、それができないなら、全金の方針はまちがいだと書けと迫った。このため支部側は大会を延期し、日産側との話合いをくりかえしたうえで、一〇月二一日に大会を開催した。

大会では中執提案の方針が可決されたが、日産塩野会長はあいさつに立ち、そのなかで、合併に反対し交流に熱心でないと中執を攻撃して、一部の代議員にかなりの影響を与えた。このときから全金

は日産労組の公然たる攻撃をうけてたち、宣伝工作にのりだしたが、日産労組の工作はそれを上まわった。プリンスの係長は日産座間工場見学につれだされ、日産の係長会や組合幹部と話し合い、意志統一を行ない、これがプリンスの中央委員会に影響した。

中央委員会では塩路会長の言分をもっと聞こうとの要求がだされ、一一月一三日の中央委員会で塩路氏は二時間半にわたって話し、中執には交流の基盤がない、中央委員や職場の人と交流して組織統一をいそがなければ、プリンスに犠牲者がでると強調した。この段階で中執の一部にも動揺があらわれ、支部中執は全金の方針を積極的にうけとめることもできず、合併に伴う組合員の六項目の要求については会社側から回答をえられぬままに放置し、職場の混乱にたいしても明確な組織方針を打ち出せなかった。

一二月八～九日全日産労組の大会が開かれたが、会場には日産側の工作でプリンスから係長、班長、班長代理、職場指導者が続々つめかけた。席上日産川又社長が一時間にわたってあいさつし、全金を批判し、日産労組を賛美し、労組の合併がうまくゆかない場合には合併を考えなおすとのべたといわれる。そのあと会長の報告をうけて、代議員はプリンス支部執行部をはげしく攻撃し、「プリンスに働く良識ある労働者とともに一日も早く組織の統合をなしとげてゆく」という方針を決定した。

日産大会の直後、中央委との対立で動きのとれなくなった支部中執は、一二月一四日の中央委員会に総辞職を提案したが、中央委員会はこれを否決するとともに、不信任動議を提出した。他方全金本部は日産大会における川又発言を重視し、日産労使が一体となってプリンス支部の組織破壊にのりだしているとの観点で、一二月一五日不当労働行為を都労委に提訴するとともに、一二月二一日に予定された支部臨時大会の延期を指示した。しかし中央委員会は支部規約を無視して二二日に臨時大会を強行開催し、中執不信任とともに中執の権限を中央委に従属させる決議を行ない、さらに全金の組合出入拒否をきめた。さらに二月二八日の臨時大会で中執の職場復帰、中執代行の選出、全金支持中央委員と代議員の解任が行なわれ、さらに三月一四日の中執選挙をへて、三〇日に三役選出、全金脱退が決議され、四月二日全金脱退の全員投票が行なわれた。そして会社側はこの組合とのあいだにただちにユニオンショップ協定ならびに唯一団交権の協定を結んだ。

全金はこの問題に対処するため本部と東京地本にプリンス対策委員会をおき、一二月一五日から二月末日までに延べ五〇〇〇人を動員して五〇万枚のビラ入れを行ない、総評もまた全金との間にプリンス対策委員会を設置し、三月には総評、全金、関連地区労で全金プリンス支援共闘会議を組織した。都労委、東京地裁にたいしては、「不当労働行為の排除提訴」のほか、「日産派による大会無効、支部中執の権限確認」の仮処分申請が行なわれた。そして四月一〇日全金プリンス自工支部は、永井中央執行委員長のもとに、六名の中執と二〇〇名の組合員を結集して、「支部組織強化臨時全員大会」を開き、六五年一〇月二一日の大会運動方針を確認し、一二月二二日の中執不信任決議と二月、三月の「大会」、四月の全金脱退の投票の無効を宣言する決議を採択した。

全金はプリンス自工支部約七五〇〇の組織がくずされたことについて、全金は個人加盟の単一組織の形をとっているが、企業内組合の連合体としての実態をつよく残していた点を自己批判し、職場に

たたかう組合を組織することの重要性を訴えている。それとともに、とにかく二〇〇名の支部組織がのこり、八月一日に日産プリンスの合併が実現した暁には、日産自動車内に全金支部ができることになることの意義を重視している。というのは、プリンスの問題がおこってから、日産横浜、埼玉日産ディーゼルで解雇された計三名の労働者が、全金と協力して法廷闘争をたたかっており、また日産労働者から組合にたいする不満と全金支持を訴える手紙が「連日のように」送られているので、プリンス自工二〇〇名が、約三万の日産労働者のたたかうとりでの役割を果たすことは不可能でないと見ているからである。

3　総評と同盟の大会

一九六五年一月～一九六六年六月の期間に開催された総評同盟の各大会の概況は次のとおりである。

総評第二七回臨時大会　六五年春闘が山場をむかえた三月三～四日、総評は第二七回臨時大会を東京、社会事業会館で開催した。大会で春闘をめぐる情勢の報告ならびに大会議案の提案を行なった岩井事務局長は、大会の目的を次のようにのべている。

【大会の目的】「本日ここに臨時大会を決意した理由は、まず第一は、引締政策が転換し、経済成長が確実に前進しはじめた時期に、物価急上昇にあえぐ労働者大衆の熱望にこたえて昨年以上の大幅賃上げをかちとるためであり、第二は好転しつつある内外の世論を背景に、ＩＬＯ八七号条約を批准させ、官公労働者の団結権、スト権奪還の展望を切り開くことであり、第三には、今日危機に見舞われている中小企業問題にたいして最賃制と中小企業労働運動を押し広げ、政策の姿勢を変えさせることであり、第四には、健保の労働者負担の増大、失保の締めつけ強化など、社会保障改悪を打破すること、第五には、北炭夕張の犠牲を前にして『生命を守る運動』を拡大させることであり、こうした闘争力の拡大に依拠しつつ、原潜寄港にみられるような政府・自民党の核武装体制への傾斜、日韓会談促進の陰謀、中国敵視政策、憲法改悪の方向を打ち破ってゆく春闘にしなければならないと考えたからであります。」

大会は三月三日一〇時五〇分、四三単産四六三名の代議員の出席のもとに、門間総評副議長の開会のあいさつで開始された。日教組宮之原委員長以下五名が議長団に選出されたあと、太田総評議長のあいさつ、中立労連、社共両党の代表の来賓あいさつがあり、大会によせられた世界労連、国際自由労連、自由ドイツ労働総同盟、全ソ労働組合評議会、ベトナム総工会からの祝電が披露された。こうして大会は本題に入り、まず岩井事務局長が情勢の報告ならびに大会議案の提案を行ない、さらに安恒政治局長が「医療費問題の経過と今後の健保共済改悪反対闘争」について、案納争対局次長が「労働災害絶滅闘争」について、それぞれ補足提案を行なった。

大会は質疑、討論ののち、この春闘議案、「全国の中小企業労働者の闘争強化に関する決議」、「労働災害の絶滅と北炭夕張救済決議」、「ＩＬＯ八七号条約批准、スト権奪還に関する決議」、「全ての弾圧に反対し、権利闘争を強化する決議」、「日中国交回復三〇〇〇万署名運動推進に関する決議」、「沖縄施政権返還闘争強化に関す

る決議」、などの諸決議と「大会宣言」を満場一致採択した。諸決議の一部ならびに大会宣言の要旨は左の通りである。

【緊迫した内外情勢に対処し日本の平和と独立、民主主義を守る決議（要旨）】　われわれはベトナムにおけるアメリカの侵略行動に加担する佐藤内閣の政策に強く反対する。インドシナ紛争の基本的解決は、民族自決の承認、外国軍隊の速かな撤退である。最近仮調印された日韓条約はNEATO体制の完成をめざすものである。この重要な情勢に対処し、米原潜寄港阻止、日韓会談粉砕、沖縄返還、憲法改悪阻止、安保条約廃棄のためにいまこそ総決起しなければならない。春闘にたち上ったすべての労働者が、この闘いを国民的な幅広い統一行動に発展させることは喫緊の急務である。

【全国の中小企業労働者の闘争強化に関する決議（要旨）】　高度成長政策に基づく政府の中小企業破壊政策により企業倒産件数は最高を記録している。春闘に結集した六七〇万労働者は大幅賃上げ、全国一律最低賃金制確立、合理化反対等の統一要求を掲げて闘っている。中小企業労働者の闘いの前面に最賃制要求を掲げて闘おう。劣悪な労働条件、前近代的な労使関係、不断の労働災害、長時間労働に反対し、倒産、企業閉鎖に反対して徹底的な抵抗闘争を組織しよう。すべての地域に「中小企業労働者を守る共闘会議」を組織し、すべての中小企業に労働組合を結成しよう。

【沖縄施政権返還闘争強化に関する決議（要旨）】　沖縄は今や米国のアジア侵略の核基地、攻撃基地として極東の緊張を激化させ、中国封じ込めの戦略基地として強化されている。米国の植民地支配は沖縄県民の生活と権利を抑圧している。全労働者が今次春闘の中で沖縄連の組織を地域職場に定着させ、政府に対し沖縄の祖国復帰、沖縄への憲法適用、社会保障制度確立などの要求をかかげて闘うことを要望する。

【大会宣言（要旨）】　われわれは本臨時大会において春闘共闘に結集する六七〇万労働者の中核としての責任を再確認しながら、▽大幅賃上げ、全国一律最賃制の確立、▽合理化反対、労働時間短縮、労働災害の絶滅、▽医療費値上げ反対、健保改悪反対、社会保障拡充、▽ILO条約八七号批准、スト権奪還、労働基本権確立、▽物価値上げ反対、減税、▽原潜寄港阻止、日韓会談粉砕、▽沖縄、小笠原の祖国復帰、日中国交回復、▽ベトナムからのアメリカ軍の撤退とアジアの平和の確立、等々の要求を結集し、あらゆる妨害をはねのけてスト権を集約し、鋭く長期に闘う体制を確立した。われわれは、更に重化学工業を中軸として、それぞれが独走を辞さない産業別統一闘争を組織し、地域での共闘を一層固め、闘いの重要段階では臨時大会、全員投票などによって「大衆に問い大衆と共に闘う」大衆路線をうちたて、昨年をはるかに上回る大幅賃上げを獲得するまで妥結しない方針を誓いあった。われわれは三月一七日を中心とする一斉ストライキ、最大限の大衆行動によって迫力をもった春闘の前段の闘いを展開し、引続き四月上旬からすべての労働者が一体となったストライキに突入し、スケジュール闘争の弱点を克服しつつ「敵よりも一日長い」ねばりと、政府・独占に最大限に打撃を与える戦術をもって徹底的に闘い抜くことを決意する。

総評第二八回定期大会

総評第二八回定期大会は六五年七月三一日～八月四日の五日間にわたって、東京の文京公会堂で開かれた。大会は四一組合四〇一名の出席で成立、兼高総評副議長の開会の言葉があったのち、自治労栗山委員長ほか五名の議長団を選出した。大会には社会党、共産党、中立労連、新産別その他さまざまの民主団体の代表が来賓として出席、あいさつしたほか、国外からはビトッシ議長を団長とする世界労連代表団をはじめ、全ソ労働組合中央評議会、中華全国総工会、ハンガリー、ブルガリア、チェコスロバキア、ユーゴの各労働組合中央評議会、フランス労働総同盟の代表が出席し、またベトナム総工会、朝鮮職業総同盟、国際自由労連、イギリス労働組合会議、イタリア労働総同盟、ドイツ労働総同盟、自由ドイツ労働総同盟などがメッセージをよせた。

大会成立宣言ののち、太田総評議長があいさつし、「ベトナムで泥沼におちたアメリカはどんなことをするかわからない」とベトナム侵略戦争反対を強調し、大会の課題は「反戦反独占の構えの抜本的強化」であると強く訴えた。

ついで国際レーニン平和賞受賞式が行なわれ、総評が原水爆反対の中心にたち、またベトナム侵略反対の闘争で積極的役割を果たしているということで、ソ連のG・A・A・ロマノフ受賞選考委員から太田議長にレーニン平和賞が授与された。

大会の中心議題である「一九六四年度一般経過報告並びに一九六五年度運動方針、秋期年末闘争方針」の提案の説明は岩井事務局長が行ない、大会の討議の大半はここに集中された。六五年度運動方針の特徴は、全体としてベトナム戦争拡大の危機と不況下の闘争を強調し、危機感を強く訴え、反戦・反独占体制の強化、そのための社会党員の増大の必要を強調していることにあった。この方針にたいして、全電通、日教組、私鉄、合化、炭労、全逓の主流派組合と、全日自労をはじめとする一五単産（全税関、全厚生、全国税、全運輸、全労働、全港建、全建労、全電波、全商工、全司法、全自運、全自交、全日自労、紙パ、医労協）および全金の反主流派組合から、修正案ならびに意見書が出された。そして討論をつうじて、ベトナム反戦スト権を確立せよ、反合理化闘争のなかで時間短縮闘争の意義を強調せよ、官公労働者のスト権奪還をみずからのストライキ闘争でかちとる方向をうちだせ、主婦の会をあらゆる単産につくれ、ベトナム反戦闘争については「ハノイの国際会議」（注　南ベトナム労働者人民支援国際労組委員会第二回会議を指す。第Ⅸ編「国際労働組合運動と日本」参照）の決議を支持することを明らかにせよ、などの主張は補強という形で原案にとりいれられ、岩井事務局長は「ベトナム戦争が第三次大戦に発展する危険をみせたときは、臨時大会を開き、ストライキで反対する」と言明した。またベトナム問題で使節団をアメリカに送れという全電通の主張は、いくつかの国に使節団を派遣するということで受け入れられた。

春闘方針について、原案が重化学工業中心を強調しているのにたいして、全逓は「国公、地公、公企、民間の全ての組合が統一して闘える時期」を設定せよとその変更を要求したが、本部側はこれをしりぞけ、原案の主旨をつらぬいた。

主流反主流の修正案が真向から対立したのは、政党支持と共闘の二つの問題であった。原案は社会党支持、幹部活動家の社会党への大量入党を謳う一方で、共産党との協力も否定していなかったが、反主流派が一日共闘を発展させて、安保共闘を再開させること、および政党支持の自由と政治活動の保障の原則にたって、原案を修正することを求めたのにたいして、全逓をはじめとする一部の組合は、なぜ社会党を支持し共産党を支持しないかを明確にし、共産党との協力をいっさい拒否することを、要求した。しかし結局、全逓側主張は、社会党を支持する理由として「平和共存と平和革命の路線」で総評と社会党は一致するからという主旨の言葉を原案にいれるということでとりさげられ、他方、一五単産と全金の各修正案は、採決に附されて、いずれも五四八票中七四票と九八票の少数で否決された。なお本部案には一九の単産が反対した。

大会は六四年度決算報告を承認するとともに、中小企業対策オルグの給与改善を中心に現行会費の一律四円値上げをもとめた本部提出の六五年度予算を審議した結果、①人件費・物件費を一〇％アッ

プし、②会費は八月以降月額三円値上げし、③原則として臨時カンパはしない、④納入金サバ読み解消のため特別小委員会を設けるなどの修正を行なって、これを承認した。

大会はまた、総評の基本綱領、規約を支持する組合のオブザーバー加盟を認めるよう規約改正を行ない、国際連帯強化特別委員会の設置を決定するとともに、次の一四の決議と大会宣言を採択した。①アメリカ爆撃機の沖縄からのベトナム渡洋爆撃に対する抗議決議、②中小争議支援に関する決議、③弾圧諸事件の闘争を支援する決議、④社内預金制度全廃に関する決議、⑤すべての弾圧に反対し権利闘争、諸法廷闘争を強化する決議、⑥健保・共済の改悪に反対する決議、⑦朝日訴訟闘争強化のための決議、⑧小中学生のソ連渡航拒否に対する抗議決議、⑨労働金庫一本化推進の決議、⑩沖縄返還運動強化に関する決議、⑪東京新聞労組に対する不法な分裂、処分、攻撃に抗議し共闘する決議、⑫裁判所の整理統廃合に反対する決議、⑬中毒法成立促進に関する決議、⑭中国、九州水害、下筌ダム闘争に関する決議、⑮大会宣言。

大会が採択した「一九六五年度総評運動方針」の骨子ならびに「大会宣言」の要旨は次のとおりである。

【一九六五年度総評運動方針（骨子）】一、情勢の推移と展望（省略）
1　ベトナム戦争と国際政局の危機、2　国際経済の停滞、3　低迷する日本の経済、4　自民党内閣の反動政策
二、基調（要旨）

佐藤内閣の今後の方向は憲法改悪、全面戦争の危険を冒す北爆支持、アメリカの侵略政策支援のコースを辿り、その戦争政策の行きづまり、経済の矛盾の拡大、腐敗政治などの危機を打開するため、われわれに一層激しい攻撃をかけてくるだろう。

従って今日何としても大事なことは、われわれ労働者が先頭になって、攻撃をはね返す体制を作ることであり、佐藤内閣の政策を根本からゆるがすような闘いを組むことである。この段階では次のことを重点的に行ないたい。

第一に、ベトナム戦争拡大防止のため、米軍の即時撤退と民族の自決権尊重を基本にこの運動をすすめ、「ベトナムからアメリカ軍の撤退を求める四千万署名」を完遂する。

第二に、政治的危機を乗り切るための合理化攻撃に対し、中立労連と話合い春闘共闘を舞台に地区、県、産業別に合理化対策委員会をつくり、最大限に抵抗する闘いを組む。

第三に、失対、定員外の仲間を先頭に立て、職業病・災害の犠牲者を加え、春闘の前段として予算編成に底辺労働者を一丸とした大闘争を展開する。

第四に、来春闘は総評、中立労連を中軸とする広大な戦闘体制をきずき、重化学工業を先頭とし、大産業別共闘会議をもって全国的統一闘争へと発展させる。

第五に、公務員労働者の賃金闘争を強化し、秋に公務員共闘の強力な実力行使を構えて闘うような体制をつくる。

第六に、ＩＬＯ闘争は前進を示したが、ＩＬＯとは自らの力でスト権を闘いとるための理解を深め、その舞台をつくるため以外の何ものでもない。労働基本権の奪還と国内法改悪阻止のため来春以降官公労働者の統一した実力行使体制を確立して闘う。

第七に、災害に抗議し生命を守るために、安全の保証をストライキで闘いとることが大事であり社会保障の改悪に反対するためにいまから強力な体制をつくる。

以上の基調に従って次の要求を中心に今年度の活動を進めてゆく。

1　生活を守る闘い――大幅賃上げ、春闘体制の強化、最低賃金制獲得と社会保障の飛躍的拡充、物価値上げ反対、大幅減税の実現
2　合理化に反対する闘い――労働時間短縮、労働災害絶滅、生命と安全を守る闘いの強化、労働強化、労働条件改悪反対

3　権利を守る闘い――スト権奪還、一切の弾圧反対
4　地方自治を守る闘い――地方行財政の確立、義務教育の無償、反動文教政策の打破、辺地行政の充実
5　平和を守る闘い――ベトナム侵略反対、平和と独立、憲法を守る闘いの強化、安保条約廃棄、日韓会談阻止、原潜寄港反対、沖縄の祖国復帰

三、主要闘争目標（省略）

（なお「三、主要闘争目標」には「10、労働運動の強化発展のために」、「国内労働戦線の統一のために」、「12、国際労働戦線の統一のために」などの項が含まれており、これらの項の中では、①金属共闘を軸に金属労働者との共闘を促進し、産業別統一闘争体制の確立につとめる、②青年労働者のエネルギーの重視、③社会党との支持関係を「質的に改善」するため、幹部、活動家の大量入党の推進、④金属労組対策を前進させるために先進資本主義国の労組や産業別インターと交流するのは積極的意義があるが、これらとの交流が国内の労組の共闘と統一のさまたげになるとしたら、誤まりである、などのことが指摘されている）。

【大会宣言（要旨）】第二八回定期大会はアメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対する全世界の労働者階級の闘いの嵐の中で開かれた。ベトナムの今日の状況はジュネーヴ協定を蹂躙するアメリカの政策に起因するもので、アメリカをはじめとする外国軍隊の即時撤退以外に解決の途はない。しかるに日本政府はアメリカの侵略行動を支持するばかりか、侵略戦争介入の態度を示している。ベトナム軍隊を派遣した「朴韓国政府」へのテコ入れのために日韓条約が調印され、自衛隊の海外派兵、憲法改悪の準備など、日本軍国主義の復活、強化は最近の高度成長の反動期の中でとくに露骨になっている。

帝国主義的対外進出、カルテル体制強化、合理化のもとで首切りと低賃金、社会保障制度の後退、中小企業の破産、農業の切りすてがはげしくなっている。総評に結集する労働者の緊急の任務は、すべての働く階級の結集、反独占の国民的統一戦線の形成である。

われわれはこの大会でベトナム侵略戦争反対、日韓条約批准阻止をはじめとする反戦闘争の強化、大幅賃上げと反合理化体制の確立、二重構造打破と貧困の解消、労働災害の防止と最賃制の法制化のために力強い闘争にたよることを決意した。われわれはすべての働く兄弟と手をつなぎ、沖縄労働者の闘いを包み、職場と地域の闘いを前進させ、日本の完全独立と社会主義の実現のために総決起することを誓いあい、ここに内外に宣言する。

一九六五年八月四日

総評第二九回臨時大会

総評は日韓条約批准阻止闘争、人事院勧告の完全実施をめざす公務員の賃金闘争、年末一時金と社会保障をはじめとする予算要求のたたかいなど、秋期・年末闘争のヤマ場をまえにして、一〇月六～七日東京、太田区民会館で第二九回臨時大会を開催した。

大会は四一単産四三〇名出席で一一時成立、荒川総評副議長の開会の辞をもって開かれ、日教組宮之原委員長以下五名の議長団を選出。宮之原氏は議長団を代表してあいさつし、そのなかで、公務員共闘傘下の主要組合はすでにスト権を確立しているが、国公地公の労働者が統一賃金闘争をストライキをもってたたかうのは、二・一ストいらい初めてのことであり、このたたかいはスト権奪還の展望をもつものだとのべた。

太田総評議長のあいさつにつづいて、社共両党、中立労連、在日朝鮮総連の代表が祝辞をのべ、さらに次の諸外国労組からのメッセージが披露された。世界労連、国際自由労連、ハンガリー労組中央評議会、イギリスTUC、AFL・CIO、インドHMS、チェコスロバキア労組中央評議会、スウェーデンLO、フランスCGT、フランス民主労働総同盟DFDT、ドイツDGB、FDGB、全ソ労組中央評議会、ベトナム総工会、シンガポール全国労組会議。

岩井総評事務局長は「秋季闘争をめぐる諸情勢の報告ならびに大

会中心議題の提案」を行なったが、そのなかで臨時大会開催の理由として、①公務員共闘に結集する一六〇万労働者にだされた人事院勧告を、過去一六年にわたって一度も完全実施していない政府に完全実施させるために強力なたたかいを組織する、②中小企業の倒産、帰休制、首切りの形で全面化した合理化をはねかえすという緊急の任務に取り組む、③日韓条約批准をめぐる反戦、平和のたたかいがいっそう緊迫している、④ここから反合理化、賃金など身近かな闘争を積み上げて大きな政治闘争へ発展させ、政府独占に迫ってゆく、の諸点をあげた。

大会はこの報告と提案を採択したほか、次の諸決議と大会宣言を採択した。①新聞代及び公共料金値上げ反対を中心とする当面の物価値上げ反対闘争強化について、②アメリカ軍の〝リトル・ジョン〟発射訓練に対する抗議決議、③一酸化炭素中毒法立法化闘争に関する決議、④労働事件に対する刑事罰反対、全逓中郵事件等無罪要求に関する決議、⑤石原産業労連の「安定賃金」排除闘争への支援共闘決議、⑥ベトナム人民に対するアメリカ軍の毒ガス使用に対する抗議の決議、⑦大会宣言。

大会宣言の内容は次の通りである。

【大会宣言（全文）】第二八回定期大会以来、旬日をいでずしてここにわれわれが異例の臨時大会を開催した理由は、公務員労働者の賃上げ、合理化反対、日韓条約批准阻止、ベトナム反戦など、反戦平和の闘いを柱とする、秋から春にかけての闘いを全労働者の総決起をめざして一そう強化前進させるためである。

いうまでもなく、公務員労働者の賃上げ問題は、人事院が労働者の要求を無視した公平でない勧告を行ない、政府がさらにこれを値引いて勧告をたな上げにしようとする不誠意にその端を発している。

ストライキ権を奪う代償として人事院勧告があるというならば、これに忠実に従うのは、使用者たる政府の義務でなければならない。しかるに積年にわたってこれを裏切り続け、一片の誠意をも示した事のない政府に対し、いままで我慢を重ねてきた公務員労働者は怒りを爆発させている。この憤激を一体誰がおさえつけることができようか。

人事院勧告が、日本の労働者の低賃金政策のテコとして使われてきたことは周知の事実である。独占資本が、公共料金や独占物価をかってに引上げ、さらに公債発行などの政策的インフレを助長させながら、一方では労働者の賃金だけを抑圧しようとする態度に対し、労働者は沈黙していることができない。またこのような搾取と収奪の政策は今首切り、配転、賃上げの合理化攻撃となって全職場を覆っている。

中小企業や農民に対する切り捨て政策も、一そう過酷なものとなっている。このような賃金抑圧や合理化の政策が日本の戦争政策と密接不離の関係にあることはいうまでもない。

日韓条約の批准、ベトナム侵略に対する協力などに見られる日本政府の戦争加担は、アメリカ帝国主義の侵略政策と同罪であるといわなくてはならない。いま佐藤首相の陰に岸信介や賀屋興宣氏など、かつての一級戦犯がうごめいている現実は、政府自民党の反動と戦争の性格を露骨に示すものである。

第三回定期会合に際し、「日教組との中央交渉問題」について、佐藤内閣が示した態度は、政府の総評に対する明らかな挑戦であり、断じて容認することは出来ない。われわれはいま決意を新たにして、政府ときびしく対決し、断固として闘いに立ち上がらなくてはならない。

われわれは、この大会において「反戦平和の四千万署名」に対する労働者一人一人の努力を通じて、国民の要求を広汎に結集し、一〇月一二日の一〇万人動員を実現し、さらに、一〇月二二日の公務員労働者の半日ストライキを勝利させ、一一月以降、日韓批准阻止のための「一日共闘」を拡大強化し、反戦の実力行使を含む闘いを盛り上げ、年末から春にかけての闘いになだれこむ体制を確立した。

われわれの闘いは、国民の生活と権利、日本の平和と民主主義、独立を

守る闘いの中核である。この責任と義務をいまあらためて確認しつつ、四五〇万の名において、厳粛に誓いあい、ここに内外に宣言する。

一九六五年一〇月七日

総評第三〇回臨時大会

六六年春闘をまえに二月九～一〇日総評は東京、久保講堂で第三〇回臨時大会を開催した。大会は四七組合四四一名の出席をまって、門間総評副議長のあいさつをもって開会された。大会は議長団に全駐労市川委員長以下五名を選出、太田総評議長のあいさつにつづいて、社共両党と中立労連の来賓あいさつがあったあと、岩井総評事務局長が「春闘情勢報告ならびに提案」、それについての質疑・討論・各単産代表の決意表明などが行なわれ、春闘の情勢報告と大会議案ならびに附属議案「石炭政策反対闘争推進について」、大会議案にふくまれたスローガンなどを一括承認したほか、次の一一の決議と闘争宣言を満場一致採択した。①新東洋硝子、全国セメント、全鉱尾去沢、中小企業倒産など合理化反対闘争支援に関する決議、②沖縄労働者に対する連帯強化と返還要求闘争の具体化について（特別議案）③アメリカの北爆再開反対、原潜寄港反対の決議、④「職員の服務の宣誓に関する政令」および「勤務成績の評定の手続き及び記録に関する政令」反対決議、⑤国有林労働者の大量首切り、国有林公社化に反対する決議、⑥全国金属プリンス自工支部への組織破壊攻撃に対する支援決議、⑦全造船機械三菱支部組織防衛闘争への支援決議、⑧地方公営企業法等の改悪による地方公営企業労働者に対する合理化に反対する決議、⑨私鉄松本電鉄労組闘争支援について、⑩電力、石炭労働者に対するスト規制法撤廃、官公労働者の労働基本権確立に関する決議、⑪全金大和製作支部闘争支援について。

以上採択された諸文書のうち、春闘の情勢と闘争方針をのべた大会議案書の要旨は次のとおりである（なお、この文書には「大会附属方針書」として「春闘における労働基本権確立の闘い」が附せられてあるが、その内容は省略する）。

【第三〇回臨時大会議案（要旨）】一、深刻な不況のなかで政府の資本家は賃上げをゼロに押え込もうとしており、私達は鋭い長期のストライキで対決しなければ勝利できない。また政府の予算案は大企業擁護のインフレ予算で、春闘でこれをつぶさなければならない。今年の春闘は大幅賃上げ闘争がストレートに政治に結びつく様相にある。

二、日韓条約は国会史上に例をみない暴挙で押し通されたが、自民党のファッショ政策の本質は国民に露呈され、佐藤内閣の命取りになりかねない情勢が生まれている。一部の与論を気にして補正予算の国会通過まで妥協した社会党の真意は疑わざるをえないが、妥協を排し対決の姿勢を堅持するよう望むものである。私達は一層自信をもってベトナム戦争に通ずる一切の政策をやめさせ、日韓条約の空洞化、法改悪反対、小選挙区制反対、日本核武装阻止、沖縄祖国復帰などの平和闘争を強化し、「ベトナム反戦四千万署名」を完遂しなければならない。合理化反対闘争は不充分であったが、われわれの潜在的な力は強まっている。物価は大幅に上り、少くとも二〇以上の大幅賃上げが必要である。総体的に言えばわれわれは政府、独占の側を鋭く追い込んできているといえる。

三、いまは攻撃に移る時点にある。そのために第一に、労働者の要求を主体にして闘いを組織してゆくことが基本である。また国民の大多数の支持が大切で、そのために闘いの中心をしぼる必要がある。教宣活動も大産業別か総評全体の規模で統一的視点でおこなわなければならない。爆発的エネルギーを持続させるには地域組織が重要である。闘いを強めるために社会党との協力関係を強める。運動の発展の中で統一戦線の問題がでてくるが、春闘期間は労働組合が主体となり、革新政党とは協力協賛の形で運動をすすめるのが最善の方法である。

四、合理化に対しては実力行使をかけて対決するのが基本であり、また積極的に時短、要員増、災害防止を要求してゆく。全国一律最賃制確立の闘いは今年春闘の最重要課題の一つであり、政府に実現を迫るために全単産がスト権を確立しなければならない。権利を守る闘い、とりわけ労働基本権奪還の闘いは重要時点にあるが、あくまで実力で闘いとるという基本的立場を堅持しつつ、公務員制度審議会を足場にして、大幅賃上げ闘争の中で事実上スト権を奪還する闘いを組織する。今次春闘は構造的不況の中での闘いであり、賃金闘争を軸にしてあらゆる政治的、経済的な闘いを結合して闘わなければ賃上げ闘争自体の成功もむづかしい。春闘期間の統一スローガンは、①職場の抵抗を強め、合理化攻撃を粉砕し、大幅賃上げを闘いとろう、②物価値上げ反対、大資本家擁護の予算粉砕、中小企業をつぶすな、③全面一律最賃制確立、社会保障の拡充、④ベトナム侵略反対、四千万署名の完遂、安保条約廃棄、⑤憲法改悪阻止、小選挙区制反対、国会解散、佐藤内閣打倒、⑥労働基本権奪還、とする。

五、春闘の前段行動の第一の昂揚は二月二七日とし、物価値上げ反対と独占本位の予算編成に抗議する一大デモを展開して、三月段階から大幅賃上げの本格決戦に入る。大幅賃上げの獲得までねばり強く闘える組合は、できるだけ早く実力行使に入り、三月末の統一行動以降は全体が起ち上って最大限の実力行使に入り、それでも壁を突破できないときは四月中旬全単産が最高の戦術をもって決戦体制をとる。

同盟第二回定期全国大会

同盟の第二回定期大会は一九六六年一月一八～二一日、東京、久保講堂で開催された。代議員四二〇名中三一七名の出席をえて、一八日一〇時一〇分に基同盟副会長のあいさつで開会された。大会は全繊同盟岩崎昇策を大会議長に、その他三名を副議長に選出、ついで中地同盟会長があいさつを行なった。

会長あいさつにつづいて、小平労働大臣が登壇して祝辞をのべ、「同盟の皆さま方の御理解、御協力」を要望するとともに、「貴組合の発展を心からお祈り申し上げる」とのべた。このほか来賓として西尾民社党委員長、武藤民主社会主義研究会議議長、松本核禁会議議長、柏原新産別代表などが祝辞をのべた。

外国労組からの来賓としては、韓国労働組合総連盟、中華民国総工会、フイリピン労組、ベトナム労働総同盟（南）、国際自由労連アジア地域組織、AFL＝CIOの各代表がみられ、また国際自由労連、同米州地域組織、イギリス労組会議、ドイツ労働総同盟、フランス・労働者の力、アメリカ炭鉱労組のほか二〇カ国の労働組合から祝電がよせられた。

大会では「一般経過報告・会計報告」と「一九六六年度運動方針案の提案・説明」を天池書記長が行なった。これらに関する質疑討論のなかで、造船総連などから、参院選挙のさいに民社党候補のない選挙区に同盟が白紙投票を指示したこと、民社党に先立って同盟が日韓条約を基本的に支持するとの態度を表明したこと、また同盟の方針のなかに民社党の体質改善を謳うことなどについて疑問がのべられるなどのことがあったが、しかし一般報告は承認され、運動方針案は多少の字句の修正をへたのち満場一致採択された。

大会はこのほか一九六六年度予算をきめ、規約の一部改正を認めるとともに、次の諸決議と大会宣言を採択した。①海員争議支援に関する決議、②南ベトナム労働者の支援活動に関する決議、③沖縄祖国復帰促進強化の決議、④鉱業政策確立促進に関する決議、⑤当面の労働福祉活動について、⑥長期賃金計画策定について、⑦選挙闘争推進に関する決議、⑧大会宣言。

なお、大会前に中地会長が辞意を表明したため、亀山電労連会長、基造船総連委員長、瓜生全繊同盟副会長の三人で役員人事に関

する三人委員会がつくられて、接渉がつづけられたが、結局、中地氏が辞意を撤回、中地会長、滝田会長代理、天池書記長の三役は大会で再選された。

大会で採択された「一九六六年度運動方針」は、流動する内外情勢、当面の政策路線、生活向上・政治活動強化・平和維持のたたかい、日常活動の強化の四部からなっている。総評の運動方針がベトナム戦争拡大の危機を正面から取り上げているのにたいして、これは国際情勢の最近の特徴を、冷戦から平和共存へ、両極から多極化へと分析し、アジアにおける開発途上にある国ぐにに協力する「わが国の使命」を強調している。わが国の政治経済情勢については、自民党と社会党にたいする不信と混迷を打開する民主社会主義の任務を強調するとともに、逆行しつつある企業の合併・生産の集中など「経済寡占化」については、生産コストを下げ国民経済にプラスするものとして、これを基本的に支持する態度をとっている。賃金については、六五年度の消費者物価上昇率約八%をカバーし、さらに六六年度の経済成長率七～九%を積み上げたものとして、一五%程度の引上げを要求するとともに、「賃金体系・賃金構造の近代化」を推進するということで職能賃金化に努力するといっている。また政治活動については、労組の主要任務は経済闘争で、政治闘争偏重主義を排撃するが、労働者の生活のなかには社会保障、教育労働法制など政治が入りこんでいるから、組合は政治的な問題に取り組まねばならないとして、前年一〇月いらいすすめてきた同盟組合員一〇万名の民社党への大量入党運動を完遂することの必要を強調している。平和維持のたたかいについては、ベトナム戦争についてアメリカの行動を帝国主義的侵略ときめつけるような共産党、社会党ならびにこれに同調する勢力が行なっているのは、「にせの平和運動」だとのべて、これに反対し、「人類を破滅にみちびく核兵器の実験と製造の禁止ならびに現に保有している核兵器の廃絶を、現代世界における最重要な平和運動の課題である」と主張している。

また大会が採択した大会宣言は要旨次のとおりである。

【大会宣言（要旨）】われわれは大会の審議をつうじて、同盟の基本路線を一段と明確にし、本年度の主要闘争目標を決定した。

現在、自由、共産両陣営が平和共存を推進しなければならないのは、人類を核兵器による破滅から救うという至上命令によるものである。この意味で平和共存の推進は現在の世界の動きの中で不動の重みをもっている。

同時に、植民地の解消、資本主義諸国における民主的労働運動と民主社会主義運動の前進、共産圏における独裁体制の雪どけなど自由と民主主義の発展気運は、今日の世界の全面をおおっている。われわれは世界の動きを以上のように見きわめた上で、平和共存と自由と民主主義の発展に寄与するよう、わが国の労働運動と国内建設を推進することを、同盟の基本路線として、本大会で再確認した。

また本年度の経済闘争、政治活動、国際活動を次の方針のもとに展開することをきめた。

賃上げについては、昨年度の消費者物価の上昇率八%と本年度の経済成長率七ないし九%とを見込んで、要求基準一五%を打ち出した。不況打開のために賃金を抑えねばならないとする政府経営者陣に対して、不況打開、経済発展のためには賃上げと産業民主主義の徹底が不可欠であるとの態度をもって対抗し、闘争を通じて彼らの反動的態度を粉砕する。

今年は総選挙の年で、自民党の施政、党勢は限界にきている。自民党には大企業本位の営利主義と権力主義とがさびついており、その経済政策は総合性計画性を欠くばかりか、中小企業を軽視し、国民生活の向上を忘れているため、国民はこれから離れつつある。他方、何でも反対の党である社会党は議会政治を踏みにじるもので、この党勢も限界にきている。われ

われはこの情勢に乗じて民社党の大量進出を達成するために、十万名の入党運動の推進などを急がねばならない。

民主的労働組合のとくにアジアにおける国際連帯の強化は、同盟の中心任務である。大会は南ベトナム労働者支援活動に関する決議を採択したが大会の成果をふまえてとくにアジアにおける連帯活動を一段と積極化しなければならない。

II 労働争議

概要□統計からみた争議＝争議統計／争議件数および参加人員／争議形態と労働損失日数／争議の産業別・企業規模別分布／争議の要求事項／争議の解決状況／**争議の月別概況**

概要

一九六一年にピークに達した労働争議は、六五年には三〇〇〇件台をこえて新たな記録を達成し、六六年にはさらに記録を更新するいきおいをしめしている。しかも争議行為をともなう争議の増加はとくにいちじるしく、労働者は同盟罷業とならんで四時間以上の罷業、怠業等の争議形態にますますたよるようになっている。

争議の中心にたっているのは、製造業とりわけ金属機械労働者であり、ついで運輸通信労働者である。

争議を主要要求事項別にみると、賃上げ、臨時給与支給の要求が総件数の八割以上をしめ、ますます比重を高めているが、解雇反対、時間短縮、組合活動の保障などの要求によるものもふえている。

争議は多発し、しかもますます長期化する傾向をしめしているが、要求の貫徹は困難になり、要求を五〇％以上実現することに成功した争議は、解決した争議件数のうちの六五％へと低下している。

1　統計からみた争議

争議統計

わが国における労働争議の最も総括的な統計は、労働大臣官房統計調査部で集計する「労働争議統計調査報告」（月間統計）と「労働争議統計調査年報告」（年間統計）である。その調査担当者は各都道府県労政主管課および労政事務所の職員で、争議が行なわれた事業所もしくは組合ごとに面接調査し、これを右の統計調査部で集計する。集計の対象は、時期によって若干の変更をみたが、一九六四年以降は、「労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、同盟罷業、四時間未満の罷業、怠業、工場閉鎖および業務管理等の争議行為をともなった争議と、争議行為をともなわないが解決のために第三者（労働委員会、労政職員等）が関与したものとを、労働争議と規定して、これを対象に統計が作成されている。なお争議の単位は労働組合（争議団をふくむ）であり、原則として単位労働組合が実施する争議（単独争議）を一件としてあつかうが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約して実施する争議（連合争議）も一件としてあつかわれる。したがって、一件の争議でも数事業所、数企業におよぶものもあれば、一事業所または一企業の争議でも二件以上になるもの（一事業所、一企業に数組合ある場合）もある。また「同盟罷業」には四時間未満のもの（時間スト、職場集会等）が含まれていないことに注意すべきである。

争議件数および参加人員

一九六五年に争議件数はいちじるしく増大した。ストライキなどの争議行為をともなった争議と、争議行為をともなわない争議とを合計した総争議件数は、一九六〇年に戦後はじめて二〇〇〇件台を越え、翌六一年にピークに達したが、その後経済不況、消費者物価の上昇、ベトナム戦争拡大、日韓条約批准など労使間の緊張をつくりだす諸事情の発展を背景にして、六四年からふたたび増勢に向かい、六五年にはついに三〇〇〇件台を突破して、ここに新たな記録をのこすこととなった。また争議行為をともなう争議の件数も二〇〇〇件台をこえて、これまた戦後の最高を記録しただけでなく、総争議中に後者が占める割合は、前年までの三年間の七〇～七四％の水準をこえて、実に七七・三％に達した（第126表）。

争議参加人員も、これまた高水準に達したが、争議件数ほどの増大をしめしたわけではない。総争議についてみると、戦後最高の六一年水準をやや下回り、また争議一件当り参加人員数は、六三年の四四八一人、六四年の三二九二人、六五年の二九四二人と減少する傾向をしめした。しかし総争議参加人員中に占める争議行為参加人員数の割合は、二七・六％と、この五年来の最高率に達し、とくに六三年の一九・七％、六四年の二〇・五％にくらべて大幅の増大をしめしたことが注目される。

争議形態と労働損失日数

労働省の統計では労働争議を次のように分類している。

総争議
- 争議行為を伴う争議
  - 同盟罷業
  - 工場閉鎖
  - 作業停止争議
  - 四時間未満の罷業
  - 怠業
  - その他（業務管理等）
- 争議行為を伴わないが第三者（労働委員会、労政職員等）が関与した争議

この分類にしたがって六五年における争議行為をともなう争議を各行為形態別にみると、第126表のとおりである。

各行為とも件数、参加人員ともに増大しているが、前年にくらべて件数で最大の増加（五四・八％増）をしめし、また五年間の最大の記録をのこしたのは怠業（四時間未満の罷業を含む）である。このことは時限スト、職場集会等、労働者が賃金カットその他で自分たちのうける犠牲を最少限にとどめ、しかも相手にたいして有効な打撃を与えることのできる争議形態に、ますますたよるようになっていることをしめすものであると同時に、六五年の春闘その他に広範な労働者が参加したことの結果である。

他方同盟罷業は前年にくらべて、件数で二五・二％の増大をしめしたにとどまったが、参加人員では五九・二％、さらに工場閉鎖を含めた作業停止争議の参加人員は六〇・二％の増大をしめした。その結果、作業停止争議による直接労働損失日数が、約五六七万日と、前年にくらべて七九・一％増大したばかりでなく、六一年いらい一貫して減少してきた一件あたり損失日数も、前年の二五六五日から一挙に三六七七日へと大幅に増加した(第127表)。作業停止争議、

第126表　年別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

年別	総争議		争議行為をともなわない争議		争議行為をともなう争議									
					小計		同盟罷業		工場閉鎖		怠業		業務管理	
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1961	2,483	9,043,628	695	3,772,578	1,778	2,128,278	1,386	1,677,971	52	8,999	750	700,669	6	1,049
1962	2,287	7,129,007	591	1,243,814	1,696	1,884,979	1,283	1,516,481	64	15,984	805	838,792	3	298
1963	2,016	9,034,682	595	2,729,090	1,421	1,781,126	1,068	1,181,929	37	9,071	729	1,016,274	3	243
1964	2,422	7,974,224	668	4,096,814	1,754	1,633,999	1,220	1,048,980	51	12,578	975	994,956	5	253
1965	3,051	8,975,083	692	2,748,381	2,359	2,479,093	1,527	1,670,285	50	13,173	1,509	1,362,982	—	—

〔備考〕 1）前年から繰越したものを含む
2）争議行為を伴う争議のうち，1争議で2以上の行為形態をともなうものは，それぞれの形態で集計してあるので，形態別数と小計とは一致しない。
3）怠業の数字には，4時間未満の罷業の数字が含まれている。
4）労働省「昭和40年労働争議統計調査年報告」による。

第 127 表　直接労働損失日数

年　別	総　　数	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの	一件当り損失日数
	千日	千日	千日	日
1961	6,150	6,092	144	4,390
1962	5,400	5,309	477	4,157
1963	2,770	2,717	114	2,568
1964	3,165	3,066	150	2,565
1965	5,669	5,475	247	3,677

〔備考〕 同盟罷業と工場閉鎖とが同時に行なわれることがあるので，両者の損失日数の計は総計とは一致しない。

とりわけ、同盟罷業の件数、参加人員、労働損失日数の目立った増大は、一方でますます広範な労働者が争議に参加しているのとならんで、他方で争議が激烈になり、参加人員、継続期間からみて争議の規模が大きくなったことをしめしている。

争議の産業別・企業規模別分布　争議件数を大産業別にみると、六五年もひきつづき総争議、争議行為をともなう争議の双方ともに製造業が全体の過半を占めている。しかし、参加人員数についてみると、六五年には総争議では運輸通信業が製造業を上まわって全体の約半分をしめ、作業停止争議では製造業が全体の五七・三%、運輸通信業が二四・二%、労働損失日数では製造業六〇・一%、運輸通信業二四・〇%となっている（第128表）。こうして、争議行為に占める製造業、運輸通信業労働者の比重が増大しつつあるが、これに対して、六二年までかなり大きな比重を占めた鉱業は、不況、合理化の進展する中で組合の組織と運動の後退がみられたのを反映して、その比重を減少させている。もっとも、争議行為参加人員にくらべて労働損失日数におけるその比重がさほど減少していないことは、運動そのものの根びしさを物語るものといえよう。

つぎに製造業について産業中分類別にみると、第129表のとおりで、六五年の作業停止争議のうちで件数が多い部門は機械、化学、電気機器、輸送用機器等であり、行為参加人員では、電気機器、輸送用機器、鉄鋼、機械、化学が他をひきはなして圧倒的に多い。また製造業のうち金属機械産業諸部門の合計は、件数で全体の約五二%、行為参加人員で約七一%を占めた。

第 128 表　産業別労働争議件数および参加人員（総争議）

産　　業	件　数		参　加　人　員	
	1964	1965	1964	1965
全産業	2,422	3,051	7,974,224	8,975,083
農林漁業	20	14	436,256	525,069
鉱業	111	107	273,601	333,018
建設業	36	51	28,969	47,792
製造業	1,321	1,618	2,265,777	2,863,417
卸売・小売業	71	101	9,937	31,488
金融・保険・不動産業	43	60	62,939	41,072
運輸通信業	516	573	4,392,945	4,362,554
電気・ガス・水道業	17	40	153,536	250,910
サービス業	225	262	169,825	160,426
公務	60	225	179,091	358,339

労働争議（民間企業のみ）の発生状況を企業規模別にみると、争議発生企業数が最も多いのは、これまで九九人以下の小零細企業であったのが、六五年には、それ以上の規模の企業で争議の発生するものが激増し、ついに一〇〇～四九九人の中小企業が九九人以下のものをおさえて先頭

に立ち、五〇〇人以上の大企業も小・零細企業とほぼ同列にならんだ（第130表）。

争議の要求事項　六四年以降、ならびに六一年以降に発生した労働争議の件数を、総争議と争議行為をともなう争議について、それぞれ主要要求事項別にわけてみると、第131表および第132表のようになる。これによってみると、賃金増額、臨時給与等を要求する争議は、総件数の八〇%以上をしめ、六五年にいたってますますその比重をたかめている。また解雇反対復職と事業休廃止または操短反対の合計がふえていること、労働時間に関するものが長期的にみて増加傾向にあること、組合承認および組合活動の保障にかんするものがわずかながら増加していることなどが、六五年の特徴である。

第 129 表　産業別作業停止労働争議件数および参加人員

産業	件数 1964	件数 1965	行為参加人員 1964	行為参加人員 1965
農林漁業	3	4	669	3,867
鉱業	87	74	116,248	101,220
建設業	16	30	5,404	9,986
製造業	712	939	706,909	1,092,526
食料品	53	58	9,733	23,042
繊維	26	28	7,427	39,483
木材・木製品	34	49	4,506	10,135
パルプ・紙	30	40	35,160	38,483
出版・印刷	33	44	4,868	9,666
化学	97	114	79,107	95,577
ゴム・皮革	28	23	15,343	35,075
窯業・土石製品	54	76	27,535	40,745
鉄鋼	19	28	11,199	119,645
非鉄金属	13	38	3,064	18,805
金属製品	35	60	6,750	36,198
機械	128	140	110,186	99,953
電気機器	72	93	247,907	376,471
輸送用機器	61	84	131,002	124,521
精密機器	14	25	3,165	9,533
武器その他	15	18	4,957	9,727
卸売・小売業	37	42	4,042	7,903
金融・保険・不動産業	14	20	2,978	1,730
運輸通信業	282	307	123,031	427,284
民公営鉄道[1]	10	11	41,381	183,707
道路旅客輸送	140	168	38,031	81,160
道路貨物輸送	67	58	21,118	16,317
電気・ガス・水道業	5	18	21,554	17,779
サービス業	75	101	39,280	18,694
公務	3	7	30,000	1,353

〔備考〕 1) 民公営鉄道には国有鉄道を含めていない。

第 130 表　企業規模別労働争議発生企業数（総争議）

年	合計 企業	合計 %	500人以上 企業	500人以上 %	100～499人 企業	100～499人 %	99人以下 企業	99人以下 %
1961	4,058	(100.0)	1,324	(32.6)	1,291	(31.8)	1,443	(35.6)
1962	4,194	(100.0)	1,286	(30.7)	1,303	(31.1)	1,606	(38.3)
1963	3,939	(100.0)	1,304	(33.1)	1,236	(31.4)	1,332	(33.8)
1964	4,039	(100.0)	1,153	(28.5)	1,329	(32.9)	1,547	(38.3)
1965	5,116	(100.0)	1,631	(31.9)	1,811	(35.4)	1,674	(32.7)

〔備考〕 1) 民間企業のみ。
2) 企業規模不明があるため合計と規模別の計と一致しないことがある。
3) 1965年の数字は海員関係の争議を含んでいない。

第 131 表　1965年主要要求事項別労働争議発生件数（総争議）

主要要求事項	1964年	1965年
争議発生件数	2,330	2,984
要求事項総数	2,474 (100.0)	3,144 (100.0)
組合承認および組合活動	36 (1.5)	67 (2.1)
労働協約の締結・全面改訂	53 (2.1)	41 (1.3)
労働協約の効力に関する要求	8 (0.3)	13 (0.4)
賃金および手当	2,027 (81.9)	2,981 (82.1)
賃金増額	1,033 (41.8)	1,578 (50.2)
臨時給与金	820 (33.1)	839 (26.7)
退職手当	45 (1.8)	69 (2.2)
その他の賃金・手当	129 (5.2)	95 (3.0)
給与以外の労働条件	109 (4.4)	129 (4.1)
労働時間の変更	41 (1.7)	55 (1.7)
休日休暇に関する要求	19 (0.8)	15 (0.5)
その他の労働条件	49 (2.0)	59 (1.9)
経営および人事	356 (14.4)	241 (7.7)
解雇反対・復職	101 (4.1)	133 (4.2)
事業休廃止・操短反対	22 (0.9)	46 (1.5)
その他の経営・人事に関する事項	233 (9.4)	62 (2,0)
その他	65 (2.6)	72 (2.3)

〔備考〕 1争議で2以上の要求事項をもつことがあるので，争議発生件数と要求事項総数とは一致しない。

争議の解決状況

六五年に解決した争議行為をともなう争議二三〇二件を争議継続期間別にみると、いずれの規模のものも増加しているが、長期的なものほどその件数はふえ、ことに三一日以上のものは、前年の三八〇件から六五年の六〇〇件へと大幅に増大して、その全体に占める割合は、二六・一%という未曽有の高さをしめした（第133表）。

こうして、以上にみたように、一九六五年には争議件数、その参加人員が増大したばかりか、争議の規模も一件当りの参加人員、発生企業の規模、継続期間のそれぞれにわたって増大する傾向をしめしたのであるが、争議の解決結果は次の通りであった。すなわち、争議行為をともなう争議について解決結果別にみると、第134表にみられるように、労働者側の要求が貫徹した場合はますます少なくなるとともに、不貫徹も少なくなったが、しかし、六一年

第 132 表　主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為をともなう争議）

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対	事業休廃止または操短反対	労働時間	その他
1961	1,895件 (100.0)%	899件 (47.4)%	596件 (31.5)%	62件 (3.3)%	12件 (0.6)%	18件 (0.9)%	97件 (5.1)%
1962	1,761 (100.0)	923 (52.4)	544 (30.9)	74 (4.2)	13 (0.7)	13 (0.8)	40 (2.3)
1963	1,476 (100.0)	644 (43.6)	588 (38.8)	47 (3.2)	13 (0.9)	20 (1.4)	24 (1.6)
1964	1,837 (100.0)	855 (46.5)	608 (33.1)	47 (2.6)	14 (0.8)	30 (1.6)	65 (3.5)
1965	2,469 (100.0)	1,378 (55.8)	638 (25.8)	67 (2.7)	29 (1.2)	39 (1.6)	69 (2.8)

〔備考〕 1) 上記6項目以外の要求事項があるので，要求事項総数と要求事項別の合計とは一致しない。
2) 「その他」とは，同情ストおよび政治ストである。

第 133 表　継続期間別労働争議解決件数の推移（争議行為をともなう争議）

年	合　計	31日以上	6—30日	5日以下
1961	1,708 (100.0)	312 (18.3)	802 (47.0)	594 (34.8)
1962	1,667 (100.0)	341 (20.5)	784 (47.0)	542 (32.5)
1963	1,383 (100.0)	272 (19.7)	718 (51.9)	393 (28.4)
1964	1,712 (100.0)	380 (22.2)	813 (47.5)	519 (30.3)
1965	2,302 (100.0)	600 (26.1)	1,042 (45.3)	660 (28.7)

第 134 表　解決結果別労働争議解決件数（争議行為をともなう争議）

年　別	合　計	貫　徹	妥　協			不貫徹	その他	貫徹＋妥労の占める割合
			計	妥　労	妥　使			
1961	1,708 (100.0)	61 (3.6)	1,473 (86.2)	1,267 (74.2)	206 (12.1)	90 (5.3)	84 (4.9)	(81.8)
1962	1,667 (100.0)	46 (2.8)	1,494 (89.6)	1,192 (71.5)	302 (18.1)	115 (6.9)	12 (0.7)	(74.8)
1963	1,383 (100.0)	17 (1.2)	1,309 (94.6)	982 (71.0)	327 (23.6)	53 (3.8)	4 (0.3)	(72.4)
1964	1,712 (100.0)	45 (2.6)	1,500 (87.6)	1,120 (65.4)	380 (22.2)	108 (6.4)	59 (3.4)	(70.4)
1965	2,302 (100.0)	30 (1.3)	1,831 (79.6)	1,206 (52.4)	625 (27.1)	41 (1.8)	400 (17.3)	(65.0)

〔備考〕 貫徹＋妥労の占める割合は，「合計」から「その他」を引いた数に対する割合である。

以来一貫して低下しつつあった貫徹に妥労（妥労とは労働者側の要求が五〇％以上とおったものをいい、妥使とは五〇％未満しかとおらなかったものをいう）をくわえたものの全体に占める割合は、六五年にはさらに低下して、六五・〇％となったことが注目される。これは労使関係の背後にある、労働争議を激化させずにいなかった客観情勢のきびしさを反映したものというべきであろう。

2　争議の月別概況

一九六五年一月～一九六六年二月の各月別争議形態別の労働争議件数および参加人員は、第135表のとおりである（この表には前月からの繰越しのものを含む。争議が二ヵ月以上にわたって行なわれている場合には、同一の争議でも各月別に集計するので、月別の累計と年合計とは一致しない。怠業には四時間未満のものが含まれている。争議行為をともなう争議の小計には、少数の業務管理争議の数字を含む）。以下六五年一月以降の主要な争議と各月の争議概況を見ると次のとおりである。

一九六五年一月　年末一時金闘争が前年一月中にほとんど解決したのと、各単産や共闘組織

第 135 表　月別，争議形態別，労働争議件数および参加人員

年　月	総争議		争議行為をともなう争議									
			小　計		同盟罷業		工場閉鎖		4時間未満の罷業		怠　業	
	件数	参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1965年1月	124	642,421	35	13,362	22	5,646	4	492	7	3,757	8	3,975
2月	182	1,175,132	74	24,300	44	6,324	4	365	25	13,813	13	6,485
3月	505	2,645,357	343	342,439	138	77,237	3	305	116	201,659	149	84,108
4月	1,049	3,250,004	785	1,475,344	556	1,113,840	12	4,463	324	394,432	181	197,660
5月	855	3,028,461	351	340,571	288	249,663	13	3,307	66	43,377	89	130,145
6月	382	1,005,645	128	58,573	90	38,294	11	1,476	37	22,719	24	8,034
7月	367	500,041	173	68,450	137	52,702	9	1,030	38	17,090	16	6,690
8月	213	79,775	57	13,093	43	10,482	9	1,643	7	1,571	3	701
9月	141	538,111	43	16,288	30	11,310	8	1,024	10	4,007	5	2,826
10月	324	891,085	223	148,827	55	45,745	6	676	57	51,729	125	57,925
11月	430	1,330,778	323	237,555	137	114,626	3	323	163	106,849	82	55,049
12月	602	1,182,943	346	185,042	237	107,609	7	548	127	72,450	56	43,044
1966年1月	147	667,200	39	27,034	26	12,930	3	178	10	5,405	6	10,611
2月	198	1,024,341	72	35,157	42	14,435	4	90	27	11,621	9	10,503
3月	368	2,055,106	222	217,896	71	17,379	2	50	130	170,655	63	31,920

は春闘方針を準備決定する段階にあり、まだ行動の段階にはいっていないため、例年のことながら、争議は前月にくらべて大幅に減少をしめした。しかし争議行為をともなう争議は、件数では三五件で、前年同月を一二件下回ったが、行為参加人員で三〇〇〇人これを上回ったのは、相つぐ災害死亡に抗議して、一月一二日炭労がストライキを含む抗議闘争を行なったためである。

二月　公労協の主要組合が賃金要求について交渉を開始し、使用者側の回答を不満として、二三日頃までにいっせいに公労委にたいして調停申請を行なう一方、総評、中立労連を中心とする春闘共闘委員会（一六〇組合、六七六万人）の指導の下に、二月二五日には春闘第一次統一行動が全国いっせいに行なわれ、政労協はこの日時限スト、日教組は授業カットを行なうなど、二月下旬にはいって春闘の具体的な動きがでてきた。しかし春闘の行動は一般におくれ、多くの単組がまだ春闘方針を最後的に決定する段階にあったため、争議は前月にくらべて増大したものの、大手組合による争議は少なく、争議行為をともなう争議の参加人員は、前日の約一万三〇〇〇を約一万一〇〇〇上回って、約二万四〇〇〇円に達したにすぎなかった。

三月　春闘は賃上げ要求も出そろって実力行使段階にはいり、一七日には春闘共闘第二次統一行動として二六単産約二〇〇〇万人参加の一時間から二四時間におよぶスト、決起大会、デモなどが行なわれた。このため争議件数は急増し、参加人員も一挙に約一四七万人ふえた。しかし同盟罷業参加人員の約七万人増にくらべて、四時間未満の罷業と怠業の参加人員の増加（約二七万人増）が目立っているのは、前段闘争として時間ストが多く行なわれていること

と、公務の争議が増加していること、さらに二月二二日北炭夕張でおこった災害に抗議して炭労が三月一日に抗議スト（北炭七山以外は時間スト）を組織したことなどによる。

四月　四月にはいって春闘はヤマ場をむかえ、争議は飛躍的に増大した。すなわち、六日には春闘共闘に参加する民間単産がいっせいストを実施し、合化労連が重点無期限ストにはいったほか、全造船機械、紙パ、全自交、化学同盟、全印総連、全国金属、民放労連等がストに突入し、一三日には鉄鋼労連が二〜四時間スト、一六日には電機労連が二〜二四時間のストを実施、二〇日には春闘共闘委員会第三次統一行動の中で全電通が半日ストを行なった。さらに二三日には公労協第二次統一行動の中で、国労を除く公労協八組合が拠点半日スト、二八日には私鉄一八七組合が二四時間ストを実施したのが注目される。このため争議は、件数、参加人員、労働損失日数ともに四月としては戦後最高を記録している。争議行為をともなう争議の参加人員の内訳をみると、製造業が九一万七〇〇〇人で全体の六二・二%を占め、ついで運輸通信業が三五万七〇〇〇人で二四・二%を占めた。

五月　前月の中・下旬にヤマ場をむかえた春闘は、民間労組、公労協ともに解決を五月にもち越したために、争議の件数と参加人員はあまり減少しなかった。それでも、争議行為をともなう争議の件数、参加人員はかなり減少したが、しかし前年同月にくらべると、件数で約九六%増、参加人員で約一一二%増となっている。

六月　一部の小中企業をのぞいて五月中に春闘が解決したのと、春闘の激しさにくらべて夏季一時金闘争が割合に平穏にすすんだので、前月に比べて争議は件数、参加人員、労働損失日数のすべてにわたって減退し、また前年同月にくらべても、件数でこそ一五%増であったが、参加人員では約三九%減であった。しかし、争議行為をともなう争議についてみると、前年同月にくらべなお件数で約八%、参加人員で約四九%増であることが注目される。

七月　大手組合の夏季一時金闘争が前月中に解決にむかい、本月になると、争議は主として中小労組の夏季一時金要求を中心に行なわれている。したがって、総争議についてみると前月にくらべて各項目にわたり減少したが、しかし争議行為をともなう争議についてみると、逆に前月にくらべて増大し、また前年同月にくらべても件数で約四八%、参加人員で約三二%の増加をしめしている。さらに、主要要求事項別に総争議を見た場合に、前年同月には臨時給与支給が全体の約六二%、賃金増額が約一六%、解雇反対等が約四%であったのが、本年はそれぞれ約五四%、二四%、六%となっている。これらの事実は、中小労組の当面した情勢のきびしさを物語っている。

八月　夏季一時金闘争は大部分解決し、争議は目立って下火になった。大きな争議としては、十条製紙五〇〇〇の九州三工場統合反対闘争で、二次にわたり二四時間ストと四八時間ストが行なわれたのが目立つが、争議の件数と参加人員では、総争議、争議行為をともなう争議ともに前年同月を下回り、労働損失日数だけが前年同月を約五四%上回った。争議は主として中小企業で行なわれ、総争議件数についてみると、六五年の年間では四九九人以下の規模の企業が全体の約六八%を占めているのに、八月にはこれが約

八四%を占めている。

九月　争議は前年同月にくらべて争議件数で約三〇%、総参加人員で約六四%減少した。しかし、前月にくらべると、争議件数こそ減ったが、参加人員では四五万八〇〇〇人の増加をみた。これは全繊同盟などで賃金値上げを要求する争議が発生(九・四)したためである。なお国労と動力車は賃金配分適正化、増員などを要求して二時間のスト体制をとり、解決をみたが、動力車は時間切れで四〇分間ストに入った。

一〇月　秋闘第一次統一行動として公務員共闘は人事院勧告完全実施を要求して、二二日に半日スト体制をくみ、全繊同盟の統一賃金闘争では地繊が八日に第一波ストを実施するなどで、争議は活発化し、総争議の件数、参加人員が前月よりもいちじるしく増加しただけでなく、争議行為をともなう争議では、前年同月を件数で一六八件、行為参加人員で一二万八〇〇〇人上回った。半日ストは不発に終わったが、四時間未満の罷業と怠業の参加人員が前月にくらべても、また同盟罷業参加者にたいする比率からみても、いちじるしく増大しているのは、公務員共闘の闘争によるものである。

一一月　公労協をはじめ、総評二三単産は日韓条約批准反対で実力行使を行ない(一一・一三)、年末一時金闘争がもりあがったのにくわえて、全鉱七企業連が退職金要求の統一ストを実施し(一一・五)、さらに海員が賃上げを要求してストに突入する(一一・二七)などのことがあって、争議は前月よりもさらに大幅に増加し、争議行為をともなう争議は前年同月にくらべて、件数で約三五%、参加人員で約五一%増大している(もっとも、集計技術上の困難から月別統計に海員争議が含まれていないので、これを加算すると参加人員の増大はさらに大幅になる)。四時間未満の罷業と怠業の参加人員中に占めるその率が数が多く、争議行為をともなう争議の参加人員中に占めるその率が高いのは、日韓条約批准反対闘争のためである。なお主要要求事項別にこの月の総争議をみると、臨時給与金支給が約四八%、賃金増額が約一一%、日韓条約批准阻止が約一四%、その他となっている。

一二月　年末一時金闘争の中心が大手組合から中小労組に移行したため、前日にくらべて、総争議の件数はふえたが、参加人員はやや減少した。しかし海員の第二波、第三波スト(七～一三日、一九～二五日)、私鉄総連の協約改訂闘争、小野田セメントの合理化反対闘争などもあり、総争議、争議行為をともなう争議とも に、件数も参加人員も前年同月を上回った(後者の場合、件数で約八%増、行為参加人員で約二二%増であり、この月別集計には海員争議が含まれていないので、これを含めると行為参加人員はさらに多くなる)。

一九六六年一月　一二月に年末一時金闘争のほとんどが解決することによって、例年みられるように争議は大幅に減少したが、前年同月に比べると増加しており、とくに争議行為をともなう争議では、件数で約一一%、行為参加人員で約一〇二%増大している。しかも海員争議を集計に加えるならば、この増大の幅はさらに大きくなる。海員ストを加えないでも行為参加人員が多いのは全鉱・三菱金属鉱業一〇鉱山の尾去沢精錬所廃止反対闘争が大きく影響している。なお一一月いらいの海員争議は、二五日以降の第四波ストをへて、三〇日についに解決をみた。

二月　春季賃上げ闘争はまだ準備段階にあり、各単産は春闘方針の具体化にとりくみ、総評・中立労連の春闘共闘も、二七日に物価値上げ反対・生活危機突破国民大会を組織して、賃闘のもりあげに力を注いでいる。このため、総争議件数は月前にくらべて増大しているが、主要要求事項別にこれをみると、賃金増額が五一件（全体の約二五％）で、春闘の動きがようやくあらわれたという段階である。ただし争議行為をともなう争議についてみると、行為参加人員は前年同月にくらべて約四五％増加しており、一月の数字とともに六六年が六五年につづいて労働争議激化の年となることを予想させている。

三月　各組合の賃金要求は三月中にほぼ出そろい、春闘は全国一律最賃制確立を中心目標とした、三月二九日の第二次統一行動以後活発化した。しかし、前年春闘の第二次統一行動が三月一七日に行なわれていたのに比べて、本年春闘のたちあがり時期はおくれており、春闘のヤマ場は四月に持ち越されたために、三月中の労働争議は前年を下まわり、総争議件数は三六八件、総参加人員は二〇五万五〇〇〇人で、前年よりもそれぞれ二七・一％、ならびに二二・三％の減をしめした。

特徴的なのは、要求事項の変化である。すなわち、主要要求事項別に総争議をみると、要求事項総数三七六件のうち、賃金増額は一六八件で全体の四四・七％をしめているが、前年同期の六四・四％にくらべて二〇・三ポイントの減少をしめしている。これに対して解雇反対復職、臨時給与金はそれぞれ三一件、一九件で前年とあまり変りがないが、最賃制をふくむ「その他」が一五八件で、その要求事項総数に占める割合は、前年三月の二八九から本年三月の四三・九％へと著増をしめしている。

なおこの月に注目されたのは、三月二五日に都市交通労連（七万）が地方公営企業法の改悪案に反対して、東京、大阪などの四〇都市で三〇分から一時間以上にわたるストライキを行なったこと、またさきにのべた三月二九日の春闘第二次統一行動に私鉄総連、合化労連、炭労、全国金属などの組合が参加し、一三時間の時間スト参加者一六三万人、職場集会など統一参加者四七〇万人におよんだことである。

（四月以降についてはまだ争議統計を入手できないので、争議の月別概況を知るためには労働日誌を参照されたい）。

III 賃金闘争

概要□一九六五年春闘＝労使の見解／要求
内容／六六年の春闘相場／最低賃金制の闘争
＝一九六六年春闘＝労使の見解

概要

一九六五年春季賃金闘争は、不況と消費者物価の上昇を背景に展開された。総評・中立労連を中心とする春闘共闘委員会は、春闘をヨーロッパ並み賃金獲得の第三年目として規定し、同盟は賃金倍増を目標に賃金一五％ひき上げプラスアルファを要求した。一方日経連は、不況が構造的な要因を含んだものであるとして、企業防衛賃金を主張し、賃上げを阻止するための強いかまえを示した。

労働組合の賃金要求の内容は、前年とほとんど変りなく、一律大幅引上げが主流となっている。これは若年労働者のエネルギーを吸収することを意図したものであった。また産業別統一闘争を強化するために、合化労連、電機労連などにおいては産業別統一基準を設定している。

六五年のいわゆる春闘相場は三〇一五円であり、前年より若干下まわった。これは、いうまでもなく不況の影響によるものである。また好況な業種と不況な業種においては、妥結額の格差がつく傾向があらわれている。

最低賃金制の闘争も、何回かの統一闘争が組織され、それによって政府も最賃制の在り方を検討しようという姿勢を若干は示すようになった。しかし統一闘争の力は全体としてまだ弱く、本格的な一

律最賃制の要求闘争は今後の課題として残されているといってよい。

六六年の春闘も不況下において展開されたが、労働組合は前年と同様に大幅賃上げを要求し、資本に対してするどく対決する姿勢を示した。これに対して日経連は、あくまで企業の支払能力にもとづく「経営責任賃金」を確立すべきだという主張を行なった。

1　一九六五年春闘

労使の見解

一九六五年の春闘賃金闘争は、公定歩合の引下げ、三月期決算の悪化など、経済が次第に停滞の方向をたどる一方において、消費者物価の上昇や若年労働力の不足状態の継続などの情勢を背景にすすめられた。総評・中立労連を中心とする春闘共闘委員会は、六四年一一月一〇日に発足し、同日春闘共闘方針を決定したが、その内容は春闘を「ヨーロッパ並み賃金獲得の第三年度」と規定し、大幅賃上げ、最賃制確立、時間短縮、合理化反対、ＩＬＯ八七号条約批准などを統一要求として決定した。

また春闘共闘委は六四年一二月に恒例の賃金白書を発表したが、その内容は第一に「独占資本はしきりに経済危機を強調し、賃上げの自粛を要望している。しかし、現在の経済状態は、危機などといえるものではない。生産も設備投資も輸出も売上げも依然として高水準を維持しつづけている」という経済認識にもとづき、第二に「日本の生産水準がたかく、賃金の絶対水準はひくく、したがって、労働分配率はすすんだ工業国では例をみないほどひくい」ということを根拠に大幅な賃上げをとるのは当然であるというものであった。

また同盟は六五年一月一一日に「本年度賃金要求の考え方」を発表したが、その内容は、生産性の上昇に対して実質賃金の上昇がおくれ、したがって労働分配率が低くなっていることを指摘し、経済成長が一五％に達するであろうとの見透しのもとに、賃金引上げ一五％プラスアルファを要求するものであった。

一方日経連は、六四年一〇月に「当面の経済情勢と賃金の問題」を、六五年一月に「構造変動下の日本経済と賃金問題」を発表したが、その主張は、不況が「単なる景気循環作用のみによる現象でなく、構造的な要因が強く働いている処に深刻な局面がある」として、「企業倒産など経営最大の危機をさけるため、さしずめ賃上げ幅の縮小、定昇のみの実施その他、実情に即しながら企業防衛賃金の実現を労使協力の上にすすめる」というものであった。

要求内容

六五年春闘における各単産の要求はおおむね五〇〇〇円～八〇〇〇円であるが、これは六四年における五五〇〇円前後の要求にくらべて約一五％上まわっている。要求の中に、産業別統一基準を設定する単産が多いが、たとえば合化労連は、七〇〇〇円以上の最低賃金と一人前労働者（二一歳高卒三年＝中卒六年）二万六〇〇〇円を設定し、電機労連は、新制中学卒、一五歳における男女無差別初任賃金と二三歳男子労働者の最低賃金を統一要求としている。私鉄総連は、産業別最低賃金として一八歳、一

万七〇〇〇円の協定化をかかげている。このような統一的最低基準は、いうまでもなく産業別統一闘争を強化するためのものであった。各単産の要求基準はつぎのようなものである。

【春闘要求基準】（合化労連）一、定期大会で決定した五大統一要求を春闘の柱とする。

① 一律五〇〇〇円以上を中心に各層の要求、諸手当を含め大体七～八〇〇〇円とする。

② 全国一律一万四〇〇〇円最低賃金の法制化

③ いかなる化学労働者（臨時・下請を含む）にも、一万七〇〇〇円以上の最低賃金の保障――一人前労働者（二一歳高卒三年＝中卒六年）二万六〇〇〇円以上

④ 中卒一万七〇〇〇円・高卒二万一五〇〇円・大卒三万円以上

⑤ 退職金三〇年三〇〇万円、二〇年二二五万円、定年六〇歳、結婚資金五万円

そのほかに、年齢別最低保障給

二六歳（二人世帯）	二万九〇〇〇円
二九歳（三人世帯）	三万三〇〇〇円
三三歳（四人世帯）	三万八五〇〇円
三七歳（五人世帯）	四万六〇〇〇円

二、各層の要求として、大会では次の項目をあげている

① まず初任給引上げ分と、それにともない前に入っていて働きざかりとなっていながら、不当にひくくおさえられている層の引上げ

② 極度に不足している技術者の引上げ

③ 大都会を中心にした深刻な住宅難にかんがみ、住宅対策と並行し、住宅手当の大幅引上げ（積水の三〇〇〇円をめざす）

④ 賃金は上がっているのに特別作業手当とか諸手当はおきざりになりやすいから、諸手当の引上げ

これらは、最大公約数的な要素をあげたにすぎず、各組合、各層にはこれらにこだわらない、例えば中途入社者の問題など、いくつかの要求があるのであろう。それらを結集するさい、つぎの方向をとりいれて行く。

▽安定賃金、職務給反対

▽基準内外、昇給（査定分）、諸手当の区別を明らかにする。

▽男女格差のてっぱいをめざし、初任給はじめあらゆる格差の是正

▽臨時、下請け制度廃止、本工化と賃金の大幅引上げ

▽定期昇給制度の改善、基準の明確化、査定の自動化、ランクの縮小による格差縮小

▽交代手当、住宅手当、特作手当等諸手当の引げ

三、一時金定期大会で六五年から年一回方式をとることをきめ、本年はできるところから年一回方式でとりくんだが、六五年から全体で行ならことを臨時大会で決定する。

【私鉄総連】一、要求の内容　賃金水準の引上げを主眼とし、また資本の職務給化攻撃と物価引上げ政策に対抗して各人の実質賃金の低下を防ぎ、これまでの不当な差別賃金を是正するため、次のとおり要求する。

イ、全国一律最低賃金一万四〇〇〇円の法制化

ロ、産業別最低賃金一八歳、一万七〇〇〇円の協定化

ハ、一律五〇〇〇円以上の引上げ

ニ、一律引上げ額と見合った初任給の引上げ

ホ、原資として一人平均二〇〇〇円以上の引上げ

注、α原資は①各人基本給の一律引上げ、②勤続別保障を中心とする最低保障、③その他の差別賃金および矛盾の是正などにあてる。

へ、以上の総原資として一人平均七〇〇〇円以上の引上げ

二、統一要求の柱

① 全体の統一要求の柱をつぎの三本とする。

イ、全国一律最低賃金の法制化、ロ、産業別最低賃金の協定化、ハ、一律引上げ

② 右のほか一律引上げの額、初任給の引上げ額、要求総額について、交渉方式別にそれぞれつぎのとおり統一要求を設定する。

イ、大手組合は、①一律五〇〇〇円の引上げ、②現行一八歳高卒初任給の五〇〇〇円引上げ、③総額七〇〇〇円の引上げを統一要求とする。

ロ、中央統一交渉をおこなうバス専業組合は、①一律五〇〇〇円以上の引上げ、②バス運転者初任給の引上げ（二万六五〇〇円要求）、③総額七〇〇〇円の引上げを統一要求とする。

ハ、地方集団交渉を行なう組合は、①一律五〇〇〇円以上の引上げ、②一律引上額と見合った初任給の引上げ、③総額七〇〇〇円以上の引上げを中心に、それぞれの条件に応じて統一要求の柱を独自に設定する。

ニ、各社別交渉を行なう中小組合についても、ハ①②③を統一要求とするが、この場合産業別最賃と現行初任給との関係、近隣の私鉄・バスの地域の一般的賃金水準の相違を第一義的に考えて、それぞれの要求額をきめる。

【賃上闘争の基本的態度】（電労連）　具体方針

①　賃上げ分について

(イ)国民経済の長期的動向に見合うものとして、経済成長の昭和二七年度以降三八年までの実績と三九年、四〇年度の見通しを考慮して経済成長率を九％とする。

(ロ)消費者物価の上昇に対し、実質賃金の維持と生活への圧迫を除去する立場から補てん要求を行うこととし、昭和三九年度の消費者物価の上昇は政府が見通しとして発表してきた四・二％と予想される消費者米価の値上りによるＣＰＩへのはね返り一・八％、計六％を消費者物価上昇とみる。

右(イ)九％＋(ロ)六％、計一五％を賃上げとし、昭和三九年九月末全国平均基準賃金（一部推定）三万五二〇〇円に乗じた額五三〇〇円を統一賃上げ額とする。

なお、ここ数年要求の柱の一つとしていた産業間格差是正については、現在すでに各電労一斉に要求し、闘争中であるため、本要求とはきり離し、おりこまないこととする。

②　初任給について

昭和四〇年度初任給改訂として次の通りとする。

大学卒　二万四〇〇〇円
高校卒　一万八〇〇〇円

なお、中学卒その他については各電労が自主的に決定するものとする。

③　年齢階層別最低保障基本給の設定について、算式を次の通り統一し各電労毎に金額を決定する。

（標準生計費×1.05×$\frac{12}{17}$－年齢手当）×1.05
＝階層別最低保障基本給

なお、二五歳未満については、中学卒初任給との関連から各電労自主的に決定する。

④　配分について

統一は困難であるが、初任給引きあげの関連および従来よりの中合せ（一律金額の設定）を尊重し、各電労自主的に決定する。

六五年の春闘相場

労働省の「主要労組の六五年春季賃上げ要求及び妥結状況」によると、主要産業における大手一六七社の妥結額の平均は三〇一五円であり、六四年の三三〇〇円からみると金額は下まわっている。これを賃上げ率でみると、六四年は一二・三％であったが六五年は一〇・二％であり、不況の影響があらわれているといってよい。

六五年における妥結結果の特徴は、好況な業種と不況な業種との業種別格差が拡大していることである。すなわち最低の賃上げ率は炭労の六・三％、ついで鉄鋼労連の六・五％、全国セメントの七・九％、新聞労連の八・六％、全造船の八・九％などであり、最高の賃上率は、化学同盟の一三・八％、ついで電機労連の一二・四％、全国金属の一一・七％、印刷関係労組の一一・四％などである。六四年においては、最高の賃上率が化学同盟の一六・三％であり、最低の賃上率は炭労の八・七％であったが、その他の業種では大体一

〇%から一四%の間に分布し、いってみれば、賃上げ率がかなり標準化していた。しかし六五年においては、賃上げ率の分布が七%から一二%の間にわたっており、分散の度合が大きくなっている。

妥結額が六四年を上まわっているのは、全石油三六七五円（六四年三五二五円）、電労連三八二四円（六四年三六九〇円）であるが、しかし賃上率からみるとそれぞれ六四年を下まわっている。

公企体等と民間平均の賃上額をくらべると前者が三〇三八円、後者が三〇一四円あるが、賃上率は前者が一一・三%、後者が一〇・三%で、民間の方が若干高くなっている。

2　最低賃金制の闘争

春闘共闘委員会（総評系）は、六五年一月二二日、最賃共闘委をひらき「政府に全国一律最賃法制定の態度を明確にさせる」、「そのため、対政府交渉を強化し、強力な統一行動を組織する。社会党を通じ、全国一律最賃法を提出し、その成立をはかる」という基本目標をたて、「一千万署名の達成」「議会、市町村会に対し、全国一律最賃法の確立に関する決議をさせる」「実力行使をもって行動を強化する」という具体行動を決定した。

以上のような方針にもとづいて春闘共闘委は二月二二日に第一次統一行動を行ない、時間外職場集会、大衆動員などを実施し、労働省に約五〇〇〇人が集団陳情を行なった。この際春闘共闘委代表は石田労相と会見したが、労相は「全国一律最賃については労使からそれぞれの意見を聞く場を設ける」という見解を述べた。

その後三月一七日に第二次統一行動、四月二〇日に第三次統一行動が実施され、集会、デモ、時限スト、集団陳情などの手段がとられたが、五月四日の春闘共闘委代表と労相との会見において、労相からつぎのような趣旨の文書回答が行なわれた。すなわちそれは一、労働省としては中央最低賃金審議会答申にもとづいて策定した「最低賃金推進計画」を実施することが現状において最も実効があると考える、二、将来の最賃制のあり方は、すみやかに中央最低賃金審議会に相談したい、というものであった。

総評は七月三一日からひらかれた定期大会において全国一律最賃制の確立の緊急性を強調し、その後の評議員会で全国一律最賃額を一万五〇〇〇円と決定した。かくして九月二二日に総評及び中立労連代表と小平労相との会見が行なわれ、全国一律最賃制の確立を含む要求を提出した。

一方同盟は、一月から二月にかけて関東、関西、九州、北海道の四ブロックで最賃ブロック会議をひらき、中央最低賃金審議会の答申に対する同盟の方針を検討した結果、「額の目安に四〇〇円以下が含まれており、妥当なものとはいえない」「今後審議会で業者間協定を認可する場合、できれば六カ月後に少なくとも一年後には認可額を改定するという条件を明確に付記させる」などの結論を得た。

同盟はつづいて三月の中央賃闘総決起大会および四月の地方ブロック賃金決定集会において最賃制確立に関する決議を行ない、五月

には全国最賃会議をひらいて六四年に決定した「一万三〇〇〇円全国最賃制実現」の方針についてその段階的な実施計画を確立した。最低賃金制に対する同盟の見解は、総評が全国一律の最賃制を主張しているのに対して、「現行業者間協定方式を脱却して産業別もしくは職業別の全国最賃と一般的な最低賃金を一六条方式＝審議会方式を中心として定めるよう、早急に法改正の必要がある」というものである。

3　一九六六年春闘

労使の見解　春闘共闘委は、六五年一二月「賃金白書」を発表した。六四年の白書が「現在の経済状態は、危機などといえるものではない」として、経営者の不況宣伝という点に力点をおいたものであったのに対して、「今日の日本経済は不況のさなかにある」としてはっきり不況を認めている点に特徴があるといってよい。そして不況の原因については、「資本と労働の関係、資本の構造的関係を中味にもった供給の過剰であり需要の不足である。すなわち供給過剰というのは大資本の生産能力の過剰であり、それは投資が過剰におこなわれてきたということであり、とりもなおさず大資本の蓄積が過剰であったということである」と指摘している。

資本家は不況克服の対策として首切り、賃下げその他の合理化を行なおうとしているが、このような「労働者の犠牲による不況対策」に断固として反対、大幅の賃上げを獲得するということが賃金白書の基本的な立場であるといってよい。

またこの白書においては、わが国の賃金分布が最低月七〜八〇〇〇円から最高七〜八万円にいたるまで大きなひろがりをもち、とくに五四年四月現在で月一万円以下の労働者が全体の四・九％、一万四〇〇〇円以下のものが一九・〇％あることを指摘し、このような低賃金構造の克服のために最低賃金制の確立と、初任給の大幅引上げが必要なことを強調している。

同盟は、六五年一二月に六六年度「賃金白書」を発表したが、その基本的な考え方は、「われわれの長期賃金計画にそって、賃金水準の段階的な積み上げを進め、ほぼ七〜八年で現行賃金水準を実質的に倍増し、西欧先進諸国の水準に到達させる」というものであった。そしてこのような目標を達成するために、六五年おいては約一五％の賃金引上げをすべきことを主張しているが、その根拠は六五年の消費者物価が六四年に対して八％の上昇になり、六五年の経済成長率が七〜九％と考えられるから、それを合計すれば約一五％になるという点にあった。

また不況に対しては、財政支出の大幅拡大を通じてできるだけすみやかに有効需要の創出を図り、需給の不均衡を回復させ、賃金引上げを通じてわが国経済を高度安定成長路線に導くことが必要であると主張している。

なお総評の方針ととくに異なっているのは、賃金体系の近代化をとりあげている点である。すなわち「長期計画のもとに、基本給の

整備をはかりつつ、職場の実情に的確に対応する職能ウエイトの漸次的増加を図ることである」とし、さらに「同一労働同一賃金原則の社会的適用手段として、横断的な職種別および熟練度別賃金率の形成に努力する。差し当っては各産業、業種についてその基幹的な職種群を対象に可能な範囲から統一的な基準を見出しつつ、これを最低賃金として協定するなどの工夫をしなければならない」と述べている。

日経連は六六年一月に「不況下の春闘と賃金問題」を発表し、春闘に対する見解を明らかにした。まず不況については、その原因が供給力過剰にあるとし、さらにコストが急増加して費用の構造をゆがめて収益を圧迫し、これが景気のたちなおりを押えるおもりになっていると述べている。このように六六年の不況は「コスト型の不況」であるから、もし大幅な賃上げが行なわれるならば、人件費が大幅に騰貴し企業経費を圧迫することになるというのが、日経連の根本的な見解であるといってよい。

そこで不況を克服し安定した成長力をとりもどすためには第一に「極度に悪化してきている資本構成（自己資本比率）の改善に努め」、第二に「徹底した合理化を行なって収益の向上をめざした高能率の経営に移ること」が必要であるとし、第三に「労使関係の安定化に努めることである」と主張している。

労働組合の賃上げに対しては、経営の自己責任においてあくまで企業ごとの実態にもとづく自主的な賃金決定をはかるべきであるという「経営責任賃金」の確立を強調している。さらに支払能力については、生産性向上の範囲内に、賃金上昇をきびしく位置づけるとともに、企業防衛の観点から、費用構造におけるゆがみの程度および企業体質の現況、とくに自己資本比率などについて、十分な分析検討を加え、長期を見とおして判断してゆくべきであると主張している。

【一九六六年賃金白書】（春闘共闘委）――大幅賃上げで、インフレと合理化による生活危機を打開しよう――

第一章　春闘にたちあがるわれわれの立場

1　ますますひどくなる合理化攻撃

いま日本の労働者階級のうえには、不況からくるあらゆるかたちの合理化攻撃が大きくおおいかぶさってきている。首切り、帰休制、配置転換、定員減、労働強化、権利や労働慣行の剝奪、組織破壊などはもちろん、賃金の引下げ、賃金体系の改悪がいたるところにおこっている。産業や職場のいかんを問わず、それのいずれかのかたちでの合理化圧力の強化に直面していない労働者はないであろう。

もちろん高度成長の時代にも、資本のおこなう合理化はつねに存在していた。しかし雇用や賃金が絶対的に増大していた時代には、石炭産業や一部の中小企業、在来産業を除けば、合理化の法則性はやや緩和されてあらわれていたといってよい。とくに大資本は、わずかの餌で労働者を買収して生産拡張競争に協力させ、まきこもうとしていた。しかし、高度成長がゆきづまり、その反動としての不況過程に入るや、資本の合理化攻撃はより露骨になり直接的になった。いまや資本は労働条件のすべての面でその絶対的な悪化を強要しはじめた。いままでのわずかな賃上げはいまや賃金切下げであり、いままでの配転はいまや首切りである。

「生産性向上運動」発足以来、政府や資本家たちは、「生産性向上運動は金の卵を産む」といいつづけてきた。生産性が向上すれば賃金が上昇し雇用が拡大すると宣伝してきた。しかしいまの不況はどうしておこっているのか。生産性が向上しすぎておこっているのではないのか。生産力が発展しすぎて生産過剰となり、われわれは首切り、賃下げという金の卵をいま資本家から受けとっているのではないか。かくて、高度成長の帰結として、また不況下の資本の攻撃として、日本の労働者階級の生活と労働条件

はいま絶対的な悪化に直面している。

2　決定的になったインフレ体制

そのうえ、合理化とならんで、われわれの生活苦をさらに増大させているのは、数年前からはじまった慢性的な消費者物価の上昇である。昭和三五年から三九年までに賃金の上昇は五〇・〇％であった。ところが同じ期間に消費者物価は二五・六％上昇した。したがってその結果として実質賃金の伸びはわずかに一九・四％にしかならなかった。すなわち、われわれの賃上げの成果の六割が、物価の上昇によって奪いかえされてしまったのである。

その後、いまの不況過程でも消費者物価はどんどん上がっている。最近の数字でみても、消費者物価指数は前年同月にくらべて八％から一〇％も上昇している。好況のときよりも物価があがる不況などということはかつてないことだ。

昨年の春闘では、われわれはほぼ一割程度の賃上げを獲得した。だがその結果生活はどうなっただろうか。上昇した賃金はあらかた物価の上昇によって打ち消されてしまった。そのうえ、最近は時間外手当の減収などの影響がつよく出てきたため、九月のごときは前年同月にくらべて実質賃金は三・七％も低くなってしまった。この一月から六月までの都市勤労者の実質消費支出は、前年よりも一・三％低下した。実質消費支出が下がるという事態は、昭和二九年の不況以来一度もなかったことである。昭和三〇年に、政府は「日本経済はもはや戦後ではない」と宣言したが、そうだとすればわれわれはいま戦後の状態をぬけだして以来かつてなかった深刻な生活危機に落ちこんでいるのである。

物価の上昇は、大企業労働者たると中小企業労働者たるを問わず、本工たると臨時工たるを問わず、あらゆる職場あらゆる立場の労働者の生活をそれだけ悪化させている。いな生活必需品価格の上昇は低所得層ほどその被害を大きくしている。いまや大企業の労働者すらも「くえない」「家計の赤字がひどい」という状態においこまれている。まして中小零細企業の労働者や、社外工、臨時、日雇労働者、失対労働者、生活保護者などの生活は文字通り「飢餓状態」にある。

労働者の生活を苦しめているこうした物価の上昇は、高度成長政策の産物である。独占資本強化の産物である。世界に類がない昭和三〇年代の高い経済成長は、あらゆる権力と機構を動員して民間大企業に投資を集中することによって達成された。それは物価の問題でいえば二つの重大な結果をもたらした。その一つは、公企業や住宅、中小企業、農業などの部門に構造的な投資不足状態をもたらし、それがいま消費者物価上昇の大きな原因の一つになっていることである。第二の結果は、こうした政策によって発展した大資本はますます独占的な支配力をつよめ、生産力の飛躍的な発展にもかかわらず価格をつりあげていることである。不況のたびにますます卸売物価が硬直化してきているのはそのためである。したがって全体としての物価水準は、大資本の高度成長の結果として上昇せざるをえなかった。われわれは大資本成長の被害者となった。

しかもなお問題なのは、こうした異常な高度成長が終りをつげたにもかかわらず、物価を上昇させてゆく仕組みは、いまも、あるいは今後当分の間も、根本的には変らないということである。たとえば、いまの政府の政策は中小企業や農業を充分に発展させてゆくようなやりかたであろうか。公的企業に国家資金を充分つぎこんで水道問題や通勤難、住宅難を解消しているであろうか。われわれの税金はそのようにつかわれているだろうか。そのような期待をもっている人は、一人もないだろう。反対にいまの政府のやりかたでは、中小企業の切りすて、農業の放棄、公共料金値上げ、通勤難、住宅難の永続化しか見通せないだろう。そして大資本の減税と大企業のための産業基盤づくりが進行してゆくだろう。

こうした仕組みが変わらないで、しかも集中合併によって独占がますます強くなってゆくということであれば、物価の上昇は今後もますます慢性化するとみなければならないだろう。そのうえ、こうした仕組みのうえに政府は来年以降大量の公債発行にふみきった。それは物価の上昇をいっそう促進するだろう。いまやインフレは本格的になろうとしている。

さらに明年のはじめには公共料金の値上げがいっせいにおこなわれる。米価、私鉄運賃、地下鉄（東京）、国鉄運賃、国民健康保険等。物価の上昇はますます追い打ちをかけられている。

3　要求の獲得以外に生活はまもれない

こうしていまのわれわれの生活は、不況による資本の合理化攻撃と物価の上昇という二つの面からのはさみうちにあって窮乏の一途をたどっている。いままでもわれわれの賃金は経済の発展からみれば相対的にたちおくれてきた。このために生産力は欧米の水準に達したのにひとり賃金のみが主要工業国のなかではとびぬけて低かった。その低い賃金、生活がいまや絶対的にも悪化しようとしている。

こうした事態にたいして、われわれはどうやって生活を防衛できるのか。なんにもしなければ労働者の生活は悪化してゆく一方である。すでにこの一年で、雇用の水準は絶対量で減少したし、物価上昇のために賃金の実質は一割近く低下した。来年もおそらくそうなるだろう。この生活の低下を防ぎ、向上させようとするならば、資本のあらゆる合理化攻撃をはねかえし、物価引上げの政策に反対し、なかんづく賃金を大幅に引き上げてゆく以外に手はない。生活を防衛するために春闘にたちあがる以外に手はない。今年の春闘は労働者の生活権をまもる闘いである。

資本の合理化攻撃から身をまもるために、われわれは首切りをはじめとする一切の労働条件の引き下げに反対し、雇用確保と時間短縮闘争を積極的に資本にかちとってゆかなければならない。物価の上昇を緩和させるためには、公共料金の値上げをおさえ、大資本中心の財政とインフレ政策に反対しなければならない。勤労者の減税と社会保障の充実、底辺労働者の生活危機突破の闘争をおこしてゆかなければならない。真の最低賃金制を確立してゆかなければならない。

そしてすべての組合がこの春闘で大幅な賃上げをかちとってゆかなければならない。中高年労働者も青年労働者もすべての労働者が大幅な賃上げをかちとらなければ生活はまもれない。

4　労働者の犠牲による不況対策を打ち破ろう

いま日本の経済は不況下にある。過剰生産の状態にある。しかし高い成長が鈍化し停滞したとはいえ、欧米とはちがって経済の成長が今後もマイナスになってしまうというようなものではない。だから労働者の生活や賃金だけが不況だということで切り下げられることは許されない。しかし、政府や資本家は、不況であるという理由で、資本の利潤がへったという理由で、労働者の生活の切り下げ、賃金闘争の圧殺に乗り出してきている。資本は首切り、賃下げ、その他の合理化や価格のつりあげによって利潤の拡大をはかり、また政府は賃金統制と企業減税によってそれを援助し、さらにインフレ政策公債発行によって国民からの収奪と大資本への需要拡大をはかろうとしている。労働者や勤労国民の犠牲による不況の克服＝利潤の拡大という政策に全力を投入している。

こうした事情のもとでは、資本の不況対策とわれわれの生活防衛とは真正面からぶつからざるをえない。これがいまの不況期における賃金闘争の様相なのである。したがって、かりそめにも「不況だから賃金が上がらなくても仕方がない」と考えることは、生活の防衛を放棄することであると同時に、資本のおこなう「労働者の犠牲による景気回復」政策を是認することになる。資本の敷いたレールのうえを歩んでしまうことになる。

われわれはこうした「労働者の犠牲による不況対策」には断固として反対しなければならないが、その反対は事実によってしかなしえない。われわれが大幅賃上げの獲得に成功することによってのみ、こうした資本の政策に反対することができる。いま、われわれは合理化とインフレの濁流のなかにある。春闘で前進しなければ、労働者の生活は破綻の渕へと押し流されるのは目に見えている。もはや立ちどまることはゆるされないのである。

【一九六六年賃金白書】（同盟）　1　賃上げの基本的な姿勢

われわれの賃金引上げに関する基本方針は次の三つからなる。

(1)　われわれの長期賃金計画にそって、賃金水準の段階的な積み上げを進め、ほぼ七～八年で現行賃金水準を実質的に倍増し、西欧先進諸国の水準に到達させる。

(2)　同一労働同一賃金原則を企業内についても社会的にも実現させる方向へ向って、漸次賃金体系を近代化し、不合理な各種格差を縮小、排除して、横断的な賃金率を形成するなど、社会的に公正な賃金を実現する。

(3)　同盟および同盟各組織の整備、強化により、賃金引き上げの闘いを与える団結の力をたえず培養、拡大しつつ、これを背景として団体交渉を中

心に闘いを進める。とくに産業別、業種別、あるいは地域別の統一団体交渉を目指す。

わが同盟に結集する民主的労働組合は、すでに同盟結成前から一貫して上記の基本方針のもとに果敢に賃金引上げの闘いを進めてきた。とくに昨年は同盟結成後最初の賃金闘争として、要求方針および闘争の連けい強化について意思統一を図り、闘いの成果を一段と高めることができた。すなわち、賃金闘争の時期に景気の下降現象が次第に表面化し、経営者側では強固な申合せによって賃上げ抑制の壁を厚くして対抗してきたため、この壁を破るための実力行使も例年以上に発生し、また闘争も長期化するなど多くの困難があったが、われわれは要求の正しさと粘り強い闘争の展開によって、ほぼ所期の目的を達成し得たものと考えられる。

本年については、われわれをめぐる賃金引き上げのための諸条件を確保しつつ、われわれの基本方針を貫徹しなければならない。いわば不況下の賃金引き上げ闘争であり必ずしも楽観を許さないが、われわれは不況克服、高度成長実現への積極的な努力を各般の政策要求を通じて達成し、景気回復への的確な展望を打ち立てるとともに一八〇万同盟組合員のゆるぎない強固な団結のもとに賃金引上げ目標を貫徹しなければならない。同時にまたわれわれは賃金の引上げ自体が、現下の不況を乗りこえる大きな支えであることを確信するものである。

2　賃上げを通じて高度安定成長を

われわれは、賃金は労働者の生活を保障し、かつ、労働の反対給付としてその質量に対応する充分な金額であるべきだと考える。しかし現実の賃金はこの二つの賃金の条件の何れをも充分に果していない。したがって、われわれは賃金要求を繰り返し、その成果を積み上げることによって、より豊かな生活を、そしてより公正な賃金を獲得しようとするものであるが、それに単にそのときどきの場当りの方針で要求を出し闘いを進めるのではなくて、長期的な展望と計画をもとに、逐年それへの接近度合を見確めつつさらに成果を積み上げて行くことが最も近い道である。

このような観点から同盟は本年度においては、一般的に労働者の賃金は約一五%引き上げられるべきであるとし、これを要求する。

いま、この一五%程度引き上げの根拠を説明しよう。

第一に、四〇年度の消費者物価上昇分。それは少くみても対三九年度対比八%上昇となることが見込まれているが、この消費者物価の上昇率分だけわれわれの賃金の実質価値が押し下げられているわけであるから、われわれはこれは四一年度分賃金において回復することを要求するものである。四〇年度の消費者物価上昇の足どりは、依然として政府の政策的怠慢から農水産物、中小企業製品、公共料金、サービス料金等を中心に激しい上昇速度を示しており、その上社会保険料の引上げ、国鉄、私鉄運賃水道料金等社会的消費の値上げ、または消費者米価の引上げなど公共料金の引き上げが目白押しに進められており、年間を通じて少なく見ても約八%前年水準を上廻わる結果となることは間違いない情勢である。しかも今日の消費者物価の騰勢は、騰貴原因である前記各消費財の生産、流通その他に根強く残っている低生産性の改善が全然進捗していないため、われわれの物価抑制要求が効を奏し始めるとしても、なお将来とも騰勢を示すものと思われ、われわれにとってこのスライド・アップ分の確保は賃金の実質価値を維持するための絶対的な最低限の条件になってくる。

現在不況に対してとらるべき措置は、財政支出の大幅拡大を通じて、できるだけ速かに有効需要の創出を図り、需給の不均衡を回復せしめて、わが国経済を高度安定成長路線へ導くことでなければならない。政府は昨年七月二一〇〇億円の財政の追加支出を決定して、不況の第一次テコ入れを決定したが、その効果が一向に現われず、事態の悪化がますます進行するのを見て、今また漸く補正予算の追加によって第二次テコ入れを決定しようとしている。この際はタイミングを失せず果断に有効需要の拡大を図るべきであり、わが同盟は勤労国民の所得引上げ、社会保障の拡充、所得減税、消費者物価の安定、中小企業対策、完全雇用の実現をはじめ、住宅を中心とする民生的公共投資の飛躍的拡大など、国民生活向上のための諸要求をかかげ、その実現のため闘うものである。

われわれの以上の諸要求に対応して、われわれはこの賃金引き上げ要求を貫徹すべく強力な闘いを展開するものであるが、これらが両々相まって四一年度のわが国経済は現状を不況の底固めとして、徐々にではあるが景

気回復へと基調の転換をはかり得ることになろう。すなわち有効需要拡大への道すじが明らかになってくれれば、生産原材料手当等の在庫投資も次第に活発化し、それにつれて業種によっては設備投資の動きも現われ始めて、鉱工業生産も操短緩和から漸次回復度合を強めて行くものと見ることができる。かくして四一年度の経済は景気の緩慢な回復過程にはいり、かつての実質一〇％を超える経済成長率には達しなくとも四〇年度のそれを超える約七～九％程度の実質成長をなし得るものと判断できる。

われわれは賃金を基本的に国民全般の所得上昇の歩調に合せて引き上げるべきであると立場をとっており、それは具体的には国民経済の成長率を賃金にも適用して引き上げることである。このようにして、労働者一般の賃金はさきの消費者物価上昇分を含め合計約一五％引き上げられるべきこととなる。

われわれはわれわれの長期賃金計画において、年率約八～一〇％の賃金引き上げを行い、およそ七～八年で賃金水準を実質的に倍増するものとしているが、年々の要求は必ずしも機械的にこの率をそのまま適用するものではなく、そのときどきの情勢に対応する弾力的な判断のもとに年次の計画を樹立し対処することを当初から明らかにしてきた。今回の要求は現在の不況から脱却して景気上昇の契機を作り出すものとはいえ、なお景気回復への過程にあるものとすれば、実質経済成長率七～九％を賃金の実質的な引上げ率とすることは、上記の計画よりいくらか低目ではあるが、大筋としてはこの計画路線上にあるものである。また、これは今日の日本経済の重要な構造変化の一つである労働力不足経済への移行過程において、われわれ労働組合による賃金引き上げの闘いを包含した意味において、賃金の自律的な上昇傾向を必然化することを示すものであり、これを拒否する経営態度は経済法則の上からも否定されることを意味する。

われわれのこのような賃金引上げ要求に対して、日経連はすでに公務員労働者に対するものであるが、ペイ・ポーズ（賃金釘づけ）政策を打ち出しており、これを通じて民間産業労働者の賃金についても抑止効果を及ぼそうとしている。また、従来と同じくコスト・インフレ論を展開し、あるいは所得政策を企図していると見られる。われわれはこのような政策がわが国の経済の実情にそのまま当てはまらないものであり、とくに有効需要の増大を緊急に推進すべき現局面に、逆に縮小均衡への途を進め、不況を一層長期かつ深刻化せしめる反社会的な行動と批判せざるを得ない。さらに所得政策は先進諸国においてコスト・インフレ対策として生れたものであり、賃金、利潤等の所得を国民経済生産性の上昇率に等しく引き上げるべく誘導するところの政策であるが、わが国の場合には西欧諸国に見られるようなコスト・インフレは発生しておらず、またこの政策の結果は、労使の分配関係つまり賃金分配率を固定化するものであるが、わが国の場合には賃金分配率は不当に低下せしめられていて、これを不平等、不公正のまま固定化し、不均衡を定着させることは許せない。さらにまた利潤の上昇も規制するとはいうもののこれは実際上不可能とされており労働者の一方的犠牲を招くおそれがある上、労使関係の民主化が充分でないわが国ではさらにこれが助長される危険があることは明らかであって、われわれはこの政策に反対する。

なお、安定賃金協定については、それがわれわれの長期賃金計画を受け入れるものであれば、賛同できるが、それでなくとも経営側の提案の多くは安定よりも賃上げ抑制を目的としており賛成できない。

Ⅳ 春季闘争・秋季年末闘争

概要□六五年春季闘争――春闘共闘委発足／労使の春闘方針／実力行使段階に突入／終結段階／労使の評価／**六五年秋季・年末闘争**――公務員共闘第六次賃金闘争／全電通処分撤回闘争／海員組合の賃上げ争議／**六六年春季闘争**――春闘共闘方針／第一次統一行動／物価メーデー／公労協の動き／第二次統一行動／第三次統一行動／四・二六スト／春闘の妥結状況／春闘総括

概要

春闘共闘委は、六五年春闘を「ヨーロッパ並賃金獲得の第三年度」と規定し、前年と同じく「重化学工業を先頭に、各組合が独走も辞さない態勢で、長期かつ鋭いストで対決し、大幅賃上げを獲得する」との方針を打ち出した。これに対し、日経連は、日本経済は構造的不況におちいっており、賃上げの余裕はないことを強調し、経営者の結束を強く呼びかけた。総評は、この日経連の主張を否定し、「不況」は賃上げ抑制のための宣伝に過ぎないとした。二月二五日の第一次統一行動で春闘は開始された。各組合は、いっせいに五〇〇〇円～八〇〇〇円の大幅賃上げを中心に時短、産業別最賃などを要求し、三月中旬から四月にかけて、実力行使に突入した。四月六日から無期限ストにはいった合化をはじめ、四月二〇日の第三次統一行動には、多くの組合がストで参加した。四月二三日の公労協統一スト、二八日の交運共闘ストで春闘は最後のヤマ場を迎えたが、三〇日、私鉄が三〇〇〇円で妥結し、公労協も仲裁に移行して春闘は峠をこし、五月から六月にかけてのセメント、紙パなどの解決によって春闘は終結した。本春闘で注目されたのは、無期限ストで独走し、鉄鋼相場をのりこえた合化、産業別統一交渉権を獲得した全鉱、全電通の「半日スト」とそれに対する大量処分などである。ま

た、春闘前段の二月に、原潜寄港、アメリカの北ベトナム爆撃、三矢研究、日韓基本条約仮調印などの政治的事件が相次ぎ、春闘に強い影響をおよぼした。

六五年の秋季・年末闘争では、はじめて統一半日ストを計画した公務員共闘の賃金闘争、四波三五日におよぶ長期ストを行なった海員の賃金争議、日韓条約批准阻止闘争が注目された。このほか、春闘に対する大量処分を受けた全電通の処分撤回のパルチザン闘争、全日通、全繊の賃金闘争、電労連の格差是正闘争なども行なわれた。

六六年春闘の準備は、例年より早くはじめられた。一七〇組合、七〇〇万名が春闘共闘委に結集したほか、海員、全繊以外の同盟系一〇〇万も一五％賃上げを要求して、同時に闘争を行なった。

春闘共闘委は、ここ数年来の「重化学工業中心の長期かつ鋭いストで大幅賃上げ」という方針を変えなかった。しかし不況を認めた点で、前年とははっきりちがっていた。日経連は、前年の「重点結束方式」とは打って変わって、支払い能力にもとづく「経営責任賃金」の原則を前面に押し出した。二月二七日、全国で二一一万を集めた「物価メーデー」で春闘の幕は切って落された。五〇〇〇円～一万円の賃上げなどの要求をかかげて各組合は、三月末から四月上旬にかけて実力行使を開始した。不況と物価高とあって、はじめは労使の厳しい対決が予想されていた。しかし、四月中旬までに、化学、食品、石油などで昨年を上回る四〇〇〇円前後の回答があいつぎ、春闘は組合ペースで進んだ。さらに四月三〇日、私鉄の第二波ストで経営者側の一角が脱落し、組合は賃上げ新記録の三五〇〇円を獲得した。私鉄の妥結で六六年春闘は事実上峠を越した。

1　六五年春季闘争

春闘共闘委発足

総評・中立労連を中心とした春闘共闘委員会は、六四年春闘の総括のなかで、春闘共闘組織を、中央・地方とも存続してゆくことを決定していた。この決定をうけて、六四年八月下旬、春闘共闘委主催の第一回賃金専門委員会が二九単産、六七名が参加して開かれた。専門委は、討論の結果、㈠六五年春闘ではすべての単産が六四年を上まわる賃上げを要求する。金額としては六〇〇〇円～八〇〇〇円前後として大衆討議におろす。㈡賃上げの配分については一律部分を大幅に増額する。㈢産業別最賃は一五歳一万六〇〇〇円とする。㈣職務給攻撃には反対してたたかうが、産業別や企業別に事情が異るので、画一的なたたかい方は決めない。㈤年功賃金打破、賃金格差の克服、同一労働同一賃金の実現に向かってたたかう。㈥各産業に共通する賃金体系基準案的なものの作成は当面行なわない。㈦全国一律の最低賃金制に積極的に取り組む必要がある、などの諸点を確認した。

一一月一〇日、春闘共闘委は、六五年春闘の第一回共闘委員会を開き、六五年春闘方針、春闘共闘の機構運営、役員および春闘予算を決め、春闘共闘宣言を発して正式に六五年春闘の旗上げをした。春闘共闘委発表による参加組合は一六〇組合、約六七六万名に達した。

第一回共闘委が決定した春闘の基本方針は次の通りである。㈠要求は①大幅賃上げ、全国一律（一万四〇〇〇円）最賃制の確立　②合理化反対、時間短縮、労働災害撲滅　③厚生年金、医療保障、家族手当法の制定など社会保障の拡充　④ＩＬＯ八七号条約批准、スト権奪還、労働基本権の確立　⑤物価値上反対を中心とする国民生活を守る諸要求など五つの統一要求にしぼる。㈡要求実現のための戦術としては、重化学産業労働者を先頭に全体が長期かつ鋭いストで対決する構えをとること。㈢決戦の時期を四月中旬に求め、この時期に全体が高原闘争にはいること。㈣各組合の独走態勢の確立に重点をおき、スケジュール闘争を排すこと。㈤当面する原潜日韓改憲阻止などの政治的要求は前記の春闘統一要求と結合し、原潜阻止実行委が主体となりたたかいを盛りあげる。

また、春闘共闘委の機構運営についても、従来の四部会（総評民間部会、中立労連、公労協、公務員共闘）を、総評民間部会と中立労連をあわせて民間共闘を結成して三部会制とし、更に春闘共闘委の副議長を二名から四名に増員し、集団指導体制の強化をはかった。なお、春闘共闘委の役員には、議長に太田総評議長、副議長に竹花中立労連議長、門間総評民間代表幹事、兼高公労協担当副議長、笹川公務員共闘議長、事務局長に岩井総評事務局長、同次長に天野中立労連事務局長と蛯谷総評争対局長が選ばれた。この第一回共闘委の決定にもとづき、一一月二一日、民間共闘委員会が発足した。なお、これより先、九月二六日に、鉄鋼、合化、私鉄、日通、炭労、全鉱、電機労連、全造船機械の民間八単産は、春闘における中心組合の結束が必要だとして「民間八単産連絡会議」を結成した。

労使の春闘方針

一一月一二日、総評は第三回評議員会を開き春闘共闘方針を検討した。その結果、総評としては、共闘委の統一要求のほかに「原潜反対、日韓会談反対、憲法改悪阻止」を加えることを決定した。次いで一二月一日、春闘共闘委は三役会議を開いて「賃金白書」を審議、決定するとともに、春闘の闘争路線について協議し次のような方向を確認した。㈠民間関係は三月下旬からストに入れるところは入り、四月一〇日頃から全単産が実力行使に入り、中・下旬に強力な戦術を行使する。㈡公労協は民間につかずはなれずの立場で実力行使を行なう。㈢一月から三月にかけて不況宣伝、賃金抑制に対する教宣活動を強化する。なお、当日発表された賃金白書は、日経連などの主張する経済危機説は賃上げを押えるための宣伝であるとし、春闘一〇年の経験にたって、ヨーロッパなみの賃金をめざした大幅賃上げをかちとろうと呼びかけた。これに対し、日経連は六五年一月一八日に「構造変動下の日本経済と賃金問題」と題する経営者側の賃金白書を発表して現在の日本経済が構造的な不況であることを強調した。さらに翌一九日の日経連常任理事会は、春闘に対する経営者側の体制について検討し、パターン・セッターは金額の提示、時期について同業種および日経連とできるかぎり連絡をとることなど五項目からなる「四〇年春闘に対する申合せ」を行なって、経営者の結束を呼びかけた（第三部Ⅴ経営者団体の項参照）。

一方、春闘共闘委は、一月二三日に第二回戦術委を開き、三月一七日を春闘前段の結集の場として設定し、ＩＬＯ、最賃、社会保障・時短及び各単産独自の要求をかかげて実力行使を行なうとの方針を決定した。次いで二月二三日、第三回戦術委が開かれ、三・一七

統一行動を確認するとともに、㈠四月五日頃から合化、造船、全鉱などを先頭に無期限ストに入る、㈡四月中旬に大衆行動を中心とする第三次統一行動を設定する、㈢低額回答が予想される場合は先行組合の後にまわること等の方針を決定した。

これより先、六四年一一月中旬、公労協の各組合は各当局に対し要求を提出し、さらに一二月一七日には、賃上げ平均七五〇〇円、当事者能力の回復、時短、要員増などを内容とする統一要求書を政府に提出した。これに対し各当局は、二月一七～二二日に四〇〇円～五二〇円の有額回答を行なった。公労協は、これを低額回答として拒否するとともに、二二日から三月一日にかけて調停を申請し、舞台は公労協に移った。

二月二五日、春闘第一次統一行動として全国各地で総決起大会が開かれた。同日、政労協関係の一四組合は賃金闘争のヤマ場を迎えて一二時間の実力行使を行なった。中央では、労働省、厚生省に大衆動員がかけられ、最賃制確立、失業保険打切り反対、炭鉱保安の確保、社会保障の拡充などを要求した。

一方、これと前後して春闘共闘委傘下の各労組は、臨時大会（新聞、合化、紙パ、全石油、全鉱、鉄鋼、炭労）や中央委員会を開いて具体的な闘争方針を決め、三月上旬までにほぼ要求の提出を終わった（要求の内容については第二部Ⅲ賃金闘争の項参照）。

三月三日、四日の両日、総評は第二七回臨時大会を開いて春闘への態勢がためを行ない、「三・一七の第二次統一行動を最大限に闘うなかで春闘を発展させていき、四月上旬には、民間では重化学工業の組合を中核としてストライキに突入する、中旬からはすべての組合がストライキにはいる。そして、重大な戦術決定や方針転換の場合には、全員無記名投票によると云う大衆路線にたち、要求を獲得するまで息のながい闘いを続ける」との春闘方針を採択した（第二部Ⅰ労働組織現状と組織運動参照）。

実力行使段階に突入

三月一七日、春闘前段の態勢盛りあげをはかる春闘共闘委の第二次統一行動が実施された。この日、全鉱の全山二四時間スト、合化二七組合の半日スト、私鉄一九一組合の始発から午前六時までの時限ストをはじめ、民間・公労協・公務員共闘の二六単産、約二〇〇万人が実力行使に参加した。また、全国各地で総決起大会が開かれたほか、労働省、厚生省で坐りこみが行なわれた。

次いで三月三〇日、全国金属、化学同盟が半日スト、全印総連全自運、全港湾、民放、新聞の各単産が時限ストを実施した。さらに四月六日からは合化労連、化学同盟などの化学共闘の組合が無期限ストに突入し、全造船機械、全国金属、電線などの金属共闘も波状ストにはいるなど重化学産業の大部分が実力行使にはいった。また、これより先、全鉱は三月二六日からの重点無期限ストを背景に産業別統一交渉権の確立を要求していたが、スト突入直前に要求を貫徹した。

このように、春闘は四月上旬から次第に本格的な実力行使の段階にはいったが、これに対する経営者側も日経連を中心に結束をかため、いわゆる「重点結束方式」をとって本格的な回答を延期し、鉄鋼の回答を見守る態度をしめした。こうしたなかで、四月一二日、鉄鋼大手五社は定昇こみで二五〇〇円の回答をしめした。春闘共闘委はただちに戦術委を開いて態度を協議した結果「鉄鋼の低額回答を拒否し、徹底的に闘う」との声明を発表した。鉄鋼労連もまた、

この回答を拒否して予定通り一三日、八幡、富士、住友の大手三社と中小二二社が二四時間ストを行なった。

この鉄鋼の統一ストは六三年以来二年ぶりのものであったが、日本鋼管がスト指令に違反して脱落し、二三日に予定された第二波ストも結局中止され、またも一発回答を打破しえなかった。このような情勢の中で、春闘共闘委は一五日の第六回戦術委において「四月三〇日頃をめどとして民間単産は最終のヤマ場を設け、昨年並みか昨年以上の額を獲得するために戦術を強化する」ことを決定した。

終結段階

四月二〇日、春闘第三次統一行動が実施された。はじめ、この第三次統一行動は、春闘共闘の統一要求に加えアメリカのベトナム侵略に抗議することを目標とした集会を中心に計画されていたが、賃金闘争のヤマ場と重なり、全鉱が四企業連で全山全面無期限ストにはいったのをはじめ、全港湾、全金、化同、紙パ、全自交、全国セメント、全食労協、全硝労、民放などの民間各組合が実力行使を実施した。このほか、全電通が単独で、組合員の半数以上にあたる一〇万五〇〇〇名を「自宅待機」させるという戦術で半日ストを実施し、電報、電話にかなりの影響を出したことが注目された。

一方、公労協は三月末の共闘委で四月下旬に半日スト程度の実力行使を行なうことを決めていたが、その後四月一日の委員長会議、八日の共闘委で四月二三日に半日スト、さらに四月三〇日に交運共闘と統一ストを行なう方針を決めた。

二二日、公労協の統一ストを翌日にひかえて、政府は石田国鉄総裁、阪田専売公社総裁をまじえて関係次官会議を開き、次いで石田労相、橋本官房長官が総評の岩井事務局長らと会談するなど活発な動きを見せた。しかし組合側が、具体的な賃上げ額の明示を要求したのに対し、政府は「さきに提示した五〇〇円前後の第一次回答にはこだわらぬが、具体的な数字は検討を要するのでまだ明らかにできない」との態度をとり、もの別れに終わった。かくて四月二三日、公労協は国労を除いて予定通り半日ストを実施した。この公労協の統一ストは六〇年の安保闘争以来のことであり、また「半日」という規模は公労協結成以来はじめてのことであり注目された。また国労のスト中止は国労の組織内事情によるとも、交運共闘に重点をおくためともいわれたが、六四年春闘での格差賃金問題以来表面化した公労協内部での相互不信を強め、今後に問題を残した。

一方、春闘共闘委は四月二一日に第七回戦術委を開き、昨年を上まわる賃上げを獲得するために戦術を強化することを確認し、さらに、二七日の第八回戦術委では、春闘は五月にもちこされる公算が大きいとして、五月一〇～一五日を第四次統一行動期間とする、長期闘争組合支援のため三〇億円の融資体制をつくることを決めた。

二七日、政府は公労協に対し、定期昇給を含め六・五％のアップを行なうとの第二次回答を示したが、公労協はこれを拒否した。一方、私鉄は中労委の調停が時間切れになったため、予定通り二八日始発から二四時間の全面ストに突入した。同日昼、調停委員長から三〇〇〇円アップを中心とする勧告が出され、経営者側はこれを受諾したが、組合はこれを拒否してストを続行した。

一方、公労協は三〇日に第三波の統一ストを計画していたが、二九日夜、国鉄当局が公労委に対し「私鉄回答など民間相場を仲裁の段階で考慮してほしい」旨、文書で申し入れたことをスト回避のき

っかけとして仲裁移行を了承した。国労だけは仲裁移行に反対してストに突入したが、午前五時一五分スト中止を指令した。また私鉄総連は、三〇日の交運共闘の統一ストを背景に、調停委員長勧告の三〇〇〇円に上づみを要求して私鉄経協と交渉をつづけたが進展せず、結局、一率配分率の増加、産業別最賃委員会の設置を認めさせ、三〇〇〇円アップで妥結した。かくて春闘は公労協の仲裁移行、私鉄の妥結によって大きなヤマを越した。

一方、四月六日以降、重点無期限ストをつづけていた合化をはじめ、造船、電機、紙パ、炭労、セメント、全自交、全自運、マスコミ共闘、金融共闘などの民間単産はメーデー後に解決をもちこした。

五月四日、石田労相は岩井事務局長ら春闘共闘委の代表と会い、「組合側の希望する全国全産業一律方式などを含め、わが国の実情に即して実効ある制度を、中央最低賃金審議会でちかく検討してもらう考えである」との見解を文書で明らかにした。これに対し春闘共闘委は「政府が現行最賃法の改正に一歩ふみ出したとの印象はうけるが、労相は全国全産業一律方式については具体的な意思表示をしておらず不満である。今夏から秋にかけて要求を貫ぬくために全国的な統一行動を展開する」との趣旨の声明を発表した。

五月一〇日春闘共闘第一〇回戦術委は、闘争を継続している組合に対する支援体制を検討し、地域共闘を通じて支援動員、激励オルグを投入する方針を決め、三〇億円の融資体制を確立した。これら未解決単産の大部分も五月中旬までには妥結の方向に向かい、公労協についても五月一四日、平均六・二五%アップ、金額にして三〇三八円（定昇こみ）の仲裁裁定が示され、六五年春闘は、事実上終

第 137 表　65年春闘結果一覧表

単産名	賃上げ前平均賃金	妥結額
炭労	20,826	1,780
鉄鋼	35,001	2,470
私鉄	26,162	3,000
合化	33,861	3,444
紙パ	29,604	3,124
全鉱	24,500	2,970
全金	31,551	3,281
化同	24,650	3,331
新聞	32,774	3,008
造船	30,928	2,805
電機	23,797	2,895
石油	35,982	3,488
公労協	31,609	2,979
（総計）	28,778	2,917

〔備考〕 1) '65. 5 総評調査部調
2) 算出はすべて算術平均による
3) 炭労・公労協以外はすべて大手5組合，中小5組合計10組合の平均，ただし調査時点で闘争中の組合は除かれている
4) 定昇を含む
5) 総計は平均賃金の不明のもの，闘争中のもの18組合を除いた119組合の算術平均値

第 136 表　65年春闘妥結結果表

業種	社数	基準内賃金	要求	妥結	アップ率
硫安	8	36,064	8,014	3,714	10.3
過燐酸	5	32,598	7,240	3,040	9.3
化学	38	29,869	7,520	3,587	12.0
（以上化学平均）	51	31,109	7,571	3,554	11.4
紙パ	14	29,436	7,058	2,907	9.9
セメント	9	34,433	6,000	2,630	7.6
鉄鋼	18	34,562	5,028	2,214	6.4
造船	17	30,365	5,263	2,801	9.2
重電機	10	23,966	6,029	2,603	10.9
通信機	13	23,024	5,442	2,803	12.2
電線	7	25,524	5,172	2,741	10.7
車輛	7	28,867	4,955	2,901	10.0
産業機械	14	31,641	6,201	2,936	9.3
自動車	7	28,055	4,350	2,997	10.7
石油	5	38,736	6,206	3,680	9.5
石炭	8	29,948	6,000	1,750	7.0
鉱山	7	28,064	6,093	2,871	10.2
私鉄	14	28,386	7,071	3,036	10.7
電力	9	34,987	5,411	2,728	7.8
平均	210	30,228	6,190	2,938	9.7

〔備考〕 1) '65. 6. 15 日経連労政部調
2) 算出はすべて算術平均による
3) 定昇を含む
4) 原則は組合員平均
5) 石炭のアップ率は実質所得増による

結した。なお、六五年春闘における平均賃上げ額は第136表および第137表の通りである。

労使の評価

春闘共闘委は「六五年春闘を省りみて」と題する文書を発表したが、その中で、「春闘の成果と特徴」を要旨次のようにまとめている。「㈠賃上げ額は六四年をやや下回る平均一二・五％に終ったが、スト行動の鋭さと高まり、スト参加人員は春闘一一年の歴史のなかでは最大のものであった。六四年春闘の経験を生かし、妥結に当って臨時大会の開催や全員投票が多くの組合で行なわれたことなどは、職場大衆のエネルギーの前進をしめしている。㈡画一闘争を排し、各組合の独走態勢を前提にした長期かつ鋭いストという戦術は、成果をあげた大きな要因である。㈢権利闘争がこれまでになく拡がったことは今春闘の特徴の一つである。三・一七統一行動は、最賃制と労働基本権確立をめざし二五〇万の労働者が参加した。全鉱の産業別交渉権の獲得、私鉄総連の産業別最賃の統一交渉権獲得は権利闘争の成果として特筆される。㈣公労協が当局から有額回答をひき出したことは、六四年春闘での太田、池田会談の確認事項を一歩前進させたものといえる。また、四月中・下旬の交運共闘、公労協の統一実力行使は、春闘を最大限に高めた要因であった。㈤最賃制確立闘争が大衆行動として取り組まれたことは、今後の闘いの足がかりをつくった。㈥春闘後半になってベトナム日韓三矢など緊急な政治問題と大幅賃上が結合されて闘われたことは、今春闘の特徴として評価される。」さらにこの文書は、反省すべき問題点として、㈠大幅賃上げをかちとれなかったこと、㈡賃上げとその他の要求の結合が不充分で幅広いたたかいができなかったこと。とくに物価値上げ反対闘争と中小企業労働者の危機打開についてもっととりくむべきであった。㈢全国一律最賃制確立闘争についての指導が弱かった。㈣戦術指導上の弱さ、をあげ、今後の課題を、次のように指摘した。㈠合理化反対闘争、時短闘争の強化、㈡最賃闘争の強化、㈢スト権奪還闘争、㈣春闘の中核である金属労働者全体の強化。

一方、日経連は六月一七日付の「日経連タイムス」に「春闘の反省と今後の課題」と題する要旨次のような主張をかかげた。

「本春闘の特徴は、㈠業種間および同一業種内においても格差が拡大したこと。これは経営者が自己責任を自覚した結果によるところが大きい。㈡経営者の結束が例年以上強化されたこと。しかし一部の早期高額回答や無配減配会社の賃上げなどは一考を要する。㈢争議は激しく、長期化し、またかなり個々の産業別的闘争であった。㈣私鉄の中労委、公労委の仲裁等は問題を残した、ことなどである。今春闘の結果、大手平均二九〇〇円台、九％台のアップとなったが、これは実力以上のもので、これを吸収するため各企業で合理化が必然となろう。」

2　六五年秋季・年末闘争

六五年秋から年末にかけては、公務員共闘、全日通、全繊、海員の賃金闘争、日韓条約批准阻止闘争、全電通の処分撤回闘争、合

理化反対闘争、電労連の格差是正闘争などが行なわれた。このうち、日韓条約批准阻止闘争、合理化反対闘争については別項を参照されたい。

1　公務員共闘第六次賃金闘争

公務員労働組合共闘会議（国家・地方公務員、地方公営企業体職員など三一単産一六〇万人）は、六五年度の第六次賃金闘争を、今までとはちがって春闘の段階から開始した。前年度の第五次賃闘の要求提出が五月二九日であったのに対し、第六次賃闘の要求提出は三月一七日であった。春闘第二次全国統一行動が実施されたこの日、公務員共闘も時間内外の職場大会を開くなどの実力行使を行なうとともに、一律七〇〇〇円の賃上げなどの統一賃金要求を提出した。以後、四月二〇日、七月八、九両日、七月三〇～八月三日と四次にわたり全国統一行動を実施し、政府および人事院に圧力をかけた。八月一三日、人事院は国家公務員の給与を平均六・四％、金額にして二三六〇円を五月にさかのぼって引き上げることなどを主な内容とする勧告を行なった。これに対し公務員共闘は、八月一七日、勧告は、「体系上の改善、通勤手当の一部について前進のあとがみられるが、反面われわれの要求からみて基本賃金の引上げ額が低いばかりでなく、職階制強化の立場にたった差別が依然として強く、人事院が言うほど下厚上薄になっていない。とくに本年における消費者物価の上昇が著しいと認めながら、物価上昇に見合う改善をしておらず、結果的に政府・独占に迎合した低賃金の押しつけ勧告である」との見解を発表すると同時に、闘争の重点目標を「勧告の完全実施」と「地方財源の確保」におき、「閣議決定が予想される一〇月闘争に最大限の実力行使を配置し、政府に決定的打撃をあたえる」などの闘争方針を決定した。この方針決定の際、日教組が午後半日スト、自治労、全水道、全駐労が午前半日スト、その他の単産は一時間から二時間の時限ストを目標に闘争体制の確立をはかることが明らかにされた。

八月から九月にかけては、闘争体制確立のための教宣活動の強化に力点がおかれた。組織内にむけては、オルグの派遣や、活動家用にパンフ、一般組合員にニュース、ポスター、ステッカー、壁新聞などを発行し、組織外にむけては、地方財政、国家財政の矛盾をバクロするチラシ、ビラの配布などを行なった。また九月一日には第五次統一行動として時間内外の職場集会を開き、自治体、地方人事委員会、場・所長交渉を行なったのについで、一四日には公務員共闘の代表が、①勧告の実施時期の完全実施、②地方自治体に対する給与財源の保障、③初任給の引上げと諸手当の改善、④公務員の労働基本権の保障、などを内容とする「公務員の賃金引上げに関する申入れ書」を提出した。

一方、政府は九月一七日に第一回五人委員会（福田蔵相、永山自治相、小平労相、安井総務長官、橋本官房長官）を開き、勧告の取り扱いについて協議をはじめた。公務員共闘も九月二四日に戦術会議、二五日に幹事会を開いて、闘争方針を協議し、半日ストの実施日を一〇月二二日とすることなどを最終的に確認した。公務員共闘は九月にはいってから各単産による各省庁突上げ交渉をつづけてきたが、

いよいよ閣議決定期が近づいた九月三〇日から一〇月二日までの三日間、全国からの動員者二〇〇〇名を加えて各省庁にすわり込むなどの第六次統一行動を実施した。第一日目の九月三〇日には、日比谷野外音楽堂に一万五〇〇〇人を集めて中央総決起大会を開き、各単産の決意表明ののち、「政府は一六年間、法にもとづく人事院勧告さえも、完全に実施したことは一度もない。われわれはみずからの力で生活を守り、法を無視する政府に対して反省を求めるために、一〇月二二日半日ストを決行する」との「ストライキ宣言」を発した。

これに対し、政府は一〇月一日の閣議で〝半日スト〟は明らかに違法で、とうてい認めることはできないとして、各省大臣から厳重な警告を発することを決めたが、公務員共闘はこれに反論し、「今回の警告は不当であり、撤回すべきである」と抗議した。

この間、公務員共闘傘下の各単産は、中央委員会や臨時大会を開いてスト投票を行なうなどして闘争体制の確立をいそいだ。なかでも、五八年の勤評闘争以来七年ぶりの半日ストを構えた日教組は、かつてない組合員の全員投票を実施し、投票総数四八万三九二九票のうち賛成三三万七七四〇票（七一・六%）の支持をえた。更に九月二九、三〇の両日に開いた第二九回臨時大会では、四二七票対二九票という圧倒的多数で〝半日スト〟方針を可決した。このほか、全駐労は九月一八～一九日の第一回中央委で、半日ストを決定し、全農林は九月二一～二二日の第二二回中央委で午前半日の業研闘争、自治労は一〇月四日の第一四回臨時大会で午前半日休暇闘争、全水道は一〇月五日の第七回臨時大会で午前半日スト、都市交は一〇月五日の第二一回臨時大会で始発から一時間の時限ストをそれぞれ決定した。一方、総評も一〇月六日、七の両日、第二九回臨時大会を開催し、日韓条約批准阻止、合理化反対闘争とあわせて、公務員共闘の賃金闘争を支援する方針を可決した。

一〇月八日、笹川議長らの公務員共闘代表は安井給与担当大臣に会見し、「一〇月一九日までに誠意ある回答」を行なうようにとの「申入書」を手交した。そして、一一日から五日間、千葉、埼玉、神奈川など近県の代表五〇〇人を動員し、都内動員とあわせて、連日関係各省に陳情、すわり込みを行なって、中央交渉を側面から推進した。

一〇月一六日、政府五人委と総評公務員共闘代表（岩井事務局長、笹川議長ら）との会談が行なわれたが、双方がそれぞれの主張を述べあっただけで物別れに終わった。また一八日には、文相と日教組の宮之原委員長との会見が行なわれた。席上、文相は、二二日の〝半日スト〟の中止を求めるとともに、教職員の超過勤務手当の支給など日教組独自の三要求に対する回答を示したが、日教組側は「文相の回答には誠意が認められない」として再要求書を提示し、一九日中に回答を行なうよう申し入れた。また同じ一八日、政府と同盟との第三回定期会合が行なわれたが、席上、中地同盟会長は、〝半日スト〟には反対だが、勧告の完全実施は強く要求するとの態度を明らかにした。

政府はこの間、一二日、一八日、一九日と五人委を開いて協議を重ねた。その一方では一八、一九の両日社会党の成田書記長と自民党の田中幹事長との間で会談が開かれた。この折衝を通じて、田中幹事長は、半日ストを中止すれば、〇・一の期末手当の増額分を削ることなく、九月一日から実施してもよいとの態度を表明した。

翌二〇日、公務員共闘は、日教組、自治労など実力行使に参加する六単産の委員長、書記長会議を開いて情勢を検討した結果「一九日までに示された政府の態度はきわめて理不尽であり、一六〇万組合員をばかにしたものといわざるをえない」として「スト突入宣言」を発表し、各単産は中闘委や戦術会議を開いて、スト突入指令を発した。この間にも、社会党の成田書記長らは田中自民党幹事長と会って、勧告の完全実施に最大限の努力をはらうよう申し入れた。また、総評の岩井事務局長も、田中幹事長に会い、「勧告を八月から実施すれば〝半日スト〟回避に努力する」と申し入れた。

翌二一日、政府は人事院勧告の取扱いについて佐藤首相と関係閣僚の会議を開いて最終協議をした結果、①勧告の実施時期を九月とする（通勤手当の九月実施、期末手当〇・一ヵ月分増額を含む）、②看護婦等の夜勤手当については別途考慮する（八月実施のふくみ）との人事院勧告取扱い方針を、首相裁断として決めた。

この政府の最終回答を受けとった総評、公務員共闘は、同日正午すぎ、「国民に迷惑をかけるのは忍びないが、政府決定はドライヤー勧告の趣旨も無視した誠意のないものであり、二二日の〝半日スト〟は断固突入せざるをえない。国民の皆さんの理解と協力をお願いしたい。」との声明を発表した。このあと、公務員共闘は社会党本部で実力行使六単産の戦術会議を断続的に開き、各単産の闘争態勢について検討した。この中で、自治労が下部組織の動揺が激しいため統一半日ストの実施は困難であることなどの事情が明らかにされ、結局「二二日は既定方針通り統一実力行使に突入するが、闘争が困難な地方支部は、各単産本部の承認を得て、スト中止や闘争戦術を弱めても止むを得ない」ことを確認した。

このため、自治労本部には各地の下部組織から戦術ダウンを求める要請が殺到し、結局二二日早朝、東京都、大阪市の二組合がストを中止したことで一七〇〇の全支部がストを中止した。この自治労の動揺は他の単産にも波及し、都市交、全水道、日教組が相次いでストを中止し、時間内外の職場集会に戦術をダウンした。全農林と全駐労も半日ストの予定を一時間の時限ストに切り下げ、公務員共闘結成以来、初の統一実力行使は事実上不発に終わってしまった。

一一月五日、公務員共闘は三役会議を開き、要旨次のような「一〇・二二半日スト」についての中間総括を行なった。

【一〇・二二半日スト中間総括】（公務員共闘）㈠　政府、独占の弾圧と攻撃に対決し、半日ストを目指して組織的なとり組みをおこない、戦術転換の一〇月二一日までよく闘った。この過程で、公務員労働者は全労働者との連帯を強め、地域住民との協力関係を発展させ、階級的観点にたつ組合の発展を大いに推進した。重点要求はとれなかったが、精一杯たたかい抜いた結果組合員に敗北感はなかった。

㈡　実施時期を九月にさせ、地方財源の保障を約束させたこと、多くの地方に国なみに給与改定をさせたことは、今回の闘争の成果であり、一〇・二二半日ストの戦術配置の正しさを立証している。

㈢　半日ストの実力を背景に、政府を団交の場に引き出し、首相裁断にまで追いこんだ結果、賃金は力関係で闘いとることを多くの組合員が理解した。

㈣　反面、戦術転換を余儀なくされ、収拾をめぐって一度に内部の弱点をさらけだした。そこには、いくつかの反省すべき問題点がある。①闘争力の評価が充分でなかった。②最終段階において、共闘会議で意思統一することなく、各単産が戦術変更をおこなった。これは、共闘および全単産指導部の問題として統一闘争の立場から反省し改める必要がある。③組合員のスト決意の弱さが動揺をひきおこした。これは弾圧にまけない組織づくりへ常に組合員の意識を高める努力の必要を教えた。

2　全電通処分撤回闘争

六五年春闘で、全電通は二回におよぶ〝半日スト〟を実施したが、これに対し電電公社は六月五日、解雇三二人、停職六七七人、減給一万八七七人、戒告一四万二八四八人の計一五万五四三四人という、かつて例のない大量処分を行なった。同日、全電通は中闘委を開いて、「不当処分撤回まで断固戦う」との声明を発表するとともに、パルチザン闘争を行なうこと、一六万人の訴訟闘争を行なうこと、公社責任者のひ免要求運動を準備することなどの指令を出した。その後、七月の第一八回定期大会においても「処分撤回を全ての闘争に優先させ、長期にねばり強く闘う。具体的には、公社管理機能をマヒさせるパルチザン闘争、被処分者の実害回復を目的とする訴訟闘争を行なう」などの方針を決めた。

その後、九月に戦術会議を開いた結果一〇月一日以降、全国一斉時間外労働拒否を背景にパルチザン闘争（管理職に対するいやがらせ戦術）を行なうとともに、通信部ごとに処分撤回を要求して団交を行なった。この際、パルチザン闘争の一環として行なわれたゼッケン着用で「公社職員としての品位を傷つけ、職場秩序を乱した」として三人の訓告処分者が出た。

ついで一一月一〇日には、一六万人訴訟の第一次提訴が行なわれ、東京地裁の一九七九人をはじめ、全国で一万七五一三人が休暇をとって「未払い賃金請求」の訴えをおこした。しかし、これらの闘争戦術は予期したほど効果をあげず、一方では、処分者の減給をおぎなうために六五年だけで二一億円を支出し、六六年以降年間一二億円の犠牲者救援資金の支出を余儀なくされるなどの事情から、六六年六月末、全電通本部は公社との間に処分撤回の秘密協定を結んで闘争を中止した。この協定で処分撤回とひきかえに認めた条件は、①パルチザン闘争、マンモス訴訟を中止する、②一時金などにある程度の成績査定を認める、③合理化政策を妨害しないことなどだと伝えられている。

3　海員組合の賃上げ争議

争議の特徴と背景

一九六五年一〇月一五日の要求提出に始まり、六六年一月三〇日に妥結した全日本海員組合の賃上げ争議は、その規模において、またスト実施日数においても海運史上かつてない大争議であった。海員組合は、一九四八年にも三波延一八日、スト参加船数五三七隻（他に出航拒否船二五五隻）の大争議の経験をもっているが、今回のストライキは、四波延三五日、第三波最終日の停船数一四五五隻、三五日間の延停船数一万九八一九隻（海員組合調）と、いずれもこれを大きく上まわっている。

この争議で注目されたのは、船主側がかつてない高姿勢で争議にのぞみ、しかもかなり強固な結束をみせたことである。この船主側の強い姿勢は、すでに六五年四月の協約改定交渉で船長の非組合員

化、チェックオフ廃止、平和義務の明確化など協約全般にわたる改定案を提示した時にはっきり打ち出されていた。

今回の争議でも、船主側は早くから外航内航それぞれに合同争議対策本部を設け、加盟各社から一総トン当り三〇〇〇円を供託させ（総額約二四〇億）、脱落した場合はこれを没収するとのとりきめをして体制をととのえていた。

このほか、賃上げ要求を討議する組合大会の会場で、外航中小船主労務協会などに属する各社の社長がタスキがけでビラを配る、あるいは労働組合ばりに全国から船主の代表八〇〇名を集めて「全国船主総決起大会」を開くなど、船主側の意気込みには非常なものがあった。「船主経済を破壊する組合要求を粉砕しよう」「日本海運を組合の組織暴力から守ろう」「日本海運発展のために適正な労使関係を確立しよう」これがこの大会のスローガンであった。

この船主側の非妥協的な方針の背景には、六三年七月の「海運再建二法」にもとづく海運再建整備計画があった。この計画により、六四年四月から大手一二社は合併して六中核会社となり、その下に系列会社（資本と事業活動を支配される）と専属会社（所有船舶を中核・系列会社に長期貸船するもの）が配置された。これとともに、五年以内に減価償却の不足を解消することを目標とする企業合理化が要求され、この集約合理化を実施する企業に利子の支払い猶予などの助成措置がとられている。この計画では、人件費の増が年間五～七％と枠が決められており、組合の賃上げ要求はこの枠をはるかにこえるものであった。しかも、これに関連して海運企業整備計画審議会は「計画の枠をこえて賃上げを認め、その結果、計画の実施に支障を来した時は利子猶予の停止、既往の猶予利子の返還、新造船を認めぬといった措置を考慮するよう」運輸相に申し入れていた。また計画の実施にともない、中核会社と系列専属会社との企業格差は増大していた。今回の争議で中小船主がとくに強い危機感を抱き、賃上げに最後まで抵抗したのもこれと無関係ではない。同時に、中核会社をはじめ船主側にとって、今回の争議は単なる賃上げ額の問題である以上に「失地回復」の機会として意識されていた。過去二〇年間、組合に押され労使関係はゆがんでいる。企業集約化で体制をたてなおした現在こそ、これを正す好機であるというのである。

なお、汽船関係の主な船主団体は、外航関係が外航労務協会（六中核体を含む外航オペレーター一九社、所有隻数四七億三八九〇万トン、所属船員二万五〇七二名）と外航中小船主労務協会（外航オーナー六四社、三〇八隻、二九〇万重量トン、一万五五一四名）であり、内航関係は火曜会（京浜内航三九社、二〇一隻、四六万八〇〇〇総トン、五八五七名）と一洋会（阪神内航船主三五社、一六〇隻、二四万総トン、四二五一名）である。

一方、組合側も船主の対決姿勢に長期ストをも辞さないかまえであった。とりわけ下部の組合員の突き上げは、これまで以上にはげしかったといわれる。前回ベースアップが行なわれたのは六三年一月であり、その後の消費者物価の上昇を考えれば、これは当然ともいえよう。六四年秋の大会で「六五年四月の協約改定期にはベース・アップ闘争はせず、他の条項に主力をおき、賃上げは六六年一月実施を目標とする」との執行部提案に、代議員から「賃上げを一年も待てぬ」との批判があいついだ。

実際に六五年四月にはベース・アップまでのつなぎとして臨時手当を要求する闘争を組まざるをえなかったことにも、この突き上げ

の激しさはあらわれている。また長期ストを可能にした条件としてわが国唯一の単一産業別組織としての海員組合の闘争力の強さも見落すことはできない。この闘争力を端的に示すのは争議資金だが、今回の争議突入時に、争議金庫会計には約五億円の蓄積があった、さらに一三万五〇〇〇人の組合員から一人一律五〇〇〇円の特別賦課金を徴収することによって約六億五〇〇〇万円が見込まれていた。海員ストの場合は、航海中の船は参加せず、現に内地に入港している船だけで、しかもかなりの保安要員を残して行なうので、ストの規模に比して組合の争議費用は少なくてすむという特徴をもっている。現に、今回の争議で第三波までに要した費用は賃金カット補償約四億円、その他八〇〇〇万円といわれている。したがって、一一億円余の争議基金があれば二ヵ月余の長期ストも可能であったとみられる。

争議の経過

一九六五年一〇月五日から、組合は神戸で第二四回定期全国大会（創立二〇周年大会）を開催した。この大会のスローガンは「総力を賃上げに結集しよう」であり、第一号議案は「汽船関係賃金改定について」であった。例年の大会議案がかならず「海運対策について」から始まっていたのとまったく趣を異にしていた。

一〇月一五日、組合は大会で決定した賃金改定案にもとづき、次のような内容の要求書を汽船関係の四船主団体に提出した。

一、職別最低保障本給の一点単価の現行一六円を二二円とする。

二、本人本給は現行本人本給に五プラス三〇〇〇円を加算する。

三、保障本給と、本人本給に二〇％相当額を加算したものとを比較し、いずれか高い方を乗船本給とする。

四、予備給（下船中の賃金）は本人本給によるが、その額が保障本給の八〇％に満たないときはその差額を補償する。

五、各自の賃上げの最低補償として、現在臨時手当として支給されている五％プラス三〇〇〇円の他、乗船中基準収入において三〇〇〇円を全員に補償する。

六、員級Ⓐの条件を一八歳、経験一年とする。

この要求には若干の説明が必要であろう。海員の賃金体系は、その本給部分についていえば、本人本給と職別最低保障本給の二本建てとなっている。本人本給は各社別の年功賃金であり、職別最低保障本給は、外航、内航、トン数、職種別に決められ全船員に適用される横断的統一的な賃金である。下船中は本人本給が支給されるが、乗船中は本人本給の一割増した額と保障本給を比較して高い方で支払われる。職別最低保障本給は点数制となっており、最下位の一九歳、三年経験の船員（員級Ａ）を一〇〇〇点、最上位の船長、機関長を三〇〇〇点とし、その間を職務ごとに八ランクにわけ、ランクごとに点数が決まっている。一点の単価は現行一六円である。また乗船中基準収入とは、乗船本給に航海日当、船機長手当、休日補償などを加算したものである。

組合の要求に対し外航二船主団体は、六五年四月から支給している臨時手当（本人本給の五％プラス三〇〇〇円、外航労務協会では四二五〇円、外航中小船主労務協会では四〇七〇円となる）を賃金に組みかえ、あわせて賃金体系の合理化をはかりたい旨組合に申し入れた。一方、内航二船主団体は、四月に臨時手当の支給を決めた時三〇〇〇円プラス五％（内航二団体で平均三八七〇円）以上に船主が支払いする原資はなく、秋にベース・アップはしないとの約束をしていると

して、同日要求書を組合に返戻した。しかし一八日にいたって、内航船主団体が要求書の返戻は団交の拒否を意味しないとの態度を明らかにしたので、ようやく第一回の団体交渉が二二日内外航合同で開かれた。席上、海員組合の中地組合長は「今回の賃上げ要求は、一面、海運政策の転換を迫るものである」との所信を表明した。また、服部外航労務協会会長は「組合要求がそのまま実施された場合の船員費増を外航労務協会関係に例をとってみると、直接船員に支払われる賃金は、乗船者一人につき一万六七〇〇円増、この他保険料、臨時手当、退職金引当などを含めると二万一〇〇円増となり、予備員を含めた船員費増は一カ年外航労務協会五一億円、外航中小船主労務協会三六億円、内航二船主団体二〇億円、計一〇七億円となる。これは今年度の利子補給三四億円をはるかに上回るものである」と主張した。この後は外航と内航とにわかれ、外航が一〇月二八日、一一月二日、八日、一〇日の四回、内航が一一月四日、九日、一二日の三回にわたりそれぞれ団交を行なったが、両者とも歩み寄りはなく交渉は決裂した。

なお、これとは別に、海員組合は沿海部関係の小型鋼船船主三九〇社（小型統一労働協約適用）にたいし八月三〇日いっせいに平均約八五〇〇円（組合側公表、船主側は一万六〇〇〇円と計算）の賃金引上げ要求を行ない、これら関係船主の大部分（二六船主会、三二六社）が加盟する全国内航船主協会（全内航）と五回の団交を行なったがこれも決裂した。一〇月二五日、全内航の提訴により船員中労委で調停が行なわれていたが、一一月二二日不調となった。

交渉決裂により組合は一一月一五日から二四日までスト権確立のための一般投票を実施した。対象組合員は汽船四船主団体、盟外、新洋会、神栄会、沿海部汽船協約適用会社二六九社の所属組合員五万八四八一名、対象船数一五五七隻で、投票結果はつぎの通りである。投票隻数一四六五隻、投票登録人数四万四三四六名、投票総数四万四一八五票、有効票四万四〇五九票、賛成四万一六二三票（九四・五％）、反対一八七五票、白票五六一票、無効票一二六票。これと同時に行なわれた漁船関係一二社、七二隻の所属組合員四三九三人についての投票結果も有効票二九九五票中賛成二八二九票（九四・五％）であった。なお、全内航関係のスト権は一一月四日、有効票七六一八票中賛成七四三九票（九七・七％）で確立している。

一一月二二日、組合は中執委を開きストライキ実施要領を決めるとともに、二七日午前〇時から一〇日間、全国五二港で、内外航四船主団体所属船舶など二六〇社、一三〇〇隻を対象に荷役・船内作業・その他いっさいの船務を行なわず、出港はすべて拒否するという完全ストを実施することを決め、二四日内外航四船主団体にストの通告を行なった。

組合はこの第一波スト戦術とは別に賃金不払いや留保、スト実施前の組合費源泉徴収の一方的停止などの法令・労働協約違反行為が行なわれた場合は直ちにその船に対し抗議停船を行なうこと、また船主側の法令・協約違反が悪質で広い範囲におよぶときは報復措置として、外国港湾におけるストを全面的に実施することを決めていた。一一月一五日、一洋会所属の田渕海運錦晴丸が賃金支払いを中止したのに抗議して出港停止が行なわれたのをはじめ、第一中央汽船、扶桑海運、七洋汽船、宇和島商船などの約一〇隻が臨時手当の支払保留、賃金不払いなどを行なったため、抗議停船が行なわれた。これらは、いずれも船主側が停船の原因となった指示を撤回して解

決した。一八日外航二船主団体は、団体交渉が決裂スト権確立のための一般投票にはいっている状態は協約の定める「平常の場合」ではないとして一一月一五日以降交渉妥結に至るあいだ組合費の源泉徴収を停止すると組合に申し入れた。これに対し組合は二二日以降六大港に入港中でチェック・オフ停止を行なった船主に対し抗議停船を指示し、これにより停船した船は第一波突入の二七日までに八三隻に達した。

中村運輸相、若狭事務次官らはすでに第一回の団交がはじまる前から労使双方の意見を聴取するなど活発な動きを見せていたが、団交が決裂した後も再三にわたって労使に団交再開を要請した。自民党でも赤城政調会長、倉石労働問題調査会長を中心として「船員賃金対策特別委員会」を設置し労使から事情聴取を行なった。更に二七日第一波スト突入にあたって、ただちに運輸相から脇村船員中労委会長に対し職権あっせんが要請され、佐藤首相も労使を招いて「あっせんに協力するよう」要望した。

一一月二七日零時、組合は全国五二港で第一波完全ストに突入した。対象は内外航四船主団体加盟船舶で、同日正午までにストによる停船は二二二隻に達した。さらに二八日、組合は常任中執委を開き、全内航および盟外の三六七社七八五隻、大型漁船関係一一社三二隻を一二月二日から五日間完全ストに参加させることを決め、ただちにスト通告を行なった。一二月三日、組合は第二波、第三波ストの戦術をつぎのように決定した。㈠第二波ストは外航二船主団体所属船舶を対象に七日から一三日までの一週間行なう。完全スト体制はそのままとするが、揚荷役に限り七日零時以降認める。㈡第三波ストは全船舶を対象とし一四日零時からとする。九日、組合は第八〇回全国評議会を開き、組合員一人一律五〇〇〇円の特別賦課金の徴収を決め、翌一〇日の常任中執委では第二波ストの五日間延長を決定した。さらに一六日、組合は第三波以降のスト戦術を検討し、第二波にひきつづき一九日から二五日までの一週間、汽船、沿海、漁船（大型部門のみ）の全船舶（六四七社、二三八〇隻）を対象に、

第138表　スト実施状況

（仮泊船舶を含む）

抗議停船	
11月26日	83隻
第一波突入（11月27日～12月6日）	
11月27日	222隻
28日	262隻
29日	399隻
30日	454隻
12月 1日	485隻
全内航，漁船追加（12月2日～6日）	
12月 2日	708隻
3日	823隻
4日	926隻
5日	1,013隻
6日	1,050隻
第二波突入（外航二団体，12月7日～13日）	
12日 7日	279隻
8日	296隻
9日	309隻
10日	319隻
11日	334隻
12日	350隻
13日	360隻
第二波延長（12月14日～18日）	
12月14日	383隻
15日	403隻
16日	415隻
17日	425隻
18日	434隻
第三波突入（12月19日～25日）	
12月19日	600隻
20日	813隻
21日	1,020隻
22日	1,166隻
23日	1,281隻
24日	1,345隻
25日	1,455隻
第四波突入（1月25日～31日）	
1月25日	105隻
26日	179隻
27日	235隻
28日	289隻
29日	329隻
30日	353隻
31日	（午前8時スト解除）

〔備考〕全日本海員組合調

五五港で停船ストを実施することを決めた。なお第三波は完全ストから停船ストに緩和し、積荷役を認めることにした。

一方、船主側の内航争議対策本部は、一八日、第三波ストに対する自衛措置として北海道、裏日本以外の諸港で一九日正午からロック・アウトを実施することを決め各社あて指令した。ロック・アウト船は二一日一四時には二八隻に達した。

あっせん案提示

一二月三日、正式に職権あっせんに乗り出すことを決めた船員中労委は六日以降労使を個別に招いて事情聴取を重ねたが、双方とも基本的立場を主張して譲らず、あっせん工作は難行した。このため中村運輸相は一四日、脇村会長、組合三役、外航三団体代表を順次に招いて労使のトップ会談によって争議の解決に努めるよう強く要請した。これをうけて外航労使は一五日にトップ会談を開いたが具体的進展はなく、前向きの姿勢で早期解決に努力することを申し合わせるに終わった。このあと一七日に内航のトップ会談、一八日から二〇日にかけて内・外航それぞれの交渉委員会がくり返されたが、船主側が原資枠は臨時手当の範囲内との従来の主張を譲らず、もの別れに終わった。

一方、船員中労委は二〇日から二一日にかけて労使を個別に招いて交渉の経過を聞き、あっせん案の作成にとりかかり、二三日午後一〇時、ようやくあっせん案を提示した。その骨子は次の通りである。㈠乗船中賃金は、現行臨時手当と外航関係は一人平均二八〇〇円、内航関係は一八〇〇円の原資をもって改定すること。これによって外航の原資枠は七〇五〇円、内航は五六五〇円となる。㈡下船中の賃金は臨時手当を含む現行賃金を保障すること。㈢就航航路トン数区分、員級Ⓐは現行通りとし組合要求は認めない。㈣実施時期は六六年二月一日とする。

同日、組合はただちにこれを拒否する方針を決め、「あっせん案は組合を泥沼争議に追い込み、組織の破壊をねらった陰謀的なもの」との声明を発表した。また長期闘争の体制をかためるため、第三波ストは予定通り二五日二四時で終わり、第四波を明年一月中旬以降に決行することなどを決めた。二四日には組合が、また二五日には内外航船主団体が、ともに正式にあっせん案拒否の回答を行なった。二五日二四時、組合は予定通り第三波ストを解除した。一方内航船主もロックアウトを解除したため、争議は年末年始完全休戦となった。

スト再開

六六年一月六日、組合は神戸で汽船・漁船・沿海の三部合同委員会を開き、第三波ストまでの経過報告と今後の闘争方針を検討した。その結果、一月下旬より第四波ストを決行することを決定した。経過報告の中で和田副組合長は「ストを続行せよという海上組合員の意見は当然だと思う。しかし、ストを続行すれば緊急調整という国家権力で組織の行動を封じ込めようとする政府、ドロ沼争議に引きずり込んで組織をつぶそうと待ちかまえている船主に口実を与えることになる。勝つために、察知されたそれらの危険を避けて、あえて三波でストを中止した」と述べた。また一人当り五〇〇〇円の特別賦課金は目標額六億数千万円のうち約一億円の徴収が終わったことが報告された。次いで一七日、組合中執委は、第四波ストを内外航一五三社、一二三九隻を対象に、一月二五日零時から二月八日一〇時まで、全国四七港において実施することを決めた。これに対し同日、外航労務協会は代表者会議を開き、第四波ストには全面ロック・アウトを含む適切な対抗策をとること

とし、この発動については服部会長に一任することを決めた。また船主側は第四波ストに対処するため争議損害分担金約三〇億円を追加拠出することを決めた。なお、同分担金の第一回分は、すでに四団体から六四億円が拠出されていた。

これより先、一月一〇日に中村運輸相は労使の代表を個別に招いて第四波ストの回避を要請したが、これにこたえて、二一日ようやく労使のトップ会談が開かれた。席上、児玉船主協会長は「四船主団体は無条件であっせん案を受諾する方針であるから組合もこれで解決してほしい」と公式に表明したが、組合側はこれを拒否した。この後、第四波ストを控えて政府・与党の動きが次第に活発となった。運輸省は二三、二四、二五日と連日、若狭次官が中心となってあっせん案に上積みすることで労使の間を仲介した。この間組合側は、㈠保障本給の一点単価を当初要求の二二円から二一円とする。㈡本人本給は二〇〇〇円プラス五%アップとするなどの譲歩案を示したが、船主側はこれを拒否した。一方、自民党の倉石労働問題調査会長も定期昇給期の二カ月延長とひきかえに上積み額で船主に譲歩を求めた「倉石私案」を提示して説得に当たったが船主側に拒否され成功しなかった。

二五日零時、全国四七港で予定通り第四波ストが開始された。これと前後して、財界あるいは自民党内から首相権限による緊急調整を望む声が次第に表面化しはじめた。

争議妥結

二六日、中村運輸相らは外航労使の代表を個別に招き、団交再開を強く要請した。これにもとづき、同日外航のトップ会談、団交が相次いで開かれ、若狭次官の「原資枠を七五〇〇円とし、手当へのはねかえりは枠外とする」との提案をもとに双方の歩みよりがみられ、争議は一歩解決に近づいた。しかし二七日にいたって、外航中小労協が原資の枠に外労協との格差をつけることを主張したため交渉は難行し、中断した。一方、組合は船主側が内外航同時解決を主張しているので、交渉のおくれている内航に集中して交渉する方針を決め、二七・二八・二九日と内航の団交を重ね、争議も大詰めの段階にはいった。三〇日、一時中断されていた外航の団交が再開された。かくて外航は午後三時二〇分、内航は午後七時三〇分、それぞれ組合の最終案に船主側が同意し、協定書に仮調印が行なわれ、午後一一時四五分、内外航四団体と海員組合との間で本調印が行なわれ、争議終結についての覚書を取り交した。組合は三一日午前八時を期してストを解除した。外航の妥結内容のあらましは次の通りである。

一、職別最低保障本給の一点単価を二〇円とする（要求は二二円）。

二、本人本給は現行本人本給に八%プラス一〇〇〇円を加算する（要求は五%プラス三〇〇〇円）。

三、保障本給と本人本給に二〇%相当額を加算したものとを比較し、いずれか高い方を乗船本給とする（要求通り）。

四、予備給が保障本給の八〇%に満たないときはその差額を補償する（要求通り）。

五、各自賃上げの最低補償として、現在支給されている臨時手当のほか、乗船基準収入において二〇〇〇円を全員に補償する（要求は臨時手当プラス三〇〇〇円）。

六、員給Ⓐは現行通り、一九歳、経験三年とする（要求は一八歳、一年）。

七、航路手当を全廃する。
八、実施期日は六六年二月からとし六七年三月末日までを協定期間とする（要求は六五年一一月から）。

内航の妥結内容は、五、の最低賃上げ補償が臨時手当プラス一八〇〇円であるほかは右の外航とほぼ同じだが、他に賃金体系を外航と別建てにし、一〇〇〇トン未満を基準とした新体系をつくること、最低保障本給の計算方式を一点単価から金額表示、積み上げ方式に改めることなどの船主側要求を認めている。

組合側試算によると新賃金体系による賃上額は外航で平均七〇八〇円、内航で六二四〇円、内外航平均で六八七〇円となり、現行に比し一六・三％の賃上げとなる。これは船員中労委のあっせん案に外航六五〇円、内航一一〇〇円を積み上げたもので、要求に対する達成率は七〇％であるとしている。

また解決が遅れていた全内航関係も、二月一七日、一人平均四七三二円の賃上げで妥結した。つづいて二月二四日、大型漁船関係、三月一日、冷凍船関係も外労協関係とほぼ同様の内容で妥結した。

外労協の発表によれば、今回のストによって船主側のこうむった直接損害は外航六六億円、内航八億四〇〇〇万円、計七四億四〇〇〇万円、またストにより外国船に流れた運賃は、三波までで三五〇〇万ドルと推定されている。

なお今回の争議に関連して、和田副組合長、金子汽船部長に対するリコール運動が、堀次清治全国委員を代表責任者として、六六年四月一五日から始められた。リコールは組合規約第一一七条によるもので、署名者が五〇〇〇名に達した時は一般投票にかけるべきことが定められている。これに対し五月一一日、組合中執委はリコールは規約に定める要件をみたしたものとは認められず、反組織的な行動であるとの見解を発表した。一六日統制委も同様の態度を決め、二〇日付で不信任理由書を返送するとともに組合長名でリコール中止警告を発した。一方、リコール運動委員会はこれを拒否して運動をつづけ、六月一日現在、六〇〇〇名の署名を集めたと発表しており、成り行きが注目される。

3　六六年春季闘争

春闘共闘方針

春闘共闘委は、例年より半月から一カ月も早く、六五年一〇月一五日に六六年春闘の第一回共闘委を開催し、正式に六六年春闘を発足させた。第一回共闘委は、例年のごとく春闘共闘の機構運営、役員（六五年とまったく同一）、春闘予算を決め、春闘宣言を発したが、今回は発足と同時に春闘方針を発表せず、討論の素材としての「一九六六年春闘構想」を提起するにとどめた。なお、参加組合は一七〇組合、約七〇〇万名と発表された。一二月八日、春闘共闘委は三役会議を開き「一九六六年賃金白書」を発表した。「大幅賃上げで、インフレと合理化による生活危機を打開しよう」という副題をつけたこの白書は、現在の日本経済が不況であることをはっきり認めた点で、「不況」は賃上げをおさえるための宣言に過ぎないとしていた六五年白書と異なっていた（第二部Ⅲ「賃金闘争」参照）。一二月二〇日春闘共闘委は第二回共闘委を

開き、先に発表した「春闘構想」の情勢の部分を補正し、新たに「春闘前段の行動の力点と具体的対策」を加え、これを春闘共闘方針とすることを決定した。「合理化攻撃と対決する春闘を組織するために」という副題をもったこの「一九六六年春闘方針」は、六五年春闘以降の情勢を、合理化反対闘争や物価値上げ反対運動、ベトナム反戦、日韓批准阻止などの諸闘争を総括した後、「六六年春闘の基本的構え」として次の諸点を提起した。

【六六年春闘の基本的構え】㈠　現在の経済危機は合理化、低賃金では克服できない。春闘を通じ、大幅賃上げを拡大させ、国民生活水準の引上げを通じて、経済を好転させることになると考える。

㈡　合理化攻撃の烈しさを考えると、大幅賃上げの大衆討論が職場の合理化問題とむすびつけてすすめられ、合理化攻撃をはねかえすなかで賃上げを闘いとってゆく体制づくりが必要である。

㈢　大幅賃上げのみでは闘いは分散しがちである。全国全産業一律最賃制の闘いこそ、大幅賃上げ闘争を全体として前進させ、統一行動を組織する環である。六六年春闘はこの最賃の闘いと時間短縮の闘いにストライキをかけて闘うよう、全単産がスト権確立に努力する。

㈣　職場大衆の闘争意欲を正しく資本、当局にぶっつけていく指導体制をさらに強化する。

㈤　産業別の指導が直接下部組合員に直結する体制をつくり、職場の労働者を企業の外で交流し、討論し、学習活動を行なう機会を出来るだけ多くつくる。

㈥　春闘をつよめ、その行動をたかめるためにも、物価値上げ反対を中心とする国民生活確保の闘いや、ベトナム反戦、憲法擁護を中心とする平和闘争との運動の結びつけを特に強調する。

㈦　春闘大幅賃上げ闘争の戦術指導としては、重化学産業労働者を軸として、官公労民間をとわず全ての労働者が独走も辞せない体制をかため、長期に鋭い実力行使をかまえて闘いをすすめる。

つぎに、春闘共闘の統一要求として、①大幅賃上げ、全国全産業一律（一万五〇〇〇円）最低賃金制確立、職務給、安定賃金反対。男女同一労働同一賃金制の確立、ＩＬＯ一〇〇号条約批准。②首切り、配転など合理化反対。労働時間短縮。要員確保。労働災害絶滅。③失対賃金、生活保護基準大幅引上げ。医療関係法、失対関係法改悪反対。国民年金改善、調整年金反対。その他社会保障の拡充。④官公労働者の労働基本権奪還、組合活動の自由確保。官憲の弾圧反対。⑤消費者米価、公共料金をはじめ物価値上げ反対。大衆課税の軽減。地方自治、地方財政の確立。などの諸要求を掲げた。なお、ベトナム反戦・憲法擁護を頂点とする平和と民主主義を守る諸要求については、すでにある共闘組織に積極的に参加してたたかうよう指導するとした。

春闘共闘方針は、さらに、「要求と闘いの具体化について」「春闘前段の行動の力点と具体的対策」「春闘指導機構について」指示しているが、そのなかで、春闘前段の行動について次のような方針をあきらかにした。一月から三月中旬にかけては、公共料金引上げをはじめとする大衆収奪、国民生活破壊の諸政策反対を中心課題として討論と行動を徹底的に組織すること。①具体的には一月中・下旬を全国教宣活動強化期間とする。②二月下旬を〝国民生活を守る春闘第一次統一行動期間〟とし、③その期間中の一日を、物価値上反対を中心要求とする一日行動デーとして大動員を行ない、春闘前段の闘いをここに集中する。④三月段階では更に反合理化闘争、時短闘争を統一的に強化し、中旬に第二次統一行動を組織する。⑤三月下旬、最賃制確立を統一要求とする第三次統一行動を組織し、時限ストを最低とする実力行使を行なう。

また、第二回共闘委は、この日「中小企業労働者を守る闘いについて」の方針も審議決定した。この方針は、不況の中で最大の犠牲を蒙っている中小企業労働者をとりまく情勢を分析したのち、全国一律最賃制の即時法制化をはじめとする中小企業労働者の統一要求を掲げ、次いで当面する中小企業労働者のたたかいの重点として、①最賃制確立、大幅賃上げの要求をかかげて地域共闘に結集すること、②公共料金値上げ重税反対、中小企業倒産反対などで、中小経営者をまきこんだ対政府要求行動を展開すること、③県評、地区労、中小企業を組織している単産は連係をとりあって地域ごとに「中小企業労働者を守る共闘会議」を組織すること。④関係官庁、地方自治体に大衆行動を伴って交渉を反覆すること、などを決めた。

一方、日経連は六六月一月二四日、「不況下の春闘と賃金問題」と題する「春闘白書」を発表し（第二部Ⅲ「賃金闘争」参照）、つづいて一月二七日の常任理事会で、六六年春闘にたいする経営者の態度について審議した結果、企業の支払い能力にもとづく経営責任賃金の確立など五項目からなる春闘対策を決議した（第三部Ⅴ「経営者団体」参照）。

第一次統一行動　二月一日、春闘共闘委は第一回戦術委を開き、二月下旬の春闘第一次統一行動期間の日程とその準備活動、大産業別および拠点共闘の担当役員の配置などについて協議した。その結果、期間中の二月二七日を春闘統一行動日とし、全国の県庁所在地で最大限動員による大衆集会をひらき、デモ行進を実施する。とくに東京、大阪では、それぞれ三〇万と二〇万人の春闘物価メーデーを行ない、いっさいの活動をこれに集中することと、この物価メーデーについて社会、共産、民社、公明の各党に協力を要請することなどを決めた。また、同盟にたいし春闘共闘委として物価値上げ反対と賃上げにかぎって共闘を申し入れることも決め、二月一七日正式に申入れを行なったが、同盟側はこれを拒否した。

二月九日、例年より一カ月近くも早く、総評は第三〇回臨時大会を開き、春闘への体制がためを行なった。この大会で採択された「総評春闘方針」は、日韓を中心として秋季年末の闘争を総括したのち、「春闘の決戦にむかって」として、合理化反対、社会保障の拡充、最賃制確立、労働基本権確立、大幅賃上げなど春闘共闘委の方針と共通の課題をあげ、さらに次のように述べている。

【春闘の決戦にむかって】「今次春闘は構造的な不況のなかの闘いであり、賃上げ闘争は直ちに日本の政治経済構造全体に強い影響を与え賃上げと反合理化の闘いも緊密に結びつくものである。そのことは、賃金闘争を軸にして、あらゆる政治的、経済的な闘いを結合して闘わなければ賃上げ闘争自体の成功もむづかしいことを教えている。従ってベトナム反戦、物価値上げ反対、スト権奪還、憲法改正につながる小選挙区制反対、民主教育確立と教科書の国定化反対、地方自治確立などの闘いは必然的に結合されてゆくことになるだろう。またそうした闘いは労働者だけでなく、国民全体との結びつきがなければ成功を期待することはできない。……いまこそそうした多くの要求のなかから、国民的な結集を求めるため物価とベトナム反戦にしぼって世論の九〇％以上を背景とした闘いを組織するときであり、大多数の国民と共に、政府独占に向って勢ぞろいして闘う体制が今日ほど重要なときはない。（中略）総評本部もこの重要な春闘を迎えるに当り、その機能をより効果的に発揮させるため、当面は、①二月二七日の大動員、②三月下旬の最賃を中心とする実力行使、③四千万署名の完遂、④組織強化対策の四点を最重点目標として臨時闘争体制をとり、幹事、オルグ、書記をこの目標に向けて重点的に配置する。（後略）」

総評大会と前後して、炭労、新聞、合化、全金、全石油、化同、

鉄鋼、民放、全鉱、全国一般、紙パなどの各単産は臨時大会を開き、他の単産も中央委員会を開催して春闘方針を決め、三月中旬までには、ほぼ要求の提出を終えた。各単産の要求は五〇〇〇円～一万円（平均七一〇〇円）の賃上げをはじめ、産業別最賃協定、全国一律最賃制確立、時短、退職金の増額などを主な内容としていた。

物価メーデー　二月二七日、春闘第一次統一行動の「物価メーデー」（物価値上げ反対、生活危機突破国民大会）が全国二一八カ所の会場で二一一万人（警察庁調は一三六カ所一三万人）が参加して開かれた。中央会場の東京・代々木、旧オリンピック選手村には三二万人（警視庁調九万人）が集まり、メーデーをのぞけば戦後最大の集会となった。関西では雨のなかを大阪城公園に約一三万人（大阪府警調三万人）が集まって大会を開いた。なお、各紙は「物価メーデーは予想以上に盛り上がった」と報道したが、政府も三月一日の閣議で、物価メーデーが予想以上の人を動員したことを認めるとともに、これに参加した国家公務員が佐藤内閣打倒、国会解散を要求するなど政治的活動をしたことは国家公務員法違反であるとし、実態を調査のうえ厳重に処分する方針を決めた。

公労協の動き　これより先、公労協九組合は、一〇月末から一一月にかけて中央委員会を開き春闘方針を決定し、一一月二四日以後、当局側にたいし八五〇〇円～八七五二円の要求を提出していた。さらに、一一月三〇日には、①平均八五〇〇円の賃上げ、②高卒初任給二万二〇〇〇円以上などを内容とする公労協としての統一要求書を政府に提出した。これに対し当局側は、一二月七日に電電公社が「四〇年度賃金については、来年度民間相場が出揃ってから回答する」と答えたのをはじめ、他の当局もほぼ同様の態度をとった。政府も一二月一六日、「年内に二度の賃上げの考えはなく、来年度については民間相場に見合うものを出す建前であり仲裁裁定が出されれば誠意をもって措置する。当事者能力については前向きに解決したい」と公労協に回答した。その後、当事者間で交渉が重ねられたが進展せず、二月末から三月一五日にかけて、各組合はそれぞれ公労委に調停を申請した。

第二次統一行動　三月一一日、春闘共闘第二回戦術委が開かれ、三月下旬の第二次統一行動の具体的計画と、四月段階の闘争方針について討議した。その結果、第二次統一行動は、全国全産業一律一万五〇〇〇円最低賃金制確立を中心目標として、三月二九日に実施すること、行動内容としては、スト権の確立した民間単産は、二時間～半日の実力行使、その他の民間単産は時間内外の職場集会、公労協は時間内外の職場集会を含む実力行使、公務員共闘も地公関係の反合理化と併せ、職場大会を最低に実力行使を行なうことなどを決定した。

また四月段階の闘争については、㈠民間各単産は三月一杯に最終回答を求めるよう団交を強化する。㈡三月末に至るも具体的回答のない場合あるいは低額回答の場合は四月五日前後より実力行使に突入する。㈢その他の単産は、遅くとも四月一二日頃より実力行使に突入する。㈣公労協、交通共闘関係単産は四月二〇日頃を目途に統一実力行使を決行する。㈤最賃社保など対政府統一要求と大幅賃上げを結合し、春闘共闘全体として四月一五～二〇日の間に統一行動を設定することなどを決定した。

ついで、三月一五日から三日間、春闘共闘委は、合理化に反対し、労働基本権確立の闘いを強化するために、権利確立大討論集会

を開催した。この集会には総評や中立労連傘下の九六単産、約二〇〇〇余名の活動家が参加し、二日目には賃金と労働条件、雇用、安全衛生と労災、争議行為、刑事弾圧、裁判闘争、組織攻撃、不当労働行為、組合活動の自由の九分科会にわかれて討論を行なった。

これより先、春闘共闘委は、二月七日、三月一日の二度にわたって小平労相と会い、全国一律最賃制の要求を行なってきたが、さらに三月二八日、第二次統一行動を翌日にひかえて、三回目の交渉を行なった。労相は、①最賃制の将来のあり方については去る二月、中央最低賃金審議会に答申を求めている、②全国一律制については労働省としても十分検討していきたいと文書で回答し、「審議会に諮問している段階では、労働省としての考え方は表明できない」と述べた。これにたいし春闘共闘委は「大橋元労相、石田前労相はいずれも将来の制度として全国全産業一律の最賃制が望ましいと言明したが、今回の回答は一歩後退である」として、二九日の統一実力行使の決行を最終的に確認した。

三月二九日、全国一律最賃制確立を中心目標とする第二次統一行動が予定どおり実施された。この日、全金、化同、合化、全自交、全自運、全港湾、全印総連、新聞、民放、繊維、全日自労、金融共闘の一部が一～三時間の時限ストを行なったほか、私鉄は始発から六時までの時限ストで電車約一〇〇〇本、バス三〇〇本をストップさせた。また動労が二時間の拠点スト、国労が一三〇カ所の遵法闘争を実施したのをはじめ、公労協各単産も時間内に三〇分くいこむ職場集会を行なった。以上、なんらかの実力行使に参加した組合員は約一六三万七〇〇〇名に達した。このほか、民間各単産の一六〇万人、公務員共闘の一五〇万人も時間内外の職場集会を実施し、統一行動参加者は四七三万七〇〇〇名で、六四、六五年の最賃制要求の統一行動をはるかに上まわったと発表された。

第三次統一行動

四月五日、春闘共闘第三回戦術委が開かれ、春闘の経過を検討した結果、「合化、化同、食品、全金等の一部では、第一次回答で既に昨年を上回る額が出ている所もあり、二一一組合が三〇〇〇円以上の回答を引き出し、春闘全体へ明るい展望を与えている」とし、「指導部の決断と指導の中で昨年を上回る大幅賃上げは十分かちとれる」とした。また決戦段階の実力行使体制を討議して、民間各組合が四月中旬にストを集中させ、昨年を上まわる回答を引き出す、これとあわせ四月一九日に第三次統一行動を実施するなどの闘争方針を確認した。

四月七日、合化労連が春闘第一陣として第一波二四時間ストに入った。しかし、朝の始業時からストに入ったのは日本カーボンなど四組合だけで、日本水素など八組合はほぼ昨年並みか昨年を上まわる回答が出たためストを回避した。日産化学など一一組合は、この日も団交をつづけたが、このうち七組合が午後からストに入った。つづいて一二日、全石油、化同、ゴム、食品、合化、全金が第二陣として二時間から二四時間ストに突入した。翌一三日、鉄鋼とともに、今年の春闘相場に大きな影響を与えるものとして注目されていた合化大手の住友化学が、昨年を三〇八円上まわる四二六〇円（定昇こみ）を回答した。これと前後して化学、食品、石油などで昨年を上まわる四〇〇〇円前後の回答があいついだ。四月一八日、鉄鋼大手五社は昨年とまったく同額の二五〇〇円（定昇こみ）を回答した。

鉄鋼回答の翌日四月一九日、春闘第三次統一行動が実施された。この日、ビール三社で四年ぶりに全面二四時間ストを行なった食品

をはじめ、全港湾、化同、全自交、全金、全印総連、民放の七単産が一～二四時間のストを行なった。なお、一万七〇〇〇円の全国一律産業別最賃制を要求して始発から七時までの時限ストを予定していた私鉄は、①中央で産別最賃の協定を結ぶ、②金額や対象労働者については向こう一年間をメドに、ひきつづき最賃制小委で検討する、との回答をえてストを中止した。このほか、中央では公務員共闘を中心に午後一時から総決起大会、午後六時からは、民間単産、公労協を中心に総決起大会が開かれたのをはじめ、各地で集会が開かれた。

四・二六スト

これより先、公労協と交運共闘は、四月七日に合同単産委員長・書記長会議を開き、大幅賃上げを獲得するため二六、三〇の両日全単産が拠点を合わせて二波の統一ストを決行するとの戦術を決定していた。これをうけて一五日正午、公労協と交運共闘の各組合は、全国の各職場でいっせいにスト宣言職場大会を開き、スト宣言を発した。ついで四月一九日、公労協と交運共闘の各組合は四・二六統一ストの具体的な戦術調整を終えてこれを発表し、また公労協は各組合に「スト準備指令」を発した。翌二〇日、春闘共闘第五回戦術委が開かれ、四・二六統一ストを春闘最大のヤマ場であるとし「全労働者がこの闘いを包み最大限の共闘をもって成功させ、春闘の勝利を明確にしていく」との声明を発表した。

二一日、私鉄大手九社の中央統一交渉が開かれた。席上、私鉄経協は二一〇〇円の第一次回答を提示したが、組合側はただちにこれを拒否し、団交は決裂した。このため、経営者側は翌二二日に、中央統一交渉グループの大手九社（東武、京成、営団地下鉄、京王帝都、名鉄、南海、阪神、京阪、西鉄）について中労委へあっせんを申請した。同日、政府各当局は、公労協の各組合にたいし、「基準内給与の二・三%、平均八〇〇円をベース・アップし、これに平均定昇率四・二%、一四五〇円をプラスして、定昇こみ六・五%、二二五〇円の賃上げを行なう」との回答を示した。公労協はただちに拒否声明を発表し、「スト突入指令」を発した。

一方、私鉄大手九社のあっせん申請をうけた中労委は、組合側の意向を打診し、また対角線交渉組の東急、京浜、京阪神、近鉄の四社にたいして、あっせん申請の意思の有無を聞いたが、いずれもこれを拒否したため、二三日大手一三社にたいし職権であっせんを行なうことを決めた。同日、ただちにあっせん作業に入った中労委は二四、二五日とあっせんをつづけたが、労使の主張の開きは大きく、あっせんは不調に終わり、ついに二六日、私鉄大手一〇社は始発から二四時間ストに突入した（一三社のうち京浜はストを回避し、東急、近鉄、は集・改札ストに戦術をダウンした）。また、全自交、全自運、全港湾など交運共闘の各単産も予定通り半日～二四時間ストを実施した。一方、徹夜で私鉄のなり行きを見まもっていた公労協は中労委のあっせんが難航したため、動労、国労が午前三時すぎから、全国の主要拠点でストに突入していった。このため、東京・大阪の国電をはじめ、全国の主要交通機関はまひ状態となり、国鉄・私鉄あわせて延べ一六〇〇万人と推定される利用客の足が奪われた。この間、電電・国鉄・郵政の各当局は個別に「仲裁には私鉄その他民間賃金の決定状況を十分考慮されることを期待する」との態度を表明した。これをうけて午前六時半から開かれた公労協の単産委員長会議は「現在までの情勢の経過の中で、三公社関係の労組に対する当局の確約

を成果として、さらにこれを定着させることを前提に事態収拾の方向で各当事者交渉を進める。ストの中止は各単産に一任する」との方針を決定した。これにより各組合は七時半から九時までの間にスト中止指令を発した。

春闘の妥結状況

翌二七日、公労協は共闘委を開き、公労委の仲裁移行に同意し、三〇日の第二波ストを中止する、しかし闘争態勢はくずさないことなどを決めた。このため、公労委はその日のうちに臨時総会を開き、三公社五現業関係労使の賃金紛争を調停から仲裁に移行することを決議し、ただちに仲裁委員会を発足させた。

一方、私鉄労使は、第二波ストを前にした二九日、団交を再開した。大手九社の中央交渉では、経営者側は三〇〇〇円の第二次回答を示し、さらに三〇日午前零時には、三三〇〇円の最終回答を行なった。これにたいし、組合側はさらにプラス・アルファを要求してゆずらず交渉は決裂、大手、中小、バス計二一二社が始発から次つぎとストに突入した。しかし、午前五時、名鉄が三五〇〇円の回答で妥結し、京王帝都も午前中、同額の回答でストを中止した。このため、私鉄経協はこれまでの強硬姿勢を変え、最終回答に二〇〇円上積みした三五〇〇円を回答し、組合側もこれを受諾して、午後一時、大手各組合のスト中止を指令した。この私鉄大手の妥結で六六年春闘は事実上峠を越した。造船、車輛、セメント、紙パ、炭労、全自交、全自運、私鉄中小手、民放、出版、金融共闘、全金の一部などは五月に解決をもちこしたが、中旬までにはほぼ妥結をみた。なお、公労委の仲裁裁定は五月一九日に出されたが、その内容は、基準内賃金の六・五%、平均二二六四円のベ・ア、これに定昇分三・

第140表　1966年春闘妥結結果

業種	会社数	基準内賃金	要求	妥結	アップ率(%)
硫安	8	39,025	7,725	4,023	10.3
過燐酸	5	34,661	7,442	3,380	9.8
化学	38	32,475	7,611	3,671	11.3
(以上化学平均)	51	33,717	7,616	3,698	11.0
紙パルプ	13	33,481	6,974	2,903	8.7
セメント	9	37,162	6,000	2,787	7.5
鉄鋼	18	36,092	5,194	2,365	6.6
造船	17	35,708	5,294	3,337	9.3
重電機	10	25,435	5,922	3,015	11.9
通信機	13	25,210	5,651	3,157	12.5
電線	7	27,017	5,919	2,978	11.0
車輛	7	30,562	5,843	3,293	10.8
産業機械	14	32,675	6,124	3,180	9.7
自動車	7	29,349	3,586	3,044	10.4
石油	5	41,896	6,574	3,980	9.5
石炭	10	31,590	7,600	2,300	(7.0)
鉱山	7	31,276	6,000	3,207	10.3
私鉄	14	30,731	8,071	3,536	11.5
電力	8	38.744	6,563	3,085	8.0
平均	210	32,755	6,424	3,196	9.8

〔備考〕 1) 日経連労政第二部調
2) 算出はすべて算術平均による
3) 定昇を含む
4) 原則は組合員平均
5) 石炭のアップ率は実質所得増による

第139表　66年春闘結果一覧表

単産名	賃上げ前平均賃金	妥結額
炭労	28,300	1,545
鉄鋼	36,999	2,558
私鉄	27,117	3,480
合化	36,801	3,948
紙パ	33,155	3,344
全鉱	26,567	2,979
全金	32,008	3,513
化同	26,194	3,666
新聞	36,723	3,548
造船	32,241	3,071
電機	24,852	3,228
石油	37,252	3,900
ゴム	24,124	3,349
公労協	34,829	3,425
(総計)	31,226	3,254

〔備考〕 1) '66. 5総評調査部調
2) 算出はすべて算術平均による
3) 公労協以外はすべて大手5組合5中小組合計10組合の平均，ただし闘争中の組合は除かれている
4) 定昇を含む
5) 総計は各単産の算術平均値

五%、一一六一円を加えると、約一〇%、三四二五円の賃上げなどである。なお、六六年春闘における主要単産の平均賃上げ額は第139表および第140表のとおりである。

七月一日、春闘共闘委は要旨次のような「一九六六年春闘総括――成果と自己批判」を発表した。

春闘総括

㈠　賃上げ額が去年を三〇〇～五〇〇円上回ったことは評価してよい㈡しかし実質賃金でみれば、この程度の賃上げでは生活向上になっていない、まして欧米なみに賃金水準を高めることにはほど遠いものであった。㈢　その理由は、幹部が一貫して「不況下で賃上げは困難だ」という意識にとらわれていたことや闘争のかまえ方が短期的だったことなどの問題があげられる。㈣　賃上げ以外の面では決して積極的に評価できない。㈤「春闘の組織的評価」としては、①産業別統一闘争が前進したこと、②民間の全組合が総がかりで闘いにとり組んだこと、③全体の戦術配置が正しかったことなどがあげられる。㈥　「組織的反省」としては、①大手組合が企業意識にとらわれ有効に闘っていない、②産業別統一闘争の反面で企業組合間のもたれ合いがあった、③本工中心の企業内闘争を克服できなかったこと、などがあげられる。㈦　来年度も春闘形式の闘争は必要であり、この春闘体制化のためには①大衆討議を尊重し大衆的に闘いを組織すること。②「春闘は要求づくりから」、早目に要求討議を開始し、充分な闘争体制を職場から作っていくこと。③長期のかまえで闘う体制をつくること。④産業別統一闘争の一層の強化が必要だが、特に三権の集約、ストー資金の集中化など、内部体制、組織機能の強化をはかる。

一方、日経連も「日経連タイムス」九〇八号（六月一六日付）に「今次春闘が残した問題点」と題する特集を行なっているが、そこで指摘されているのは次の諸点である。㈠今春闘は①物価の圧力、②経営者の景気底入れ感による先行きの安易感、③「硫安グループに対する地労委もち込み」など、組合側の戦術がある程度効を奏したことなどから、企業の支払い能力以上の無理な高額で妥結した。㈡今後これを吸収するためには真剣な合理化努力をなさねばならない、㈢今春闘では、経営側の結束体制の不備が露呈された。これを今後どうすべきかが大きな課題である。なお、五月一二日付の「日経連タイムス」九〇三号は、前田専務理事の「私鉄春闘に思う」と題する、要旨次のような主張をのせている。

私鉄争議を顧みて私はいろいろの点において教えられるところが多い。その一つは、経営者側における企業連合と企業ナショナリズムの矛盾相剋ということである。……名鉄といい、京帝といい、経営者が支払いの能力に応じ、自己責任において賃金を決定することは、日経連常任理事会の申し合せどおりのことである。この限りにおいては、両者の態度に非難さるべきスジはない。しかし問題はタイミングの点である。……この高い賃金をあの時点において、あのようないきさつと雰囲気の中でなぜ独走的に出さねばならなかったか。ここに問題がある。……この二つの分極の矛盾対立は、来年の春闘までには解決しておかねばならぬむつかしい問題である。

第二の問題は賃上げ金額にたいする要求と回答の客観的妥当性、あるいは信頼性の問題である。もともとこの争議は、総連の八千円要求に端を発して、これにたいする経営者側の二千百円回答からもつれ出したものである。……要求も要求だが、回答も回答だという非難がジャーナリズム方面に取り上げられた。……鉄鋼の労使が平素の理解と信頼の上に立って、それぞれの力の限界を承知しながら、一発回答によって問題を片づけるという慣行は、他山の石とすべきかも知れない。

問題の第三は、争議権行使の限界である。……考えてみると、三公社五現業ではタバコ、アルコール専売にまで争議権が禁止されている。しかしこれはおかしな話であって、タバコ、アルコールに争議権の行使を認めたからといって、国民の生活にそれほどの影響は感じられない。今日石炭や電力には争議行為が制限されているが、この中に私鉄を加え、その代りに三公社五現業のうち国民生活に直接大きな被害を与えないものについては争議権の行使を認めることも一つの方法として考えられる問題である。

V　合理化反対闘争

概要

概要□労働組合中央組織の反対方針──主要産業別反合理化闘争──電機労連／合化労連／全国一般／日本炭鉱労働組合／国鉄労組／全日本港湾労働組合／自治労／日教組──主要企業別反合理化闘争

合理化あるいは倒産をめぐる労働争議のうち、前年から年を越してきたものもあるが、その大部分は、各企業の経営悪化が決定的になった六五年の夏・秋からあと、鋭い形で発生した。総評・同盟あるいは単産の反合理化闘争方針は、従来どおり「解雇反対」を中心とするものであった。しかし、合理化それ自体は大量の解雇を発生する形をとらなかった。というのは、もちろん、ひとつには労働組合の反対闘争の成果であり、もうひとつは、経営者側が労働組合の活動を前提とし、さらにその背後にある労働市場の緊張によって客観的な規制を受け、労働時間管理の強化、一時帰休、配置転換、さらには希望退職という形の合理化を行なったからである。したがって労働組合の闘争は、比較的長期にわたる交渉のなかで肌目の細い「条件闘争」を展開することとなり、それなりの成果をあげた。だが、その反面で、今回の合理化の特質である時間管理によって、組合側としては年来の時間短縮を実現したが、それ以上に重要なことは、そのなかで組合活動の時間的余裕が制約されるようになったことである。それは、今回の合理化において職制・監督が強化されたことによってもおしすすめられた。それとの関連において最後に注目しておかねばならないのは、反合理化闘争のなかで組合組織の動

揺・分裂がかなりみられたことである。とくにそれは、長期化し激化した労働争議において顕著であった。

1　労働組合中央組織の反対方針

日本労働組合総評議会、全日本労働総同盟、全国産業別労働組合、中立労働組合連絡会議などの中央組織と各単産は、反合理化こそ当面の労働組合運動の闘争目標だとし、六五年秋ごろからそれぞれ具体的な運動を展開している。まず総評では、七月、合理化対策委員会が「四〇年代の合理化と労働者階級の闘い――転型期経済下の反合理化闘争の課題――」を作成し、各産業における合理化の実態、反合理化闘争の基本的方向をあきらかにし、九月の定期大会において〝解雇反対・反合理化闘争〟の方針を決定した。さらに一〇月の臨時大会では、反合理化闘争を秋季年末闘争の中心とすることとし、争議対策局がこれまでの「各単産に現われた合理化攻撃とその対策」を総括した。さらに、同盟は九月の中央評議会において、中立労連は九月の合同合理化反対討論会において、そして新産別は一一月の大会において、それぞれ反合理化闘争を当面の運動の中心とすることを決定した。

そのなかで、総評は、現段階の合理化の契機となった不況の原因を、伝統的な高い蓄積と低い賃金にもとづく過剰投資とそれに見合わない賃金（購買力）の釘づけにあるとし、合理化がもっぱら労働者攻撃に向けられている、ととらえている。それに対して、政府には低所得層にたいする減税、中小企業にたいする財政支出の増大を要求すると同時に、反合理化の中心的要求として、労働時間短縮、要員増加、安全確保、災害撲滅を掲げ、それを産業別統一要求として集約する、としている。

同様に同盟も、この不況合理化を構造的なものとして把握し、解雇には絶対反対だが、配置転換については、従来の労働条件の確保と職業再訓練の実施を要求し、さらに生産性向上の成果配分としての労働時間の短縮、労使協議制・事前協議制の活用による企業の経営・生産・計画面への発言の強化、産業・経済政策に関する政府施策への提言などを掲げている（後掲資料のほかに、同盟第五回中央評議会議案書、六五年九月などによる）。

2　主要な産業別反合理化闘争

ここでは、まず重化学工業のなかで、単産全般にわたって不況合理化が行なわれ、それにたいする反合理化闘争が展開されている電機労連と、不況合理化が大きな企業間差違をともなって行なわれている合化労連をとりあげる。ついで中小企業を各産業にわたって組織している全国一般の反合理化闘争を概観し、ひきつづき特殊な状況

下で闘争を展開した炭労の幅広い方針をあきらかにする。さらに市場拡大を前提とした国鉄の労組と港湾関係の反合理化闘争を問題にし、最後に財政合理化にたいして闘争している自治労と日教組の闘争方針をあきらかにする（労働省「資料労働運動史」六五年版、総評争議対策局「各単産に現われた合理化とその対策」第二九回臨時大会資料、六五年一〇月、「総評」号外合理化問題特集号 六六年二月、「月刊総評」六六年二月号などによる）。

電機労連　第一五回定期大会で合理化に対する基本的態度を決定し、それにもとづいて合理化対策委員会などを設け、九月下旬の中央委員会で当面の対策をつぎのように決定した。

（1）雇用と生活を確保・改善することを合理化に対する基本的態度とし、組織の点検・整備によって闘う体制を強化する。さらに経営側の場当り的御都合主義的対策が不必要な混乱を招いている点に着目し、企業経営全般にわたり発言の場を確保し強化する。（2）すべての合理化提案は事前協議によって民主的に十分協議し、必要なばあいは団体交渉により交渉権を最大限に活用して対処する。また企業経営上競争に勝つための設備合理化、企業体質改善などへの投資は避けられないし、労働者に影響をあたえない合理化もない。問題は、これらの投資が単に資本の利潤増加に向けられるだけでなく、労働者に利益をあたえるものでなければならないということにあり、雇用と労働条件の保証をとりつけるために、労働時間の短縮闘争を秋から来春にかけて展開する。（3）工場閉鎖・人員整理などの事態が生じたばあいは、地協・本部に連絡し、本部は具体的闘争対策・資金対策などを講じ、組織をあげて反対闘争に取り組む。（4）帰休・配転については安易な取り組みをいましめ、帰休が不可避のものであるか否かの議論のなかから正常化対策を見い出す。やむをえず実施するばあいは、日時・期間・対象工場・対象者を明確にし、規模は最小限にとどめる。賃金保障は可能な限り高いものとする。配転のばあいは労働条件の低下を認めず、応援については期間が終れば原職に復帰させる。（5）職場の安全衛生について点検を強め、職業教育・技能訓練など積極的措置を経営者にとらせ、また企業の合理化センターともいうべきインダストリアル・エンジニアリングの機能を重視し、この監視を強める。これから生ずる一方的労働強化や不都合については十分に対処する。

合化労連　化学工業における不況合理化の影響はきわめて企業間差が激しいが、労働組合が現在とくに合理化攻撃を強く受けているのは、オリエンタル、小野田肥料、鐘渕化学、積水化学、昭和電工（東長原）、三井化学（川崎）、また不当処分で闘争している日本化学、川崎化成、新日本窒素などであり、その概況はつぎのとおりである。

【オリエンタル写真】　九月、会社側は希望退職の募集を提案し、一一月、一三名の募集を強行した。これに反対して組合は半日ストに入った。会社側は、四〇歳以上の女子に対して希望退職を提案し、応募者がなければ休職命令を出す、としたのに対して、組合はこれを指名解雇とみなし、反対闘争を行なった結果、応募者なく、会社側も保留せざるをえず、解決した。

【小野田肥料】　一一月、小野田セメント合理化の一環として四〇名の希望退職募集が提案されたが、組合はこれに反対して、一三日部分スト、一六日二四時間スト、一八―二〇日部分ストに入った。それに対して、会社側は二六名の指名解雇に転換したので、組合側の闘争は一層激化し、会社側はついに指名解雇を撤回せざるをえなかった。

【積水化学】　各工場の配転問題は、七日、中央で基本的了解事項を交換し、その結果、京都工場で三一名の派遣を実施し、東京工場一四名、栗東工場一九名の派遣をそれぞれ確認し、他工場でも同様のことが行なわれた。旭工場では、六月、カレンダープレス部門の休止により、営業所八四名、製品部五名の配転が提案され、中央交渉を進め、了解事項を決定した。支部では、配転先の労働条件交渉に入った。配転数者は一〇〇〇名ちかくを目標としているが、現在のところその半数ほどの配転が終った。

【昭和電工】　九月、人造黒鉛・酢酸ビニール・カーバイト製造の鹿瀬工場を分離し、新会社とし、将来、人員を縮小する、という提案が出された。また、東長原工場では三名の一方的な不当配転案が出され、組合はスト権を確立し、交渉を続行し、一一月、三名の指名ストに入ったが、会社側はこれを無届欠勤として扱うとした。一二月、さらに会社側は、配転を認めない組合三役を就業規則違反（人事権混乱への藉口）で解雇した。そこで組合側は法廷闘争を進めると同時に、鹿瀬・東長原の反合理化闘争のために、連合会としてストライキ権を集約し、闘争体制を整備した。

【日本化学】　九月、郡山支部の支部長以下三名を懲戒解雇、副支部長以下五名を資格切り下げ、支部員二名に減給処分、そのほか二名に譴責処分を行なった。それは、春闘の責任追求として行なわれたものである。これを日本化学労働組合は全体の問題として取り上げ、闘争体制を作ると同時に、東京地裁と都労委に提訴している。

【日本曹達】　九日、会津工場分離案が出されたのに反対して、組合はスト権を確立し、労働条件について団体交渉に入った。会社側は、賃金・退職金などを、化学ベースではなく、鉱山ベースに転換する、としていたが、一一月、結局、身分・労働条件は一応保障することになり、組合側も分離を認めた。

【日本酸素】　会社側は、鶴見工場のマス詰を停止し、名古屋・大阪の液酸車の下請化を計画したが、九月、組合側がその計画の提示を求め、その結果、七七名の下請移行が明瞭になった。組合はスト権を確立し、拠点三工場で六二時間ストを通告した。一〇月、会社側は大阪工場の四台だけを下請にすることに止め、その他は保留にした。

【帝国化工】　二月、会社側が、全従業員六四〇名のうち二〇〇名の整理を提案した。これを組合側は希望退職に切り換えさせ、八月二四日―九月一四日間に希望募集、一二三名（うち組合員八四名）が応募した。

全国一般労働組合

ここでは中小企業における典型的な動向の一側面がうかがわれる。（1）企業倒産　六四年は企業倒産・閉鎖がかなり大規模に行なわれたが、六五年はそれに比していちじるしく増加したとはいえない。とくに全国一般組織下では少ない。企業閉鎖の事例――中須製作所（東京地本、組合員一五〇名、二部上場冷凍機製造）、大進製糖東京工場、朝日製油（半田市）、津久見耐火（小野田セメントの合理化による）、黒尾製材（大阪地本）など。（2）第二組合結成、分裂工作　東京地本における東部一般の近代時計分会で、第二組合結成、ロックアウト。北部一般の寿堂で組合否認。愛知地本のダイハツ販売、全金同盟加盟など。（3）組合役員解雇・争議責任追及　たとえば、東洋運搬機（フォークリフト製造、従業員一五〇〇名、資本金一〇億円、一部上場）は、六五年日立造船の系列に入り、現在までに職制の配転がさかんに行なわれていたが、六四年末一時金闘争の争議責任追及によって東京支部の青婦部長を懲戒解雇し、支部役員六人に対して出勤停止六―一〇日間の処分が行なわれ、それをめぐって闘争中である。

こうした合理化攻勢にたいして、全国一般はつぎのような反対闘争方針を決定した。

【合理化反対闘争方針】　（1）解雇・企業閉鎖が進められている情勢から、各地方本部は、とくに傘下の支部・分会の企業経営状況を調査し、問題点をあらかじめ把握しておくべきである。春闘においては、完全雇用の協定化、退職金の増額、経営方針の説明、合併解散の事前協議権の要求を重点的に取り上げる。日経連のレイ・オフや、解雇につながる配転出向、自宅待期、帰休に断固反対する。（2）賃上げ要求と合せて、労働時間短縮、有給休暇獲得と残業規制および割増手当の増額の要求を積極的に提出し、闘争する。それぞれの支部・分会（単組）は、同業種・同一地域における中小企業の先進的な労働条件を目標とし、到達闘争を組織する。（3）生命と健康を守るために職場点検を行ない、労働災害絶滅、労働基準法の完全実施、とくに死亡・負傷・職業病などの補償の制度化を最低の要求と

して闘争する。

日本炭鉱労働組合（炭労）　前述の炭鉱合理化の強行にたいして、炭労は一月臨時大会を開催し、「石炭政策に対決する闘い」を論議した。その内容はつぎのとおりである。

【石炭政策に対決する闘い】　石炭産業安定の途は確固とした総合エネルギー政策のもとで、鉱区解放と低賃金打破を根本前提とした全面的な国有化以外にはない。そして、（1）労働基本権を確立すること。（2）人命無視の合理化政策を即時中止し、抜本的な保安対策を確立すること、（3）労働条件の向上――鉄鋼労働者なみの賃金水準を目標とし、平均一万円増額すること。産業別最低賃金額を坑内夫二万三〇〇〇円、坑外夫一万七〇〇〇円に引き上げ、その適用範囲を請負にまで拡大すること。労働時間の短縮。（4）福祉政策の確立――特別年金制度の確立、福祉基金制度の創設、医療体制の整備、災害対策センターの設置、一酸化炭素中毒法の制定、遺族対策の充実。（5）企業存続不可能な炭鉱労働者の生活と雇用の安定確保。（6）石炭産業の安定的発展とその近代化のための抜本的対策。（7）経営の民主化と資本の独善の排除、労資関係の是正。（8）産炭地域振興と鉱害対策。

以上の大綱を実現するための具体的な闘争として、職場・地域闘争の再強化と産業別統一闘争体制を土台として、（1）保安確保、（2）長時間労働規制、（3）必要人員の確保、（4）権利を守る闘いなどを共闘体制の拡大・強化によって推進し、そのために階級政党の連けいを強化、同じ炭鉱労働者である、全炭鉱、炭職協との連帯を強め、中闘全員がオルグとして地区に常駐し、地労・地区に指導委員会を設置し、大幅賃上げを中心とする春闘の突破口として、反合理化国有化闘争の第一歩として総決起する、と決定した。さらに一〇月の総評臨時大会資料によれば、このほかに、災害増加につながる一切の合理化を認めない。鉱山保安法の完全実施と職場点検、死亡災害への責任追及と抗議闘争の組織化を推し進め、そのために保安調査団を編成し、保安研究集会を持つ。休憩時間を厳守する。休日出炭はしない。労働基準法厳守の闘いを組織する。企業合同にともなう労働条件の悪化と権利の剝奪に反対し、職制強化・平和協定のおしつけと対決する。閉山・首切り反対の闘いを強化する。通常国会では、総合エネルギー政策の確立、雇用の安定、保安確保、中小炭鉱助成予算を具体的に要求し、政府に対して統一闘争を組織する、とした。

国鉄労組　まず反合理化闘争の目標として、つぎの六項目を掲げている。

【反合理化闘争の目標】　（1）合理化計画の長期展望のなかで、それに対応する具体的（系統別）な方針を確立し、全職場の闘争体制をつくる。（2）職場の抵抗闘争体制をつくる。職場の抵抗闘争を強化し、事前協議協定を有名無実としない協議権を確立する。（3）安全輸送確保の闘いを強化し、それを全労働者・全国民的規模の闘いに発展させる。（4）職場の闘いを基礎に国会にも強く働きかけ、予算定員増加、業務量に見合う要員の確保、臨時雇用員の解消を闘いとる。（5）職場の点検闘争・抵抗闘争を背景に、勤務の諸協定・人事協約を闘いとる。（6）労働時間短縮を闘いとるために、全職場の勤務点検闘争を強化し、ストライキ体制を確立する。

ついで反合理化闘争の進め方として、つぎの五点を強調している。（1）国鉄における合理化は要員問題が中心である。国鉄労組は終始一貫要員闘争にとりくみ、六四年若干ながらも増員をかちとった。今後もこの成果を突破口として毎年予算定員増加の闘いを強化していく。（2）昨年、長期雇用安定の協約を若干前進の方向で再延長し、実質的に七〇年度まで引き延ばすことができた。今後、この協約を一層充実するために闘っていく。（3）時間短縮闘争は、第一期ともいうべき六一年の調停案にもとづき、週四六時間制の協定化を完了したが、要員の裏付けがないため、かえって労働密度が高まり、労働過重となっているので、要員闘争を徹底的に闘う。さらに、週四〇時間労働、週休二日制の要求実現を目ざし、下部職場組合員に対する討議と行動の積み上げを行なうなかから点検闘争を組織し

ていく。（4）現在の事前協議協定の盲点となっている事前説明の提示の期日と、合意に達してから実施する、という点を明確にし、従来後手にまわっているために闘いの組織化ができなかった弊を払拭する必要があるから、今年是が非でも明確な期限を協定に入れるため積極的に闘う。（5）第三次長期計画に対しては、その本質と内容を見極め、労働者の団結と階級的自覚を前進させ、抵抗闘争を強化し、合理化攻撃に対処する。

全日本港湾労働組合　全港湾は、一連の港湾合理化――海運の集約化、港湾整備五カ年計画、港湾整備公団法、港湾運送法の改訂と港湾合理化審議会の設置、近代化促進法による合理化を条件とする融資などを、独占擁護の合理化政策と把握し、それら諸政策の問題点をつぎのごとく指摘している。

【合理化政策の問題点】（1）港湾における独占基盤確立のための合理化である。（2）新埠頭進出をめぐって企業間競争が激しくなり、労働者に対する企業意識の助長、御用化、分裂支配が激しくなる。（3）とくに港の専用化はストライキの制限など、組合活動の制限を強くする。（4）船会社の系列支配が強まり、あわせて船会社の労働者に対しても締めつけが強くなる。（5）当面、公団は建設だけを行ない、管理・運営については地方自治体に任せる、といっているが、将来にわたってその保証はない。（6）管理・運営を商業採算の原則に従うということは、単に施設費のことだけでなく、全体的な管理・運営を指しているのだから、関係労働者の人減らしにも結びついている。（7）建設については地方自治体の負担が少なくなるといっているが、公団発足により埠頭建設の速度が早くなり、それにともない、公団が行なわない港湾用地の整備を促進され、地方自治体の負担がそれだけ増加するにもかかわらず、これに対する国の補償がない。（8）このような外郭団体がふえることは、責任の所在が不明確になり、港湾の管理・運営が円滑さを失うことになる。（9）現在、港湾労働者が不足しているので、すぐ人減らしに結びつかないとしても、港運業者の集約化などの効果はいずれ人員削減に反映する。

そこで、全港湾の基本的要求としてつぎの一〇項目を掲げている。

【基本的要求】（1）首切りはいかなる名目でも断じて許さない。（2）定員要求。（3）日曜日の完全休暇、有給休暇の完全実施。（4）八時間労働、夜間荷役の廃止。残業規制、断続労働の撤廃。（5）出来高制を撤廃し、安定賃金協定の絶対反対。（6）定年制の撤廃。（7）就業規則の一方的改善に反対し、大衆闘争で労働協約を締結する。（8）大幅賃上げを要求し、差別賃金・職務給に反対する。（9）「外国貿易埠頭整備公団法」に反対する。（10）防災法の改正と安全委員会に労働者代表を送る。そして、闘争方針として、職場における抵抗を基本とし、日雇い労働者・未組織労働者との結集を強化し、全国統一闘争を展開することを打ち出している。

自治労　すでに前述のような政府・当局の合理化に対決するために、自治労はつぎのような闘争方針を決定した。

【闘争方針】退職勧奨を含む首切り、定年制にたいしては、老後の生活が保障されない現在は断固反対し、また婦人組合員にたいする若年退職などを条件とした退職勧奨は、明らかに男女差別の不当な措置であるので拒否する。（1）婦人に対する割増優遇措置は、人件費節減が主目的であり、「婦人の職場締めだし」以外のなにものでもない。（2）それは、ただちにその職場に労働強化を招き、権利行使の後退となることは明らかである（欠員の不補充によって、男子の働き手ばかりそろえることになり、少数精鋭化・労働強化をはかることになる）。（3）婦人の若年停年制は、男子職員の定年制に結びつき、全体的に定年の引き下げを容易にする。以上の具体的方針を持って、職場での反合理化闘争が進められているが、現在このような若年停年の動きがみられるのは、一二県、四五市、一〇町村にのぼっている。

定年法案の国会上程については、つぎの理由から反対し、成立を阻止する。（1）われわれが対等に交渉することができない国や地方議会で勤労

の権利を奪うことに反対する。（2）制度として論議されず、赤字対策として検討されることに反対である。（3）国家公務員に対して制定せず、地方公務員に対して制定することに反対である。（4）年金がつかないものが多く、老後保障が十分ではない。

このように六六年春闘は、定年制、欠員不補充、新規増員抑制、各種施設の下請・民営化、地方公務員給与法による賃金統制などの合理化の嵐から、組合員を守るために、反合理化を基盤とした強力な闘いが展開されねばならない。しかしわれわれは、この闘いを組むにあたってもう一度職場を点検し、十分闘える体制を整えておかなくてはならない。定年制を闘うにあたって、若年層と老年層とのギャップはないだろうか。また職場における組合員の間に、合理化の危機感が十分浸透しているだろうかなどの組織問題を点検し、解決してこそ、反合理化の闘いとして発展し、闘争体制が出来てくるのである。

日教組　中央では、教師の労働条件向上、教育条件の整備、教育費父母負担の軽減、民主教育確立のための法制化闘争、教育予算増額運動、教育研究集会を組織し、地方では、中央に準じて条令改正・教育予算獲得の自治体闘争を展開するとともに、自主教研を活潑化させる。さらに、（1）定員増・首切り阻止をはかるため、標準定数法・政令の抜本的改正と、義務教育国庫負担法の改正（限度政令撤廃）を進め、さらに警備員制度・超勤制度確立のための法制化、地方財政法・給食法・僻地教育振興法の一部改正など、関係法案全般の闘争を進める。（2）教育予算増額闘争のため、予算編成期・政府案決定期・国会での審議時期にそれぞれ重点を置き、中央動員による要求行動を起す（七―一二月にすでに第八次にわたる教育予算要求中央行動を行なった）。（3）ＩＬＯ闘争・労働基本的奪還の闘いを常時組織し、権利の拡大、交渉権の確立、組合活動の自由を確保し、勤務評定に反対し、勤評体制打破をはかる。（4）教育の国家統制を排除し、民主教育確立の闘いを強め、自主的な教育研究と実践活動を発展させる。

合理化反対闘争についてもっとも問題になる点として、（1）職場組織の確立と職場闘争の強化――「職場に労働組合をつくる」運動を重視し、各級機関による指導体制を強化し、全国統一闘争を高めていくこと。（2）権利闘争との結合――定員は定員、教育内容は教育内容というように個々にとらえるのではなく、教育労働者としての当然の権利として把握し、日常の諸権利点検・行使の活動のなかから、一連の反動化政策に対決する姿勢を樹立し、労働者の権利は労働者みずからの闘いによってかちとる、という基本的態度を明らかにしていくこと。

3　主要な企業別反合理化闘争

前節までの考察からもすでにあきらかなとおり、労働組合としては、ひとつは労働時間管理の合理化とのひきかえに時間短縮を実現しており、もうひとつには雇用調整にたいしても、それが解雇にまで発展しないかぎり、配転・出向・一時帰休ともそれぞれ条件闘争を展開しており、多くのばあいそれなりの成果をあげている、とみてよい。人員整理がいかにしても避けえない、と判断したばあいは長期間の交渉をつづけ、波状的ストライキなども行なってはいるが、結局は希望退職という形で妥協し、問題を、整理の対象と規模、退職条件をいかに労働者にとって有利にするかに限定する事例が多くなっている。

たとえば、十条製紙九州三工場統合による合理化争議などはその典型的事例である。さらに、日本炭鉱高松鉱業所の閉山、明治鉱業赤池鉱業所の分離、三菱鉱業の美唄鉱業所の分離、鯰田鉱業所の閉

山による争議のばあいもほぼ同様であった。また横浜ゴムにおける川崎工場（フォーム・ラバー、雑貨専門）の閉鎖と新城工場の工業用品部門の平塚工場への吸収による合理化争議のばあいも、前述と同じ内容をもった妥結をみせた。

大勢としては、経営者側も労働組合の存在を前提とし、それとの妥協を選んだ事例が多かったわけだが、これに反して組合そのものとの対決にまで発展した争議も存在したこと、倒産などによって前述の妥協を選ぶ余裕さえない争議も多数存在したことに注目しなければならない。それは、労働時間管理の合理化と職制支配などによって組合活動が制限されるようになる事例とともに、きわめて重要である。たとえば、前年から六五年にもちこされた古河鉱業日尾鉱業所における標準作業量引き上げ、それによる人員整理の争議がそれである。結局、組合が分裂せしめられ、指名解雇者が組合を脱退したことによって争議は事実上終熄してしまった。この節で取り上げた小野田セメントなどの争議も、同様な経過をたどっている（前掲資料による）。

【小野田セメント】　過剰生産によって連続二期赤字決算を出した小野田セメントでは、一一月二日、定年に近いもの、有配偶の女子、業務遂行が十分でないものなどを中心とし、組合員八〇〇名、臨時工二一五名、管理職八〇名程度の希望退職を募集する、という合理化提案が行なわれた。同年春闘時には、「首切りは絶対に行なわない」という社長発言があったのだが、すでに経営者側の合理化攻勢は始まっており、夏季一時金闘争出荷阻止の責任追及などを理由に津久見工場支部役員五名が懲戒解雇され、同時に経営者側の分裂工作によって、八月、第二組合が結成されていた。ところで、さきの合理化案に対して小野田セメント労働組合は、全事業所において反合理化および一時金闘争のストライキ権を圧倒的多数の支持によって集約し、一一月一五日の臨時全国大会においても、反合理化闘争のストライキ権を確立するとともに、本部五名による中央闘争委員会を設置し、各支部に対して闘争委員会を設置する指令が発せられた。

労働組合側は、希望退職を認めることは合理化を認め、指名解雇につながるとして、全国的なストライキ体制を背景に中央交渉を続けたが、交渉は決裂した。経営側は当初からの予定である一一月二六日から一二月一〇日まで希望退職を募集するという方針を変更しなかったので、労働組合中闘は、一一月二八日第一番方から一二〇時間の全面ストを指令した。津久見工場では、第二組合員の就業と会社側による官憲介入が予想されたため、大分県議は二八日早朝、県下各地と地元地区労から七〇〇人を緊急動員するとともに、全国セメント九州支部から一〇〇名を動員し、ストライキ体制を固めた。そして予定どおり全国的な規模のストライキが行なわれた。これに対して経営者側は、希望退職はあくまでも実施すること、それが予定数に達しないばあいは指名解雇を強行するという強い態度をあきらかにする一方、一時金は年間八万八〇〇〇円と八〇〇〇円の積み上げ回答を行なうなど、組合側の闘争体制の切り崩しを狙った提案を行なうと同時に、全国の工場で職制を動員し、〝肩たたき〟を開始した。

こうした情勢のなかで、希望退職募集締切りの一二月一〇日には、全国で約三〇〇名の希望退職者が出たが、経営側は、組合側が希望退職の勧誘を認めないかぎり、残り約五〇〇名の指名解雇を強行する、という態度を変更しなかった。これに対して、組合中闘は指名解雇を避けるため、希望退職の退職金などの条件を若干上積みさせ、会社側による希望退職の勧誘を一二月一五日まで認めることとした。この戦術変更は、組合側に大きな動揺を引き起した。さらに経営側の〝切り崩し〟によって脱落者があいついだ。これよりさきに開かれた各支部闘争委員長会議後、組合側は中労委に提訴した。中労委の斡旋が進むなかで、すでに希望退職者は二〇日まで七〇〇人をうわまわり、経営者側の目標に近づきつつあった。中労委は、一二月二三日つぎの斡旋案を提示した。（1）会社は二八日までを期限として、希望退職の募集を再開すること、（2）指名解雇をしないこと。

組合中闘はただちにこの斡旋案を受諾したのに反して、会社側はこれを

拒否したために、組合側は指名解雇撤回闘争を組むことを通告し、中央交渉はふたたび決裂した。そして二六日、指名解雇が強行された。その内容は、津久見工場六八名、八幡工場三名であり、組合関係の活動家四〇名、政党に所属する一四名を含んでいた。組合中闘は、津久見で中闘会議を開き、反対闘争の組織化に取り組むことになった。そして指名解雇の成立する一二月二九日、大分県労評傘下組合員（地区労を含め）約七〇〇人と、全国セメント九州支部・小野田セメント労働組合員総計一〇〇〇人による不当解雇反対総決起大会を開き、抗議代表団を編成して工場長への抗議交渉を行なった。この日までに、指名解雇六八名のうち、九名が希望退職し、あとに五九名の指名解雇者が残ったが、組合側は解雇通告を返上し、この争議は六六年に入った。

【新東洋硝子】　経営者側は、大阪工場（一〇八二名）において、六五年八月、配転・職制増員などの合理化案を提出し、労働組合との団体交渉を拒否し、合理化案を一方的に実施すると同時に、数々の不当労働行為・支配介入によって組合組織そのものに攻撃を開始した。その職制増員案によると、約一〇〇名の組合員が職制になると予想された。それに対し、労働組合は、九月六日―一〇月一六日に、製造部門の各直別スト・指名スト・二四時間ストなどを実施した。一一月二日、会社側は従来の提案を撤回し、大阪工場における勤務成績不良者など一三〇名（うち組合役員四名）を指名帰休、三ヵ月後解雇する、と通告した。これに対して、労働組合は、大阪工場の全面七二時間ストをはじめ、川崎工場を含め、繰返し波状的にストを実施し、この間交渉がほとんど行なわれなかった。さらに会社側は、突如、一三〇名を指名解雇するとし、組合に提示するとともに本人あてに解雇通知を郵送した。

その間に、労働組合は全日本硝子製壜労働組合に三権を委譲し、全硝労は中央委員会で闘争目標、（1）製壜労働者から一人も首切りさせない、（2）時間短縮、四組交替の即時実施、（3）年末一時金の完全獲得などを決め、会社との対角線交渉によって平和的に話し合いを進めていた。会社側は、職員・職制で「同志会」を発足させ、一二月一三日深夜ロックアウトを行なうために、下請けの北川運輸に要請し、ピケを張っている組合員を排除させようとした。そのため、北川運輸側の要員二〇〇名あまりと組合員との間に乱闘事件が起り、双方に負傷者が出た。全硝労はこの事件について会社側に抗議し、また大阪府警は乱闘事件について北川運輸などの捜査を行なうとともに一三名を検挙した。また組合側は、一二月一六日中労委に斡旋を申請したが、会社側は、一二月二〇日これに応じないとの態度を表明した。これよりさき一二月一五日、会社側がそれまで育成してきた「同志会」が第二組合を結成し、新東洋硝子民主労働組合となった。そして会社側は、一二月二〇日この第二組合に就労命令を発し、二六日の地労委休戦勧告に従わず、二七日、警官の暴力的介入を要請して入構を強行させた。入構した一九〇人は、事務系職員、一般職、監督職およびやっと機械を動かせる程度のものによって占められており、操業は不可能であるとともに、かりに機械を二、三台動かしてもその経済効果はかえってマイナスであった。

これに対して、全硝労・新東洋硝子労組は、総評の資金カンパ決定、大阪地評の連日支援動員体制のもとで、一人の脱落者もなく、闘争体制を強化するなかで、年を越した。六六年一月一七日、会社側は労働組合に団体交渉を申し入れ、二七日、一三〇名の指名解雇は全部撤回し、希望退職募集に切り換えたい、年末一時金・解決金として一・四ヵ月を支払いたい。暴力事件をはじめ、争議の責任は会社側がとるなどの解決案を示し、一時金の額を除いた事項について労使双方の覚え書を交換することとなった。なお、経営者側・組合双方は、二月三日、参議院社会労働委員会に喚問され、経営者側は議会から徹底的に追及された。

【山陽特殊鋼】　九月、会社が受注悪化を理由に四〇〇〇名の希望退職を労働組合に申し入れ、さらに一〇月から指定休業月四日間の一一・一二月継続実施の申入れが行なわれた。ただちに組合は団体交渉を申し入れ、希望退職は強制しない、再募集したり、条件をよくするなどの決定にもとづいて希望退職の募集が行なわれ、最終的には一九四名をもって打ち切ることになった。また指定休業問題については、組合側の主張をある程度入れ、実施された。組合は、職場要員点検を行ない、要員確保の闘争を続け、一一月以降の指定休業をなんとか撤回させたが、なお今後に問題を残してい

る。この間、労働組合特別部会としては、管財人との交渉、組合員に対する激励集会による支援、関係方面への要請などを行なっている。

（注）生産は、一〇月において一万二〇〇〇トン（最高時二万五〇〇〇トン、平均時二万二〇〇〇トン）、人員は同月二九九〇名（倒産時三八〇〇名）、賃金は同月平均二万六〇〇〇円で、前月より二〇〇〇円減少となっている。

【東海鋼業】 会社側から、不採算部門の切り捨てによるコスト切り下げの理由で、九月、臨時工の帰休の提案が出された。これに対して東海鋼業労働組合は臨時大会を開催し、当面の対策をつぎのように決定した。（1）中形工場の停止は止むをえないとして認める。（2）この闘争の基本を完全雇用におく。（3）就業規則の完全実施を要求し、試用工の本工化を進める。（4）帰休が出たばあいは、組合は全力をあげて長期的に闘い、解雇者を出さないようにする。（5）帰休者の身分保障は組合が最後まで責任を持って対処する。（6）配転については、本人の意思を尊重させ、一方的な配転は行なわない。（7）職場要員点検活動を行ない、要員の確保を行なう。かような方針のもとで、団体交渉が行なわれた結果、解雇という最悪の事態が避けられないのはいうまでもなく、帰休対象が限定されることになった。

【般若鉄工】 六一年倒産後、会社更生法の申請中に労働組合が組織され、全員雇用が実現し、順調に会社再建が進められていた。しかし、六五年に入り、五月の会社更生計画の変更（一般債権者の五〇％切り捨て）などを進めていたが、八月、管財人の約七億円の粉飾決算があきらかになり、また資金繰りも悪化し、賃金が二ヵ月も遅配となった。そして九月、四〇〇万円の不渡手形を出し、一〇月、会社は全員解雇・工場閉鎖を通告した。これに対して、労働組合は全員解雇に反対し、地裁高岡支部に「雇用関係存続の認証」を行ない、失業保険の給付を受け、「首切り・工場閉鎖」反対闘争を開始した。一方、未払い賃金で支払いの仮処分をとり、会社内の有体動産を差し押え、その一部分を処分し、長期闘争の体制を固めた。と同時に、労働組合は、県評・全国金属本部・地本を通して、新産業都市指定で責任のある富山県と管財人に対してその責任を追及した。当初、管財人は労働組合を敵視していたが、組合側の差し押えによって破産業務が事実上困難になり、ついに全国金属本部弁護団を管財人とのあいだにつぎのような確認を行ない、般若鉄工の整理については労働組合の協力のもとに行なわれることになった。

（1）破産財団の業務費捻出のため、組合が未払い賃金分として差し押えた物件は、管財人と組合側弁護士双方合意のうえ、必要に応じて売却する。（2）その売却金から、破産会社の必要費のほか、組合に対して毎月一万五〇〇〇円を支払い、残額は未払い賃金引当分として組合側弁護士によって積立て保管される。

また労働組合は労金からおよそ五〇〇〇万円の借入を行なっていたが、この点も管財人・労金・般若組合支部・地本・全金本部のあいだで処理され、代物弁済として、機械の没収ならびに手形落ちなどで返済することになった。般若支部はこれを足がかりとして、未払い賃金・退職金・雇用確保の闘争を進めるため、工場に専従者一五名を置き、居住地域に労働組合を作って長期闘争と組合員の団結をはかっている。

【日本ロール】 六二年一〇月、全国金属の組織が結成され、（1）賃上げ一律二五〇〇円、（2）作業用石鹸の会社負担、（3）家族手当の支給などの要求を提出したことから端を発した労働争議が四年間も続いている。その間に、暴力団の介入、警視庁機動隊の動員などが行なわれ、六三年二月、組合役員・活動家三三名が解雇され、二五〇名の組合員がストライキに突入した。他方、組合は、東京地裁に地位保全の仮処分を申請し、解雇問題は法廷闘争に入った。しかも第二組合が六四年一一月全金支部とともに退職金要求を提出し、七二時間のストライキを計画した。さらに六五年に入って受注が激減し、生産歩合金も支払えなくなり、そのうえ第二機械工場を閉鎖せざるをえなくなった。会社側は、六月、三三名を除く組合員全員の解雇を通告し、労働争議は完全に膠着状態におちいってしまった。

日本ロール支部では、一〇月、組合結成三周年集会を開き、九〇〇日の闘争成果のうえ、〝ドレイ職場日本ロールの解放〟、〝全組合員の解雇反対〟を方針を堅持し、日本ロールの〝背後〟に存在する〝日本信託・富士

製鉄の陰謀を暴露し〃、長期闘争の体制を整えている。

【仙台鋳鋼】　八月、同社は不渡手形で倒産した。資産三億円、負債二・八億円（抵当権一・三億円）、資本金一五〇〇万円で、この倒産は、石田バルブ・山本輸送機などの倒産の波及であった。全国金属本部・仙台鋳鋼支部など労働組合側は、会社再建について、賃金・退職金のうらづけ保障がなければ協力しないとの態度で交渉した結果、（1）会社の半製品・機械・製品・スクラップ一切を組合に譲渡すること、（2）売掛金のうち、未払い賃金分として四〇〇万円を譲渡させる、という協定が成立した。

【昭和紡機織物】　六五年五月、春闘要求と交換に会社側は組合員八一名の解雇と工場閉鎖を組合側に通告した。しかし一二月二五日、双方協議の結果、（1）会社は、八一名の解雇・工場閉鎖通告を撤回する。（2）組合員全員を本社に転勤させるための必要措置について責任を持つ。（3）織物工場の閉鎖は撤回するが、毛織物生産は行なわない。（4）織物工場における現有織機または新規設備の織機による毛織物の生産は、いかなる名目においても行なわない。これに違反したばあい、会社はいかなる責任をも持つことを承認した。（5）しかし、組合が要求した賃金保障を含む八八〇万円の解決金についてはなお検討する、という結果になった。

【十字屋テーラー】　六五年六月、不渡り手形の発行によって会社は倒産した。組合は、工場再開のために闘争したが、八月一杯だけ再開したにとどまり、一〇月以降は、退職金賃金の精算について会社側と交渉した。なお組合は、賃金未払いについて労働基準監督署に告発し、賃金・予告手当の一部を受領した。さらに組合員約三〇名は、工場再開・雇用確保を要求し、闘争している。

【三菱金属鉱業】　六四年九月、経営者が、尾去沢製鉄所を能率が悪いという理由で、操業規模の縮小とそれによる配置転換を労働組合に提案し、さらに六五年一〇～一二月に、六六年初から同製錬所を廃止し、従業員一七四名を小名浜製錬所に配転することを提案した。これに対して、全鉱（全日本金属鉱山労連）は中央委員会を開き、つぎのような闘争方針を決定した。（1）金属鉱業がその体質を改善し、国際競争力をいかに確保するかという産業構造上の問題を労働者が主張する産業全体の立場による総合的観点を欠いた個別企業ごとの視野に立った過当競争のもとに、労働者の立場を無視して強行されようとしており、当面の計画である外国鉱石によって賄うという小名浜製錬所の運営に齟齬を来した経営側の責任回避を認めることはできない。（2）したがって、鉱業政策確立闘争の経緯からして、製錬所の統合的適正配置という政策に裏づけられた展望のもとに対処することとし、企業の枠を越えた労使の場の抵抗闘争を基礎に、国会・政府・地方自治体など、行政的な場に持ち込み、幅広い闘争を組織しなければ解決しない性格を持つ。

ついで、全鉱は一一月労働大臣と会見し、金属鉱業では鉱量不足による事業の縮小、閉山が続いている反面では、国内鉱物資源開発の可能性も確認されているとし、「採鉱の拡大、鉱山物資買収公団の設置、製錬部門投資の適正化、地域開発促進などによる雇用の拡大」について申し入れた。さらに全鉱は、一二月鉱業協会および各社に対し、「全産業的視野での労使の話し合いの場が欠如し、労使の間で産業問題についての認識が交流されず」、また「製錬所の全国的配置の適正化とこれに関する鉱山労働者の雇用配置の計画」も緊急問題であるとして、金属鉱業中央労使協議会を設置したいとの申し入れを行なった。

他方、三菱金属鉱山労働組合は、同製錬所の廃止に反対し、経営者側が強行措置をとったばあいは、全山を三ブロックに分け、無期限の波状ストを行なうことに決定し、六五年末にスト通告を行なうこととした。その後、再三にわたる団体交渉もまったく進展せず、しかも経営者は六六年一月の火どめ以後操業を行なわず、鉱石の搬出を強行しようとするなどの挙に出たため、三鉱連傘下全山全面二四時間ストライキ、三ブロックの波状反覆スト、さらには部分的に無期限ストに突入した。これに対して、全鉱はもちろん、総評も現地にオルグを派遣するとともに、大規模な支援・共闘体制を固めた。こうして現地は労使激突の様相を呈し、組合側に強制就労で例年どおり火入れを行なうことを通告したことから、警官の介入となり、鉱石搬出阻止などのピケ隊との間に連日トラブルが生じた。しかし結局、今後も槇峯鉱業所の操業を継続すること、操業縮小による減員は一五〇名とし、それは社内での配転で処理することで妥結した。

VI 中小企業の争議

概要□中小企業争議の概況──中小企業労働者の闘争事例──中小企業における組織化の状況

概要

中小企業労働者の権利ははなはだしく侵害されている。争議にはしばしば警察官が介入し、労働組合を組織しようとする活動家の迫害が行なわれ、もしくは解雇するといった不当労働行為がかなりに多い。東京都労働委員会に提訴された不当労働行為件数でみても、金属機械、印刷出版、タクシー、商業サービス部門関係の事件が多く、全体の六〇%ないし七〇%までが従業者規模三〇〇人以下の中小企業におけるものである。また、不況にかこつけて、親会社大企業が発注する際に、また系列化を促進するために、下請中小企業労働者の賃金ストップを強要してみたり、労働組合を分裂・破壊にいたらしめる事例も多くなっている。中小企業におけるあいつぐ倒産、それにともなう長期的な争議がいたるところで行なわれているときに、大企業においても、企業の集中・合併、巨大独占企業への系列化が促進され、そこでも下請中小企業労働者がしわよせをうけ、きびしい闘争をよぎなくされている。富士電機系列下の東京発動機、三菱資本の策動のもとにおける日本特殊鋼、岩井産業の事例、また、日新製鋼（ともに八幡、三和系）の倒産政策のなかにおけるサンウェーブ各企業の事例にみられるように、そこでの労働者はいずれも三協紙器、日本ロールなど先進争議団の教訓に学びなが

ら、困難なたたかいをつづけている。

総評、同盟はそれぞれに、未組織中小企業労働者の組織化に積極的にとりくむ方針を明らかにしているが、ここのところ新規設立組合数、組合員数の増加率は停滞している。しかし、春闘をふくむ一九六五年上期に中小企業で発生した争議件数、争議件数のうち争議行為をともなった件数の割合はいずれも一九五五年以来の最高となった。そして、ここ数年の傾向についてみると、毎年春闘が一段落したあと、かなりの中小労組がとり残され、そのなかの特定の組合がきまったように苛酷なたたかいを強いられる結果になっており、したがって、工場閉鎖、人員整理反対闘争のみならず、春闘賃上げを中心とする闘争においても、従来にくらべて争議が長期化している。

1　中小企業争議の概況

春闘をふくむ一九六五年上期に中小企業で発生した争議は労働省調べによると一八八六件で、その数は一九五九年以来の最高となった。

そのうち、争議行為をともなう労働争議の件数をみると一五六六件で、これを前年同期にくらべると、六五件（四・三％）の増加となっており、規模別にみた場合、一〇〇人未満では減少し、一〇〇～三〇〇人で増加している。そして、総争議件数のうち争議行為をともなった件数の割合も、八三・〇％と五九年以来の最高であった。

このように、中小企業における労働争議がふえ、また、争議行為をともなう争議の割合も高まってきているのは、近年しだいに増加している中小企業労組の多くが、物価上昇や求人難などを背景に大幅賃上げ獲得に強い態度をとり、一方経営者側が不況の深化などを理由に結束を固め、抑制的な態度をとっていることによるものと思われる。したがって、工場閉鎖、人員整理反対闘争のみならず、春季賃上げを中心とする闘争においても、労使双方の強い態度が原因で、従来にくらべて争議が長期化していたことが注目される。すなわち、ここ数年の傾向についてみると、毎年春闘が一段落したあと、数多くの中小労組がとり残され、そのなかの特定の組合がきまったように苛酷なたたかいを強いられる結果になっており、労働基本権にたいする侵害を実質的な内容とした諸協定の締結、首切りをふくむ合理化政策の強要など、全般に経営者の好戦性がいちじるしく感ぜられる。

争議には、しばしば警察官が不当介入し、労働組合を組織しようとする活動家を脅迫し、解雇するといった不当労働行為がかなりに多い。東京都労働委員会に提訴された不当労働行為件数でみても、金属機械、印刷出版、タクシー、商業サービス関係の事件が多く、全体の六〇％ないし七〇％までが三〇〇人以下の中小企業におけるものである。そのうちには、「気にくわない」あるいは「社風にあわない」などの理由による解雇をはじめ、最近では親子離別の配転を拒否したために、「業務命令違反」という口実で解雇するというような事例がふえている。また、不況にかこつけて、親会社が発注

する際に、また系列化を促進するために、下請中小企業労働者の賃金ストップを強要してみたり、労働組合の分裂・破壊をたくらむ事例も多くなっている。

2　中小企業労働者の闘争事例

以下は、工場閉鎖・全員解雇反対および下請中小企業労働者の主要争議の事例である。中小企業における倒産、それにともなう長期的な争議がいたるところで行なわれているときに、大企業での倒産と「会社更生法」の適用が注目をあつめているが、そこでも下請中小企業労働者がそのしわよせをうけ、きびしい闘争を行なっている。富士電機系列下の東京発動機、三菱資本の策動のもとにおける日本特殊鋼、岩井産業、日新製鋼（ともに八幡、三和系）の倒産政策のなかにおける全金サンウェーブ支部の労働者は、いずれも三協紙器、日本ロールなど先進争議団の教訓に学びながらたたかっている（三条義篤「中小企業の労働者の状態と闘争」「経済」一九六五年六月号掲載）。

【青葉書房】　従業員七〇人の青葉書房は、教科書法案がとおってから、アカツキ教育図書が系列・吸収する意図でのりこんできた。そして会社再建のためという口実で、ストライキ権の二ヵ年停止、同業四社の平均賃金を支払うなど四条件を提起してきた。労働組合はそれを拒否したが、会社側はその対抗手段として破産を申請し、一一月に破産がきまった。労働組合は、出版労協、全印総連の支援の下に、行商活動をつづけ、六四年暮、闘争支援の大スケート大会をひらくなどの活動によって地域の労働者との連帯もかためている。そして争議団は、出版労働者の交流の学校になっている。

【福島交通】　一八六五年八月の年間臨時給与闘争における第一組合（二五〇〇名）と第二組合（六五〇名）の差別待遇に端を発した福島交通の争議は、一〇月から一一月にかけて組合三役の不当配転、団交拒否などの不当労働行為につづいて第一組合員の全員解雇という新たな事態に発展、争議は長期かつ深刻化する情勢となった。そこで私鉄総連は中央委員会を開き闘争資金の臨時カンパと総評、福島県評、私鉄の三者による現地闘争本部の設置を決定、産業別統一闘争として指導を強める方針を確認した。一方福島県評も、一一日臨時大会を招集、一人一〇〇円の臨時カンパを決めると同時に私鉄総連を中心とした現地闘争本部に参加することを正式に決定、地域共闘の立場からこの争議に全面的にとりくむ方向を確認した。総評は、このような私鉄総連、福島県評の方針決定をうけて、一二月の第四回拡大評議員会で、一億円の融資体制をふくめた福島交通支援の対策を決定、同時に具体的な支援対策としては①現地闘争本部に参加すること、②東北各県評より福島現地にたいしオルグを集中すること、③中央各単産より激励オルグと宣伝カーを現地に派遣することなども併せ決定した。福島交通労組は、私鉄総連をはじめ総評、福島県評のこのような支援体制のなかで一二月一六日から第一波全面七二時間ストに突入、八五〇台の全運行可能なバスの八五%、六二七台を第一組合の掌握下におき、会社側に圧力をかけた。つづいて一九日からは第二波の全面無期スト突入を通告、会社側にたいし団交再開を迫った。この結果一七日から一八日にかけて福島県知事、地労委の動きなどもあって、ついに会社側は団交再開の要求を受諾、一八日未明にいたって、組合側から要求していた①年間臨給に対する差別撤回、③配転撤回など一一項目について全面的に認めるとの態度表明を行ない、争議は組合側の全面勝利のうちに解決した。なお、争議解決の正式調印は一二月二一日で、この調印では、争議責任追及は行なわないことも約束させ、年末ぎりぎりで争議に終止符をうった（この項は一九六六年度

総評争対局報告による)。

【東京発動機】　東京発動機を系列下におさめた富士電機は、第一銀行からの融資の仲介をし、約三千万円を利得したといわれている。また、株式の五二%をにぎり、数年前まで三割の高配当をやらせてバク大な利益をえていた。さらに電装部品を都合のよい価格で売りつけるなど、富士電機は三重の収奪によって東京発動機を食いものにし、倒産においこんだ。また富士電機は倒産寸前には、これを見越して重要物件を自己の担保としておさえ、寮、社宅を東発から富士電機に譲渡させたという名目で富士電機の所有にした。さらにウインターセールと称して、下請業者をあおって大量に納品させ、製品約一億四千万円を富士系列会社にはこびこませた後に倒産させ、下請業者の三〇億円の債権をほぼ二割で買い上げ、八割を切り捨てるという悪どい方法をとった。東京発動機では、こうした打撃を労働者に転嫁し、六四年二月二四日会社更生法の中請をし、三月にはいって労働者を三つのグループにわけ解雇した。第一のグループは組合執行部を中心とする活動家であり、第二グループは若年労働者の就職アッセン組であり、第三グループは自宅待機組であった。しかも解雇とともに、労働者の構内立入り禁止の仮処分を裁判所にだした。

東発労組は、闘いのなかで全金に加盟し、全金本部、地区労、東京争議団共闘と統一して闘いをすすめた。そして国会商工委員会にとりあげさせ、富士電機の横暴と「計画倒産」について富士電機にせまった。こうして会社側を、大量解雇の撤回がなければ更生会社に移行できないところにおいこんだ。裁判所も「まず労働組合と話しをつけなければ、更生開始決定はできない」といいだす状況になり、富士電機も株主総会対策もあって、東発問題を一応解決せざるをえなくなった。五月二七日工場閉鎖・大量解雇を撤回した。

これは、組合の大きな勝利であった。とくに五二年の東急くろがねの会社更生法下の闘争が、組合活動家を大量に排除されて敗北した経験からみれば、大きな前進であり、五三年二月のエスエス製薬労組の勝利にひきつづいて、多くの長期争議団にはげみを与えた。しかし、大量の労働者が途中で戦列からはなれたため数の上では「更生という名の整理」が進行した。その後も、藤掛管財人(富士電機、古河グループと同じ第一銀行系の大成海上火災保険の元常務)は、一貫して更生計画の立案をひきのばし、東京工場の整理を主眼とする「別会社案」や「岡谷工場への配転案」をおしつけ、東京工場の全員解雇をねらっている。東発の労働者は、この泥舟を正しくみぬき、「更生という名の整理」を粉砕し、生活と権利をまもる闘いを地域住民との共闘をひろげるなかですすめている。

【サンウエーブ】　サンウエーブ各工場の組合は、それぞれ所属を異にしているが全金支部は苦しみや闘いの現状をビラにし、オルグを出して各工場との交流を深め、倒産という非常事態のなかで、ともに統一して闘おうと訴えていった。労働者はまず賃金の支払いを要求して所長交渉をおこない、寮生の四〇万円(一人当り四〇〇〇円)の回答をとった。さらに本社交渉におしかけ、同盟加盟をそそのかした会社側の分裂策動の責任を追求し、一筆かかせた。職場では労働者の切実な要求をまとめ、課長と交渉し、手袋をとり、マスク手当をかちとり、定年退職者の退職金やパートタイムで働いている仲間の賃金をかちとるなど、労働者の団結をかため、組合活動の権利を拡大している。寮生は食事問題で交渉し、食券の値上げを会社に負担させている。職場討議のなかでは日新製鋼、岩井産業など八幡三和系といった大資本グループののっとりの事実を明らかにし、日韓会談、原潜阻止、憲法改悪、物価問題などを討議し、健保改悪反対の署名で、地域住民のなかにはいっている。そして地域に入る活動のなかで、戸田町民との話しあいから、バス代値上げ反対、物価値上げ反対などを町議会につきつけ、市職員の首切り、東京牛乳の合理化反対など、埼玉県全体のたたかいの先頭にたってたたかっている。農業用水の工場廃液による汚染問題では、農民と積極的に話しあいその共闘にも努力している。

【日本特殊鋼】　三菱資本による吸収・合併策動のため、倒産した日本特殊鋼の労働者は生活と権利をまもるためにねばり強くたたかっている。日本特殊鋼にのりこんだ早川管財人(三菱系日本建鉄)は年末一時金の回答四万五〇〇〇円を一挙に一万円にきり下げ、しかも貸付けという線を押しつけたのである。この早川管財人の回答は混沌としていた組合員の怒りを一挙に爆発させる口火になった。一九六四年一二月二四日の各番一時間スト

には、更生会社という立場にあぐらをかき、労働者の生活と権利を無視する攻撃をはねかえす力が結集した。一二月二五日夜の日特鋼闘争支援大集会には、わずか一週間たらずの準備にもかかわらず、鉄鋼労連関東地協、大田区労協、全金南部地協、共・社・社民三党、各民主団体から四〇〇〇人をこえる労働者が参加し、日特鋼の闘いを支える産業地域の共同体制の力を示した。その後も日特鋼労働者は、社内預金、住宅資金、退職金の支払い、春闘への積極的参加、三菱はじめ同資本系列の共闘の強化などにとりくみはじめている。

右のほか、春闘共闘委員会「中小企業労働者を守る闘い」（「総評」一九六六年二月八日付号外）によると、最近における中小企業の主要争議はつぎのごとくである。

〈不当労働行為、組織の分裂破壊にたいするたたかい〉

【昭和交通労組】（全自交二三名）六四年の年末一時金で、他社に比し八〇〇〇円も低く、組合三役の首切りに反対し十二月八日から、ストライキ、順法闘争で闘ってきた。数回にわたり機動隊が介入し警察官が組合員の自宅を訪問し直接に組織破壊の挙に出てきて、争議以来二二名の組合員を不当逮捕、四名を起訴した。これは所轄警察署の弾圧だけではなく、大阪府警が直接弾圧を企画、指揮していることを暴露し関係先への抗議行動を行なった。この攻撃は、合理化に反対する全自交労働者に対する攻撃としてうけとめ、大阪地連では九月三十日に最大限の支援体制を決議し、第二組合対策、地域共闘を中心に、権力の違法不当弾圧・介入・挑発をはねかえしたたかいの輪を広げている。

【東京地連三光労組】（全自交十八名）六五年三月三光自動車興業のハイヤー・タクシー部門の閉鎖と新設された別会社（日交系）への全員出向命令の合理化が出され六月三十日全員解雇され無期限ストで闘ってきた。九月には組合役員八名が逮捕されるなど、はげしい攻撃をうけた。地区労・政党などを中心に三光労組支援共闘が組織され闘いが広まったが、これをおそれた会社は、十月三・四日の二日間警察機動隊の援護で暴力団二〇〇名を導入し、組合員十八名に重軽傷を負わせロックアウトを行なった。六一年六月当時委員長であった丸山さんが刺殺されいまなお犯人逮捕に至っていない。その後、第二組合、第三組合が結成され組織破壊攻撃が強行されている。

【滝の川支部】（全自交）六五年春闘の要求に対し会社は賃下げ、企業防衛を出し、第二組合を結成し暴力団の導入などを行ない反撃ストに対しては、警察官などによるスト破りを強行、組合員一一名を逮捕し七名を起訴し、組合三役を含む六名の解雇のほか、日雇運転者の採用などで、組織破壊を強行した。組合は六名の解雇者を、完全プール体制でつつみ、経営者の暴力支配・不当弾圧に反対し不当解雇の撤回を徹底的に闘うことで共闘の輪を広めている。

「箱根登山労組」では六五年七月七日、組合役員六名が、滝の川支部の不当弾圧の支援行動に参加したことを理由に全員六名が不当解雇され、第二組合の結成による分裂攻撃を受けている。

【全硝労・新東洋硝子争議】　大阪工場の集中生産方式きりかえの合理化攻撃は、昨年十一月十七日、一三〇名の指名解雇通告を期に、全硝労、大阪神奈川地評あげての大争議に発展した。大阪工場は全面スト、川崎工場は隔日ストを反覆する中で、会社は十二月十三日に約三〇〇名の暴力団を動員し、職制を先頭に無抵抗の組合員に襲いかかって七〇名の重軽傷を出し一方的にロックアウトを強行した。また十二月二十七日には警官一〇〇〇名が第二組合員約二〇〇名を守りながらピケ隊に襲いかかり、撲る蹴るの暴行とゴボーぬきを行ない就労させた。これは中労委、大阪地労委の休戦勧告を無視して行なわれたものであり、世論の糾弾をうけた。組合は全く動揺することなく越年、長期の闘争体制をとり、会社を追い込め、大阪地評の連日動員、総評の全面的支援の下に闘いを進め、ついに会社は指名解雇撤回を組合に申出ざるを得なくなり、いま団交中である。

【一九堂分会】（全印総連）六五年六月春闘で職務給反対闘争を、違法不当な争議指導であるとの理由で、会社役員への傷害事件をデッチあげ、警察は組合三役を中心に三名を逮捕した。会社はこれを都労委に不当労働行為として提訴して闘いを続けているが、傷害事件は、不起訴処分となった。

【東京支部連】（民放労連）六五年度メーデー実行委員長（山陽放送労組）に対し会社は、メーデー参加を理由に、てんまつ書提出、六カ月の無給停職処分をいい渡した。山陽放送はこの措置に抗議した支部連の四名に対して、抗議行動が傷害、住居侵入になるとして告訴し、さらに判決確定まで休職処分とした。産業別共闘で抗議行動が粘り強く続けられている。

【ハッピーミシン支部】（全金―一五〇名）六〇年春闘の組織攻撃で分裂（全金・一五〇、第二・三五〇名）昨春闘で主導権を確保した。資本は巻返しを意図し低額回答を固執し賃金体系改悪の露骨な挑戦をした。組合が抗議ストを反覆したところ、全金支部組合員だけ部分ロック・アウトの挙に出た。このため工場占拠を行い、第二組合との共闘に努め第二組合員は自宅待機の体制に入った。

会社は地労委にあっせんを申請し、地裁に「立入禁止、妨害排除」の仮処分を申請、第二組合員を出勤させた生産続行の体制をとり、地労委公益委員のあっせん私案を拒否、職制、下請企業、地元の暴力団を頼み占拠中の工場に入れ暴力を振るわせ、製品の搬出を行ない排発し、六月六日白昼、大挙して乱闘をしかけたので、山形県警は争議に介入、地評役員、支部執行委員を逮捕、山形地裁も「立入禁止妨害排除」の仮処分を決定、支部は立入禁止区域外にテントをはり、工場防衛に入った。会社はこの体制で団交に応じ、七〇〇円の低額回答を改め、二、三〇〇円の賃上げ、ロック・アウトの解除を認めて妥結したが、責任追及、弾圧が続き地評、地区労の共闘を進めている。

【喜多パン労組】（全国一般）争議の際、一月二十五日、機械搬出仮処分決定を悪用した不当弾圧がかけられ逮捕者を出した。労組は機械搬出攻撃は合理化攻撃と春闘にむすびつけられた敵の先制攻撃としてとらえ、決起集会、抗議デモ等で闘いを進めている。

＜首切り人員整理にたいするたたかい＞

【大阪合同支部橋本製作所支部】（化学同盟―二四名）昨春闘のあと、四月十七日、従業員慰安旅行の留守に会社は、松下電器のあと押しで機械を引上げ、五月十三日不渡りを出したことを理由に事前協議制、同意約款の協定を廃棄し一方的に全員の首切りを行ない寮、寄宿舎の食事廃止や、工場の電気、ガス、水道、電話の使用を一切禁止し賃金、退職金、解雇予告手当も支払わず、債権者会議は、「組合が闘争をやめたら支払う」としている。橋本製作所は、松下電器の樹脂加工製造を主とする下請け会社で、下請単価の引き下げ、金融引締めによる回転資金難で年間二〇〇〇万円の金利負担のため、労働者一人当り一万二〇〇〇円に相当する収奪を続けていた。この攻撃は、松下と一体となった組織攻撃であり、組合員は本年一月からは期限がきれ失業保険ももらえず、生活苦の中で、地域労働者に共闘を呼びかけ、京都地裁に対し、「松下電器、長瀬産業会社経営者の三者が一体となっての組合つぶし、生活破壊の攻撃」だと申立て、学習会、交流集会で団結をかためて粘り強く闘いを続けている。

【尾去沢精錬所廃止反対闘争】（全鉱）昨年十月二十九日三菱尾去沢精錬所の廃止、小名浜移行を通告してきたが、全鉱、三鉱連はこれに反対、会社は一方的に正月休み以降炉に火をいれないで解体を進めようとした。組合は一月八日の三鉱連全山二十四時間ストを皮切りに三鉱連の波状反覆ストを続け、さらに尾去沢労組を中心に重点ストライキに入っている。また全鉱、秋田地評を中心に県下労働組合の動員を行ない、鉱業政策確立の闘いと併せて全鉱全体の重要な闘いとして発展している。

【大阪合同支部東洋化工分会】（化同）昨年十一月七日、三井物産と松下電工の共謀によるだましうち企業閉鎖・全員解雇の攻撃をうけた。日曜日に組合員を慰安旅行に行かせその留守中に機械を搬出したものである。東洋化工は松下の下請けで、単価切り下げなどの圧迫で赤字経営を続けてきた。社長の経営している砂糖問屋平野屋も三井物産に実権をとられ、東洋化工の土地、建物機械は抵当物件として平野屋にとられ、組合員や小口債権者は何一つとれない状態にして全員解雇破産申請したものである。組合員は大阪・京都の争議団と交流する中で、とことんまでがんばれば勝てると確信をもち、布施地区労など地域の労働者とともに闘い続けている。

【十字屋テーラー闘争】（V合理化反対闘争参照）

【中央製版】（全印総連）昨年七月末、会社は不渡りを出し、八月末に会社を解散し、七〇名の従業員全員を解雇した。その後解雇を撤回したが、会社側は債権者委員会で解散を主張し九月に破産申請をした。組合は職場

を占拠し、企業再開を要求し、地位保全処分の申請で闘い続けている。

【品川製作所支部】（全金―八〇名）六四年三月、不渡手形発生と同時に、負債総額二三億円を残し倒産、一〇月更生法申立てを行い、三菱系管財人が就任し、労働条件切下げ、人員整理、労働協約廃棄を狙ってきたが組合はこれを阻止した。

昨年十一月更生計画立案に伴ない再び一三〇名の人員整理を提案してきたが、これも組合は反撃して阻止し工場を確保し、完全雇用を維持して闘争中。

【般若鉄工支部】（Ⅴ合理化反対闘争参照）

【東京磁石支部】（全金―一五〇名）六四年八月独占資本の市場支配で会社財産、技術が乗っ取られ、とりつぶし政策で倒産、賃金、一時金が未払いで特別精算人を三菱代理人が握り、労働者の債務を踏み倒し、全員解雇という攻撃に出たが、アルバイトで工場占拠を続け、賃金、一時金を獲得し、自主生産などで闘い続けている。

【不二越精機支部】（全金―一一〇名）六四年一二月会社更生法が不認可となり、債権者から破産宣告されて会社は解散、精算手続きに入ったが、四カ月以上の賃金遅配に合い精算人と交渉し、賃金、退職金の支払いをとりつけ未払賃金だけは獲得した。

前社長が古い書類で仮登記仮処分を行い精算人と争いとなり、工場売却ができず退職金三六〇〇万円が支払困難で協定実施のため闘争中。

【日本鋳鋼支部】（全金―四〇〇名）昨年七月一五日経営困難となり、大口債権者の三井銀行は二〇〇名の首切り、株券の五割譲渡を要求してきた。組合はこの意図をはね返した。十月一五日会社は不渡りで更生法を申請したが、三井銀行の態度で不認可となり、本年一月二四日破産し現在その作業が進められており組合は生産再開、完全雇用を要求して賃金、退職手当の完全獲得を併せ闘っている。

【千代田紙業労組】（紙パ）昨年三月経営困難を理由に工場を閉鎖、全員解雇を行った。会社は四国銀行の系列下で、組合は地域共闘を組織しアルバイト体制で頑張る。

＜倒産・企業閉鎖にたいする闘い＞

【大都交通支部】（全自交）昨年の企業譲渡で会社は、「企業改革で水あげ強化、非協力者の退社」を言明し八、九月分の賃金を不払い、組合破壊をねらい認可免許を返納する攻撃をかけてきた。組合は八月二十三日協定に基き管理を決行、不当労働行為で提訴するなど闘いを続け八月二十五日の団交で、事態収拾のため会社案をのんだ。会社は、提案を撤回、全員解雇をおしつけ、九月七日、日産自動車と組み全車輌を引上げたが、組合の抗議で「労働委員会のあっせんを受ける」と約束したが、翌日その約束を破り、陸運局に認可免許を返納するなどの攻撃をかけている。組合は地連、北西地協に融資を受けたもので再配置を要求、会社に対し抗議行動を続けている。

【エスエス製薬支部】（化学同盟）①職制が差別待遇したビラをまいた②反抗的態度をとる、を理由で荏原工場勤務の一〇名に六四年一二月二九日首切り通告が出た。

この一〇名は六三年不当配転を受けたもので再配置を要求職場復帰を闘い取り組織統一に努力していた。会社は昨年度より「一〇〇億円売上げ達成」のため化学同盟組織をハカイする目的をもっている。六月四日「身分得余の仮処分」申請を闘いとり、これを足がかりに解雇撤回を闘っている。

【キューピー労組】（食品労連）労働組合結成で八名の活動家の不当解雇、第二組合結成の攻撃がかけられ地労委は原職復帰の救済命令を出したが会社は認めず中労委にもちこみ組合は地域共闘を固め、資金カンパ、行商などで長期の闘いを組んでいる。

【関扇運輸支部】（全自運）大阪生コン労働者の中心的役割を果している組合で会社の組織ハカイ攻撃を六四年夏から受け、百名未満の労働者は六分裂した。六五年一月九名を解雇し、七名の活動家を逮捕させた。六月に地労委は解雇撤回差別待遇禁止の命令を出したが、社長が自殺しアサノセメント工場との契約が切れて破産宣告。組合はアサノ支社に連日抗議行動を十一月中旬まで続け地労委に「組合ぶつつぶしの不当労働行為事件」の審理再開の決定を下させ、企業再開要求、職場を占拠し、アルバイトや行商による自活体制で長期闘争を続けている。

【金剛自動車支部】（全金―七五名）昨年五月二〇日、希望退職者が予定数に達しないことを理由に、役員、活動家を含む六五名の解雇が通告されバリケートをつくり組合分裂を行ない、三百数十名の第二組合が旗上げされた。拡部は組合事務所に頑張り、地裁、労働委員会に提訴し闘っている。

【柳鉄工支部】（全金―四五名）工場移転直後の六四年七月、夏期一時金闘争でストライキを決心したところ会社は決起大会に全面ロック・アウトを通告し、四〇年一月組合幹部一〇名の首切りを発表した。組合は長期体制で、アルバイトで頑張り、都労委に不当労働行為で提訴した。

【日本ロール支部】（V合理化反対闘争参照）

【大和製鋼】（全金―八五〇名）昨春闘で全国金属に加盟。会社は組織ハカイを意図し四三名を解雇処分にし、ロックアウトで挑戦、機動隊の要請さえ行ない暴力行為に出たが、組合の抵抗で解雇を撤回し組合の勝利となった。

会社は組織ハカイの意図を捨てず支部役員七名に解雇通告し、年末一時金は第二組合と六七、五〇〇円で先行妥結、全金支部にはストカットで三三、〇〇〇円を押しつけ越年させた。

【新九州新聞労組】（新聞労連）会社は、前委員長の健康を理由に配転し、「九月に経営上の都合で十月一日～十二月末までを特別休職期間とし、任期満了とともに自動退社とする」という一方的な解雇通告を行なった。組合は不急不要部門の切り捨てと組織攻撃であるとし、北九州マスコミ共闘、地域共闘を組織して闘いを拡げている。

【化学同盟大阪合同支部ライトラバー分会】会社は組合を敵視し、第二組合をつくり組織攻撃を続けた。会社・警察一体により六三年の年末一時金闘争で、ビラはりを理由に三名の検挙と二十三名の組合員に弾圧を加えた。六四年春闘では偽装閉鎖の攻撃を加え、退職金も払わず数十名の組合員をおどし、別会社を設置して企業を再開した。残った組合員は、解雇無効、身分保全の仮処分を申請し、アルバイトで生活を支え、地域共闘を強化し、本年四月には勝利する見通しである。

【化学同盟大阪合同支部中央徴検分会】六五年二月組合結成以来会社は、女性の組合役員二人を出勤停止処分にしたり、委員長を会社おかかえの医者に診断させ、にせの診断書をつくらせ、強制療養をさせ、休職期間切れに首切りを行なった。証拠が残らないよう不当労働行為を続け、組合攻撃にやっきになっている。組合は、産業別、地域共闘を組織し「徴検センベイ」の行商で生活を支え、闘いを続けている。

【十川ゴム支部】（化学同盟）戦後二七年間、工場長が組合長、労務課長が書記長の御用組合で手首切断でも翌日就労させ病気や年少者の強制深夜作業、社内恋愛の圧迫という近江絹糸顔負けの人権無視が行なわれた。六二年十川ゴムの労働者は立ちあがり、労働組合を労働者の手にとりかえした。このころから「職場の風紀を乱した」という理由で次々と出勤停止、退寮処分、三年前、時短、家族手当などの要求で闘争中に組合役員、活動家三名の首切りなど行なった。組合は地労委に提訴し闘い、解雇された三名はアルバイト収入もプールして共同生活でがんばり職場の仲間の生活カンパにささえられ、「守る会」「争議団共闘」を結成し、解雇反対闘争を続けている。

【福井放送労組】（民放労連）六五年五月十六日、福井放送では組織破壊攻撃の中で先制ロックアウトをかけられた。五月二十日一部組合員の監禁状態の中で、第二組合結成、六月十九日組合員十七名に対して(イ)ビラで会社をヒボウした。社内の秩序を乱した。(ロ)始末書を出さないの理由で懲戒休職一ヵ月～三ヵ月の処分をした。六月二十六日組合申請の仮処分が全面勝利した。会社は、地裁の判定を無視して団交を拒否。九月十四日組合は地裁に全員処分撤回を本訴した。十一月二十四日第三回公判時、裁判所は「私服の法廷内立入り」を公認するということもおこったが、同じ不当弾圧をうけた福井新聞労組と共に裁判所や労働委員長の反動性を指摘し完全勝利への闘いを続けている。

3　中小企業における組織化の状況

労働省調べによると、一九六五年上半期に新規に結成された中小企業の単位労働組合は一〇〇三組合、前年同期に比べて組合数で三六三組合（二六・六％）、その組合員数で二万〇五一九人（三〇・三％）の減少であった。新設された組合の結成理由をみると、労働条件の向上など積極的要求の実現を目的としたものが九七六組合（九七・三％）、人員整理反対など消極的要求の実現を目的としたものが二七組合（二・七％）であり、これを前年上期に後者が九八・二％、後者が一・八％であったことにくらべると、消極的要求の実現を目的として結成された組合の比重がややふえ、最近における経済の不況、中小企業の倒産増加などを反映しているといえる。結成された組合のうち、上部団体に加入したものの数は六〇四で、加入率は六〇・二％であった。これを、組織系統別にみると、総評系は三六七組合（三六・六％）、同盟系一七五組合（一七・四％）で、前年上期が総評系三七〇組合（二七・一％）、同盟系一七五組合（一六・〇％）であったのにくらべると、加入組合数では両系統とも下まわったが、加入率では総評系で大きく伸び、同盟系でも若干伸びた。さらに新設労組を加入単産別にみると、全国一般六五組合（前年上期六四組合）、全繊五五組合（同六七組合）、全国金属四二組合（同五五組合）、全自交二五組合（同二一組合）、全金同盟二一組合（同二八組合）となっている。

〔総評〕は、一九六五年の定期大会組織報告において「昭和三四年秋に地方オルグ団制度を確立し、積極的に組織化活動を推進してきたが、昭和三六年をピークに、三七年以降組織化活動が停滞、減少している」とし、その原因として、㈠組織化活動が進んだので地方オルグの世話役活動の量がふえ、新たな組織化活動への力が減少したこと、㈡オルグは地評、地区労の活動分野が多角化したので、その日常業務にも追われるようになったこと、㈢総評、各単産、地評、地区労は日韓条約、原潜寄港、ベトナム戦争等にたいする平和闘争や合理化闘争に人的、財政的な力の大半を投入したこと、㈣若年労働力を中心に毎年雇用者が一〇〇万人程度ふえるので、現在の地方オルグの組織化能力では対抗しえないこと等をあげている。そして、今後の組織化の方針として、「従来の地評、地区労のあり方を再検討し、地区労重視の方向に抜本的に転換し……ここ一、二年のうちに全地区労に最低一名の専従オルグが配置できるようその実現に努める」とともに、「組織対策を産業別にも地域別にも飛躍的に強化するため、会費の大幅引上げ、オルグ制度資金の倍加、オルグ費の特別会計制度の確立」などの改善策を明らかにするとともに、現在のオルグ二八五名を一九六九年には五〇〇名とし、会費を三円増とすることを決定した。

一方、〔同盟〕でも一九六五年一一月の大会で「未組織分野の開拓にあたっては、積極的に同盟への加盟を促進し、その組織活動の過程で、産別整理や一般同盟の組織化をはかる。地方における一般同盟の組織状況とみあって、一般同盟の中央組織の形成を指導す

る」ことを決定し、その後、地方同盟会議の地方同盟への組織結成が進められ、現在はほとんどすべての県に地方同盟組織ができている。

VII

ILO八七号条約批准と労働基本権確立をめざすたたかい

概要□一九六五年にいたるまでの経緯／問題の淵源／ILOへの提訴──ドライヤー委員会の来日──ドライヤー委員会の「提案」／八七号条約批准案件ならびに関係国内法改正案の強行採決／定期会合の申入れ／強行採決と船田斡旋案／関係国内改正法／定期会合の開始とドライヤー報告──定期会合／ドライヤー報告／公務員制度審議会──審議会の発足／第一回会合／審議の経過／期日の切迫と審議の促進／答申の作成／答申の内容と棚上げ部分の施行

概要

一九五八年いらいわが国労働組合がたかってきたILO第八七号条約批准を中心とする労働基本権奪還闘争は、六五年一月ドライヤー委員会の来日により大づめを迎えた。ドライヤー委員会は約二週間にわたる事実調査ののちに行なった調停工作は不調におわり、二六日に離日した。政府は一月中に条約批准関係案件を国会に提出したが、それは倉石修正案よりも後退したものであった。政府は二月に総評に対して定期会合開催を申入れ、そのための予備折衝が政府と総評の間に開始されたが、政府が日教組との中央交渉を拒否したため、折衝は難航し、衆院ILO特別委員会は設置されたものの開店休業状態がつづいた。

四月一五日自民党は衆院ILO特別委員会で条約批准案件を一分足らずの間に強行採決し、議会は混乱したが、船田斡旋案で収拾され、条約関係国内改正法中の問題点については、公務員制度審議会の答申を得るまで施行を延期するということで、八七号条約関係案件は四月二一日衆院本会議を通過した。

こうしてILO八七号条約は、最初に国会にその案件が提出されていらい五年ぶりに批准をみ、その後五月に政府、総評間の定期会合が開始された。八月末にはドライヤー報告が発表され、一一月のILO理事会でテークノートされ、わが国の政府と労働側はこれを

受け入れて、この問題はＩＬＯの一七九号事件としては一応の解決をみて、問題はわが国労使双方によって自主的に解決すべきものとなった。日教組の定期会合問題は、日韓条約の批准強行のための政治的考慮もあって、一一月に首相が文相を説得し、政治的に解決された。

公務員制度審議会は一一月に第一回会合を開いたが、日教組問題がまだ解決をみなかったために労働側代表は出席しなかった。第二回会合以後、労働側代表も出席したが、審議にあたって労使の見解が根本的に対立し、審議はすすまず、とりわけＩＬＯ八七号条約批准関係国内改正法のタナ上げ部分については、審議がつくされないまま、条約発効の期日である六月一四日が近づくと、審議会は政府の要請にそって、六月一三日労働側委員の欠席のまま、公益委員、使用者側委員だけで、タナ上げ部分のうち「在籍専従の制限」だけを再タナ上げし、その他の部分は施行すべきことを答申、政府は六月一四日に労働組合側の抗議集会をよそにこの答申にそう政令を発布した。

1　一九六五年にいたるまでの経緯

問題の淵源

ＩＬＯ第八七号条約の批准促進を軸とする労働基本権奪還闘争は、一九五八年いらいわが国労働組合によってたたかわれてきたが、この長期にわたる闘争が行なわれなければならなかったそもそもの原因は、さらにさかのぼって、一九四八年に占領軍当局によってつくりだされた。すなわち同年七月マッカーサーは、芦田首相宛書簡で国家公務員法の改正の必要、とくに公務員のスト禁止の必要をあきらかにし、政府はこれにもとづいて政令二〇一号を公布して、公務員の争議行為を現業・非現業を問わずいっさい禁止し、また公務員にたいし、スト・サボ等の「脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びたいわゆる団体交渉権」を否定した。さらにこの政令は四八年一二月の改正公務員法によって法律化され、また同月には公企体労働関係法が成立して、公企体職員は争議権を奪われただけでなく、狭義の団結権についても大幅の制限をうけた。そしてこの法原則は、五〇年の地方公務員法、五二年の地方公営企業法によって地方公務員と地方公営企業職員にもほぼそのまま適用され、また五二年の公労法改正で新しく公社化されたいわゆる五現業の職員にも適用されることとなり、法律の名も公共企業体等労働関係法とあらためられた。このちに公務員法、公労法について若干の改正があったが、基本的原則に変化はみられなかったのである。

一九五一年にわが国はＩＬＯに復帰し、五二年に衆参両院は国際労働条約批准促進の決議を採択したし、五三年には第九八号条約の批准さえ行なった。にもかかわらず、国際労働条約に明らかに違反する公労法その他の条項がその後も存続しつづけたのには、それなりの理由があった。終戦直後の戦闘的労働運動は四九～五〇年の弾圧でほぼ壊滅させられた。また五〇年に成立してその後わが国労組運動の中心に位置したのは総評であったが、総評系幹部は、四九～

五〇年にアメリカ占領軍とわが国政府ならびに雇主が戦闘的組合運動にたいして行なった攻撃にささえられながら、みずから公労法第四条第三項――組合員の範囲を職員に限る条項――などをたてにとりつつ、戦闘的幹部と活動家を組合から排除し、こうして運動の指導権を掌握したのであった。このため総評がただちに労働基本権の奪還をめざすたたかいへとたちあがるはずはなかった。五三年以後国労その他で組合幹部の解雇とそれにつづく当局側の団交拒否が問題になりながら、五七年までは組合の闘争は不当処分反対の闘争として行なわれたにすぎず、組合はこれを団結権侵害の問題として明確にとらえることがなかったのである。

ILOへの提訴

しかし五八年になってわが国労働組合がこうした弱点を克服し、公労法第四条第三項をたてにして政府が団交を拒否している事実をILO結社の自由委員会に提訴して以来、組合がすすめてきたたたかいは、そのご組合員の権利意識の成長につれてその内容をしだいにふかめ、たんに公労法第四条第三項の廃止をめざすだけではない、公企体労働者と公務員の本格的な労働基本権回復の闘争へと発展した。六〇年総評は「権利を守るたたかい」を主要闘争目標の一つにかかげ、「スト権奪還特別委員会」を設置してこのたたかいをすすめることとなったのである。

この間、労働組合が行なった提訴は、ILO結社の自由委員会で一七九号事件として審査をうけ、同委員会はこの事件について六四年までに一六回にわたって報告書をILOに提出し、その中でわが国における数多くの労働組合権侵害の事実を認定し、その改善を勧告するとともに、日本政府にたいして八七号条約の批准をくりかえし要望してきた。これにたいしてわが国政府は、六〇年以来ILO八七号条約批准関係案件を六回にわたって国会に提出したものの、政府と与党とが批准自体に消極的であったのと、関係改正法案が公労法その他の便乗改悪をめざすものであったために、その批准は六四年中はついに実現しなかった。そして政府がくりかえし公約しながらも批准をいちじるしく遅滞させたことは、六四年後半にILOをしてついに「結社の自由にかんする実情調査調停委員会」、いわゆるドライヤー委員会の発動に踏みきらせるという、ILOの歴史に前例をみない事態を現出させた。

ドライヤー委員会は六四年四月から活動を開始し、九月にジュネーヴに組合と政府の代表を喚問して証言を聴取したのち、六五年一月には来日して、実地に実情調査を行なうこととなった。

以上が、六五年にいたるまでのILO八七号条約批准をめぐる労働基本権確立のたたかいの経過のあらましである。

2　ドライヤー委員会の来日

六四年一〇月二六日池田首相が退陣を表明し、一一月九日に佐藤内閣が成立したが、佐藤内閣は一二月中に関係法の改正法案要綱を決め、六五年一月一九日の閣議で批准関係案件を決定、同二二日に第四八通常国会にこれを提出した。それは六三年に自民党ILO世話人代表倉石氏と総評ならびに社会党との窓口折衝で合意をみたと

いわれるいわゆる「倉石修正案」よりも後退したもので、日教組の中央交渉問題にはふれていなかった。これに対して総評は一月八日の関係単産委員長会議で、倉石修正案を最低として国内法の成立をはかる、日教組の中央交渉が認められない限り条約批准が流れてもやむをえない、との態度をきめ、三月中旬に民間を含めて実力行使体制をとることにした。

こうした状況を背景に一月一〇日にＩＬＯの実情調査調停委員会、いわゆるドライヤー委員会が来日した。委員会は政府、労働側と会談したのち、三班にわかれて各地で申立事実を調査し、一八日以降事実上調停工作に入って、①今度の国会では八七号条約の批准だけを行ない、残る懸案は条約批准後一年内に検討する、②中央交渉については法文化せずに、文相と日教組とが事実上話合いできる道を保障することで解決できないか、という線で政府、労働側の意向を打診した。そして総評岩井事務局長がこれに強く反対すると、二三日の会談までに再考することを要望した。

この事態に直面して総評太田議長は二一日に記者会見し、要旨次のような談話を発表した。「ドライヤー委員会はＩＬＯ結社の自由委員会に委託されて、日本の官公労働者の労働基本権のおくれを是正するためにつくられたものである。しかし来日以来の調査団の言動は日本の政治問題にまきこまれ、また八七号条約の批准だけを重視している。調査団本来の任務は関係国内法のおくれを是正した上で、条約を批准させるよう努力することである。これを度外視して条約批准を優先させることは、本来の任務にもとるものであり、絶体に承服できない。調査団が政府に日教組の中央交渉を認めるよう勧告することを強く申し入れる。総評の意見が認められないならば、結社の自由委員会に問題を再提訴することも辞さない。」

ドライヤー委員会の「提案」　しかし総評のこうした強い態度にもかかわらず、二三日に「提案」というかたちで政府側と労働側にしめされた調停案の内容は、次のようなものであった。

一　八七号条約をこれ以上おくらせることなく批准すべきである。

二　批准促進のためには、直接条約と関係する事項、たとえば公労法四条三項、地公労法五条三項に注意を集中することが望ましい。

三　批准だけでは足りず、相互の信頼の確立が必要である。その確立のためのイニシアチヴは政府の最高首脳部がとらなければならない。

四　首相が政府、労、使の代表による定期的な意見交換方式を一般政策として採用するなら、一大前進がもたらされよう。

五　本年六月にジュネーヴでドライヤー委員長とＩＬＯ事務総長にたいし、石田労相と岩井総評事務局長がその後の状況を報告すること。

この提案内容を不満とした労働側は、二六日の委員会離日の寸前まで会談をつづけて、「中央交渉」の保証をとろうとしたが、委員会側はそれは「意見交換を通じて今後政府から問いただすべきことである」と回答しただけであったために、総評は結局この「提案」に同意できない旨を回答した。

こうしてドライヤー委員会の調停工作は実を結ばず、委員会は二六日に離日した。

3　八七号条約批准案件ならびに関係国内法改正案の強行採決

定期会合の申入れ　委員会の離日後、二月二日に政府は総評にたいして、首相、労相、官房長官と総評議長、事務局長、その他の代表（日教組を含む）との間に意見交換のため定期的会合を開催したい旨を申し入れた。これにたいして総評は、定期会合の前に予備会談を開き、意見の一致をみた場合に定期会合を開くとの方針をきめ、二月九日以後岩井事務局長、宝樹スト権委員会議長、原ロＩＬＯ副理事等が石田労相、橋本官房長官と会談したが、その結果については、一二月二五日の主要単産委員長会議で、政府の態度をさらに明確にさせる必要があるとの判断が下され、この後五月上旬にかけて予備折衝が公式・非公式につづけられた。この間、日教組は、二月五日、文相にたいして定員問題と賃金問題についての話合いを申し入れたが、文部省は三月五日に拒否の回答を行なった。

他方国会では二月一二日に衆院本会議で「国際労働条約第八七号等特別委員会」、いわゆるＩＬＯ特別委員会が設置され、条約批准案件と関係国内法改正案がこれに付託された。しかし、委員会設置にあたって社会党は、倉石修正案の実現に努めるとの方針を確認し、さらに二月一七日には総評・社会党の首脳が打合せを行ない、日教組の中央交渉権の実現と公務員制度審議会で団結権、スト権を付与する方向が確認されないかぎり、廃案になってもやむをえない、また定期会合の予備会談も行なわないとの方針を決めた。そしてこの方針にもとづいて、社会党は、政府、総評間の予備会談のための折衝の成行を見たうえでＩＬＯ特別委員会の委員名簿を提出すると主張したため、委員会は設置されたものの、開店休業の状態が約一ヵ月続くことになった。

この間総評は三月三～四日に臨時大会を開き、ＩＬＯ八七号条約批准問題、最低賃金制確立、社会保障の充実、物価値上げ反対、日韓会談反対などの諸要求をかかげて、三月一七日を春闘第二次統一行動日として二時間以上のストライキまたはこれに見合う実力行使を行なう方針をきめた。そして三月一七日には民間一八単産約一八万名がストを実施し、公労協傘下ではＩＬＯ問題で動労が二時間ストを実施したほか、国労が順法闘争、全電通、全逓、全専売などが拠点時限ストや職場集会を実施した。一方、民社党と同盟はこうした総評と社会党の態度をきびしく攻撃するとともに、ＩＬＯ八七号条約を今国会で必ず通すこと、そのために国内法の手直しは公労法四条三項、地公労法五条三項の削除にとどめること、ＩＬＯ特別委員会をただちに発足させること、を要求した。

強行採決と船田斡旋案　こうした経過があったのち、三月一九日になって自社両党の話合いが一応つき、二二日にはＩＬＯ特別委員会の初社会党は委員会名簿を提出して、会合が開かれた。しかし社会党が、国会外ですすめられていた総評と政府の定期会合に関する折衝のなりゆきを見守り、これと併行審議することを主張したため、自社両党の意見はふたたび対立し、四

月一〇日以降は委員会の審議は中断された。すると自民党は強行採決を決意し、四月一五日両党の意見が一致をみないまま委員会を開会し、八七号条約批准案件と関係国内法四改正案を、ＩＬＯ衆院特別委員会でわずか一分足らずのうちに強行可決した。

この強行採決を見て、総評は一五日、「自民党はＩＬＯ条約の精神をまったく踏みにじるもので、佐藤内閣の反動性を暴露したものといわざるをえない。われわれは春闘の大幅賃上げに結集した総力をＩＬＯ批准、団交権確立、スト権奪還と結びつけ最後までたたかう」と声明し、また国会では野党側が採決無効を主張して一切の国会審議に応じようとせず、国会審議は空白状態におちいった。しかし四月二〇日に船田衆院議長が提示した斡旋案――①条約批准承認案件と関係四法案は衆院本会議で審議をつくして議決する、②四法案中の問題点については、新設される公務員制度審議会で審議する、③四法案の問題点に関する条項は、公務員制度審議会の答申をうるまで施行を延期し、答申を尊重して所要の改正をする、といういわゆる「船田斡旋案」によって、事態は収拾された。

こうして四月二一日衆院本会議は、ＩＬＯ八七号条約批准承認案件を全会一致で、また自民、社会、民社三党共同提出による関係四法案にたいする修正案ならびに修正部分をのぞく政府案を、共産党以外の全員で、それぞれ可決した。

こうしてＩＬＯ八七号条約は、六〇年にその案件が国会にはじめて上程されていらい実に五年ぶりに批准をみることになったが、批准によって労働者が目指しつつあった労働基本権確立の目的はほとんど前進をみず、問題は、施行延期の部分の取扱いをふくめて、公務員、公企体職員の労働関係の基本問題を審議する「公務員制度審議会」に移されることになった。総評は四月二一日声明を発表し、①改悪国内法の問題点の多くは事実上棚上げされたが、人事局の設置およびチェック・オフの禁止等の改悪点が残ったことは不満である、②今後は官公労働者の団交権、スト権の確立をはじめ、全労働者の基本権を完全に獲得するまでたたかう、③当面は公務員制度審議会をたたかいの場とし、公務員の団交権、スト権はもちろん、当事者能力の実質的付与、公務員の人事管理の近代化もあわせて審議されるよう努力する、との態度を表明した。

関係国内改正法

なお修正決定された関係国内法改正法の条項の大要を、㊀施行の延期を見ず、公布の日から九〇日以内に施行されるものと、㊁施行を延期されたものとにわけて示せば、次のとおりである。

一、公布の日から九〇日以内に施行されるもの

①公労法四条三項、地公労法五条三項を削除する、②管理監督者及び機密の事務を扱う者の組合結成、加入を禁止する公労法四条一項ならびに地公労法五条一項の但書きを削除する、②各省庁の人事管理に関する方針、計画等について統一保持上必要な統合整理を行なう機関として総理府に人事局を設置し、総理府総務長官に国務大臣をもってあてる（国公法）④国家公務員、地方公務員、企公体職員の労働関係の基本に関する事項について調査、審議させるため、学識経験者、国、地方公共団体、および公企体を代表する者ならびに国、地方公共団体および公企体の職員を代表する者二〇人以内の委員で組織する公務員制度審議会を設置する（国公法）、⑤地方公務員の給与は法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接その職員にその全額を支払わなければならないとする。

（地公法）。

二、施行を延期されたもの

①在籍専従禁止の原則を規定するとともに、当局が許可した場合は在職期間をつうじて三年以内とし、その期間は休職として退職手当の基礎に算入しない（公労法、地公労法、国公法、地公法）、②職員団体の目的および性格について、職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうものとする（国公法、地公法）、③管理監督者とそれ以外の職員は同一の職員団体を組織できないものとする（国公法、地公法）、④管理職員の範囲は人事院規則、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める（国公法　地公法）、⑤職員団体の登録要件として、規約の作成及び変更等の重要事項については構成員全員の過半数によることを必要とするが、役員選出については投票者の過半数で足りるとする。登録職員団体は職員で構成されなければならないが、免職者で一年以内のものあるいは係争中のものを構成員に止めていることを妨げないこととし、さらに職員でない役員をその在任中構成員としていることを妨げないものとする（国公法、地公法）、⑥当局は登録職員団体に対しては勤務条件に関しその適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つものとし、交渉手続を法定する（国公法、地公法）。

五月一七日には批准案件と関係国内法改正案は参議院を通過し、改正法律は五月一八日公布され、国公法の改正法律のうち人事局設置など公布の日から九〇日以内に施行される規定は五月一九日に施行された。またＩＬＯ八七号条約の批准書は六月一四日にＩＬＯ事務局長に寄託され、日本は世界で七〇番目の同条約批准国となり、さらに公労法、地公労法関係の延期されない規定は八月一五日から施行された。なお八七号条約の全文については巻末の附録を参照されたい。

4　定期会合の開始とドライヤー報告

定期会合　ＩＬＯ八七号条約批准関係案件が国会で成立すると、ドライヤー委員会の提案にもとづく政府、総評等の定期的会合の開催に関する話合いも進展し、五月一八日に政府と総評、二一日に政府と同盟との間に第一回定期会合が開かれ、六月一日には政府と日高教、全教連との間でも会合が行なわれた。政府と総評の第一回定期会合の席上では佐藤首相は「定期会合の継続実施により公共部門の労使間の信頼関係を築きあげていきたい。文相と日教組の話合いの問題は、文相を含む定期会合を積み重ねて次第に素地をつくっていく道程で解決に努力したい」とのべた。

しかしその後公労協の春闘に関連し一九万名にのぼる大量処分が行なわれ、また文相が日教組との話合いをきらったことから、第二回定期会合は難航し、八月一二日にいたってようやく実現した。この会合で、文相と日教組との会談について双方の話合いがつき、また公務員の賃金問題について検討するため、労使、政府をふくめた賃金調査懇談会をつくることが確認された。

八月二六日、右の話合いにもとづいて文相と全教連、日教組、日

高教（一四県派）のそれぞれとの間の会談が行なわれた。日教組との会談では、第二回定期会合の席上で文相が要望した①倫理綱領の改廃、②教育公務員の政治的中立性確保、③実力行使の廃止、について意見が対立したままに終った。そして、九月に入って日教組が賃上げ問題について第二回の話合いをもとめても、文部省は、文相提示の三条件について日教組がなんらの態度をもしめしていないことを理由に、会合を拒否した。

ドライヤー報告

この間、八月三一日にＩＬＯ事務局はドライヤー委員会の報告書を発表した。それは英文にして七七一ページにわたる長文のもので、わが国の公務、公企体労働関係における団結権侵害の事実の有無についてのＩＬＯの公式の判断と、将来とらるべき措置についての勧告をのべており、報告書の結論部分にあたる第六部の要点は、次のようなものであった。すなわち、それは、①日本の八七号条約批准と政府・労働側のトップ会談の開始を評価しつつ、八七号条約と九八号条約に抵触する法規は是正すべきであるとのべ、しかし未解決の問題が山積していることから、組合に対しては「政治を離れた立場」で政府にたいして、批准とトップ会談の実現に協力すること、政府に対しては、「創意力と勇気および忍耐力をもつこと」を要求し、その成功のためには相互信頼が不可欠であることを強調し、②公共部門における労働関係の処理にあたって、「使用者としての政府」と「政府としての政府」とを区別すべきことをのべ、③公共部門におけるストライキの全面禁止という現在の日本の制度の不合理を指摘し、公共企業のなかでストの禁止を継続すべきものとそうでないものとを区分することを勧告するとともに、組合に対してはストを軽卒に行なわぬよう自制を要望し、④ストライキの制限禁止がのこされる場合の代償措置については、現在の公労委は事実上中立だと認めるが、代償措置としては不完全であり、人事委員会や公平委員会は中立でもなく代償措置ともいえないことを指摘し、⑤法令の施行方法については、小さな違反にたいして最大限の制裁をもって応じている政府の態度を非難するとともに、法令の簡素化を要求し、⑥組合が申立ててきた数多くの不当労働行為の事実を認め、その立場からその防止、救済のための各種の提案を行ない、⑦また関係国内改正法のうち、施行延期になっている部分について委員会の見解をのべ、公務員制度審議会での審議の方向づけを意図していた。

報告書の内容について、政府と労働側とはそれぞれ自己の主張が認められたものと解釈したが、報告書は一一月一七日に開かれたＩＬＯ第一六三回理事会に提出され、拘束力をもつ判決としてではなく、「合意により解決するため関係者に指示される一連の提案」として、テーク・ノートされた。理事会の席上青木政府代表と原口労働側代表とはこれをうけいれ、ＩＬＯとしては九年間にわたる一七九号事件に終止符をうち、問題は、もっぱらわが国の政府と労働側が、批准された八七号条約にそって解決すべき性質のものとなった。

その後政府と総評の定期会合は一〇月五日に、①日教組問題、②人事院勧告問題、③ドライヤー報告問題、④公共料金値上げ問題、⑤公務員の実力行使問題、⑥公務員の政治闘争問題を議題にして、開催された。しかし会合では、総評側が、中村文相が提起した三項目は要望事項であって、日教組との話し合いの前提ではないこと、一〇月中旬に話し合いを行なうことを要求したのにたいし、政府側

がこれを拒否したため、他の議題については論議せずに物別れとなった。

しかしその後総評側が文相と日教組の話し合いを公務員制度審議会の問題にからめて強く要求し、政府側も一一月に国会で日韓条約案件を強行採決するための政治的考慮から、佐藤首相が文相を説得したことにより、日教組問題が一応の解決をみると、翌一九六六年にはいって一月二五日に、三ヵ月半ぶりに政府と総評の定期会合が開催された。この会合で総評は、①公共料金についての審議会の設置、②全国、全産業一律の最低賃金制の実施、③地方公務員定年制の実施に反対、④炭鉱災害対策を急ぐこと、などの申入れを行ない、これに対して首相は公共料金についての審議会設置は検討する、炭鉱災害については通産相と炭労の間で話し合いたいと答えるなどのことがあった。

5　公務員制度審議会

審議会の発足

総理府におかれる常設的な委員会としての公務員制度審議会については、政府は六月三日安井謙が総務長官に就任していらい、同長官を中心にその発足の準備にとりかかった。しかし参院選挙のため七月までは準備はすすまず、さらにその後は、かねて総評側が公益委員の人選について組合側と協議するよう申し入れていたにもかかわらず、政府側にこれを無視する動きもあって、事態は発足前からすでに紛糾をみせた。

七月一五日総評岩井事務局長は安井長官と会談し、①審議会の審議内容を明らかにする、②審議会の運営は満場一致制で行なうよう改める、③公益委員の選任については、五月八日の定期会合の予備会談で、双方が名簿をもちよって相談して決めることになっていたのに、一方的選衡を進めているのは相互信頼の精神に欠けている、の三点を申し入れた。さらに安井長官のこれにたいする回答について二一日のスト権委員会で討議した結果総評側は、①審議会の公益委員は労働法学者を中心にする、②労、使、公益の各側から代表幹事をだし、幹事会で意見の一致をみたものを取りあげることによって、実質的満場一致制をとる、③総評推薦の公益委員を何名か任命する旨の確約をとる、の方針で安井長官との話合いをすすめることをきめた。しかし話合いは難航し、九月一七日には岩井事務局長は、政府が公益委員の人選を一方的にすすめていること、また文部省が日教組の倫理綱領を理由に会見を拒否していることなどを理由に、「政府がこのような態度を改めない限り、今後話合いを放棄する」との談話を発表するにいたった。

しかし九月三〇日ついに安井・岩井会談で公益委員の選任につき了解が成立した。総評は一〇月四日労働側委員の名簿を提出し、政府は、次にしめすような公益委員八名、労使各側委員六名、計二〇名の審議会委員を任命した。

【公務員制度審議会委員】［公益］前田義徳（ＮＨＫ会長）、今井一男（国家公務員共済組合連合会理事長）、岩淵辰雄（評論家）、三宅太郎（早大教授）、山内一夫（学習院大教授）、石川吉右衛門（東大教授）、氏原正治郎（東大教授）、有泉亨（東大教授）

［使用者側］　竹内寿平（法務事務次官）、村上孝太郎（大蔵大臣官房長）、吾孫子豊（前国鉄副総裁）、曾山克己（郵政省人事局長）、降旗徳弥（全国市長会長）、田中義男（全国都道府県教育委員長協議会会長）

［労働者側］　岩井章（総評事務局長）、宝樹文彦（全逓委員長）、渡会俊誉（全農林委員長）、安養寺俊親（自治労書記長）、槇枝元文（日教組書記長）、菅原栄悦（全官公議長）

第一回会合

だが、委員の任命はみたものの、翌五日の政府と総評の第三回定期会合で日教組と文相との話合い問題について了解がつかなかったために、総評は審議会が開かれても出席しないとの態度を表明し、審議会の発足は困難となった。そこで橋本官房長官は岩井事務局長と折衝し、一一月一日の午前に日教組と文部省の間で文相と日教組の話合いについての予備折衝を行ない、そのあと審議会の初会合を開くことに意見の一致をとりつけた。しかし、日教組との予備折衝で文部省は、文相と日教組の間の継続的話合いについてなんらの約束をも行なおうとしなかったため、総評側委員会は審議に出席せず、公務員制度審議会の第一回会合は総評側委員欠席のまま開かれた。

一一月一日の審議会の第一回会合は、会長に前田義徳委員を選出したのち、佐藤首相から次の二項目について諮問をうけ、その後、運営小委員会の設置、議事運営について協議した。

【諮問】　一、国家公務員、地方公務員および公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項について貴会の意見を求める。

一、ＩＬＯ関係法律中国会修正により施行を延期された規定については、早急に貴会の答申をえたい。

折しも国会で政府と与党は日韓条約案件を通過させるために全力をあげていたが、一一月二日佐藤首相は文相に対して「公務員制度審議会に総評側委員を出席させるためにも、できるだけの努力をして欲しい」と要望し、中村文相もこの意をうけてこれまでとは態度を変え、衆院日韓特別委員会で日韓条約案件が強行採決される一一月六日、日教組との間に第二回目の話合いを行ない、「憲法第九六条の精神に則り、憲法の諸原則及び教育基本法を共通の土俵として、文部大臣のイニシアにより合意の上、年数回の話合いを行う」ことに意見の一致をみた。こうして日教組と文相との話合いが五年ぶりに再開されることになっただけでなく、総評は公務員制度審議会の第二回会合から出席することになった。

これより先、総評は公務員制度審議会について、一〇月六～七日の第二九回臨時大会で「審議会は官公労働者の団結権、交渉権、スト権等労働基本権の問題を審議し、先進工業国にふさわしい国際水準による新しい労働慣行を確立するものであり、決定的な力関係の反映による労使対決の場であり、今後の官公労、民間を問わず重要な役割を果すものである」と評価し、スト権奪還委員会の中に公務員制度対策委員会を設けて十分な対策をねることをきめていたが、一一月一六日の対策委員会では、①政府は審議会の答申を尊重すべきである。②六六年六月一四日の条約発効の期日にとらわれることなく基本権の問題を先議する、との態度を決定した。

審議の経過

公務員制度審議会の第二回会合は一一月一八日に開かれ、ついで年内に第三回（一二月一日）、第四回（一二月二〇日）の会合が開かれたが、これらの会合は議事運営と審議のすすめ方の問題を協議することでおわった。これらの協議をつうじて、公益、労、使の各代表一のほか前田会長、今井会長代行の五人で運営小委員会が設けられ、総評側の主張を考慮して、小委員会の

採決は全員一致制を目標とするよう努力することが確認されたが、総会については公務員制度審議会令に定められたとおり多数決制をとることにきまった。また総評側は、首相の諮問が労働基本権については「意見」を求め、八七号条約関係国内改正法の棚上げ部分については「答申」を求めているが、政府は審議会の答申を尊重する気があるのかとただしたのに対して、政府側は、「意見も答申も同じで、答申を尊重する」と答えた。このあと棚上げ部分を先議するか、総評側が主張するように基本権問題を先議するかで、労使のはげしいやりとりが行なわれ、結局結論がでないままに、問題は翌年にもちこされた。

第五回の審議会（六六年一月一二日）ではこのゆきづまりを打開するため、前田会長が、議題の順序の問題を一時棚上げし、首相が諮問した事項の「問題点を研究する」という妥協案をしめし、労使双方が了承してただちに研究にとりかかって、各省庁の担当官が、職員団体に関係ある現行法ならびに改正法棚上げ部分を説明した。ひきつづき一月二四日の第六回会合では労働側がこれについての労働側の見解を説明した。説明の要点は、①官公労職員の団結権を八七号条約にそうようにするためには国公法、地公法などをやめて法体系を労組法一本にすべきだ、②官公労の組合については単一のものにも連合体にも無条件で法人格を与えるべきだ、③(イ)組合の団結行為を完全に認めるためには不当労働行為の規定が必要であるが、国公法、地公法、公労法、地公労法にはそれがないか、あっても不十分である、(ロ)労使関係は労使の協定や慣行によるべきで、法令で制限することは慎むべきである、の三点であり、さらに労働側は、警察官や消防署員の団結権を認めるべきであり、管理職の範囲は法令できめるべきでないなどの点をあげて、改正法の棚上げ部分は不適当であると主張した。

なおこの間、一月一〇日に岩淵公益委員が委員を辞任し、かわりに斎藤忠（ジャパンタイムズ論説委員長）が任命された。

これにつづいて第七回（二月七日）、第八回（二月二三日）、第九回（三月九日）、第一〇回（三月二八日）の会合では、「争議権等について」労使双方の説明と質疑が行なわれた。労働側は、公務員の争議が禁止された昭和二三年以前の状態にもどすべきだと主張し、使用者側はこれに反対して、双方の委員の見解は対立したままなので、三月二八日には総会を中断し、運営小委員会を開いてその後の審議のすすめ方を協議した結果、つぎのような集約を行なった。すなわち「憲法上、公務員等の争議権の取扱いは、労働者団体所属員の勤務状態その他に関する立法政策の問題であり、争議権について禁止あるいは制限するものと、然らざるものについては検討をつづけることとして、今後は一応、争議権の論議の前提となる公務員等の団結およびこれに結びつく団体交渉のあり方について検討をすすめたい。」こうして審議会は次回から事実上、棚上げ部分の審議に入ることになった。

第一一回の会合は四月一一日に開かれ、「公務員の団結と団体交渉のあり方」について審議した。使用者側は、①労働基本権は、公共の福祉などによってある程度制限される相対的な権利である、②公務員の勤務条件は、国民の意志によって決定されるもので、その職員団体には民間労組のような協約締結権はない、③職員団体の登録制は八七号条約の精神に沿ったものだ、などの点を主張した。これに対して、労働側菅原委員（全官公）は、①関係国内改正法の棚上

げ部分のうち、条約に抵触する部分は条約発効までに改正すべきである、②組合員の範囲をひろげて、職員でない役員をふくめるべきだ、③職員団体の登録制度については、登録の取消しを裁判所に訴えることができる制度をつくるとともに、職員団体の連合体も登録できるようにすべきだ、と主張した。そしてこれらの問題について、第一四回会合にいたるまで三回にわたる会合（四月二五日、五月一一日、五月一九日、）で論議が重ねられたが、労使のあいだに歩み寄りの気配はみられなかった。

期日の切迫と審議の促進

こうしてＩＬＯ八七号条約関係改正国内法の棚上げ部分に関する問題点のうち、「登録制度」と「構成員の範囲」にわずかにふれたものの、「職員団体の目的」、「管理職の範囲」、「在籍専従」、「交渉方式」については審議をみないまま、条約発効の期日は一ヵ月足らずの後に迫ることとなったが、こうした事態をむかえて政府、自民党は、「棚上げ部分について一年以内に審議会が結論をださない場合は、政府が措置してよいことに、自民、社会、民社三党間で申合せができていたはずだ」と主張しはじめ、「三党申合せには一年以内に結論をだすとは明記していない。政府はあくまで審議会の答申を待つべきだ」とする社会党、民社党や総評、同盟側の主張を無視して、棚上げ部分の施行を一方的に強行しかねない態度を明らかにしはじめた。このことに危険を感じた総評は、五月二五日、棚上げ部分の施行を審議会の答申がえられるまで延期すること、政府が施行を強行する場合は、審議会からの労働側委員の総引揚げ、抗議ストも辞さないとの強い態度を政府に対して伝えるとともに、審議会で意見の一致した部分の分離施行を認めることを示唆し、また社会党も同日一方的施行の動きに反対する申入れを行なった。しかし、他方かねてより、「条約発動までになんらかの結論をだす」とたびたび発言していた審議会前田会長は、五月一七日以後とくに公益委員だけの会合を聞き、二八日には公益委員だけの会合で、「安井総理府長官から審議促進の要望があった」旨明らかにして、以後公益委員だけの会合を頻繁に開いて見解のとりまとめを急ぐことをきめた。

こうして、五月三〇日に開かれた第一五回の審議会は、問題点のうちこれまでふれずにきた各項目にもふれるとともに、このあと前田会長は労、使の各側代表と個別に会談しつつ、大急ぎで答申の原案作成にむかった。この間、ジュネーヴ滞在中の原口ＩＬＯ理事からは、二八日ＩＬＯ事務局が同氏に対して非公式にではあるが「公務員制度審議会での政府と労働側の激突をさけ〃棚上げ部分〃の施行の時期が延びてもいいから一致点を見出して欲しい」と要望したとの連絡が、岩井総評事務局長にあり、六月二日には国際自由労連ベクター書記長は佐藤首相にたいして、一方的な政令の施行はドライヤー報告の趣旨にもとる、労使双方が合意に達するまで忍耐強く努力することを期待する、という内容の書簡をおくった。しかし自民党政調会の各部会と調査会は六月三日、棚上げ部分を条約発効と同時に施行することをあらためて決定し、つづいて全国知事会など地方自治六団体代表で構成する地方自治確立対策協議会も四日会合を開いて、全面的同時施行の要望をきめて、政府、自民党をバックアップした。

答申の作成

答申の原案作成にあたって、公益委員の中でも意見の根本的対立があると伝えられ、その調整にてまどったが、六月一〇日に開かれた運営小委員会の席上、前夜に公益委

員がまとめた、次のような「答申案の要領」が示された。

【答申案の要領】　一、未施行規定の取扱いに対する当審議会の意見は、在籍専従に関する規定を除き、四一年六月一四日に施行することもやむを得ない趣旨のものとする。

二、答申の理由は次の通りとする。①職員国体の構成及び登録制度に関する規定は、ＩＬＯ八七号条約との関係において、現行法制と比較して相対的に改善されていると認められること。②職員団体の交渉に関する規定は、交渉を正常化するために一応やむを得ないものであると認める。③在籍専従制度に関する規定は、実情掌握が十分でなく、かつその適用に二年間の猶予期間があることにかんがみ、この際施行を見合わせるのが妥当であると認められること。

三、答申に付帯して述べる意見は次の通りとする。①登録されない職員団体が当局に交渉を求めた場合において、実際上合理的な理由がない限り、当局側がこれを拒むことがないことを期待するものであること。②管理職等の範囲を決定する人事院、人事委員会、公平委員会等の行政機関は管理職の範囲に関する規定が職員団体の自主性に直接関連する制度であることにてらし、実態に即して慎重に決定すべきものである、とすること、③職員団体の交渉に関する規定は、職員団体のための十分な救済制度がない以上、当局側が交渉に関する規定を形式的に理解し、不当に交渉を制限しないよう希望するものであること。

四、当審議会の今後の審議に関する方針は次の通りとする。①基本事項と合わせ、未施行規定も審議の対象とすること。②在籍専従制度に関する規定の取扱いを検討すること。

五、各委員の意見が一致しまた一致しつつある点は次の通りである。①労働基本権の取扱いは、憲法上労働者団体所属員の勤務状態に関連する立法政策の問題であること。②国家公務員法、地方公務員法にはＩＬＯ条約に違反する部分のあること。③登録された職員団体のみが法人格を取得することができ、登録されない職員団体は法人格を取得できないとされているが、このような制度には問題があるので別途検討すること。

これまで労働側委員は公益委員の良識にかなり期待をかけていたといわれるが、それだけに、「裏切られた」という気持が強く、この答申案の「要領」に対しては強く反発した。公益委と労、使それぞれの側との話し合いが一二日まで続けられ、一一日には労使がそれぞれ次の対策を運営小委員会に提出したが、結論がでないままに終わった。

【労働者側対案】　一、未施行規定の取扱いに関する当審議会の意見は「職員団体の登録」および「法人たる職員団体」に関する条項のみ昭和四一年六月一四日に施行し、他の条項はその施行を見合わせることが妥当であることとする。

二、答申の理由は次の通りとする。①「職員団体の登録」および「法人たる職員団体」に関する条項については、ＩＬＯ八七号条約に抵触する部分を含むことを政府が明確にし、かつ当審議会もその審議を尽したものであること、②他の条項については、いぜんとして当審議会の審議と問題点についての実情掌握が十分でないこと。

三、答申に付帯して当審議会が述べる意見などは次の通り。①職員団体の登録に関する条項については、自治体を越える職員団体、適用法律を越える職員の職員団体についての登録ならびに構成員の範囲について「主たる構成員を職員とする」ことを認めることは「結社の自由」の趣旨から当然であり、法の適用にあたって慎重に配慮されるべきである。②また「法人たる職員団体」に関する条項については、登録されない職員団体の法人格取得について、すみやかに立法措置をとるべきこと。

四、審議会の今後の方針は次の通りとする。①基本問題と合わせて改正法全般にわたり、さらに今後審議を尽すものとする。②とくに未施行部分についてはすみやかにその答申をおこなうよう努めるものとする。

【使用者側の対案】　一、未施行規定の取扱いについては、昭和四一年六月一四日に全面的に施行すべきものと考える。

一、その理由は、この規定はＩＬＯ八七号条約批准を機会にこれと関連して国内官公労働法制の整備を図り、国民全体の信頼の基礎の上に立った官

公労使関係の安定状態をもたらすための最低の保障規定と考えるからである。さらに六月一四日の条約発効に当り、未施行規定の実施を一部のばすことは、この規定全体がいずれも正常な官公労使関係の確保のために、相互に関連し合う性質のものであり、また条約発効後における労使関係の不安定を招くことを防止するために一日も空白状態にすることが許されない点から賛成しがたい。

一、今後、当審議会において基本問題を審議するに当って、いわゆる未施行規定にふれることについては、われわれもこれを拒否するものでない。

答申の内容と棚上げ部分の施行　これらの対案をもとに公益委員は第二次答申案をまとめ、労働側と懇談を重ねた結果、労働側は「管理職の範囲」について再棚上げを認めるなら、「交渉方式」については再棚上げの主張をとり下げてもよいとかなり弾力的な態度をみせたが、この点について使用者側が強く反対して譲らなかった。このため調整が不可能となると、会長は会長職権で一三日午前三時審議会の第一六回総会を開き、労働側が欠席のまま、公益委員がまとめた最終案をそのまま答申することを議決し、同日中に会長から佐藤首相に答申するとともに、前田会長は辞意を表明した。答申の骨子は、公益委員が一〇日にまとめた第一次答申案の内容に多少の修正を加えたものであったが、「在籍専従の制限」だけを再棚上げし、その他の部分は施行するという大筋は変っていなかった。答申のうちＩＬＯ八七号条約関係改正国内法の棚上げ部分の取扱いに関する部分は次の通りである。

【未施行規発の取扱いに関する意見】　未施行規定の取扱いについては、審議の過程および内容において、労働側委員と使用者側委員との間に意見が対立した。その審議の結果においても、使用者側は未施行規定全部の一括施行を強く主張し、労働側委員は全面タナ上げを主張しながらも、完全な形においては意見の一致をみるに至らなかったが、現時点において考察するとき、当審議会は、当面つぎのごとき判断の下に、在籍専従制度に関する部分を除き、未施行規定を昭和四十一年六月十四日に施行することとするのはやむを得ないものと認める。

①職員団体の構成および登録に関する規定については、ＩＬＯ八十七号条約との関係においては、現行法制と比較して、おおむね相対的に改善をもたらすものであると認められる。

なお当審議会は㋑登録されない職員団体が当局に交渉を求めた場合においても、実際上、合理的な理由がない限り、恣意的に当局がその求めを拒むべきでないこと㋺管理職員等の範囲の決定については、人事院等の当該行政機関は、管理職員等に関する規定が職員団体の自主性の確保に直接関連する制度であることに照らし、職務の実態を十分に把握し、慎重にこれを行うべきものであること㋩職員団体の登録の切換えにあたっては無用の混乱を生じないように配慮すること㋥登録されない職員団体も法人格を取得することが出来るように、政府においてすみやかに措置すべきであると強く希望するものであることを付言する。

②交渉に関する規定については、交渉が事実上必要な行為であることを認める立場において、職員団体の交渉を正常化するために一応やむを得ないものであると判断される。ただ、当審議会は、職員団体のために十分救済制度がない以上、当局がこれらの規定を形式的に理解し、職員団体の交渉を不当に制限することがないようにこれらの規定を運用すべきものと考える。

③　在籍専従制度に関する規定については、実情の把握が十分でなく、かつその適用に二年間の猶予期間があることからいって、この際は、その施行を見合わせるのが妥当であると思われる。

ただし、当審議会は、在籍専従制度に関する規定については、当審議会が早急に答申を行うことを要請されていることにかんがみ、その施行を延期する期間については、とくに留意することとする。

なお、当審議会は、未施行規定をも、基本事項とあわせて今後引続き審議の対象とすべきであり、したがって、未施行規定の当否に関する当審議

会の意見は、後日なるべくすみやかに逐次答申する予定であることを申し添える。

この議決と答申の強行の事態に接して、欠席した労働側六委員は声明を発表し、終始棚上げ部分の全面施行を主張して事態を混乱させた使用者側委員を非難するとともに、会長の申入れに応じて労働側が交渉規制の問題について譲歩したにもかかわらず、この案を成立させ得なかったのは公益委員の不信行為で、審議会はその能力を失ったものだと評価し、棚上げ部分は二点をのぞいて八七号条約批準にともなうまったくの便乗改悪であって、これが強行されれば八七号条約批准によりかえって結社の自由が大きく侵害されることになったとのべていた。また総評、同盟もともに声明を発表し、前田会長との約束が果されなかったと会長不信をのべ、総評は「答申を認めない」といい、同盟は「非民主的な暴挙」であると攻撃した。総評はさらに一三日午後スト権奪還特別委員会を開いて協議した結果、①審議会の答申は無効であり、前田会長らが辞意を表明した以上、審議会は事実上解散した、②七月の大会をメドにスト権奪還闘争の長期展望を再検討する、などの方針をきめ、一四日は日比谷で公労協、自治労、日教組など約一万を集めて抗議集会を開いた。

しかし政府は、一三日夕刻の持ちまわり閣議で、答申通りＩＬＯ条約の発効する翌六月一四日から「在籍専従」を除き、棚上げ部分を一括施行するとの政令をきめ、「在籍専従」に関する条項については、その実施を六ヵ月延期し、その間に審議会でさらに検討して答申することを決めた。

VIII 政治的大衆行動

概要□**原潜寄港反対闘争**＝＝現地共闘成立／第三次入港／第四～八次入港／原潜横須賀入港／**日韓会談反対・日韓条約批准阻止闘争**＝＝日朝協会のよびかけによる統一行動／総評「共闘」再開に反対／一日共闘／社会党・総評、共闘で確認／九・一二統一行動／「一日共闘」の拡大強化／「共闘」をめぐる労組の動き／日韓条約批准国会の内と外／**ベトナム侵略戦争反対運動**＝＝全国・中央実行委の反対運動／六・九「一日共闘」／ベトナム戦争反対四〇〇〇万署名／ベ平連、反戦青年委／ハノイ爆撃抗議の統一行動／**メーデー**／第三六回メーデー／第三七回メーデー

概要

この期の政治的大衆行動は、ベトナム侵略反対にはじまり、なかごろは日韓条約批准阻止に重点がおかれ、その後ふたたびベトナム侵略反対に焦点が移っていった。もちろん、この間に、その他の政治的課題――米原潜寄港阻止、物価値上げ反対等の生活と権利の擁護、小選挙区制反対、沖縄、小笠原返還など――をめぐる独自の闘争も行なわれた。だが、持続的に、全国的な闘争としてもりあがったのは、日韓条約反対とベトナム侵略反対の闘争であった。むしろ、すべての政治課題が日韓、ベトナムを軸としてたたかわれたといった方がよい。

ところで、これらの政治的大衆闘争の中心になったのは、社会・共産の両政党、総評、中立労連などの労組、民青、社青同などの青年団体であったが、これらの諸団体の間には、日韓・ベトナムをはじめ、その他の政治課題についても、基本的な点で見解の不一致はなかった。にもかかわらず、これらの闘争は、完全な統一行動として行なわれなかった。なによりも、中央段階で共闘組織が、社会党・総評系の「全国実行委」と共産党系の「中央実行委」の二つにわかれていた。この二つの実行委は、ほとんど共通の要求をかかげながら、くり返し別箇に集会やデモを組織した。

だが、この期に、両実行委の間の「共闘」が一歩前進したことを見落すわけにはいかない。すなわち、原潜寄港反対闘争では、佐世保、横須賀の現地で両実行委の連絡会議が設けられ、同一集会、同一デモが実施された。また日韓会談反対闘争では、早い段階に日朝協会の主催という形ではあったが、中央での社・共の統一行動が実現した。これは総評の反対で一時中断したが、六月九日の「ベトナム侵略反対国民行動の日」を機に「一日共闘」が成立し、このあと日韓闘争のなかでは、両実行委共催の統一集会がくり返し開かれるまでにいたったのである。

しかし、「安保共闘」の再開を要求していた共産党と、「一日共闘」の強化を主張し、安保共闘の再開に反対する総評、社会党のへだたりは依然として大きく、しかも総評や社会党の内部には「一日共闘」にさえ批判的な勢力があることも無視できない。

1　原潜寄港反対闘争

現地共闘成立

一九六四年一一月一二日、シードラゴン号が佐世保に入港したのを最初として、アメリカの原子力潜水艦は、あいついで日本に寄港した。これにたいし、中央段階での反対闘争は、社会党、総評、中立労連、社青同、護憲連などの「原潜阻止全国実行委員会」（以下、全国実行委と略称する）と、共産党、民青、平和委員会、労組、地域安保共闘が結集した「米原潜『寄港』阻止中央実行委員会」（以下、中央実行委と略称）とにわかれ、別々に行なわれた。しかし、横須賀、佐世保の現地では、両委員会の間に連絡会議が設置され、いわゆる「現地共闘」が実現した。すなわち、横須賀においては、六四年一一月一八日に全国実行委と中央実行委、それに現地の「原潜阻止横須賀実行委員会」（社、共、地区労で結成）の三者の間で連絡会議が設けられ、同一集会・同一デモによる阻止行動を行なうことを決定していた。佐世保では、これよりおくれ、六五年二月一日、原潜の二度目の入港を翌日にひかえて、ようやく次のような「共同行動の覚書」が、全国・中央両実行委の現地闘争本部の間でとりかわされ、「あらゆる反原潜勢力を結集して、共に闘うことを誓う」との共同声明が発表された。

〔共同行動の覚書　（六五・二・一）〕　原潜阻止全国実行委員会佐世保現地闘争本部と米原潜寄港阻止中央実行委員会佐世保現地闘争本部は、米原潜シードラゴン号の佐世保寄港という緊急事態にあたり、両実行委員会は佐世保現地における双方の共同行動が、原潜阻止闘争を大きく発展させるため必要であるとの見解のもとに、双方友好的に話し合いを行なった結果、緊急時における共同行動の展開について次のような意見の一致をみたのでここに覚書を作成する。

①寄港緊急時における共同行動を展開するにあたり、その具体的な行動計画および戦術を調整し、闘争をより効果的に推進するために、双方の代表により連絡会議をもつ。

但し、この連絡会議は佐世保現地での緊急時における共同行動およびその戦術の調整のためのものであり、将来にわたる両実行委員会の共闘について話合う機関ではない。

②この連絡会議は双方五名ずつをもって構成する。

③双方は佐世保現地での緊急時における連絡会議の申合せによる共同行動は、両実行委員会佐世保現地闘争本部の共催で行なうことを確認する。

④双方は共同行動の展開にあたり、共同で指揮をとり、その所属する団体の行動についてそれぞれ責任をもつ。
⑤双方は連絡会議で協議し、申し合わせたことは誠意をもって履行し、厳守する。
⑥共同行動の諸費用は、双方が折半して負担する。
⑦決定事項の対外発表は統一してこれを行なう。

早速、同日午後六時から、全国・中央両実行委共催の最初の統一集会が、佐世保市内松浦公園で、約一〇〇〇名（主催者側発表、以下同様）が参加して開かれた。翌二日スケート型原潜・シードラゴン号の入港をむかえて、朝八時から八〇〇名の労組員らが干尽（ひづくし）埠頭に集まり、「原潜入港抗議集会」を開いた。一方、海上でも、両実行委が統一して漁船一〇隻を出し、海上デモを行なった。抗議集会のあと、社・共両党国会議員、全国・中央両実行委員会の代表を先頭にデモ行進が行なわれ、午前の抗議行動を終わった。午後からも、吹雪をついてデモが行なわれ、佐賀など近県からかけつけた人たちも加えて三〇〇〇名が参加した。翌三日、小雪がちらつく中を、西日本を中心に全国各地から集まった代表を含めて、約一万二〇〇〇名が参加して「原潜寄港に抗議する西日本大集会」が松浦公園で開かれた。集会では、社・共両党、総評代表などが一致して「今日の統一行動を出発点に全国的な闘争をもりあげ、原潜を追いはらおう」と決意を述べ、日米両政府と佐世保市長にたいする抗議決議のあと、全国民に、原潜寄港反対、日本の核武装阻止、日韓会談粉砕、米軍基地撤去、南ベトナム人民の闘争支持などの統一行動の強化をよびかけて「佐世保アピール」を採択した。

ついで翌四日（二回）、シードラゴンが出港した五日と連日現地では、佐世保、長崎をはじめ西日本各地から集まった約二〇〇〇名によって統一抗議集会、デモ、ビラまき、署名運動などが行なわれた。この間、二月一日に東京で中央実行委主催の「米原子力潜水艦寄港阻止、日韓会談粉砕、安保共闘再開要求2・1緊急中央集会」に一万余名が参加したのをはじめ、二日夜横須賀で二〇〇〇名、尼崎一〇〇〇名、長崎五〇〇名、宮崎県では社・共・地区労の三者共催で県下一一地区で抗議集会が開かれた。三日には、東京で全国実行委主催の「原潜阻止・日韓会談反対中央集会」が開かれ、富山、石川、新潟などの地方代表も含めて約一万名が参加した。五日には、中央実行委のよびかけで、関東各県下四七団体共催の「原潜阻止、統一促進のための2・5緊急横須賀集会」が開かれ、四五〇〇名が参加して「統一のよびかけ—安保共闘をすみやかに再開しよう」とのアピールを発した。

第三次入港

五月二五日、核兵器積載用として建造されたといわれるスキップジャック型の原潜スヌーク号が佐世保に入港した。二四日、この三度目の原潜寄港を知って、社・共両党および総評は、それぞれ抗議声明を発表し、全国・中央両実行委は現地への緊急動員を決めた。こうして、現地では二四日から、出港日の二九日まで、連日次のような、全国・中央両実行委の統一した抗議行動がつづけられた。

・五月二四日　「ベトナム侵略戦争反対、米原潜寄港阻止佐世保緊急集会」、松浦公園、五〇〇名参加。
・五月二五日　午前八時全国実行委・中央実行委がそれぞれ抗議集会を開いたあとデモを行ない、途中で合流して市役所までデモ、市長に抗議、六〇〇名参加。午後、統一抗議集会のあと基地へ向けてデモ、基地司令官に原潜即時帰れ、アメリカはアジアから手を引け

などを要求。

・五月二六日　雨の中を一日中市民に訴えるビラ配りや署名活動を実施。

・五月二七日　「原潜阻止・ベトナム侵略反対佐世保大集会」、九州各県を中心に横須賀、東京など各地の代表もまじえ約一万四〇〇〇名が参加。社会党大柴国民運動局長、共産党伊井書記局員らの決意表明のあと、佐藤首相あての①原潜寄港拒否、基地撤去、②ベトナム侵略の中止、③安保条約破棄などを要求する決議文、米大統領あての①スヌーク号撤退、②ベトナム侵略中止、ベトナム問題はベトナム人にまかせよ、③アメリカ侵略軍を全アジアから撤退させよなどを要求する抗議文を採択。さらに、「安保闘争の経験に学び、いまこそ安保闘争を上まわる大統一行動に発展させるよう米海軍基地佐世保から全国民の皆さんによびかけます」との「国民へのアピール」を採択した。このあと全員が米軍基地の前までデモ行進し、三〇分にわたって基地前にすわりこんだ。

・五月二八日　松浦公園で統一抗議集会のあとデモ、約一〇〇〇名が参加。

・五月二九日　六度目の統一抗議集会のあと基地を一周し、干尽埠頭までデモ、追い出し集会、五〇〇名参加。

東京では原潜入港日の五月二五日、中央実行委の主催で「米原潜佐世保入港抗議、ベトナム侵略反対、ドミニカ武力干渉反対、日韓会談粉砕、汚職と腐敗の東自民党都政糾弾、安保条約破棄、安保反対国民会議再開要求全国統一行動五・二五中央集会」が開かれ、約一万五〇〇〇名が参加した。集会は、「米原潜佐世保入港抗議」など三つの決議と安保共闘再開を訴えたアピールを採択した。

一方、全国実行委も二六日、東京で「原潜寄港阻止緊急中央抗議集会」を開き、雨のなかを三〇〇〇名が参加した。集会は社会党、総評代表の決意表明のあと米大統領と佐藤首相にあてた抗議文を採択し、「われわれは反戦平和のために断固たたかう」との宣言を発した。このほか、二八日には横須賀で、原潜阻止横須賀実行委の主催で、社共の統一集会「原潜日本寄港抗議五・二八横須賀大集会」が二次にわたって開かれ、関東各県から延三〇〇〇名が参加した。

第四～八次入港

四度目の入港は、八月二四日に行なわれた。核ロケット魚雷「サブロック」を装備できるスレッシャー型のパーミット号である。現地、佐世保では、二三日社・共両党と地区労の話合いの結果、前回にひきつづき共同行動を行なうことで基本的に一致し、ただちに同日から抗議集会、デモ行進、ビラ配りなどがはじめられた。同日から出港日の二八日までに佐世保で行なわれた抗議集会の参加人員はつぎのとおりである。二三日夕一五〇名。二四日朝五〇〇名、同夕一五〇〇名。二五日夜市内七カ所で演説会、各会場の聴衆二〇～四〇名。二六日「ベトナム侵略反対、日韓条約批准阻止、原潜寄港に抗議する佐世保大集会」九〇〇名。二八日五〇〇名。

また、東京では二六日に全国実行委主催の「原潜寄港阻止、ベトナム侵略反対、日韓条約批准阻止」の緊急中央集会（約一万名）、二七日には中央実行委主催の「米原子力潜水艦佐世保寄港抗議、日韓条約批准阻止、ベトナム侵略反対、八・二七緊急中央集会」（一万名）が、それぞれ開かれた。また、二二日から開かれていた第一一回日本母親大会の参加者一万名も、原潜寄港に抗議し、会場から九〇名の抗議団を選び、アメリカ大使館と政府に抗議した。

第四次まで原潜の日本寄港はほぼ三ヵ月おきで、寄港期間も三～五日に過ぎなかった。しかし、一一月末の第五次から六六年一月の第八次まで、わずか二ヵ月の間に、原潜の佐世保寄港は四回もくり返され、寄港期間も一週間から一〇日近くまで延長された。これにたいし、現地では、次のように反対運動がねばり強く行なわれたが、しだいに動員数は減少し、中央実行委と全国実行委の共闘にも足並みの乱れが見えた。反面、第一次原潜入港の際結成された原潜寄港反対佐世保市民会議（社会、民社、地区労、同盟などで結成）が、これまでになく活発な反対行動を行なった。

〔第五次入港（一一月二四日～一二月二日）シードラゴン号に対する反対運動〕一一月二三日緊急抗議集会（両実行委）一〇〇余名。二四日統一抗議集会三〇〇名。佐世保市民会議三〇〇名、市長に抗議のあと市内をデモ。午後、島瀬公園で原潜寄港反対市民集会、そのあと婦人五〇〇名が参加してエプロンデモ。二五日市民会議主催「原潜寄港に抗議する市民大集会」五〇〇名参加。二六日両実行委主催「日韓条約粉砕・ベトナム侵略反対・米原潜寄港に抗議する佐世保大集会」三〇〇名参加。二八日両実行委主催「原潜阻止・日韓条約粉砕・ベトナム侵略に抗議する大集会」全九州から約五〇〇名参加し「日本の民主主義と平和を愛するすべての国民が堅く団結し、安保闘争を上まわる大統一行動をもってたたかうことを現地から訴える」との佐世保アピールなどを採択。漁船一〇隻による海上デモ、大集会から選ばれた代表一〇〇名が参加。一二月二日両実行委主催「原潜追い出し集会」三〇〇名参加。

〔第六次入港（一二月一四日～一九日）サーゴ号にたいする現地の反対運動〕一二月一三日緊急抗議集会（中央実行委）一〇〇名。市民会議は市長に寄港拒否を要請。緊急抗議集会（反戦青年委）。一四日両実行委の統一抗議集会（約三〇〇名）。一六日市民会議主催の婦人のエプロン・デモ、中央実行委主催の「米原潜寄港反対、日韓条約粉砕、生活と権利擁護、佐藤内閣打倒、国会解散を要求する佐世保大集会」、スト中の全日自労組合員八〇〇名のほか中央実行委系の民主団体の会員が参加。一八日両実行委主催「日韓条約粉砕、ベトナム侵略反対、日本の核基地化阻止、米原潜寄港に抗議する佐世保大集会」二三〇〇名参加。一九日両実行委の「サーゴ追い出し集会」一九〇名。

〔第七次入港（一二月二〇日～二六日）スレッシャー型の原潜プランジャー号、空母ホーネット号など八隻に対する反対運動〕一二月二〇日中央実行委主催の抗議集会。二二日両実行委の宣伝車一〇台による街頭宣伝。市民会議主催の抗議集会。二四日中央実行委主催の「原潜寄港に反対する佐世保大集会」二五〇〇名参加。二五日反戦青年委主催の抗議集会。二六日両実行委の「追い出し集会」一四〇名参加。

〔第八次入港（六六年一月一八日～二四日）サーゴ号に対する現地の反対運動〕一月一八日中央実行委の抗議集会、七〇名。一九日全国実行委系「原潜寄港阻止青年集会」一〇〇〇名、二〇日市民会議主催「原潜寄港阻止市民集会」五〇〇名参加。中央実行委主催の抗議集会、六〇〇名参加。二四日中央実行委主催「サーゴ追い出し集会」六〇名。

この間、中央では、日韓条約批准阻止を目標に全国・中央両実行委の統一行動がくり返されていた。一一月二三日、中央実行委は全国実行委にたいし、二六日の第三次統一行動のスローガンに「米原

潜寄港阻止」を加えることを申し入れたが、全国実行委は集会の名称やスローガンに「原潜寄港阻止」を掲げることはせず、特別決議で抗議の意思をあらわしたいと回答した。

原潜横須賀入港　六六年一月のサーゴ号以後、原潜の寄港はしばらく行なわれなかった。しかし、五月一六日、アメリカ側が「一八日以降、原潜を横須賀へ寄港させたい」と非公式に申し入れたことが明らかにされた。これにたいし、社・共両党をはじめ、各団体は抗議の意思をあらわし、活発な動きをみせはじめた。五月二五日、全国実行委、中央実行委と原潜阻止横須賀実行委（社・共・地区労）の三実行委は、六四年一一月の共闘の申合せを再確認し、①原潜入港中を通じ、同一集会、同一デモを行なう、②三者連絡会議の構成は、全国・中央実行委現地本部から各二名、両実行委現地本部事務局長各一名、横須賀実行委四名（社一・共一・地区労二）の計一〇名とすることなどを決めた。五月三〇日朝、原潜スヌーク号は、横須賀に入港した。これに抗議する三実行委主催の「米原潜寄港阻止横須賀大集会」は、寄港通告のあった二九日から出港日の六月三日まで、連日連夜八回にわたって開かれ、延べ一万六七〇〇名が参加した（警察庁調べでは、五万二九六〇名）。

五月二九日夕八二〇〇名。三〇日朝一五〇〇名、同夕二万名。三一日夕三万五〇〇〇名。六月一日昼五〇〇〇名、同夕三万五〇〇名。二日一万名。三日朝二〇〇〇名。

なかでも、はげしい雨をついて行なわれた一日夜の集会では、佐々木社会党委員長、野坂共産党議長、全国実行委員会代表の岩井総評事務局長、坂本徳松中央実行委員会代表、林嘉十横須賀実行委員会代表がそろって決意表明を行ない、デモの先頭に立った。なお、中央実行委は二日夕、独自に東京で「米原潜寄港阻止六・二中央決起集会」を開き、一万七〇〇〇名が参加した。またこれよりさき、五月二九日に護憲連合は、「ベトナム戦争反対、憲法擁護」などのスローガンをかかげ、全国各地の基地周辺で集会を開いたが、たまたま、原潜横須賀寄港通告の日と重なったため、事実上の原潜寄港反対集会となった。この日、東京では横田基地に社会党都連、東京地評など一万二〇〇〇名が参加した。このほか、原潜寄港中の横須賀に呼応して、佐世保、広島、名古屋などの各地で抗議集会が開かれた。

2　日韓会談反対・日韓条約批准阻止闘争

日朝協会のよびかけによる統一行動　一九六四年一二月三日、成立して間もない佐藤内閣は、第七次日韓会談を開始した。五一年一〇月の予備会談以来、一〇数年間難航をつづけた日韓会談は、これ以後、急速に妥結の方向にむかい、日韓問題は六五年の最大の政治的争点となった。六五年一月六日、日本側首席代表に高杉晋一三菱電機相談役を任命、一月一八日会談再開、二月六日佐藤・丁会談、日韓会談の早期妥結で合意、二月一七日椎名外相訪韓、二〇日日韓基本条約に仮調印、と会談の進展は急テンポであった。

このような動きにたいして、社会党、共産党、総評などの諸団体は、原潜寄港反対闘争、ベトナム侵略戦争反対運動と結合して日韓会談反対の運動をくりひろげた。大衆行動の中心となったのは、ここでも全国実行委と中央実行委であり、中央段階の運動は二つに分裂していた（中央実行委二・一集会、全国実行委二・三集会、二・一〇集会など――原潜寄港反対闘争、ベトナム侵略戦争反対運動の項参照）

これにたいし、二月四日、日朝協会は要旨つぎのような要請文を社・共両党、総評などに手渡し、運動の統一をよびかけた。

〔日韓会談粉砕の統一行動に関する要請書（要旨）〕　日朝協会は切迫した情勢と重大な事態のなかで、貴政党、団体が国民の先頭に立って日韓会談粉砕、米原子力潜水艦寄港阻止のため奮闘されていることに、深い敬意を表します。しかしこの日韓会談粉砕、原潜阻止闘争が二つに分かれておこなわれていることはまことに残念でなりません。平和、独立、中立、民主主義を願う国民はいまからこの統一行動の展開を切望しており、すでに各地で統一行動がすすんでいます。日朝協会は貴政党、団体が日韓会談粉砕、原潜阻止闘争をすみやかに『安保反対・平和と民主主義を守る国民会議』を先頭に、大きな国民的統一行動として展開するよう、積極的にご努力されることを強く要請します。」

二月一六日、日朝協会のよびかけで社会党、共産党、総評など一四団体の代表が集まり、椎名外相訪韓などの緊急の情勢について討議した結果、「われわれは、佐藤政府が、椎名外相の訪韓をとりやめ、即時『日韓会談』を完全に打ち切り、日朝両民族の真の友好と繁栄、アジアの平和を増進する施策をすすめるよう強く要求するものである」との共同声明を発表し、社・共両党の代議士をふくむ代表が、これを政府に手渡した。ついで、二月二〇日、訪韓中の椎名外相が日韓基本条約に仮調印したとの報に、社会党、共産党、総評、日本原水協、平和委員会、婦団連、民青、全建労、全商工など三六団体は、日朝協会のよびかけで「緊急各界代表者会議」を開き、仮調印の取り消し、会談の即時打切りを要求する「日韓会談粉砕の共同声明」を発表した。この会議はまた、満場一致で、つぎのことを決めた。

① 二月二七日、日比谷野外音楽堂で「緊急各界代表者会議」の主催で、全民主勢力を結集して日韓基本条約仮調印に抗議し、撤回を要求する緊急集会を開く。

② このために二二日、三六団体の代表が集まり具体的な打合わせをする。

③ 総評、中立労連、春闘共闘委員会は二五日　春闘総決起集会、二六日日韓会談粉砕、ベトナム侵略反対の集会を予定している。二七日の集会と調整し、全体として効果をあげるよう話し合う。

二月二七日、日朝協会の主催で「日韓基本条約仮調印破棄、日韓会談粉砕緊急中央国民集会」が開かれ、一万名が参加した。主催者、来賓のあいさつの後、社会党の穂積七郎代議士の国会闘争報告が行なわれた。穂積代議士は、そのなかで、「われわれは日韓会談粉砕のため国会で安保闘争以上の闘争を決意している。国会の闘争は院外の大きな統一戦線の支持なくして達成できるものでなく、今後の日韓会談粉砕のための統一行動を心から期待している」と述べた。ついで、大柴滋夫社会党国民運動局長、袴田里見共産党中央委員会幹部会員らの決意表明、総評のメッセージ朗読のあと、「日韓基本条約仮調印の即時取消しを要求する決議」「朝鮮人民の連帯メッセージ」「大会アピール」が採択された。

このように、日韓会談反対闘争のなかで社・共両党の統一行動は一歩前進した。さらに、三月一〇日、社・共両党、総評、日朝協会の四団体の代表は、当面する日韓会談反対の統一行動について協議

した結果、つぎのような申し合わせを行なった。

一、三月十三日（土曜日）午後一時から東京・日比谷野外音楽堂で日朝協会が主催、社会党・共産党・総評が協力して「日韓会談粉砕緊急中央集会」を開催する。

二、情勢の重大性にかんがみ、四者は、三月二十日から二十七日までの期間を重視し、全国的な統一行動を展開する。

三、三月十三日のスローガンは①日韓会談粉砕　②ベトナム侵略反対　③「三矢計画」の陰謀粉砕　④米原潜「寄港」阻止とする。

四、集会後、国会―新橋―八重洲口までデモ行進をおこなう。

五、十三日の動員目標は最低五千名とし、四者はそれぞれの分野で努力する。

六、十三日以降の統一行動については、十三日の形態をさらに発展させる立場で話し合いをすすめる。」

この申し合わせは実行され、約二〇〇〇名が参加した。

総評「共闘」再開に反対

このあと三月二五日に三度目の統一行動を実施することが予定されていた。しかし、これは総評の不参加のため中央実行委系の諸団体共催の集会となってしまった。この間のいきさつを三月二〇日付「アカハタ」は、つぎのように伝えている。

「この二十五日の統一行動ははじめ共社両党、総評が中心となりすべての民主勢力を結集してベトナム侵略反対、日韓会談粉砕、三矢作戦の陰謀粉砕をかかげておこなわれる予定でした。（中略）ところが十六日、総評指導部は政治部長会議の決定として『安保共闘再開はいますぐ実現できない。実行委員会方式での統一行動も困難である。春闘共闘の態勢をくずしたくはない。中立労連との関係もあるので二十五日の統一行動はできない』との結論を出し、同時に二十七日総評、中立労連の共同主催で独自の集会を開くことを決めました。なお社会党は『残念なことであるが総評が、態度をきめた以上、党として二十五日に総評と別々にやることはできない』という態度を明らかにしました。」

結局、二五日には、原潜阻止、日韓会談粉砕中央実行委（三月九日、原潜阻止中央実行委を改称）のよびかけによる九六団体共催の形をとって「ベトナム侵略反対、日韓会談粉砕三・二五緊急大抗議集会」が開かれ、一万名をこえる人が参加し、「安保反対国民会議再開を要求する決議」を行なった。一方、二七日には、総評、中立労連、東京地評の共催で「日韓会談粉砕・原潜寄港阻止・ベトナムからアメリカ軍の撤退を要求する中央総決起大会」が開かれ、春季闘争の労働者八〇〇〇名が参加した。大会は社・共両党の代表、岩井総評事務局長らのあいさつのあと、「日韓会談粉砕にかんする決議」「ベトナムからアメリカ軍の撤退を要求する決議」「原子力潜水艦寄港阻止にかんする決議」を行なった。なお、ちょうどこの二つの集会にはさまれた三月二六日には、総評青対部、民青、社青同、中立労連、青婦協、東京地評青婦協、全日農青年部、宗青協七団体の共催で「春闘勝利・日韓会談粉砕・原潜寄港阻止・憲法改悪反対全国青年婦人学生統一行動中央集会」が開かれ、全国・中央両実行委に属する青年一万五〇〇〇名が参加した。

三月二九日、共産党中央委員会は「安保反対・平和と民主主義を守る国民会議」の活動再開を求める申入れを社会党、総評、中立労連をはじめとする安保共闘の幹事団体に行なった。これにたいし、四月五日、総評は、四月二日の拡大評議員会および五日の幹事会の決定として、要旨つぎのような回答と申入れを行なった。

「㈠　安保反対国民会議の活動再開については賛成できない。その理由としては次の四点がある。

①四・一七スト問題についてまだ組合員全体として共産党にたいし不信

②安保反対国民会議の構成団体に変化がおこっている。たとえば日本原水協が二つにわかれているが原水協は安保反対国民会議の構成団体であり、国民会議の構成上きわめて複雑な問題がある。

③現在県段階で共闘が再開しているのは三分の一程度で、未再開のところはそれぞれ中央と同様の問題をかかえている。

④総評がまえから主張している「誠意と信頼をもって行動する」ということがまだ保証されている状態にはない。

㈡　安保共闘は再開できないが、情勢の重大性を考え、総評と中立労連が主催し二十日に統一行動を計画しているがこれに協賛団体として参加してほしい。十八日に中央実行委を中心に計画されている集会はとりやめ、二十日の集会に統一してもらいたい。これをやってのち安保共闘で統一行動ができなくとも実際上広範な団体が統一してやれるような条件がうまれると思う。このことは社会党にも申し入れる予定である。」

翌六日、共産党は、総評にたいして要旨つぎのような回答と要望を行なった。

「㈠　二十日の集会の成功を期待し、支持する。しかし十八日の集会をとりやめることはできない。十八日も二十日も、共同の目標でたたかい、互に成功させ、その中で安保共闘再開の条件を育てていきたい。

㈡　総評が安保共闘の再開に賛成できない理由としてあげた四点は、いずれも反対理由にはならないと考える。

①四・一七の誤りについては、すでにわが党は誠実卒直に公然と自己批判をおこなっており、わが党と党員は労働者の利益の実現のために全党をあげて奮闘している。現に共闘している労働者の間で、四・一七問題を理由に共闘しないという声はほとんど聞かない。

②原水協の分裂は原水協の問題であって安保共闘が直接干与すべき問題ではない。

③総評などが反対しているにもかかわらず、三分の一の府県、地域段階では更に多くの安保共闘が再開していることは、労働者、民主勢力の安保共闘再開の要求の強さを証明している。国民会議が活動を再開すれば、直ちに全国的規模で共闘が再開されるであろう。

④共産党はつねに誠意をもって共闘してきた。共闘は異なった団体、個人が共同の要求で共通の敵にあたるものだから、意見の不一致、誤解もありうる。「誠意と信頼」を抽象的に共闘の基準にすると行きすぎになる。

㈢　当面の情勢は安保共闘の再開を強く要求している。ベトナム・日韓・原潜、三矢などはまさに安保条約の発動であり、これらの課題を安保破棄の要求と結合して闘う必要がある。そのためには安保共闘の再開が急務であり、これについて総評の再検討を要望する。」

かくて、四月一八日、二〇日の両者の集会は別個に実施された。また総評・社会党・中立労連などは、二六日にも集会を開いた。それぞれの集会の内容、規模などについては、ベトナム戦争反対運動の項を参照されたい。なお、これよりさき、四月三日には、三大懸案となっていた漁業、請求権、在日韓国人の法的地位の三問題について交渉が妥結し、仮調印が行なわれた。

一日共闘　五月から六月はじめにかけても日韓会談反対の闘争は、ベトナム反戦、原潜寄港阻止の闘争と結合して展開された。なかでも、六月九日の「ベトナム侵略反対国民行動の日」は、いわゆる「一日共闘」方式をあみだし、その後の日韓条約批准阻止闘争にも強い影響をおよぼした（ベトナム侵略戦争反対運動の項参照）。

参議院選挙のさなかの六月二二日、ついに日韓基本条約および諸協定の正式調印が行なわれた。中央実行委は、ただちに、同日「日韓会談本調印抗議・ベトナム侵略反対緊急中央集会」を開いた。集会には一万八〇〇〇名が参加し、「われわれは米日反動勢力にたいして、大多数の日本人民と朝鮮人民の意思をふみにじって妥結された、いかなる条約も取りきめも、いっさい無効であり、われわれは

そい徹底的な粉砕のために全民主勢力の力を結集して断固たたかうことを宣言する」との「闘争宣言」を発した。また、これよりさきの六月一九日、本調印強行の緊急事態にたいし、社会党、共産党、総評など三〇数団体は、日朝協会のよびかけにこたえて集まり「われわれは、ただちに固い団結をもって立ち上がり、日本をふたたび戦争につき落とす『日韓会談』の本調印及び批准を断固として阻止する」との共同声明を発表していた。さらに六月二五日――朝鮮戦争勃発一五周年――には、同じく日朝協会のよびかけで社・共両党、総評をふくむ一五〇団体の代表二五〇名が参加して『日韓会談』粉砕、ベトナム侵略反対、朝鮮戦争挑発抗議のための中央代表集会」が開かれた。代表集会では成田社会党書記長、宮本共産党書記長、安恒総評政治局長ら各団体代表の決意表明のあと、全会一致で宣言を採択した。宣言は、全民主勢力のかたい団結で、「日韓条約」粉砕、ベトナム侵略反対のため断固たたかいぬくとの決意を表明したあと、次のように結ばれていた。

われわれは、いま

一、「日韓条約」粉砕！　「東北アジア軍事同盟」を許すな！

一、アメリカの第二の朝鮮戦争挑発を許すな！

一、ベトナム侵略反対！　ベトナム人民の闘争を支援しよう！

一、日米安保条約破棄！　アメリカ帝国主義は日本、朝鮮、ベトナム、台湾から、全アジアから出てゆけ！

一、アメリカの侵略戦争に協力する佐藤内閣に抗議し、憲法改悪を阻止しよう！

一、全民主勢力の団結をつよめ、アジア・アフリカ、世界人民との連帯を強化しよう！

――を全民主勢力のスローガンとし、安保闘争を想起し、これらのスローガンをかかげ、団結をつよめ、安保を上回る大闘争を展開して、輝かしい勝利をめざし、確信をもってたたかいを強化することを力強く宣言する。

朝鮮戦争の休戦一二周年にあたる七月二七日、六・九につづいて二度目の「一日共闘」が成立した。六・九がベトナム侵略反対の一点で結集したのにたいし、七・二七は「ベトナム侵略反対、日韓批准阻止国民共同行動の日」として、新たに日韓条約批准阻止が共同行動の目標に加えられた。この日、中央集会の会場にあてられた日比谷野外音楽堂には、午後六時と七時半の二回、全国実行委と中央実行委のそれぞれが主催する集会が別個に開かれ、たがいに代表を送ってあいさつを交換した。午後六時からの全国実行委主催の集会には、社会党、総評、社青同など約二万名が参加して開かれた。大会事務局長の大柴社会党国民運動局長は「ベトナムも日韓も一つ、共同行動を今日一日に終わらせてはならない」と経過報告、つづいて社会党代表の山本国会対策委員長は「参院選・都議選における社会党の勝利は戦争、生活、政治の三つの不安を訴えてきた結果によるもの。今後も社会党は〃ベトナム侵略反対・日韓条約批准阻止・経済的危機打開闘争推進本部〃のもとで強力な運動を展開する」とあいさつした。

つづいて開かれた中央実行委主催の集会には原水禁世界大会に出席した四一ヵ国一五〇名の外国代表もまじえ二万五〇〇〇名が参加した。平和委員会、原水協、全国実行委などの代表のあいさつのあと、春日共産党中央委員会幹部会員は「日本人民の力をさらに結集し、統一し、大衆行動として発展させるには、六・九やきょうのような共同行動では不十分である。この形式にふみとどまることなく、これを出発点に巨大な統一行動を発展させよう。世界人民の関心と期待にこたえ、安保共闘を再開させよう」とあいさつした。

社会党・総評、共闘で確認

七月三一日から八月四日まで五日間にわたって開かれた総評の第二八回定期大会、八月一六日の社会党第二六回臨時大会は、いずれも、日韓条約批准阻止、ベトナム侵略反対の闘争を強化するために、「一日共闘」を積み上げていく、との方針を打ち出していた。しかし、その具体的な進めかたについては、社会党と総評の間に、かなりのくいちがいがあることがしだいに明らかになっていった。すなわち、社会党は八月三一日の中執委で、「党大会決定の一日共闘を次の方針で強める。①地方においては独自行動を強めるとともに、党の指導のもとに地方の実情に応じた共闘組織をつくるよう働きかける②中央においては、この地方のたたかいの盛り上りを背景に一〇月一二日の中央集会において共闘組織を提唱する。」との決定を行なった。これにたいし、九月三、四両日の総評社会党員協議会は「共闘について社会党の主体性が確立していない現段階で、共産党を含めた新しい共闘組織を結成することには賛成できない」とし、六日の総評幹事会でも、この方針を確認した。この両者のくいちがいは、再三の意見調整の結果、最終的に一〇月五日、次のような確認事項をとりきめ、決着をみた。

【共闘問題について社会党と総評の確認】　日韓条約批准阻止闘争の重大な段階にあたり、われわれは十月段階においては「ベトナム反戦、日韓条約粉砕四千万署名」を精力的に推進し、原潜阻止、日韓条約粉砕全国実行委員会の組織を通じ、中央、地方のたたかいを一層前進させて、六・九方式による一日共闘を発展させる。

また十一月以降国会における重要なヤマバに際しては、日韓条約批准阻止の一点にしぼって全国民的な力を結集するため、中央実行委員会との連絡調整をふくめ、あらゆる民主勢力との共同のたたかいを発展させるよう努力する。そのため、全国実行委員会は学者、文化人、中央実行委員会などを代表する連絡員によって、たたかいの拡大強化をはかるようよびかける。

なお、一〇月一三日付の「社会新報」は、右の確認事項を解説して、つぎのように述べている。

「確認」で重要な点は、……〃共闘を推進する〃という積極的な立場を明らかにしたことだ。積極的という意味は「一日共闘」を単に「時差集会」にとどめることなく、情勢の緊迫化の度合いに応じ、また大衆闘争の質的、量的な発展に応じて、さらに高次な一日共闘の形態も想定していることである。

第二に……共闘の性格を「安保共闘」のような〃戦略共闘〃ではなく、問題別共闘である点を明らかにした点が重要であろう。

この間、九月二一日に、全国実行委主催の「日韓条約批准阻止・ベトナム侵略反対第一波統一行動」が実施された。中央集会は、日比谷野外音楽堂に約一万名を集めて開かれた。

九・一二統一行動

一方、中央実行委は、これよりさき、八月五日に事務局団体会議（共産党、平和委員会、A・A連帯委、日本ベトナム友好協会、新婦人の会、全学連、民青、全商工、全建労、全損保など一三団体）を開いた結果、九月五日から一二日までを「日韓条約批准阻止・ベトナム侵略反対・生活擁護全国百万人統一行動週間」とすることを決め、「安保共闘の再開をめざし、全民主勢力の統一行動の飛躍的発展への道をきりひらくため、全国各地で名実ともに、〃安保闘争を上まわる〃大闘争を展開するよう」よびかけた。また、これと同時に、中央実行委は「①広範な労組、民主団体および個人を結集し、各都道府県、市、郡、職場、学園、地域に創意ある大衆的な委員会をつくってとりくむ必要がある　②

社会党、県評をふくむ統一行動とするようねばりづよく努力する。しかし当面、共闘が困難な場合は、『よびかけ』にこたえた政党、労組、民主団体で最大規模の動員と闘争をくみ、その後の共闘発展のため下からの大衆的基盤を早急につくりあげることに重点をおく」などを内容とする「統一行動実施要領」を発表した。この呼びかけにこたえて、全国各地で、職場や地域を単位とする大小多数の実行委員会が組織され、「よびかけ」の宣伝、普及・日韓問題の学習会など、さまざまなかたちの準備にあたり、「アカハタ」は連日、各地の活動状況を伝えた。

かくて、この統一行動週間の最終日、九月一二日には、東京をはじめ全国の主要都市で集会が開かれ、この日一日だけで延五〇万名をこえる人が統一行動に参加した。東京、晴海埠頭で開かれた中央大集会には、関東各県の代表も含め五五七六団体、一三万五〇〇〇名が参加し、日韓条約批准阻止、ベトナム人民の闘争支援、小選挙区制粉砕、公安条例撤廃、沖縄集会への激励、の五つの決議と闘争宣言を採択したあと、三つのコースにわかれて都内をデモ行進した。このほか、大阪の関西大集会には五万二〇〇〇名、名古屋の愛知県集会に二万名、北九州市の福岡県集会に五万一八〇〇名が参加した。

このあと一六日に、中央実行委は事務局団体会議を開いて、九・一二の総括を行なうとともに、さらに一〇月一日から一五日までを第二波全国統一行動旬間と定め、ひきつづき安保条約破棄の目標をめざして、日韓条約批准阻止、ベトナム侵略反対、米原潜「寄港」阻止、日本の核武装反対、合理化粉砕、生活擁護、憲法改悪反対、小選挙区制阻止、軍事基地撤去、沖縄、小笠原返還など当面の緊急課題をかかげて闘争を進めることを決定した。さらに、二二日に開かれた、中央実行委の全国代表者会議は、この第二次全国統一行動旬間の闘争方針を決めると同時につぎのような、中央実行委の強化をはかる組織方針を確認した。

①中央実行委は全国百万人統一行動の成果のうえにたって全国的に組織を確立し、安保条約破棄をめざし、当面の諸要求をとりあげ、たたかいを発展強化させる。また九・一二統一行動のなかで結成された全国各地の実行委員会は、全国的な政治的、経済的要求とともに、日常の生活、戦場要求をとりあげ、広範な人民の自発性と創意性にもとづき、機敏な活動を継続的に発展させる統一行動の推進力としての性格をもってきている。

②中央実行委の名称は、そのかかげる課題と任務にふさわしく「安保条約破棄・日韓条約粉砕・ベトナム侵略反対・米原子力潜水艦阻止・軍事基地反対・小選挙区制反対・合理化粉砕・生活と権利をまもる中央実行委員会」（略称・安保破棄中央実行委）と改称する。〔一二月二四日、略称を安保破棄・諸要求貫徹中央実行委とすることに決定した。〕

③中央実行委は大衆の創意性と積極性を最大限に発揮し、機敏な行動を系統的に組織するため、つぎの機構を設ける。

代表委員（二十名以上）、幹事団体会議（道府県実行委、中央・都団体、都内各地区実行委の各代表で構成）

常任幹事会（全建労、全損保、共産党、平和委員会、原水協、民青、全学連、新婦人など二十三団体で構成）　事務局長　事務局次長

④ひきつづき「闘争速報」を常任幹事会で編集発行する。

「一日共闘」の拡大強化

一〇月五日、日韓条約批准のための第五〇臨時国会が召集された。これより前、二日には日朝協会の主催で「日韓条約批准阻止・ベトナム侵略反対清水谷集会」が東京・清水谷公園で開かれ、全国二二都道府県の代表をはじめ、労組、民主団体、貿易業者、宗教者など七〇〇名が参加し、社・共両党の代表の決意表明が行なわれた。同日、中央実行委は第一回常任幹事会を開き、五日を中心に、全国いっせいに

「一実行委一集会」という無数の小集会を開くこと、九、一〇の両日全国各地の市町村、地区段階での中集会、網の目行進を行なうことを確認した。また、全国実行委から要請されていた一二日の「一日共闘」についても検討し、あいさつの交換をすることなどを決定した。

国会召集日の五日、東京では学生八団体（中央実行委系）共催の「日韓条約批准阻止・アメリカのベトナム侵略反対・大学の自治・学問の自由・学生生活擁護・10・5全国学生統一行動中央決起集会」が開かれ、七〇大学八〇〇名の学生が国会請願とデモを行なったほか、安保破棄中央区実行委、同千代田区実行委共催の集会が開かれ、一万名が参加し、社・共両党の代表があいさつを行なった。また、全国実行委は「日韓条約粉砕・ベトナム反戦各界中央代表者総決起集会」を開いたほか、全国実行委系の青年・学生団体も三〇〇〇名が参加して集会を開き、国会請願、デモを行なった。

翌六日と七日、反戦・反合理化のたたかいの強化をめざして、総評第二九回臨時大会が開催された。大会では「共闘問題」に論議が集中し、国労の一部や全日自労の代議員などが安保共闘の再開を主張する一方では、全逓や全電通の代議員は共産党との共闘に反対した。しかし結局は、「一日共闘」の拡大強化という、さきの社会党との確認事項にそった指導部の方針が多数で承認された。

一〇月一二日、社会党は五年前の同日、安保闘争のさなかに右翼のテロに倒れた浅沼委員長を追悼する「浅沼追悼・日韓条約粉砕・ベトナム侵略反対中央集会」を開いた。集会には、全国各地から集まった代表約一万名を中心に一万五〇〇〇名が参加した。佐々木委員長のあいさつのあと、総評の太田議長、共産党の野坂議長、公明党の和泉副幹事長から追悼のことばが述べられた。また、全国実行委の大柴事務局長から、今後の闘争計画について「一一月からは〝一日共闘〟をつよめ、安保を上まわる統一行動を強めていこう」との提案があり、満場の拍手でこれを確認した。

夕方からは、全国実行委の主催で「日韓条約粉砕・ベトナム侵略反対・浅沼記念第二波全国統一行動中央集会」が明治公園で開かれ、地方代表二万名、都内の労働者、学生、一般市民約八万五〇〇〇名、計一〇万五〇〇〇名が参加した。中央壇上には故浅沼委員長の遺影が大きく掲げられ、経過報告のあと、社会党の成田書記長、総評の岩井事務局長、藤井日本山妙法寺山主、日高東大教授ら各界代表の決意表明が行なわれた。このなかで成田書記長は、日韓条約にたいし「われわれが勇敢にたたかうか否かは、まさに民主主義の権利と主権を守り得るかどうかの試金石である」と強調し、また共闘問題について「われわれは、これまで幅広い国民共闘を呼びかけてきたが、この集会の成功を転機に、こんご中央実行委との連絡調整をとりながら、さらにたたかいを高めたい」と述べ盛んな拍手をあびた。このあと、共産党を代表して米原幹部会員のあいさつがあり、「日韓条約の批准を阻止し、佐藤内閣の打倒をかちとる決議」と「浅沼委員長の遺志をつぎ、全民主勢力を結集して安保闘争を上まわる大統一行動を展開し、日韓条約を粉砕する」との「宣言」を満場一致で採択した。このあと、新宿コースと国会コースのふた手にわかれてデモが行なわれたが、国会前では学生、社青同など四〇〇〇名がすわりこみ、一九名が逮捕された。この日、全国三三都道府県、一六〇カ所で集会が開かれ、警察庁調べでも約一三万名が参加した。なかでも愛知県では、安保県民会議（社・共・県評・中立をふ

くむ）の主催で七万名の大集会が開かれた。

同日、中央実行委は、明治公園と隣合った日本青年館で「日韓条約批准阻止・安保条約破棄全都実行委員会代表総決起集会」を開いた。集会は、社会党代表の赤松中執らのあいさつのあと、中央実行委の堀真琴事務局長の基調報告が行なわれた。このなかで堀事務局長は「中央実行委は昨年九月組織されて以来、さまざまな困難のなかで自覚的な民主勢力の力を結集し、当面の緊急課題で団結し、安保共闘の再開を要求してたたかって来た。この間中央における統一行動は一三回におよび、結集した人員は四三万を数えるにいたっている。」と述べ、「きたる一〇月二〇日から三一日までを『宣伝強化、諸要求貫徹、スト権確立、統一実現』をめざす『第三次統一行動強化旬間』としたい」と提案し、満場は拍手でこれを確認した。ついで、各界代表の決意表明があり、最後に宮本共産党書記長が「安保共闘の輝かしい伝統をいかして、全民主勢力は共同し前進しよう」と、一時間にわたる特別講演を行なった。

翌一三日、中央実行委系の「全都青年学生総決起集会」が二回にわたって開かれ、延べ一万九〇〇〇名が参加した。つづいて、一五日には、社会党系の反戦青年委の主催で「日韓条約・ベトナム侵略反対青年総決起大会」が開かれ、一万七〇〇〇名が参加した。集会終了後の国会請願デモでは参加者全員が国会前の道路に五〇分にわたってすわり込み、逮捕者一六名、負傷者八名を出した。

「共闘」をめぐる労組の動き

一〇月一八日、さきに社会党と総評の間で交された「共闘問題に関する確認」をめぐり、中立労連の第七四回全体会議が開かれた。これは中立労連傘下の電機労連が、共産党との共闘を拒否する立場から、この「確認」に反対し、中立労連の名で全国実行委に参加することにも同意できないと主張したため開かれたものであった。会議は、中立労連の運営が全会一致制であることを考慮した結果、中立労連としては全国実行委を脱退し、電機労連と、組織の実情から政治行動には参加できないとした交通公社労組をのぞいた一五単産（全造船機械、食品労連、全国セメントなど）で新たに「日韓条約批准粉砕・ベトナム侵略反対中立労組共闘会議」を結成し、全国実行委に参加するとの方針を決めた。また、共闘会議の議長に小西平三郎（全造船機械）、副議長に相本春次（全石油）、同神田豊（全国セメント）、事務局長に川原耕造（食品労連）の各氏をえらんだ。

二三日、全国実行委と中央実行委は共同記者会見を行ない、両者の間の数次にわたる連絡会議の結果、一一月九日に両実行委の共催で、昼夜二回にわたる「日韓条約粉砕国民統一行動中央集会」を開催することで合意に達したと発表した。共同スローガンは①全民主勢力の統一行動で日韓条約の批准を阻止しよう、②ベトナム侵略反対、アメリカは全アジアから手を引け、③佐藤内閣を打倒し、国会解散をかちとろう、の三つであること、大会決議文には「安保条約破棄、憲法改悪阻止、生活と権利を守る」をいれることなども、同時に発表された。

二七日、全逓の第三七回中央委が開かれた。全逓は夏の大会で「共産党とは一切共闘しない」と決定しており、また一九日にソ連から帰国した宝樹委員長が羽田で「総評臨時大会の決定より、全逓大会の決定を優先させる。従って一一月段階からの共闘に全逓は参加しない」と語って注目されていた。しかし、この日の中央委は「日韓問題に限り、総評の共闘方針に従う」ことを決定した。同日、総評

は単産委員長会議を開き、日韓条約批准阻止闘争の進めかたを協議した。その結果、国会で自民党が強行採決する情勢のときは、ストを含む最大限の実力行使を行なう方針を確認し、一一月四日の拡大評議員会で決定することとした。なお、同日、共産党との共闘に反対して全国実行委から脱退した電機労連が独自で「ベトナム紛争反対・日韓条約批准阻止電機労連東日本大集会」を開き、六〇〇〇名が参加した。一〇月三〇日、全国実行委主催の「日韓条約粉砕・ベトナム侵略反対闘争旬間中央総決起大会」が開かれ、一万人が参加した。つづいて一一月一日には、中央実行委が「日韓条約批准阻止、諸要求貫徹中央決起集会」を開き、約三万八〇〇〇名が参加した。同日、自民党は、衆院日韓特別委で「四日に参考人から意見聴取を行なう」との動議を抜き打ちで可決した。同日、総評は緊急幹事会および緊急単産委員長会議を開いて、①五日から八日まで連日三万人規模の動員、九日は決定通り統一行動を行なう、②八日にはストを含む時間内外の職場大会を開く、③一三日全組合が全国いっせいに最大限の実力行使に突入することなどを決め、全組合員の総決起を訴えた。同時に総評は、この会議に同席した社会党の佐々木委員長、成田書記長にたいし「緊急議員総会を開いて議員総辞職の態度を打ち出すなど、院外闘争強化のための契機をつくる」よう強く要請した。事態はしだいに緊迫の度を加えた。各党、労組、実行委は緊急態勢にはいった。三日、中央実行委は全国実行委にたいし、九日に予定されている共闘のくりあげなどを申し入れた。しかし、全国実行委の同意がえられなかったため、四日、中央実行委は独自に六日に昼夜二回の緊急抗議集会を実施することを決め、即日その準備のための「全関東実行委代表者会議」を召集した。同じく四日、総評は第二回拡大評議員会を開き、六日以降連日動員、一三日に時限ストを行なうことなどの方針を決定した。

また、同日、東京母親連絡会のよびかけで、一万人の婦人が参加して「戦争と侵略から生活と生命を守る——日韓批准阻止全都母親総決起大会」が開かれ、国会請願デモを行なった。

五日、各新聞は「自民、きょうにも採決強行」と報じた。急を聞いて、労働者、学生、市民は朝から続ぞくと国会の周囲へつめかけた。午後六時から開かれた東京都反戦青年委主催の「日韓条約批准阻止・首都青年・婦人・学生総決起大会」には、一万七〇〇〇名が参加した。

日韓条約批准国会の内と外

一一月六日午前一〇時一分、衆議院日韓特別委開会、同三分閉会。自民党は、この怒号と混乱の二分間に、質疑を終局し、日韓条約案件を承認し、関係国内三法案を可決、委員会報告書の作成を委員長に一任することを可決したと称した。

終日、国会は抗議の人波でかこまれた。中央実行委は昼夜二回にわたり抗議集会を開き、延八万三〇〇〇名が国会に向かった。また総評の組合員を中心とする全国実行委主催の抗議集会も昼夜二回開かれ、計三万五〇〇〇名が国会請願を行なった。総評は、緊急幹事会を開いて非常事態宣言を発し、午後四時からの緊急単産委員長会議で連日動員の強化、九日の大動員、一三日の抗議ストを確認した。

七日、都内主要駅頭で社会党、共産党の国会議員などによる街頭演説、午後一時から、日比谷野外音楽堂で全国実行委主催の「日韓条約粉砕、国民統一行動中央集会」一万名参加。

八日、午後二時半、全国実行委主催「日韓条約粉砕統一行動集会」、地方上京団、労働組合員など一万五〇〇〇人参加。同六時半、中央実行委主催「日韓条約批准阻止・佐藤内閣打倒・国会解散要求緊急中央集会」一万二〇〇〇名。

九日、議長職権による衆議院本会議開会。自民党、趣旨説明を一〇分、質疑討論を五分にする動議を提出、可決。社会党、椎名外相不信任決議案上提。牛歩戦術。

この日、院外では全国中央両実行委共催の「日韓条約粉砕国民統一行動中央集会」が二次にわたって開かれた。第一次集会は、午後一時より日比谷野外音楽堂、北海道から九州にいたる地方代表を中心として二万八〇〇〇名。第二次集会は、午後六時より明治公園、一五万名。第一次集会では、社会党は成田書記長、共産党は宮本書記長、太田総評議長、日本山妙法寺の藤井日達師が決意表明を行ない、第二次集会では、佐々木社会党委員長、野坂共産党議長、岩井総評事務局長、藤井日達師が決意表明を行なった。この東京の統一中央集会に呼応して全国各地で集会やデモが行なわれ、参加者は延べ六〇万名に達した。なお、警察庁調べによっても、全国四一都道府県三二九ヵ所で二三万二〇〇〇余名が参加、集会後のデモで七五名の検挙者を出した。

一〇、一一日も抗議集会、デモがくり返され、国会請願はつづけられていた。全国実行委と中央実行委はそれぞれに集会を開いたが、いずれも一万名から三万名が参加していた。

この間、国会では、九日以来、連日徹夜で審議がつづけられていた。

一〇日に社会党は椎名外務につづいて、坂田農林、福田大蔵、三木通産、石井法務の各大臣にたいする不信任案をあいついで提出。衆院本会議の連続長時間審議記録を更新。

一一日、牛歩戦術つづく。事態収拾のため、議長あっせんによる「三党懇談会」、再度開催、決裂。

一二日、午前零時一八分、衆院本会議開会。多数の衛視と自民党議員に囲まれて、船田議長、議長席に着く、と同時に、用意してきたメモを一気に棒読みした。国会速記録によればその内容は次の通りである。

船田議長　これより会議を開きます。日程第一を後回しに賛成の諸君の起立を求めます。日程第二ないし第五を一括議題といたします。委員長報告を省略するに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数。左様決定いたしました。質疑、討論の通告はありません。日程第二を承認する諸君の起立を求めます。起立多数。左様決定しました。日程第三ないし第五を可決する諸君の起立を求めます。起立多数。左様決定いたしました。本日はこれにて散会します。

この間わずかに四五秒。この事態を一二日の各紙は一様に「日韓案件、衆院を通過」「今国会での承認確定」と報じた。

各政党、団体は、そろって「議会運営の慣例を無視した」「議長発議」による「だまし打ち採決」に抗議し、「民主主義の重大な危機」を訴え、「国会解散」を要求した。

一二日夜、国労は全国の各拠点で実力行使に突入した。東京地本では、午後六時すぎから順法闘争に突入、部分ストを含めて、運休六本、計四八本の列車に延べ四八三分の遅れを出させた。大阪では宮原操車場で急行など五〇列車を三〇分から一時間遅らせた。また東北では花巻駅、北海道では苫小牧および深川駅で、それぞれ一時間以上のストに突入した。このストを支援するため、東京駅に三万

名(ほかに国労組合員一万名)、大阪駅に七五〇〇名(国労六〇〇〇名)の労働組合員、学生、民主団体が結集し構内にすわり込んだ。

翌一三日は早朝から国労が豊橋機関区、福岡の香椎貨車区で一時間の時限ストに突入したのをはじめ、動労が長万部、門司など全国六拠点で、全逓が一一拠点でそれぞれ三〇分の時限ストを行なった。民間では炭労が全山で一番方から各番方それぞれ入坑時三〇分の時限ストを行なったほか、合化労連、化同、全金、全自交、全自運、全印総連、全日自労、全港湾などが時限スト、半日ストを行なった。このほか、日教組、自治労、私鉄、鉄鋼、全鉱など二〇単産が勤務時間内の職場集会を行ない、全国で約三〇単産、延べ三〇〇万名が実力行使に参加した。

同日、全国・中央両実行委共催の第二次国民統一行動が、全国各地で行なわれた。東京では、午後二時と六時の二回にわけて中央抗議集会が行なわれ、それぞれ六万名、計一二万名が参加した。このほか、福岡市の五万一〇〇〇名の大統一集会、名古屋市の三万名の五カ所からの求心デモ、大阪市での一万三〇〇〇名の集会、豊橋駅一万一〇〇〇名の国労支援行動、和歌山市の七〇〇〇名の集会、仙台市の三四〇〇名、新宮市の一五〇〇名、神戸市の一四五〇名、岡山県玉島市の一〇〇〇名など、全国各地でストと結合した集会やデモがくりひろげられた。

だが、この同じ一三日、自民党は参議院でも、議長職権で本会議を開会、民社党以外の野党四派欠席のまま、日韓特別委の設置を議決した。この間わずかに一分。

一五日、警察庁は次のような発表を行なった。

一〇月五日から一一月一四日までの四一日間に出動した警察官の数は全国で二二万人。同庁調べのデモ参加者数は、この間全国で一〇五万一〇〇〇人(うち東京四〇万六〇〇〇人)となっており、デモ参加者五人に警官一人の出動率である。同期間中に検挙された者は全国で四三四人に上り、約八割が反日共系学生である。東京の検挙者三一七名の内訳は反日共系学生二一九人、社青同員ら三〇人、社会党、総評系労組員三〇人、右翼一九人、共産党員と共産党系学生一二人、一般労組員七人で、このうち一五日までに起訴されたものは七人である。今度の日韓反対闘争の特徴として全学連反日共派学生や社青同員らの〃ハネ上り〃が目立ったことが指摘される。また、最高の動員数を記録した一一月九日でも二三万八三〇〇人で、安保反対闘争の六〇年六月四日の五〇万五〇〇〇人とくらべれば、心配されたほど大衆行動は盛りあがりを見せなかった。

同じく、一五日、社会党中執委、総評第三回緊急評議員会、中央実行委常任幹事会がそれぞれ開かれた。中心議題は、いずれも「日韓条約粉砕闘争の今後の進め方」であった。各団体の闘争方針は、大筋では一致していた。すなわち、一、日韓条約粉砕、佐藤内閣打倒、国会解散をスローガンに、地域、職場からたたかいをもり上げる。二、物価値上げ反対などの諸闘争と結合させる。三、宣伝活動を圧倒的に強化することなど。一六日、全国、中央両実行委の間の連絡会議が開かれ、二六日に第三次統一行動を行なうことで意見の一致をみた。

一八日から、佐々木委員長はじめ社会党の全中執は全国遊説にはいった。また共産党も東京都内の小学校区ごとの時局演説会を連日行なっていた。

一九日、全国実行委主催の「日韓条約粉砕、佐藤内閣打倒、国会解散を要求する中央総決起集会」が開かれ、七〇〇〇名が参加した。同日、参院本会議が議長職権で開かれ、政府が日韓案件の趣旨説明を行ない、各党の代表質問が行なわれた。本会議後、議長は日

韓案件を職権で日韓特別委に一括同時付託した。

翌二〇日、中央実行委の主催で「日韓条約粉砕・佐藤内閣打倒・国会解散第五次統一行動緊急集会」が開かれた。参会者一万八〇〇〇名は、都内三ヵ所から会場の明治公園まで集中デモを行なった。

二四日、中野好夫・広津和郎氏ら六氏のよびかけで「強行採決の慣行化を憂慮し、国民の名において国会に要望する」との要望書が衆参両院議長に提出された。署名者は、大内兵衛、我妻栄、有沢広巳、大河内一男、大仏次郎、千田是也、木村伊兵衛、手塚治虫氏ら文化関係一九一名。

二六日、全国・中央両実行委共催で三回目の「日韓条約粉砕国民統一行動中央抗議集会」が開かれ、地方代表を含め約七万三〇〇〇名が参加した。このほか、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡、長野、和歌山、長崎、静岡、広島、香川、愛媛、奈良など全国各地で集会が開かれた。

二七日、「日韓条約」に反対し、民主主義擁護と国会の即時解散を要求する都下大学教授団声明を支持する署名者は、二八大学、二二六三名となったと発表された。

一二月一日、中央実行委の拡大在京幹事会が開かれ、二日からの第六次統一行動旬間のすすめ方、地域や職場の実行委の活動状況などが討議された。このなかで、社共の統一行動の実現により、たたかいの幅が広がっていることが報告された一方で、「一一・一三の統一行動をさかいに、運動がやや停滞気味である」「組合で〝日韓〟の集会を開いても、年末闘争とからんでいるため参加者が少ない」「共産党が〝党勢拡大〟に力をとられて、充分協力してくれない」などの悩みや批判が出された。

二日、中央実行委は独自で「日韓条約粉砕・原潜入港抗議・民主主義と生活擁護・佐藤内閣打倒・国会解散12・2東京集会」を開いた（八〇〇〇名参加）。

四日、四回目の両実行委共催の「日韓条約粉砕国民統一行動中央抗議集会」が開かれた。集会は午後一時から夜まで、四回にわけて開かれ、計四万名が参加した。その最中、参院日韓特別委では、まだも採決が強行された。この際の公式速記録の全文は次の通り

「植木光教君　委員長……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）（委員長退席）午後三時二分」

これについて寺尾委員長は、はじめは「いまのは質疑打ち切りをやった」といい、あとで「日韓案件全部を可決したのだ」と訂正した。

八日、衆院本会議、議長職権で開会。連日の徹夜国会が始まった。同日、全国・中央両実行委主催の五回目の統一中央抗議集会開催。参会者一万二〇〇〇名、大阪集会四〇〇〇名、宮城県集会六〇〇名。

一二月一一日、午前一〇時一三分、日韓条約および関係国内法は参院本会議で承認、可決された。採決にあたって社会、公明、共産、二院クラブの野党四派はそろって退場し、自民、民社両党のみで採決が行なわれ、「満場一致」で日韓案件は成立した。

3　ベトナム侵略戦争反対運動

全国・中央両実行委の反対運動

一九六五年二月七日、米軍機と南ベトナム政府軍機は、北緯一七度線をこえ、ベトナム民主共和国のドンホイに爆撃を加えた。これ以後、「北爆」はあいついで行なわれ、爆撃目標も日をおって北上していった。さらに、三月八日、アメリカ海兵隊二個大隊がダナンに上陸したのをかわきりに、南ベトナム駐留米軍は急速に増強されていった。もはや、アメリカ軍がいわゆる「軍事顧問団」などではなく、戦争の直接参加者であることは明らかであった。これらの事実は、日米安保条約により多数の米軍基地を国内にもつ日本国民にとっては、単なる「対岸の火災」ではありえなかった。ベトナム戦争に反対する運動は急速にひろがった。政党、労働組合、民主団体、知識人のグループなど広範な団体や個人が、ベトナムでのアメリカの行動に抗議する電報をうち、声明を発表し、集会を開き、デモを行なった。一般市民も新聞への投書から、ゼッケン・デモ、坐りこみなど多様な抗議行動を行なった。しかし、ここでも、運動の中心になったのは、原潜寄港阻止と日韓会談反対の闘争を行なっていた社会党・総評系の全国実行委と共産党系の中央実行委の二つの共闘組織であった。

二月一〇日、全国実行委は一万名を集めて「椎名訪韓に抗議し、日韓会談粉砕・原潜寄港阻止・中央集会」を開いた。その名が示すように、椎名外相が一七日に日韓会談のため韓国に向かうことについて抗議するため計画された集会であったが、「北爆」が七、八の両日連続して行なわれたことと重なって、事実上「ベトナム侵略に抗議する集会」となった。同じ一〇日、南ベトナム労働者・人民支援実行委員会のよびかけで、社会党、共産党、平和委員会、原水協、宗平協、ジャーナリスト会議、金融共闘、医労協、日高教その他の団体の代表者八六人が集まって「ベトナム人民支援連帯集会」を開き、日韓や原潜の闘争と結合してベトナム人民支援の行動を職場や地域からおこすことを申し合わせた。

二月一五日には、共産党と民青の共催で、高物価、低賃金反対、社会保障改悪反対、ベトナム侵略反対、日韓会談粉砕、原潜寄港阻止、憲法改悪反対、沖縄・小笠原返還、日中国交回復などの諸要求をかかげて「二・一五大集会」が開かれ、三万名が参加したが、この集会でもベトナム侵略反対、ベトナム人民との連帯が強調された。

また、おりから春季闘争中の総評も、ベトナム反戦闘争に、かなり積極的な取り組みをみせた。すなわち、二月一五日の総評幹事会は「アメリカのベトナム侵略に対する抗議行動として、各単産が職場集会を開き、米大統領とそれに協力する日本政府に抗議文を送ること」を決め、総評としても、一七日に太田議長の名で米大統領に抗議の電報、ベトナム労働総同盟と南ベトナム解放民族戦線にあて激励の電報、英、米、仏、中、ソの各労組あてに、ベトナム平和解決のため努力するよう要請する電報を打った。また、三月三日、四日と開かれた第二七回臨時大会において、総評本部も代議員も一

致してベトナムにおけるアメリカの侵略を非難し、アメリカ軍の撤退を要求して、満場一致「緊迫した内外情勢に対処し、日本の平和と独立、民主主義を守る決議案」を採択した。さらに三月一五日の幹事会は、三月二〇日～三一日を日韓会談阻止、ベトナムからアメリカ軍の撤退を要求する緊急行動旬間と決め、一九日から二四日にかけて、総評首脳部や各単産委員長も動員して街頭ビラまきをすること、二七日に大集会を開くことを決め、それぞれ実施した（二七日の集会および三・二五の中央実行委の集会については日韓闘争の項参照）。

ついで、四月二日、総評は緊急拡大評議員会を開き、四月二〇日の春闘第三次統一行動には春闘要求とともにベトナム侵略反対、日韓会談粉砕などの要求をかかげた大集会をひらくことなどを含むつぎのような方針を決定した。

「一、四月中を日韓・ベトナム・原潜闘争の教宣強化月間とし、職場集会、討論集会、機関紙の共同デスク、ビラまき、署名活動などをかならず実施する。

一、職場から組合員一人ひとりのたたかう決意を結集し、街頭進出、大衆集会にたいする積極的な参加、協力を訴える。

一、日本政府、アメリカ大使館にたいする抗議（電報・ハガキ）行動を強化する。

一、四月二十日全国動員（十万人をめざす）をおこない、東京において最大限の「抗議集会」を実施する。これにあわせて地方でも主要都市で大衆集会を実施する。

一、五月二〇日ごろの日韓会談正式調印に際しては連日の行動を予定し、さらに職場においては『抗議スト』をふくむあらゆるたたかいを展開する。日韓会談粉砕、『原潜寄港阻止』のスト権を集約していない単産は、このたたかいに備えて早急にスト権を結集する。

一、現在のベトナムにおける戦争がハノイ攻撃というような最悪の事態に進行したばあい、それは世界戦争に発展する可能性が濃厚であり、われわれは、『戦争反対・アジアの平和を守るため』に、①ただちに職場、地域での抗議集会をひらく　②各単産は最大限の抗議行動にたち上れるようスト権をとる。」

総評は、この四・二〇集会を盛り上げるため、社・共両党の協賛を求めることにしていた。しかし、中立労連が四・二〇集会はあくまで春闘共闘委主催の統一行動であり、いかなる政党でも共催に加わることには賛成できないとして、ベトナム問題では別に抗議集会を開くことを希望したなどの事情から（その他の事情については・日韓会談反対闘争の項参照のこと）四・二〇は春闘共闘委だけで実施し、四月二六日に社会党、総評、中立労連の共催で「戦争反対！　アメリカのベトナム侵攻に抗議する国民総決起大会」を開くことを決め、それぞれ実施した。四月二〇日の統一行動では、中央集会に五万名が参加したほか、一六〇組合六七六万名が全国いっせいに実力行使を行なった。また、四・二六抗議集会には、全国二五ヵ所で三〇万名が参加した。東京では、午後一時と同五時半の二回にわかれ日比谷野外音楽堂に延べ八万名が参加した。この大会には北は北海道から南は九州鹿児島までの地方代表一万名も加わった。大会は社会党の佐々木委員長、総評の太田議長のあいさつ、地評代表、青年代表の決意表明、日高東大教授らの訴えのあと、米大統領、日本政府に対する抗議と春闘勝利の三つの決議を採択し、次いで要旨次のような大会宣言を発表した。

【大会宣言（要旨）】（前略）われわれは、もはやこのような侵略戦争の遂行を一刻も許してはならない。われわれは、アジアの戦争をくいとめ、日本がアジア諸国民に対する侵略戦争の基地になることを断固として拒否しなければならない。われわれは、いまこそ日本国民の声を一つに結集して、たたかいを展開しよう。（後略）

一方、中央実行委系の約二〇〇団体は、これよりさき四月一八日に「四・一八統一行動東京大集会」を三次にわたって開き、関東各地の代表を含む延べ四万五〇〇〇名が参加した。集会は「三・二二南ベトナム解放民族戦線の声明にこたえ、ベトナム人民との連帯と共同闘争を強化する決議」をはじめ、日韓会談粉砕、安保共闘再開、日米両国政府にたいする抗議、の五つの決議を採択したあと都内をデモ行進した。

また、安保闘争五周年の五月一九日には、社会党、総評、中立労連の主催で安保条約破棄・アメリカのベトナム侵略抗議・日韓会談粉砕全国統一行動が行なわれた。中央集会には三万五〇〇〇名が参加し、佐々木社会党委員長、岩井総評事務局長の決意表明のあと、大会宣言と、緊急提案された「東京都議会刷新に関する決議」が満場一致で採択された。

一方、中央実行委は、五月二三日～三〇日を「ベトナム侵略反対・ドミニカ武力干渉反対・日韓会談粉砕・安保条約破棄・安保共闘の活動再開をめざす全国統一行動強化週間」と定め、二五日に、東京で一万五〇〇〇名を集めて 中央 大集会を開催した（原潜寄港反対闘争の項参照）。

六・九「一日共闘」

この間にも、アメリカは北爆を続行し、「非致死性」毒ガスを使用し、南ベトナム駐留軍を加速度的に増強していた。ベトナムにおける戦闘のエスカレーションに正比例して、日本国内の反戦運動も高まっていったが、それと同時に、運動がその中央部において分裂していることのマイナスもいっそう強く意識されるようになっていた。こうしたなかで出された文化人五氏の「一日共闘」の呼びかけは大きな反響をよんだ。五月一一日から一三日にかけて阿部知二、小林直樹、中野好夫、野上茂吉郎、日高六郎の五氏は要旨つぎのような呼びかけを、社、共、民社、公明の四党、総評、中立労連、同盟のほか約三三〇の文化、市民、宗教団体に行なった。

【一日共闘に関するよびかけ（要旨）】　ベトナムは危機の様相をますます深めてきています。アメリカ政府は世界の世論にそむき、自国内の良識に反して、戦争の拡大長期化の道を進んでいます。日本は日米安保条約下にあって、すでに部分的に戦争に関与し、さらに大きく巻きこまれるという危険に直面しています。事態は深刻重大であります。

国民の世論が圧倒的にベトナム戦争に反対していることは、何人も否定できません。しかし、私たちが遺憾に思いますことは、現在まで、それらを一つに結んで、全国民の意志として発現する機会を持たなかったことであります。

私たちは、現在多くの立場が存在すること、また問題解決の方法については、多くの意見にわかれるであろうことを十分に知っています。しかし少なくとも平和への志向において、さまざまの意見の相違をこえて相結び、私たちの願望と、その実現のための努力をいっそう有効強力なものとするため、ここに一日の共同行動をもつことの必要を痛感します。

私たちの見解では、次の諸点では基本的に共通の諒解が可能であると考えます。

一、ベトナム問題の解決をベトナム人民の手におくこと。解決の根本原則はベトナムにおける平和と独立の確立であること。

二、アメリカ軍による北ベトナム攻撃および南ベトナムにおける軍事行動の即時停止。アメリカ軍を含むいっさいの外国軍隊の撤収。

三、いっさいの非人道兵器（核兵器　毒ガス、ナパーム弾、細菌兵器等）の持ち込みおよび使用反対。

四、日本政府は平和憲法の不戦の精神にしたがい、ベトナム戦争はもちろん、アジアにおける戦争行為にいささかの手もかしてはならないこと。

以上の共通諒解の上に立って、各人、各団体が自由にそれぞれの見解と

要求をかかげ、それぞれ行動の方法を創意して、全国津々浦々にわきおこる諸行動が、おのずから連帯行動の一日のなかに総合合流されることを、重ねて期待します。

これにたいし、社、共両党、総評、中立労連の四団体は賛意を表し、五月一八日に連絡会をもって話し合った結果、次のような取りきめを交し、一九日共同記者会見をしてこれを発表した。

なお、民社、公明両党と同盟は「呼びかけの趣旨は了解するが、ただちに共同行動に参加することはできない」と回答した。

【ベトナム侵略反対国民行動の日」に関する取りきめ】一、ベトナム戦争に反対する日本国民の圧倒的多数の声をむすんで六月九日を「ベトナム侵略反対国民行動の日」とする。

一、阿部、中野氏らの「要請」とくにそこに示された四項目の共通了解事項の大綱に賛成する個人および諸団体によって、この「国民行動の日」を実現する。

一、各個人および各団体は独自に、または連合してその地域・職場の実態に即して参加の仕方を創意工夫する。数万人の大集会から数人の小会合まで、参加の形式および方法は自由であり多種多様であり、しかも日本国民の共通の意思を全国一斉に強く表現すること。

一、全国の諸行動を統合合流するため、つぎの点を配慮する。

①それぞれの都市町におけるデモ行進。

②この日の行動に参加したものは、Ⓐ団体あるいは個人名と連絡先　Ⓑ行動の場所　Ⓒ参加人員　Ⓓ行動の概況　Ⓔ採択した決意表明の全文をそれぞれの実行委、「国民行動の日」連絡会あてに郵送する。連絡会は適切な方法でこれを発表する。

一、労働組合、政党関係の連絡会は、全国実行委員会、中央実行委員会それぞれ三名、学者・文化人数人で構成、連絡場所は国民文化会議（東京・千代田区富士見町二ノ三）におく。

六月九日、東京はじめ全国四三都道府県二〇〇ヵ所以上で集会やデモが行なわれた。東京では、日比谷野外音楽堂で、午後五時半から全国実行委の主催で約三万名、午後七時からは中央実行委の主催で四万名が参加して中央集会を開き、社・共両党の代表がたがいにあいさつを交換した。また、学生団体はこれとは別に、民青系学連が約四〇〇〇名、都学連再建派が三五〇〇名の学生を集めて集会を開いた。このほか、両実行委員会に参加していない文化団体主催の集会が久保講堂で昼夜二回開かれた。六月一一日の閣議の席上、永山国家公安委員長は次のように報告した。

「六月九日のデモは、文化人の呼びかけに応じて開かれた点、安保以来最大の規模に達した点、一部に先鋭な動きが見られた点で、注意を払わなければならない。全国約二〇〇箇所で一〇万八〇〇〇人が動員され、二〇名の検挙者を出した。ベトナム反戦の運動は今後もかなり活発化する可能性があり、警戒の要がある。」

ベトナム戦争反対四〇〇〇万署名

このあと、七月二七日に、二回目の「一日共闘」が、ベトナム侵略反対とともに日韓条約批准阻止を目標に加えて実施されたが、この前後から、全国・中央両実行委は闘争の重点を日韓条約批准阻止の方におくようになる。これ以後、六五年末までのベトナム反戦運動は、ほとんど日韓批准阻止闘争と結合して行なわれているので、その方を参照していただき、ここでは、二、三の点についてふれるにとどめたい。

総評は、六月二日の幹事会で、「ベトナム侵略戦争に反対し、アジアの日本の平和のための四千万署名運動」を提唱し、七月三一日～八月四日の総評第二八回大会でも「当面の平和闘争のすべてをアメリカのベトナム侵略反対に集結し、第三次大戦を防ぐ反戦、平和

の四千万人署名の統一行動に最重点をおいて努力する」との方針をうち出した。その後、九月には、署名運動を推進させるために、単産代表もまじえて「署名運動推進実行委」を設けたが、六六年四月の第三次集計では、九〇〇万をこえた程度でまだ目標達成にはほど遠い状態である。

このほか、ベトナム反戦闘争に関連して注目されるのは、「『ベトナムに平和を』市民文化団体連合」（略称「ベ平連」）と、反戦青年委員会である。ベ平連は、わだつみ会、キリスト者平和の会、声なき声の会、新日本文学会など三〇数団体で組織され、四月二四日に、二〇〇〇名を集めて「アメリカの侵略に抗議する市民の集会」を開いたのをはじめ、四月二六日、五月二二日、六月九日、七月一〇日にも集会をひらき、デモを行なった。その後も、集会やデモだけでなくニューヨーク・タイムズに反戦広告を掲載する運動やティーチ・イン、アメリカの反戦運動団体・SNCC（学生非暴力行動調整委員会）の代表を招いて、北海道から九州、沖縄にいたる日本縦断講演旅行を行なうなど、多彩な活動を行なった。

ベ平連、反戦青年委

反戦青年委員会は略称で、正式には「ベトナム戦争反対・日韓条約批准阻止のための青年委員会」といい、社会党青少年局のよびかけで、総評青対部、社青同を中心に八月三〇日に結成された。反戦青年委は、国際ベトナムデーの一〇月一五日に向けて、全国三つのコースを反戦旗をリレーしながら各都府県集会を連鎖的に開く青年大行進を行なったのをはじめ、数次にわたって全国統一行動を行なった。なお、民青は結成会議に招かれて出席したが、「安保反対青年学生会議こそ再開すべきであり、このような分裂の現状を固定化する組織をいそいで作るべきでない」と主張し、同委員会への参加を拒否した。このほか民青が反戦青年委の問題点としてあげたのは、①同委員会の組織、活動方針を社会党青少年局や総評青対部だけであらかじめ決めてしまっていること　②中央実行委系の青年団体（全学連、都学連、組合青年部）を排除していること　③その反面で実態もないトロツキスト集団を加えていることなどである。

ハノイ爆撃抗議の統一行動

日韓条約の批准書交換が行なわれて間もない一二月二〇日、南ベトナム解放民族戦線の結成五周年を記念する「ベトナム人民支援連帯中央集会」が五〇〇人を集めて開かれた。集会を主催したのは、社・共両党、総評、中立労連傘下の労組、民主団体など四七団体による実行委員会であった。これ以後、六六年にはいってからは、社・共両党の間の統一行動は行なわれず、全国・中央両実行委にわかれて活動がつづけられた。

中央実行委の側は、一月二〇日から二月二八日までを「全国百万人大学習・宣伝・行動・組織強化月間」としたのについで、三月二〇日を物価値上げ反対、小選挙区制粉砕、ベトナム侵略反対などの諸要求をかかげて全国で大統一行動を行なうことを決め、早くから準備を進めた。この「3・20諸要求貫徹全国大統一行動」には、全国の一〇〇ヵ所以上で六〇万名をこえる人が参加した。なかでも、東京・晴海で開かれた中央大集会には、二二万五〇〇〇名以上が参加し、「たたかうベトナム人民へのメッセージ」「グエン・カオキの来日に反対する決議」「アメリカ政府にたいする抗議」「佐藤自民党内閣にたいする抗議」など一一のメッセージと決議を採択し、「闘争宣言」を満場の拍手で可決したのち、三つのコースにわかれ

て都内をデモ行進した。

一方、全国実行委の側では、北爆開始一周年の二月七日に「アメリカのベトナム侵略反対・北爆抗議・原子力艦隊寄港阻止中央集会」を東京の社会文化会館ホールで開いたのにつぎ、三月二五日の国際ベトナムデーにも、同じ会場で中央集会を開いた。これはいずれも屋内の小集会であったが、五月二九日には、社会党、総評、護憲連合などの主催で、「ベトナム侵略戦争反対・憲法擁護全国統一行動」を全国各地で実施した。この日の統一行動は、これまでの労組を中心にしたタテ割り動員ではなく、社会党や、職場、地域の〝憲法を守る会〟が主体となったところに特徴があった。東京では、米軍基地のある横田で、一万五〇〇〇名を集めて「五・二九ベトナム侵略反対・憲法擁護横田大集会」が開かれ基地の周囲をデモ行進した。

これよりさき、四月二二日には、北爆がハノイ近郊まで拡大されたことに抗議して「ベトナム人民支援、沖縄・小笠原返還、春闘勝利、諸要求貫徹4・22東京決起集会」が開かれた。集会は中央実行委と沖縄・小笠原返還要求東京実行委およびベトナム人民支援委員会中央センターの共催で行なわれたもので、一万三〇〇〇名が参加した。また、中央実行委は、五月二〇日から六月一九日までを「ベトナム人民支援、米原潜阻止、小選挙区制粉砕、生活擁護全国統一行動強化月間」と定め、ベトナム支援のための一〇〇〇万円募金などをよびかけた。

六月二九日、アメリカはついにベトナム民主共和国の首都ハノイおよびハイフォンに爆撃を加えた。社・共両党、総評をはじめ全国各地の労組、団体は、ただちにこれに抗議した。アメリカ大使館への電報をとりあつかう東京・港電報局は開局以来の最高の受信量を記録し、通常一台の受信機を三台にふやしても処理しきれず、ついには区内の他の電報局へ分散して受信する体制をとったほどであった。三〇日、総評は傘下の組合にたいしてつぎのような指示を行なった。

①ただちに時間内職場集会をひらく
②アメリカ大使館に抗議を集中する
③ベトナム人民への連帯決議を各単産・職場でおこなう。
④四千万署名と募金活動を促進する
⑤一日午前十時から単産代表者会議を開き実力行使について討議する。

総評は、すでに六五年の定期大会でハノイ爆撃が行なわれた場合にはストライキで抗議することを決めており、私鉄、全逓、国労、合化、全金、炭労、全日自労、全印総連などの傘下の各単産も大会で同様の決議や決定を行なっていたのである。

七月五日、「アメリカのハノイ・ハイフォン爆撃抗議、ラスク来日反対、ベトナム人民支援、小選挙区制粉砕中央集会」が中央実行委の主催で二万五〇〇〇名を集めて行なわれた。翌六日には、日米貿易経済合同委の会場となった京都で、社・共両党と地評の共催で「日米経済委員会反対、ラスク入洛抗議全京都総決起大会」が開かれ、「ベトナム侵略の元凶ラスク帰れ」「ハノイ・ハイフォン爆撃にストで抗議しよう」などのスローガンをかかげ、七〇〇〇名が参加した。このあとひきつづいて総評関西ブロックの抗議集会が、三〇〇〇名を集めて行なわれ、参加者は合計一万名に達した。

九日、総評加盟の各単産は全国いっせいに、アメリカのハノイ、ハイフォン爆撃に抗議する職場集会を開いた。

一三日、全国・中央両実行委の連絡会議が開かれ、ジュネーブ協

定成立一二周年記念日にあたる二〇日に、両実行委の共催で全国統一行動を行なうことで合意に達した。二〇日、全日自労が諸要求とあわせて二時間の抗議ストを行なったのをはじめ、全国金属、全印総連、出版労協、全自交、全自運傘下の一部の組合が時限ストや時間内職場集会を行なった。東京では両実行委の共催で「アメリカのベトナム侵略反対、ハノイ・ハイフォン爆撃抗議全国統一行動中央集会」が開かれ、三万二〇〇〇名が参加した。集会では河野社会党副委員長、宮本共産党書記長、全国実行委を代表して岩井総評事務局長、中央実行委を代表して西川景文師らの決意表明が行なわれたあと、日米両国政府への抗議、ベトナム人民への連帯のメッセージを満場一致で採択し、要旨次のような大会宣言を発表した。

【大会宣言】　われわれは一七日のホー・チミン主席のよびかけ、ベトナム民主共和国政府の四原則、南ベトナム解放民族戦線の五項目の立場を断固として支持し、アメリカの侵略者に反対する国際的統一の行動を前進させる。アメリカのベトナム侵略反対のたたかいは、安保条約破棄、憲法改悪阻止、小選挙区制粉砕のたたかいと一体のものであり、戦争協力の佐藤内閣と対決して、われわれは、労働者の実力行使をも含めて、すべての民主勢力と広範な国民を結集して、より強力に闘争を展開する。

4　メーデー

第三六回メーデー

第三六回メーデーは、戦後二〇回目のメーデーとして、一九六五年五月一日（土曜日）、全国約七五〇カ所で総計六五〇万名（メーデー実行委発表、警察庁調べでは一二四〇カ所、一九八万八五六二名）が参加して開かれた。前年は神宮外苑が使えなかったため都内五カ所に分散して開かれた東京の中央メーデーは、今回から代々木の旧オリンピック選手村を会場として、約六〇万名（主催者側発表、警視庁調べ二七万名）が参加して開かれた。参加人数は全国、中央とも、これまでの最高記録であった六二年を上まわった。これについて、警察庁は、春闘が峠をこしたこと、土曜日で、しかも全国的に好天に恵まれたためとみていた。一方、主催者側は、このメーデーの特徴として、①春闘全体の流れが政府、日経連に抑えられ、下部組合員の戦闘的なものが底流となって動員数がふくらんだ、②ベトナム戦争拡大の危機感から、反戦気分にみちていることなどをあげていた。

第三六回中央メーデー実行委員会はこれよりさき、二月一二日に、総評、同盟、中立労連、新産別、東京地評、東京同盟など三〇団体が参加して第一回会合を開き、中央、地方を通じて統一メーデーを行なうことを確認していたが、大阪、兵庫、福島などでは総評、同盟が別個に集会を行なう分裂メーデーとなり、地区大会では大牟田、松坂など十数地区で分裂メーデーが行なわれた。また、メーデー・スローガンについて、総評は、日中復交、日韓会談粉砕、沖縄の祖国復帰、原潜寄港反対、戦争政策反対などを加え、「反戦メーデー」の性格を強く打ち出すよう主張したが、同盟、新産別が賛成せず、結局、次のスローガンに一致し、四月二日の第五回常任実行委で正式に決定した。

【中心スローガン】　働く者の団結で、生活と権利、平和を守ろう。
【サブスローガン】　一、大幅賃上げ、最賃制確立、労働時間短縮を闘い

とろう。二、労働災害絶滅、ＩＬＯ条約即時批准、労働基本権を確立しよう。三、物価値上げ反対、医療費、保険三法改悪反対、社会保障制度を大幅に拡充しよう。四、核兵器禁止、完全軍縮、平和憲法を守ろう。

このように、実行委員会のスローガンからはのぞかれたが、参加者のプラカードでは、物価値上げ反対とともに、「ベトナム戦争反対」をかかげたものが群をぬいて多かった。

第三七回メーデー

第三七回メーデーは、六六年五月一日、沖縄をふくむ全国四七都道府県、八八七ヵ所で約六五〇万名（実行委発表、警察庁調べでは、一二六五ヵ所、一九九万八七〇〇名）が参加して開かれた。中央メーデーは、前年と同じ代々木の旧オリンピック選手村を会場として約六〇万名（警視庁調べでは二八万名）が参加した。四月一一日の実行委員会で正式に決定された中央メーデーのスローガンのうち、中心スローガンは前年とまったく同じで、「働く者の団結で、生活と権利、平和を守ろう」であった。サブスローガンには、新たに「首切り合理化反対」「労働者住宅確保」「沖縄の祖国復帰」が加わったほかは、ほとんど前年と同じであった。

なお、同盟は、従来からメーデーがマンネリズム化しており、近代化の必要があると主張してきたが、六六年三月一六日の中央評議会は、その基本方針を次のように決定した。

【同盟のメーデー近代化方針】①各組織、各組合は労働協約の改定などを通じて五月一日を全一日一斉休日とするための闘いを進める　②五月一日は記念式典、諸決議の採択、集団的示威などの行事を組織的なものとして行なうが、その内容を改善する　③このため、これらの行事のほか労働運動関係功労者の表彰、研究討論の発表、サークル活動の発表、体育文化祭など、それぞれの実情にそう多彩な行事を計画する　④メーデーを記念する助け合い運動、福祉施設利用者に対する慰問、または諸行事への招待などを通じ労働者解放の喜びを他の恵まれない人々に及ぼす運動と併用実施する　⑤組合員およびその家族の休息、慰安のために公園・遊園地の開放、拡充を関係当局に要請し、レクレーションを企画し単組または地域ごとに実施する　⑥この方針を昭和四二年メーデーより実施する　⑦この方針を全労働者が統一して実現できるよう、他の労働団体に申入れ、同調が得られるよう努力する。

これにたいし、総評の側にも逆の立場から統一メーデー方式に再検討を加えるべきだとの意見が強く、都知事選などの地方選挙ともからんで、第三八回メーデーが統一メーデーとして行なわれるかどうかがあやぶまれている。すでにこの三七回メーデーでも、大阪、京都、福岡、鹿児島、大分、岡山、栃木など十数県で全面、あるいは地区段階で分裂メーデーが行なわれ、東京でも三多摩地区は分裂メーデーとなった。

IX 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向──世界労連と国際自由労連の組織力の変化／世界労連内の対立／国際自由労連内の対立／国際労働組合運動と日本──国際自由労連と日本／世界労連と日本／わが国労働組合の国際的加盟関係の変化と国際交流／国際労働組合の諸会議──世界労連系の諸会議／国際自由労連系の諸会議

概要

国際労働組合組織の動向をみると、世界労連の組織人員が一億四三〇〇万と大きくのびたのにたいして、国際自由労連はアフリカ、ラテン・アメリカの両地域で困難にぶつかり、その組織人員は六一七三万にとどまった。

世界労連内では、基本路線をめぐって深刻な意見の対立がうまれているが、同時にベトナム問題を中心に行動が統一される傾向もみえている。国際自由労連の内部では、アフリカ問題や反共路線の具体化をめぐって、アメリカとヨーロッパの組合のあいだに、これまた深刻な対立が表面化した。

国際自由労連、ITS、ならびにAFL＝CIOは対日活動をとくに重視し、賃金調査センターを設置したり、鉄鋼労連をIMF・JCに加盟させることに成功するとともに、同盟を国際自由労連内の重要地位につけ、南ベトナム支援に積極的にのりださせた。しかし総評とこれらの組織の関係は冷却化する傾向をしめした。世界労連は総評や中立労連系組合の日韓条約反対闘争に連帯を表明したが、世界労連内の基本路線をめぐる対立は、わが国にも影響し、世界労連本部は日本の加盟組合との対立をつよめ、総評本部や中立労連系組合に接近した。こうして総評は世界労連の大会に代表団をお

くり、国際自由労連の大会には正式代表を派遣しなかった。この間、こうした複雑な情勢を反映しながら、わが国労働組合の国際交流があらたな進展をみせている。

国際労働組合組織の重要会議としては、世界労連側に、第六回世界労組大会、第四回世界教員会議、第四回国際運輸・港湾・漁業労働者会議、アメリカ帝国主義侵略反対・ベトナム労働者支援国際労働組合委員会第二回会議、食品タバコ労働組合インタナショナル第四回大会などがあり、国際自由労連側に、国際自由労連第八回世界大会、国際自由労連第七回アジア地域会議などがあった。

1　国際労働組合組織の動向

1　世界労連と国際自由労連の組織力の変化

組織人員の変化とその要因

世界の二大国際労働組合組織である世界労連と国際自由労連の組織力の変化を、それぞれの組合が発表した数字によってみると、世界労連の加盟組合員数は、一九六一年末に約一億二〇〇〇万であったのが、一九六五年一〇月の第六回世界労働組合大会の時点では、一億四三〇〇万となっており、これにたいして国際自由労連のそれは、六二年一月一日現在で五六〇二万余、六四年一二月末現在で六〇三二万余であったのが、六五年七月の第八回世界大会の時点では六一七三万余となっている。〔世界労連〕は、各国別の加盟組合ならびに組合員数の詳細を発表していないので、この約四年半のあいだに二三〇〇万の加盟組合員数の増加がどのようにしてもたらされたかについては推測するほかないが、社会主義諸国の社会主義工業の建設にともなう組織労働者の大幅増大とアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国における加盟組織の増加、そしてごく一部はフランス、イタリアなどにおける加盟組合員数の増加がその原因となっているものと思われる。これにたいして〔国際自由労連〕の加盟員数ののびが小幅にとどまったのは、ラテン・アメリカ地域やアフリカ地域で精力的な組織活動がくわだてられたにもかかわらず、アフリカでは六二～六四年に一九組織を失い、ラテン・アメリカの地域でも、新規加盟組織があったのと同時に脱退した組織の数もかなり目立ったことによる。六四年以降の数字をいま詳細に知ることはできないが、第141表に示した六二～六四年の地域別加盟員数の変化は、そのごの変化を推測するのに役立つだろう。

第141表　1962～64年における国際自由労連の地域別加盟員数の変化

	1962年1月1日	1964年12月31日
アジア	6,257,796	6,173,381
アフリカ	1,963,082	915,179
中近東	1,023,422	1,342,815
ヨーロッパ	25,909,304	26,239,443
北アメリカ	14,109,627	14,139,344
西インド諸島	427,621	548,612
ラテン・アメリカ	5,283,296	9,919,737
太洋州	1,049,992	1,049,992
計	56,024,134	60,328,503

ラテン・アメリカとアフリカにおける労働組合運動統一の動きは、次にみるように、国際自由労連にとって不利な、そして世界労連にとって有利な情勢をつくりだしている。

ラテン・アメリカの運動の統一の動き

一九六四年一月にブラジリアで開かれたラテン・アメリカ労働組合統一大会がうみだしたラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（CPNSTAL）の書記局は、六五年五月一七～二〇日にハバナで会議をひらいて、ラテン・アメリカの労働者と労働組合にたいする一般的なよびかけ、第六回世界労働組合大会にオブザーバーとして参加する決定その他を採択したが、同会議の書記局員ロベルト・モレナは、革命的キューバ労働者連合の機関紙上で次のようにのべている。「今日、ラテン・アメリカ中のさまざまな政治的傾向をもった労働組合組織や労働者団体は、ORIT（国際自由労連の米州地域組織）をはじめとする上級機関から課せられた制限や制約を無視して統一行動を行なっている。……今日、アルゼンチン労働組合総連合（CGT）、チリ労働組合中央組織（CUT）、ウルグアイ労組連合（CTU）および独裁に反対し要求と権利のためにたたかっているブラジルの多くの労働組合連合体の間は、ますますはっきりと親密なものとなっている。サルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマといった中米諸国では、労働者と統一行動を行ない、会議では、一般的にブラジリアの決議と常設会議の活動を支持している。コロンビア労働組合連合が新しく結成されたことは、この国の労働者の結集がいちだんと大きく統一されたものとなったことを明らかにした。ベネズエラ統一労働者中央組織は、労働者大衆の間で、解放軍のたたかいを支持する活動を拡大している。軍事独裁のもとにあるブラジルとエクアドルでは、労働組合は経済闘争を行ない、労働組合の自由と民主的自由を要求している。ペルーでは、ペルー労働者連合（CTP）の反動的分裂幹部は、条件の改善とすべての労働者の統一を要求している労働者農民大衆によって軽べつされている。ボリビア労働者中央組織（COB）は、いろいろな政府が、これを分裂させようと努力しているにもかかわらず、統一と戦闘的精神を維持している。チリでは、労働者統一中央組織（CUT）は、労働者大衆の統一と闘争を表明し、労働者は統一行動でこの組織を支持している。キューバでは、革命的キューバ労働者中央組織に組織された労働者と農民の支持と巨大な努力で、社会主義革命が前進し、ますます強固なものとなりつつある。そしてモレナは、「これまでに達成された成果や、統一行動が組織されたこと、私たちがきずなによって統一されていること、アメリカ帝国主義とそのあらゆる搾取形態に反対する共同闘争や連帯の表明、ラテン・アメリカ諸国の経済的、政治的、社会的構造をかえるための階級闘争、こういったことはすべて、あまり遠くない将来において統一したラテン・アメリカ労働組合中央組織を結成することができるようになるだろうということを示している」とのべている。

アフリカの動き

アフリカ地域においても国際自由労連の組織活動は困難にぶつかっている。そのうえ、アフリカ地域にたいする同労連の国際連帯基金の使途をめぐってAFL＝CIOと国際自由労連指導部とのあいだに深刻な対立が生じて、AFL＝CIOはその拠出金の返済をもとめ、この地域における独自活動をすすめる態度を明らかにしたことが、この困難とそれにともなう組織的混乱に輪をかける結果となった。六五年七月に開かれた

国際自由労連第八回大会の席上、アフリカにおける自由な労働運動の現状について報告したベクー書記長は、汎アフリカ主義の風潮が世界労連のこの地域における組織活動を有利にしていることを指摘したが、大会に出席したアフリカ諸国の代表たちも、国際自由労連が逢着している困難についてさまざまの発言を行なった。ウガンダ代表は「アフリカの自由な労働組合は極めて混乱した情勢にある……国際自由労連がアフリカから影響力を失うまいとするならば、アフリカの組合に対して技術および財政上の援助を強める必要がある」とのべたし、エチオピア代表は「共産主義的独裁を全く受け入れ可能なものとみなす風潮が高まっている」と指摘した。また南ローデシア代表は「いくつかの組織が前世界大会以降国際自由労連を脱退したことは遺憾である。……もしわれわれが欧州の条件に合致する労働組合の諸原則をその条件がない諸国にもかたくなに押しつけようとするならば、国際自由労連のアフリカ労働組合への訴える力は弱まるであろう」と主張した（月刊自由労連、六五年八～九号）。他方、六五年一〇月の世界労連第六回大会に出席した全アフリカ労連副議長W・O・グッドラックは、この問題について次のように報告している。「国際自由労連がアフリカで急速に影響力を失っていることはたしかです。また、国際自由労連が深刻な内部危機をこうむっていることもたしかです。……国際自由労連内部の危機は、アメリカ帝国主義と、イギリス、ベルギー、西ドイツ帝国主義のあいだの支配をめざす闘争です。……こうしたなりゆきの原因は、国際自由労連が、アメリカの帝国主義的目的を実現するために利用され、アフリカであまりにも悪名をとどろかせたことにあります。したがって、国際自由労連内部のアメリカ独占資本主義の手先きAFL＝CIOは、この危機を猛攻撃し、かれらは政治的援助をやめ、アフリカ＝アメリカ労働センター（AALC）という名の『トロイの馬』の機構をとおして、単独でアフリカにのりこむといっておどかしています」。

2　世界労連内の対立

対立克服の新しい動き

世界労連の内部では、六三年いらい、アメリカ帝国主義の評価、運動全体の指導路線をめぐって、ソ連をはじめとする世界労連主流派組合と中国、朝鮮、インドネシア、ベトナム、日本、アルバニアなどの加盟労組とのあいだに、対立が表面化したが、六四年にはいると、ベトナムにおけるアメリカの軍事行動の拡大、ソ連におけるフルシチョフ首相の突然の解任などという新事態の進行するなかで、若干の新しい局面が展開し、ルーマニアの組合などはソ連側をはなれて、相異点をたがいに留保しつつ一致点で統一するというやり方で世界労連を運営しその統一をまもろうとする動きをみせたのであった。そのご六五年にはいると、ベトナム情勢が一層緊迫化するなかで、世界労連内部の対立とそのごにあらわれた新局面とは並行して進行しているように思われる。世界労連の執行委員会や大会では、中国、朝鮮、ベトナム、日本その他の反対をおして主流派作成の決議案の採択が強行された。また世界労連本部は日本の加盟組合を、これまでの慣例に反して、第六回世界労組大会に正式に招待せず、オブザーバーとして参加した総評代表団を日本代表として扱った。こうして

意見の対立は組織的措置にまでおよぶかにみえたが、しかしベトナム問題に関する決議では、ソ連の主張は後退させられ、アジア諸国やアルバニアの主張を基本とする決議が、第六回世界労組大会をはじめとしてどの会議でも満場一致で採択された。ルーマニアは世界労連の民主的運営をますますつよく要求するようになり、第六回大会でもこのことを鋭く主張したし、大会に正式に招待されていなかった日本の加盟組合代表は、これに自主的に出席しただけでなく、役員選挙にさいして、以前どおり世界労連執行委員その他の地位を確保することができた。また産業別部門の国際会議では、世界労連の諸会議とは若干ニュアンスを変えて、たんにベトナム問題について全員一致の決議が行なわれただけではなく、一般決議その他についても、両派の歩みよりが行なわれ、中国その他の代表は採択にあたって反対投票をせず、留保、棄権の態度をとるか、もしくは四月の第四回世界教員会議でみられたように、両派の一致点だけをもった諸決議が満場一致で採決された。

基本路線をめぐる対立点　世界労連内部の基本路線をめぐる対立、とりわけ第六回世界労組大会にあらわれたそれの内容については、世界労働組合運動誌（日本版・六六年一月号）はつぎのように伝えている。第六回世界労組大会にサイヤンが提出した報告は、「基本的には、労働組合行動綱領の反帝国主義的反独占的階級的立場に反して、無原則的な『平和共存』の路線を……固執するつぎのようなあやまった点を含んでいました。たとえば第一に……こっそりと部分核停条約を称賛し、この方向をさらに進めるべきであると強調しています……第二に、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの民族解放闘争のもつ世界史的意義、とくに新たに独立した諸国において、帝国主義、植民地主義、新植民地主義に反対する闘争をおしすすめて、民族民主革命を完成させる闘争を軽視して、これらの諸国における主要任務を『経済開発と生活水準の向上』をはかることにおいています……第三に、資本主義諸国の労働者のたたかいについて、資本主義のもとで、経済的社会的文化的開発計画を民主的に作成して、これを実施する可能性があるかのようにいっています……第四に、労働組合の国際的統一について、行動綱領の帝国主義反対、階級闘争の立場にもとづく統一という原則をあきらかにせず、アメリカ帝国主義の政策を支持している国際自由労連指導部の分裂策動を暴露せず、逆になんらの前提条件もつけずに、彼らと『円卓会議』をひらいて統一することが可能であるかのような幻想をふりまいています……このような労働組合行動綱領の基本的立場から逸脱した路線にたいして、アルバニア、中国、朝鮮、ベトナム、全インドネシア労働者中央組織（ソブシ）、セイロン労働組合連盟、日本加盟組合の代表などは、原則的立場に立った批判行ないました。」

3　国際自由労連内の対立

AFL＝CIOとヨーロッパ

アフリカ、カナダの対立

世界労連とならんで、他方の国際自由労連の内部でも対立が表面化したことは、この時期の特徴である。対立はAFL＝CIOと他のヨーロッパ諸国労働組合のあいだに存在するもので、六五年三月にAFL＝CIOの会長ミーニーが

国際自由労連事務局をはげしく非難していらい、おもてにあらわれてきた。対立は国際自由労連の指導権をめぐるもので、AFL＝CIOは国際自由労連の反共運動の強化を要求するとともに、国際自由労連の国際連帯基金をAFL＝CIOの考えに従って管理することを要求している。ミーニーは三月と第八回世界大会開催中の七月とに、二度にわたって国際自由労連の事務局を非難するとともに、国際連帯基金からAFL＝CIOの拠出金を引きあげた。これは、アメリカの労組幹部が経営者代表とともにつくっている、アフリカ・アメリカ労働センターをつうじて、AFL＝CIOがアフリカにおける独自行動をつよめる意図をしめしたものであった。また第八回世界大会では、あらゆる分野における反共活動の強化、とりわけ反共闘争を担当する特別部門を国際自由労連内につくることを要請した。そしてさらに国際自由労連の役員選挙にさいしては、北米選出執行委員の席五つのうち、これまでカナダにふりあてられていた二を一にへらして、三つをAFL＝CIOにふりあてることを要求した。

国際自由労連と総評の関係の冷却化

こうしたAFL＝CIOの主張と行動にたいしては、西ヨーロッパ諸国やアフリカ、カナダの組合が反発したし、それ自体は加盟組織ではないが、傘下に加盟組合をかかえているわが国の総評が、国際自由労連に対する関係を冷却させる一因ともなった。この点について総評の岩井章事務局長は月刊総評(六五年一二月号)誌上で次のようにのべている。

「今年の三月、AFL＝CIOのミーニー会長のICFTU事務局非難に端を発したICFTUの内紛は、アムステルダムの第八回大会で最高潮に達した感がある。アメリカ系労組とヨーロッパ系労組との対立は周知の事実となった。アメリカ政府の代弁者として、ICFTUの諸活動を反共一本槍にひきずり込もうとしたAFL・CIOの意図は、ヨーロッパ諸国の労働組合の反発をかい、不成功に終った」。

「ICFTUを〃走狗〃にすることに失敗したAFL＝CIOは、これを機に、これまでも進めてきた独自活動をさらに強める方向に動いている。ラテン・アメリカやアフリカ諸国でAFL＝CIOのいいなりになる労組づくり工作を強引に押し進める一方、ジョンソン米大統領のベトナム北爆政策の〃売り込み屋〃として、アジア諸国労組にも、その手を伸ばそうとしている。もちろん日本も彼らにとっての例外ではない。それどころかベトナム戦争反対に結集している日本の労務者こそ、彼らにとって、まさしく〃目のうえのコブ〃にも似た厄介な存在となっていることであろう。それだけにAFL＝CIOの対日労組工作は熾烈をきわめている。今年の一月一日付で私あてに届いたAFL＝CIOラブストーン国際部長からの公開書簡、さいきんのゴーデンバーグ同国際部代表の来日などは、その間の事情を端的に物語っている。……IMF・JCにもAFL・CIOの手が伸びていると、私には思える。」(岩井章、月刊総評、六五年一二月号)。

2　国際労働組合運動と日本

1　国際自由労連と日本

活発な対日活動　国際自由労連と、その産業別組織の役割を果たしている国際産業別諸組織ITSとは、最近対日活動をとりわけ重視しているかにみえ、わが国にたいする働きかけはますます活発に行なわれた。

国際自由労連はILO八七号条約問題について積極的な発言をくりかえし、一月にILOの実情調査調停委員会が来日すると、ベクー書記長は声明を発表して、日本政府が労働組合権について組合側を満足させるような具体的措置をとらなかった事実にたいして「失望」を表明した。またILO八七号条約批准案件が議会を通過すると、六月四日ジュネーヴで国際自由労連は国際運輸労連、国際郵便電信電話労連、国際公務員連盟、国際自由教職員組合連盟などとともに、総評岩井事務局長とのあいだに「日本におけるILO八七号条約の履行についての声明」を発表して、スト権を含む完全な労働組合権が保障されるまで日本の公共部門労働者と共同の努力をつづけることを約束するとともに、日教組の団交権の獲得、春闘処分の撤回などを謳った。

六二年来日の全米自動車労組会長ルーサーの提唱にもとづき二年にわたって準備をすすめてきた賃金共同調査センターは、六五年一月三〇日についに設立された。当初日本準備委員会案では、国際代表が参加する運営委員会を理事会の諮問機関としていたが、この案はとりさげとなり、最高政策決定機関としては、日本の労働四団体から推せんする委員七名（総評三、同盟二、中立労連一、新産別一）と国際組織および日本以外の国から推せんする委員六名（国際自由労連、国際金属労連、AFL＝CIO、全米自動車労連、DGB、スエーデン・デンマークの労働総同盟各一）で構成される国際委員会が設置された。センターは四月三〇日に全電通会館に事務所を開設し、大木総評総務局長を事務所長代理に任命、六月には財団法人の認可をえて調査活動を開始した。

国際産業別組織とIMF＝JCの動き　この間国際産業別組織ITSの対日活動も活発をきわめ、六四年一二月末に国際商業事務技術労連の東京事務所が開設されたのにひきつづいて、六五年三月には国際石油化学労連が新事務所を開設した。そして国際商業労連、国際金属労連、国際石油化学労連は、それぞれ二月、八月、一〇月にわが国組合員を対象にした国際労働組合セミナーを開き、国際商業労連は、このセミナーの開催を機会に、全国大手百貨店三三労組により全国大手百貨店労組海外事情研究協議会（DILA）を組織した。また国際運輸労連は一一月二七日にはじまるわが国の海員組合のスト支援のために、①組合員にたいする激励、②ストに入った場合の食事、宿泊につい

ての援助、③日本船の荷役作業の拒否、④現地での船員供給に応じない、などの内容をもつ回状を発したし、国際鉱山労組連盟は一〇月二六～二八日に東京で第二回アジア地域鉱山労働者会議を開催した。だがわが国労働組合運動にとりわけ大きな波紋をなげたのは、国際金属労連日本協議会（IMF・JC）の動きであった。六四年五月に結成をみた同労連日本協議会は、六五年七月第三回協議会を開き、大産業別連合の実現、特に鉄鋼労連の一本加盟の促進をはじめとして広く加盟を呼びかけ、地方組織を整備するなどの目標をかかげるにいたったが、それは国際金属労連への加盟組合のたんなる協議体の性格を脱して、金属共闘に対抗する大産業別組織を新たにつくりあげていく方向を打ち出したものと解された。そして、鉄鋼労連に対して激しい工作をつづけ、六六年二月にはついにその加盟を実現させた。しかしこうした動きは総評側の強い反発をまねくことにもなった（I「労働組合の組織状況と組織運動」を参照）。

このほか、国際自由労連加盟組合のうち、AFL＝CIOは、国務省によって六二年いらい開始された日米労働関係人物交流計画を基礎にして、わが国労組とのあいだに産業別の交流をすすめたし、西ドイツのDGBは、エーベルト財団によってその代表をわが国に常駐させ、わが国労組との不断の接触をはかったことが注目される。

国際自由労連とその加盟組合ならびにITSの動きにたいして、総評と同盟はそれぞれ別の反応をしめした。

同盟の反応　同盟は六五年七月の第八回世界大会で滝田会長代理を自由労連副議長に、また六五年四月の第七回アジア地域会議で和田副会長を同アジア地域組織会長に就任させて、これまでよりも一段とふかく国際自由労連のなかにはまりこんだだけでなく、とりわけベトナム情勢の緊迫するアジア地域においては、国際自由労連の方針にそいつつ南ベトナム、韓国などの労組との提携を積極的に推進しようとはかった。すなわち、六五年五月一三日の第三回中央評議会で「南ベトナム労働者との交流・提携を深めていく」ことを声明した同盟は、九月二三日に同盟代表団をつくって民社党との合同調査団として南ベトナムに派遣し、南ベトナム労働総同盟と交渉して、南ベトナム労働者との組織的交流の端緒をつくりだしたが、一〇月一〇日には総評や中立労連の日韓条約批准反対の運動が高まるなかで、亀山副会長を団長とする使節団を韓国におくって、韓国労組総連盟とのあいだに、両国の国交正常化のすみやかな実現、アジアにおける民主的労働運動の国際協力、両国労組の交流の積極化、経済協力と公正な労働条件の確立などを謳った共同声明を発表した。そして六六年一月の同盟第二回大会には、台湾、フィリピンの労組、AFL＝CIO、国際自由労連の代表とならんで、韓国と南ベトナムの労働代表を招き、これらの代表の居ならぶ面前で、「南ベトナム労働者支援活動に関する決議」を採択した。

総評の反応　他方総評は、国際問題について公式には国際自由労連と相反する立場をとっていただけに、ベトナム情勢が緊迫化するにつれて、国際自由労連やアメリカのAFL＝CIOとのあいだがらを冷却化する方向をたどった。

六五年一月一〇日AFL＝CIOの国際部長ラブストーンは岩井総評事務局長宛に手紙をよせたが、それは総評の運動方針についてつぎのように詰問していた。「総評組合員のうち、多くのまた重要な部分を占める人びとが反対している外交政策を、日本政府にとら

せることを要求する多くの街頭デモを、貴組織は何故支持し、これに参加するのですか。」……「何故あなたは総評の組合に、各組合は『反共労働運動と呼ばれているものにおちこまないように注意しなければならない』と急いで警告するのですか。」……「あなたは国際情勢に関しては世界労連の基本的立場を積極的に支持してこられました。そうする限り、あなたは『世界の平和を促進して』いないわけで、実は共産主義者の世界支配のための運動に手を貸しているのです。」そして手紙は、総評が一貫して日米安保条約とそれによって日本に課された政治的経済的体制に反対してきたと断言していることに「当惑」するとのべ、日本にあるアメリカの基地は日本とアジアを共産勢力からまもっており、「日米安保条約は日本の国家の独立を守るために、世界の平和を守るために実際貢献しているのです」と主張していた。この手紙を受け取った総評は、一月に鈴木誠市国際局次長がラブストーン宛に、三月太田薫議長がミーニー会長宛に返書をおくり、ＡＦＬ＝ＣＩＯの主張に逐一反論をくわえた。鈴木氏はそのなかで「貴簡を読む日本の労働者がひとしく不快をおぼえるであろう」とのべ、共産党員の問題については、「日本の労働者の生活にとっての最大の脅威は共産主義ではなく、いわゆる〝日本の政治の逆コース〟」であって、「共産党員も同じ仲間の労働者」であり、「労働組合が組合員を共産党員又はその支持者であることを理由に、除名したり排除することは、法律によって共産主義者を弾圧することを肯定するもの」だと反論し、さらに安保条約の問題については、「あなたは、日本を守るためにアメリカは犠牲的に軍事基地を日本において沖縄を犠牲にこそすれ、これに正当な保証を与えたでしょうか……わたくしたちは、アメリカが日本を守ってやっているという考え方には同意しません」とのべていた（月刊総評、六五年三月）。また太田議長が三月におくった手紙は鈴木返書の主旨をさらに詳細に展開したものであった（月刊総評、六五年六月）。

一方総評は、アメリカの北爆によってベトナム情勢が緊迫化すると、二月一八日ジュネーヴ協定参加国の労働組合に電報をおくり、ベトナム戦争の速やかな解決を求めてそれぞれの政府に働きかけるよう訴えたが、ＡＦＬ＝ＣＩＯは、リンドン・ジョンソン大統領のとった「報復措置」を「全面的に支持する」との二月二七日付ＡＦＬ＝ＣＩＯ執行評議会の声明をもって総評に対する回答にかえ、双方の折りあう余地はなかった。

また総評は、国際金属労連日本協議会の動きに対しても、これまでにない強い反発をしめし、これを「国内労働戦線の新たな分裂策動」とみなして、その大産業別組織化の動きに強い態度で反対した。この点について岩井事務局長は月刊総評誌上で次のようにのべている。「総評は、諸外国の労働組合の経験に学び、同時に労働者の連帯を強めるために、各組合が国際諸組織の産別労組インターとの交流を深め、すすんでこれに加盟することはむしろすすめている。その意味では鉄鋼労連などがＩＭＦに加盟することには何の問題もない。問題はＪＣの活動方針にある。……ＪＣは国内労働戦線のなかに新たなナショナル・センターを持ちこむこと、つまり国内労働戦線の新たな分裂を策していると考えられる。そして、その背後には、ＡＦＬ＝ＣＩＯの反共工作＝日本労働運動の右翼化工作があるように思われる。とくにＪＣが賃金、時短闘争などで『相互協力のなかで連絡共闘の実を期してゆく』として、総評・中立労連の春闘

共闘、そのなかの金属共闘に対抗する方向を打出している点で、一層AFL＝CIOとのつながりを推察することができる」(岩井章「国際労働運動情勢と総評の国際路線」月刊総評六五年一二月号)。

以上のような経過をたどって、総評は国際自由労連とのあいだがらを冷却化し、七月の国際自由労連第八回大会には、総評としては正式代表をおくらず、総評加盟組合からは原口全鉱委員長が参加しただけであった。

2　世界労連と日本

日韓条約と世界労連

世界労連は日本の問題については、とくに日韓会談のもつ意義を重視し、執行局は三月一六日「日韓基本条約の締結に反対する声明」を発表した。声明はその中で次のようにのべている。「アメリカ帝国主義は、侵略戦争を拡大することこそ、アジア、とくにベトナムでアメリカ帝国主義がこうむっているあいつぐ敗北からぬけだすただ一つの道であると考えている。日韓会談をとりいそぎ妥結させる目的は、まさに東アジアにおいて、日本の軍国主義者、朴正熙かいらい、蔣介石一味のあいだに軍事的同盟をうちたてることにある。こうした策謀は、社会主義諸国やアジアの他の平和愛好諸国にたいする戦争と侵略の政策、とくにインドシナにおける侵略戦争を拡大しようとするアメリカ帝国主義者の政策の中で、欠くことのできない一部をなしている。……この条約の目的は、この国（南朝鮮）におけるアメリカ帝国主義者の植民地支配を維持し、朝鮮の平和的再統一を阻止することにある。日本の軍国主義者と独占は、この条約を、南朝鮮にたいする支配をふたたび押しつけ、かつての植民地帝国を復活させるための機会であると考えている。……世界労連は……アメリカ帝国主義とその手下の侵略的策謀を断固として非難するとともに、基本条約にかんする日韓会談をただちにやめること、および日本と朝鮮の人民の基本的利益に反するいっさいの協定を破棄することを要求する。」

国際自由労連系の組合が、ベトナム戦争拡大と日韓条約の締結に反対する総評の運動にたいして詰問的な質問をよせたのにたいし、世界労連はこれらの問題について日本の労働組合の大多数がとった立場を支持し、これへの「完全な連帯を表明」したのであった。

基本路線対立の日本への影響

しかし、世界労連内部の基本路線をめぐる対立は、世界労連とわが国の労働組合との関係に複雑な影響をあたえた。

世界労連は一月の執行局会議で、世界労連日本出版協会を閉鎖し機関紙「世界労働組合運動」の日本語版を廃止することを決定した。理由は財政上の困難にあるとされたが、実際には基本路線をめぐる世界労連内の対立が関係しているものとみられ、この措置にたいして全建労、全日自労、全自交などわが国の世界労連産業別部門加盟組合は反対し、世界労連日本出版協会は、協会は全労連がアメリカ占領軍によって解散させられたときに日本の労働者が自主的につくった組織で、これを五六年以後世界労連が財政的に援助するようになったにすぎないから、「世界労連が一方的に閉鎖したり、その活動を停止したりする権限はない」との態度を明らかにするととも

に、六五年四月号から独自の編集で日本版「世界労働組合運動」誌の発行をつづけることとなった。そして世界労連のこうした決定にたいして、七月の世界労連第二九回執行委員会で日本側は抗議したが、しかし本部の決定は多数をもって承認され、変更をみなかった。

また一〇月には第六回世界労働組合大会が開かれたが、世界労連本部が日本の加盟組合を招待せず、これを代表して自主的に出席した本条らは、日本代表団としてではなく、産業別部門加盟組合の代表として参加をみとめられたという有様であった。

世界労連の総評への働きかけ

こうして世界労連本部と日本の加盟組合との関係はいちじるしく悪化したが、その一方で世界労連本部は総評や中立組合との関係の改善に力をそそいだ。七月に総評第二八回定期大会が開かれると、世界労連はビトッシ議長をおくり、大会終了後は、総評、社会党系の被爆二〇周年原水禁世界大会に出席させた。第六回世界大会にさいしては、加盟組合をさしおいて総評にだけ招待状を送り、総評も五人からなる代表団をオブザーバーとしてこの大会に派遣した。また金属機械労働組合インタナショナルはわが国の全造船機械を提唱者にして、二月二二～二五日にワルシャワで世界造船、船舶修理労働者会議を開催した。世界の造船業にしめる日本の地位からして当然のこととはいえ、日本の中立組合の提唱を世界労連の産業別インタナショナルが全面的に支援して国際労働者会議を開くということは、これまでにみられなかったことであった。

世界労連内の基本路線をめぐる対立は、ソ連と中国の労働組合の総評に対する関係にも当然反映した。五月ソ連を訪問した岩井事務局長他三名からなる総評代表団は、全ソ労働組合中央評議会とのあいだに、日ソ労働組合交流委員会の設立を申し合せた。そして総評はその後委員会設置について中立組合とも話合いをすすめ、六六年六月に、ソ連労組中央評議会グリシン議長を団長とする代表団をわが国に迎えた。また六五年九月には宝樹委員長を団長とする全逓代表団が訪ソした。

他方、中華全国総工会と総評との関係は、これとは逆の方向をたどった。五月訪ソした岩井事務局長らは、最初は帰途中国を訪問することを予定していたが、健康上の理由ということで予定は実現をみなかった。さらに総評第二八回定期大会には、総工会から唐章国際部副部長をふくむ代表が出席したが、大会席上行なった挨拶のなかで、唐章はいかなる国の原水爆実験にも反対し部分核停条約を支持するという総評の方針を批判し、「総評の方針が中国の核実験を名ざしで攻撃しているのは残念である。米帝にとってだけ有利である。この間違った態度を改めるよう希望する」とのべた。しかしこの点で総評主流は既定の方針をあらためることなく、意見の対立はそのままのこされた。

3　わが国労働組合の国際的加盟関係の変化と国際交流

加盟関係の変化

六五年から六六年上半期の時期には、わが国の全国単産の国際労働組合組織にたいする加盟関係には、次のような変化がみられた。日本国有林労働組合(日林労)が六五年九月に、海外移住事業団労働組合が一二月に同盟に加盟し

第142表　労働組合の国際交流による年別出入国者数

	出国者数		入国者数	
	国際自由労連系労組との交流を目的とするもの	世界労連系労組との交流を目的とするもの	国際自由労連系	世界労連系
1963年	160	238	35	62
1964年	455	314	67	114
1965年	253	814	74	57

備考　労働省調べ

たため、これらの組合は同盟をつうじて自動的に国際自由労連傘下組合となった。このほかは国際自由労連にも世界労連ならびにその産業別インタナショナルにもあらたに加盟した組合はなかった。ITSについては、鉄鋼労連が国際金属労連にその日本協議会をつうじて加盟した（この問題についてはI参照）以外に、おもてだった変化はみられなかったが、しかし、国際商業事務技術労連が駐日代表をおいて全国大手百貨店労組をあつめ、全国大手百貨店労組海外事情協議会（DILA）を結成したこと、私鉄総連が国際運輸労連加盟を問題にし、六五年七月の大会では決定をみず、この問題をさらに一年間下部の討議にゆだねることにしたことが注目される。

国際交流の促進　以上みたように、わが国労働組合の国際加盟関係には大きな変化はなかったが、上の表にみるように、労働組合の国際交流は、この間にいちじるしく促進された。これは、ベトナム戦争の拡大にともなってアジアと世界の情勢を決するうえでの日本の地位の重要さがまし、国際労働組合組織のわが国労働組合にたいする働きかけもそれぞれの立場から強められたこと、いわゆる中ソ対立がソ連と中国のわが国を対象とする交流運動に拍車をかけたこと、総評も同盟もいまや長年の国際交流における受動的な立場を若干脱し、かなり自主的に交流促進にのりだしはじめていること、などによるものと思われる。もっとも、国際自由労連系組合との交流のために出国したものの数は、六四年の四五五名から二五三名に減っているが、これは、六四年に日教組欧州視察団一三〇名、日高教欧州視察団五六名、欧州労働福祉視察団労組代表七二名、核禁青年労働視察団七二名など、特殊な代表団や視察団が出国したためで、六五年に労働組合の交流活動が減退したことを意味しない。また世界労連系組合との交流のための出国者数が六五年に大幅に増大しているのは、世界青年学生平和友好祭に出席するつもりでソ連に渡り、これへの出席を中止した総評一〇〇名の代表団、八月の「日ソ友好と平和のためのハバロフスクの集い」に、総評青対部の呼びかけで設立された日ソ青年友情委員会を母体にして参加した二五四名、中日青年友好会出席代表団三五名などという大型の代表団が六五年に集中して出国したからであるが、こうした特別のものを除外しても、世界労連系組合との交流がこれまた伸張していることは事実である。

3　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の諸会議

〔一九六四年〕

協議と反独占統一行動のための世界労働組合委員会第二回総会

一二月一四～一七日ドイツ民主共和国のライプチヒで開催され、会議には四一カ国九七名の代表が出席した。代表をおくった組織の四割までは、国際自由労連、全アフリカ労連、中立組織など世界労連以外の組織に属するものであった。

会議は、「委員会の組織および運営に関する報告」と「貿易を発展させるための労働組合の共同政策ならびにこの問題に関する世界労働組合会議の組織計画についての報告」を検討したのち、六三年に選出された臨時小委員会を常設小委員会にかえること、およびこの委員会で計画して、貿易を発展させるための世界会議を一九六六年中に開催することを決定した。なお世界労連書記長ルイ・サイヤンは総会の結語のなかで、この会議に先立ち、一二月八日にイタリア労働総同盟とフランス労働総同盟が反独占闘争における協定を結んだこと、同じような相互協定を総評やインドネシア労働組合中央組織が締結することが望ましいこと、アフリカの諸労組がヨーロッパ・アフリカ労働組合連帯会議開催の構想を発展させており、常設委員会はこの問題に特別の関心を払うべきであること、などを指摘した。

〔一九六五年〕

世界造船・船舶修理労働者会議

一九六五年二月二二～二四日にワルシャワで開催されたこの会議は、フランス・イタリアなどヨーロッパの造船産業関係労組の呼びかけに応じて、金属機械労組インタの支援のもとに全日本造船機械労組が提唱して開かれたもので、一六カ国の代表と金属インタ代表が参加し、わが国からは、全造船機械労組の中央執行委員長天野正夫を団長とし書記長長谷川勲を副団長とする六名の代表団が出席した。

会議の議題は①海運と世界貿易の動き、②造船産業の現状と造船・船舶修理労働者のおかれている諸条件――造船産業の新技術導入を中心とした合理化の実態、合理化が労働者に与えている影響、③世界造船、船舶修理労働者の要求と闘争の発展――賃金引上げ、賃下げを伴わない労働時間短縮、労働強化反対、首切り反対、完全雇用、労働災害の防止と災害に対する完全な補償、国際連帯での統一行動、④世界造船・船舶修理労働者の経験交流と国際連帯の強化であって、天野委員長は会議の議長団に選ばれ、また会議の基調報告を行なった。ついで各国代表と金属インタ代表がそれぞれ報告を行ない、最後に「世界造船・船舶修理労働者会議の声明」と「ナチ

の犯罪にたいする時効適用意図に抗議する」の二つの文書を採択した。「声明」は「全世界の造船・船舶修理産業のすべての労働者に適用できる統一した要求綱領」の主要点として次のものをあげている。

賃下げなしの労働時間短縮と、解雇やスピードアップに反対すること。実質賃金のひきあげ。危険な作業から生ずる危険、および職業病から、とくに効果的にまもり、災害のばあいは完全に補償すること。有給休暇の延長。退職年金受給資格年齢の引下げ。製造過程におこった変化からみて、労働者を再訓練する便宜を設け、このさい再訓練期間の賃金や新しい職種において差別を設けないこと。労働条件が影響するような生産における変化があるばあいには、これらの変化によって労働者の状態が悪化しないよう、これについて交渉する労働組合の権利をかちとり、拡大すること。

第四回世界教員会議　四月一〇～一六日アルジェで開催され、会議には六七カ国一一三七万人を代表する二三〇名の代表が参加した。わが国からは日教組副委員長笹川運平を団長とする九名の日教組代表団が出席し、笹川団長が会議の議長団に加えられた。

会議の議題は「発展途上の諸国における全児童の就学問題とこの目標達成のための教師の国際連帯」、「研修にかんする教師の基本的要求と要求実現のためにとらるべき全般的方策」の二つで、会議に先立ち中国側が議題に反アメリカ帝国主義の姿勢が欠如していることを強く指摘していたことからも予想されたように、会議の討論は非常な困難に当面したが、結局困難は克服され、会議は「一般決議」に、普通教育の経済的社会的諸問題、農山漁村における就学問題、教師間の協力と国際連帯、全児童の就学によって生ずる教育学的諸問題、教師の養成の促進と資格の向上、帝国主義、ベトナム、コンゴ（レオポルドビル）、南朝鮮の情勢、マラヤ、シンガポール、北カリマンタンの問題、人種差別に反対するアメリカ黒人の闘争、ラテンアメリカ、フアシズムに反対するスペイン人民の闘争の問題などに関する諸決議とを、満場一致で採択した。一般決議では資本主義国の教員の問題について次のようにのべている。

「資本主義諸国では、支配的な文化は政治的に支配する階級のものである。学校はこの支配に奉仕するものとなっている。たしかに、発達した資本主義諸国における条件は、現在高い水準の文化と知識の普及を必要としている。労働者大衆は当然のことながら、ますます深く広い教育を望んでおり、これによってますます複雑な近代的経済によって必要となっている職業の技能をうるためにたたかっている。これらの勤労大衆にとっては中級および高級教育施設の門戸を広く開放する教育民主化のための闘争は、緊急な性格をおびている。しかし独占はこれに対して何百万という人民の息子の進学の機会や才能をわざと犠牲にして、自分たちの利潤追及の必要だけにもとづく学校政策を対置している。この二つの和解しがたい態度によって、進学と教育の問題は民主勢力と帝国主義勢力の間の主要な闘争戦線の一つとなっている。

これらの国ぐににおいては、文化と学校が国民の良心をくもらすようなやり方で利用されていることを強調する必要がある。アメリカでは、進学はあわれむべき人種差別法規のもとにおかれている。この会議は、正当にも、これらの事実とたたかい、資本主義的支配に反対する闘争の全般的な枠内に自分たちの闘争をおくよう、諸国民、とくに教員によびかける。」

「世界の教員は、各国の勤労大衆と団結して、植民地主義、新植

民地主義、アメリカを先頭とする国際的帝国主義からすっかり解放された新しい世界をめざしてたたかおう。教員は、人間による人間の搾取から決定的に解放され、平和と自由のなかに生きる新しい人間を養成するために努力しよう」。

またベトナムに関する決議は、南ベトナム解放民族戦線とベトナム民主共和国の立場を支持し、「前提条件なしの平和と話し合い」という「アメリカ側の陰謀」を失敗させるよう呼びかけている。

第四回国際運輸・港湾・漁業労働者会議

五月一〇～一五日ソフィアで開催され、五〇カ国二二〇名の代表が参加し、日本からは全港湾の佐野国夫のほか日本航空、全自交、国労から合計六名の代表と総評からオブザーバー一名が参加した。

会議ではチャテルジー書記長が「生活・労働条件の改善、労働組合の民主的権利、民族独立と平和をめざす闘争における運輸・港湾・漁業労働者の統一行動をめざして」と題する一般報告を行なったあと、自動車、鉄道、港湾、航空、海運、漁業の各業種別委員会が開かれた。討論の中心となったのは、アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争に反対する国際統一行動の問題で、中ソの代表のあいだで激しい討論が展開されたが、不一致の点をとりのぞき、統一できる問題を追及することによって、ほぼ一致した結論に到達した。しかし一般報告については中国とアルバニアは態度を保留した。採択された決議は次のとおりである。①一般決議　②運輸・港湾・漁業労働者の統一のためのアピール、③第六回世界労組大会を支持するアピール、④ベトナム労働者人民との連帯のためのアピール、⑤北カリマンタン、マラヤ、シンガポールの人民の闘争に連帯をしめす宣言、⑥アメリカ帝国主義者のキューバボイコットと航海の自由の侵害に抗議する決議、⑦ドミニカ共和国にたいするアメリカの帝国主義的侵略についての決議、⑧ブラジル労働組合員の迫害に抗議する決議、⑨西ドイツ報復主義者の核武装に抗議する決議　⑩南朝鮮にかんする決議、⑪キプロスに関する決議　⑫コンゴ（レオポルドビル）とアンゴラに関する決議、⑬エアハルトへの手紙。

アメリカ帝国主義侵略反対・ベトナム労働者支援国際労働組合委員会第二回会議

六月二～七日にハノイで開催され、四五カ国五二団体一二九名の代表が参加した。わが国からは総評を代表して加藤万吉組織局長ほか一名、アジア・アフリカ労働者会議日本準備会を代表して本条嘉久雄全建労委員長と中森謹重民放労連組織部長が出席した。

会議では世界労連ビトシ議長の開会のあいさつ、フレボン書記の委員会書記局の報告についで、ベトナム労働総同盟チャン・ザン・ツェン副議長とチャン・バン・タン南ベトナム解放労組連盟代表がそれぞれ報告を行なった。会議の事実上の主要報告となったのはこの南北ベトナムの代表のそれで、両名はともに、「ベトナム問題解決の唯一の道は、アメリカが南ベトナム侵略戦争をやめ、南ベトナムからすべての軍隊・戦争物資を引き揚げ、南ベトナム人民自身に解決させ、北ベトナムにたいするアメリカの戦争をやめることである」と強調した。中国、朝鮮、インドネシア、アメリカ、キューバ、オーストラリアなど多くの代表は、アメリカのジョンソン大統領のいう「平和的話合い」はけっして真の平和を目指すものでなく、その逆である、と主張した。会議が採択した決議の起草にあたっては、激烈な討論が行なわれた。会議の書記局が起草した一般決議案では

「ある国では義勇軍派遣運動がたかまりベトナム支援が強化されているが、この運動をさらに広めなければならない」とのべていながら、その具体的な運動目標としては①各国のアメリカ非難、②精神的・物質的援助、③デモ、集会、抗議運動、④アメリカの武器輸送拒否をあげていたにすぎなかったのにたいして、中国は義勇軍派遣をこれに加えることを強く要求し、南ベトナムやラオスも原案に不満をのべた。そこで「総評としては、決議案の内容を高めて満場一致となるよう提案し、北ベトナム総工会議長が中ソ間の調整にあたった結果、原案を修正して満場一致決定した」と加藤代表はのべている（『週刊労働ニュース』、六五年六月二一日号）。

会議は、「一般決議」、「世界の労働者と労働組合にあてたアピール」、「南ベトナムの労働者と人民への手紙」、「アメリカの労働者と人民にあてたメッセージ」の四つの文書を採択し、「一九五四年のジュネーヴ協定」締結一一周年にあたる一九六五年七月二〇日と南ベトナム解放民族戦線結成五周年にあたる一九六五年一二月二〇日に、ベトナム人民の闘争を支持しこれと連帯する大運動をおこすことを決定した。なお採択された文書のうち「一般決議」はつぎのようにのべている。

「会議は、南ベトナム解放民族戦線の一九六五年三月二二日の声明にのべられている五項目の立場と、ベトナム民主共和国政府が一九六五年四月八日に明らかにした四項目の立場を全面的に認め、これがベトナム問題解決の唯一の確かな基礎であると考える。この基礎に立って、会議はつぎの目標で勤労者と労働組合組織の闘争をすすめることを決定した。

①アメリカの侵略即時中止、②アメリカ軍の即時撤退。南ベトナムにおけるアメリカ軍事基地の撤去、③ベトナム民主共和国にたいする爆撃、銃撃、その他の侵略行動の即時中止、④アメリカ政府によるベトナムにかんする一九五四年のジュネーヴ協定の尊重と実施、⑤南ベトナム解放民族戦線の政治綱領にもとづき、外部の干渉なしに、南ベトナム人民自身によって南ベトナム問題を解決すること、⑥南ベトナム人民を真に代表する唯一のものとして南ベトナム解放民族戦線を承認すること、⑦いかなる外部の干渉もなしに、ベトナムの二つの地域の住民によってベトナムの平和的統一を解決すること」

「会議はあらゆる国の労働者と労働組合にたいして、つぎのことを目指していちだんと広範で効果的な行動をおこすようよびかける。

①ベトナムにたいするアメリカ帝国主義の侵略と政治的謀略を精力的に非難し、糾弾する宣伝活動を強化すること、②南ベトナム解放民族戦線とベトナム民主共和国の立場をいっそう広く、かつよく知らせること、③全ベトナム人民にたいするアメリカ帝国主義者の犯罪的侵略に反対し、ベトナム人民に対する連帯と支持を表明するため、集会、デモ、ストライキ、アメリカの軍隊や武器などの輸送を拒否するなど、あらゆる適切な形態で、労働者および他の階層の人びとによる大衆行動を倍加させること。④アメリカ侵略者に対する最終的勝利をいちだんと早めるために、とくに南ベトナム解放民族戦線に、その戦闘力を強化する手段をあたえるための資金や医薬品、食糧、衣料などを集め、南ベトナム解放労働組合にすみやかに送ることをめざして幅広い多面的な運動をおこすこと。」

世界労連第二九回執行委員会　七月一三～一七日プラハで開かれた。会議の開催地ははじめローマ

が予定されていたが、イタリア労働総同盟内に世界労連にたいする批判があり、脱退論さえでているために、変更された。会議は、一〇月開催予定の第六回世界労働組合大会の二つの主要議題に関する報告大綱草案の討議をはじめとする同大会の準備活動、ベトナム人民の闘争支援、その他若干の組織上の問題について討議したが、わが国からは本条嘉久雄執行委員が参加した。

報告大綱草案については、インドネシア、ベトナム、中国、朝鮮、日本などが労働組合行動綱領の基本路線からはずれたいわゆる「平和共存」路線にたつものだとして、これに批判をくわえ、ルーマニア代表は、草案がのべている「ヨーロッパ・アフリカ労働組合連帯会議」の計画に反対した。イタリア代表はアジア諸国の代表とは逆の立場から草案に反対し、会議終了の前日に帰国して、七月一日ローマで、草案の世界情勢分析は図式的、イデオロギー的で、構造改革路線を十分とりいれていないという理由で、これに反対する旨の声明を発表した。イタリア代表の発言は行動綱領の修正までも要求していたが、これにたいしてフランス代表は、行動綱領の修正に反対し、またイタリアが世界労連を地域的組織に区分することを主張していたのにたいしても、現状では不適当だと反論したが、他方、世界労連の運営について中国が主張するように満場一致の原則をとることは民主主義に反すると主張した。キューバ代表は、報告大綱草案に賛成したが、ラテン・アメリカ諸国の労働者が行なっている武装闘争を世界労連が支持するよう要求した。これにたいしてチェコスロバキア代表は、一九四九年のアジア・太平洋地域会議で世界労連は武装闘争の支持をとりあげることはできない旨決定していると主張した。こうした討論のすえ、草案は若干の修正を加えて七月末に発表された。

会議はまた、一月の第四七回執行局会議で中国やインドネシアの代表の反対をおしきって決定された世界労連内部機構の改革と縮小、勤務員の解雇、日本、スウェーデン、ブラジルなどの機関誌出販局の閉鎖などを、多数決で承認した。

なおこの会議の席上、これまでの慣行を無視して日本の大会実行委員会を第六回世界労組大会に招待せず、また規約に反して世界労連加盟組合の招待も行なわないこと、世界労連本部勤務員小森良夫の解任を強行したことなどが明らかになった。

会議はこれらの問題で紛糾をかさねたが、しかし「ベトナムについての宣言」を満場一致で採択した。宣言は次のようにのべている。「世界労連第二九回執行委員会は……アメリカ帝国主義者の侵略をはげしく非難する。……『無条件の話合い』によってベトナム問題を解決しようという非難すべき政策は、ジュネーブ協定、国際法の諸原則、人権の普遍的宣言をふみにじるこれらの犯罪を、けっしておおいかくしうるものでない。……執行委員会は一九六五年三月二二日の宣言にふくまれた南ベトナム解放民族戦線の五項目、および一九六五年四月八日のベトナム民主共和国政府の宣言にもられた四項目の立場を完全に支持する。……次の要求をめざしてできるだけ広い規模ですべての大衆行動を発展させなければならない。①アメリカの侵略の即時中止、②南ベトナムのアメリカ軍の即時撤退と軍事基地の一掃、③ベトナム民主共和国にたいする爆撃、機銃掃射、その他の侵略行為の即時中止、④アメリカ政府によるジュネーヴ協定の厳守、⑤南ベトナム解放民族戦線を南ベトナム人民の唯一の正当な代表として認めること、⑥南ベトナム解放民族戦線の政治

綱領にもとづいて、南ベトナム人民が外国の干渉なしに、南ベトナム問題を解決すること、⑦外国の干渉なしに、ベトナムの二つの地帯の人民が、ベトナムの平和的再統一の問題を解決すること。」

食品タバコ飲料産業ならびにホテル・カフエ・レストラン労働組合インタナショナルの第四回大会

九月一六～一九日にプラーハで開催され、わが国からは食品共闘連絡会議から岡村全森永委員長を団長とし佐藤全専売書記長、堂脇全専売中執を団員とする三名の代表が参加した。帰国した代表の報告によると「大会の特徴は一口で言えば独占に対してどう団結を強めるかだった。」また大きな議題は「平和共存」と「南ベトナム問題」で、フランス、イタリア、チェコ、ルーマニア対アルバニア、インドネシア、中国のあいだではげしい討論が行なわれたが、「日本の代表は中立の立場を堅持していく方針をとった。」

大会ではフランスやイタリアの論点をとおした一般決議やその他の諸決議が採択され、「中国派は白票を投じた」。イタリアは食品インタの組織の枠をこえた国際的な業種別共闘組織をつくることを提案し、日本代表団もこれに賛成したが、この問題について大会では決議は行なわれず、インタ事務局で検討されることになった。大会の席上わが国代表はわが国の食品労働者が当面する問題と闘争の実情を明らかにし、「日本の食品労働者のすべてが、この第四回食品インタの決議にそって、皆さんとの連帯をつよめ、あらゆる困難をのりこえてたたかいをつよめる決意をもっている」ことを表明する「日本代表団のアピール」を発表した。大会はインタの新役員を選出し、議長にはクラウディオ・トルフィ（イタリア）、書記長にはエリオ・モヤ（キューバ）が選出された。

第三〇回執行委員会
第一四回総評議会

世界労連第三〇回執行委員会が、一〇月六日に世界労連第一四回総評議会が一〇月七日に、ワルシャワで開かれ、わが国からは本条嘉久雄執行委員が出席した。これらの会議は第六回世界労組大会の準備について討議し、ベトナムとアルバニアの共同提案で、「アメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対する闘争」を大会の議題に加えることを満場一致で可決した。またこれらの会議では、産業別インタを通じて世界労連に加盟している日本の組合が大会に招請されていない問題が討議されたが、本条執行委員は、現行規約の精神も長年の慣行もその権利を保証しているのに、これらの組織を招請しないのは、「政治的な差別と排除の策動」であると主張した。そして結局この問題は大会の資格審査委員会に付託されることになった。

第六回世界労働組合大会

一〇月八～二二日にワルシャワで開催され、一億五九一一万四〇〇〇名の労働者を代表する九〇ヵ国五二七名の代議員、オブザーバー、来賓が参加した。このうち世界労連加盟の全国中央組織加盟の労働者は一億三七九三万八〇〇〇名、世界労連およびその産業別部門に加盟する代表は三三七名であった。また大会にオブザーバーを送った組織のなかには、チリ統一労働者中央組織、サントドミンゴ労働者連合、コロンビア労働者全国連盟、インドネシア回教徒労組連盟、全アフリカ労連、アルジェリア労働者総同盟、アラブ共和国労組連盟、シリア労組総連盟、ユーゴスラビア労連、などがあり、日本からは、世界労連産業別部門に加盟する組合から、全建労本条嘉久雄委員長と全日自労国崎茂之委員長が代議員として参加し、総評から井上勇政治部長ほか五名がオブザーバーとして参加した。総評代表

団は大会議長団に一名加わることを要請されたが、総評の方針にしたがってこれを辞退した。これにたいし本条、国崎の両氏は、サイヤン秘書から総評代表団がうけた報告によると、日本代表団という資格ではなく、産業別部門加盟組合の代表として大会参加を「黙認」されたものであるという（総評国際部「世界労組大会代表団報告」、労働経済旬報昭四一年一月下旬号による）。

大会の議題はつぎのとおりであった。①労働組合行動綱領の実践と統一をめざして世界労連がとった措置の検討、および世界労働組合運動の前進と現状、統一、連帯、労働組合の国際関係の新しい可能性（報告者、世界労連書記長ルイ・サイヤン）、②民族独立を達成し、これを強化し、独立した経済的社会的発展をめざし、帝国主義、植民地主義、新植民地主義に反対する植民地諸国および新たに解放された諸国の労働者および人民の闘争にたいする労働組合の国際連帯の発展にかんする報告（報告者、世界労連書記ルイス・パディラ）、③ベトナムにおける情勢とアメリカ帝国主義侵略者にたいするベトナム労働者と人民の闘争にかんする報告（報告者、ベトナム民主共和国労働組合連盟議長ホアン・クオク・ベトならびに南ベトナム解放労働組合連盟常任委員チャン・ホアイ・ナム）、④世界労連規約改正委員会の報告、⑤会計監査委員会の報告、⑥大会小委員会が提出した文書の採択、⑦総評議会の選出、⑧世界労連指導機関の選挙、⑨その他。

大会第一日目の八日には、〔世界労連結成二〇周年の記念集会〕が行なわれ、大会の正規の議事は九日から行なわれた。

第一議題、第二議題の報告は、六四年一〇月の第一三回総評議会や六五年七月の第二九回執行委員会に提出された報告大綱草案の立場に立つもので、これにたいして中国、朝鮮、日本、セイロン、インドネシアなどの代表がきびしい批判をくわえたため、大会では激しい討論が展開されることとなった。この点について本条、国崎両氏は次のようにのべている（「世界労働組合運動」一九六六年一月号による）。

「世界労連書記長ルイ・サイヤンの出した報告は、言葉のうえでは労働組合行動綱領の正しさが第五回大会以後の経過によって証明されたとのべ、アメリカ帝国主義の侵略と戦争の攻撃を非難した部分もありましたが、基本的には、労働組合行動綱領の反帝国主義的反独占的階級的立場に反して、無原則的な『平和共存』の路線を固執する次のようなあやまった点をふくんでいました。たとえば、第一に、平和を守り、国際緊張を緩和させるには『核軍備競争』を制限させ、これまでにとることのできた最初の措置をさらに進めることが可能であるというように、こっそりと部分核停条約を称賛し、この方向をさらに進めるべきであると強調しています。西ドイツの核武装の問題も、これがアメリカ帝国主義の支持によっておしすすめられていることが明らかにされていないことは、アメリカ帝国主義の戦争と侵略の政策と対決する観点が明らかにされていないことと切りはなすことができません。第二に、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの民族解放闘争のもつ世界史的意義、とくに新たに独立した諸国において、帝国主義、植民地主義、新植民地主義に反対する闘争をおしすすめて、民族民主革命を完成させる闘争を軽視して、これらの諸国における主要任務を『経済開発と生活水準の向上』をはかることにおいています。とくに、帝国主義の武力弾圧にたいして、労働者や人民が武器をとってたちあがった場合、労働組合がこうした武装闘争を支持することを明確にのべず、中途半端な

形になっています。第三に、資本主義諸国の労働者のたたかいについて、資本主義のもとで、経済的、社会的、文化的発展計画を民主的に作成して、これを実施する可能性があるかのようにいっています。これらの諸国において、経済闘争を政治闘争と結合する重要性も強調されませんでした。とくにアメリカ帝国主義の支配下にある諸国では独占資本に反対するだけでなく、こうした外国の支配や干渉をなくす闘争と結びつける必要があるという労働組合行動綱領で指摘された点も考慮されていませんでした。第四に、労働組合の国際的統一について、行動綱領の帝国主義反対、階級闘争の立場にもとづく統一という原則をあきらかにせず、アメリカ帝国主義の政策を支持している国際自由労連指導部の分裂策動を暴露せず、逆にならの前提条件もつけずに、彼らと『円卓会議』をひらいて統一することが可能であるかのような幻想をふりまいています。」

また大会では、多数決で決議を採択するようなことをせずに、話合いをつうじて一致点に達するよう努力することによって世界労連内部の統一をまもるべきだという主張が、アジア諸国やルーマニアの代表などによってくりかえし行なわれたが、結局、大会最終日に多くの決議は参加者の一致した賛成をみないまま、多数決で採択された。採択された決議はつぎのとおりである。①世界の労働者と労働組合員にあてたアピール（要旨後出）②第一議題にかんする決議、③第二議題にかんする決議、④ベトナムに関する決議、⑤労働組合の権利にかんする決議、⑥社会保障にかんする決議、⑦教育にかんする決議、⑧婦人労働者の諸問題にかんする決議、⑨青年労働者にかんする決議、⑩労働者の旅行にかんする勧告、⑪世界労連規約改正小委員会にかんする決議、⑫会計監査報告にかんする決議、⑬南朝鮮にかんする決議　⑭ラオスにかんする決議、⑮イランにかんする決議、⑯パレスチナ問題にかんする決議、⑰南アフリカにかんする決議、⑱ラテン・アメリカの労働者と人民にたいする連帯にかんする決議、⑲ドミニカ共和国にかんする決議、⑳ベネズエラにかんする決議、㉑アルゼンチンにかんする決議、㉒スペインにかんする決議、㉓ポルトガルにかんする決議、㉔キプロスにかんする決議、㉕アメリカの黒人の状態にかんする決議、㉖コロンビア労働者と人民にたいする連帯の電報、㉗ベネズエラ大統領にあてた電報、㉘ウルグァイ政府国家評議会議長にあてた電報、㉙ポルトガル大統領および法相にあてた電報、㉚ギリシャ首相にあてた電報、㉛ニュールンベルグ裁判二〇周年にかんする宣言。このうち①～②とについては中国、アルバニア、朝鮮、インドネシア、セイロン労組連盟（CTUF）、日本の加盟組織が反対し、ルーマニア、南北ベトナムの代表が棄権した。③については中国、アルバニア、インドネシア、セイロンのCFTCが反対し、朝鮮、南北ベトナム、日本などが棄権した。このほか、ベトナムにかんする決議は満場一致で採択されたが、教育にかんする決議には、中国とインドネシアが反対した。なお総評の代表はこれらの決議の採択には参加しなかった。

一部の反対をおしきって採択された「世界の労働者と労働組合員にあてたアピール」は要旨次のとおりである。

【世界の労働者と労働組合員にあてたアピール（要旨）】労働者の統一は、とくに今日、必要欠くことのできないものです。労働者の統一は、独占に反対し、経済的社会的要求をめざし、民族解放と平和をめざすみなさんの行動のなかで、日々うちきたえられています。

独占資本主義は、近代国家にあたえられている強力な手段をつかいながら、都市や農村の労働階級とすべての労働者、中産階級、住民のあらゆる

非独占層にたいする圧力をつよめています。

したがって、労働者階級ならびにその他独占の政策の犠牲となっているすべての者が、独占に反対してもっと強力な行動をおこすための新しい条件が存在しています。

しかし、独占は、かれらのあいだにするどい矛盾があるにもかかわらず、国際的にその行動を連携させようとしています。

さいきんおこなわれた力づよい闘争は、さまざまな国の労働者の要求が共通していることを明らかにしました。労働者は、自分たちの切実な利益をまもるため、また独占の経済政策に反対し、民族独立と平和をめざして、連帯し、もっとうまく足なみをそろえ、もっと強力な国際的統一をうちたてることがますます必要になっていることを感じています。

大衆の統一をめざすこの願いはいっそうつよくなっており、中立組織や、国際自由労連、国際キリスト教労連に加盟する労働組合の中では、国際自由労連の多くの幹部が、とくにアメリカやアメリカ大陸においていまだに実施している差別政策に反対して、独自の共通な利益にもとづいた労働組合の国際関係に賛成する傾向がつよくなっています。

今日、さまざまなところに加盟する労働組合組織で、労働組合の自由、経済要求、平和擁護、植民地主義の一掃について、非常に似かよった立場をとっている組織の数はふえています。

労働組合運動が、統一への前進の途上で新しい段階に入ったことを、事実が証明しています。

手をくんでいる労働者、同志のみなさん、政治的、哲学的、宗教的見解がどうであれ、人種、国の経済・社会制度がどうであれ、労働者大衆の切実な利益をめざす偉大なたたかいの中で、みなさんの勢力を統一するようよびかけます。

労働者大衆の生活水準にたいする独占の攻撃にたちむかい、賃金要求、よりよい団体協約、社会保障をかちとり、繁栄と社会進歩をかちとり、それぞれの国の民主的発展に道を開くために、みなさんの勢力を結集しましょう。民主主義、労働組合の権利と民主的自由の擁護と拡大、ストライキ権をめざし、あらゆる形の弾圧に反対する偉大なたたかいの中で、みなさんの隊列をかためましょう。

かならず熱核戦争になる新しい世界戦争の脅威に反対して、労働者の統一戦線を結成しましょう。アメリカ帝国主義者のベトナムにおける犯罪的侵略を終わらせ、アメリカ軍をベトナムの領土からただちに撤去させることを、もっと力づよく要求し、戦闘能力をつよめるために、ベトナムの英雄的人民への精神的、物質的連帯をつよめましょう。

革命キューバにたいする恥ずべき妨害とたえまない挑発を拒否し、ドミニカ共和国から、アメリカ軍を撤退させることを要求しましょう。

世界各地の植民地主義を完全に廃止するためにたたかいましょう。

西ドイツ帝国主義が軍備をいそぎ、領土要求を出していること、かれらがさしせまって原子兵器を要求していること、二つのドイツ国家のあいだの意見の一致へむかうあらゆる動きの中で障害がもうけられていることは、ヨーロッパと全世界をたえずおびやかしています。ドイツ労働者とともに、この脅威とたたかいましょう。軍縮のためのあらゆる効果的措置を支持し、人類のすべての資源が、進歩を促進し、全世界の労働者と人民の利益のために使われるようにし、すべての社会進歩の保障であるかがやかしい平和の事業をまもるために統一しましょう。

労働組合の国際的統一への道を見出すため、こぞって活動をはじめましょう。この統一は、もっとも気高い理想をめざす労働者の闘争をつよめることに、大きく貢献するでしょう。

経済的社会的進歩、自由、民主主義、平和、世界のすべての人民のあいだの友情をめざす闘争における全世界の労働者と労働組合の統一万歳。

大会は二一日に役員選挙を行ない、世界労連議長にレナト・ビトシ（イタリア）、書記長にルイ・サイヤン（フランス）を選出、この他副議長一二名、正副執行委員ならびに正副評議員を選びだしたが、日本からは本条氏が正執行委員と正評議員に、中西五州全日自労委員長が副執行委員と副評議員に選出された。

〔一九六六年〕

世界労連第五一回執行局会議

二月二八～三月二日にプラハで開催され、「資本主義諸国における労働者の経済闘争の発展にかんする宣言」、「ドミニカ共和国労働者・人民との連帯にかんする宣言」を採択するとともに、シェラ・レオーネ労働評議会、ソマリア労働総同盟、カレドニア中立労働組合同盟の加盟申請を承認し、また書記局にたいして、政府間国際機構、とくにＩＬＯとユネスコにおける行動を拡大するよう勧告した。またビトッシ世界労連議長とサイヤン同書記長は会議の決定にもとづいて、三月二四日ジュネーヴ開催の一八ヵ国軍縮委員会議長あてに覚え書を送った。

「経済闘争の発展にかんする宣言」は、資本主義諸国の労働者の生活、労働条件の改善と権利の擁護をめざす経済闘争がひきつづき発展して、多くの国で強大なストライキ運動となっており、そのなかで行動の統一が発展し、多くの場合労働者はその闘争によって成果をあげているとのべ、これらの労働者と労働組合にたいして、「国際連帯の促進、すべての国の労働者と労働組合の統一、新しい決定的勝利の保障をめざしてひきつづき活動することを約束」している。またドミニカにかんする「宣言」は、ドミニカ共和国にたいするアメリカ帝国主義の軍事干渉を非難し、「全世界のすべての労働者と労働組合に、四月二四日から三〇日までを、帝国主義軍の即時撤退および主権と民族独立の擁護をめざすドミニカ共和国労働者、人民の闘争にたいする連帯と支持の力づよい世界的デモストレーションとするよう」よびかけたものである。

世界労連第三二回執行委員会

五月二六～二八日キプロス共和国の首都ニコシアで開かれ、わが国からは本条嘉久雄執行委員が出席した。会議は、第一議題「経済的社会的要求をめざしてたたかう労働者を支持し、ベトナム労働者、人民を支持する連帯活動にとくに重点をおいた第六回世界労組大会以後の世界労連の活動と任務にかんする報告」（報告者、世界労連副書記長Ｐ・ジャンスー）、第二議題「労働組合インタナショナルの活動」（報告者シルベストリ）の報告をうけたあと、討論に入り、サイヤン書記長が結語をのべた。そしてこれらの報告ならびに結語と、「ベトナム人民の正義の闘争にたいする労働者と労働組合の連帯を世界的に高揚させるためのアピール」、「資本主義的搾取に反対し統一の強化をめざす労働者階級の闘争にかんする宣言」を採択した。このうちベトナムにかんするものは全員一致で採択されたが、その他については、日本、中国、インドネシアは反対、南ベトナムは棄権、朝鮮は投票不参加であった。このほか会議は規約改正委員会の報告をうけ、監査報告と一九六六年度予算を承認し、第一六回総評議会を一二月にソフィアで開くことをきめ、ソマリア労働総同盟、中立カレドニア労働組合連盟の新規加盟を承認した。また会議は世界労連副議長ズプカにＭ・パストリックが、金属インタ書記長ジャンスーにＡ・ザパニンが、繊維インタ書記長メバルトにＭ・ネトウレロバが交替就任することを承認した。

会議が採択したベトナムにかんするアピールは、アメリカ帝国主義者を戦犯と非難し、第六回世界労組大会の「ベトナムにかんする決議」の立場を再確認し、国際的加盟にかかわりなく全世界の労働組合にたいしてベトナム人民のたたかいの支援をよびかけている。「宣言」は、発達した資本主義国における独占の強化につれて、共通の経済的・社会的要求をめざす労働者のたたかいが発展している

とのべ、労働組合は労働者の利益に合致する独自の対案を提起して統一してたたかわなければならないとしている。

2　国際自由労連系の諸会議

〔一九六五年〕

国際自由労連第三六回執行委員会

三月一五～一七日にブラッセルで開催され、わが国からは、和田春生（同盟）が出席した。会議は七月に開催予定の世界大会の主要議題として、低開発国における自由な労働組合運動の問題と課題、国際貿易開発、婦人労働問題、一九六二～六四年の連盟の活動報告などを決定した。執行委員会はアメリカにおける連盟の政策と行動の指針となるべき一般路線に関して口頭の報告を聴取したが、報告に関する徹底的な討議は次期会議にもちこした。会議はまた国際自由労連とＩＴＳの合同青年問題諮問委員会ならびに合同婦人労働問題諮問委員会が提出した、青年憲章と勤労婦人憲章とを採択した。両憲章は自由労連大会に提出されることとなる。会議はブラジル全国通信労働者ジャーナリスト連盟ＣＮＴＣＰ（八万六〇〇〇）とグァテマラ労働組合連盟（六〇〇〇）の加盟を承認したほか、「中共核実験に関する決議」と「国連の危機に関する決議」を採択した。前者は「近い将来、再度核爆発を実行するという中共政府の計画」は「世界平和に対して公然たる攻撃を加える」ものであるとして、これを非難しており、後者はソ連が国連の分担金拠出を拒否していることに対して抗議している。

国際自由労連第七回アジア地域会議

四月一～六日にニューデリーで開催され、アジアの二〇の労働組合組織から三八名の代議員が参加したほか、二〇〇名以上の来賓ならびに五〇名のオブザーバーが出席した。わが国からは、同盟から滝田実会長代理ほか五名、総評系組合から下村義美全逓副委員長他四名、ならびに落合英一国際自由労連東京事務所長が参加した。

たまたま一方で前年はじめにアジア地域組織書記局におこった不祥事件の責任をとってマパラ前書記長が辞任し、臨時書記長を堀井悦郎がつとめるという状況にあり、他方で、国際自由労連がマレーシアにたいしてインドネシアのとった行動を「侵略」と非難したことから、インドネシアの回教徒労組連盟（ＧＡＳＢＩＮＤＯ）が組織を脱退し、ネパールとタイの組織は政府によって解散させられ、インドの二つの加盟組織であるＩＮＴＵＣとＨＭＳとのあいだには鋭い対立がみられるという状況のもとにあったため、地域会議に参加した国際自由労連ベクー書記長は、その席上で、いまこそ地域組織を起死回生させるべきときだと強調した。会議は①沖縄の日本復帰に関する決議、②アジアの平和に関する決議、③国際貿易と開発に関する決議、を採択し、規約を一部改正した。

沖縄に関する決議は「沖縄がその歴史、文化、経済の各方面からみて日本の不可分の一部であることを認め、その住民がすみやかに日本の主権のもとに復帰することを支持し、その促進のために努力することを確認」し、米軍は「依然として無期限保持の態度を変えていない」ことを指摘し、かかる事態に対して遺憾の意を表明している。

アジアの平和に関する決議は、「インド、マレーシア、南ベトナムに対する侵略および中共の原爆実験」を「強く非難」したもので、日本の代議員は同盟側が棄権し、総評系は反対したが、過半数で採択された。

会議は新役員の選出を行ない、地域会長には和田春生、書記長にはV・S・マッールが選出され、このほかわが国からは和田春生、下村義美(全逓)、糸州一雄（沖縄官公労）が執行委員に、木畑公一、秋山実、上原康助が副執行委員に選ばれた。

国際自由労連第五回アジア地域小委員会

五月一七～二〇日に東京で開かれ、わが国からは会長和田春生、副執行委員糸州一雄が参加し、執行委員下村義美、副執行委員木畑公一がオブザーバーとして、落合英一東京事務所長、恩田俊彦(都市交)、初岡（全逓）らが来賓として出席した。

会議は第二四回ならびに第二五回地域執行委員会の議事録、アジア地域組織に関する覚書、第二五回地域執行委員会から付托された諸事項等を討議し、タイ国総理、マレーシア労働組合会議、フィリピン・カルテックス職員組合長等にあてた各電報と「アジアの平和と民主主義の維持に関する決議」とを採択した。この後者は、アジア諸国の経済開発がおくれ、民主主義的機構に障害が生じており、こうした情勢を利用して「極左および極右の独裁と専制の支配体制」が多数の国で樹立されているし、国民の願望と大国の野望が衝突し、国の分裂・内戦・侵略をまねいているとのべたのち、①ベトナム紛争でガスを使用し北ベトナムを爆撃しているアメリカに対して遺憾の意を表すとともに、②ベトコンのゲリラ活動の中止をもとめ、③国連の介入によって紛争の政治的解決をはかることを要求している。また同決議は、中国が五月二四日に行なった第二回核実験を非難するとともに、いかなる国の核兵器の実験も製造も行なわれないことを希望するとのべている。

会議はまた、世界労連その他の組織からの国際自由労連に対する「破壊工作に対処し、各国政府等による労働組合権の侵害に抗議する」目的で、「活動小委員会」を新設することを決定した。

国際自由労連第八回世界大会

七月七～一五日にアムステルダムで開催され、九四ヵ国の一二〇の国際自由労連加盟組織のうち、五九国七五組織から二一六名の代議員、四〇名の顧問等が、また一六の国際産業別組織ITSからの二八名の代表と一〇名の顧問、五名の国際自由労連執行委員、加盟組合と友好組合からのオブザーバー二〇名、国際諸団体からの三四名のオブザーバーその他が出席した。わが国からは代議員として同盟から滝田実、和田春生ほか合計六名が、総評系組合から原口幸隆(全鉱)が、顧問として同盟から二名、オブザーバーとして同盟から二名が、また国際自由労連東京事務所を代表して落合英一が出席したが、世界労連の第六回大会に代表団をおくった総評は、この大会には正式代表を派遣しなかった。

大会は六二年以降の国際自由労連の活動報告、国際自由労連の今後の活動、婦人労働者問題、国際貿易開発、開発途上の諸国における自由な労働組合運動の諸問題と課題などの議題について討議し、「世界の政治情勢に関する決議」、「労働組合諸権利に関する決議」、「国際自由労連とその加盟組織の地域活動に関する声明」、「民族自決と独立に関する決議」、「経済開発と社会的進歩に関する決議」、「スペインに関する決議」、「南アフリカに関する決議」、「非筋肉労働者に関する声明」、「飢餓からの自由の運動にかんする決議」、「ハイチ、

キューバおよびその他の政治的迫害にかんする決議」、「貿易と開発に関する決議」、「キプロスに関する決議」、「婦人労働者問題に関する決議」、「低開発諸国における労働組合の当面する諸問題と課題に関する声明」などの一四の決議ならびに声明と、「青年労働者の憲章」および「婦人労働者の憲章」を採択した。

大会をまえにして第三六回執行委員会でＡＦＬ＝ＣＩＯのミーニー会長が国際自由労連の活動にたいして不信を表明したことが組織内部に大きな波紋をよび、また前大会以後今大会までの期間に、「いくつかのアフリカの組織が脱退して」この地域における国際自由労連の組織が大きく崩壊したこともあって、大会の席上ベクー書記長は活動報告のなかで「国際自由労連が現在の危機から脱却し、より強化される」ことを希望した。アフリカ諸労組の代表は、アフリカにおける自由労連の組織の危機を強調して、「欧州の条件に合致する労働組合の諸原則を……かたくなに押しつけようとするならば、国際自由労連のアフリカ労働組合への訴える力は弱まるであろう」（南ローデシア代表）、「現実には共産主義を受け入れ可能なものとみなす風潮が高まっている」（エチオピア代表）などとのべた。

国際自由労連の活動にたいするＡＦＬ＝ＣＩＯの不信は、公式には国際連帯基金にたいする不協力という形で第三六回執行委員会で表明され、いちおうこの会議で処理されたかにみえたが、大会開催期間にＡＦＬ＝ＣＩＯのミーニー会長が記者会見でふたたび国際自由労連の活動を批判したために、大会の席上で緊張した討論が展開されることとなった。ベクー書記長は「ミーニー氏の主張は国際自由労連本部の権威にゆゆしい影響を与えるものである」とのべ、ベルギー代表は「国際自由労連は政治目的を至上とする組織となってはならない」と主張して、「ＡＦＬ＝ＣＩＯが国際自由労連を支配しようと努めている」という意味の非難をあびせた。

わが国の原口代表（全鉱）はＩＬＯ第八七号条約批准闘争にたいする援助に謝意を表明するとともに、総評が日本における国際自由労連の組織強化についてとっている態度を、次のように説明した。「総評は目下国際産業別組織ＩＴＳにまず加盟することをつよく指導しています。……このつみかさねが、結局は国際自由労連の基本的性格に通ずるものであると私は思っております。」また木畑代表（同盟）は、ＩＬＯ総会の席上で自由労連本部が、国際自由労連加盟組織である同盟の代表になんの相談もしないで、総評の代表と日本に関する共同声明を発表したことをとりあげ、「このような行動は自由労連に対する不信の芽を蒔くもの」だと非難し、また、「わが国の一加盟組合は一〇月の世界労連大会に代表派遣を決め、しかも本大会には代議員をおくっていない」が、こうした組合に対して本部が「はっきりした態度を示そうとしない」ことについて、不満を表明した。

最後に大会は新役員を選出したが北アメリカ選出の正副執行委員の割りふりについてＡＦＬ＝ＣＩＯとカナダのＣＬＣとのあいだに対立が生じた。ＣＬＣ代表は、「ＡＦＬ＝ＣＩＯはＣＬＣと何らの協議も予告もなく、ＣＬＣは一つの（執行委員の）席を放棄すべきであると要求した」とＡＦＬ＝ＣＩＯを非難し、ＡＦＬ＝ＣＩＯ代表は、この問題は大会で決定すべきものではないとつっぱねた。そして結局北アメリカ選出の執行委員の顔ぶれは次期執行委員会までに決定するとのことで、本大会では未決定のままにのこされた。日本からは滝田実が執行委員にえらばれた。なお大会最終日の午後に開

かれた第三八回執行委員会は、ブルーノ・ストルティ（イタリア）を会長に、滝田他七名を副会長に、ベクーを書記長に選出した。日本から副会長が選出されたのは今回が最初である。

採択された諸決議のうち「世界の政治情勢に関する決議」の全文は次のとおりである。

【世界の政治情勢に関する決議】　一九六五年七月七日から一五日までアムステルダムで開かれた国際自由労連の第八回世界大会は、

国連が創設されてから二〇年を経過する今日、平和と自由と正義の世界に生活することを求める人民の高い希望はいまだに実現されず、深刻な政治的緊張と大きな社会的不正義がつづき、そして平和は不安定な状態にあることを認識し、

国連そのものが重大な危機にあり、その総会の死活的に重要な仕事は麻痺し、そして世界平和、経済的発展および社会的向上の促進を目的とするこの世界機関の存在によって達成されてきた進歩もソ連その他の諸国がその財政的義務の履行を拒否したことによって危くされていることを認識し、

核の破壊によって人類を脅かし、いたるところで生活水準の改善を妨げている軍拡競争は止まるところを知らず、また中共とフランスは、他の独立国のほとんど全部が批准した核実験の部分的禁止にかんする条約の署名を拒んで、なおも核装置の爆発をつづけ、またつづける計画をすすめていることを認識し、

国際自由労連の政策決定の諸機関が国連の建設的なかけがえのない仕事にたいしてこれまでつねに与えてきた全面的な支持を、ここでおごそかに再確認し、

国連のすべての加盟国にたいして、この世界機関の組織的ならびに財政的危機を解決するためにどのような努力も惜しむことなく国連がその平和維持的、経済的、および社会的機能を真に民主主義的かつ進歩的精神でできるだけ効果的に遂行することのできるようにすることを訴え、

最近国連の軍縮委員会の行なった、核兵器の禁止をあらゆる国ぐに、あらゆる種類の実験に拡大することを求めたアピールに衷心から賛同し、また同委員会がジュネーヴの一八カ国軍縮委員会にたいして、できるだけはやく委員会を再開して、効果的な国際査察および管理を伴う一般的な完全軍縮に段階的に到達するよう努力し、核兵器の拡散を防止し、そして軍事費の削減によって次第に浮くであろう資源の大きな部分を、経済開発と社会的進歩の諸計画に振り向けるような努力を求めた要請にたいして、同様に衷心から賛同し、

これまでつねにパンと平和と自由のための闘いの先頭に立ってきた自由な労働組合諸勢力の強化と統一こそは、これらの諸目標の達成の基本的な前提条件であることをとくに指摘し、

ベトナムにおける重大なますます拡大していく衝突、マレーシアにたいするインドネシアの侵略、インドにたいする中共による侵略再開のおそれ、および、その他の武力衝突もしくは予想される武力衝突によって、世界平和の脅かされている、多くの危険な地域を、もっとも大きな憂慮をもって注視し、

このような紛争の渦中にあるすべての諸国にたいして、会議のテーブルで争いを解決することによって、衝突の終結をはかることをつよく勧告し、

また、国連にたいして、諸国を指導して、紛争の平和解決を話し合わせるために、そして全世界の紛争地域でこれ以上の侵略と衝突を防止する目的をもって、このような平和協定の効果的な実施と監察を確保する国連による適当な機構を設けるために、その努力を量的にも強化することを求め、

国際労働組合運動は、いたるところの自由な労働組合運動の代弁者として、あらゆる国民のための「自由」に基礎をおいて、急速な経済的社会的進歩を指向している、合理的な責任ある世界共同体のわくの中で、これまでの努力を倍加し平和と自由と社会正義のための諸勢力を強化する仕事にその最大の力点をおくべきであることを宣言する。

〔一九六六年〕

国際自由労連第三九回執行委員会

二月一～三日にブラッセルで開かれ、わが国からは滝田実（同盟）が出席した。会議は前年八月の第八回大会によって付託された北米選出の執行委員に関する件を審議した結果、暫定的措置として北米選出の執行委員の数を一名ふやし、AFL＝CIOに三名、アメリカ鉱山労組に一名、カナダ労働組合会議に二名を割り当てることを決定した。会議はボルタ自由労働組合とキュラソー労働者連盟の加盟を承認するとともに、執行委員会の下部機関である貿易開発小委員会を拡充強化することをきめ、滝田、ミーニー、ストルティほか計六名を委員に選任した。また会議は、協同組合、職業訓練、その他の経済社会的活動を促進する目的で、これらの活動の連絡調整機関を設置することによって、国際自由労連の活動領域を拡大することを決定した。会議は①インド、パキスタン関係についての決議、②ローデシアに関する決議、③南アフリカに関する決議、④アデンに関する決議、⑤スペインに関する声明、⑥日本に関する勧告を採択したが、この最後の日本に関する勧告の全文は次のとおりである。

【日本に関する勧告】　ILO結社の自由に関する実情調査調停委員会の勧告に従い、ILO条約第八七号が批准され、公務員制度審議会が設置されたが、労働組合活動に関連して、免職、停職、減給、戒告等の懲戒処分が公務員ほか公共部門の労働者に対して加えられ、現在なおこれが撤回されていないことに、国際自由労連第三九回執行委員会は関心を表明する。執行委員会は、公務員制度審議会が、実情調査調停委員会の事実認定および勧告を全面的に検討のうえ、日本における公共部門の健全な労働関係を確立し、さらに労働組合活動に関連した懲戒処分の再発を防止する目的のもとに、懸案の一切の問題の合理的かつ満足のいく解決に到達するよう希望する。

X 平和運動

概要

概要□三・一ビキニデーと「アジアの平和のための日本大会」＝一九六五年の三・一ビキニデー全国大会／アジアの平和のための日本大会／ヘルシンキ平和大会と日本の平和運動＝一九六五年の原水爆禁止運動＝第一一回原水爆禁止世界大会／第一一回大会国際会議／第一一回大会総会／「被爆二〇周年原水爆禁止世界大会」／被爆二〇周年大会国際会議／一九六六年前半期までの国際平和運動と日本＝外国軍事基地撤去のための国際会議／三大陸人民連帯大会／世界平和評議会ジュネーブ総会

一九六五年の日本における平和運動は、ますます深刻化するアジア情勢のなかで、とくに、アメリカのベトナム侵略に反対することを緊急の課題として、鋭く展開された。原水爆禁止運動についても、当面のベトナム侵略に反対する努力こそが、核兵器完全禁止の念願を達成する現実的な道であることが強調されるようになった。

同時に、この年の平和運動は、きわめて複雑な条件のもとで、組織されていかねばならなかった。すなわち、一九六三年の第九回原水爆禁止世界大会を契機にして、日本国内においても、国際平和運動内部における意見の相異が表面化し、さらに、それが国内における運動と組織の分裂に結びついてきたのである。一九六五年、第一一回原水爆禁止世界大会に対抗してひらかれた「被爆二〇周年原水爆禁止世界大会」のもつ意味は、右の点に照らして、ひじょうに重大であった。

しかし、日本平和運動の伝統的潮流は、第一〇回原水爆禁止世界大会において確立された運動の統一の原則などにもみられるとおり、複雑な国際平和運動のなかにあっても、過去数年来、一貫した立場を堅持していることが特徴的である。この点は、一九六六年一月のハバナにおける三大陸人民連帯大会、同年六月のジュネーブに

おける世界平和評議会総会の経過をみても明らかであるが、なお、本集ではとり扱わない一九六六年後半期の平和運動をつうじて、いっそう明確にされていくにちがいない。

1　三・一ビキニデーと「アジアの平和のための日本大会」

一九六五年の三・一ビキニデー全国大会

原水爆禁止日本協議会が主催する一九六五年の三・一ビキニデー全国大会は、二月二八日、静岡市、焼津市、清水市の五三会場にわかれた分散会から開幕した。参加者は、沖縄県代表をふくむ約四六〇〇人。この分散会の特徴点について、同大会で発表された「分散会のまとめ報告」は、つぎのように指摘している。

【分散会のまとめ報告】　このたびの分散会のいちじるしい特色は、その参加者が、きわめて若い人びとによって占められていることであります。いちおうの中間的集計によっても、一〇歳代の人が全体の一一%、二〇歳代が六四%、つまり一〇歳代と二〇歳代で七五%を占め、これに三〇歳代までふくめると八七%となり、いかに分散会が若い世代によって支えられているかが、明らかになっております。

さらに、はじめて三・一ビキニデー全国大会に参加された人が、全体の七五%を占め、これまでの世界大会に一度も参加したことのない人が、六〇%を占めていたということは、新しく原水爆禁止運動に参加された方が圧倒的なことを示しています。

また、婦人の参加が全体の二一%を占め、同じく二〇%を占める学生・青年とともに、これらの人びとの活潑な発言が、各分散会で目立っています。これらのことは、第十回原水爆禁止世界大会(一九六四年)で培われた力と運動のひろがりを示すものであり、同時に、分散会そのものが、これらの新しい活動家にとっては、一つの膨大な学習会であった、ともいえるのでありましょう。

参加者を階層別にみるとき、やはり圧倒的に多かったのは労働者で、全体の六七%を占めております。それらの労働者は、職場におけるしめつけや、悪質な労働組合幹部の妨害をのりこえ、苦しい条件の下で、大衆的な募金に支えられて参加された人びとが、大部分でありました。

同日夜、静岡市において、被爆者懇談会がひらかれ、これには約三〇〇人が参加した。

三月一日午前、焼津市弘徳院において、「三・一ビキニ被災十一周年故久保山愛吉氏墓前祭」が、三・一ビキニデー全国大会の全代表参加のもとに、盛大に行なわれた。本年度は、この墓前祭が、日本宗教者平和協議会と静岡県原水爆被害者の会の共催で行なわれ、前年度のような分裂の動きを克服する努力がはらわれた。

三月一日午後、静岡市の駿府会館において、「世界十億人集会、ビキニ被災十一周年、核戦争阻止、核兵器完全禁止、被爆者救援三・一ビキニデー全国大会」の全体会議がひらかれた。この会議では、日本原水協代表理事畑中政春から、「日本原水協の決意」が発表された。その決意は、「数カ月後に迫った第十一回原水爆禁止世界大会を展望しながら、その成功を目指し」つつ、つぎのように述べている。

【日本原水協の決意】　アメリカ帝国主義を先頭とする戦争勢力の侵略と戦争の政策にたいして、いま平和勢力が真正面から対決する重大な時期に直面しているのであります。

このような情勢からして、原水爆禁止運動には「核戦争阻止」の課題がより一層重要性を加えてきました。

そして核戦争阻止の任務は、原潜入港阻止、日韓会談粉砕、日本の核武

装・軍国主義・憲法改悪反対、民主主義を擁護するたたかいと固く結びついているのであります。（中略）

アメリカのインドシナ半島における核戦争挑発と核兵器使用の現実の危険が増大してきたとき、原水協が、核兵器の使用禁止を冒頭にかかげる核兵器完全禁止の課題を設定し、これを今日まで追求してきたことは、全く正しかったし、ますます緊急性と現実性を示してきているといえるのであります。すでに世界の三十数カ国が、中国政府の提案した核兵器完全禁止を討議するための世界首脳会議の開催に賛成していることは、私達の運動にとってきわめて有利かつ重要な事実をもっておると思います。（中略）

われわれが、第十一回世界大会の成功を追求するとき、この数年来、見解が異ることを理由に、組織と運動を分裂させる動きが続いてきたことを今日の時点でとりあげざるをえないのであります。

昨年の墓前祭と三・一集会、第十回世界大会において、われわれが好むと好まないとにかかわらず、原水爆禁止運動の伝統と組織をまもり発展させるために、破壊と分裂の策動に対処せざるをえなかったのであります。

ところで、いままで運動の分裂のために「いかなる国……」問題と「部分核停条約支持」を看板としてきた動きが、最近においては「いかなる国……」問題を行動スローガンとしてもちださず、また「部分核停条約支持」を前面におしだせなくなっています。これは、今日の客観的情勢に、それらの「ふみ絵」がそぐわなくなったことの反映であり、われわれの路線が正しかったということを証明しているのであります。（中略）

しかしながら、今日まで原水禁運動を分裂させた「ふみ絵」の路線が、現実の情勢の進展のなかで破綻し、存立する基盤を失っているのにもかかわらず、最近におよんであらたな組織を結成する動向があらわれておりますが、これは、あきらかに運動の分裂を固定化し、われわれをふくめるすべての人々の求める原水爆禁止運動の統一の希望をふみにじるものであると、私は考えます。

なお、この全体会議で挨拶にたった日本原水協執行代表委員安井郁は、「運動がまったく新しい段階に入ったこのあたりで、私を日本原水協の執行責任から解放し、私が、なにものにも制約されない自由な立場から、日本原水協のために、さらに、ひろく原水爆禁止運動のために、とくにその統一と団結の回復のために、積極的に働らけるようにしていただきたい」と、日本原水協の機関に要請していることを明らかにした。

アジアの平和のための日本大会　一九六五年四月二四日から三日間、川崎市において、「アジアの平和のための日本大会」がひらかれた。この大会は、阿部知二、白石凡、大谷瑩潤、坂田昌一、蜷川虎三、平野義太郎、堀田善衛、松本清張ら四二人によって呼びかけられたものである。参加者は、三三〇七人であった。

大会第一日全体会議では、まず日本平和委員会会長平野義太郎から、基調報告が行なわれた。それは、(1)　大会の意義、(2)　アメリカ帝国主義の孤立化とアジア情勢、(3)　日本の危険な役割と平和運動の任務、(4)　たたかいの課題と方向、の四つの内容にわたっており、「アメリカ帝国主義のアジア侵略阻止と日米安保条約破棄の方向でたたかいをすすめよう」と提案した。また、沖縄県の瀬長亀次郎氏にたいする民政府高等弁務官の出席拒否問題、中国・ベトナム代表の入国拒否問題、インドネシア代表にたいする日本政府の出席妨害問題、アメリカ大統領特使ロッジの来日問題、について抗議することが緊急提案され、採択された。

第一日全体会議は、最後に、「三矢作戦計画」について（社会党代議士岡田春夫）、恵庭事件および軍事基地・軍国化反対のたたかいについて、第一一回原水爆禁止世界大会へむけて、など六つの特別報告が行なわれ、この大会の特色を示した。

そして第二日は、七九の会場にわかれて分散会が行なわれたが、三・一ビキニデー全国大会の場合と同様に、一〇歳台と二〇歳台の

青年男女が圧倒的に多く、階層別では、労働者が六〇％以上を占めていた。討論の内容は、アメリカのベトナム侵略への日本政府の加担の事実と、職場・地域ですすんでいる軍国主義化の実態が、具体的事実にもとづいて明らかにされたことが特徴であった（『平和新聞』五月二五日号）。

第三日は、ふたたび全体会議がひらかれ、ソ連平和委員会、南ベトナム平和委員会、ラオス愛国戦線党主席スファヌボン殿下、中国平和委員会などからのメッセージが紹介された。つづいて、大会は「国民へのよびかけ」と「一般決議」をはじめとする七つの決議を採択したが、「一般決議」は、そのなかで、運動の課題を、つぎのように設定している。

【一般決議】　一、アメリカ帝国主義のベトナムおよび全アジアからの撤退
二、日韓会談粉砕、東北アジア軍事同盟の陰謀粉砕
三、米原子力潜水艦寄港阻止、F一〇五・水爆搭載戦闘爆撃機配備拒否、日本の核武装核攻撃基地化反対
四、沖縄・小笠原の即時返還、在日米軍基地の撤去と米軍の即時撤退
五、核兵器の使用、実験、製造、貯蔵の完全禁止、核兵器の使用禁止協定の実現
六、「中国封じこめ」粉砕、日中国交回復の実現
七、「三矢作戦」計画の陰謀粉砕、憲法改悪阻止、軍国主義の復活強化反対
八、中国・ベトナム・朝鮮をはじめ平和を愛するアジア諸国との貿易、経済、人事、文化の交流の促進
九、日米安全保障条約の破棄

2　ヘルシンキ平和大会と日本の平和運動

一九六五年七月一〇日から一五日まで、フィンランドの首都ヘルシンキで、世界平和評議会の提唱により、「平和と民族独立と全般的軍縮のための世界大会」がひらかれた。

日本の世界平和評議員二九人も、「ヘルシンキ平和大会へむけての準備活動にたいする支持とご協力のお願い」を発表し、そのなかで、ヘルシンキ大会が「世界各地において平和と独立をめざして活動しているすべての勢力を総結集し、平和と独立のたたかいの連帯と協力を強化し、侵略と戦争の勢力にたいする総反撃の大会でなければならない、と指摘した。ところが、一方では、日本原水協からの脱退派によって組織された「原水爆禁止日本国民会議」を中心にして、ヘルシンキ大会日本支持委員会が誕生したのである。こうして同大会には、日本代表団と「日本支持委員会」代表団の二つが参加することになった。この問題に関連して、日本代表団の総括文書「ヘルシンキ平和大会の経過とその成果」は、大会直前に行なわれた世界平和評議会組織委員会の模様を、つぎのように述べている。

【ヘルシンキ平和大会の経過とその成果】　（日本代表団）は広範な人びとを結集するという理由で各国平和委員会と世界平和評議会との関係をあいまいにしてはならないこと、そのためにこそ、各国平和委員会を重視し、

その活動の発展と努力に依拠すべきであることを主張した。そして各国平和委員会の自主性と独立性を尊重し、それぞれの国の運動に干渉することを絶対にやめるべきであると要求した。

討議は当然に世評のいままでの方針や活動への批判に発展し、第十回原水禁大会にたいしてとった世評の態度も問題となった。われわれは、この問題については、すでにきめられた方針にもとづいてはっきりと批判し、第十一回原水禁大会にたいする世評および一部の国の平和委員会の行動にたいして抗議と警告をおこなった。中国、インドネシア、朝鮮の代表は日本平和委の主張を支持してはげしく執行部を追及した。世評の活動にたいする批判は、アジアの諸国だけでなくイギリス、オーストリアなどヨーロッパの代表からもはげしくおこなわれた。とくに、原水禁国民会議を中心に、日本代表団に対抗して組織されたヘルシンキ大会「日本支持委員会」代表団の問題に関連して、日本の運動については日本平和委員会の意見をきくべきであり、それが尊重されるべきであるという意見が、多くの代表の支持をうるにしたがって、執行部は全く発言することができなくなってしまった。

「平和と民族独立と全般的軍縮のための世界大会」には、九八カ国、二七国際団体の代表一四七〇人が参加し、「ベトナムにかんする決議」と「一般決議」を採択した。この二つの決議は、アメリカの侵略に反対し、ベトナム人民をあらゆる可能な方法をもって支持する運動を、世界的に展開するよう呼びかけている。その討論の経過について、前記の日本代表団の総括文書は、つぎのように述べている。

【討論の経過(ヘルシンキ平和大会の経過とその成果)】　正しい明確な結論を生みだすためには、激しい論議がたたかわされ、ベトナム代表を中心にアジア諸国代表の不屈のたたかいがあった。この大会にむけて全世界に発せられた大会準備委員会の「アピール」とこれらの決議を比較してみればだれでもその間の論議の激烈さを想像することができるであろう。

このアピールは、ベトナムにおけるアメリカ帝国主義の侵略戦争を糾弾することも、ベトナムをはじめアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ人民の英雄的闘争を支持することも、アメリカを先頭とする帝国主義、新旧植民地主義とのたたかいを訴えることもしていないのである。このアピールは、平和共存と完全軍縮と話しあいという基調をこの大会において貫徹しアメリカ帝国主義との対決をさけようとする世界平和評議会執行部の意図をはっきりと示したものであった。

われわれが、ここ数年来批判し、たたかってきたこのような世評の方針は、この大会において完全に破産した。しかも、この大会にたいしてあらゆる手段をもって行なわれた多数派工作さえもその効果をあらわすことができなかったのである。

このような成果をもたらした力が、第一にベトナム人民の偉大な英雄的なたたかいにあることは、疑問の余地のないところである。そして、このベトナム人民とともにアメリカを先頭とする帝国主義、新旧植民地主義とたたかっている諸国民の代表の奮闘によるものであることもあきらかである。われわれは、日本代表団が、この正しい成果をかちとるために大きく貢献したことを誇りとするものである。

3　一九六五年の原水爆禁止運動

第一一回原水爆禁止世界大会

日本原水協主催の第一一回原水爆禁止世界大会は、きわめて緊迫したアジア情勢と、ひじょうに複雑な国際平和運動の状況のなかで組織された。この間の事情を示す資料の一つが、一九六五年六月一日付で、日本原水協から送られたつぎの書簡である。

【第十一回原水爆禁止世界大会について世界平和評議会（ソ連平和委員会）への特別書簡】（前略）貴組織もよく知っているように、日本の平和運動のなかで分裂策動をすすめてきた一部の人びとは、今年もまた、われわれの第十一回世界大会とほぼ同じ時期に、貴組織の支援の下に、別の「被爆二十周年・原水爆禁止世界大会」なるものを開こうとしています。

これに関連して、われわれは、ベトナムにたいする明白な侵略者であるアメリカ帝国主義にたいする断固たるたたかいが、現在さし迫って要請されているときに、これらの分裂主義者がアメリカ帝国主義者にたいするたたかいをあいまいにし、ベトナム人民のたたかいを真に支持する立場を不明確にしていることを指摘することが必要である、と考えます。（中略）

われわれは、貴組織が、世界の平和諸勢力の団結の回復に寄与するという立場に立ち、原水協主催の第十一回世界大会のみに参加されて、われわれとともにアメリカ帝国主義者の侵略と核戦争挑発の政策に反対する共同行動をとるよう熱烈に希望し、とくにこの書簡をさしあげます。（中略）

昨年の第十回世界大会で貴組織の代表団は、十年余におよぶ日本原水協の歴史と伝統を否定し、原水爆禁止運動の分裂を企てた一部のひとびとが組織した分裂集会にも、これを支援して参加するという方針を公然と宣言して、大会を混乱させました。この方針が大会の圧倒的多数の参加者と日本人民の批判の的となった結果、声明を発表して第十回世界大会から脱退しました。日本原水協と貴組織とのあいだの現在の不幸な関係は、直接的には右の事実から発しています。（中略）

日本原水協を分裂させ、その主催する世界大会を破壊しようとする企てが、すでに一九六二年に大衆の面前で展開された歴史的経過があることは貴組織もよく知っているはずです。一九六二年の第八回世界大会において「いかなる国の核実験にも反対……」の口実の下に大会の名でソ連核実験に反対してソ連政府に抗議電報を打つことを主張し、これが大会で否決されたとき、一部の勢力は暴力をはたらいて大会を破壊しようと企てました。同じ勢力は一九六三年の第九回世界大会の直前に、自己の主張が必ずしも全面的にうけいれられず、大会での敗北が必至となったので、大会に不参加の態度をとり、大会の開催を妨害しようと企てました。圧倒的多数の大会参加者が主催者と一致団結して、これらの妨害と分裂策動を切り抜け、これらの世界大会の成功をかちとった事実は、原水爆禁止運動の輝かしい歴史に記録されています。（中略）

ところが、奇怪なことに、当時モスクワ、ウィーン、プラーグ、パリなどを歴訪して帰国した分裂を策謀する一部指導者たちは、貴組織があたかも日本原水協と日本の原水禁運動の内政に干渉し、これらの分裂主義者に「日本原水協」の名前を公然と盗用することを示唆したかのごとき声明を公開の席上や新聞・雑誌で次つぎに発表しました。われわれは、日本の原水爆禁止運動の発足いらい、これに一貫して支持と協力を与え、日本原水協ときわめて密接な友好協力関係を維持し、第九回世界大会まで有力な代表団を送って、これらの大会の成功に寄与してきた貴組織が、日本原水協にたいしてそのような背信行為をするはずはないと考えつつも、これらの分裂主義者の声明が日本人民に与えるかも知れない好ましからざる影響をふせぎ、世界の平和勢力の団結の維持と強化に寄与するため、一九六四年七月十一日付で貴組織に書簡を送りました。われわれはこの書簡で、分裂主義者の発言が事実にもとづいたものでないと固く信じていることを述べ貴組織が折り返しの返信によって、われわれのこの固い信念を確認して下さるよう心から希望しました。しかし、われわれは、現在に至るもなおわれわれの心からの要請に対する返事をうけとっていません。貴組織の返事が貴組織代表団による第十回世界大会からの脱退であったとすれば、われわれ相互のあいだの現在の不幸な関係と世界平和勢力の不団結にたいする責任は貴組織が負わなければなりません。（中略）

われわれは、日本原水協と貴組織とのあいだに十年にわたって存在した密接な友好・協力関係にかんがみ、貴組織がこのような分裂策動を実質的に援助する措置をとってきた事実をきわめて遺憾に思います。

たとえば、最近、貴組織は（ソ連平和委員会宛＝貴委員会が中心的役割を演じている世界平和評議会は）、去る四月三日から四日までブラッセルでひらかれたヘルシンキ世界大会の準備会議に、日本原水協の有力な加盟団体である日本平和委員会の要請にもかかわらず、日本原水協を招待せず、実質的に「国民会議」の代表を招待しました。このような行為は、日本原

水禁運動の統一に役立つどころか、分裂の固定化に役立つのみです。
われわれは、現在、世界の平和勢力のなかに意見の相違があることをよく知っています。それにもかかわらず、われわれは、日本原水協が一貫して主張してきたように、意見の異なる問題についてはねばり強く話しあいをつづけながら、それと同時に、緊急な共通の課題については共同行動をとることが、平和勢力の団結のために必要である、と考えます。（中略）
われわれは、貴組織が第十一回大会を開催する日本原水協の正しい方針と、分裂主義者の誤った方針を賢明にみわけられ、過去のゆきがかりにとらわれず、第十一回世界大会の成功に寄与するよう熱烈に希望します。日本原水協は、貴組織が第十一回世界大会に参加すると同時に分裂主義者の大会にも参加するというあいまいな態度を認めることはできません。（後略）

第一一回大会国際会議

右の書簡に述べられているような背景をもちつつ、七月二七日から三〇日まで、第一一回原水爆禁止世界大会国際会議が東京でひらかれた。この国際会議には海外から五〇ヵ国、九国際団体、一七四人の代表が参加した。国際会議第一日には、日本政府により入国を拒否されているベトナム、朝鮮両国の代表にたいし、ただちに「入国許可を要求する」要請文を、国際会議の名で日本政府に提出することが運営委員会より提案され、これを決定、つづいて、「日本原水協の基調報告」が行なわれた。

世界各国から送られた多くのメッセージのうち、南ベトナム解放民族戦線グエン・フート議長、ベトナム民主共和国・ホーチミン大統領、カンボジア・シャヌーク元首、ラオス・スファヌボン殿下、中国・周恩来国務院総理、インドネシア・スカルノ大統領のメセッージが紹介されたあと、特別報告として、大会参加予定のベトナム民主共和国平和委員会代表団団長の報告が録音テープによって行なわれた。

ついで会議は、各国・各団体の代表演説にはいったが、アルファベットの発言順をとくに変更して、現在もっとも戦闘的にたたかっている、ドミニカ、朝鮮、インドネシアの各国の演説が冒頭にまわされた。

国際会議第二日はベルギー・エリザベス皇太后、タイ愛国戦線などのメッセージ紹介のあと海外代表の演説が行なわれ、三日目には、海外代表の演説のほか、世界平和評議会とソ連平和委員からのメッセージにたいする「国際会議の声明」が採択された。また、この日は午後八時から深夜まで、とくにベトナム人民支援に問題をかぎっての自由討論が行なわれた。

【国際会議の声明】　七月二十六日、世界平和評議会書記局からワルジ・サラチァモ氏が東京に着き、日本原水協執行部の代表と会いました。
彼は執行部にたいし、世評書記局は代表団を送らないことに決定したので、自分は第十一回原水爆禁止大会に代表として参加するために来たのではなく、ただメッセージをとどけるために来たメッセンジャーにすぎない、そして同じメッセージは分裂主義者が組織した「被爆二十周年記念原水爆禁止世界大会」にも送られる、といいました。彼はメッセージそのものは渡さず、大会に自ら出席してそれを読みあげたい、そしてメッセージは大会の参加者全員に配布してもらいたい、と要求しました。彼はまたオブザーバーあるいはゲストとして大会に招待してほしいと要求しました。しかも彼が世評の命令により大会で読みあげることを要求したメッセージなるものは、第十一回原水爆禁止世界大会にあてられたものではなく、日本のいわゆる平和諸勢力にあてられたものだということです。
われわれの大会にあてられてもいないメッセージをよむことを要求し、かれらが認めてもいない大会に出席することを要求するという奇怪きわまる前代未聞の世評書記局のふるまいは、明らかに第十一回世界大会、日本原水協、また大会参加全員にたいする侮辱であります。

それゆえ、第十一回世界大会国際会議運営委員会と日本原水協はこの問題を慎重に考慮し、検討した結果、世評のメッセージを読みあげさせ、メッセージの使者をわれわれの大会に出席させようという世評書記局の要求を拒否することを決定しました。

ソ連平和委員会は、七月二十八日突如として第十一回世界大会にメッセージを送ってきました。しかも同委員会は依然として日本原水協の特別書面に答えることを拒否しております。また同委員会は日本原水協から脱落し、われわれの運動を破壊するためあらゆることをしている分裂主義者たちを今後も支持し激励しつづけるのかどうか、その態度をいまだ明らかにしておりません。第十一回世界大会にメッセージを送りながら、一方では依然として分裂主義者の集会に援助と慰めを与えつづけているソ連平和委員会は、世評とまったく同じ戦術、すなわち一般大衆を混乱させ、ギマンし、しかも分裂策動をあくまでつづけるという戦術をもっているものといわねばなりません。

このような謀略に乗ぜられないために、第十一回世界大会国際会議の運営委員会と日本原水協はソ連平和委員会のメッセージを拒否し、これを送りかえすことを決定しました。

なお、この国際会議で行なわれた日本代表団報告は、つぎのように述べている。

【日本代表団報告】　われわれは、原水禁運動の正しい路線と伝統をうけつぎ、第十回世界大会の諸決議を実践し、世界十億人集会の一環としての日本における三〇〇万人集会と全国「網の目」平和行進によって、大衆のたちあがりを促進し、このなかから本大会への日本代表を選出しました。

（中略）

第十回世界大会の特別決議にしたがい、ベトナム侵略戦争に反対する日本原水協は、昨年十一月十五日の東京日比谷大集会、つづく十一月末のハノイ平和会議参加いらい、ふかく人民の中に入って、ベトナム人民支援運動を展開してきました。日本の貨物船「無難丸」の船員は、アメリカ帝国主義の南ベトナムにたいする武器輸送を断固として拒否する英雄的闘争をおこないましたが、一方では、日本においても、ジョンソン米大統領のギマン的な「平和の話し合い」「無条件交渉」につうじるアメリカ帝国主義とのたたかいをぬきにした路線が運動にもちこまれようとしています。しかし、私たちは、これを拒否し、明確に、米軍の撤退、そして南ベトナム解放民族戦線を唯一合法の政府であることを要求し、一九六五年三月二二日の同戦線の声明、四月十日のベトナム民主共和国政府の声明を支持してたたかっています。そして本年五月、英雄的ベトナム人民を物心両面にわたって直接支援するために、ベトナム人民支援委員会を結成し、アメリカのベトナム侵略に加担する日本政府と反動勢力にたいして、はげしい抗議闘争をおこない、広範な大衆闘争として発展させています。（後略）

第一一回大会総会

八月三一日、第一一回原水爆禁止世界大会総会の全体会議がひらかれた。

この全体会議には、前日までの国際会議に参加した全代表と、新たに各都道府県および中央団体から一万七〇〇〇人の日本代表が、東京の都体育館と大田区体育館の二つの会場に集まった。また、全体会議に先立って行なわれた二つのコースの都内平和行進には海外代表も参加して、アメリカのベトナム侵略反対、核戦争阻止、核兵器の完全禁止、被爆者救援を都民に訴えた。

ついで八月一日は、七四の会場にわかれた分散会がひらかれ、基調報告・国際会議報告にもとづいての討論が行なわれた。八月二日には、一二の階層別集会と沖縄・小笠原返還要求特別集会がひらかれた。

八月二日午後五時から、小石川サッカー場で閉会総会が行なわれた。まず、内外からのメッセージの紹介が行なわれたが、とくに久保山すずさんから大会に送られたメッセージは、大会参加者に感銘をあたえた。

つづいて海外代表のあいさつが行なわれたあと、この一年間の被爆者救援募金の集約が発表された。それによると、当日までに集約

された分だけでも、一九五八万七〇五一円の多額に達している。

最後に、三日間にわたった総会の成果をもった大会諸文書の採択が行なわれた。まず、起草委員長佐久間澄から国際会議で採択された三つの文書、「国際共同行動の強化に関する決議」「アメリカ帝国主義のベトナム侵略を糾弾し、ベトナム人民の闘争を支援し、連帯を強化する決議」「核戦争を阻止し、世界平和を守るため諸国人民の闘争を相互に支援する活動を強めよう」について、分散会から選出された起草委員をふくめてこれを検討した結果、一部字句修正をして全員一致承認したことが報告され、採択された。そして、つぎに四つの日本代表団決議、「原水爆禁止運動を飛躍的に前進させ、統一行動を強化しよう」、「日韓条約を粉砕し、東北アジア軍事同盟を阻止するため、ただちに統一行動にたちあがろう」、「ベトナム侵略基地としての沖縄を使用することに抗議し、沖縄・小笠原の返還をかちとろう」、「被爆者とともに核戦争阻止・核兵器完全禁止の旗を高くかかげ、被爆者救援運動をさらに強めよう」の採択が行なわれた。この第一一回世界大会総会は、第一〇回世界大会の規模をさらに上まわり、四万五〇〇〇人を越える参加者を得たことが、大きな特徴の一つである。

「被爆二〇周年原水爆禁止世界大会」

「原水爆禁止日本国民会議」が中心になり、実行委員会によって主催された「被爆二〇周年原水爆禁止世界大会」は、一九六五年八月六日、広島において開会総会がひらかれた。

この開会総会に先立って、五日には、「広島からベトナム戦争の即時停止を訴える大集会」が行なわれ、そのあと、広島市内各所で、日本の非核武装宣言と原水爆禁止を要求する「国民平和投票」が呼びかけられた。

八日から、会場を長崎に移し、一一カ所で分散会がひらかれた。九日、閉会総会で採択された大会宣言「平和共存をめざして」の内容は、つぎのとおりである。この大会宣言と、後述する国際会議の声明とは、被爆二〇周年原水爆世界大会の性格を、具体的に現わしている。

【大会宣言「平和共存をめざして」】　ベトナムにおける核戦争の危機は、彼らがいつ核兵器を使用するかもしれないという見とおしの問題ではありません。そうではなくて、いますすめられている侵略戦争そのもの、段階的作戦そのもののなかにこそ、核戦争の危機がひそんでいるのです。だからこそ私たちは、この軍事行動そのものを即時停止させ、一日も早くベトナムに平和をもたらすために、たたかわねばなりません。

私たちはなによりもまず、いかなる核保有国も、核兵器を使用しないとみずから宣言することを要求します。

また私たちは、アメリカ政府が、北爆といっさいの軍事行動を即時停止して、ベトナムから手を引き、ベトナム人民にまかせることを要求します。

さらに私たちは、日本政府が、被爆国政府として、ベトナム戦争に手を貸すことを断固拒否し、平和憲法の精神と国民の要求にもとづいてその政策を根本的に転換し、アジアと世界平和のために力をつくすことを要求します。また、私たちは、B五二の渡洋爆撃をはじめ、ベトナム侵略の発進基地となっている沖縄から、いっさいの核ミサイルとアメリカ軍基地をとりのぞき、その領土を日本に返還させることを要求します。アメリカ原子力潜水艦の日本寄港を、断固拒否することを要求します。（中略）

民族自決のたたかいは、侵略者にたいするその国民の闘争をいっそう励ますでしょうし、核兵器廃棄と軍縮のためのたたかいは、民族自決のたたかいを、いっそう援助することになるでしょう。

核兵器廃棄、軍縮のための闘争と、民族自決の闘争は、平和共存の二つ

の側面です。私たちは、このたたかいをつうじて、現代平和運動の二つの課題、核戦争阻止、核兵器廃棄と、民族自決を、いっそう有効的に発展させることができるでしょう。ベトナムの戦火をおしとどめるためにも、その本来の目的のためにも、原水爆禁止と全面軍縮をめざす運動のいっそうの発展が必要なのです。

核兵器の異常な発達と開発、その拡散の危険と核保有国の増大は、新しい情勢をうながしています。人類の運命と将来にたいする深い人間的な洞察と自覚が、いままで以上に、私たちすべてを一つに結びつけているのです。（中略）

軍備には軍備を、核兵器には核兵器をという、もっともらしいいいぶんは、核戦争の悪循環を断ち切る道ではありません。私たちは、いままでも原水爆に反対し、モスクワ部分核停条約をはじめ、核兵器禁止と軍縮のためのどんな小さな一歩での心から歓迎し、核兵器の廃棄をめざしてたたかってきました。（中略）

私たちは、日本国憲法の基調にもとづいて、いかなる国の原水爆の製造、実験、貯蔵、拡散、使用にも断固反対し、その完全禁止と廃棄を要求します。

また、私たちは、アメリカの極東核戦略の一環をになう日韓条約に反対し、アジア太平洋非核武装地帯の設置を要求します。

さらに私たちは、原水爆にかぎらず、いかなる国の軍備にも反対して、その完全な撤廃を要求します。

こうして、私たち被爆国民のすすむべき道は、平和共存の世界の大道と完全に一致するのです。

私たちは、まずこの大道を、行動でみずからきりひらかなければなりません。なによりも、日本の核武装を阻止し、いつでも核基地に使用されるいつさいのアメリカ軍基地の撤去と、アメリカ軍隊の撤退を政府に要求してたたかうことは、私たち原水爆禁止と平和をめざしてたたかう運動の最大で緊急の任務です。

「日本非核武装宣言」と原水爆禁止のための国民平和投票は、そのもっとも強力な武器となるでしょう。

いま、日本の平和運動は、いくつかにわかれています。私たちは、このような事態に、一日も早く終止符をうつべきだと考えています。しかし、統一への道は、国民の要求にもとづいた正しい方針と私たちの努力をぬきにしては、きりひらくことはできません。（中略）

全国民の原水爆にたいする激しい憤りを無視しては、どんな平和運動も日本で発展することはできません。また同時に、現実の危機から眼をおおうならば、平和運動の役目ははたせません。

私たちの運動は、広く深い被爆の体験に基礎をおき、このエネルギーを自覚された力に変え、どんな現実の危険にもちゅうちょすることなく、行動の力でたちむかう自信と確信をもっています。このなかにこそ、国民運動とその統一の基礎があるのです。

被爆二〇周年大会国際会議

また、「被爆二〇周年原水爆禁止世界大会」の一環として、八月一一日から三日間にわたり、東京でひらかれた国際会議には、一一ヵ国（うち五カ国は社会主義国）、二国際団体からの海外代表三四人が参加し、つぎのような「声明」を採択した。

【声明】　被爆者は日夜、不安と苦しみに悩まされながら、病いや生活の苦しさとたたかっているのである。広島・長崎に住むこれらの人びとは、人類にこのような悲劇が二度とくりかえされないことを願い、原水爆を禁止するために、平和運動に献身的に参加している。今日においては、この願いと、要求は、被爆国日本の国民的要求であるばかりでなく、全世界の人びとの共通の要求でもあり、このことは、ヘルシンキ平和会議の決議にもあらわされている。このような強い期待にもかかわらず、現在、最終的段階には核戦争をも意図しているアメリカのエスカレーション戦略が、全世界の人びとを、世界的核戦争の脅威に直面させている。

ベトナム戦争は、世界平和運動が当面しているもっとも中心的な問題である。もしもベトナム戦争が終わらせられないならば、国際緊張はつづくであろうし、軍拡競争はいっそう高まるであろうし、また、核戦争の脅威は、依然としてつづくであろう。

われわれ代表団は、この会議をとおして、核戦争を阻止しなければならないという人類の熱望を表明するとともに、全般的完全軍縮をめざして努力することが必要であることを強調し、つぎのような要求を提案した。

一、われわれは、すべての核保有国が、核兵器不使用を厳粛に宣言することを要求すること。

二、われわれは、すべての核実験、核拡散に反対する。

三、部分的核実験停止条約の範囲を、地下核実験にまでひろげることによって、全面的核実験停止条約を締結すること。

四、世界のすべての地域に非核武装地帯を設置することと、その他、部分的な軍縮の措置を要求し、外国に設けられた軍事基地の撤去、および、すべての軍事ブロックの解体を要求すること。

五、特に、ベトナム戦争のために沖縄の軍事基地が使用されることに反対し、沖縄の日本返還運動を全面的に支援すべきであること。

本会議は、アメリカ帝国主義が、国際法のあらゆる条項を踏みにじり、ベトナム人民の民族自決を規定した一九五四年のジュネーブ協定に完全に違反して、ベトナム侵略をおこなっていることを強く非難する。

北ベトナムにたいする爆撃と南ベトナム人民にたいする非人道的な攻撃はますます国際緊張をたかめている。

すべての代表は、今日のベトナム戦争を一刻もはやくやめさせることにもっとも大きな関心をはらった。そしてわれわれは、アメリカ政府のベトナムに対する侵略と介入をやめさせ、北爆の即時停止と、アメリカ軍隊とそれを支持する外国軍隊を即時撤退させ、および、ジュネーブ協定を遵守し、民族自決権を尊重し、ベトナム問題を平和的に解決するために、南ベトナム民族解放戦線をその話し合いに参加させることを要求するものである。ベトナム戦争は、平和共存をめざす諸国民の巨大な大衆運動の発展によってのみ、有効な解決がえられるであろうことが強調された。（中略）

核兵器の完全禁止と廃棄を中心とした軍縮のための闘争と、他国の内政にたいする不干渉、国際紛争における武力使用にたいする反対、民族自決権の尊重、民族の自由と独立のためにたたかっているあらゆる人民を支持することは、平和共存のための基本的な諸側面をなすものである。

軍縮と平和共存の問題にかんして、われわれは、国連の軍縮会議の進展に大いに注目している。

軍縮問題にかんしては、われわれは、具体的で積極的な結果がもたらされることを要求し、世界軍縮会議の開催を要求した提案を支持するものである。

これらの目標を達成するために、われわれはさらに力づよく大衆運動をおしすすめ、なかでも、労働者階級の強力な運動を発展させ、軍拡競争のもたらす社会的経済的影響をいっそう重視し、軍縮が実現された場合の経済的利益や社会的利益を強調・宣伝し、とくに先進国においては、軍縮が実現された場合、経済の発展は加速度的にうながされるという事実を強調し、侵略勢力が他国の内政に干渉する機会をなくさなければならない。

われわれは、国連の機能が正常化し、中国の国連加盟が正式に承認されることを要求し、新しく独立した国の適正な役割りを保証するような機構に国連を改善し、その機能を強めるよう、あらゆる国の政府が努力することを要求する。

これらの平和のための諸運動は、以前にもまして、ますます重要性をくわえている。そして、平和運動は実り豊かな成果を期待できる条件をつくりだしているのである。われわれは、核兵器に対抗するために核兵器をもってするという論理で、いかなる国が、核兵器の使用・製造・貯蔵・拡散をすることにも反対する。それは、核軍拡競争をいっそう助長するだけだからである。われわれは、核軍拡競争を助長するどんな傾向にも反対し、また、核兵器の禁止に役立つありとあらゆる動向を支持する。

われわれは、思想、信条、宗教、人種の相違をのりこえ、平和の目的にむかって、すべての人たちと協力し合わなければならないという原則をもっている。たとえば、われわれは、「ベトナム戦争」をやめさせるためにさまざまな立場の人びとが表明している多種多様の方策を支持するものである。

われわれは、この会議のなかで、各国のさまざまな運動の現実を知ることができた。われわれは、つぎの諸点について合意にたっし、われわれの共通の努力に力を合わせるため、世界の人びとにアピールする。

第一に、「ベトナム戦争」をやめさせるためのあらゆる行動を、積極的に展開する。このために、われわれは、アメリカの平和運動によって、一〇月一五～一六日におこなわれる「国際ベトナム・デー」を支持しすべての国がこれに参加するよう訴える。

われわれは、あらゆる国において、多様な形式の行動をおこない、ベトナム人民への連帯をあらわすことを勧告する。

第二に、「非核武装地帯」の設置を要求する運動を展開する。

第三に、完全軍縮を実現するためのたたかいをおこなう。

第四に、こんご「核保有国」をこれ以上ふやさないための運動を展開し、新しい核実験をおこなうことを計画している国々にたいしては、われわれは厳重に警告するとともに、反対運動を展開する。

第五に、あらゆる核実験に反対する運動をひきつづきおこなう。特に、日本における被爆二〇周年の意義を銘記し、ヒロシマ・ナガサキの悲劇を再認識するように訴える。特に被爆者救援運動を発展させる必要について、世界の注意を喚起し、この運動の成功を援助する。

以上のことを当面の行動目標とし、われわれは、この目標にむかって、可能なかぎりの行動の統一をはかり国際連帯を深め、目標の達成に努力することを誓い合った。

われわれは、これらの運動の目標は、安易に達成されるとは考えない。それには、われわれの運動をたゆみなく発展させ、広範な国際世論を喚起し、平和の要求にもとづく国民的な運動を自国の政府にむけて展開し、政府の戦争政策を転換させることが必要である。

4　一九六六年前半期までの国際平和運動と日本

外国軍事基地撤去のための国際会議

一九六四年の第一〇回原水爆禁止世界大会の決議にもとづく国際共同行動の一環として、インドネシアでは、一九六四年一二月から一九六五年一月にかけて、「外国軍事基地撤去・デュウイコーラ（マレーシア粉砕のための二項目の人民の命令）成功のための全国カンパニア」が組織され、日本原水協からも、代表団がこれに参加した。そして、同国は、第一一回原水爆禁止世界大会に、有力な代表団を派遣してきたのであるが、このような運動の発展のなかで、一九六五年一〇月一七日から四日間、ジャカルタにおいて、「外国軍事基地撤去のための国際会議」がひらかれた。

この国際会議には、日本からも、平和委員会、原水協、アジア・アフリカ連帯委員会が中心になって、五六人からなる代表団を送った。ちょうど、その会期が、九・三〇事件の直後に設定されていたため、異常な事態のなかで会議がすすめられる結果になった。

右のような情勢の進展のなかで、画期的な意義をもつことになったのが、一九六六年一月三日から一三日間、キューバの首都ハバナでひらかれた「アジア・アフリカ・ラテンアメリカ三大陸人民連帯大会」である。この会議は、国際平和運動の団結と前進に寄与したといえるが、とくに

三大陸人民連帯大会

全会一致をもって、第一二回原水爆禁止世界大会支持を決議したことは、一九六六年の平和運動に、注目すべき影響をおよぼした。

世界平和評議会ジュネーブ総会　しかし、六月一三日から四日間、ジュネーブでひらかれた世界平和評議会総会では、ふたたび運動の分烈が深刻化したようである。世界平和評議会のなかで、ソ連代表を中心とする多数派は、南北ベトナム代表団の反対を押しきっても、自己の主張を多数決で押しとおし、一方中国代表団は、本総会そのものを認めがたいとの立場から、ベトナム人民支援決議の採択にも加わらない、という事態が発生した。しかし、この総会に出席した日本平和委員会代表団と、南北ベトナム平和委員会代表団とのあいだに、共同声明が調印され、「三代表団は、両国人民のつよい連帯と共同のたたかいが、かならずアメリカを先頭とする帝国主義に反対する、全世界の平和と民族独立のためのすべての努力を団結させる世界人民の統一戦線の結成を促進し、強化するため、大きく貢献するであろうことを確認」した。

XI 人権擁護運動

概要□松川事件──検事の再上告と新しいたたかい／最後の口頭弁論と無罪確定、弾圧反対大行進／最高裁の最後判決／権力犯罪の追及／新しい運動・国家賠償請求訴訟／白鳥事件──最高裁判決を前にした運動の高揚／判決／早期釈放、処遇改善運動、再審請求／芦別事件──事件のあらましと無罪判決／国家賠償請求と責任追求運動／青梅事件──メーデー事件

概要

一九四九年から五二年にかけて発生したいくつかの奇怪な人権じゅうりん事件について、その後長い期間にわたってつづけられた弾圧反対、人権擁護の闘争は、いくつかの成果を生んだ。

まず第一に特筆すべき成果は、松川事件の終結である。松川事件再上告審について、最高裁は六三年九月一二日、上告棄却の判決を行ない、ここに一四年余にわたる困難にみちた不屈の闘争は全員に無罪判決の確定となって結実したのであった。無数の無名の人たちのよせあった力は、政治的謀略をうちくだいた。

しかし、真犯人はついに逮捕されることのないままに一九六四年の時効完成を迎え、また事件に関与した警察・検察官らの責任も当局の側からあきらかにされることはなかった。松川運動が再上告の段階にはいってから、この事件のたたかいの教訓に学び、その経験を他の弾圧諸事件のたたかいにも生かそうという運動が強まった。権力犯罪ということばが熟したことばとして用いられ、それを追及する運動がはじまったことともまた大きな特色である。芦別事件についても小規模ながら同じことがいえよう。六三年一二月の札幌高裁の判決で無罪が確立したのち、この鉄道爆破事件の公判闘争であきらかになった権力犯罪を追及する運動がつづけられている。

同じ列車妨害事件として、青梅事件について六六年三月に最高裁は事実誤認の疑いを理由として有罪判決を破棄して裁判のやりなおしを命じた。このようにして戦後、四つの列車妨害事件として伝えられた諸事件について、検察側の筋書きは完全に瓦解したのであった。これら四つの事件を共産党員らの計画的犯行とみるか、当局側の計画的謀略とみるかは、戦後史のわかれみちをなすものであろう。

白鳥事件については、六三年一〇月に村上国治にたいする最高裁判決があって有罪判決が確立し、村上は網走刑務所で服役することになったが、この事件について村上の早期釈放、処遇改善、再審による真相究明を要求する運動は、たえまなくつづけられている。裁判確定後の大衆運動として特筆すべきものであろう。

戦後、最大の裁判事件といわれたメーデー事件について、六五年から六六年にかけて論告弁論が行なわれ、一審判決をまつ段階となっている。

1　松川事件

検事の再上告と新しいたたかい

一九六一年八月八日、仙台高裁が差戻審としてくだした全員無罪の判決は、松川運動をになった無数の人たちによって文字どおりたたかいとられたものであった。この無罪判決にたいしては、検事の側から上告して事件をふたたび最高裁にもちこむ道が残されていたが、しかし事件発生来すでに一二年の月日がたってから、検事が事実をあらそって再度上告審にもちこむことについては、広範な世論の非難が予想されたのである。検察部内においても再上告をためらう意見と、再上告にふみきるべきだとする意見との対立が伝えられたが（八月二二日毎日紙社説）、検察側は、ついに八月二一日にいたって、再上告の手続きをとったので、ここに五度目の裁判を迎えることになった。無罪判決は一部に安心感をひろめたが、しかし同時に活動家に確信を与え、運動の幅はいっそうのひろがりをみせるようになった。このことは、この年の年末カンパにもあらわれておりそれまで運動に参加して来なかった人たちからも新しい支援が寄せられて、その総額は五九二万円に達し、それまでの年末カンパの最高額を示した。六二年一月二八日には全国代表者会議がひらかれて闘争方針がうちたてられ、被告団も新しい決意のもとに三班に分かれ、四月までの長期にわたる全国オルグ活動にはいった。

また六二年にはその前年にもまして「松川学校」とよばれる学習研究会の運動が発展し、東京、名古屋、大阪、群馬、千葉、徳島、兵庫、熊本、静岡、神奈川などの各地で行なわれた。この学習会は一二年余にわたるたたかいの成果としての無罪判決の意義をあきらかにし、さらに松川運動と労働運動および現在の情勢との関連を追求して、ここから運動の教訓をくみとることを目的としていた。これらの全国的な学習会を総括する松川研究集会が、六二年四月一四日から三日間にわたって、福島県岳温泉でひらかれ、三一都道府県から二三四名の多数が参加した。

他方、衆議院法務委員会では四月二五日に猪俣浩三議員から無罪

判決のなかで指摘された官憲の非違について法務省にたいする追求が行なわれた。

こうしたなかで、四月三〇日には、検事の上告趣意書が最高裁に提出された。これに抗議する趣旨で五月一八日には、東京日比谷野外音楽堂で、検事上告粉砕中央集会がひらかれ、集会後デモ行進が行なわれた。五月一九日には、無罪要請の署名一六万五〇〇〇余名分が最高裁に提出された。

こうしたなかで、六二年八月一九日には、総評、中央松対協は、福島県労協、県松対協の協力のもとに、全国から一三〇〇名の参加をえて、大規模な現地調査を行なった。この参加者数は、松川現地調査がはじまって以来の最大のものであり、またはじめての行事として、事件の第一の犠牲者である三名の乗務員の一三周忌の追悼法要が事件現場で行なわれた。八月二〇日には飯坂温泉で全国代表者会議がひらかれ、新しい段階にはいった松川闘争の方針を決定した。その集約としてつぎの誓いがかわされた。

【松川完全勝利のための一〇の誓い】㈠　一三年をこえて、いまなお無実の被告を苦しめている裁判を一刻も早くおわらせ、無罪を確定させるため来年三月にむかって、一生懸命松川の真相をひろめませう。㈡　検事上告の不当な具体的事実を職場や地域にひろめ国民的な抗議運動をおこしませう。㈢　私たち一人ひとりが真実を守るため、まごころのこもった手紙を最高裁に出しませう。五〇〇万署名を必ず達成しませう。㈣　松川に寄せられた世界中の人々の好意に感謝し、さらに協力をつゞけるよう訴えませう。㈤　私たちの組合機関紙、サークル紙などを通じ真実を訴えるとともに、あらゆる新聞雑誌、放送をもっと活用し、世論を起してゆきませう。㈥　三人の犠牲者の遺家族をはげまし、助けあい、真犯人の追及を私たちはあくまでも要求しませう。㈦　松川の懇談会、映画会、研究会、現地調査報告会などたくさん開き、身近ないろいろのできごととと結びつけ、交流を深めてゆきませう。㈧　松川パンフ、松川通信をよくよみ、一人でも多くの人にすゝめひろげてゆきませう。㈨　一円でも五円でも毎月カンパをおこない、松川の台所を支えませう。あらゆるところで松川のカンパ袋をまわし訴えませう。㈩　新しい松川映画をつくりだすため、みんなで運動をおこし努力いたしませう。

このようにして運動は、はじめて参加してくる青年層をふくめていっそう広範にひろがっていったが、最高裁は一〇月二二日に口頭弁論を、翌六三年二月一四、五、六日の三日間に行なう旨を決定した。被告弁護団は無罪判決の早期確定を要求して、年内に弁論をひらくことをもとめ、検察側は逆に翌年五月以降にすることを要求したのであったが、最高裁の決定によって右のとおりにきまったのである。なお社会党は、六三年一一月二九日にひらかれた第二二回定期全国大会において、福島、神奈川など一〇都府県連の提案によって、松川の真実をひろめ、たたかいをいっそう強化する、三月の無罪確定要求大行進を成功させる、財政的な援助をする、などの決議を行なった。

それまでに、福島、神奈川その他の社会党地方組織で松川闘争の支援をとりあげたことはあったが、正式に全国大会で決議したことはこのときが最初であった。

最後の口頭弁論と無罪確定弾圧反対大行進

この事件の最後の口頭弁論は、六三年二月一四日から三日間にわたって行なわれた。第一日は検察側、第二日は弁護側、第三日午前検察側、午後弁護側がそれぞれ弁論を行なった。最高裁の南門には、傍聴券を入手するために、東京都内の松川守る会の会員たちが行列をくみ、そのまま寒風の冬空のもとで徹夜して弁論を迎えた。

これらの人たちは自分たちで徹宵してえた傍聴券を、文化人、芸術家、民主団体、各府県代表の人たちにゆずって傍聴してもらうために行列したのであった。

二月一八日には、東京九段会館で松川弁論報告集会が開催され、傍聴した学者、文化人、弁護人らから弁論の経過が報告され、このなかで弁護人岡林辰雄は「なぜわれわれは権力犯罪というのか。それは無実のものを裁判にかけたからというのではない。被告の無実を知っていながらその証拠をかくし、司法の名で殺人未遂行為をつづけているからだ」とのべた。

このロ頭弁論を支援し、すみやかな無罪確定を要求する大衆運動は松川無罪確定要求、弾圧反対集中大行進となって結実し、三月四日朝の静岡出発を皮切りに、水戸、前橋、宇都宮、青梅、千葉から東京をめざす示威行進が行なわれた。この行進は松川事件のほか、白鳥事件をはじめ全国七〇以上の弾圧諸事件の被告や関係者がそれぞれの要求と松川の無罪確定を要求して参加したもので、松川運動が、弾圧反対権利擁護の闘争の中核としてその規模を拡大したことを示していた。各コースとも沿道の家々にビラをくばり、宣伝車で宣伝をくりかえし、署名とカンパをあつめ、小憩地や宿泊地ではかならず集会を開き、諸決議をかさねてこれを打電した。この行進団は短区間の行進者を含めて二万人におよび、最終日の三月九日にはみぞれ降る夜の日比谷に集結した。

この行進は、すべての法廷の手続きがおわったのちに、まだ判決の日もきまらないうちに、無罪の早期確定を要求して行なわれた点に特色があった。

最高裁の最後判決

判決の日はなかなかきまらなかった。早く判決を行なえという要求は最高裁に集中した。この間に六三年五月二三日には被告団長の最年長者杉浦三郎が、脳軟化症でたおれ、予断をゆるさない状況となった。

白鳥事件のまえに松川事件を確定させよ、という要請はいれられず、四月二三日には「七月一六、八、九、二〇日に白鳥事件のロ頭弁論をひらく」旨の決定が、最高裁から伝えられていたのである。

六月二一日、社会党、共産党、総評、中立労連、国民救援会、中央松対協の六者は、いっこうに動きをみせない最高裁をめぐる情勢について「松川闘争の緊急段階についての訴え」を行ない、さらにこの日の夜は総評、中立労連、国民救援会、松川・白鳥各対策協議会東京地評の共催で「労働者の権利と、松川・白鳥を守る中央集会」が東京・千駄谷の都体育館でひらかれた。集会は八〇〇〇人の勤労者をあつめた。

同じ判事たちによって、白鳥事件のロ頭弁論は前記のとおりに七月にひらかれたが、しかし松川事件の判決日はきまらなかった。八月には事件一四周年と差戻審の無罪判決二周年を記念して、松川無罪即時確定要求大行進東日本集会が仙台で開かれ、行進は仙台を出発して、東京に向かったが、その三日目の八月一〇日、ついに最高裁第一小法廷は九月一二日に判決を行なう旨を決定した。

この頃、平和運動や労働運動の各分野ではようやく分裂のミゾが深まりはじめ、八月の原水協主催第九回原水爆禁止世界大会には総評、社会党は参加せずに別に会合をひらき、最終段階を迎えた松川運動にとって深く事態が憂慮されていたが、八月二三日には、社会

党福島県連、共産党福島委、福島県労協は共同して緊急アピールを発表し、「松川の判決まであと二〇日、残された期間を対立や意見の相違をのりこえて、これまでの運動をより一層拡げ発展させ、ひとりひとりがすべての力を出し合って、真実と平和の勝利のために、無実の被告全員を完全に私共の手にとりもどすため、最後にして最大の力を集中し、奮闘しましょう」と訴えたのであった。九月一二日午前一〇時二分、斎藤朔郎裁判長は「本件上告を棄却する」旨の判決を宣告した。ここに無罪は確定したのであった。

判決は三対一の多数決で決せられたもので、下飯坂裁判官は有罪意見の少数意見を付していたが、三名の多数意見の大綱は差戻審の無罪判決（門田判決）の線にそったもので、事件の虚偽架空を確定したものであった。

判決当夜、日比谷で行なわれた松川無罪判決報告集会は、会衆は立錐の余地なく野外音楽堂の外に溢れた。都内四つのコースを歩んできた行進団はもとより、つたえきいて集まった労組員や市民は勝利を祝福した。

この夜、判決報告の集会は、札幌、仙台、福島、横浜、名古屋、福岡のほか、全国いたるところで開催された。

共産党中央委員会は「松川裁判の勝利にあたって」という声明を発表した。要旨は次のとおり。

【松川裁判の勝利にあたって(要旨)】　松川の勝利は、一四年の長い間にわたってわが国の全民主勢力を結集し、世界の平和愛好者とくに中国人民の熱烈な国際連帯に支えられたたゝかいであり、したがってこの勝利は労働者階級と人民大衆の勝利、民主主義の勝利、統一戦線と国際連帯の勝利であった。

この勝利は日本の独立・民主・平和を守り、労働者階級と日本人民のたゝかいに確信をもたせ、たゝかいを前進させるうえで大きな意義をもっている。わが党と人民は再びこのような謀略をくりかえさせてはならない。だが問題は全部解決していない。真犯人はにがされたまゝになっている。わが党はスパイ・弾圧・謀略に反対しにくむべきデッチあげをおこなった官憲の責任追及のためにたゝかう。

社会党は成田書記長談話を発表した。要旨は次のとおりである。

【社会党書記長談話】　松川の勝利はよろこばしい。この勝利は、被告、弁護団はもとより文化人多くの労働者など全国民の支持につゝまれて献身的にたゝかったからである。この事件は検察当局の不当な人権侵害事件としてわが国裁判史上特筆すべきものだが、同時に正義と真実にたいする闘いの成果として大きな意義をもつものだ。政府は被告たちに十分な補償をおこなうべきだ。

総評も同日声明を発表し、今後のたたかいの方向にふれて、「総評は、真犯人追求と責任者の処罰を要求するとともに、被告とその家族・犠牲者三人の補償に政府が万全をつくすよう要求し、この勝利を弾圧反対、民主主義を守るたたかいに発展させるものである。今後さらに全労働者、全国民とともに、たたかいを前進させることを誓う」とのべた。

権力犯罪の追及

九月一二日の判決当日の夕、松川事件弁護団は記者会見を行ない、「㈠　松川事件の権力犯罪、㈡　松川事件の手口解明のために—四つの列車妨害事件　㈢　真犯人追及に関する資料と見解」と題する報告書を公表した。

この報告書は弁護団が長い年月にわたって官憲の犯罪と事件の真犯人について調査してきた資料を公表したもので、松川の無罪確定後の新しいたたかいの方向を示すものであった。

報告書は、警察・検察の行なった自白強要、ねつ造、脅迫、暴行公文書偽造、証拠いんめつ、証拠変造、偽証、偽証教唆などについ

て、これを分類して証拠づけるとともに、三島事件（一九四七年一二月一三日）、庭坂事件（一九四八年四月二七日）、予讃線事件（一九四九年五月九日）の三つの類似の事件をとりあげて、松川事件を含めてこれら四つに共通する特徴を記述して、当時の鉄道を支配していたものを明らかにし、さらに一九五八年一一月二一日に松川事件弁護人松本善明にきた手紙を紹介し、この手紙の筆者を推定し、さらに一九五四年一月に松本方でおこった奇怪な窃盗事件、お手伝さんの誘かい事件、その急死などの一連の事件と、前記手紙の筆者とのつながりを示唆している。

弁護団は一九六四年三月七日には「真犯人追及に関する新資料と見解――日本少女歌劇団の周辺」を公表し、事件当夜、松川町で興行した少女歌劇団のゆくえを追及し、その経営者と占領軍との深い関係を明らかにした。弁護人岡林辰雄はこの公表にあたり、「弁護団はこのレビュー団が直接事件に関係したと断定したわけではないが、何ものかがレビュー団をカムフラージュの舞台として利用した疑いがある。八月一六日の時効までに真犯人を追及するために、当局は国民に全資料を公開すべきである」と付言した。

一九六四年八月一日、弁護団はさらに「真犯人追求のために――時効完成を前にして」を発表した。この報告書は、前四回のそれにふれなかった新しい情報と、それまでに公表した資料の補足と整理を行なったものである。その目次は次の通り。「㈠　福島民報編集局長と松川事件、㈡　デッチ上げの動き四つ、㈢　下手人の人数、㈣　非常線と自動車、㈤　類似する事件、㈥　米軍と松川事件」

これら、無罪確定後に弁護団が公表した諸事実は、警察、検察当局に、なにほどかの反応をよびおこすものと期待されたが、ついに当局はなにも応答せず、真犯人追及に背を向けたまま、一九六四年八月一六日の時効完成を迎えたのであった。

新しい運動・国家賠償請求訴訟

真犯人に対する時効完成の直後一九六四年八月一八日、松対協第三一回全国代表者会議は、松対協の解消と「松川事件の責任追及のための全国連絡会議」の組織を決定した。一九五八年三月に結成された松対協は「無実の者を殺すな」という要求を達成し、成果を確認してここに解消した。そして、当局の責任追及という積極的な課題のために新組織の結成を訴えた。この新組織は、一九六五年七月二一日、太田薫ほか七名を代表世話人として、東京久保ホールで結成された。

また一九六四年五月一九日、鈴木信らの被告とその家族三三名を原告とし、国を被告として国家賠償を請求する訴訟が東京地裁に提起された。請求額は一九六三年一二月二三日に仙台高裁が支払決定をした刑事補償額一五一二万九六〇〇円の他に、二億二三九〇万円を支払えというものである。この事件の証拠調は順調に進められ、一九六六年夏にはほぼ終結する見とおしである。

一九六四年九月一二日、事件現場の東北本線、東側丘陵のうえに松川記念塔が建立され、その除幕式が行なわれた。この石碑には広津和郎起草の碑文が刻まれた。なお裏面には「二度と松川をくりかえさないために、1964年9月12日これを建てる」とかかれている。

松川闘争を記録して一九六五年一二月一五日、「松川運動全史――大衆的裁判闘争の一五年」が上梓された。

2　白鳥事件

最高裁判決を前にした運動の高揚

白鳥事件の被告人村上国治を救援して、その無罪釈放を要求する運動は、最高裁の段階になって、ようやく広範なものとなった。

一九六二年三月一六日、東京で白鳥事件中央対策協議会が結成され、その事務局長に総評の坂根法対部長が就任した。加盟団体は総評はじめ中央単組二七、他に民主団体一〇、地方団体九であった。代表委員にはこの年の夏に、中島健蔵、末川博、田畑忍の三名がえらばれた。

七月一三、一四日には、東京およびその近県から一〇一名、北海道から一五〇名が参加して、札幌市において現地調査が行なわれたが、一〇月二〇、二一日には村上国治逮捕十周年を迎えて全国から二六都府県の代表七五〇名が参加する大模規な現地調査が行なわれた。

これらの運動の過程で、最高裁にたいしては口頭弁論をひらくことの要請が集中していたが、最高裁は六二年一一月九日、口頭弁論をひらくことを弁護団に通知してきた。

時を同じくして最高裁第一小法廷には松川事件再上告審が係属しており、松川事件の早期無罪確定が要求されていたので、弁護団は白鳥事件よりもさきに松川事件の弁論をひらくように回答して折衝をかさねた結果、一一月二二日にいたって、最高裁は松川事件の口頭弁論を六三年二月にひらき、その後に白鳥事件の口頭弁論をひらくことを決定した。

六三年一月一九、二〇日には事件発生一一周年を記念して三五〇名の参加した第六回現地調査が行なわれ、この調査にはプラウダ東京支局オフチンニコフも参加して注目された。

判　決

六三年四月に、最高裁は口頭弁論を七月一六、一八、一九、二〇日にひらくことを決定した。この口頭弁論では弁護側からチェコスロバキア、ソビエトなどの専門家による弾丸鑑定や、日本の科学者による弾丸の新資料などが提出された。

六三年一〇月一七日、判決が下された。判決主文は上告棄却で、救援運動の長い努力はみのらなかった。弁護団は次の声明を発表した。

【弁護団声明】　たゞいま、真実にそむいた不正の判決が下された。無実の者にたいして、有罪が確定することは許されない。すべての証拠と記録にもとづく以上、原判決は破棄される他はなかったのである。すでに多くのわが国及び外国の科学者の手によって、唯一の物証弾丸はニセモノであることが明らかにされた。おどろくべきことに、最高裁はこの偽造弾丸に関する原判決の非科学的判断を維持した。

実際になかった謀議は、架空の可能性をつみあげることによって、つくりあげられた。

刑事裁判の歴史の上でこれほどなかみのない共謀のみとめられたことはない。判決は不正である。それは糾弾されなくてはならない。われわれは被告の無実を晴らし、釈放をかちとるまで再審請求その他可能なあらゆる方法をつくし、国民とともに断乎闘いつづけるであろう。

村上国治は、札幌の獄中からメッセージを発表したが、それは

「日はまた昇る。怒りの涙でこれ以上書けない」と結ばれていた。

この判決で懲役二〇年の刑は確定し、村上国治は一一月二八日に網走刑務所におくられた。しかし、救援運動は地道につづけられた。判決確定後の大衆的な釈放要求として、この運動は画期的なものであった。

六四年一月一九日には第八回現地調査が三〇五名の参加のもとに行なわれ、札幌での調査を終えてから、その大部分が網走に行き、市内で集会、行進を行ない、代表が村上国治に面会して激励した。

二月二日には三〇〇〇名が参集して、東京日比谷公会堂をうめつくし、判決にたいする抗議の意思をこめて「村上国治を励ます講演と映画の夕」が催され、上田誠吉、塩田庄兵衛の講演とともに、映画「裸で狼の中に」が上映された。

早期釈放、処遇改善運動、再審請求

七月五、六日には三五〇名が参加して第九回現地調査が行なわれ、網走では刑務所当局と面会して処遇改善を要求した。七月二四日、総評二六回定期大会は「白鳥事件の再審と村上国治君の早期釈放運動支援に関する決議」を採択し、九月一八日に総評は各単産委員長、各地評議長にあて、「白鳥事件の当面の行動についての要請」を指示し、一〇月一七日から一一月二八日の間に設定された「白鳥事件の再審と村上国治君の早期釈放運動強化月間」の行動をつよめることを指示した。

六五年一月二二、二三日には第一〇回現地調査が二五〇名の参加のもとに行なわれた。この頃から、夏と冬に大挙して北海道に出むいて札幌で事件の調査を行ない、網走で村上国治と面会し、処遇改善と早期釈放を要求する運動は定期化した。

三月一九日には東京で第一〇回白鳥事件全国代表者会議と、これにつづいて「再審要求、村上国治を励ます夕」が日比谷公会堂で行なわれ、田畑忍、岡林辰雄らが講演した。

六月六日には村上の母、村上セイが死去したが、八日比布町で行なわれた葬儀の際には村上国治は拘束されたままで葬式に参加した。七月九日には婦人団体の手で「村上セイさん追悼の夕」が東京でひらかれた。

一〇月二一日、弁護団によって準備されてきた再審請求理由書が、再審を求める一一万六〇〇〇名余の署名簿とともに札幌高裁に提出された。一〇月一七日には、中華全国総工会、中国政治法律学会、中国人民救済総会など中国の三団体から救援金七三万余円がおくられた。

六六年一月二一、二二日には第一二回現地調査が行なわれたが、その調査団は札幌高裁にたいして再審をとりあげるように要請し、網走刑務所に対して処遇改善を要求し、また帰京後は二月一五日に法務大臣にあてて次のような処遇改善要望事項を提出した。

【処遇改善要望事項】 一、非人道的な裸検身を即時とりやめること。網走刑務所において零下数十度という酷寒のなかで朝夕二回、素裸にして検身を行い、最近わずかにパンツを着用させて検身をするように改めたとの事ですが、これは寒さにおいてかわりなく、またきわめて屈辱的な非人間的なやり方であり、教育、更生を目的とする刑務行政の趣旨に沿わないと思います。速かにこれをとりやめ、合理的かつ人権を尊重した検身制度に改めるよう要望します。

二、在獄者の健康、医療に留意し、専任の医師を配置すること。網走刑務所においては約千人近い受刑者を収容しているにもかかわらず、専任の医師がおらず、網走市内の開業医に病人が出た場合だけ治療を依頼するという実情であり、このため昨年一月から一一月までの間に八名もの死亡者

を出しているという驚くべき事実が判明しています。逮捕投獄以来、未決の一一年間に引続いて網走刑務所に服役させられている村上国治君の場合その健康保持には特別の留意を必要としており、また全収容者にとっても重大な生命の問題でもあります。私たちは網走刑務所に専任の医師を配置するよう要求します。

三、人間なみの食事を支給すること。酷寒の網走刑務所に収容されている全員にとって、とくに食事を改善し、栄養を補給し、健康を保持することは切実な要求であります。しかるに現在の副食費は一人一日わずか二九円五〇銭という動物以下の劣悪な食事を強制されています。とくに寒冷地においては動物性蛋白質の補給は欠くべからざるものですが、網走刑務所の食事は「海に居た時間よりも陸にいた時間の方が長いと思われるような」魚がときどき支給されるだけという状態であることを最近出所した人は訴えています。直ちに予算を組み、非人間的な食事を大幅に改善し健康保持の処置をとられるよう要請します。

四、冬期における防寒、採暖の設備を完全にすること。網走刑務所に服役する一年は他の刑務所の三年分に匹敵するといわれる程、網走刑務所の服役者はきびしい自然条件の中にあります。これに対し間口五間、奥行二〇間もの廊下（その両側に監房がある）にわずかダルマストーブ一個しか焚いていないというひどい非人間的処遇がおこなわれています。

同じ北海道の旭川・帯広等の刑務所では湯たんぽを支給しております。さいはての網走刑務所においても至急湯たんぽを支給できるよう施設を改善し、またストーブを増置するなど、防寒、採暖の設備を完備するよう要請します。

五、在監者の発信、読書、面会の制限を大幅に緩和すること。

在監者の面会、読書、発信等はきびしく規制されておりますが、村上国治君の場合、未決が一一年にも及び、かつ全国から一ケ月に数百通の手紙ハガキがよせられ、また現金も送ってくる場合も数多くあります。これに対しての返事はわずかに月二通しか書けず、領収書を送れないことは通常の道義にも反することであります。面会も多くの希望があるにもかかわらず月二回、読書も新聞、総合雑誌も読めない状況で、これは明らかに憲法に示された学問、思想の自由に反するものであります。直ちに法務大臣において、これらの点につき特別の措置をとられるよう要請します。

3　芦別事件

事件のあらましと無罪判決

一九五二年七月二九日午後八時四〇分頃、北海道根室本線芦別駅ちかくで、鉄道線路のレールがダイナマイトで爆破された。列車事故は回避されたが、捜査当局はこの事件が共産党に関係あるものとして捜査を行ない、五三年三月に、共産党員井尻正男、元党員地主照の両名が逮捕されて起訴されたのであった。

一九五六年七月一六日に下された一審判決は有罪であったが、控訴審になってからは次第に奇怪な事実が明るみに出て、「北海道の松川事件」と呼ばれるようになって、世人の目をひくようになった。事件直後に現場近くから発見されたという電気発破器は、猿山少年が油谷芦別鉱業所から盗み出して、高橋鉄男に売却を依頼し、高橋の手によって他に売却されていたもので、被告たちとは何の関係もないものであることが判明した。また現場近くから発見されたという雷管は、五本のうち四本がその頭部が切断されており、なにものかが手を加えたものであることが明らかとなり、さらにその光沢からして現場に放置されていたものではないことが明らかになった。

札幌高裁は、一九六三年一二月二〇日、事件後一一年余たってから無罪判決を宣告した。検察側は上告を断念して、無罪判決は確定した。なお、被告のひとり井尻正男は判決に先立ち一九六一年六月二四日、死亡した。

国家賠償請求と責任追求運動

芦別事件対策委員会・弁護団は、事件をつくりあげた者をあきらかにし、証拠をいん匿、偽造した権力犯罪の責任を追及し、真犯人の徹底的捜査を要求する方針をうち出して支援を訴えた。これに応えて北海道労協は六五年五月一八日付で芦別事件責任追及の会の結成についてよびかけを発表した。その要旨次の通り。

【芦別事件責任追求の会結成のよびかけ】　警察や検察官のかようなやり方は、権力犯罪であり、許されないことはいうまでもありません。かようなひどいやり方は単に両君に対する問題だけではありません。われわれ国民の基本的人権をふみにじり、わが国の独立、民主化、およびわれわれ国民の生活の安定を犠牲にし、世界第三次大戦をひきおこすための土台をつくるためのものです。こうした権力犯罪をわれわれ国民の手であばき、これをうちくだくことなしに、われわれ国民の生活を守ることはできません。こうした意味から一人でも多くの国民の方々とともに固く団結して所期の目的を達成したいと決意して、芦別事件責任追求の会を結成することになりました。みなさんの積極的なご参加を心から期待しております。

六五年六月五日、地主照並びに故井尻正男の妻光子らを原告として国に対し国家賠償を請求する訴が札幌地裁に提起された。

八月二九、三〇日には、責任追及の会主催で芦別事件現地調査が行なわれ、道内各地から七〇名が参加した。

九月二六日には「松川・芦別権力犯罪追及、弾圧と不当処分反対全道集会」が札幌で開催され、芦別事件の責任追及が他の不当弾圧反対の闘争と結合する方向がひらかれた。

一〇月一一日からひらかれた全日労北海道本部一五回定期大会には地主照が出席して闘争支援を要請し、大会はこれに応えて、真犯人の捜査を検察庁に要求する、国家賠償裁判の公正を要請する、国は再びこのような事件を起さぬように保障し、同時に謝罪せよなどの内容の決議を行なった。

4　青梅事件

一九五一年九月一七日から翌五二年二月一九日にかけて、国鉄青梅線で前後五回にわたる列車妨害事件がおこった。当初はイタズラ程度のものと思われていたが、事件後一年余もたってから一部の被告の自白によって、共産党員、国鉄退職者と農村青年など一〇人による計画的犯行として東京地裁八王子支部に訴追されるにいたった。五七年二月一三日に全員有罪の一審判決が下されたが、事実無根を主張する被告たちの呼びかけによって、松川・三鷹・芦別事件などとならぶ列車妨害事件として、ようやく注目されるようになった。二審は六一年五月一二日に東京高裁によって再び有罪判決が下された。

最高裁では六五年四月一三日から一九日の間、四日間にわたって口頭弁論を開いた。その後、最高裁は六六年三月八日に、同月二四日に判決を行なう旨を決定したが、社、共両党、東京地評、国民救

援会などで組織された青梅事件、最高裁無罪要求実行委員会では、よびかけを発表し、判決当日に行進を行なうことを決定した。

六六年三月二四日青梅市を出発して都心にむかう無罪要求行進の行なわれているさなか、最高裁第一小法廷は、二審判決を破棄し、東京高裁に差戻す旨の判決宣告を行なった。理由は、二審の有罪判決には「重大な事実誤認の疑いがある」というのである。これで、共産党や労組による列車妨害事件として伝えられた前記四つの事件の検察側の筋書きは、すべてくずれることになった。

最高裁判決は、一連の列車妨害事件のなかで、とくに五二年二月一八日の貨車暴走事件をとりあげ、結論として次のようにのべた。

【青梅事件最高裁判決(結論)】　第一審判決の認定事実を是認した原判決は少くとも二月一九日事件につき被告人らの自白その他の証拠の価値判断を誤った疑いがあり、その判断はにわかに首肯できないものである。そして本件公訴事実の大要は、前に摘示したとおり二月一九日事件を含む五つの列車妨害事件であるところ、原判決の一部に右のような疑いが存する以上原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認を疑うに足る事由があるに帰し、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認める。

当日発表された被告団声明の要旨は次の通りである。

【被告団声明(要旨)】　われわれが逮捕されて本日までの一三年間は実に困難な、あまりにも長い年月でありました。そこでこれからもなお数年間の裁判をたたかわなければならないことを思うとき、われわれの無実を承知のうえで事件をでっちあげた検察、警察にたいして新たな怒りをもって抗議するものであります。さばかれなければならないのは、われわれを拷問した警察官、検察官であります。本日の一応の勝利を長い年月を私たちと労苦をともにしてくださったおおぜいの労働者、市民のみなさんとともに喜び合いたいと思います。同時に総評はじめ多くの支援団体のみなさんに深く感謝します。われわれ青梅事件被告団は単に無罪をかちとるだけにとどまらず権力の犯罪を糾弾し、ふたたび列車妨害事件などで革新勢力が弾圧されることがないよう、どのような困難にもめげず、全被告、家族と手を結びあってたたかいぬく決意です。

判決当夜、東京赤坂公会堂でひらかれた青梅事件最高裁判決中央報告集会は次の宣言を決議した。

【青梅事件最高裁判決中央報告集会決議】　最高裁判所は、本日青梅事件に対して破棄差戻の判決を言渡した。これによって、われわれが要求しつづけてきた無罪判決への第一歩を闘いとることができた。このことは被告、家族、弁護団を中心とし、労働組合、民主団体、革新政党その他この運動に協力した多くの人々の団結の力によるものである。本日の判決は無実の被告に対して当然の結果ではあるが、しかし一三年という長い歳月をかけ、ようやく最高裁において破棄差戻の判決を言いわたすという現在の裁判のあり方に対し、弾圧と苦しみに耐えぬいて闘いつづけて来たわれわれは心から憤りを感ずるものである。かかる裁判機構と、そのあり方について、ここに全国民の名において強く抗議するものである。われわれは本日のこの判決は、被告全員の完全な勝利を闘いとるための第一歩を踏み出したものであることを確信し全民主勢力の一層の団結をかため、最後の勝利を一日も早く確定させ、今後かかる人権を無視し、憲法をふみにじる権力犯罪をこの世から抹殺するために断乎闘いぬくことを誓い合うものである。

5　メーデー事件

六四年七月二〇日、メーデー事件の裁判闘争を支援するために、メーデー事件中央後援会が結成された。東京九段会館で行なわれた

結成記念集会には、来日中の中国人民救済総会代表団の彭炎団長らも出席して挨拶をのべた。

メーデー事件検事論告は六五年二月二三日から、同年五月まで行なわれたが、とくに九日間にわたって行なわれた総論論告は、二六一名の被告と一二名の裁判官、七名の検事、多数の弁護人と傍聴人を特設の法廷に一堂にあつめた文字どおりの統一公判であった。

この論告公判を迎えて二月一九日には、東京九段会館で「メーデー事件検事論告粉砕総決起大会」がひらかれ、一五〇〇名が参集した。この大会は次の決議を採択した。

【メーデー事件検事論告粉砕総決起大会決議】 一九五二年五月一日、東京の皇居前広場（人民広場）で血のメーデー弾圧事件がひきおこされました。この日、数万の人びとは、戦後中央メーデーを始め各種の労働者、人民の集会場として親しまれ、団結広場の役割を果してきた皇居前広場の不当な使用禁止にたいし、抗議のデモ行進をおこなった。このデモ隊に対し四千名の警官隊は拳銃弾七〇発、ガス弾七三発をうちこみ、棍棒で狂気のようにデモ隊員をなぐりつけて死者二名、負傷者一五〇〇名を出させたのである。それは日本の弾圧史上、例のない大規模な残虐な弾圧であった。ときの吉田政府と警視庁は卑劣にもこの事件をデモ隊による騒擾事件としてデッチあげ、一二三〇名を逮捕し、二六〇余名を起訴して裁判にかけた。その後今日まで一三年、一三〇〇回の裁判が闘われ、警官隊の暴圧と事件の真相は白日のごとく明らかにされたのである。二六〇名の被告たちは被告ということだけで職場をクビにされ、公務員は休職になった。その後今日まで被告、家族は言いつくせない苦難とイバラの道を歩みながら多くの人々に支えられてこの長い裁判を闘いぬいてきたのである。検察側は一三年の裁判でメーデー事件を騒擾事件としてデッチあげることに敗北した。来るべき論告はその巻きかえしであり、抽象的な政治論や反共攻撃によって事件の真相をおおいかくそうとする謀略である。三三日間という馬鹿げた論告日数も彼らはそのために必要なのである。

われわれはかかる不当な検事論告に対し断乎として抗議するとともにメーデー事件の勝利をかちとるため最後まで闘いつづけることを決議する。

また総論の論告公判最終日であった三月二三日には阿部知二、梅崎春生、亀井勝一郎、神崎清ら文化人一一四名のよびかけで「メーデー事件被告の人権を守る訴え」が発表されたが、この訴えは長期裁判による犠牲についてふれながら「メーデー事件の裁判を一日も早く終らせ、被告家族をたえがたい苦痛と人権の侵害から解放すること、事実と法律、憲法にもとづいて、メーデー事件の裁判を正しく行ない、公正な判決がかえられるようにすること」を国民各層に訴えたものであった。

検事論告は、しばしば被告、弁護人の抗議によって削除され、三月二四日読売紙は「騒擾罪のタガゆるむ」と評して報道した。

六五年六月二五日には、東京九段会館で「メーデー裁判勝利のための総決起大会」が開かれ、メーデー事件の真相をひろげ、後援会の組織を拡大し、勝利の判決をかちとることが訴えられた。

弁護人の総論弁論は、六五年九月二四日から一〇月二八日まで一回にわたって行なわれ、つづいて一一月一五日から翌六六年三月一日にかけて各論弁論と被告の最終陳述が行なわれた。

なお、この間、六四年一一月一五日には高田求被告に対してのみとくに事件全体ときりはなして無罪判決が宣告され、この判決は検事控訴もなくそのまま確定した。

XII 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の概況──農業情勢と農政の動向／農民運動の概況／主要な農民闘争──米価闘争／乳価闘争および脱脂粉乳反対闘争／葉たばこ価格闘争／農業構造改善事業反対闘争／固定資産評価替え反対闘争／災害補償要求闘争および旧地主補償反対闘争／農民団体──全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全国農民同盟／全日本開拓者連盟

概要

一九六三～六四年は、貿易自由化の影響が現れて輸入農産物の量が増加し、国内産農産物の生産は不振・停滞したにかかわらずその価格の上昇は押えられた。農家経済は農外収入の増加によってやや好転したが、農業収入の伸び悩みは農民・農民団体の価格運動展開の条件を成熟させた。

農産物価格運動の主要なものは米価闘争・乳価闘争・葉たばこ価格闘争・災害補償要求闘争であるが、脱脂粉乳輸入反対・国産牛乳学校給食促進運動が乳価闘争とからんで展開された。また政府の推進する構造改善事業に対し、全日農などの農民団体は農業基本法体制粉砕・改善事業反対の運動を展開した。しかし農協などは構造改善事業反対の歩調がとれず、この分野で各農民団体の方針や行動に不一致が見られた。また米価・乳価運動においても、全日農系と農協・全農総連系の二系統に運動は分裂してたたかわれることになった。

米価運動に典型的にみられるように、大会やデモなどに動員される農民の数は増え、またその闘争形態は一部に過激なものもみられるようになった。乳価・葉たばこ価格運動も東日本から西日本へと組織と運動の拡大が見られた。しかし農民運動の性格はいぜんとし

て農業団体の農政活動を基調とする「大会・デモ・陳情」運動の域を脱せず、それらの運動が全日農その他農民団体の組織拡大として定着していない。

愛援県南予地方の乳価闘争で長野県佐久の乳価闘争にみられたような反独占農民運動の戦術がとられたこと、また長野・新潟の一部に公定米価を不満とする供出拒否が行なわれたことが注目される。

兼業の増加にともない、出稼ぎ者をふくむ兼業労働者の組織をどうするかが日程にのぼり、その運動が動きはじめた。

1　農業情勢と農民運動の概況

1　農業情勢と農政の動向

農業生産の減少と価格低落　一九六三～六四年の期間は、日本農業が六二年の経済不況の影響――農外雇用の停滞と労賃伸び率の低下による兼業収入の減少――から免かれ、農外収入の増加によって農家の総所得が若干増加した時期に当たっている。農家経済と農家所得・生計費の推移については第一部に記述したとおりであるが、官庁統計による全国農家一世帯当り平均でみれば、なるほど六三年八万一〇〇〇円、六四年九万八〇〇〇円の経済余剰を生じてはいるが、これを経営階層別あるいは所得階層別にみると下層農家は赤字を出しているのである（六三年では年間所得二〇～三〇万円層では三万三〇〇〇円、六四年では四万九〇〇〇円の赤字）。両年とも、黒字一〇万円以上を残す農家は年間所得が六〇万円ないし七〇万円を超える農家にかぎられているので、経営規模の小さな第一種兼業農家や中間層的な専業農家の多くは、けっして安定した生活を営む条件にはおかれていないことが知られる。

農業生産は六三年に米の減産と冬作物の凶作を主原因として前年を下まわった。生産量が前年水準以下に低下したのは、じつに七年ぶりのことである。生産が減少したにかかわらず、農産物価格は六三年下期から六四年上期にかけて騰勢を鈍化させ、あるものは低落した。農産物価格は経済の「高度成長」期に、質的変化を伴ないつつ量的に拡大した農産物需要にたいし、供給が追いつけぬため六〇年以降上昇をつづけて来たのであるが、いまや上昇の鈍化ないし低落傾向さえ示すにいたった。これは、一部には生産と供給の増加にもよることではあるが、貿易自由化による安価な外国産農産物の供給増加による影響は見逃がせない。国内生産が減退しても価格の下落があったという事実がそれを物語っている。農産物輸入量は六三・六四年にいたって急激に増加し（六三年は対前年比三九%、六四年は一九%増）、これにつれて農産物の国内自給率は六三年八一%、六四年八〇%へと低下した（五八～六二年は八五%前後）。「開放経済体制」下の資本主義発展のもたらした一帰結であり、農業部門の相対的比重の低下とともに、農民の相対的所得水準もまた沈下しつづけた。労農の「所得均衡」を第一の目標にかかげた農業基本法、その実施

具体策としての構造改善事業が開始されたこの期間でも、所得格差の拡大傾向はいぜんとして停止せずに進行した。

基本法農政の展開　農政の基調は農業基本法の趣旨にもとづく構造改善事業と、これに関連する施策であった。しかし「構造改善」とはいっても、農家の経営規模を拡大せしめるに必要な農地の再配分には手を触れず、国有未墾地の開放すらほとんど行なわれていない。農政のなすところは、一方において農家に資金を貸付け、土地基盤の整備、生産流通施設の導入等を援助して主産地形成を促進し、他方、資本主義的労働市場の展開にともなう農村労働力の無政府的流出にたいしては「傍観」する態度をとる。あるいは、資本主義的「労働力流動化」対策に手をかすように、農産物の大量輸入政策によって農産物価格を低下させ、農業所得を減少させ、こうして農村労働力を工業部面にかり立てている。農家後継者対策とか農業教育の充実とかいっても、それらは奔流のごとき労働力流出、その結果としての農業労働力の量的減少と質的劣弱化の傾向をとどめることはまったくできない。

農業部面の新しい動きとして、大企業の農産加工部門への進出が注目されだしたのはすでに数年前からであるが、六三年以後もその動きは顕著で、企業と農家とのいわゆる「契約生産」は拡大し、「垂直的統合」も増加して来た。農民にたいする資本の直接的支配の拡大である。こうして資本と農民との中間に立って流通過程を媒介する農協の役割はますます大きくなった。農協は政府の推進する構造改善事業の協力機関となり、同時に資本のための「組職された市場」そのものとして、その経営体としての側面を強化して来た。農民運動が農協にたいしていかなる態度と政策をもってのぞむか、これは農協的農政活動と農民運動との関連の問題でもあり、この意味で農民運動の動向を見るうえで、農協の動きは見逃がすことのできぬ一要素である。

2　農民運動の概況

運動の新分野　一九六三年～六四年にわたる二年間、農民運動はほぼ従来と同じ分野で展開されたが、政治経済情勢の変化にともない、いくつかの分野に新しい運動がたたかわれた。すなわち、米価・乳価・葉たばこ等の価格要求運動がこの期でも中心的な運動であったが、この農産物価格闘争と関連して構造改善事業反対運動が新しい現実的な闘争主題となった。全日農はすでに六二年に「農業基本法粉砕・構造改善事業絶対反対」の基本方向を決定し、価格闘争・食管制度堅持闘争等いっさいを農業基本法体制粉砕の闘争に集結する方針を決定した。しかし六二年当時はまだ構造改善事業そのものが実施の緒についたばかりであった。六三年にはいると各地に改善事業の地区指定や事業実施条件をめぐって農民の反応が見られ、農民団体もこれにたいし絶対反対・指定返上を要求したり、実施適正化を要求する等の運動を行なった。地方組織にあっては、改善事業反対闘争は自治体闘争と結びつけてたたかわれたが、その成果が期待されたものに及ばなかったことは否定できない。

つぎに、農家兼業化の進展で賃労働兼業が激増し、また出稼ぎ農民の数も増えて来たことから、これら兼業労働者や出稼ぎ者の組織

問題とその運動がとくに六四年にはいって日程にのぼった。しかしこの運動はまだその発端にあり、実際の展開は今後のことにぞくするが、ただ兼業労働者・出稼ぎ者の組織形態をめぐって全日農内に二つの意見――兼業・出稼ぎ労働者の独自の組織をつくれという意見と、全日農みずからその組織化に当たるべしという見解――が対立し、第七回大会ではいちおうの妥協的方針が決定されたものの、農村労働組合の組織とも関連して、これらの組織問題は今後の農民団体にとって看過できぬ一課題となるであろう。

その他、固定資産税評価替え反対闘争がこの期の新しい運動として、部分的なものではあったが、大阪その他の地方でたたかわれた。

運動の地域的拡大　米価闘争や乳価闘争などの分野で、運動が地域的に拡大すると同時に、その運動に動員される農民や農協職員の数が増大傾向を示したことが指摘される。たとえば従来、乳価要求・酪農組合民主化闘争の拠点は長野（佐久）・岩手・茨城など主として東日本におかれていたが、いまや愛媛（南予）に拡がり、いわゆる愛媛方式と称する新戦術をもって、反独占乳価闘争が行なわれたことは注目に値する。葉たばこ闘争においても、東北地方から関東・中国地方へ、さらに北陸へと共闘会議の参加団体が増加している。

米価・乳価等農産物価格をめぐる闘争で、中央・地方の大会や示威行進に動員される人数の増加したことも事実で、ときには主催者側の予定を倍加する動員の見られる例もあった。またデモや座りこみなどで激しい行動がとられ始めた。これをどのように評価するか――まだ全体として農業団体の農政活動の域を出ない陳情要請運動が基調をなしていることは否定できないにしても、それなりに農民がそういう農政活動のワクを超えて動き出そうとしている徴候と見れるかどうか、今後の動向を見るうえで重要な問題をふくんでいる。

運動戦線の分裂　一九六三年四月、中央農業会議が解体し、それまでこの連絡協議機関のもとで共同歩調をとって来た各農民・農業団体は、それ以後形式的には独自の運動をすすめることとなった。これは、前年すでに表面化した全日農と農協およびその系統をひく全農総連との間の要求米価・運動方式をめぐる対立が、いまや中央農業会議の存立そのものを否定するにいたったことを示している。こうして全日農は独自の要求米価を算定し、独自の運動を展開するのにたいし、農協は別の米価を算定し、農業会議所や全農総連・全国農民同盟などがこれに同調して運動するという戦線の分裂――二つの系統による米価運動の展開となった。そしてこれは米価運動の分野にとどまらず、乳価・学校牛乳給食実施要求運動などにも波及し、両系統の団体は、運動の過程で時に衝突し、紛糾を生ずる事例さえ生むにいたった。構造改善事業反対運動などは、すでに両系統の団体で基本的態度・運動方針に差異があり、対立はとうぜんのこととともいえるが、運動の全分野でこのような戦線分裂が生じたことは今期のいちじるしい現象である。

農政活動と農民運動　前述のように、米価闘争に典型的に見られたように、大会やデモへの動員数は増え、座りこみその他激しい戦術がとられて、運動は盛上りを見せ、ジャーナリズムは「米価騒動」における農民行動をしばしば非難するほどになったことは事実であるが、しかしその運動の本質は果たして

「農政活動」の領域をどこまで乗り超えたといえるであろうか。その運動の形態は一見してわかるように、「大会→決議→デモ→陳情要請→国会議員への圧力→政府決定への圧力」という農業団体の主導する農政活動が基調となっている。農民の要求がいれられなかったときは、農民団体の抗議声明で幕を閉じるというのがこれらの運動の一般的経過である。しかし六四年ころになると、福井・新潟など一部の地方で米価決定を不満とする農民の早期供出拒否が行なわれ、いわゆる第二次米価闘争の芽がめばえ始めたことは注目に値する。長野や愛媛の乳価闘争にみられる牛乳出荷拒否等の実力行使をふくむ反独占農民運動はまだ全国的な展開を示すまでにはいたっていない。甘諸価格や営農資金をめぐる闘争で反独占運動を展開した常東農民組織総協議会は今期注目をひく活動を展開していない。これらのことを総合的に観察すると、今日の農民運動はまだその基調として農政活動的性格を脱していないといわざるをえない。

このことは、はなばなしい大衆動員活動の連続にかかわらず、その活動が農民組織化に定着していない、という事実によっても裏付けられる。全日農第七回大会で組合員増加が報告されてはいるが（鳥取三〇〇〇名、千葉二〇〇〇名、長野一四〇〇名等）、そしてこの組織拡大はそれ自体注目すべき動向とはいえるが、会計報告や機関誌紙の発行状況等によって推定するかぎり、全日農の組織といえども、なお「足のない看板組合」の実質を脱したとはとうていいえないであろう。この点について、地域の組合活動に従っている福島県連青年部の一活動家の報告は、今日の農民組合の実態をよく示している。

「今日までの単位組織のほとんどは、組織拡大の能力と組合費の納入能力を欠いた看板組合となっている。農民運動の長い歴史と輝しい伝統を有してはいるが、実際に組織的に活躍している組合は数少なく、部落にあっても小さく固まり、日農の影響力をこれ以上発展させることは不可能に近い状態にあるのが今日の古い農民組合の姿である。」（全日農「農民運動資料」六三年八月号、九九ページ）。

したがって、表面上のはなばなしい運動展開の背後にあって、部落における日常活動を通じての農民組織化ということが、いぜんとして現時点での農民運動のもっとも重要な課題の一つとなっている。

農民団体と選挙

六二年四月の統一地方選挙で全国農民総連は茨城・三重・佐賀・大分・宮崎の五県知事を推薦して全員当選、県議は推薦二七九名中二三六名当選という好成績をあげたが、当選者の所属政党をみると、府県農政連一五、社会一六、自民一六七、無所属三三、その他五名で保守党系が圧倒的に多い。全日農は県議に一二五名推薦して五一名が当選、この政党所属は社会五〇、共産一で、農協系の全農総連にくらべると成績は悪かった。民社系の全国農民同盟は県議当選者二九名で振わず、県知事は岩手・大分二県推薦で二名当選した。開拓連の推薦県議は六名当選した。

六三年一一月の衆院総選挙の結果は次のとおりであった。全農総連は当選七〇名で自民・民社・社会の各党におよんでいるが、農民の都市への流出にも影響されてかならずしも好結果とはいえなかった。全日農は社会・共産をふくめて七七名推薦中五六名当選。しかし八百板会長はじめ杉山・三宅ら最高幹部が落選した。全農同は二三名（民社）当選でわずかに前回を上まわる成績をあげた。開拓連は開拓関係各党議員を推薦し、自民五二、社会一六、民社六、無所属一、計七五名の当選者を出した。以上、農民団体の選挙活動は、とくに農協系の全農総連のそれは保守系議員の当選に力を貸してい

ることがわかり、農村が依然として自民党政府の有力な政治的地盤であることを示した。

2 主要な農民闘争

1 米価闘争

六三年産米価格闘争 一九六二年産米の米価闘争は、中央農業会議――全日農・全国農協四団体等の連絡協議機関――の米価対策委員会のもとに統一的にたたかわれたのであるが（本年鑑、六二年版二四二ページ参照）、中央農業会議は六三年四月解体した。すでに六二年産米価格闘争で全日農と全国農協中央会は要求米価の算定方式や運動方法について見解の相違を来し、従来のような統一的米価闘争は限界に来たと感ぜられていたのであり、中央農業会議の解散もこの農民諸団体の歩調不一致の結果であった。六三年の米価闘争は、したがってこれまでと形を変え、全日農、農協それぞれに独自の運動を展開するという特徴をもつにいった。

二月二七日、全日農は東京の社会事業会館久保講堂に約二〇〇〇名の農民代表を集め、「食管堅持・予算米価要求・旧地主補償反対農民総決起集会」を開催した。集会は①一九六三年産米の価格要求、②食管制度に関する件、③旧地主補償反対、④乳価値下げ反対、⑤日韓会談粉砕などの決議を行ない、次のような大会宣言を採択した。なお大会代表団は国会・政府関係各大臣その他の諸機関に右の決議をもって要請陳情を行なった。

【総決起集会宣言（要旨）】 農民首切り政策が強化されつつあるときに「中央集結闘争」をおこなった。食管制の堅持、米価・乳価などの価格要求は農民首切り反対のたたかいである。

農民首切りは「高度成長」に必要な安い労働力を農村からひきだすために、食管制廃止は独占資本の海外進出の手段として外米輸入を拡大するためにおこなわれようとしている。「日韓会談」粉砕はこの意味からも農民にとって重大な課題である。これら反動支配体制を築く一環として旧地主補償は強行されようとしている。

われわれは、これまで食管堅持、米価要求などを労農提携で闘ってきた。消費面から食管が崩されつつあるいま、労働者との提携は一層重要となった。本日ここに結集された力を基礎に、さらに米価決定期の農民の闘いをもりあげるため労働者との団結を固めつつ総力をあげるものである（「農民新聞」一九六三年三月二〇日号）。

全日農の要求米価 五月七日、全日農中央常任委員会は米価闘争の方針を決定したが、その大要は、――①要求米価算定方式は従来どうりバルクライン八〇％による「生産費・所得補償方式」とする。農民の自家労働は三〇人以上の労働者を雇う製造業の労賃で評価する、②農協を農民の側に立たせるように努力する、特に主要米産県においては農協の労賃計算の不備に留意し、単位農協を全日農と共同できる方向にもってゆく、③地域ごとの要求米価を打ち出し、末端のたたかいをさらに強める、④全日農

本部は農協中央に上記の末端活動を円滑ならしめるために強く働きかける。⑤全日農独自の大会をもつと同時に、農協主催の大会へ参加し真の農民の声を反映させる。

ついで五月一七・一八両日、新潟県新津市の青年研修所で開かれた〔米作一〇県農民組合共闘会議〕は全日農中央の右の方針を確認し、現地における本格的な運動体制をつくる活動を開始した。

農協中央会の要求米価

他方、全国農協中央会は五月一五日に要求米価の算定方針を決定したが、それによれば①都市農村間の物価差はみない、②労働者の法定外福利厚生費を農民の自家労賃に付加する、という二つの条件を前年度の方針に新に付け加えた。なお自家労働の評価基準――自家労働費は都市製造業規模五人以上の労働者賃金による――は前年どおりとした。そしてこの方針のもとに六月一八日、全中は一五〇キログラム当り一万四三〇三円の要求米価を発表したが、全国農民総連盟、全国農民同盟および全国農業会議所等もこれに同調することを声明した。同じ六月一八日、全日農は要求米価を一万五三三〇円とすることを正式に発表した。

全日農ではこれより先に六月一三日の中常委で要求米価額を決定していたのであるが、農協その他の農業・農民団体と統一要求を出すため交渉をつづけて来たのであり、一八日にいたりその交渉の不調がハッキリした段階で独自の要求を正式発表したわけである。次に、右の交渉経過をかんたんにたどってみると次のようである。

全日農・全中の米価共闘交渉経過

五月一五日　昨年七月二日の両団体の申し合せにより、全日農側から石田米価闘争委員長・栗林組織部長・中村中央常任委員、全中側から森川常務・結城農政部長・藤本農政課長が出席し、本年度の米価運動について交渉を行なった。主要議題は労賃計算と運動統一の問題で、とくに後者については県段階での統一行動は可能であるが、中央での統一はできないと全中側が主張、意見は対立した。

六月四日　全中・全販連・全日農の代表者会談は決裂。統一行動については、両団体独自で大会を開いたのち、両者の地方代表の統一集会を開くという妥協案も不調に終わる。

六月一四日　秋田市で米作一〇県農民組合共闘会議と東北・北陸・信越各県農協代表とが協議。①統一行動のため可能なかぎり努力し、相互の立場を尊重し運動成果をあげる、②中央段階で統一行動のできないときは、一道一〇県の合同集会をひらき統一歩調をとるよう農協にはかる、の二点を決定した。

六月一八日　農協一道一〇県代表者会議は一四日決定の妥協案を拒否、統一行動は不可能となる。

全日農は農協全中の統一行動拒否を遺憾とする声明を発表、今年は全日農と全中・全農総連等二系統の団体が独自の要求米価で独自の行動をとって米価闘争を展開することとなった。

各団体の米価闘争

七月四日、〔全国農業会議所〕は各地代表二三〇〇名参加のもとに全国農業委員会代表者会議を開き、①要求米価の貫徹、②長雨による災害対策の確立などを決議、関係各方面に代表団が陳情した。〔全国農民同盟(全農同)〕は「全日農と社会党だけが農協決定の基本米価と異なる決定をしたため、本年産米価に対する農業・農民団体の統一行動は行なわれず」と声明して(「新農村新聞」)、七月五日米価要求全国代表者会議をひらいた。〔全農総連〕も「全日農は農協や農業諸団体に対して統一米

価、統一行動の実行を強要しているが……統一米価と統一行動は違うものである」（「農政経済新聞」）として、同じく七日、米価要求・災害対策全国農民総決起大会を開催した。参加人員約三〇〇〇人。要求米価の貫徹、食管制堅持、災害対策の確立など数項目の決議をもって各関係当局に陳情し、デモ行進を行なった。ついで八日には農協中央会主催「要求米価貫徹全国農民代表者大会」が約一万人を集めて東京・日比谷野外音楽堂で警官多数の護衛下に開かれた。この大会で米作一〇県共闘会議に参加している全日農系の農民約二〇〇〇人が会場前で統一行動を呼びかけ入場しようとして警官隊に阻止され混乱が起こった。結局、両者の話し合いにより全日農代表のあいさつと五〇人の代表参加を主催者側で認め混乱はおさまった。

七月九日、全日農主催〔米価要求貫徹全国農民総決起大会〕が東京の社会事業会館で、約三〇〇〇人の農民代表を集めて開催された。大会は、①米価要求、②食管制堅持、③固定資産評価替反対、④反農民的全中幹部に対する抗議等を決議したあと、各方面への陳情とデモに移った。全中幹部に面会した代表団は、全中主催の大会に警官を導入し、暴力団をつかって全日農系農民の参加を阻止したと抗議したが、全中側は警官や暴力団を依頼した事実はないと反論し、農民組合と農協は組織の性格がちがうのだから独自の行動をとるのが妥当だ、と抗議団に応答した。一方、全日農の大会で選出された代表のうち残留した山形・秋田・新潟・福島・富山・福井・愛媛の各県農民代表は一〇日開催された米価審議会の会場に押しかけ、二個中隊の警官隊出動・監視のもとで審議会委員と交渉し、全員が入場して審議を傍聴した。

中央におけるこのような分裂状態にたいし、地方では昨年同様、共同闘争の動きが見られた。とくに長野県では、全日農県連・農民総連・開拓連・農協等で構成される農民団体会議に県労評・労農会議等が参加している〔食管制度を守る県民会議〕が主軸となって統一的米価運動を展開した。五月一八日、農民団体会議は「自家労働は労働者三〇人以上規模事業所の労賃で評価せよ」の要求をはじめ、男女同一労働同一賃金、米価要求統一行動等について要請書を作り、中央の各農業・農民団体に送った。また食管制度を守る県民会議は六月二七日の総決起大会で、農協の要求米価を最低限とし、全日農要求の一万五三三〇円獲得を目標にすると決議した。さらに中央の農協主催農民大会には全日農組合員が農協代表として上京参加した。

新潟県においては五月一七日、石田全日農県連合会委員長・鈴木同書記長と県農協内山会長・田口副会長が米価要求に関する統一行動を確認した。その前日（一六日）の同県中蒲原郡農協組合長会議では、米作労働を全日農要求と同じく従業員三〇人以上企業の労賃で評価すると決定し、また七月二日には北蒲原郡協議会、各市町村農業委員会、全日農郡協議会などが代表を集結して大会を開き、一俵当り六〇〇〇円以上の米価を要求してデモを敢行した。しかし県段階での農協・全日農等各団体の統一要求・統一闘争までにはいたらずに終わった。以上二県のほか、山形・福島・宮城・富山・福井などの諸県で地方段階での共闘をめざす全日農その他の努力がつづけられた。

七月一六日、政府は一五〇キロ当り生産者手取り平均一万三二〇四円の米価を閣議決定した。各農民・農業団体はこの低米価決定に抗議する声明を発したが、全日農は予約出荷拒否等の戦術をとって米価闘争をつづけると声明した。前記食管を守る県民会議（長野）は

七月一八日、大会を開いて郡市別に抗議集会を開き、あわせて米原潜寄港反対等のたたかいをすすめることを決議した。全日農新潟県連は七月二九日〔不当米価反対抗議集会〕を開き、低米価にたいする追加払い要求を決議した。しかし事実上、予約拒否等の農民の実力行使にはいたらず、追加払いも実現させることができずに終わった。

六四年産米価格闘争

この年も前年同様、統一的米価闘争は中央において展開できなかった。すでに六三年一二月一八・一九両日、福島県飯坂で開かれた〔米作一〇県農民組合共闘会議〕は、六四年産米の価格闘争方針について討議し、六四年二月に開催を予定する中央集結闘争について検討した。そのなかでつぎの諸点――(一)米価闘争に関する農協工作として、農協中央部とは対決すること、地方では単位農協との統一行動を認めるよう努力する　(二)要求米価については従来の算定方式に運動の過程で前進的に検討を加えること、また企業利潤は米価の要素としては算定しないこと――を確認し、ひきつづき共闘会議として二月中央集結闘争への準備体制をしくことになった。

全日農の米価闘争

全日農は、二月一八日、東京の社会事業会館に約一二〇〇名の代表を集めて〔固定資産税引上げ反対・米価要求全国農民大会〕を開催、六四年産米価格を六〇キロ当り最低七〇〇〇円とすること、二重価格制を堅持すること等を決議し、ただちに関係各機関に要請団を派遣し、参会者はデモ行進に移った。ついで四月一〇日、全日農第六回中央常任委員会は、来年二月開催予定の「全国出稼者集会」の構想とともに、本年産米価格要求闘争の方針を次のように決定した。

【全日農の米価闘争方針】　要求方向　(1)要求米価については八〇%バルクラインと製造業三〇人規模以上の労賃による自家労働評価を基本とする「生産費および所得補償方式」の完全実現を目標とする。

(2)米価における自家労賃の補償要求を農村労働者、出稼ぎ農民の賃金に結びつけ最低賃金制の要求に発展させる。

中央動員規模　動員はたんに米価だけを目的とするのでなく、全日農の運動の新しい発展の一つの起点とすることにし、すくなくとも五千名規模の中央動員を組織する。

右の方針のもとで、四月一五日から一六日にかけて山形市で〔米作一〇県農民組合共闘会議〕が開かれ、方針の具体化が論議され、さらに五月一二日の全日農中央常任委員会では共闘会議の討議と結論を参考にしてつぎの各項を決定した。すなわち、米価要求農民総決起大会は全日農が主催し、中央労農会議は参加協力団体となり、次の諸要求を出す――①食管制堅持、生産者米価要求、消費者米価据置き、②時期別格差圧縮反対、③食糧危機突破、自給体制の確立、構造改善事業と貿易自由化反対、④農産物価格補償ならびに肥飼料価格引下げ　⑤固定資産評価替反対、⑥最低賃金制確立、⑦日韓会談粉砕、⑧日中国交回復促進、⑨脱脂粉乳輸入阻止、生乳給食完全実施等。これらの諸要求は基本的な姿勢として農業基本法体制と対決するもので、米価要求がその中心である。

こうして全日農は六月二日、六四年産米要求価格を一五〇キロ当り一万七七〇〇円と決定、同月三〇日に東京・日比谷野外音楽堂で〔米価要求貫徹全国農民総決起大会〕を開催した。主催者側発表によれば、当初五〇〇〇名動員を計画したのであるが、実際には七〇〇〇名の大動員となり、前年動員の二倍以上となって運動の気運は大いに盛り上がった。大会は米価要求をはじめ、農業構造改善事

業反対、農産物価格補償制度確立、肥料価格引下げ等一三項目の決議を行ない、国会へのデモ行進や関係方面への要請活動を展開した。農林省は出入口を閉鎖し、当局は代表との面会を拒否した。大会の残留代表団はその後米価決定まで第二波、三波と要請行動をつづけた。

米価対策農民団体会議の結成と運動

全農総連・全農同、開拓連の三農民団体は全日農とは別個の行動をとり、五月末から米価運動について共同歩調をとる動きを見せ、六月一八日米価対策農民団体会議を結成、要求および行動の統一をはかることになった。なお同会議の声明――「われわれ農民三団体は農協および農業会議所とともに、全国統一要求米価として一五〇キロ当り、特別加算七五〇円をふくめ一万六五四八円を決めるとともに、食糧自給確保に必要な諸要求を決めた」――によってもわかるように、全日農をのぞく農民三団体と農協・農業会議所の統一要求・統一行動が実現したわけで、今年度の米価運動は右の二系列に組織上整理されることになった。

さて農協の動きをみると、六月一九日、全国都道府県農協中央会連合会合同会議が開催され、要求米価を一五〇キロ当り（特別加算七五〇円をふくめ）一万六五四八円と決定した。前記の農民団体会議の要求米価は、内定していたこの農協要求に歩調をそろえたものである。

全国農業会議所では六日三〇日、〔米価要求農業委員会代表者会議〕を開き、七月一日以降に展開される農協の運動と呼応して陳情と要請を行なった。農協は七月にはいると各都道府県連合会いっせいに米価要求大会をひらき（農協発表によれば参加延人員二〇万人）同月六日にはそれを集結して東京の共立講堂で〔要求米価貫徹全国農協代表者会議〕が開催された。この会議に集められた要求貫徹の農家の署名は四一八万八〇〇〇であった。翌七日には米価対策農民団体会議主催の〔米価要求・災害対策全国農民総決起大会〕が約三〇〇〇人の参加者を得て同じ共立講堂で開かれ、「政府がわれわれの要求米価をじゅうりんし、低米価をおしつける場合は、予約および出荷に協力しない」という特別決議を行なって、散会後デモ行進に移った。

また七月八日、全日農県連代表と長野県を主とする農協代表者約七〇〇名は農林省・大蔵省・自民党本部などに押しかけ、座りこみを決行した。このように、東京における各団体、地方農民代表の旬日にわたる波状的運動のなかで、七月九日、政府は生産者米価一万五〇〇一円（臨時特別加算五五〇円をふくむ）を閣議決定した。これは全日農はもとより、その他の農民・農業団体の要求米価を下まわる低米価で、各団体はいっせいに反対と抗議の声明を発表した。全日農の声明の一節には、――

【全日農声明（一部）】　われわれは今回発展された低米価にはあくまで抗議し、政府・自民党と密着して農民のたたかいをはぐらかした農協中央部に対する大衆的批判を強め、予約、出荷拒否をふくむたたかいをつづけ、農業危機突破のため全農民の力を結集して進んでいくものである。

要求米価貫徹全国農協代表者集会の声明は、――

【要求米価貫徹農協代表者集会声明】　われわれは……与党国会議員の中でわれわれの要求を実現するために献身努力された各位に対してはその労を多とするも、決定された米価については強く不満の意を表するとともに、政治に対する不信の念を抱かざるを得ないことを、ここに表明するものである。

政府の米価決定に対し各農民・農業団体はいっせいにこのような抗議声明を発したのであるが、しかし全日農や全農連が主張していた予約拒否あるいは出荷スト等の実力行使は（福井県の九月一五日までの県外出荷拒否と新潟県一部の九月一五日までの拒否をのぞき）ついに見られなかった。

地方における米価運動

六月一三日、新潟県の全日農県連・県農協・農業会議所の共同主催により〔米価要求新潟県農民大会〕が新潟市体育館で開催された。参加者八〇〇〇名。散会後六〇キロ当り七〇〇〇円の米価要求をかかげて農民は市中をデモ行進した。また同県中蒲原地区（新津・五泉・白根）では、既存の諸団体のワクをこえて「三市中蒲原地方米価対策協議会」が結成され、米価一俵七〇〇〇円、農家の労賃は製造工業三〇人規模以上の平均労賃とせよ、等の統一要求を決議した。

長野県では〔食管を守る県民会議〕が五月一三日、全日農の要求米価と方針にそって運動をすすめることを決定したが、各団体の統一行動実現までにはいたらなかった。しかし郡や市町村の段階では統一行動のとられたところもある。すなわち六月一一日、上伊那郡労農共闘会議主催の「上伊那集会」では団体のワクをこえて約一〇〇〇人の農民がデモに参加、また六月二三日「飯水地区集会」が農協米対・全日農・食管を守る県民会議の共催により持たれ、参集者約一〇〇〇人を数え、同月三〇日の食管を守る会・主催の大北地区集会でも一〇〇〇人の農民を集めた。

秋田県では町村単位に全日農・農協労組・農業委員会・農協が共同歩調をとった。すなわち湯沢市山田・羽後・増田・沼館・仙北・仲仙・大曲市花館および二ツ井などの各町村で五〇～三〇〇名くらいの米価要求集会がひらかれた。また郡市段階では由利・南秋田・横手・平鹿で二～三〇〇〇名の地域集会が開催された（「農民新聞」八月五日号参照）。政府の米価決定後、北陸諸県の各所で早期出荷拒否を呼びかける団体の運動もあったが、実際行動として現われたものはほとんど無かった。

なお米価決定後のいわゆる第二次米闘としては全日農等の指令による全国的な動きとはならなかったが、福井県が九月一五日まで県外出荷拒否、新潟県中蒲原、北蒲原地方の同じく九月一五日までの出荷拒否があった。これはまだ局部的な実力行使ではあるが、今後の米価闘争の動向を見る上で注意すべき事件であった。

2　乳価闘争および脱脂粉乳反対闘争

乳価値下げ通告

長野・茨城・岩手・千葉などの諸県で一九六一年にたたかわれた乳価闘争は、六二年以後もひきつづき、しかもより広範な地域に拡大されて展開されたが、その運動の勢いは六一年にくらべるとやや停滞的であった。以下その推移を見よう。

一九六二年一一月、乳業大手四社（明治・森永・雪印・協乳）は「一二月一一日から乳価一・八七五キロ当り一円（原料乳地帯）または二～七円（市乳地帯）値下げする」むね酪農民に通告した。理由は経済不況による乳製品の売行き不振、滞貨増大というのであるが、この当時乳製品市場には輸入外国製品が増加しており、農民団体とし

ては乳業資本の経営悪化を理由とする乳価値下げ通告にただちに反対する行動に出たのはとうぜんであった。全日農中央は、乳業四社の通告に独禁法違反の疑いがあるとして、各県連にたいしそれぞれの立場で公正取引委員会に提訴するよう通達を出していたが、六三年二月五日、群馬県連は栗原会長名をもって公取委に次のような提訴を行なった（「農民新聞」六三年三月二〇日号）。

【全日農群馬県連の公取委への提訴】 一、独禁法違反の疑いある事実

日産八千トン近い群馬県の牛乳生産量の大部分を独占的に処理する森永、明治、雪印、関東製酪の大手四社が、企業不振を理由に「一二月一日以降一升当り二円七〇銭値下げする」旨を一方的に、各社が期日を同じくして通告してきた行為は独禁法の規定に違反するものである。

二、提訴についての説明

酪農民は、農基法制定以来政府が示した選択的拡大の方向に従って乳牛導入、搾乳増加に努力してきたが、乳業会社の一斉値下げ通告により大きな苦況に直面している。政府は、その責任において基準乳価を設定し再生産を保証すべきであるにもかかわらず、責任を逃れるばかりか、酪振法により独占処理方式を指導し、あまつさえ、今回の紛争に当っては「契約自由の原則に基づく牛乳取引きに政府が介入する根拠がない」と主張している。乳業会社が独占処理方式を悪用し、政府もまたその責任を回避している現状においてこれを正すものは公正取引委員会の公正な判断以外にない。私はつぎのことを強く要望する。

一、不公正なる乳価決定方式ならびに乳価そのものの是正。

二、生産費および所得補償方式による単一乳価の設定。

三、政府が契約自由の原則を主張するならば、乳業会社の受乳拒否の場合まで想定した生乳処理の方法を確立せよ。

二系統の乳価闘争

一方、全農連・開拓連・全国酪農協会・全国農協畜産会議等は全日農とは別行動をとり、要求乳価も全日農とは別個のものを決め、右の数団体共催で六二年一二月一一日、東京・芝公会堂において〔全国酪農民大会〕を開催した。全日農はこの大会に共催者の一員として参加したいと申し入れてあったが、全農連その他の団体では「この運動は農協中心の運動であり、全日農が参加すると自民党工作に支障が生ずる」等の理由で全日農の申入れを断った。六三年三月の〔酪農民決起大会〕にも同様に全日農の共闘申入れは拒否されたのであるが、このように乳価闘争は当初から二系統に分裂した形で展開されることになった。

さて、〔全国酪農民大会〕は約二四〇〇人の参加者をあつあて、①乳価の一方的値下げを拒否し、闘争に起ち上ろう、②牛乳調整工場の設置を促進せよ、③業者本位の低乳価、高飼料価格政策を刷新せよ、④政府の手持ちふすま、ムギ類を即時酪農用に特配せよ、⑤業者の利権擁護につながる衛生法規を改廃せよ、等のスローガンをかかげ、「乳価値下げ反対ならびに原料乳安定基準価格の改定要求に関する決議」ほか数件を決定した。解散後、代表団は乳業大手本社へおもむき値下げ通告撤回を要求し、座りこみを行ない、他の一団は政府の関係当局や国会議員に対し陳情した。

全日農はすでに早く一一月一九～二〇両日、〔全国酪農家研究集会〕を開催し、従来の地域的乳価運動を全国的規模をもつ酪農民の運動に拡大しようと図った。同集会の閉会に当たり八百板全日農会長は次のように述べた（全日農「農民運動資料」六三年一月号）。

【全日酪農家研究集会会長挨拶】 この集会は、酪農闘争について全日農に自信と確信を持たせるがどうかの会合であった。その意味でひじょうに重要であった。農業構造改善といっても価格の保障はないので、価格闘争はますます重要である。乳価もメーカーの切り下げがおこなわれ、闘う条件はある。しかし、どのように闘うのか自信が農民の間にはない。また闘うにも、それが価格にどういう効果をおよぼすかについても自信がない。

いまは、闘って自信をもたせることが大切だ。この会合で、そういう自信のある闘いへのきっかけをつかみ、全日農としても、それを全国的に取りあげていただきたい。

全国乳価対策共闘会議

全日農は乳業独占資本の乳価切下げによってひき起こされた酪農民の不満を大衆運動として組織的に展開させようと、全国乳価対策共闘会議の結成につとめた。その結果、全日農・農業共同化推進協議会・酪農民連絡協議会・農協畜産会議（以上は中央団体）・東北四県共闘会議・千葉県大八木酪農組合・神奈川県酪農対策会議・津久井郡農協・群馬県榛名地区および赤城地区酪農研究会・茨城県石岡酪連・長野県佐久酪青年部・鳥取県南部地区・大山地区共闘会議・愛媛県南予地区共闘会議ほか六団体がこれに参加、三月一二日に東京・衆院第一会館で同会議主催で〔全国酪農民代表者会議〕が開催された。この会議で、(1)乳価値下げ阻止に関する件、(2)乳価ならびに原料乳基準価格大幅引上げに関する件、(3)貿易自由化体制粉砕に関する件、(4)畜産物関係法の抜本的改正に関する件、などの議案を一部修正の上決定した。決定事項のうち、乳価については「畜産物価格安定法を改正し、生産費および所得補償方式による乳価」で「広はんな全国酪農民の要求を統一し、前進させるために、最低、自家労賃は都市製造業五人規模以上の賃金で評価し、一・八七五キロ当り農家手取り価格を九〇円とし、少なくともこれ以上とすること」、また「生産農民の戦線を分裂させる用途別乳価は認めない」としている。

【宣言】　われわれ酪農民は、乳業資本の収奪に抗して、仲間とともに草をつくり子牛を育て乳牛をふやすために日夜けんめいの苦闘を重ねてきた。だが、その成果はことごとく乳業独占資本にすいとられ、いままた貿易自由化を目前にひかえて乳業資本の一方的な乳価切下げを強行され、酪農危機はもはやたえ難いまでになった。

われわれは全酪農民の名において乳業資本と政府に要求する。一、乳価切下げの撤回、二、貿易自由化体制の粉砕。われわれ酪農民のこの要求は、酪農を生活の基盤にする人間としての権利である。われわれは、酪農民の生活と権利を擁護するために、ここに乳価共闘会議を結成した。この酪農民の団結をさらに全農民の力に高め、労働者と提携し、農基法体制を粉砕して、酪農発展の道を闘いとることを誓う。牛飼いの声よ、とどろけ。　一九六三年三月一二日。

全国酪農民総決起大会

前記の全農連・開拓連・全国酪農協会等の共催による全国酪農民総決起大会は三月一三日、東京・日比谷公会堂において約二五〇〇名の参加者を集めて開催された（全日農は不参加）。大会は(1)乳価値下げ通告撤回要求貫徹、(2)乳価ならびに原料乳安定基準価格引上げ要求、(3)乳製品輸入反対ならびに国内産牛乳による学校給食の拡充強化、(4)飼料価格の値下げ促進ならびに飼料政策の刷新等の諸要求を決議した。六二年三月に開かれた全国酪農民大会では「生産費・所得補償方式」による要求乳価が一・八七五キロ当り八一円四七銭であったのにたいし、本大会では、「生産費方式」で、自家労働は日雇労賃によって評価したため七七円の要求乳価となり、このため一部の代表者より「昨年より低い乳価要求とは何ごとだ」「要求乳価は九〇円とせよ」という意見や批判が出され、会場は一時混乱した。大会後、デモ行進や陳情が行なわれたが、要求乳価が前年より低く、値下げ防止の消極的防衛的姿勢に終始し、全日農との共闘を拒否する等、農協的農政活動のワクにとじこもったため、参加者の気勢はあがらなかった。

さて、農林省当局は、このような酪農民の値下げ反対運動を無視することもできず、三月にはいって重政農相は乳業会社にたいし乳

価の一部復元措置を勧告し、会社側もやむなくこれを受諾したので昨年末いらいの紛争は一時下火になった。

ところが九月にはいると、ふたたび乳業大手はこの復元価格を破棄し、一・八七五キロ当り平均二円の値下げを生産者に通告した。農民・農業団体による乳価運動は再燃した。つぎに全国農協中央会が九月一七日、政府にたいして送った要請書をかかげる。

全国酪農民総決起大会

【乳価対策に関する要請】乳製品在庫の増大、値下りを理由に、乳業会社は一〇月一日からキロ当り平均一円一〇銭の乳価値下げを実施せんとしている。しかるに、本年度産麦の不作による自給飼料の減少、飼料価格の値上り、労賃の上昇等により、酪農経営は苦しく、乳業者の一方的乳価値下げ通告は到底納得できない。政府はかかる実情にかんがみ下記諸施策を早急に実施するようつよく要請する。

一、乳業者に対し、乳価値下げ通告を撤回するよう、適切な行政措置を講ずること。

二、国内産牛乳による学校給食枠の拡大をはかり、学校給食用脱脂粉乳の後期輸入を抑制すること。

三、飼料の農家購入価格を引下げるよう特別の措置を講ずること。

四、自給飼料の増産確保対策、牛乳の安定需要の拡大対策、価格安定の支持対策、長期低利融資の拡充対策等をふくむ総合的な酪農発展の計画を速かに樹立実行すること。

全日農は八月五日、酪連協との共催で〔乳価闘争研究集会〕を前橋市永明農協で開催、乳価闘争の強化、秋乳価対策、学校給食用脱脂粉乳の輸入阻止などの諸点について協議・研究していたのであるが、他方、全農総連・開拓連・全酪協・全国農協畜産会議などの諸団体は全国酪農民大会実行委員会を常設し、一〇月二一日、同実行委員会は東京・共立講堂で参加者約二〇〇〇人を得て〔全国酪農民総決起大会〕を開いた。大会は①乳価値下げ通告反対、②乳製品の畜産事業団買上げ、③学給用脱脂粉乳および原料チーズの輸入阻止、④国産牛乳の優先的学給使用、⑤生産費・所得補償方式による乳価の保障等々の要求を決議した。つづいて一部代表は政府の各部局に陳情し、また参加者は市中を示威行進した。その後も実行委員会は行動をつづけ、一二月一二日から二〇日にかけて、開会中の国会に要請運動を行なった。

酪農民大会実行委員会は翌六四年二月一三日、六四年産生乳安定基準価格を「生産費・所得補償方式」によって一・八七五キロ当り八八円六三銭と決定し、これを要求乳価として運動を展開することにした。また四月から全国一率に生産者乳価一・八七五キロ当り一〇円の値上げを要求して乳業会社とたたかうことを決めた。さらに三月一八日には東京の四つの会場で、北海道・東北、関東・甲信越、東海・近畿・北陸、中国・四国・九州のブロック別に〔全国地域別酪農民代表者大会〕を開いた。この大会では次の各項が決議された。

【全国地域別酪農民大会決議】㈠農林大臣は乳価値下げ復元に関する中央調停を即時締結するとともに、乳業メーカーに対し、乳価の大幅値上げを勧告すること。

㈡畜産物価格安定法のうち次の点を改正すること。㈠安定基準価格の「原料乳」を「市乳」とする、㈡算式は「生産費および所得補償方式」とする、㈠安定基準価格と市価との差額は政府が生産者団体に支払うこと。

㈢安定基準価格は一・八七五キロ当り八八円六二銭とする。

㈣政府ふすま売渡価格は昨年並み以下に引下げ、売渡数量を昨年を上回るようにすること。

㈤学給用脱脂粉乳の大幅削減と原料チーズの輸入を停止すること。

㈥国産牛乳学校給食の法制化をはかること。

ここで注目されるのは、農協系乳価要求運動でさきに採用した「生

産費方式」を改めて「生産費および所得方式」を再び採用したことであるが、これは酪農民の強い要望を反映したものである。

全国酪農民代表者会議

全日農では農業共同化推進協議会と共催で、三月一七日、衆院第二会館で全国酪農民代表者会議を開催した。この会議では、①乳価ならびに生乳安定基準価格の大幅引上げ要求、②脱脂粉乳の輸入阻止と国産牛乳学校給食の実現、③飼料価格の値下げと飼料の国内自給度の向上、④畜産関係法の抜本的改正と新法制定の要求等が決議された。この会議での要求乳価では、自家労働は都市製造業三〇人規模以上の労賃により評価し、乳価は農家手取り九七円以上の要求を出し、季節別乳価および用途別乳価はいっさい認めないことにした。

地方における乳価運動

すでに一九六一年に長野・岩手・千葉などの諸地方で酪農組合民主化闘争が行なわれ、六二年以降も長野県佐久酪農組合青年部の乳価闘争をはじめ、愛媛・埼玉・岡山などの諸県に運動がおこった。東日本に口火を切った乳価闘争が、西日本の各地に波及して来た点、最近の注目すべき傾向である。つぎにその主要な闘争について見よう。

愛媛南予地区乳価闘争

愛媛県の南予酪農・東宇和酪農・喜多酪農の三組合傘下の酪農民約四〇〇〇人は、六二年七月から八月にかけて、労農提携のもとに明治乳業とたたかった。長野県佐久酪農組合の運動が農民大衆の「下から」の闘争として「佐久方式」と呼ばれるにたいして、南予の運動は「上から」の闘争で「愛媛方式」と呼ばれる。しかし両者はいずれも、「大会→決議→デモ→陳情」の運動方法――いわゆる農政活動のワクをこえた反独占農民運動としての性格をもつものとして注目された。以下は主として全日農の機関誌「農民運動資料」六二年一一月号の記述によって、この南予乳価闘争の経過をたどることにする。

南予地区の労農活動家は、六二年五月一九～二〇日、南予地区日本社会主義青年同盟学校を開設、五月二四日には労農活動家会議を開き、酪農民の不満をいかに運動に高めるかについて研究討議した。活動家はその後数回にわたり農民と懇談会をもち、運動の中心を野村地区農協青壮年連盟（野村農青連）とすることにきめた。七月四日、野村農青連は県農協中央会、県農協青壮年連盟に乳価引上げ運動の展開を訴え、また野村町議会にも働きかけた。七日九日、町議会は乳価引上げを決議した。一〇日には南予農青連絡会議が開かれ、部落懇談会を基礎にした各地区別酪農民大会、そして南予酪農民大会へと発展させる方針を決定した。この後、急速に地区大会がつぎつぎと開かれ、東宇和と喜多の両酪農組合理事会も闘争参加にふみ切り、南予全域にわたり運動の気運が高まった。野村地区乳価対策協議会は「酪農家のみなさん、労賃をつぐなえる一升当り七一円三一銭の基本乳価を獲得しよう。このために七月二五日の酪農民大会に結集しよう」と農民にアッピールを出し、当日の〔南予地区酪農民大会〕は主催者側の予想した参加者の倍に相当する一五〇〇名の農民を集め盛会となった。大会は「酪農民一丸となり実力行使をふくむあらゆる手段によって要求乳価実現をはかる」という宣言を可決、全員で「高くそびゆる煙突は、独占明治の象徴ぞ、牛かいの血とあぶらもて、築きあげたる城郭ぞ」と乳価闘争の歌をうたいながらデモ行進し、明治乳業愛媛工場へおしよせて責任者に、要求を申し入れた。

この大会によって南予乳価対策協議会とその執行機関として〔南

予乳価対策実行委員会〕が組織され、この実行委員会の指令のもとに、工場に対する集団座りこみ、受乳混乱、集団牛乳持込みなどの実力行使戦術をとることが決められた。七月二八日、松尾工場長との交渉は決裂、八月三日も不調。ここにおいて実行委は愛媛地評・野村地区労の全面的支援のもとに実力行使開始（六日より）、県当局・議会への陳情団派遣（七日）を決定した。

八月一一日　松山市愛媛県民会館前広場で〔南予酪農民乳価闘争支援決起大会〕が約三〇〇人の労働者・農民を集めて開かれた（主催団体は愛媛地評・全日農県連・県農青連・県農協連労組・南予乳価対策実行委員会）。大会は①生産費をつぐなう乳価七一円三一銭を要求、基本乳価値上げ、②独占資本と対決、酪農民と労働者が団結し乳価闘争に勝つため明治製品のいっさいをボイコットする、③農民と労働者の解放のため両者の共闘を前進させ、労農提携を深めて当面の要求をかちとる、という三決議を採択した。散会後デモ行進に移り、明治製品ボイコットを訴えるチラシを市民に配布した。なお野村地区では実力行使にはいっていたが、一〇日から戦術変更して「原乳集団持込み」をのぞく「座りこみと集団交渉」をつづけた。

八月一三日、県議会農林委員会が開かれ、明治乳業本社と県との交渉による解決を県当局に要望することを決定した。同日、野村地区実行委は実力行使の一時中止を決定し、工場長との交渉を続行した。二八日県当局の斡旋開始、実行委側は妥協案として六五円乳価を提示したが交渉は難航。二九日県当局の最終案「六二円六銭、基本乳価は据置きの五〇円六二・五銭」の線で折れ合い、実行委と明治両者は一応これを了承し妥結した。実行委員会が八月三一日に発表した確認と宣言を次にかかげる。

【乳価受諾確認】(1)不満ではあるが六二円六銭を夏乳価として受諾した三酪農はそれぞれ総会、大会等を開き下部組合員の了承を得るように努める。

(2)実行委員会は発展的に解散する。

(3)但し南予乳価対策委員会は三酪農合体の姿で継続することとし、各組合よりそれぞれ七名の乳価対策委員を選出し（合計二一名）、各組合は九月二〇日までに人選を終る……（後略）

【宣言】　南予三郡の乳価対策実行委員会は、県の斡旋による一・八七五K当り六二円六銭の乳価をいかんながら受諾して一応いままでの活動を終結する。しかしながら、この乳価は酪農民自らの団結と実力行使をふくむ行動の結果獲得した成果であることを確認し、こんごの乳価問題、県営脂肪率検定の実施、集乳施設の完備等の酪農対策に対して、この経験を生かしてたたかい、南予地区の低乳価打開のため、全酪農民の団結をいよいよ強化し、日常行動を積みあげて前進することをちかう。

南予乳価対策実行委員会

牛乳給食連絡会議の結成

「乳価の安定と酪農の振興」を目標にし、都市農村の勤労者の生活向上をはかろうとする運動に脱脂粉乳輸入反対闘争がある。これは直接には酪農民の乳価要求運動と同一視するわけにはゆかないが、一九六三年いらい、広い意味で乳価運動の一環として農民団体・労働団体により取りあげられ、また「脱脂粉乳学校給食反対」、「国産生乳を学校給食にまわせ」というスローガンに見られるような、広く消費者をふくむ国民運動としても展開された。

一九六三年九月二七日、全国食糧対策連絡協議会の呼びかけにより〔国産牛乳給食推進全国協議会〕の結成準備会が、全日農・全農総連・全農同・総評・日教組・婦人問題研究会・くらしの会・雪印乳業・協乳・明乳などの参加を得て開かれた。しかし全農総連など農

協系統団体から提案されていた結成趣旨（脱脂粉乳輸入業者や乳業メーカーの参加をみとめる等）をめぐり、全日農系と農協系団体の意見の調整がつかず、右の全国協議会は全日農系諸団体の態度保留のまま結成されることになった。一〇月二一日、東京に全国酪農民総決起大会が開催された日の午後〔国産牛乳給食制度確立国民大会〕が九段会館で開かれた。総決起大会参加者と総評・婦人団体その他の関係者が集まって「仲びざかりの学童生徒には完全栄養の国産牛乳を」「変質しやすい家畜のエサ（輸入脱脂粉乳）はもうごめんだ」等のスローガンをかかげ「国産牛乳学校給食制度の確立」を決議したのち、代表団が文部省や農林省などへ申入れを行なった。この大会にも、乳業メーカー参加問題、脱脂粉乳輸入阻止の問題について全日農系と農協系諸団体との間に明確な意見の一致がなく、結局、全日農系や労組などは参加を留保した。

そこで全日農など、留保団体は中央労農会議幹事会での決定――生乳給食連絡会議の結成――を生かし、また全日農第三回中央委員会の決定――脱脂粉乳輸入阻止を前提にし、乳業独占にたいする乳価闘争と結合させつつ運動をすすめるという方針決定にもとづき、六四年三月二四日〔生乳給食連絡会議（正式には、脱粉輸入反対・国産牛乳給食完全実施全国連絡会議）〕を結成した。参加団体は全日農・総評・全農林・婦研・くらしの会・日教組・自治労・全農協労連・日本婦人会議・総評主婦会・農業共同化推進協議会・中央労農会議・社会党などである。

この連絡会議の「運動要領」によれば、運動の基本方針は次のとおりである。

【牛乳給食連絡会議】㈠脱脂粉乳輸入に反対し全額国庫負担による生乳給食をかちとる。

㈡生乳給食は生産者と需要者を直結しておこない、これを通じ流通機構の適正化と農民手取りの増大、消費者価格の引下げをめざす。

㈢脱粉輸入による低乳価と食糧自給の放棄、自由化推進をめざす政府の企図を粉砕するため、この運動を父兄、母親のみのものとせず、労農、婦人など広範な階層によるたたかいに発展させる。

連絡会は、中央においてはビラ、ポスター等による宣伝活動を行ない、国会にも働きかけ、地方においては府県連絡会議の結成、署名運動、講演会等による啓蒙、自治体による給食補助金交付要請等の活動をはじめることを決め、運動を開始した。

3　葉たばこ価格闘争

六三年産葉たばこ価格闘争

一九六〇年九月に全日農・全農連・全専売労組・全農林労組・総評など八団体により〔全国葉たばこ対策共闘会議〕が結成されて以来、各地で葉たばこ収納価格引上げを要求し、鑑定制度の民主化および耕作組合民主化を叫ぶ運動が展開されて来た（本年鑑、六二年版二四五ページ参照）。

六二年一〇月三一日から翌月一日にかけて〔第三回葉たばこ共闘全国代表者会議〕が共闘会議の主催で栃木県塩原で開かれた。ここで六三年度の闘争方針・予算・規約などが決定された。一二月七日、〔葉たばこ収納価格引上げ要求全国農民大会〕が東京・国労会館で開催され、岩手・栃木・茨城・神奈川県などの耕作農民と関係労組

代表者約八〇〇人が参加した。大会は、(1)六三年産葉たばこ収納価格は「生産費および所得補償方式」により算出し、(注)一〇アール当り一五万円以上の価格とせよ、(2)たばこ専売法・たばこ耕作組合法の抜本的改正、(3)専売公社の合理化反対、(4)食糧管理制度撤廃・農業構造改善事業・地方農政局設置反対、等の条項を決議した。散会後、農民と労働者は市中をデモ行進し、代表者は専売公社や大蔵省および各政党等に要請運動を行なった。

(注) 共闘会議の「生産者および所得補償方式」による要求価格は、第一在来種一五万五七三四円、第一黄色種一六万一三九二円である。自家労働の評価は製造業従業員三〇人以上規模の平均労賃で評価して算定するが、この時は男女こみ平均一時間当り一四三円八三銭であった。

一二月一二日、専売公社総裁の諮問に応じて、葉たばこ審議会は前年比八・一一%の価格引上げを答申した(公社の諮問案は四・三%引上げ)。この答申は共闘会議の決定した要求価格(一五万円以上)を大はばに下まわっているため、共闘会議はさらに強力な運動を展開することを決め、長雨と降ひょうなどによる自然災害の補償請求と結びつけて、葉たばこ価格修正引上げ運動を展開した。地域集会、署名集め、当局への陳情隊派遣などがくりかえされた。しかし公社総裁は六三年九月の審議会には価格修正の諮問は出さず、諮問は六四年産たばこ耕作面積の問題に限定した。前年の審議会では、答申の付帯条項による価格修正(五%以上の物価その他経済事情に変動があった場合は収納価格を修正するという条項)は、物価上昇が四・三八%にすぎなかったという理由で審議の対象からはずされてしまった。こうして価格修正運動はついに実効を収め得なかった。

たばこ耕作組合民主化運動は、前年までの岩手県千厩や神奈川県秦野地区の闘争にひきつづき、この年にはいってからも栃木県茂木地区や同県那須郡鳥山地区などでたたかわれた。

〔全国葉たばこ対策共闘会議〕は、これまで地方耕作農民の団体としては主として岩手・栃木・茨城・神奈川の四県にかぎられていたが、六三年から六四年にかけて、この組織はしだいに拡大し、山形・福島・鳥取・岡山の諸県にも参加者ができた。このほか長野・富山・新潟・愛媛・大分・鹿児島等の諸県に地方共闘会議の結成が準備されつつあり、共闘会議は名実ともに全国的運動組織に成長しようとしている。

六三年一〇月二三〜二四日、〔第四回葉たばこ共闘全国代表者会議〕が東京・国労会館で開催された。会議は、(1)専売公社の新五ヵ年計画による合理化反対政策、(2)耕作組合の反動化と組合・公社のなれ合いの克服、(3)共闘会議加盟団体の独自性の強化、(4)農民組合の組織活動の重要性、などの諸提案を審議し、それぞれの運動方針を決定した。ひきつづき一二月一二日に開催されるたばこ耕作審議会を前にして同月一〇日、東京・国労会館で〔葉たばこ収納価格引上げ要求全国農民大会〕を開いた。参加者五〇〇名。議長団に飯野栄霈(全日農)、藤田昂(全専売)の両氏をえらび、平林剛共闘会議長のあいさつの後、つぎの諸項を決定し、また大会宣言を発表した。

【葉たばこ収納価格引上げ要求全国農民会議】 (1)一九六四年産葉たばこ収納価格の大幅引上げ要求に関する決議(その内容は、「生産費および所得補償方式」により自家労賃は都市製造業労賃で算定し、一〇アール当り一六万円以上とすること。収納価格の等級差を縮小すること。収納価格決定時期は、一二月は概算価格とし、翌年九月の審議会で最終の適正価格を決定すること、等)。(2)農民と労働者を犠牲にする貿易自由化反対に関す

六四年産葉たばこ価格闘争

る決議。(3)……公正な鑑定をおこなわせる収納期のたたかいを組織し、県・地区段階に共闘会議をつくりオルグ・教宣活動を強める、耕作農民を農民組合に組織する等の件、(4)葉たばこ災害補償に関する決議。

【決起集会宣言】（前略）……国庫納付金大幅増額を本旨とする合理化計画が専売公社の手によってすすめられ、低収納価格のおしつけと専売労働者の労働強化となってあらわれている。審議会の非民主的運営、耕作組合の御用化はこの収奪体制を強めるものである。

われわれが闘い続けてきている「生産費および所得補償方式」による収納価格要求の闘いはここ数年来、若干の価格引上げをかちとっているが、「農民の手間代を正当に評価した価格」を闘いとることが葉たばこ耕作者の長い陰惨な歴史を終らせる闘いへの決定的跳躍台である。われわれはこの大会を契機にさらに労農共闘を強め戦線を広く、強く発展させなければならない。そこにこそ闘いの勝利がある。大会決議実現のため断固として闘い抜くものである。

大会終了後、代表団の一部は国会・農林省・大蔵省方面へ陳情に向い、他の大部分の参加者は専売公社に押しかけ要請運動を行なった。

ついで同月一二日に開かれたたばこ耕作審議会にたいしては、延べ一〇〇人の共闘会議幹事と地方代表が連日要請に出動し、審議会を傍聴した。しかし審議会の収納予告価格の算定は「生産費王義」を固執し、共闘会議の要求する方式は拒否され、労働評価においては当該地域の臨時雇い賃金を基準にしたため共闘会議の要求価格を大はばに下まわって決められた。

4　農業構造改善事業反対闘争

各派の態度

農民団体のはげしい反対闘争にかかわらず一九六一年七月に制定された農業基本法にもとづき、政府は六二年より農業構造改善事業の実施にとりかかった。一月二二日に農林省は実施要領を発表、五月二五日には「農業構造改善事業促進対策実施要領および パイロット地区農業構造改善事業促進対策実施要領」を次官通達をもって各県当局に指示、これにたいし社共両党・全日農などただちに反対の意志を表明した。しかし構造改善事業にたいする農業・農民団体の態度は、米価闘争にみられるよりはいっそう微妙な反応を呈した。まず農協およびその系統諸団体の多くは改善事業反対ではなくその適正な実施を要求するという方針をとり、この点で全日農と完全に対立した。さらに全日農の内部についてみると、地方組織のおかれた各地域の具体的状況や農民の階層の相違によって運動方針の受けとり方がちがい、そこに混乱が生じて中央・地方一体となった強力な改善事業反対運動となりにくかったようである。

全日農は六二年四月一四日「農業構造改善事業に対する闘争方針」を書記長試案として大衆討議に付するため各県連に提示した。ついで六月一日開催の〔食管堅持・要求米価貫徹全国労農代表者会議〕に「農業構造改善事業に関する決議」が上程され可決された。この決議は基本的方針としては「絶対反対」であるが、同時に次の

具体的要求を提記している。

【農業構造改善事業に対する要求】 一、農民の民主的要請を基礎にした構造改善計画を立案すること。

二、零細農の要求をとくに計画にとりいれること。

三、国有林野、未墾地の開放。零細農の土地取得の保償。

四、国による事業経費補助の大幅増額。

五、地域農民全体の利益になる計画の保償。

六、主要農畜産物の価格補償。

七、兼業農民、農村労働者に対する仕事と賃金の保償。

九月五～七日に開催された第六回全国大会で、全日農は構造政策にたいする立場をいっそう明確にした。すなわち、真の農業構造改革は社会主義建設のなかではじめて保障されるが、自民党政府の構造改善事業にたいしては各地の具体的状況に応じ、反対運動を展開し、それを農基法体制粉砕という運動の基本方向に向けてゆく、というのである。

反対運動の成果

構造改善事業反対運動は、当初、長野・新潟・秋田・富山・高知等の諸地方を基点にたたかわれた。反対の理由は主として、①農家の負担金が重い、事業をやれば農家負債が増える、②農畜産物の価格補償が無いか不完全なため融資金の償還計画がたたない、③たとえ事業が完成しても収入増は期待できない、④貧農切り捨ての危険が大きい、⑤農民による計画でないため農村の実情に合わない、などである。このような理由から右の各地で運動が行なわれ、六三年二月現在でつぎのような結果となった（「農民運動資料」六三年四月号による）。

パイロット地区指定解除

土地基盤整備事業の実施に当り一部農家の同意が得られず、またパイロット地区計画に適さない等実施体制がととのわず、次の地区が指定解除になった。群馬県城南村城南西北地区、徳島県羽ノ浦町宮脇地区、大分県大野町東部地区、山形県余目町大和北部地区、秋田県比内町西館地区、埼玉県行田市星宮地区、滋賀県高島町鴨川北部地区、兵庫県社町上福田地区、岡山県旭町併和地区、宮崎県三股町蓼池地区。

一般地域計画承認不能地区

土地基盤整備事業について関係農家の同意が得られず、または実施地区の選定、計画内容の調整が整わない等のため承認不能となったものに次の地区がある。秋田県琴平町、山形県東根市、群馬県宮城村、埼玉県川里村、東京都青梅市、鹿児島県本郷町、千葉県栗源町、千葉県峰上村、福井県高浜町、石川県富来町、岡山県御津町、山口県豊田町、高知県安芸市。

右の指定解除または承認不能のすべてが農民組合の反対による成果というわけではない。組合の反対にかかわらず当局により事業実施に押し切られた地区もあり、また一年間実施延期となった地区も多かった。以下それら闘争事例を二、三あげておこう。

秋田県比内町パイロット地区指定返上闘争

六二年五月ころより、比内町西館地区をパイロット地区に指定しようとする町当局にたいする農民の反対がはじまった。反対理由は、「金がかかる」「貿易自由化により酪農や養豚は先行き不安だ」「借金の上塗りになる」「やるなら全額国庫負担でやれ」等に帰着するが、共産・社会両党の活動家は改善事業の本質とねらいについてしばしば座談会をひらき、署名運動をやるなど啓蒙活動を行なった。その結果農民の反対も高まり、六月一四日、町長は指定返上の発言を行ない、ついに返上と決定した。この

ころ東館地区に〔味噌内農民組合〕（三〇名）が結成された。しかし年末から六三年にかけて、町当局は方針を変え、西館・片貝・二ツ森部落にたいし、「構造改善事業ではなく、積雪寒冷単作地帯振興法にもとづく事業だ」と称し区画整理工事を開始した。農民組合はこの町当局の方針を変形された構造改善事業とみなし、反対運動をつづけた。

福島県保原町パイロット地区指定返上闘争

保原町の町当局は七月、町内の三地区（猫川・前屋敷・二井田）をパイロット地区に指定したが、社会党県連オルグは遅ればせに事業実施期にはいってから現地で反対運動をはじめた。一〇月一九日「農民と語る集会」が開かれ、同月二二日には地区内七〇五戸中四七〇戸の指定反対署名が集められた。町当局はこれに対し切り崩し工作を進めたが、農民側は一一月二一日、町で最初のデモを敢行、二七〇名が参加したが、このあと三四三名連署の「反対者地域除外の請願書」を町当局に提出した。同月二九日には〔農業構造改善反対期成同盟会〕が結成され、一〇〇〇名大デモ計画を立てた。一方、当局は翌六三年五月、賛成者の土地に農道整備工事を始めた。反対闘争はなおつづいている。

富山県呉羽町の地区指定反対運動

改善事業地区に指定されようとした呉羽町老田地区の農家は、共産党県委や全日農県連の応援をえて、六二年春から反対運動をはじめ、六月下旬には地区内一〇〇戸のうち七〇戸が指定反対の意志を表示した。しかし町当局の切り崩しで七月末には賛成者七〇名に逆転した。反対派の農民は全日農県連に改めて正式に応援を要請し、反対同盟を結成して運動した。一〇月二〇日には全日農老田支部が三五名の参加者を得て結成され、一一月七日には八百板全日農会長が呉羽町長に抗議、一一月一九日には二〇〇名の労農提灯デモをもって町当局に抗議、さらに県当局と農林省へも抗議団をさしむけた。

一二月八日の事業認可に対抗して老田支部は一四日、区画整理予定地に団結小屋を建て工事の実力阻止にかかった。六三年にはいると反対は家族ぐるみの闘争となり、組合員主婦の集会も開かれ（三月一六日）、ついに次の確認事項をふくむ「申し合わせ書（要旨）」を県当局と取りかわした。

【富山県呉羽町の申し合わせ書（要旨）】一、反対者の田には触れず、耕作できるように現状のままを保障する。

一、事業に対する指導と援助を県当局がつづけるかぎり現在のような紛争が起ることは当然で、これは町当局の責任であることを確認する。

一、全関係者が充分事業内容を知らず、反対者のあるかぎり、反対者の田畑の測量その他の行為に対する抵抗やいざこざの責任は県、町、土地改良区にあることを明確にしておく。

（以上、各地域の闘争事例は全日農「農民運動資料」六三年八月号による）。

老田地区の改善事業反対運動はその後富山県の各地にひろがり、上市町宮川地区、永見町、立山町などで反対の動きがあり、なかには一年延期等の結果を見た。なお六四年三月、県当局は老田地区について土地収用法を適用する意向を示し、これにたいしさらに反対運動がつづいた。

5　固定資産評価替え反対闘争

固定資産評価替えと農業団体の態度

固定資産評価制度調査会は一九六一年に首相にたいし固定資産税の課税の基礎になる「土地の評価は売買実例価格を基準として評価すべきである」むね答申したが、この新方式によって農地に課税されると増税になるとして農民・農業団体は六三年半ばころから六四年にかけて固定資産再評価反対の運動をおこした。

全国農業会議所と農協中央会は六月「新評価方式を六四年度より実施することを見合わせ、さらに農地等に対する課税のあり方について根本的に検討する」よう、大蔵省・農林省および各政党に対して要請した。

固定資産評価制度改悪反対共闘会議の結成

七月二三日、全日農・全農労協・全農林・中央労農会議・全専売・自治労・総評・社会党・社青同・日本婦人会議と、協力団体として農協全中・全国農業会議所・開拓連・町村会とが参加して、全国固定資産評価制度改悪反対共闘会議が結成された。この会議の目的は「固定資産評価制度の改悪による税負担の増加に反対し、農民・労働者・市民の生活を守り、民主的税制の確立をはかる」ことにあり、地方における労農の統一行動による自治体闘争に運動の重点をおくことになった。

地方における運動のなかでとくに大阪のそれは激しかった。

六三年七月二二日、民商・大商連・国税労組・全日農府連などによって結成された〔税制民主化協議会〕の組織的な活動にはじまり、全日農大阪府連は宣伝カーを使って九月二五日から一〇月五日まで第一次宣伝活動をはなばなしく展開した。府議会も評価替え反対を決議（一〇月一一日）、衛星都市市会議長会や豊中・高槻・茨木など各市議会も同じく反対決議を行なった。

福岡県では、全日農県連と農協との共同行動で評価制度改悪反対の署名運動が行なわれた。署名運動を基礎にして一二月の市議会は政府にたいし反対請願書提出を可決した。このほか栃木や山梨などの諸県で部分的な動きではあるが、市町村議会の反対決議が行なわれた。

固定資産税引上げ反対農民大会

しかし一九六四年にはいり、政府は「固定資産の評価替えは実施するが、固定資産税は次期評価替えまで据え置く」という方針を決定（地方税法改正案）したことから、農業団体の一部に軟化の傾向が見えはじめた。これにたいし全日農系農民諸団体は「評価替え実施によって増税の基礎はつくられた」として、なお長期闘争をつづける方針を決定、六四年二月一八日〔固定資産税引上げ反対・米価要求全国農民大会〕（米価闘争の項参照）を開催、つぎのような決議を行なった。

【国定資産評価替え反対の決議】……(前略) 農地の評価替えによって、(1)小作料の値上げが必至になる。(2)農地改革における政府買収対価を正当とする最高裁判決の趣旨を否定する。(3)右の諸点から旧地主の国家補償要求をさらに激励することになる。(4)農地価格が値上りして農業経営を圧迫

する。(中略)よってわれわれは農地改革の成果を維持し、農民の権利と生活を守り、物価を抑制するため、政府に対して、

一、固定資産の評価替えはただちにとりやめること。

一、農地については「収益還元方式」による評価を堅持するとともに、この方式を再検討して農民の所得確保を保障するように改善すること。

一、農地収益の実情にかんがみて固定資産税を大幅に引下げること。

一、大企業の償却資産にかかわる固定資産税の減免その他特恵的待遇をただちにとりやめ、自治体行政の充実をはかること。

を強く要求するものである。右決議する。

大会では全日農本部より評価替え反対闘争の経過と長期闘争方針が報告された。これまでの運動の評価として「当面は増税しないところまで政府を追いこんだのは大きな成果である」と確認したが、今後、固定資産評価決定がなされた場合は、①新評価額について集団的に審査請求をする、②審査請求に対して不当却下がなされた場合は行政訴訟の用意をする、等の方針を決定した。

6　災害補償要求闘争および旧地主補償反対闘争

農業災害の概況

一九六三年は西日本における四月上旬からの長雨、五月二二日関東地方の突風・降ひょうなど自然災害がつづき、被災農民は各地で市町村・県当局に補償対策を要請した。農民・農業団体は政府にたいし災害対策の不備を追求し、その早期確立を要求した。

福岡の災害補償要求運動

福岡では六月一〇日、県庁前広場に約一〇〇〇名の農民が集まり、災害補償要求大会を開き、のち県・市当局に陳情した。全日農福岡県連は他団体と提携しながら、つぎの諸要求をかかげて関係各当局に要請した。すなわち、①国家による災害完全補償、②生活資金のない農家に生活保護の全面適用、仕事と賃金の保障、失対事業の実施、③肥料代・農薬代・負債の取立て延期、④自作農創設資金、天災融資金枠の拡大、申込者全員への無担保貸出しと、利子助成（「農民新聞」六月二〇日号）。この運動の結果、町当局から次の各項の回答を得ることに成功した。

【町当局の回答】㈠　担税能力のない者には税を減免する。

㈡　税全免の基準は生活保護の基準と同様に考え、被保護世帯でなくともこの基準以下の者は全免する。基準以上の者に対しては長雨災害として減免する。

㈢　教育費は申請にもとづいて町が補助する。

㈣　仕事と生活保障のための失対事業を検討する。

㈤　反当り一五〇〇〇円の補償を国・県に要求する。

㈥　農薬・種麦・なたねの費用補助のため町がその一部を負担し、国・県へも要求する。

（「農民運動資料」六三年一一月号）。

山口の災害補償要求運動

山口県においても、全日農県連を中心に、玖珂町と周東町で、農薬代の二割補助予算の組入れを町当局に認めさせ、農協には購買代金の支払い延期と利子免除をみとめさせた。七月二五日の全日農県連代表役員会では、①天災融資(特例)、自創維持資金枠の撤廃、②営農資金の元利支払い延期、③農協購買代金支払い延期による利子分補助、④

農薬の五割補助、⑤生活保護の大幅適用、⑥被害額は全額国庫負担せよの要求をだせ、⑦固定資産税値上げ反対、⑧税金の撤廃、などの諸要求を県当局に提示し運動することを決定、実行に移った。

岡山の災害補償要求運動　岡山県では七月二五日、県農民組織連絡協議会の主催で〔岡山県救農要求農民大会〕を開催、政府と県に対する災害補償運動を展開する方針を決議した。このほか、栃木・兵庫などの県でも同様の動きがあった。以上のように、災害補償要求運動は自治体闘争の一環として、被害激甚地の農民と農民団体によってたたかわれたのである。

旧地主補償反対闘争　一九六二年九月一三日、全日農第二回中央委は旧地主補償問題について㈠政府は農地制度の根本的再検討を始めているので、補償反対は農地制度改悪反対闘争とともに行なう、㈡広範な宣伝活動、㈢中央行動は末端の活動を基礎にして展開する、という方針をきめた。ついで一二月一二日の中央委では、補償反対運動の弱さを指摘し、「いつでも強力な行動にはいれる態勢を固めるため」代表者会議をひらくことを決定した。

〔旧地主補償反対全国代表者集会〕は六三年二月一八日、東京の参院会館で開かれた。集会は「政府が、その与党ならびに旧地主団体などの圧力に屈することなく、いかなる名目によるとも旧地主にたいして『補償』あるいは『報償』の措置を絶対に講じないこと」「真に困窮している旧地主にたいしては、軍備費を削減し、国民全体にたいする社会保障をさらに拡充し、その一環として救済の措置を速かに講ずべきこと」を決議し、政府各関係機関と各政党に要請した。さらに政府の実施しようとしている旧地主調査は拒否すること、組合の地方選挙候補者推せんは補償反対を条件とすること等を決定した。

二月二七日の中央集結闘争第二次集会は〔食管堅持・予算米価要求・旧地主補償反対農民総決起集会〕（米価闘争の項参照）として開催された。

全国農民同盟は六三年三月一八日、中央委で「農地被買収者交付金法案の国会提出を阻止する」方針を決定、補償反対特別委員会を通して運動をすすめた。しかし、全日農大阪府連など一部の地方組織で旧地主調査拒否・返上の宣伝活動がなされた以外、全農同・全日農その他の団体を通じて、反対運動はさしたる盛りあがりを見せずに終わった。

3　農民団体

1　全日本農民組合連合会

第五回大会　一九六二年九月四・五両日、東京の全逓会館で全日農第五回大会が開催された。代議員総数二〇一名中一七一名出席、高田書記長の活動報告にはじまり、決算報告、機関

紙誌報告等がなされ、質疑応答ののち、秋田県連八郎潟農組・新潟県連新津支部等優秀組合の表彰が行なわれ、のち議事にはいった。会計報告によって明かにされたところによれば、本部収入の圧倒的部分は役員議員団分担金と寄附金によっており、組合費による連合会負担金は前年より「若干の増加」にとどまり、全日農の組織的基盤の狭さを示している。また支出のうち、本部の人件費・事務費が圧倒的部分をしめ、組織活動費は総額（四〇六万円）中わずか二五万円に満たない状態である（この収支内容の詳細は全日農「農民運動資料」六二年一〇月号に報告されている）。

運動方針の討議では、まず農業基本法体制・構造改善事業反対と計画生産の問題、農民の「主敵」は何かという問題がとりあげられた。すなわち「農業基本法体制づくりに反対し、農民の自主的な営農改善の要求を土台とし、計画生産ができる体制をかちとる」という方針について、福岡の小川代議員は「全日農の基本方針は農基法・構造改善事業粉砕であるはずなのに、これが、あいまいな計画生産をかちとるという体制に置きかえられている」として方針案を批判したが、河合常任は「基本法と対決し構造改善事業を粉砕するわれわれの目標は農産物の価格補償にある。農民のための真の価格補償ができるのは社会主義体制なのだから、方針案の規定は決してあいまいでも誤ってもいない」と答弁したが、この説明をめぐってさらに質疑応答があった。「主敵」の問題については高田書記長が「敵を明確にするという問題は二つの敵か一つの敵か、政党なら大いに討論すべきだが、農民組合の大会だから私はやめたいと思う。問題は、現実に農民をかり立てていけば当然に森永とたたかい片倉とたたかうことになり、誰が敵かは農民にわかってくる」と答弁した。

その他、愛媛の石水代議員より「乳価闘争の場合、明治・森永・雪印三大独占にたいする全酪農民の対決を全日農が全国的な酪農民結集によって指導し闘争するとき、はじめて要求はかちとれる。その点全日農はどんな指導をしているのか」と批判的な意見をのべ、平等酪農対策委員長は本部の指導体制の不備、手おくれを認め、質問者の意見に賛成する等の応答があった。このほか青年部対策の方針は抽象的にすぎる等各種の批判・質問・討論があり、運動方針を可決した（「農民運動資料」六二年九・一〇月号参照）。

なお大会で選出された新役員は、会長に八百板正（福島）、副会長に上林与一郎（山形）、日野吉夫（宮城）、亀田得治（大阪）、書記長に高田富之（埼玉）、財務委員長に栗田久男（大分）、統制委員長に鈴木吉次郎である。前会長の野溝勝は顧問になった。

第六回大会

全日農は一九六三年九月五～七日、東京・共済会館で第六回大会を開催した。大会は貿易自由化と農業基本法体制との対決をどうすすめるかを中心的な課題とし、とくに第二日以後の分科会では価格問題・構造改善事業問題・固定資産税問題等について、地方の運動報告を素材にして具体的討論が深められた。まず第一日の会議では一般報告（高田書記長）、国会議員団報告（栗原団長）、会計報告（東海林総務部長）等のあと、一般運動方針案はじめ、規約改正案やビール麦全国共闘組織確立決議案、日出生台米軍演習場使用反対と米軍上陸阻止闘争に関する決議案等の案件を審議した。第二日の分科会につづく第三日は分科会議長の報告と総括討議がなされたのち、運動方針は原案どおり可決された。

〔分科会の討議〕第一分科会では農協と米価闘争が主題となり、秋

田の代議員より全日農特別委員会が農協対策をいそいで確立すべしとの意見が出され、本部は年末までに中間報告を出すと約束した。また農民運動の立場から農協をみるよう農民に働きかける必要が強調され、農協合併は構造改善事業と結びついているから絶対反対すべきだという意見がのべられた。また米価闘争等での農協との共闘は地方の実情に応じて具体的な形をとるべきだとの主張も出された。第二分科会では、改善事業反対運動は指定をうけた地区だけの闘争に局限せず全国的な運動として取りくむべきことが指摘され、また、改善計画の実態を農民の中へいれてゆくなかで農民の反対も強くなることが山形や愛媛の実例で明らかにされた。農民の平和運動についてもこれを強化せよとの意見が兵庫の代議員から出され、その他新産都市計画と総合開発計画に関する運動方針を明確にせよとの意見も提起された。第三分科会では固定資産税問題で大規模動員を計画すること、末端における活動と自治体活動について討論が行なわれ、第四分科会では農村青年を全日農に組織する方法を中心に議論された。青年組織のための活動家の育成、学習会、青年の大衆闘争への参加、農村青年諸団体にたいする対策等が結論として出された。

大会で選出された役員は、一部をのぞき前大会役員の再選となった。すなわち八百板正会長、日野・上林・亀田副会長、高田書記長等である。

第七回大会

全日農は六四年一二月一、二両日、東京・文京区民会議室で第七回定期大会を開催、一ヵ年の活動報告、一九六五年度運動方針(注)の決定、役員の選出等を行なった。この運動方針は、従来と同じく、農基法体制・構造改善事業粉砕と、計画生産体制確立を当面の重要な要求とし、その他農産物価格補償、農民課税の軽減、農協を農民のものとする等幾多の要求をかかげている。ただ本年度の新しい問題として出稼ぎ農民の組織化と運動のすすめ方をめぐって激しい論議が集中したことが注目される。中心スローガンも「低農産物価格政策を打ち破り出稼ぎしないで食える農業をかちとろう――すべての村に全日農の旗を」であった。これは農家兼業化が進行し、賃労働兼業が拡大して農業と農民生活に著しい変化をよびおこしている農村の現状を反映しているもので、出稼ぎ者の運動と労農提携の関連など、今後の農民運動の重要な一課題となるものであろう。

(注)　六三年九月の第六回大会では一九六三年度運動方針を、第七回大会では六五年度運動方針を採択しているが、これは第七回大会が六四年末に開かれたため「六五年度運動方針」となったので、名称としては「六四年度」運動方針が欠陥することになった。

兼業・出稼ぎ農民の組織問題

さて出稼ぎ農民問題に関連する賃労働兼業農民の組織方法と形態について大会では二つの意見が対立した。一つは農民組合とは別に農村労働組合として組織せよという意見（長野・鳥取等）と、他は全日農自体で賃労働兼業農民を組織すべきだ（山形・新潟等）という見解である。討論の結果、農民組合と農村労働組合は排他的に競合せず、全日農としては、出稼ぎ・賃労働兼業農民の賃労働面の要求をとりあげ、組織形態も一つのものにとらわれず多様な形で団結を固めてゆく方がよい（高田書記長の総括）ということになり、六五年二月に予定されている全国出稼ぎ者大会を成功させようという特別決議

を行なった。

この大会では、全日農の組織が発展しつつあるとして、鳥取三〇〇〇名、千葉二〇〇〇名、長野（六二年～六四年）一四〇〇名の組合員増加が報告された（「農民新聞」六五年一月一日号）。しかし運動経過報告や会計報告等からみるかぎり、全日農の全般的な組織拡大と運動の発展が始まっている、という結論を出すことはまだできないようである。

【一九六五年度運動方針】（第一世界情勢とわが国の動き、第二農政と農民の動向、第三当面の要求、第四この一年間の運動の成果と欠陥、第六組織の強化・拡大と財政の確立は略）

第五運動の基本方向とたたかいの進めかた。

一、運動の基本方向

これからの一年間、全日農に対する不動の確信をふまえ、歴史進歩の方向にそい、この方向を促進する重要な環としての農民運動をさらに進めていく。

これからの一年間の運動を進めていくさいに、たたかいの動因となる当面の農民要求はすでに明確に打ち立てられた。これらの諸要求は、独占資本とその自民党政府の農民に対する支配・収奪の体制、また、自民党政府がわが国をアメリカに従属させている体制を基礎にして打ち出されてくるさまざまな具体的な抑圧や収奪に対して農民が経営と生活と権利を守り、高めるためにかち取らなければならない要求である。この要求に依拠してわれわれは日常のたたかいを進めていく。そして、このたたかいは、当然に農基法体制に対するたたかいであり、農基法体制から出てくる一つ一つの政策を農民の大衆的な団結の力でハネ返し、その方向を変えさせ、終局的には農基法体制を粉砕するたたかいである。したがって、このことから運動の基本方向は独占資本主義の体制と対決するたたかいの方向をとることになる。

この運動の基本方向を実践していくにあたって、労働者階級を先頭とする国民各層の大衆的な経済要求および平和・独立・民主主義・権利を守る要求とたたかいに農民闘争を結びつけ、われわれの運動が国民各層のたたかいとともに進み、その大衆的有機的な一環として固く結びつくように活動していくことが必要である。

現在の農業になんの希望ももてないという状況は全国的に大多数の農民をおおいつくしている事実である。営農改善の努力も、希望を探りあてたいための農民の懸命な努力にほかならない。われわれは運動のなかでこの農民の努力を軽視しないで、集団の力でその努力の実現のためにたたかっていく。

しかし、この場合、そういう運動が個別経営の営農改善・経営技術改善の運動に埋没してはいけないことはもちろんであるばかりか、農民運動は農民の経済的要求の達成をまず目ざすことを任務とするものであるが、独占資本主義の体制と対決するわれわれの運動の基本方向に照らして、経済要求の根底にあるその要求の政治性をつねに農民大衆の前に明らかにし、農民の経済要求実現のたたかいがもたざるをえない政治性を啓発し、運動が経済的性格だけのものに埋没してしまうようなことがあってはならない。「構造改善」政策をもっとも主要な農業・農民対策とする独占資本とその自民党政府は、もはや大多数の農民の根本的利益と本質的に敵対するものであること、農業に希望をもてない状態が生まれてきている原因もそこにあることを、つねに日常のたたかいのなかで農民に徹底的に浸透させ、日本経済を自主的、平和的に発展させるための闘争をつうじて究極的には社会主義農業の建設と社会主義こそが農業の真の発展を保障するただ一つの道であることを大胆に農民のあいだに訴えていかなければならない。

われわれは、この基本的な運動を専業下層および第一種兼業の広範な農民を運動の主要な勢力とし、その団結を拠りどころとし、この団結と労働者の団結とを結びつけて日常要求のためのたたかいを組織し、さしあたっては、われわれの当面の要求を実行する政府の実現を目ざす諸勢力の統一と結集をはかり、社会主義を目ざす根本のたたかいを進めていく。そして、このようなたたかいの基本勢力を拠りどころとしながら、協力できる上層の農民とも手を結んで、農村の自民党勢力、反動的な農村ボス、旧地

主などとたたかってかれらを孤立させていく。

このような運動を進めていくことは、一つの大きな思想闘争でもある。日常の経済闘争のもつ政治性を、たたかうことによって農民のなかに開き示していくこと。そして、その政治性に農民を目ざめさせていかなければならない。そして、この思想闘争を進めていくについて、そのたたかいの推進の担い手となるわれわれ活動家が思想的に強固な武装でかためられていなければならないことはいうまでもない。

二、ことしの主なたたかい

ことしのわれわれの主なたたかいはつぎのとおりである。

(1) 貿易自由化に対するたたかい、
(2) 農業「構造改善」事業に対するたたかい
(3) 食糧管理制度の堅持と米価その他農畜産物価格保障要求のたたかい
(4) 兼業・出稼ぎ農民のための賃金・社会保障要求のたたかい
(5) 固定資産評価がえを撤回させるたたかい
(6) 旧地主補償反対のたたかい
(7) 農協を農民のものにするたたかい
(8) 労農提携の強化
(9) 平和と民主主義と独立を守るたたかい

この九つのたたかいは、これからの一年間のわれわれの重点闘争である。これらのたたかいは、われわれがいままでにもたたかいつづけてきた課題であって、たたかいそのものとしてはけっして新しいものではない。それにもかかわらずこれらのたたかいを、これからの一年間においても重点闘争と定めるのは、これらのたたかいが、当面の農業・農民をとりまく情勢のなかで、農民の基本的な利益を守り、高めるために、いつ、どこででも欠くことのできないたたかいであり、これらのたたかいのなかに、独占資本とその自民党政府による農民に対する支配・収奪に反対するさまざまなたたかいが重点的に集約されてあらわれているからである。

われわれの運動では、地域々々の日常の農民要求を実現するための地域のたたかいが基礎になっている。そして、これらの地域ごとのたたかいでは、地域の農業や農民の動きにちがいがあれば、それに応じて農民の要求にも、したがって、たたかいにも地域ごとのちがいが出てくる。しかし、地域のたたかいがその地域だけにとじこもっているのではなく、地域ごとのたたかいが全国いたるところで結びつき、全国的規模で高揚してこそ、はじめて広大な農民のたたかう戦線がつくり上げられる。われわれは、地域の自分たちのたたかいを常に全国のたたかいに結びつける観点を堅持しなければならない。九つの重点闘争はそのための共通したたたかいとしての意義をもつものである。われわれは、この重点闘争を地域ごとの個有のたたかいのなかで掘り起こし、全農業的・農民的意義をもつたたかいに農民を結集し、統一して、独占資本とその自民党政府に対して集中的にたたかっていかなければならない。

三、兼業、出稼ぎ農民のたたかい—運動の主要勢力

(前略) 出稼ぎ農民には、労働者としての賃金・社会保障についての要求の問題のほかに、在村の留守家族の養護・税金・農業など多くの面にわたる要求の問題がある。これらは、すべて農民運動の任務として取り上げ、

(1) 町村に全日農の指導で出稼ぎ者同志会とか、出稼ぎ者家族会とかいうような組織をつくり、出稼ぎ農民およびその留守家族の利益と権利を守るたたかいの組織とする。

(2) 町村自治体に出稼ぎ者対策・留守家族福祉対策のために予算を組ませ、その運用を、たとえば、家族会を中心とする民主団体の管理のもとにおく。

(3) 出稼ぎ農民の送金および留守家族にたいする課税上の特別措置を講ずるよう町村自治体に要求する。

(4) 町村自治体にたいして、有給休暇を与えるよう出稼ぎ先と折衝させ、また、賃金不払いについては町村自治体が責任をもって取り立てるようにさせる、などの活動をおこなう。

賃労働出稼ぎ農民の賃金および社会保障についての要求は、まず、なによりも労働者が労働者階級のたたかいとして取り上げるべき性質のものであるが、労働者のこのたたかいへの進出はひじょうに立ち遅れていて、農村からのぼう大な出稼ぎ農民は、飯場の中で、労働者全体のたたかいから

取り残され、なんの支援もない状態である。このため、われわれはまずなによりも総評その他の労働組合が、出稼ぎ農民の問題にいつそう階級的実践的な関心を向けるように呼びかけ、

(1) 当面は、失業保険法改悪反対闘争と取り組んでいる総評および若干の労働組合と提携し、とくに地方でのこの労農共同闘争と強力に取り組み、この反対闘争を一つの重要な起点として、こんご出稼ぎ農民の賃金・社会保障のためのたたかいを推し進めていく。

(2) また、四〇年二月、全日農・総評その他の団体によってひらかれる出稼ぎ者一万人総決起大会を必ず成功させ、これを契機にして農民運動に新しい発展の局面を切りひらくために奪闘する。

出稼ぎの場合であろうと、大工・左官などの賃仕事の場合であろうと、賃金がこれ以下に安くては絶対にいけない、という賃金の最低額を保障させ、これを獲得し、確保するためのたたかい、すなわち最低賃金制のたたかいはきわめて重要である。政府は、いま、最低賃金法の手直しを検討しているが、それは、たとえば、農村近傍の工場で働く農村婦人の日給が二〇〇～三〇〇円ていどであるという極端な低賃金の現状を根本から改めようとするものでもなければ、いわんや、全労働者の統一要求である全国一律の最低賃金制の完全実施に一歩でも近づこうとするものではない。

われわれは、地域の失対労働者・零細企業労働者ととくに固く手を結んで全国一律の最低賃金制の完全実施を要求してたたかっていかなければならない。

（第七回大会については、全日農「農民運動資料」六五年一一、一二月号および「農民新聞」第四二七・四二九・四三二号等参照）

2　全国農民総連盟

全農連と農政連の統一

〔全国農民連盟〕（一九六四年全国農村青年連盟として結成、五一年改称）と〔全国農政連盟〕（六〇年結成）は一九六三年三月二八日、東京・農協会館で開催された統一総会で合同し、「全国農民総連盟」の名称のもとに新組織として発足した。もっとも「両組織の統一」とはいっても、もともと両者は農協と密着し、農協の農政活動担当別働隊的性格をもつものであり、全農連が日常的農政活動を、農政連は選挙運動を、という分業関係で共同行動をとって来たもので、「統一」はむしろ形式的なものでしかなかったと見られる。

総会は鈴木農政連会長のあいさつ、中村全農連書記長の統一経過報告ののち、議長に鈴木孝一郎（宮城）をえらんで、新組織の性格・綱領・規約等につき審議した（後掲参照）。新に発足した全農総連の加盟組織は三六都道府県の四五団体である。なお総会においては、新組織の名称で論議が活発に起こり、結局「全国農民総連盟」ときまった。午後は、運動方針の審議や役員選衡を行ない、古賀了（佐賀）が委員長、中村吉治郎（中央）が書記長に就任した。なお同総会で決議された農政関係議案は、(一)乳価値下げ通告撤回ならびに畜産物安定基準価格引上げおよび当面の酪農政策確立要求に関する決議、(二)P・C・P使用規制反対に関する決議、(三)「特定産業の国際競争力強化に関する臨時措置法案」反対に関する決議、である。

【全国農民総連盟綱領】　一、個人の自由と平等の原則を貫き農民の権利を伸長する。

一　農業の改革を遂行し、農業協同組合運動を大衆的に実践する。

一、地域社会を整備し、明るく豊かな農民生活を確立する。

一、農民政治力を結集し、農民による農業政策を樹立する。

一、世界の平和と民族の繁栄のため真の民主政治を達成する。

【性格】　本連盟は綱領の実現を目標として、農民の日常における社会、経済、政治上の諸要求を解決してゆくものである。

従って、本連盟は、盟友相互の尊敬と信頼を基にした同志愛の上に立ち、叡智と情熱を高揚し、全農民を組織化する。

このため、本連盟の性格を次の様に明らかにする。

一、農協組織を基盤とする自主的農民組織の連合体である。

一、農民の利益を代表し、農民の諸要求を実現するための日常活動を行なう。

一、政党支持自由の原則を守り、組織に対する政党支配を排除する。

一、快適な農民生活を実現するため、農村の環境を整備する。

【新役員】　委員長古賀了（佐賀）副委員長　小林慧文（三重）、鈴木孝一郎（宮城）、書記長　中村吉次郎（中央）

運動方針

全農総連はその綱領・性格の規定を見ても明らかなとおり、「農協組織を基盤とする自主的農民組織の連合体」であり、「農民の利益を代表し、農民の諸要求を実現するための日常活動を行なう」というのであるから、従来の全農連の伝統をつぎ、それと同様の性格をもつ農民団体ということができる。つぎに新運動方針の要点を記しておこう。

まず運動方針の「第二、運動の基本的態度」において、農協との関係について次のようにのべられている。

【運動の基本的態度】　農協は農民の経済的団結によって農民の科学的経済的地位を向上させ、農業生産力を発展させるための経済事業体であり、農民運動の一環でなければならない。われわれの農民組織はその性格において規定したようにこの農協運動と目指すところは同一でも、その主たる日常活動の分野を政治的に解決する任務を負った農民の政治的団結をはかる農民団体である。すなわち、われわれの組織と農協は農民運動における車の両輪の関係であることの認識を徹底する必要がある。したがってわれわれの活動はつねに農協と表裏一体の関係でたたかわれ、その運営は農協と不則不離の関係で相互に正しい理解と支援によって両組織の発展をかちとらねばならない。

また「農民の政治力結集と政党との関連について」は左の方針でのぞむことになっている。

【農民の政治力結集と政党との関係】……農民は自らの組織をつくって農民の利益を代表してたたかい、農民の発言力を強大にし、各級選挙においては農民の代表を選出するたたかいを繰返すことによって、農民の権利を伸張し、経済をまもらねばならない。農民組織が自ら選挙活動に進出することは非常に困難をともない、そのために地方組織を崩壊することさえあるので慎重にのぞみ、冒険主義ではなく選挙によって組織が強化されるよう対処すべきである。またわれわれの政治力結集の方法は政党支持自由の原則に立つと同時に、組織に対する政党支配をあくまで排除するものである。

「第三、当面の活動の目標について」は、農業近代化対策はじめ二、三項目についてそれぞれ目標を示している。その二、三についてみると、①農業近代化対策では「(1)農業構造改善事業にたいする財政支出を増額し補助率を引き上げるとともに、農民の発意による近代化のための諸事業にも同様の措置をとること。(2)農業構造改善の画一的計画をやめ、地域の特殊事情をみとめて実施すること。(3)自立農家育成のみにとらわれず兼業農家の経営を近代化する共同化等にも積極的手段を講ずること。」等をかかげている。農協対策では、「(1)農林漁業協の財務基準令の撤廃を要求すること。(2)系統農協の余裕金および共済事業の準備積立金等を農業に積極的に投資すること。……(7)系統農協は単協の育成に全力を傾けること。(8)実情に即して単協の合併を促進すること。……」等となっている。

最後に「第四、運動の進め方」については、「(一)農民の所得増大のために」において、農産物価格闘争を政治のたたかいとして高めることであり、一方、農協に対する諸要求も当然この経済闘争の一

環として出発しなければならない。……農民の経済闘争は分配のたたかいであり、かならず相手である敵がいる。そこに農協の役割も重大性をみとめられる。そういうことはたたかいの行動のなかから学びとることであり、反独占闘争もこうした行動のなかから理解されて来るし、それが政治的に高められることは必至である。」と述べられている。つづいて㈡農民生活を築く活動、㈢営農を改革する活動、㈣農協との関連について、㈤部落組織との結びつき、㈥業態別目的別組織について、㈦教育宣伝活動の強化について、㈧財政の自主的確立について、それぞれ活動の進め方を規定している。

全農総連は結成後、米価・災害対策・葉たばこ価格要求運動等の分野で農協と共同歩調をとりながら活動した。六四年三月二八日には東京・衆院会館で第二回代議員総会を開き、六四年度運動方針を審議決定した。その方針の要点を摘記すればつぎのとおりである。

【全農総連運動方針（要旨）】　運動の基本的態度――「食糧の自給度向上こそ、わが農業に課せられた任務であり、それを実現することこそわが農政の基本目標でなければならない。」

運動の目標――㈠「自由化必至論」的宿命論を打破し、食糧自給を中心とする民族農業の育成を国策の基本とさせる。㈡生産性向上のために基盤整備は思い切った施策と財政措置をとらせる。㈢劣弱化しつつある農業労働力の質的向上と適正人員確保対策。㈣農用地・水等の資源確保。㈤所得確保と格差是正、価格流通対策。㈥社会保障政策と環境整備の拡充。

当面の活動目標――農業経営近代化対策、農畜産物価格対策、米価対策、学校給食対策、農民政治力結集対策等一八項目をあげている。なかでも経営近代化対策の基本として「農業構造改善事業を農民の立場から根本的に再検討し、農民の事業として改革を要求する」といい、また価格対策については「……この一連の価格政策と海外依存政策によってますます農業の近代化が遅れており、これを打破することが今日の農民運動の最大の課題である」と規定している。

3　全国農民同盟

全国農民同盟（全農同）は一九六三年三月一八日、東京・参院会館で拡大中央委員会を開き「当面の活動方針」を審議決定した。その「方針」のうち「運動の基本的態度」は次のようにのべている。

【運動の基本的態度（当面の活動方針）】　われわれの運動は、個人の尊厳と農民の人間性を尊重することを基調とし、農民の権利伸張と日本農業の農民的改革に重点をおく。したがって、現行農基法農政の二本柱といわれる政府の選択的拡大政策や構造改善事業が、農民の所得向上や生活の安定を無視した農民不在の農政であることを強く指摘し、無責任な農政の根幹をただす闘いに発展させねばならない。

そして具体的な運動方針としては、㈠日常活動の展開、㈡近代化、協同化、専門農業の育成、㈢変形小作形態の排除（加工業資本の侵入による「ニワトリ小作」や「ブタ小作」等の排除を意味する）、㈣農協の民主化と体質改善（農協民主化推進会議を組織し、農協職員の民主的組織化につとめる）、㈤勤労階級との提携、をあげている。

第三回全国大会

全農同は一九六四年三月二七日、二ヵ年ぶりに第三回大会を東京・全国町村会館において開催した。全農同は一九六〇年八月、民主社会党系の農民団体として創立されたものであるが、同盟の組織活動状況についてつぎのように「活動報告」は伝えている。「大会が延期されたということは、その理由のいかんを問わず、執行部の気迫の欠陥、指導力の弱さのあらわれとして責任を痛感している」。また組織活動の点でも不十分

であることを指摘し、第二回大会当時、府県連合会一五、同準備会一一であったものが、六四年現在ではそれぞれ一八、一四に増加したものの、なお連合会のない未組織地域を多数残しているとのべている。既存の連合会の活動そのものにしても、決して活発で充実したものでない。

「運動方針」はとくに貿易の自由化に対処できぬ「保守農政」を批判しながら、「自由化の外圧を農業発展の契機としてとらえ」世界経済・日本経済の中に「農業の地歩を確保する」必要があるとのべ、この情勢のなかで「農民的農業改革の方向づけを行ない、要求に密着したさまざまな運動を組織して農政の新しい展開にまで発展させる」べきだとしている。さらに日常活動の展開は「農業基本法精神の完全実施要求運動を主軸として、限界に来た自民党農政の変質を要求し、大企業本位の政策から農民支持、農業支持の政策へ重点を変えさせる政策転換要求の運動」に導びかれるとし、結局は「民主社会主義」体制へすすむ方向を指示している。

4　全日本開拓者連盟

全開連第一八回通常総会は六三年四月二六日、東京・農協会館ホールで開かれ、運動の経過報告、運動方針の審議決定等を行なった。このあと役員改選に移ったが、従来の役員が重任することになり、委員長に戸谷義治、中央常任委員に嘉見伊勢太郎（以上常勤）、副委員長山下勘治以下を選任した。

同年一二月一〇日、東京・社会事業会館久保講堂で〔新振興対策障害突破全国開拓者総決起大会〕が開かれた。大会の中心問題は来年度から実施される新振興対策の中心内容たる振興対策資金の枠、旧債対策等について政府の案が未定で開拓者の不安を呼び、このため大会で開拓者の総意をまとめ政府に要請することであった。さて、大会は「旧債整理の即時確立要求に関する件」「基盤整備事業の促進に関する件」「新振興対策資金の確保に関する件」「第三類農家対策の確立に関する件」等を審議したが、執行部はしばしば代議員に「たたかう態勢をとれ」と叱咤されるありさまで、議案を修正した上で可決、実行委員は政府各部局に決議文をもって陳情を行なった。

第一九回通常総会は六四年四月二四日、東京の発明会館ホールで開催された。経過報告、運動方針討議等を行なったが、決定をみた「六四年度運動方針」によれば「われわれの焦眉且つ最大の運動の目標は、新振興対策の完全実施におかれなければならない……今後開拓政策と一般農政の密接な結びつきを強めるため、新振興対策と併行しながら、一般農政のなかに、開拓の分野を大胆に拓り開いていかなければならない」（「開拓情報」六四年四月号）とのべられている。

全開連は一二月一六日、東京・社会事業会館に〔開拓地災害危機突破・開拓営農振興対策推進全国開拓者大会〕を開催した。今年の全国的な凍霜害、冷雨等による自然災害に苦しむ開拓者の窮境打開が主たる目的で、「開拓営農振興対策推進に関する件」「開拓地災害対策確立に関する件」「開拓農業近代化に関する件」等の議案を審議決定し、のち関係政府各省その他に要請を行なった。

XIII 労農政党

概要□**日本社会党**＝佐々木体制／原潜寄港反対共闘問題／ベトナム侵略反対運動／参院選と都議選／第二六回臨時党大会と「一日共闘」方針／日韓条約批准国会／第二七回定期全国大会／小選挙区制粉砕のたたかい／**民主社会党**＝第七回全国大会／参院選・都議選／日韓条約に対する態度／第八回全国大会／安全保障と防衛に関する基本方針／**日本共産党**＝選挙活動／政治活動／国際路線／党勢拡大／**参院選・都議選・沖縄総選挙とその結果**＝参院選／都議会汚職と都議選／沖縄総選挙

概要

社会党・民社党・共産党などの労農政党は、年頭からの日韓問題、アメリカ原子力潜水艦の寄港、アメリカのベトナム北爆と軍隊上陸、そして三矢計画、小選挙区制、憲法改悪への動きなどにたいして、それぞれの形での反対運動に立ち上がり、その中でとくに社共両党をはじめ民主団体の統一的な共同行動、「一日共闘」問題を生み出し、小選挙区制にたいしては六六年に入って社・共・公明三党の共同行動が組まれ、さらに民社党をふくめた議会内共闘体制が生まれた。夏には参議院選挙と、それにひきつづく東京都議会選挙は、「革新政党」にとっての絶好の躍進の機会であったとともに、自民党の停滞、敗北を十分「革新」側にとりこみえなかったことに関連して、それぞれの政党の反省と自己批判をしているものであった。それにつづく日韓批准国会と小選挙区制問題は議会制民主主義を根本的に破壊するものとして各党のそれぞれの姿勢を明確にした。共産党にとっては国際路線の問題が大きくこの期間の活動に関連していた。

1　日本社会党

佐々木体制　六四年一二月の第二四回党大会において、前大会には全役員への立候補を拒否した反主流派の代表・佐々木更三は、河上委員長の下に和田博雄とともに副委員長に無投票で選出され、「挙党一致体制」がとられたが、同時に行なわれた役員選挙の結果、新執行部は主流派一一名にたいして、鈴木・佐々木派一一、平和同志会一、計一二名となり、従来の反主流派の左派が逆に優位を占めることになった。六五年三月には河上委員長が病気のため辞意を表明し、参院選を前にした第二五回臨時党大会において、佐々木副委員長が満場一致で四代目の委員長に選出され、河野新副委員長とともに党を指導する地位についた。一年あまりのあいだに四回の党大会が開かれたことにも示されるようなきびしい内外情勢の中で、たたかう社会党を旗印にする佐々木体制下の社会党の活動は国民の注目を集めて展開された。

【佐々木新委員長の就任挨拶(六五・五・六)】　内外情勢がきびしいおり委員長の重責を果たすのは容易ではないと思います。全党員、全勤労者、全国民からの支援と協力をおねがいしたいと考えます。

私は、党の委員長には、若い行動力のある人をと発言したが、すべて党の決定を優先させるという観点にたち、全力をあげてこの重大な責務を負う決心をしました。

内には、佐藤内閣は物価騰貴などの生活危機をもたらしており、外では、アメリカ帝国主義がベトナム侵略をつづけているというきびしい情勢のもとにわれわれは置かれています。朝鮮沖では、横田基地を飛び立った米軍機が北朝鮮と交戦するという危険な行動をとっている今日であります。日本の佐藤内閣は、このような米国の危険な片棒をかつぎ、第三次世界大戦への道にまきこまれつつあるのです。

かつて浅沼委員長は「アメリカ帝国主義は日中共同の敵」といいましたが、いまやわれわれは国民に対し「アメリカ帝国主義は日中共同の敵のみではなく、全世界の敵である」といわねばなりません。

新委員長に選出されるにあたって、私は、河上委員長の長き献身的な努力に感謝するとともに、河上精神を守って党の統一と団結をかちとるために全力をあげたいと考えます。

派閥解消は単に形式のみでできるものではありません。真の党の統一をかちとってゆくなかでのみ実現されるものであります。私はそのために大きな努力を払いたいと考えます。

国民の期待にこたえ、来たる参院選挙をかちぬくために確固とした社会主義的行動の党をつくろうではありませんか。

六六年一月の第二七回定期党大会においても、佐々木委員長は再選されたが、新執行部においては逆に反主流派が優勢を占めた(後出)。

原潜寄港反対共闘問題　六五年初から日韓会談が再開され、アメリカ原子力潜水艦の佐世保再入港を前にして、党国民運動局は一月二〇日付通達第六号で、各地での反対闘争の発展をのぞみ、安保共闘が再開しているところでは安保共闘で活動し、安保共闘が再開していないところでは再開に努力するよう指示したが、これは、従来共産党との共闘再開に否定的であった党の方針と関連して党内外の論議をひき起こした。同二六日、党中執

は、安保共闘の再開については検討の上別途指示すること、当面緊急行動を組む体制については、各県それぞれの経過をふまえて弾力的に行なうことを決定した。

現地では二月一日、原潜入港の事前通告の情報を入手した原潜阻止全国実行委員会佐世保現地闘争本部は、西日本各地の革新団体に緊急動員をかけ、緊急常任闘争委を開いて共産党系の米原潜寄港阻止中央実行委員会との共闘問題を検討し、両実行委現地闘争本部による連絡会議を設置して行動と戦術を調整することを確認し、あらゆる反原潜勢力を結集してたたかうことを誓う共同声明を発表した。以後五日間にわたって共同行動が展開され、集会やデモを行ない、両党の国会議員をはじめ代表団が市長に会見して厳重な抗議を申し入れた。東京でも三日と一〇日に抗議の中央集会が開かれた。

同二七日、大会後初の全国書記長連絡会議が開かれ、とくに安保共闘をめぐって議論が集中し、この問題については本部提案にそい「中央・地方の安保共闘を再開する場合には、今後共闘がもつ展望と課題を明らかにする」とともに、単に「休止していた共闘を再開するというより、積極的に国民的闘争体制を組織する」という方向で対処することになった。

これより先、社会党の岡田春夫議員は、二月一〇日の衆院予算委において、防衛庁統合幕僚会議が極秘に行なった「三矢研究」をとりあげて政府をはげしく追及した。同計画は、統幕会議事務局長（陸将）を統裁官とし、陸・海・空の自衛隊最高幹部八四名が参加して作り上げたもので、その内容は北朝鮮・中国軍隊の韓国への侵入を想定し、その際の政治・経済全般にわたる「日本の国家総動員体制」を精密にまとめ上げたもので、この暴露は衝撃的な影響を与えた。社会党はこれを「軍政復活計画事件」と命名し、党声明を発表するとともに真相の徹底的な究明にのりだした。

【党声明】一、わが党の岡田春夫議員質問で、自衛隊幹部が昭和三十八年度統合防衛図上研究（三矢研究）実施計画により、中国、北鮮を仮想敵国とし、報道管制・経済統制・国会統制などを含む本格的な臨戦体制・国家総動員体制をひそかに計画していることが明らかになった。

これは二・二六事件と軌を一にする軍政復活、クーデター計画の事実上の準備行為である。

一、とくに防衛庁の実権が「制服」ににぎられ、かれらが憲法と国会をじゅうりんし、政治に介入して旧軍部の再現を企図していることが、明らかになったことはいまさらながらおそるべきことである。

われわれは国会と民主主義を守る立場から、単に一党一派の問題としてではなく、各党各派と協力し、全国会、全国民の問題として事態の本質を究明し、自衛隊の徹底的粛正を行ない、禍根を一掃する決意である。

ベトナム侵略反対運動

原潜寄港反対にはじまり、北九州におけるナイキ基地反対、関東におけるミサイル・ホーク基地反対、板付水爆機移駐反対、富士山麓における米沖縄海兵隊のミサイル演習阻止、各地での誤爆・誤射事件への抗議などの核武装反対・軍事基地反対のたたかいや、日韓会談反対のたたかいと結合して、社会党、総評、中立労連、社青同、婦人会議などで組織している原子力潜水艦阻止、日韓会談反対全国実行委員会を中心にベトナム侵略反対運動が進められた。

三月二六日、党は世界戦争拡大への危機を告げるベトナム問題を平和的に解決するため、左のような声明を発表し、以後ひきつづき四月一四日のベトナムにおけるアメリカの侵略抗議・日韓会談粉砕・

・三矢計画糾弾・総決起大会（社会党・社青同主催）、同二六日の戦争反対・アメリカのベトナム侵略に抗議する国民総決起大会（全国実行委員会）、五月一九日の安保条約廃棄・アメリカのベトナム侵略抗議・日韓会談粉砕全国統一行動中央集会（全国実行委員会）などの抗議集会を開いた。

【大会宣言（四・二六）】　いま、アメリカ軍は、平和を求める各国国民の強い抗議を無視し、ベトナムを連日にわたって爆撃し、侵略戦争を拡大して、大量のベトナム民衆を殺傷している。

また、侵略戦争の戦火は、アメリカの戦争拡大政策によって、ますます拡大し、全面戦争に発展する危険が切迫しており、いまや太平洋戦争終了後最大の危険にさらされている。

しかも、アメリカの侵略戦争は、沖縄および日本本土を基地として展開されている。これはきわめて重大なことである。もし、アメリカのベトナム侵略戦争が、このまま拡大するなら、日本は侵略への協力者としてその戦火からのがれることはできない。われわれは、まさに、民族の滅亡にかかわる重大な危機に直面しているのである。

しかるに、佐藤内閣は、すでにアメリカの原子力潜水艦をうけ入れ、東北アジア軍事同盟の確立をめざして異常な熱意で日韓会談を促進し、またアメリカのベトナム侵略を是認し、ＬＳＴ乗員の募集などアメリカの侵略戦争の遂行に公然と協力している。

また日本の自衛隊は、アメリカの侵略戦争の推進に呼応して、戦争の実践計画である三矢計画をおし進めている。これらのことは、いずれも日米安保条約をもとに展開されており、われわれが、かつて〃日本が戦争にまきこまれる〃と指摘し、国民的反対運動を展開した安保条約の危険性がいまや具体的なかたちで現われたことを示している。

われわれは、もはやこのような侵略戦争の遂行を一刻も許してはならない。われわれはアジアの戦争をくいとめ日本が、アジア諸国民に対する侵略戦争の基地になることを断固として拒否しなければならない。

われわれは、いまこそ日本国民の声を一つに結集して、たたかいを展開しよう。

一、ベトナムにおけるアメリカの侵略戦争を即時中止させ、ベトナムからアメリカ軍の即時撤退を要求しよう。

一、東北アジア軍事同盟の確立をめざした日韓会談を粉砕し、原子力潜水艦の寄港を阻止し、三矢計画を粉砕しよう。

一、アメリカの沖縄に対する不法、不当な占領に抗議し沖縄を即時返還させよう。

一、在日米軍基地の使用を停止させ、日米安保条約を廃棄しよう。

一、合理化に反対し、大幅賃上げをかちとり、春闘を勝利させよう。

そのために、われわれは、全国のあらゆる地域から、あらゆる職場から、さらに行動をつよめ、文字通り、反戦、平和、生活権擁護の一大国民運動を展開するものである。

五月六日に開かれた第二五回臨時党大会は、病気にともなう河上委員長の辞任を承認し、新委員長に佐々木副委員長、新副委員長の後任に河野財務委員長、新財務委員長の後任に堂森国対副委員長をそれぞれ選任して参院選に向う挙党一致体制をつくるとともに、「アメリカのベトナム侵略抗議と日韓会談粉砕を中心とする当面の国民運動方針」を決定した。三万五〇〇〇人を集めた安保条約強行採決五周年の日の五・一九統一行動はこの方針の中で設定されたものである。

五月一八日、社会党・共産党・総評・中立労連の四団体が会合し、六月九日を「ベトナム侵略反対国民行動の日」とすることに決定し、翌日各団体代表は中野好夫ら文化人立ち会いのもとに共同記者会見してこれを発表した。なお「国民行動の日」は学者・文化人五氏の「要請」に応えるとともに、その「要請」に示されている共通了解事項に賛成する個人・団体によって実現することになったものである。社会党としては、とくに共産党との共同行動は、こうし

た大きな政治問題については安保闘争以後はじめてのことであった。六・九「国民行動の日」は全国四三都道府県約二〇〇カ所で安保闘争を思わせる諸行動がくりひろげられ、東京では学者・文化人の二集会、学生団体の二集会のほか、全国実行委員会（社会党ほか）と中央実行委員会（共産党ほか）とが同じ日比谷野外音楽堂を会場として時間をずらせてそれぞれ大集会をもち、相互に挨拶の交換を行ない、それぞれ都内をデモ行進した。

参院選と都議選

党は四八通常国会において具体的政策で政府と対決し、参院選に有利な足場を築くことを方針とし（国対委）、春闘方針でも、今春闘の意義は佐藤内閣との対決にあり、この対決は参院選にひきつがれ、春闘の勝利なくしては参院選での党の躍進はありえない（中執委）とした。三月には、党機関紙「社会新報」の週二回刊を実現し、また全中執委員の全国遊説をはじめ、公認候補を決定した。四月初には佐々木副委員長を本部長とする参議院選挙闘争本部を発足させ、その事務所びらきにあたって五項目の「選挙綱領」と「選挙スローガン」を発表した。

「参議院選挙の勝利で憲法を守ろう」をスローガンとして五月六日に開かれた第二五回臨時党大会は、選挙へ向っての体制固めを行なうために、かねてから辞意を表明していた病気療養中の河上委員長の辞任を承認して佐々木委員長を選出した。大会終了後の記者会見で佐々木新委員長は、構造改革論を中心とする党内論争は一時タナ上げするよう話し合いをしたい、これは派閥解消の道であり、中執委員会で提案する、と語り（朝日、五・七）、ついで江田組織局長と会談して、さし迫った現在の問題に直結しない原理原則上の議論は参院選終了まで休戦とし、協力一致体制で参院選挙闘争とベトナム戦争防止のため戦うことで意見の一致をみた（読売、五・一一）。また遊説先の熊本での記者会見で、将来の政権獲得の形として「連立政権」構想を示唆し（読売、五・二三）、山形での記者会見では、安保再改定期の一九七〇年までに社会党は政権をとることができると思う、過半数をとれない場合は「社会主義戦線内閣」を組織することがあろう、どの党と連立するかはわからないがその内閣は、安保再改定阻止・戦争反対・改憲阻止・大衆生活の安定の四政策で一致できる党が集まって作るべきだとのべ（朝日、六・一五）、高山の記者会見では、安保共闘の再開ができればこれに反対はしないが、旧来のいきさつにこだわらず別にやればよい、参院選挙後、批准国会までに、共産党をふくむ革新系諸団体が従来の行きがかりをすて「日韓条約批准阻止共闘会議」といったような可能な限り幅広い共同戦線を組むよう、必要なら私自身積極的に行動を起したいと語った（朝日、六・二八夕刊）。

六月に入ると、党は参院選にあたって国民に訴える次のような二〇の「緊急政策」を発表し、ついで中執委は「参院選挙闘争宣言」を公表した（社会新報、六・一六）。

【参院選挙闘争宣言】　A　平和をまもる緊急五大政策
(1) ベトナム戦争への協力をやめよ　(2) 日本の基地をベトナム戦争に使うな　(3) 沖縄を即時返還させ沖縄県をつくろう　(4) アジアの戦争を誘発する日韓交渉の即時中止を　(5) 日中の国交でアジアに平和を
B　生活をまもる緊急十大政策
(1) 地価を安くして一世帯一住宅を　(2) 生鮮食料品を安定した値だんで食卓へ　(3) 農業で農民の生活がなり立つように　(4) 中小企業に現金取引と無担保貸付けを　(5) 患者負担のない医療、老後をたのしく暮せる年金　(6) 歩く人をまもれ、道路に歩道を、横断歩道には陸橋を　(7) 工場の地方分散で

低開発地域の引上げ、都市に緑と太陽を　(8)受験地獄を解消して青少年にのびのびと生きる力を　(9)内職に適正工賃、子供に遊び場、部落と町内に保育所を　(10)牛乳国管で学童、妊産婦、乳幼児に無料牛乳を

C　民主政治をまもる緊急五大政策

(1)　汚職の一掃で政治の粛正を　(2)不明朗な政治資金に厳しい規制を　(3)高級官僚の天下りの禁止　(4)自衛隊を戦争の力から平和国土建設の力に

(5)憲法をもう一度読みなおし、憲法を守ろう。

党はこの選挙で全国区一六名(前回一九名)、地方区五〇名（前回と同じ）を立候補させ、全国区一二名(前回一五名)、地方区二四名（前回二二名）の当選者を出し八議席を増したが、得票率では前回を下廻った。

【党声明(六五・七・五)】　現在の開票状況をみると、わが党候補は期待通りの大量当選を示し、ことに一人区の地方区でわが党は四議席の当選を獲得した。また得票率をみても、わが党の得票率は着実にのび、惜敗したわが党候補もそれぞれ目ざましい得票をみせた。

これは、わが党が訴えた、①戦争の危機を阻止してアジアと日本の平和を確保する　②汚職とファシズムの危機を防止して、政治道義と国民の民主政治への信頼をとり戻す　③インフレ物価高と不況の経済危機を克服して国民生活安定を実現するという政策が全面的に国民各位のご支持をいただいた結果である。わが党はここに国民各位に深く感謝を申しあげる。

しかもこの選挙は、佐藤新内閣のもとにおけるはじめての選挙であり、その意味では事実上佐藤内閣の信任を問う性格をもっている。この選挙においてわが党が大量進出をしたこと、またことに首都において自民党両候補が落選したことは、端的に佐藤内閣への国民の不信任である。

佐藤内閣は、国民の審判を恐れて選挙中にあわただしく日韓条約、協定を正式調印し八、九月にはこれを批准しようとしているが、この選挙に示された国民の審判からみて国民はこの批准を拒否している。もし佐藤内閣が国民の審判を無視して批准強行をはかるならば、わが党は国民大衆とともに全力をあげてこれを粉砕し佐藤内閣を打倒する決意である。

【反　省】　卒直にいって〃こんどの選挙ほど客観情勢が野党側に有利なことはない〃といわれていた。こうした政府・自民党への〃批判ムード〃をいかにして社会党支持—社会党候補への得票に結びつけるかが最大の課題だった。今回の参院選の結果は、改選数二八人から三六人へと確かに八人の当選者をふやして躍進したが、しかし、伸び悩んだ全国区の当選数や得票数、得票率をみれば、その〃躍進〃を手放しで喜べないきびしさがある。好成績をあげた地方区においても、前回の得票と比較すればわずか約四十万票の増加でありまた得票率でも、前回同様である。全国区の場合には得票数でわずかに伸びたものの、得票率では低下し、当選者も前回の一六人から一二人に減っているからだ。

〃選挙闘争は日常活動の集約〃であるといわれるが、今回の参院選における社会党の〃全般的〃躍進は日常活動の集積でなく、政府・自民党への〃批判ムード〃が社会党はじめ野党側に有利に動いたとみるべきだろう。そういう意味で、社会党の票は不安定であり、情勢によってはいつでもひっくりかえる性格にあるとみなければならない。

こうした不安定票を、社会党の固定票に近づけ、着実に当選者を増やすためには、まず社会党の政策を国民の各層に浸透させ、国民が信頼して社会党を支持するといった、情況をつくりだす必要がある。今回の選挙でも、各組合・職場で各党の立合演説会が行なわれたが、ほんらい、これらの演説会には各地域の党支部責任者が出席して、社会党の政策を訴えなければならない。ところが、例えば東京の場合など、弁士を中央本部に依存、もっとも地域で活躍しなければならない各級議員や党員がしりごみするというような有様、共産党の場合、こうした演説会にはその地区の責任者が出席して積極的に活動している点は大いに学ばなければならない。

今回の参院選で社会党は全国区でタテ割り、ヨコ割り〃併用方式〃をとった。しかし、それぞれの候補者の重点県が決められていたにもかかわらず〃越境〃するものがみられたり、また一つの県に複数の候補者が重点県として指定されていたりしたため、社会党候補がそれぞれ共食いするといった弊害が生まれた。

また、これまで労組依存の選挙からの脱却が強調されてきたが、この点についてはまだ〃ほど遠い〃感がある。組合機関の決定による候補者すいせんはとくに民間労組の場合、限界にきている。労組という機関による選挙ではなく、職場に党づくりを行なって、党員が中心に選挙活動をやるという体制を確立しなければ、十分効果をあげることはできない。この問題は選挙ばかりでなく、今後の労働運働のきすうを決定づける重要な課題といえる。

参院選挙の終了と同時に、党本部は中執委員を開き、今次の都議選が内外情勢からみて国政の方向にも重要な影響を与えるきわめて重要な選挙であるとの認識のもとに全党をあげて取り組まねばならないとの方針を決定し、先の臨時都政刷新対策本部を発展させ、党内関係機関を一丸とし成田書記長を本部長とする選挙闘争本部を党本部内に設置してたたかうことになった。候補については最終的に四一選挙区の五八名を公認した。

都議選の開票結果、社会党は前回当選者三二名を大幅に上廻る四五議席をとって第一党となり、汚職と腐敗の責任を問われた自民党は前回の六九名から三八名に転落して第二党に落ちた。各選挙区の結果をみても、今まで自民党が圧倒的強さを誇っていた北区で、自民は三議席全部を失い社会は二人の候補者全員を当選させ、また自民と社会が一つの議席を争った三多摩の一〇の選挙区で、前回は六対四で自民が多かったが、今回は四対六で社会党の勝利に逆転している。しかし得票からみると、得票率では〇・二%の微増であったが、得票数では二万三〇〇〇票の減少となっており、自民党を見放した大量の票を十分に吸収することはできなかった。

【選挙闘争の総括】　①　都議会選挙の結果は都民が自民党政治に対する不信と社会党を中心とする革新政治の実現を期待していることを証明した。参院地方区における自民党の完敗と都議選における惨敗は首都における保守自民党のちょう落と革新の一大進出と云う歴史的な出来事である。しかもその中で社会党が戦後初めて都議会第一党となり、都政に大きな発言力を持つことになったことは極めて重要な意義をもっている。

②　すなわち戦前、戦後を通じ、都議会に絶対多数を占めてきた保守自民党が前回の六九名（過半数）から一挙に定数の三分の一以下の三八名に転落し、更に得票において七四万六千票（得票率では一八%減）の減へと大きくちょう落した。このことは直接的には議長選をめぐる汚職、腐敗に対する都民の怒と不信の意志表示であるが、その根因は長年権力の座にあって、都民生活を犠牲にし、生活環境の悪化を省みなかった保守自民党に対する批判の現われである。

かくして今時選挙は自民党のちょう落、社会党を中心とする革新勢力の躍進と云う結果に終り、その全国に与える政治的影響は極めて大きく今後の闘いに重要な転機を与えるものとしてその意義は大きい。

党は開票日直ちに「働らく都民のために闘う」との党声明を発表するとともに、都議会第一党として都民の期待に答えるため、四五名の新都議を集めて「革新都政確立本部」（委員長　成田書記長）を発足させ、当面する都政対策を発表した。同本部は、都政刷新のため設けられていた「臨時都政刷新本部」を母体にして、党中央本部・同東京都本部・同都議団の三者で構成され、革新都政を文字通り全党の力で実現しようとするものである。当日発表した当面する政策は、短期（革新知事候補の選定・都政浄化対策・水道料金値上げ阻止等）と長期の二つに分れ、長期計画は本部の中に政策委員会（委員長木村禧八郎参議）を設けて革新都政綱領を策定し、来年度以降の年次計画を検討することになった。

（なお選挙については本篇4参照）

第二六回臨時党大会と「一日共闘」方針

六五年八月一六日に開かれた第二六回臨時全国大会は、参院選および都議選の結

果を総括するとともに、執行部提案の「ベトナム侵略反対、日韓条約批准阻止、経済危機打開のたたかいに関する方針」と「下半期の組織活動方針」を満場一致で可決した。「たたかいの方針」においては、当面のたたかいを「ベトナム侵略戦争反対、ベトナム戦争と軍事的・政治的・経済的に一体となっている日韓条約の批准阻止、および労働者・農民・中小企業・大衆生活を守るための経済危機打開」に中心目標をおき、このたたかいを国民的な大闘争に拡大発展させることにしている。そのため、各職場・地域での公開討論会、学習集会を基礎に「国民総学習、総行動」を展開して党の主体的なたたかいを強化するとともに、このたたかいを発展強化するため、「諸団体の主体性を尊重し、ベトナム戦争・日韓条約・佐藤内閣の経済政策に反対するあらゆる諸勢力を総結集しての共同闘争・統一闘争」を組織的に発展させ、一日共闘・行動をつみ重ね、労働者の反戦スト体制まで拡大強化していく方向を確認した。また「組織活動方針」では、総評第二八回大会の決定を足場に総評との全面的協力体制を確立し、「二カ年で二〇万人入党」をめざし、各単産ごとの入党目標を設定し、また機関紙の購読を実行させ、年内に読者二〇万を獲得することにしている。

党青少年局と総評青対部は、総評傘下各単産の青年部・全日農青年部・社青同・日青協・文化人などに呼びかけて「ベトナム戦争反対・日韓条約批准阻止のための青年委員会」（略称・反戦青年委員会）を結成することになり、八月三〇日にこの共闘組織の結成総会がひらかれ、声明を発表した。

八月三一日の党中執委員会は、三つのたたかいを強める具体策について討議した結果、先の臨時党大会で決定した一日共闘をさらに強化発展させるとの次の方針をきめた。

【一日共闘を強化する方針】　一、地方では独自行動を強めるとともに、党の指導のもとに地方の実情に応じた共闘組織をつくるように働きかける。

二、中央においては、この地方のたたかいの盛りあがりを背景に十月十二日の中央大集会において、共闘組織を提唱する。

党国民運動局では右の中執決定による「一日共闘」をさらに具体化するため、九月二日、(1)諸協定を誠意をもって守る、(2)短期間に幅広い闘争体制を組む必要がある、(3)中央・地方の積極的な努力が必要である、など次のような発表を行なった。

（前略）中央においては、全国実行委員会をはじめ、その参加団体に提案して、話し合いをすすめ、そのうえに中執決定にあるように、すべての勢力に呼びかけて共闘を実現するよう努力するが、各県については、すでに安保共闘として(八県)、あるいはベトナム、日韓、原潜闘争の共闘組織として（十一県）運動を推進している県においては、さらにその体制を強め、また共闘の実現していない県においては、中執決定にあるように党の指導と従来の方針のもとに実情に応じた形態で共闘を実現するための取り組みを要請する。

これらの全国的な努力のうえに、中央段階では十月十二日の第二波全国統一行動の高揚のなかで、中央における共闘を広く各団体に提唱し、その実現をはかる方針である。

日韓条約批准国会　六月二二日に日韓交渉が妥結し条約等の調印が行なわれたが、党は直ちに党声明を発表し、批准の粉砕と内閣打倒を呼びかけた。

一〇月五日、第五〇臨時国会が召集され、政府は「日韓関係案件」を提出した。それに先立ち同二日、党は国会闘争方針を発表したが、それは日韓条約は無効という立場から、同条約を国会に上程

すること自体に強く反対する方針であり、そのかわりに国民の要望している災害復旧や経済危機打開などの審議に全力をあげるべきだというのであった。同四日の両院議員総会はこれを了承して意思統一を行なったが、その席上、大柴国民運動局長は「共闘問題」にふれて、一〇月一二日の「一〇万人集会」は「一日共闘」方式で行なうが、一一月段階では各団体の自主性を尊重しながら「一日共闘」を強化する形として連絡機関を設けるとの態度を明らかにした。

五日には全国実行委の抗議集会が開かれたが、その夜に議長職権で衆院本会議が開かれ、議長発議による会期七〇日間（一二月一三日まで）を記名投票による採決で決定した。会期決定を投票で押し切ったのは戦後初めての異例であった。この会期議決強行に党は反対し、一切の議事に応じないとの強硬態度を決定して国会は空白。一日にようやく開会式が行なわれた。

一二日は故浅沼委員長刺殺五周年記念日、「中央集会」を開き、夜は総評とともに第二波全国統一行動（第一波は九月二一日）。夜は共産党も決起集会を開き、社共両党がそれぞれ代表を送ってあいさつを交換した。一四日、党はこれまでの「十一人委員会」を改組拡大して「日韓条約批准阻止委員会」（委員四一人）を発足させた。佐々木委員長は京都で、日韓条約阻止闘争を強めるため、公明・民社・共産を含めた野党四党首会談を提唱したいと語った。

与野党間で日韓特別委員会設置の話し合いがつき、一九日、党はこれまでの「条約提出阻止闘争」を「国会審議を中心にした批准阻止闘争」に転換する方針をきめた。衆院本会議は特別委員会（自民三一、社会一六、民社三、計五〇人）の設置を正式議決した。日韓特別委は二一日に発足した（安藤委員長、理事は自四、社三、民一）。

二三日、全国実行委と中央実行委で打合わせ、両者共催で一一月九日「中央集会」を開くことが決定した（スローガンは、(1)全民主勢力の統一行動で日韓条約批准を阻止しよう、(2)ベトナム侵略戦争反対、アメリカは全アジアから手をひけ、(3)佐藤内閣を打倒し国会解散をかちとろう）。

二六日、特別委理事会は決裂、特別委では社会党席の怒号の中で委員長は起立多数で「連日委員会を開き審議を進める」との動議の採決を宣し、自民党議員の質問を強行した。党は引きのばし戦術から実質審議を通じて政府を追いこむ方針に戦術転換した。以後、党の七議員が質問に立ち政府を追及した。

一一月一日、特別委が開かれ、公聴会を参考人意見聴取に切りかえるとの先例もない動議を抜き打ち可決した。総評は緊急単産委員長会議を開き、デモ動員と抗議ストの方針をきめると同時に、同席していた佐々木委員長と成田書記長に議員総辞職を含む重大決意を強く要請した。五日には強行採決の危険が深まった。党は、基本的には条約に賛成している民社党に呼びかけ「賛否は別として、審議はまだ尽されていないので議会制民主主義を守り慎重審議する」ことで意見一致し、正副議長に申し入れた。衆参両院は議長名で五日から四日間、国会構内のデモ警備のため一〇〇〇人の警官出動を要請した。

一一月六日、委員長が日韓特別委の開会を宣した瞬間、自民党委員が質疑終結動議に立ち上がり大混乱となった。自民党はこの混乱の二分間に、質疑を終結し、日韓案件を承認し、関係国内三法案を可決し、委員会報告書の作成の委員長一任まで可決したと発表した。自民党は前日にこの日九時に党所属議員と秘書に動員を指令していたのである。そのあと社会党は緊急中央委員会を開き、採決の無効を確認して党声明を発表し、佐々木委員長ら党議員は首相私邸

に抗議に行ったが首相は会見を拒否した。翌日から船田議長があっせんに動いたが不調であった。九日には議長職権によって衆院本会議が開かれ、社会党の各閣僚不信任決議案提出作戦が始まった。この日院外では、安保闘争以来の社共両党参加の統一集会が開かれた。九日から始まった衆院の徹夜本会議は、今までの連続長時間審議記録三一時間をはるかに突破し、一一日にまで及んだ。一二日午前〇時すぎ再開、船田議長が日韓案件全部を起立多数で可決した。この間わずか一分間。与野党のもみ合いと怒号、議会制民主主義は完全にふみにじられた。社会党は同一時半、左のような党声明を発表した。

【党声明(六五・一一・一二)】一、自民党の暴挙によって本日、日本の議会政治はついに最悪の事態にたち至った。自民党と船田議長は共謀して議長職権を乱用し、わが党提出の先議案件を無視し、衛視の包囲と怒号のなかで日韓条約を上程して、これが成立されたと称している。

これは日本の議会史上、開びゃく以来の暴挙であり、天人ゆるさざる行為である。われわれはかかる採決は断じてゆるすことができない。

一、これは、日韓条約の危険性に対する国民の認識が日一日と高まり、さらに条約の賛成、反対をこえた議会制民主主義擁護の国民の行動が急速に拡大しつつあることに対する恐れから出たものである。

同時に、その根底には、日韓条約の成立のためには、いかなる手段も辞さないという日米韓支配層の強い要請があることを知るべきである。

一、われわれは、こんご民主主義を守る一片の良心すらもたぬ自民党を相手には、もはやいかなる正常な国会運営も不可能であるとの立場にたち、それに対応した行動をとらざるを得ない。

また同時に、わが国の議会制民主主義を守り、再確立するには、いまこそ主権者である国民が異常な決意をもって奮起される以外にないと信ずる。

わが党は、憲法と議会政治を守ろうとねがうすべての国民のみなさんに訴え、佐藤内閣打倒・国会解散をかちとるため、さらに全力をつくしてたたかい抜くことを誓う。

一三日、参院でも議長職権により本会議を開いて日韓特別委の設置を強行採決し(民社だけ同調出席、社・共・公明・二院クラブは反対欠席)、一九日には職権で日韓案件を特別委に一括付託し、委員の質問が行なわれ、公聴会が開かれた。

二六日には三度目の社共統一の抗議集会があり、二九日、社会党の国会対策委員会は、あくまで正副議長の責任追及、国会解散要求の既定方針をつらぬくことを確認し、自民党の申入れに応じないことをきめた。一二月三日、河上前委員長が死去した。四日、混乱のうちに参院日韓特別委は一分間で質疑を打切り、条約承認案を可決したと発表した。社会党は「委員長の質疑打切り、採決終了の発表はもちろん認められない。すみやかに質問の続行を要求する」との談話を発表、公明、民社、共産、二院クラブも採決の不当を主張した。東京都議会は七日の本会議で「国会解散、衆院正副議長らの辞任を求める決議」を社会、公明、共産、民社各党の共同提案で上程し可決した。

重宗参院議長の調停は不調に終わり八日から一〇日にかけて、議長職権で開会した本会議は不信任案等の動議合戦と議事引きのばし作戦がつづけられたあと、日韓条約承認案件は一二月一一日の参院本会議で承認、可決された。この採決には社会、公明、共産、二院クラブの野党四派は退場して加わらず、自民、民社両党だけが参加した採決であった。これにたいして社会党は左のような宣言を発表した。

【日韓条約不承認宣言（六五・一二・一一）】佐藤内閣と自民党は、本日、日韓条約、協定及び関連国内法案が成立した、と称している。しかし、日韓条約案件の審議の経過、その内容を見るに日韓条約・協定及び関連国内法案は無効であり、日本国憲法に違反しまた議会制民主主義の原則からみて不当なものである。従って日本社会党は、その成立を承認しない。

第一に、日韓条約案件は、審議の経過からみて無効である。

衆参両院の審議において、自民党は、国会法、両院の規則慣例に違反して日韓条約案件を強行した。自民党が主張している両院における「議決」なるものは、実際には存在せず、実は彼等が事後において、勝手に作り上げたものに過ぎない。

第二に、日韓条約の内容は日本国憲法に違反する。

日韓条約は、南北に分断されている朝鮮の南半部の政権を、事実上、全朝鮮を代表する唯一の合法政権と見なして締結されたものである。その狙いは、韓国との国交正常化を通じて、アメリカを中心とし日本・韓国・台湾などを結ぶ軍事同盟を実質的に結成させ、さらに、韓国市場への日本の独占の進出の道を開くことにある。日本はこれによって、朝鮮の南北分断の現状を一層固定化し、三十六年に及ぶ日本の朝鮮に対する植民地統治を清算するどころか、逆に日本朝鮮両民族の友好を妨げることになる。これは軍事同盟への参加を禁止し、日本の安全を国際間の信義に委ねた日本国憲法に違反する。

第三に、日韓条約は、議会制民主主義の原則に照らし、日本国民に対し、権威と拘束力とを持たない。

国会が、憲法の規定する如く真に国権の最高機関としての機能を果すためには、国の平和と安全及び民主主義の根本に触れる重大問題は、国会において、その全貌が明らかにされ、徹底した審議を通じて、国民が十分に納得した後、始めてその当否を決めることが絶対不可欠である。しかしながら、自民党・政府は、日韓会談の全過程及び国会の審議において、終始一貫、その核心にふれる事項は、ことごとくこれを国民の眼から隠し日韓条約に対する国民の疑惑が深まりつつあるその最中に、審議を一方的に打ち切ってしまった。これら重大問題については国会において十分な審議を行ない、意見が対立する時は国会を解散して、国民に信を問うという議会制民主主義の基本原則に反する。日本社会党は、以上述べた理由により、日韓条約、協定及び関連国内法案は無効であり、日本国憲法に違反し、また議会制民主主義の原則に照らし不当である、と断言する。

社会党は、日本朝鮮両民族の永遠の友好・日本の平和と民主主義のために、以上の立場を堅持して、今後も南北両朝鮮に対し、平等互恵の立場に立って交流を続け、朝鮮統一の実現を支援し、将来統一政府との間に日本と朝鮮との正式かつ完全な平和的外交関係を確立するために奮闘する。

日本社会党は、日韓条約・協定及び関連国内法案の不承認をここに厳粛に宣言する。

第二七回定期全国大会

第二七回党大会は一九六六年一月一九日から四日間にわたって開かれ、一九六六年度の運動方針をはじめ各種の方針・決議を決め、新役員の選出を行ない、政権の獲得をめざしてたたかう体制を確立し、党改革への一歩を踏み出す意欲を示した。

第一日は成田書記長の一般党務報告をはじめ各報告とそれに対する質疑があり、運動方針などの提案が行なわれた。質疑の中で太田総評議長が一代議員として質問を行なって注目されたが、結局「一般党務報告に対する附帯意見」をつけて承認された。第二、三日は、運動方針、組織活動、政策、財政機関紙の四委員会にわかれて討議が行なわれた。運動方針委員会では、反独占統一戦線の具体化および政権獲得への位置づけ、「共闘問題」の評価、平和共存路線と民族独立闘争の位置づけ、国連の評価と党の姿勢、国会闘争のあり方、社会主義理論委員会の問題などをめぐって討論され、結局社会主義理論委は存続にきまり、運動方針については、大阪ほか一〇代議員の修正案（1）国際情勢分析のなかで平和共存をおし進める五つの力

を正確に評価すること、(2)国内情勢分析に階級的視点をつらぬくこと、(3)たたかいの総括に原水禁運動の成果を入れること、(4)日韓闘争総括で党の示した欠陥を正確に入れること、(5)党建設では欠陥の指摘だけでなく具体的実践目標を設定すること）と東京都本部提出の修正案（(1)核安保体制の意味を明確にすること　(2)日韓闘争総括に中央の指導性の問題、国会闘争の弱さについての評価を正確に入れること、(3)党建設のなかに「新報の拡大目標」を入れること、(4)職場の党建設を重視すること、(5)大衆闘争と党建設の関連を明確にし具体的目標を設定すること）にもとづく加筆が行なわれて可決された。政策委員会では、政審の「明日への期待――社会党政権の政治」はさらに一年間討議を重ねて次回定期大会で最終決定することとして大筋を承認した。

【一般党務報告に対する付帯意見】　日韓闘争など最近の院内外におけるたたかいの経験にかんがみ、党中央本部の指導について、つぎの点に深甚の配慮をされたい。

一、国会闘争の中心は、言論を通じて保守党の反動政策の実態をあますところなくえぐりだし、国民世論を喚起して院外闘争の盛り上がりの気運をつくり、もって保守勢力の野望の粉砕を期することである。

議会内闘争に重点をおいているかの印象を与え、院外大衆闘争の目標をあいまいにすることがあってはならない。今後の国会対策を推進するに当ってはこの点を重視すべきである。

二、統一行動や統一戦線について基本的な理論においてなお不明確な点があり、組織・運動のうえで若干の混乱を生じていることにかんがみ、この際、統一行動のあり方と発展について党の指導を深く検討し、また理論委員会報告にもとづく、党の方針である反独占国民戦線の組織論を確立し、すみやかに実践化すべきである。

最終日は、各委員会の報告を承認し、一八の決議案を採択したあと注目の役員選挙に入った。焦点になった委員長人事については、自分が書記長を辞任して佐々木委員長・江田書記長の構想で協調主義をとろうとした成田書記長はついに失敗して佐々木・江田の決選にもちこまれ、票差一九票で佐々木委員長が再選された。

河野副委員長、黒田統制委員長は無競争再選、成田書記長は投票の結果大差で再選され、政審会長、組織、国民生活、国民運動、青少年の各局長をのぞく他の中執ポストは対立候補なく信認された。新中央執行委員は左の通りであり、そのうち竹内、森永、貴島は本部書記局員からはじめて非議員専従中執となった。顔ぶれでは反主流派が優勢を占めた。

【中央執行委員】　組織局長・竹内猛(新)、青少年局長・楢崎弥之助(再)、国民運動局長・森永栄悦(新)、政策審議会長・横路節雄(新)、国民生活局長・辻原弘市(新)、総務局長・松井政吉(再)、中小企業局長・松平忠久(再)、地方政治局長・阪上安太郎(再)、労働局長・野々山一三(再)、農漁民局長・足鹿覚(再)、教宣局長・松本七郎(再)、国際局長・山本幸一(新)、機関紙局長・淡谷悠蔵(再)、国会対策委員長・柳田秀一(新)、婦人局長・高田なほ子(再)、選対委員長・赤松勇(再)、企画担当中執・岡田春夫(再)、同・貴島正道(新)

第143表 社会党員数の推移

	入党	離党	月末現在数
1964年11月			52,557
12月	229	94	
1965年 1月	682	218	53,156
2	551	408	52,823
3	402	352	52,873
4	243	318	52,695
5	432	439	52,438
6	305	196	52,547
7	254	211	52,590
8	298	311	52,557
9	416	603	52,370
10	486	707	52,159
11	442	185	51,008
計	5097	6908	

備考：日本社会党中央本部：第27回定期全国大会党務報告書による。

【佐々木委員長の決意表明】

国民の注視の中でひらかれた党大会で、同志愛と団結の努力によって

運動方針や諸政策が満場一致で決定されたことに対し、まず敬意と感謝の念を捧げたい。

また採択された多くの決議については執行部が一体の体制で、こんご皆さんの要望に沿うと同時に、国民の期待に応えるため奮闘、努力する決意である。

こんどの大会の意義は、一九七〇年前後に、社会党政権を樹立するための条件を整備し、準備するためのものだった。大会ではこれに沿って、組織および自主体制の確立、行動力を飛躍的に増大するための方向が打ち出されたわけだが、同志諸君はこれを達成するために執行部を守り、全党一体となって、明日から奮闘していただきたい。

従来、多少のいき違いについても私は愛情をもって克服し、文字通り〝協力、必勝体制〟を確立して国民の期待に応える決意である。執行部のいたらない点については、同志諸君の協力によって是正すると同時に、同志諸君も社会党政権樹立に向って邁進されたい。

小選挙区制粉砕のたたかい

第二七回党大会で決定した「一九六六年度運動方針」のうち、小選挙区制については二つの重点方向が明らかにされた。一つは、「当面、護憲連合および憲法を守る会を中心に第四次選挙制度審議会が小選挙区制の報告を行なわないよう抗議する運動を組織するとともに、文化人学者への働きかけはもちろんのこと、国会に対する小選挙区制反対の請願運動、地方議会で反対の決議を要求する運動をはじめ、集会、デモ、大行進など多様な運動を進める」こと、二つは、「各政党、民主団体に提唱し、広範かつ強力な反対運動の戦線をくみ」、その中心母体として野党各派を加えた「憲法擁護・小選挙区制粉砕連絡会議」（仮称）を設置すること、であった。このうち前者については、護憲連合を中心に運動を進め、ベトナム反戦と結合して五・二九、つづいて六・二〇全国統一行動などを行なった。また地域的には、懇談会、座談会などによる大衆啓蒙を行ない、審議会にたいする抗議の決議・電報・ハガキ戦術などをとった。

後者、すなわち共闘問題については、二月一八日の中執決定で、(1)共闘の目標は「小選挙区制反対」に中心をおく。(2)当面、三党間で「憲法擁護、小選挙区制粉砕連絡会議」結成総会を開く。連絡会議は当面、院内共闘を進め、適当な時期に共同の演説会をもつ。(3)以上の具体化については、書記長、政審会長、選対委員長、労働局長、国民運動局長による小委員会で協議する。交渉係りとして労働局長、国民運動局長があたる。という方針で進められることとなり、党は公明・共産の両党と協議した結果、異議なく意見の一致をみ、三月三〇日、東京九段会館において「連絡会議」の結成大会を行ない、三党の党首による決意表明と大会宣言の発表を行なった。この大会での中心スローガンは小選挙区制粉砕、サブスローガンは憲法擁護、物価値上げ反対であった。つづいて五月一九日に社会・公明・共産・三党書記長会談を開き、左のような三党の共同見解を発表するとともに、数度におよぶ三党の意見調整の上、左のような行動計画について意見の一致をみた。

【選挙制度審議会の調整委員試案にたいする三党の共同見解（六六・五・一九）】　憲法擁護、小選挙区制粉砕連絡会議に結集した三党は、こんど選挙制度審議会の調整委員が、多数意見として報告した小選挙区、比例代表制案にたいし、つぎの諸点で完全な意見の一致をみた。

一、いま、自民党が企図している小選挙区制は、保守党支配の危機感から、これ以上の野党の進出をくいとめ、支配の動揺を回避しながら、保守党の永久独裁をめざした、議会政治を破壊する行為である。

これが直接、主権在民、平和、人権尊重を基本理念とする日本国憲法の改悪の途につながり、公然たる再軍備と国民生活破壊の政策に結びついて

いることはいうまでもない。

二、最近発表された調整委員の報告は、単純小選挙区制に比例代表部分を加味し、一見、小選挙区制とは別なもののようにみせかけてはいるが、試案は、小選挙区制の本旨を完全に貫いており、比例代表の加味も、反対論をやわらげるためのぎまんにすぎない。

三、小選挙区七、比例代表三の割合は、なんら科学的な根拠を示しておらず、小選挙区分と比例代表部分とを自民党に最も有利に組み合わせ、その前提から逆算して割りだした党利党略的なものである。

また、議員の数は、選挙法のたてまえである民意を正確に反映するうえにおいても、当然、人口比例を基本においたものにすべきであるにもかかわらず、例えば大都市周辺の人口増加が無視されているなど、ここにも野党の進出をおさえる意図がロコツに働いている。

四、調整委員の試案は、審議会に参加している野党委員の意見を全然、反映しておらず、自民党の党略的な企図を公的機関の名において全面的に貫こうとしたもので絶対に容認できない。

このような選挙制度審議会の強行的な態度にかんがみ、三党は共闘を強め広く国民によびかけて、あくまで、このぎまん的な小選挙区案を粉砕するまで闘い抜く決意である。

【連絡会議の当面の行動計画】 (1)小選挙区制反対の世論を高めるため、広く、文化・知識人など各界に働きかけ、その協力を要請する。

(2)三党による小選挙区制反対の共同演説会を開催する。当面、東日本、西日本の二カ所を設定する。

(3)共同の宣伝ポスター〔各党一〇万枚〕を作成し、全国的に貼付活動をおこなう。

(4)三党の書記長会談を開き、今後のたたかいの進め方について協議していく。また、三党の書記長が共同記者会見をおこない、選挙制度審議会の調整委員試案にたいする共同見解を発表する。〔実行ずみ〕

(5)憲法擁護、小選挙区制粉砕連絡会議の連絡事務所を設ける。〔人員配置未済〕

一九六六年六月一七日付の社会党書記長、国民運動局長、同部長連名の各県本部委員長、書記長、国民運動局長あての通達第三〇号は、左のように書いている。

【通　達】 三党連絡会議の経過が示すように、合意に基く行動は、遅々として多くの困難があるが、小選挙区制粉砕闘争の効果的な発展をはかるためには、あくまで三党共闘の体制を維持していかなくてはならない。

このため党は今後もあらゆる努力をはらっていくが、この段階での三党間の確認は「当面、院内共闘を進め、適当な時期に共同の演説会をもつ」、つまり院内重点で院外では共同演説会、共同ポスターの貼付といった域をいまだ脱するまでに至っていない。まして、三党の共闘体制を全面的に地方、地域に拡大できる情況にはない。

三党間でこうした方向への意見一致をみないこの段階で、これとは関係なく、地方、地域で個々バラバラな形で三党共闘の働きかけをおこなったり、これを社共だけの共闘にずらしていくやり方は誤っている。

共闘問題については全国の党が、完全な意志統一のもとに統一的に対処していく必要があり、三党共闘の現状のもとでの共産党の個々的な共闘よびかけには応ずべきでない。

しかも小選挙区制粉砕連絡会議を三党の共闘だけでなく、広汎な民主団体を含めたものに発展させることが必要であって、そのためには、まず総評をはじめ労働組合の参加を獲得しなければならない。卒直にいって、小選挙区制の問題は、まだ労働組合のものになっておらず、このままで「小選挙区制」といえば、主体的なとりくみを欠いた「三党共闘」へ抜けおちる弱点をもっている。これは安保共闘当時、主体的な活動を欠いたまま、安保共闘によりかかる傾向があったと同じ欠陥を再びくりかえすことになるのでとくに留意する必要がある。こうした全体的な体制の整備をはかるなかで、小選挙区制粉砕連絡会議の発展を指向すべきであり、かつ全党の意志統一のもとに進めなければならない。

さらに、これまで連絡会議への参加を拒みつづけてきた民社党を

含めた全野党を結集するため、三党による連絡会議とは別に、院内の共同行動に限定した野党四党の共同闘争体制が作られ、五月二七日に国対委員長連名の共同声明を発表した。党としては、民社党を連絡会議の中に参加させていく努力をつづけるとともに、総評をはじめ労働組合や民主団体に働きかけ、これへの参加を求める方針である。

【社会・民社・公明・共産・四党の共同声明】　現在、第四次選挙制度審議会は、名ばかりの比例代表制を加味した小選挙区制の答申を行おうとし、佐藤内閣はまた、その早急な実施を意図して準備を進めているが、これは明らかに野党勢力を激減せしめて、自民党の一党独裁的な国会運営をはかり、ひいては憲法改悪への方向を強めようとするものである。

われわれは、このような佐藤内閣の民主主義逆行の政治的意図を粉砕するため、今後、国会審議のあらゆる過程で、小選挙区制の本質とその政治的意図を国民の前に明らかにするとともに、最終的に小選挙区制粉砕のため、力を結集し協力することを誓うものである。

2　民主社会党

第七回全国大会

結党五周年を記念する第七回定期全国大会は六五年二月一三日から三日間にわたって開かれ、昭和四〇年度の運動方針、政策議案をいずれも本部提案通り可決し、新役員を決定して、「苦難の時代は終った、今後は前進あるのみ」として「大会宣言」を発表して閉会した。

第一日は東京消防庁音楽隊の党歌前奏にはじまり、党務その他の報告とそれに対する質疑が行なわれた。第二日は運動方針・政策・組織活動の三審議委員会に分かれて審議が行なわれ、本部提案に若干の決議・意見を付してそれぞれ原案通り決定した。第三日は各委員会の報告を承認したあと、役員選考に至る経過の説明があり、これを承認して、新役員の氏名が発表された。新役員は西尾委員長（六選）、伊藤副委員長（三選）、西村書記長（三選）、副書記長春日一幸のほか、中執は左の通り。

〔中央執行委員〕　武藤武雄（総務局長）、麻生良方（教宣局長）、永江一夫（組織局長）、竹谷源太郎（財務委員長）、曾弥益（外交委員長）、小平忠（選対委員長）、内海清（地方議会対策委員長）、森明（機関紙委員長）、今澄勇（政策審議会長）、向井長年（労対委員長）、稲富稜人（農林漁業対策委員長）、竹本孫一（中小企業対策委員長）、本島百合子（婦人対策委員長）、永末英一（青年学生対策委員長）、栗山札行（国民運動委員長）、田畑金光（市民団体対策委員長）、ほか中執五名。

参院選・都議選

第七回全国大会で決定した選挙対策方針の「具体的方針」には左のように書かれている。

いま参議院選挙の遂行にあたって、今後のあらゆる党活動を参議院選挙の一点に集中する。党の姿勢は、(1)党は保守陳営と対決するもっとも建設的な革新政党であること、(2)どの政党より真剣かつまじめに平和を追及する政党であること、(3)国際的連帯の上に、民族の利益をあくまで守りぬく政党であること、(4)もっとも誠実かつ力強い庶民大衆の政党であること、(5)汚職を追放し、綱紀を粛正し、公明選挙を遂行する政党であること、等を具体的に率直に訴えていく決意である。

四月一四日の中央執行委員会は、参院選にのぞむ三つの主張と一〇大政策をきめて発表した。まず中心スローガンとして、「明日の時

代をきりひらく・平和と福祉の民社党」（参議院選挙の意義）「値上げストップ・不況克服、佐藤内閣と対決」（物価抑制・不況克服）「日本の力をアジアの平和と開発に」（自主独立外交の推進）の三つの主張をかかげ、一〇大政策として、社会保障（医療と住宅の解決は民社党）、中小企業（中小企業の党、民社党、近代化に五〇〇〇億）、農業（国の責任で新しい農漁村づくり）、労働（労働者の発言を強め産業民主主義を徹底）、文教（特殊児童教育の拡充・私学の振興）、減税（年一〇〇万円まで免税、減税の先頭にたつ民社党）、産業貿易（国民の勤労を産業と輸出に生かす民社党）、住民福祉（公害と交通禍から住民を守る民社党）、青年婦人（若い力が民社をのばし主婦の力が政治をただす）、憲法（改憲を阻止し憲法をくらしに生かす民社党）の各問題を詳述した。

第四回中央委員会は五月一一日、「参議院選挙に臨んで国民に訴える」との宣言を発表し、また選挙の告示に当っては「選挙宣言」として、(1)佐藤内閣と対決し、政治腐敗の真相を追及するため全力をあげる、(2)物価高と不況克服のため具体的かつ建設的な政策を提案する、(3)ベトナムの独立と平和実現のため積極的努力を払う、との三つの政治誓約を行なった。同盟は民社党を全面的に支持し、地方区で民社党候補のない所では白紙投票をよびかけた。

七月の参院選には、党は全国区五名、地方区一六名の候補を立てて臨んだが、当選したのは全国区二名、地方区一名、計三名（いずれも新）にとどまった。非改選議員を含めて議席数は七で、改選前の九名から二名減少した。幹部会は率直に敗北を認め、党声明を発表した。

【党声明】　わが党は、今回の参院選に必勝を期して闘ったが、おおむね現状維持にとどまったことはまことに残念である。

党の主張や政策が国民に相当理解されながら、かかる結果に終った原因は、つまるところ党組織の弱体にあったといわざるを得ない。とくに地方区において既成の自社二大政党と互角に闘う党組織がいまだ不十分であった。

われわれはこの点を謙虚に反省し、明日からその欠陥是正にこん身の努力をつくす決意である。

しかし他方、当選者の数こそ少なかったが、今回の選挙戦を通じて、全国的に党の組織固めが着実に進み、とくに各ブロックの主要地域並びに未組織地域で党組織が相当の伸張をみせたことは大きな成果だと確信している。

これによってわれわれは、来るべき都議選並びに次期衆院選を自信をもって闘う体制ができたと確信する。

われわれの前途はなおけわしいものがあるが、われわれは一回の選挙の結果に一喜一憂することなく、みずから確信する道を着実に歩み、とくに今後、行動性ある党組織の強化に全力をつくすことにより、今回の選挙で多大のご支援をいただいた国民各位の期待に必ず応える決意である。

右、声明する。

全織同盟は公明党との「対決」を表明した。

都議選にたいしては党は、監査制度の強化、都営住宅一五〇万戸の建設などの「公約」をかかげ、また七月八日の民社党都議会選挙総決起大会は左のような闘争宣言を発表した。

【闘争宣言】　今回の都議会選挙は汚職追放の選挙であり、同時に政治を都民の手にとりもどす選挙である。また首都東京の政治を今日の姿におとしいれた全議員を総入れかえし、清新明朗な都政をきずく選挙である。

わが党は二つの選挙で、(1)都政の大掃除、一切の不正、汚職の追放、(2)一千万都民の福祉都政の確立、(3)物価高の抑制、水道、国保料金の据え置き、都営住宅の大量建設の三大主張をかかげて都政刷新の一翼をになおうとするものである。

さきの参院選の結果に示されたように、この選挙は腐敗した自民党に決

定的な打撃を与える絶好のチャンスである。わが党は、参院選を通じてわが党に寄せられた三七万余の良識票を背景として、党ならびに労組など全支持組織を総結集し、全員当選を期して闘いぬく。

いままで一議席ももたなかった民社党は、都議選に二二名の公認候補をたててたたかい、四議席を獲得した。得票率も前回の五・五%から六・八%に向上した。選挙結果について、西村書記長は左の談話を発表した（選挙については本編4参照）。

【書記長談話】一、組織票に加うるに良識家の浮動票に期待していたが、投票率が意外に悪かったことがひびいた。中野・渋谷・豊島などがその例である。一、自民党が第一党をとれなかったのは、都民の批判の厳しさを物語るもので、その点一応成果をあげたものと思う。一、わが党の議席回復は四名に止まったが、うち三名は新人で、しかも実行力のある人々なので、清新強力な議会活動を期待することが出来る。一、この結果からみて、東都知事は速やかに辞職して都政の一新をはかるべきである。

日韓条約に対する態度

民社党は日韓問題について、第六回大会で決定した「運動方針」、「第四六通常国会にのぞむ態度」、三月の西尾書記長の院内記者会見、九月の第三回中央委員会で決定した「最近の主要な外交問題に対するわが党の態度」、第七回大会で決定した「主要な外交問題に対する党の態度」、四月の「参院選にのぞむ政策」、日韓協定調印時の党声明などで態度や方針を明らかにしてきたが、国会議員団の批准国会にのぞむ態度について結論のとりまとめを佐々木国対委員長に委嘱し、その作成を待って、九月三〇日の第一一回中執委はこれを党の正式態度と決定した。その要旨は左の通りである。

【国会議員団の態度】（基本方針）南北統一を待つことなく、一日も早く韓国との国交を正常化し、将来に向って友好親善関係の促進を図るべきである。

（基本的態度）十分な審議をつくし、その過程で条約内容等が基本方針にのべた趣旨にそうものかどうかを十分にたしかめ、とくに重要な疑義または事情変更等の事故の起らない限り、本国会において条約、協定等の批准成立に賛成する。

（具体的方針）(1)条約関係のすべての内容を明らかにし、疑点をただし、国民的評価を明確にするため、必要にして十分な実質審議を要求する。(2)韓国に現地視察団を派遣する。(3)日韓関係諸議案に対する最終的賛否の態度は国会審議の状況とにらみ合わせた適当な時点で一括的に決定する。

党の西村書記長に対して社会党の大柴国民運動局長から九月二一日、日韓条約批准反対の一日共闘に民社党も加わってほしいと申入れがあったが、書記長は、社会党がすすめている共闘は人民戦線的色彩が濃く、民主主義に反するものであるから加わるわけにはいかぬとして、この申し入れを正式に拒否した。党としては「社会主義と共産主義のあいだには何らの共通性も存在せず」との立場に立って、容共勢力とのいかなる面での共闘をも拒否して独自の道をすすむ方針である。

一二月一一日、日韓条約、協定、国内三法案が参院本会議で成立したあと、民社党は左のような声明を発表した。

【日韓条約成立に関する党声明】一、日韓諸条約は、自然成立をまたず、本日ようやく成立した。民社党は日韓諸条約に基本的に賛成し、同条約の慎重審議を要求してきたが、自民党の衆参両院における強行採決につぐ強行採決で、日韓諸条約の真価がいちじるしくゆがめられたことはまことに遺憾である。しかし、参議院の最終段階においては、正常に討論採決が行なわれ、わが党は賛成の意思表示を行なうことができた。

一、日韓諸条約の成立は、日韓友好の出発点であり、政府は今後竹島問題の解決をはじめ、漁業協力、経済協力が真に韓国の民主化と韓国経済の再建に役立つよう努力すべきである。

一、わが党は、政府が日韓条約成立を契機として、従来の対米追従、共産圏敵視の外交政策を転換し、自主、共存の平和外交を展開することによって、わが国の平和、アジアの平和確立に貢献することを期待する。

一、日韓諸条約の審議をめぐる自社両党の暴挙によって議会政治が破壊されたことはきわめて遺憾で、条約成立を機に、各党がいままでのゆきかりをすて、一日も早く国会を正常化し、国民待望の補正予算を成立せしめるため、あらゆる努力をはらうべきである。

第八回全国大会

民社党の第八回定期全国大会は六五年一二月二日から三日間にわたって開かれた。この大会は冒頭の委員長あいさつが提起した三課題、第一は四年後に到来する安保改定期をひかえて国内にもちこまれようとしている三八度線の阻止、第二は池田内閣以来の大資本中心の高度成長政策の結果おこっている現在の不況を速やかに克服して国民生活を防衛すること、第三は日韓条約審議をめぐりまたまた危機に遭遇している議会制民主主義を建てなおすこと、これらの課題にいかに対処していくか、その方向を明らかにし、国民的共鳴をえようとする大会であった。第一日は消防庁音楽隊の演奏にはじまり、党務その他の報告と、質疑、承認、そして運動方針などが提案された。第二日は三つの小委員会。第三日は小委員会の報告と承認のあと、役員選考委員長から役員選考の経過を報告、全役員の氏名を発表した。伝えられていた本格的選挙は行なわれず、一方中執は四名増員された。選ばれた新役員は、西尾委員長（七選）、伊藤副委員長（四選）、西村書記長（四選）、春日副書記長（二選）、のほか左の通り。

【新しい役員】　永江、今澄、竹谷、曾禰、内海、本島、永末、向井は旧役再任、その他の委員長は、小平忠（総務局長）、竹本孫一（教宣局長）、中村正雄（選対）、渡辺年（機関紙）、森明（青年隊本部長）、栗山礼行（中小企業対策）、中村時雄（農林漁業対策）、麻生良方（国民運動）、吉川兼光（市民団体対策）、ほか無任所中執六名。門司亮（国会議員団長）、山下栄二（代議士会長）、高山恒雄（参院議員会長）、佐々木良作（国対委員長）。

大会で決定した「昭和四十一年度運動方針」のうち「党活動の基調」の(2)福祉国家建設のたたかいと、「昭和四十一年度政策」のうち「労働政策」の内容は左の通りである。

第144表民社党登録党員増減表

1965年	2月	27,187
	3	27,646
	4	28,071
	5	28,302
	6	28,302
	7	28,302
	8	29,062
	9	28,809
	10	29,110

備考　組織部調，民社党1965年度活動報告による

【労働政策】　一、当面する主要な課題

わが国が当面する主要な労働問題は、㈠不況に伴う企業の合理化、首切り等の雇用不安の問題と㈡官公労働者の労使関係の在り方の問題とである。

二、当面の具体策

1　雇用不安の解消

(1)「合理化」に対する打開策

①　事前協議制ないしは労使協議制の確立徹底を通じて、合理化に正面から取組み、「労働者に犠牲を強いる」合理化を排除する。

②　労働時間の短縮、休日・休暇の増大によって当面の労働需給の逼迫を改善する。

③　首切りには絶対反対する。

④　レイ・オフ（一時解雇）については、㈠終身雇用制、年功序列型賃金という日本の特殊事情からして、その対象が中高年齢者に及ぶ危険性が強く、㈡また、特定企業のヒモつきのままで失業保険が濫用されることになり、㈢さらに偽装解雇など、悪徳経営者による乱用の恐れもあり、わが国にその受入れ基盤がなく絶対認められない。

⑤　一時帰休に対しては、㈠事前協議制の確立、㈡八〇％以上の賃金保障、㈢短期の輪番制、㈣復職の完全保障、等の十分なる補償を条件とする。

⑥　配置転換に対しては、㈠従来の労働条件の確保、㈡本人の意向尊

重、転職訓練の実施等、万全の対策の実施を義務づける。

⑦　進学率の上昇と技術革新の進展にかんがみ、大学生急増対策と大学卒業者の就職対策との一体化をはかり、新卒者の雇用を完全に確保する。

⑧　職場の安全衛生を確保し、合理化に伴う災害を完全防止させる。

(2)　中高年齢者の再就職の保障

(3)　定年制の延長促進

2　官公労働者の労働基本権の保障

3　産業民主主義の徹底

(1)　労使協議制の徹底強化（略）

(2)　重要産業における労働者の経営参加の促進（略）

4　合理的な賃金決定と賃金体系の確立

産業民主主義を土台に労使が建設的な立場から生産性の向上に協力し、その成果を高賃金の保障という見地から公正かつ合理的に配分する体制を確立する。

(1)　生産性向上と経済成長に見合う賃金引上げ方式の確立

(2)　仕事の質量に即応した横断的賃金体系の確立

(3)　賃金格差是正のための初任給の引上げと最低賃金制の徹底

①　中小企業における初任給を引上げる。

②　最低賃金制の完全徹底をはかる。

以上三大目標を実現するため、次の諸点の実現を促進する。

㈠　未組織労働者等に対する最低賃金の完全保障

(1)　労使の話合いで最低賃金を決定することが困難な未組織労働者、中小企業労働者に対し、行政官庁による決定を促進し、むこう三年間にこれら全ての労働者に最低賃金を完全保障する。その際の日額は、三年後八百円を最低目標とする。

(2)　最低賃金審議会の勧告権を強化し、審議会が労使協定によって最低賃金を決定することが困難と認めるところについては、労働大臣等の諮問の有無にかかわらず、最低賃金の決定を勧告出来るように改善する。

(3)　業者間協定については、これまでのように、業者の申請があれば、最低賃金として決定されるという方式を排除し、労働者の代表を含む最低賃金審議会が適当と認めた場合に限り、最低賃金として決定出来るよう改善する。

(4)　一定数以上の労働者の請求による最低賃金決定の方途を確立する。

㈡　産業別統一最低賃金制の確立

5　労働条件と雇用の近代化

(1)　労働災害の防止と職業病の撲滅

(2)　前近代的労働環境の解消

(3)　労働時間の短縮

6　実質所得の引上げ

(1)　物価の安定化

(2)　社会保障の強化

(3)　勤労者に対する税制の軽減

①　給与所得に対する所得税は、年収一〇〇万円まで免税を目途に、当面年収八五万円まで免税とする。

②　退職所得についての勤続二十年、退職金三〇〇万円まで免税とする。

③　住民税の均等割については、これを同一世帯一人当りの課税に改める。

安全保障と防衛に関する基本方針

民主党はかねてから安保特別委において、わが国の安全保障と防衛の問題について検討していたが、成案をえたので六六年五月一四日に札幌で行なわれた西尾委員長の記者会見で発表した。右の「基本方針」は、安全保障即軍備強化という考えは時代おくれであり、安全保障の基本はわが国を敵視する諸国を最小限にする多角外交路線の確立にあると強調し、具体策としては、(1)国民意思の合致こそ一国の安全保障の基礎であり、そのよりどころを自主防衛体制の確立と安保条約の根本的改定（米軍の常時駐留排除と基地の原則的

撤廃）に求める。(2)安保条約に対する基本目標は段階的解消だが、当面安保条約がわが党主張の方向で改定されるなら、それは自主的防衛体制の補完的安全保障として戦争抑止の役割を果たす。(3)自主防衛の基本を憲法に求め、自衛隊の規模拡大をおさえ、シビリアン・コントロールをつよめる。(4)中共の核武装により起る核保有の重武装、あるいは非武装中立などの両極論を排する、としている。

3　日本共産党

選挙活動

〔(1)参議院選挙〕　参議院議員選挙は一九六五年七月に行なわれたが、共産党はこの選挙を、「池田内閣にかわった佐藤内閣のもとで最初におこなわれる国会議員選挙」であり、この選挙の根本問題は「アメリカ帝国主義と日本独占資本の戦争と侵略の政治、反動の政治、人民生活破壊の政治をこのままつづけさせるか、それともこれをうちやぶって、独立、民主、平和、中立、生活向上という、日本人民の要求にそった政治をうちたてる方向に前進するか――この「二つの道」のたたかい」（一九六五年三月、第二回中央委員会総会における幹部会報告――「当面する情勢と参議院選挙をめざすわが党の方針」）であるとして、これをきわめて重視し、早くも前年からこの参議院選挙を目ざして準備活動を強め、大衆活動をひろげ、党勢を拡大する努力を強化するなど、党活動を集中してきた。また共産党はこの参議院選挙に対する五大政策を掲げたが、それは次のような「十大スローガン」に要約されている――(1)アメリカの南北ベトナムへの侵略反対、アメリカはインドシナから撤退せよ、「日韓会談」粉砕、日中国交回復の実現を、(2)日本を核戦争の基地にするな、日本の核武装反対、核兵器の全面禁止協定を、(3)安保条約の破棄、基地撤去、かえれアメリカ、かえせ沖縄・小笠原、(4)物価と公共料金を引き下げ、税金をへらし、独占奉仕の経済政策をやめ、健康で文化的な生活を保障せよ、(5)健保・失保の改悪反対、完全な社会保障、低家賃住宅の大量建設、あらゆる公害の根絶、(6)大幅な賃上げ、最低賃金制の確立、首切り合理化反対、農民に土地と仕事を、中小企業に資金を、(7)憲法改悪・軍国主義復活反対、民主主義と人民の権利を守ろう、(8)紀元節復活と「期待される人間像」の軍国主義教育反対、あすの日本をつくる独立、民主、平和の教育を、(9)対米従属、戦争と反動、人民生活破壊の自民党・佐藤内閣打倒、全民主勢力の団結で「安保反対、憲法改悪反対、生活擁護の民主連合政府」の樹立、(10)たたかう人民の一票を共産党へ、独立、民主、平和、繁栄の日本のために、共産党の躍進を。

選挙の結果、全国区では二名の候補者――春日正一、須藤五郎が二位と五位の高位で当選した（春日八七万五〇〇〇票、須藤七七万七〇〇〇票）。地方区では各都道府県ごとに一名の候補者を立ててたたかったが、とくにその力を集中した東京地方区で党中央委員会議長の野坂参三が最高点で当選した。共産党の参議院議員はこの結果、改選前の三名から一名増えて四名となった（野坂、春日、須藤、岩間正男）。共産党の得票数は、全国区が一六五万三〇〇〇票、得票率四・四％（前回・一九六二年七月参院選挙の得票率は三・一％）、地方区が二六

○万九〇〇〇票、得票率六・九％（同四・八％）で、得票数、得票率ともこれまでの各参議院選挙における最高であった。なお昨年、共産党からの除名、分離派が結成した日本共産党（日本のこえ）では東京地方区に神山茂夫を立てたが、その得票は三万五〇〇〇票にすぎなかった。

〔(2)東京都議会選挙等〕　自民党都議会議員の大量の汚職・腐敗によって解散した東京都議会の選挙が、参議院選挙に引続いて七月二三日に行なわれた。自民党議員の大量検挙が発生するや、共産党ではいち早く都議会の解散を要求するとともに東都知事の都政失政による解職を要求してリコール運動に立ち上がり、都議会選挙には全力を集中した。選挙の結果、共産党の当選者は九名（世田谷、杉並、大田、北、中野、足立、品川、板橋、新宿の各区から一名ずつ、これまで二名）、得票数三八万五〇〇〇票、得票率一〇・一％（前回は四・五％）で、当選者数、得票数、得票率とも前回より大幅に増加した。

また東京都議会選挙とともに、地方選挙が一九六五年から六六年にかけて各地で行なわれ、そこでも共産党の進出が目立った。一九六五年五月現在における状況を六一年一月現在と比べてみると次のようで、市区議会をはじめとして議員数、議席率とも大幅な増加を示している（公安調査庁『日本共産党の現状』一九六五年一〇月、による）。

第145表　地方議会議員数

	一九六五年五月現在		一九六一年一月現在	
	議員数（名）	議席率（％）	議員数（名）	議席率（％）
県議	二三	〇・九	一二	〇・五
市区議	五一三	二・七	三九三	一・七
町村議	六八六	一・二	四七四	〇・七
計	一、二二二	一・五	八一五	〇・九

〔(3)選挙戦の結果について〕　共産党では一九六五年九月に開かれた第三回中央委員会総会において、参議院選挙および東京都議会選挙の総括を行なったが、そのなかで、これらの選挙における共産党の「躍進」は、正しい党の政策、党勢拡大、党活動の強化、大量の系統的な宣伝活動などにもとづくものであるとその意義を強調するとともに、他方では得票を減少させるなど弱体な地方組織がかなり存在していること、労働組合や労働者階級に対する働きかけの弱さ、経済・生活問題など日常活動やそれに対する調査、研究、政策の具体化などが不充分であること、などの欠陥を指摘し、これらの弱点を克服することが今後の総選挙や地方選挙に対する課題であると述べた。次にかかげるのは、そのうち選挙戦の成果についての報告である（抜萃）。

【選挙戦の成果についての報告】　二つの選挙で、自民党が後退し、二つの敵にまっこうから対決してたたかったわが日本共産党が躍進したことは、アメリカのベトナム侵略戦争の拡大、「日韓条約」の調印、「三矢作戦」計画の陰謀、物価引上げ、低賃金、「合理化」、社会保障の悪化、さらには汚職と腐敗にたいする人民の不満と闘争がたかまるなかで、自民党の支配の基盤がくずれつつあることを反映している。とくに、首都東京での選挙結果は、国際的ならびに全国的に影響をあたえただけでなく、わが国の政治情勢の発展の方向と、歴史の方向をはっきりとさししめしたものであった。

今回の選挙戦においてわが党が前回にくらべて大きな成果をかちとることができた第一の要因は、わが党が個々の地域や個々の分野のそれぞれの欠陥はなおともないつつも、全体的にみれば、これまで全民主勢力の団結の旗をたかくかかげ、正しい政策のもとに、大衆闘争の先頭にたつと同時に、これと結合して一貫して党勢を拡大し、党とともにたたかう大衆諸組織を拡大強化する方針で党活動をすすめ、この基盤のうえに選挙戦をたたかってきたことである。

第二の要因は、こんどの選挙戦をつうじて、綱領にもとづく各分野、各地域の政策を、情勢の発展に対応して具体化し、情勢と大衆の生活状態、要求にもとづいて党の政策をつくり、これを大衆のなかにもちこむことを重視して、中央委員会を先頭にして全党がこの点に努力をそそぎ、政治的力量をたかめてたたかったことである。

第三の要因は、大衆闘争と党建設、選挙のための独自の準備活動の三本柱の活動を総合的にすすめることと、これらの活動を発展させるために、「欠かすことのできない決定的に重要な共通の土台」（二中総決議）である大量の系統的な政治宣伝を強化する問題との関連を明確にし、全体としてはかつてない大量の系統的政策宣伝をつよめてたたかったことである。

第四の要因は、具体的な選挙戦術と党活動の指導上の問題について、あたらしい改善をはかりながら選挙戦をたたかったことである。

政治活動　一九六五年九月の第三回中央委員会総会の決定において、共産党は当面する闘争として五つの課題を掲げ、次のように述べた（抜萃）。

【五つの課題】　アメリカ帝国主義のベトナム侵略があたらしい段階にはいり、米日反動勢力が、安保条約にもとづいて、日本をアジア侵略の最重要拠点にかえ、人民の生活と権利を破壊する軍国主義、帝国主義復活の政策を強行しつつある今日、日本人民のまえには、もっとも緊急な共同課題としてつぎの五つの課題が提起されている——(1)「日韓条約」批准阻止、(2)アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争反対、(3)アメリカの原子力潜水艦の「寄港」反対、米軍事基地撤去、沖縄・小笠原返還、日米安保条約破棄、(4)小選挙区制反対、憲法改悪阻止、(5)「合理化」反対、高物価・重税反対、賃金引上げ、住宅、社会保障、災害の防止などをはじめ、生活と権利の擁護。これらの闘争課題は、全体として、米日反動勢力と日本人民の当面の主要な対決点となっており、安保条約破棄の闘争を中心として、たがいに密接な関連をもっている。

共産党は、一九六五年から六六年にかけて、これらの活動を精力的に展開したが、その活動のなかで、社会党や総評に対して共同闘争を呼びかけ、あるいはまた安保反対国民会議（「安保反対・平和と民主主義を守る国民会議」）の即時再開を社会党、総評、中立労連などの幹事団体に申し入れるなど、労働者階級を中心とする国民の広範な共同行動の組織化をくり返し提唱した。そしてこうした共同行動は、社会党、総評との「一日共闘」といった形で実行に移され、また各地の闘争のなかでは事実上の共同闘争も実現したが、これらの活動については、第二部Ⅳ政治的大衆行動やⅪ編1の社会党などの項をみられたい。

国際路線　さきに共産党は、一九六四年一一月に開かれた第九回党大会の報告において、ソ連共産党指導部による一九六〇年モスクワ声明のじゅうりん、各国共産党に対するソ連共産党の指導への盲従の強要、部分核停条約の押しつけ、志賀義雄らの党破壊活動に対する公然たる支持・激励、等々、一九六一年以降とくにあらわになったソ連共産党指導部の態度に対して強く批判し、国際共産主義運動における各国共産党の独立・平等、日本共産党の自主・独立とソ連共産党指導部を中心とする「現代修正主義」反対の態度を強調した。そしてこうした立場は、その後一九六五年から六六年にかけても一貫して堅持された。

一九六五年三月、各国共産党の「相談会」（協議会議）がソ連共産党指導部の招集によりモスクワで開かれ、一九カ国の共産党代表が参加した。ソ連共産党はさきに、各国共産党の国際会議を一九六五年七月に開催することを予定して、その準備会議（起草委員会）の召集を提案していたが、各国共産党内部での強い反対や意見不一致のため起草委員会の召集は不可能となり、起草委員会のそのまた準備会議ともいうべき形をとって一応開かれたのである。

日本共産党では、ソ連共産党指導部による国際会議開催の提案に対して、「手続き上も内容上も正当な根拠をもたないものであり、かつ国際共産主義運動の不団結を決定的分裂へとみちびくものである」とこれに強く反対し、会議の招集中止を要求するとともに、各国の共産党に対して「当面、一九五七年の宣言と一九六〇年の声明に明確に規定されている各国人民の共同の敵△「アメリカをかしらとする帝国主義」――引用者注▽ が現におこなっている侵略に反対して一致してたたかう具体的共同行動について協議する国際会議を準備する」ことを提案した(「ふたたび各国共産党国際会議の問題について」――「アカハタ」一九六〇年一月二一日付)。

そしてこうした立場から、一九六五年三月に開かれた会議を「本質的には国際共産主義運動の団結に反する分派的な会議以外のなにものでもない」とこれを批判し、(「ソ連共産党指導部が三月一日からモスクワに招集した会議について」――「アカハタ」一九六〇年四月一四日付)、国際共産主義運動の団結とアメリカ帝国主義に対する共同闘争の緊急性を強調して次のように述べた(右の声明から抜萃)。

【国際共産主義運動の団結とアメリカ帝国主義に対する共同闘争の緊急性】 国際共産主義運動の統一と団結の事業を、当面の行動の統一から真の団結へと、全体として前進させてゆくうえで、これまでの経過からみて現在重視しなければならないのはつぎのことである。

第一は、フルシチョフを中心とするソ連共産党指導部が計画した、分裂主義的な「国際会議」とそのための「起草委員会」などの一方的な計画が、いかに無原則的なものであり、兄弟党間の関係の基準をふみにじり、共産主義運動に重大な損害をつくりだしたものであるかを、あらためて、事態の経過にてらして全面的にあきらかにし、そこから正しい教訓をみちびきだし、このような分裂のための計画に完全に終止符を打つことである。

その第二は、すでにのべたように、ソ連共産党指導部が、フルシチョフを先頭にして、これまでわが党および他の兄弟党にたいしておこなったいっさいの不当な一方的な攻撃の誤りをみとめ、わが党にたいしておこなってきた破壊活動をはじめとする、他の兄弟党にたいするいっさいの不当な干渉を即時中止することである。

わが党は、これまで堅持してきた国際共産主義運動の団結をめざす一貫した見地から、諸国人民の切実な利益をまもるために必要な各国共産党の行動の統一の問題を、国際共産主義運動の緊急の任務として、かさねて強調するものである。

最後にわれわれは、

アジアの民族解放運動の圧殺をめざし、さらに世界とアジアの平和をふみにじっているアメリカ帝国主義のベトナム侵略にたいして、各国の共産党・労働者党が、ベトナム人民の正義の闘争支持、アメリカ帝国主義の侵略戦争反対、米軍の即時撤退のためにただちに一致して闘争にたちあがること、

国際民主運動のなかでもアメリカ帝国主義の侵略戦争に反対する方向で共同行動を発展させるよう、ともに努力すること、

さらに、以上のような国際共産主義運動の共同の行動を全体としていっそう効果的にすすめるために、「相談によって見解を統一し、共通の目的をめざすたたかいにおける共同行動を協定していく」国際会議の準備について、宣言と声明にさだめられた各兄弟党間の関係の基準にもとづいて必要な段取りと必要な協議を十分おこなうこと、

を、国際共産主義運動の団結とアメリカ帝国主義を先頭とする戦争と侵略の勢力にたいする国際労働者階級および平和民主勢力の統一した闘争をのぞむすべての共産党・労働者党によびかける。

同時にわが党は、国際共産主義運動の不団結を生みだし、拡大した根源である、主要な危険としての現代修正主義にたいする闘争をいっそう強化することを、マルクス・レーニン主義の革命的立場をまもることをのぞむすべての共産党・労働者党によびかける。

また共産党は一九六五年六月、「ソ連共産党指導部とその指導下

にある機関や団体の、わが国の民主運動およびわが党にたいする干渉と破壊活動について」の声明を発表し（「アカハタ」同年六月二三日付）、「原水禁運動、日ソ協会などの統一と団結をさまたげ、また今回の参議院選挙において神山茂夫を立候補させた反党修正主義者を援助してわが党の団結をかく乱している、ソ連共産党指導部とその指導下の機関や団体による、わが国の民主運動とわが党に対する干渉と破壊活動」に対する厳しい批判と抗議を行なった。そして一九六六年に入ってからも、「ソ連共産党指導部は、わが党の具体的指摘と厳重な批判にもかかわらず、わが国の運動にたいするその干渉と分裂主義的行為をいまなおやめようとはしていない」と、ふたたびこれに批判を行なった（「赤旗」一九六六年二月二一日付）。同時に、「現代修正主義」に対する批判・理論闘争も一層強化され、「赤旗」をはじめ党の機関紙誌を通じて多くの論文が発表された。

なお、宮本書記長を団長する共産党代表団（宮本顕治、岡正芳、蔵原惟人、米原昶、上田耕一郎、不破哲三、工藤晃の中央役員七名、随員二名）が、一九六一年二月から四月にかけて、中国、ベトナム民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国の三国を二カ月にわたって訪問した。この訪問については、「中ソ統一行動を説得？」（朝日新聞同年二月九日付「日共幹部訪中の背景」）、「中共路線強まるか」（同三月二日付）、「日共、ベトナム共同行動で中共との調整失敗か」（警察庁見解、同三月二五日付）、「日共、独自の路線へ――中ソ双方に批判的姿勢」（警察庁見解、同五月三一日付）、等々、さまざまな憶測が生じたが、共産党では宮本書記長の発言などを通じてそれに対する党の態度を明らかにし、党がこれまでに主張し公表しているところの、自主・独立、帝国主義に対する闘争の強化、修正主義反対の立場を三国訪問においても一貫して堅持し、これにもとづく共同闘争について三国との一致を得たと発表した（「赤旗」同年四月一四日付「日本共産党の立場」など）。

党勢拡大

さきに、一九六一年一一月に開かれた第九回党大会において、(1)党員拡大目標として当大会現在の一・五倍～二倍、(2)アカハタ本紙、同日曜版拡大目標として同じく一・五倍～二倍の達成という、党勢拡大第二次総合二カ年計画を決定したが、共産党ではこうした「党勢拡大」を党の強化とあらゆる党活動の発展の基盤をなすものとして、非常な努力をこれに集中した。そしてこの二カ年計画を達成するには、平均して「党員一人ひとりが、二年間に、一人の党員と一人ないし二人のアカハタ本紙の読者、四人の日曜版読者を拡大」（「全党の同志への手紙」――一九六五年一一月党中央委員会幹部会）することであるとして、一九六〇年以降、中央、地方のあらゆる会議や「アカハタ」（一九六六年一月より「赤旗」）などの機関誌を通じて、計画達成のための努力と活動の強化を呼びかけてきた。

党勢拡大のその後の進展状況について、一九六六年一月野坂議長は「すでに日曜版読者は九十万をこえ、百万の声もまもなくきこえるようになり……。本紙の読者も二〇数万となり、党員数もこれに近いものに拡大しつつある」と述べ（党都道府県委員長会議での挨拶、「赤旗」同年一月一〇日付）、その後同年五月宮本書記長は、第九回大会当時と比べて、党員数は現在一六〇％、「赤旗」本紙は一六〇％（注）弱、同日曜版は一八〇％強（一〇九万部）となっていると述べた（全国都道府県委員長会議における報告、「赤旗」同年五月二八日付）。そしてこうした党勢拡大進展の成果は、最近の各選挙や平和運動、日韓会

談粉砕や米原潜寄港阻止をはじめとする政治行動等において発揮されて行った。

なお一九六五年九月に開かれた第三回中央委員会総会の決定は、党勢拡大に対するこれまでの成果や欠陥、当面する課題などについて、次のように述べている。

【党勢拡大の成果と欠陥、課題等】　わが党は、あたらしい大きな前進をかちとるべき情勢と任務に面している。四年前の第八回党大会政治報告が全党に提起した革命的任務「数十万の強大な大衆的前衛党の建設」を、現実に実現できる段階に、われわれはいまさしかかりつつある。日本の人民のおかれている現状、その状態を根本から変革するための統一戦線の発展の現状からいっても、より高い政治的力量をもつ数十万の強大な党を建設することは、決定的な重要性をもっている。全党は、情勢が提起している大衆闘争の諸課題と真剣にたたかいつつ、この任務を、できるだけ早くはたさなければならない。

わが党の党建設上の成果は、選挙戦をはじめ、この半年間の党活動のおもな側面である。それは、基本的には、党大会や中央委員会の決定、党の政策の正しさ、それにもとづく党中央の指導の政治的正確さ、それぞれの時期に一進一退や停滞をともないつつも、この十年間全体としては一貫して前進している党員や機関紙の拡大、青年、婦人、市民などの大衆組織の民主的強化、内外の修正主義、分裂主義の潮流との理論的組織的な不屈の闘争、党中央のもとへの全党の団結の強化などを前提としてえられたものである。

こうして、第一に、政策面では、二つの選挙戦に具体化されたような、国および東京都の当面する諸問題、日本経済の自主的平和的発展をめざす経済政策や、また地方自治体政策について、党の政策をいっそう系統的なものとし、抜本的で具体的な政策をねりあげる点で重要な前進があった。

第二に、政治宣伝が、従来のわくをやぶって前進し、文字どおり全戸を対象として多様な形態でおこなう大量宣伝として画期的にすすめられた。同時に、東京においての校区ごとの演説会や圧倒的な街頭宣伝計画の実施その他にみられるように、直接大衆によびかける宣伝の重要性をあらためてとくに確認して、その実行にあたった。

第三に、二つの選挙での党の躍進、参議院選挙前のアカハタ日曜版の十万部拡大や、東京都議会選挙についての党中央の要請にこたえての全党の結集その他にみられるように、重要な闘争において、中央の方針のもとに、全党の必要な結集をすみやかにおこない、短期間のうちに、情勢と党の緊急任務にこたえる革命的な戦闘性が全体として発揮された。

これらは、数カ月の活動のなかでも確認される党の活動の積極的な貴重な成果であり、われわれは、これらの具体的な積極面を、今後、いっそう正しく発展させてゆかなくてはならない。

同時に、われわれは、二つの選挙戦で大きな躍進をとげたときだからこそ、いっそう謙虚に、党活動を反省し、その欠陥の面をあらためることにも熱心でなくてはならない。

第一は、大衆闘争と党建設――基本的には、選挙戦などをふくめた大衆活動と大衆組織の建設をもふくむ総合二カ年計画の前進とを正しくむすびつけて党活動を前進させるということが、全党的にまだ習熟されていないことである。当面の情勢の要求する重点のために努力しながらも、「二本足」の活動、選挙戦の場合にはいわゆる「三本柱」といわれる活動を総合的にすすめることが十分にできず、このため当面の重点的目標で一応相当の成果をかちとることができても、それとむすびつけて他の総合的目標でも全体として前進するということができずに、逆に他の分野では沈滞や後退さえうまれていることがしばしばである。

第二に、二つの選挙によって、党の政治的影響力が大きくひろがっていることが証明されたにもかかわらず、若干の重要な労働組合の役員選挙で、党が従来の優勢をうしない、立候補者の大半を落選させた場合がある。

第三に、党大会の決定や党中央の方針を具体化する中間機関の指導は全体として向上しており、そして、それによってわが党の最近の多くの面での前進もかちとられたのであるが、今後ますます改善し、強化しなければならない。とくに、一定の時期や一定の部分に、党の方針を、大衆の実情

や細胞の実情に応じて、正しく具体化することのできない一面性、画一性や事務的行政的指導におちいる官僚的傾向が少なからずみられることに注意しなければならない。

第四に、わが党は、全国的に全体として大きい前進をとげているが、地域的にはかなりの不均衡があり、選挙戦、大衆闘争、党建設などにおいて、主として活動上の弱さから、停滞ないし後退の傾向をみせている党組織が存在している。これらの党組織は、それをさきにあげた一般的な指導上の欠陥の問題だけに解消することなく、その組織の弱点を具体的に検討し、党活動を全面的に強化するために、機関を先頭に戦闘的気迫をもって、奮闘しなければならない。

そしてまたこの報告は、労働者や農民に対する党活動の強化、党の組織や党の影響力の拡大強化の緊急性を強調して、次のような点を指摘した(抜萃)。

【党の組織、影響力の拡大強化について】党の組織建設においても、基幹産業の大経営を第一の重点として、職場に強大な党を建設する目標を、系統的に追求しなければならない。現在、経営における党組織の力はまだ小さい。労働組合が組織されている経営のみをとっても、党組織のあるところが少なく、あっても、まだ十分な力量をもっていないところが多い。こうした現状を抜本的にあらため、労働組合の組織されているあらゆる経営に経営細胞を建設し、日常的活動をつよめ、党綱領と政策、マルクス・レーニン主義思想をひろめて、党員と機関紙読者を徹底的に拡大し、その力に依拠して、組合内で党の比重を飛躍的にたかめることは、労働組合運動における党のたちおくれを克服するために不可欠の課題である。

労働組合の活動は、共産党のすべての活動のなかでもっとも重要な分野である。われわれは、一千万人の労働者が組織されている既存の労働組合内で、この党の活動を長期の見通しをもってねばりづよくおこない、社会民主主義政党による不当なしめつけと反共主義の傾向や組合運営の官僚化と「企業主義」の影響など、重大な弱点をもった労働組合の現状を打開し、(1)労働者の要求にもとづき、真の階級的連帯にたち、企業のわくをこえた労働組合の闘争と組織の強化、(2)職場を基礎にした組合の民主主義的運営の確立、(3)組合員の階級的教育の徹底、(4)労働者の要求と労働組合の当面の任務にもとづく共同闘争をつうじて、反共を前提とせず、真に労働者の利益をまもる立場での労働戦線の統一、(5)組合員の政治活動と政党支持の自由の保障、党と労働組合の正しい協力関係の実現、(6)独立、民主、平和、中立、生活擁護など全人民的課題のための民主勢力の統一行動の積極的推進などの方向で、労働組合を真に階級的で民主的な大衆組織に発展させ、労働組合の多数が党の政策を支持し、全民主勢力の団結の中心部隊の役割をはたすような状態をつくりださなければならない。

既存の労働組合を強化する活動とむすびつけて、われわれは、すべての細胞が、一千七百万の未組織労働者のあいだに新しい労働組合をつくる運動に本格的にとりくまなければならない。未組織労働者を組織する場合、これをその企業のわくにとじこめられた企業別組合に組織するのではなくて、労働者の要求と闘争にもっとも適した組織形態として、全体としては個人加盟の産業別単一労組への展望をもって組織することが必要である。それをどのような上部組織に加盟させるか、あるいは独立組合としてとどめておくかは、慎重に検討し、その産業や地域における個々の実情によって決定しなければならない。

農村地域では、すべての党組織が、農民組合、農村労働組合をつくる運動を、党の基礎的で基本的な活動としておしすすめなければならない。

第三回中央委員会総会は、この活動を全面的に遂行するためにつぎのスローガンをかかげるものである――「一細胞一組合。すべての労働組合の階級的民主的強化。すべての経営に労働組合と党を。すべての農村に農民組織と党を」。

(注)　警察庁の発表によると、一九六五年一二月現在の推定で、党員が一六万六〇〇〇名、赤旗本紙二一万一〇〇〇部、同日曜版七三万八〇〇〇部となっている。

また公安調査庁『日本共産党の現状』(一九四〇年一〇月)によると、在籍党員総数は推定約一五万名、うち党員の実勢(六カ月以上の党費長期滞納者、長期不活動党員の大部分を除外したもの)は推定約一二万六

〇〇〇名、となっているが、この党員の年齢別、職業別構成を次のようにみている。(1)年齢別一〇代＝二％、二〇代＝三四％、三〇代＝三七％、四〇代＝一七％、五〇歳以上＝七％、年齢不明＝三％。(2)職業別党専従者＝三％、工場労働者＝一六％、労務者（自由労務者等）＝一一％、事務員＝一四％、官公庁職員＝一七％、学校教職員＝七％、農漁民＝八％、自由業＝二％、学生＝一％、商店主＝七％、経営者＝一％、無職・その他・不明＝一三％。

なお朝日新聞では、一九六六年五月の全国都道府県委員長会議における宮本書記長の発言などをもとに、党員一九万人、赤旗本紙二〇万部、同日曜版一〇九万部、と推定し、党勢は六年前（一九六〇年）の少なくとも四倍に伸びたと記している（朝日新聞一九六六年七月一一日付）。

4　参院選・都議選・沖縄総選挙とその結果

参院選　第七回参議院通常選挙は六五年七月四日に行なわれた。投票率は六七・〇％で前回六二年の六八・二％を下まわった。

政党別の得票率をみると、自民党は地方区では前回より二・九％減少し、全国区では〇・八％増加した。社会党は地方区では全回とまったく同じで、全国区では自民党と逆に〇・八％低下した。共産党と公明党とは地方区でも全国区でもめざましい伸長を示した。民社党は地方区で一・二％減少し、全国区で〇・六％の増加であった。地方区についてみると、前回にくらべて自民をはじめ民社、諸派、無所属の得票率が減り、逆に公明、共産両党はふえ、社会党は前回と同率であった。

第146表　参院選全国区・地方区党派別得票数

	全国区				地方区			
	今回		37年7月選挙		今回		37年7月選挙	
	得票数	比率	得票数	比率	得票数	比率	得票数	比率
自民党	17,583,471	47.2	16.581,636	46.4	16,651,283	44.2	17,112,986	47.1
社会党	8,729,758	23.4	8,666,909	24.2	12,346,645	32.8	11,917,674	32.8
民社党	2,214,275	5.9	1,899,756	5.3	2,303,860	6.1	2,649,422	7.3
共産党	1,652,363	4.4	1,123,946	3.1	2,608,770	6.9	1,787,550	4.9
公明党	5,097,677	13.7	4,124,269	11.6	1,910,975	5.1	958,179	2.6
諸派	298,403	0.8	1,956,067	5.5	185,990	0.5	184,455	0.6
無所属	1,700,851	4.6	1,404,048	3.9	1,664,639	4.4	1,725,947	4.7
合計	37,276,798	100,0	35,756,634	100.0	37,672,162	100.0	36,311,922	100.0

自民党の「保守票」にたいして社会・民社・共産の三党を合わせた「革新票」は、過去六回の選挙を通じて常に「保守票」が優位であり、その差は五九年の一四・六％、六二年の二・二％と縮まり、今回はじめて「革新票」が四五・八％となって「保守票」を一・六％上まわった。これは主として共産党の得票の増加によるものである（第146表参照）。

それにもかかわらず、地方区の当選議席では自民党が四六議席で当選者の六一・三％を占め、革新三政党は

二六議席、三四・六%にとどまった。全国区をふくめると、自民党は七一議席を獲得し、過去四回の参院選で五九年選挙とならんで最高であり、社会党の三六議席は過去四回の最低である。社会党は八議席増加したが、選挙結果は前回の六二年選挙とくらべると一名減、その前の五九年選挙とくらべると二名減であり、いずれも全国区での減少のためである。にもかかわらず八名の増になったのは、五九年選挙（今回の選挙はその時選出された議員の改選にあたる）がまだ社会党分裂以前、すなわち民社党結成以前のことであるからであり、実質的には社会党の伸長を意味するとはいえない。公明党は全国区で九名の公認候補を全員当選させたが、地方区では新たに候補者を立てた愛知・兵庫・福岡のすべての地区で落選し、二名にとどまった（第147表参照）。

第147表　参院選党派別当選者数

	全国区	地方区	合計	非改選議員	総計	改選前の議席	増減
自民党	25	46	71	70	141	144	−3
社会党	12	24	36	37	73	65	+8
民社党	2	1	3	4	7	9	−2
共産党	2	1	3	1	4	3	+1
公明党	9	2	11	9	20	13	+7
諸　派	0	0	0	1	1	4	−3
無所属	2	1	3	1	4	5	−1
合　計	52	75	127	123	250	243（欠7）	

非改選議員を含めた新分野を改選前と比較すると、自民党が三、民社党が二、諸派無所属が四の減少となったのにたいし、社会党が八、公明党が七、共産党が一議席を増加した。このため、社会・民社・共産のいわゆる革新三党は、三分の一の議席数を一議席上まわる結果となった。なお地方区の当選率を定員別にみると（第148表）、一人区では自民党が圧倒的に強く、社会党以外の野党の当選はすべて三人区以上の選挙区に限られていることがわかる。

一般に自民党が負けて社会党が勝ったような印象を生じたのは、東京地方区における自民党の惨敗が大きく関係している。東京地方区では、自民党の得票は前回より一五・五%、得票数で四五万票減少し、首都における自民党の議席はゼロになった。一方、社会党も得票率で四・五%、得票数で八万票減少し、二候補のうち木村候補が議席を獲得したにとどまった。得票をいちばん増大させたのは共産党であり、四・一%、二〇万票を増大させて野坂候補が六二万票をとって首位で当選した。

第148表　参院選地方区の定員別各党当選率（%）

	1人区	2人区	3人区	4人区
自民党	84.0	56.6	50.0	25.0
社会党	16.0	43.3	33.3	37.5
民社党	0	0	8.3	0
共産党	0	0	0	12.5
公明党	0	0	8.3	12.5
その他	0	0	0	12.5

前回より三・一%、一五万票増加した。しかしこれは立正佼正会の票に頼ったためであるといわれる。公明党もわずかながら得票をふやして北条候補を二位で当選させた。自民党と社会党が失った約二〇%の票は、無所属の市川候補と共産党と民社党とに流れたものとみられる（第149表）。

参院選における労働組合出身者（組織内候補）の立候補および当選状況は第150表のとおりであり、社会・民主両党における比重の高さを示している。単産別にみると、全国区では全逓・全電通・自治労・全農林・全日通と、同盟系の電労連・全繊同盟は候補者を全員当選させ、日教組と国労は一名ずつの落選者を出した。地方区は当

第149表　東京地方区党派別得票

	今回得票	比率	前回得票	比率	増　減
自民党	842,404	21.8	1,301,087	37.3	△458,683
社会党	714,993	18.5	800,931	23.0	△ 85,938
民社党	372,486	9.6	225,279	6.5	147,207
共産党	619,893	16.0	415,598	11.9	204,295
公明党	608,235	15.7	529,575	15.2	78,660
諸　派	122,076	3.2	58,621	1.7	63,455
無所属	587,828	15.2	154,360	4.4	433,468
合　計	3,867,915	100.0	3,485,452	100.0	382,463

注　△印は減少をしめす。

第150表　参院選における労組出身者の当選

		総数 全国区	総数 地方区	うち労組出身 全国区	うち労組出身 地方区
社会党	立候補	16	50	14	26
	当　選	12	24	10(11)	13(14)
民社党	立候補	5	16	4	3
	当　選	2	1	2(3)	0(0)

備考　カッコ内は前回。

第151表　参院選における単産別当選数(カッコ内は立候補数)

	全国区	地方区	計	非改選議席	新議席	衆院議席
日教組	2(3)	5(6)	7(9)	4	11	14
国労	1(2)	2(5)	3(7)	6	9	11
全逓	2(2)	3(5)	5(7)	2	7	4
全電通	1(1)	1(2)	2(3)	2	4	2
自治労	2(2)	0(1)	2(3)	1	3	1
全農林	1(1)	0(1)	1(2)	1	2	0
炭労	0(1)	0(0)	0(1)	3	3	1
全国金属	0(1)	1(1)	1(2)	2	3	3
全日通	1(1)	0(1)	1(2)	0	1	1
全国一般	0(0)	0(1)	0(1)	0	0	1
地評	0(0)	1(3)	1(3)	1	2	1
電労連	1(1)	0(1)	1(2)	1	2	1
全繊同盟	1(1)	0(0)	1(1)	1	2	0

備考　労働省調べ。

選率が低く、同盟系候補は完敗した。得票率は、全国区では増加、地方区では低下し、当選率は全体として五三・二%であった。単産別の当選状況は第151表のとおりである。

都議会汚職と都議選

六五年三月、都議会議長選挙をめぐる不正事件が暴露し、三人の自民党の都議会議員が逮捕され、議長宅が地検の捜査を受けた。このため二つの委員会では知事の提案した予算案が否決されてしまい、議長が本会議を「催告」招集するという強硬手段に出たため野党側を怒らせて乱闘議会となり、そとに坐りこんでいた都民の一部が議場になだれこんで警視庁機動隊が出動する騒ぎとなった。その後の本会議で自民党は公明党の協力をえて、予算案は水道料金をのぞいて原案どおり可決されたが、社共両党は流会を主張して譲らず全委員会の審議を拒否した。つづいて三人の都議が収賄容疑で、また小山議長は贈賄容疑で逮捕された。

「伏魔殿都議会」に対する都民の怒りは高まり、各新聞も糾弾をはじめた。こうした世論に抗しきれず、各党幹事長会は臨時議会を開くことを決定した。公明・共産両党は都議会解散要求のリコール運動を開始することをきめ、共産党はリコールによって東知事をやめさせ、都議会を解散させる方針をとった。社会党は全員辞職を決議した。自民党は全員の辞表提出を党議で決定しながら、三人の議員を説得できず、臨時議会も延期されているあいだに、地検はさらに二議員を逮捕し、四人の議員を在宅のまま起訴するにいたった(結局六月までに

起訴された自民党都議は一七人、都職員や業者を含めると買収・汚職・恐かつで起訴された人員は二二名にのぼり、その他に洋服地のワイロを受け取った自民党都議が八人いて起訴猶予となった)。最高責任者の東都知事は終始ほおかむりをつづけた。しかし、練馬区議会が都議総辞職を勧告する決議案を可決したのをはじめ、各区・市議会もこれにならい、学者文化人などを発起人とする都政刷新運動がはじまった。都議会は法的に効果のない解散決議を超党派で議決するにとどまり、自民党は保釈中の汚職議員までくり出して知事不信任案と汚職議員問責決議案を否決させてしまった。こうして総辞職解散論が事実上破産したあと、社会公明両党も、知事不信任・汚職議員追放・都議会解散という従来からの共産党の提案に同調するようになり、いままで各党・各団体でバラバラに進められたリコール運動も一本化の話合いがまとまり(都政刷新都議会解散リコール統一推進本部)、それは一つの政治的な統一行動になっていった。自民党幹部はなによりもリコール成立のおよぼす政治的影響をおそれ、議決によって都議会を解散できる「地方公共団体の議会の解散に関する特例法」が六月はじめ国会で議決されることになり、これによって都議会は解散され、都議選の告示となった。東京における参院地方区の惨敗に強い衝撃をうけた自民党は、都議選に異常なまでの執念を傾け、「都政がアカに牛耳られたら?」、「首都を革命勢力から守ろう」などのビラやパンフレットを大量にばらまいた。

こうして注目の都議会選挙は七月二三日に行なわれた。投票率は戦後最低であった。立候補者は自民党が汚職議員二名を含めて七七、社会党五八、共産党三六、公明党二三、民社党二二など合計三〇八名にのぼったが、都民の批判はきびしく、全体として約四割が退陣し、汚職議員二名が落選したのみでなく自民党は議席の三分の一以下に転落し、社会党が第一党になった(第152表参照)。得票数でも自民党は七五万票減少し、得票率で一八%の激減となった(第153表参照)。しかし都議会解散について態度がかならずしも明確でなかった社会党にたいする都民の批判も示され、得票数は減少し、得票率も微増したにとどまり、いずれも自民党におよばなかった。これに反して、共産党は議席数で七、得票数で二〇万票、得票率では五・六%を増加して九議席となり、公明党は二三名の候補者を全員当選させ、民社党も新たな四議席をえた。刷新とか浄化という看板だ

第152表　都議会新勢力分野

	立候補	当選	前回選挙	増減
自民党	77	38	69	−31
社会党	58	45	32	+13
民社党	22	4	0	+ 4
共産党	36	9	2	+ 7
公明党	23	23	17	+ 6
刷新	9	0	0	0
諸派	8	0	0	0
無所属	75	1	0	+ 1

第153表　東京都議選各党得票数(率)(カッコ内は得票率)

	今回得票	前回得票	増減
自民	1,153,767(30.2)	1,899,977(48.2)	−746,210(−18.0)
社会	1,072,451(28.0)	1,095,155(27.8)	− 22,704(+ 0.2)
民社	260,632(6.8)	207,436(5.2)	+ 53,196(+ 1.6)
共産	384,589(10.1)	178,392(4.5)	+206,197(+ 5.5)
公明	506,705(13.3)	413,826(10.5)	+ 92,879(+ 2.8)
諸派	62,100(1.6)	14,055(0.4)	+ 48,045(+ 1.3)
無所属	383,211(10.0)	135,199(3.4)	+248,012(+ 6.6)
合計	3,823,445	3,944,040	−120,585

けで政策のない無所属新人候補は全員落選した。

沖縄総選挙

沖縄における唯一の民意表出機関である琉球政府立法院の第七回総選挙は、六五年一一月一四日に行なわれ、その結果は第154表のとおりである。一人一区の小選挙区制で三二の選挙区に細分され、一選挙区の有権者は九〇〇〇から二万五〇〇〇ていどであり、一市町村が数区にわけられている選挙区が一二ある。そして対立候補のない無投票選挙区が七つ（いずれも農村、有権者総数の約六分の一にあたる。さらに後述の失格通告を含めると有権者の約四割が事実上選挙権を奪われた）あり、うち六つは民主党、一つは社大党が占めた。

親米的な与党の民主党にたいして、野党の社会大衆党（社大党）、社会党（日本社会党沖縄県本部）、人民党の三政党は九月に立法院選挙共闘連絡協議会（共闘連）を結成し、左のような統一綱領と四つの統一スローガンを定め、三二区のうち一八区に統一候補をたてて選挙にのぞんだ。

【共闘連の統一綱領】一、沖縄を拠点とするアメリカのB52機のベトナム出撃、その他いっさいの軍事行動をやめさせ、県民の生活と財産を戦争の危機から守り、日本とアジアを中心とする世界平和をかちとろう。

二、安保体制を打破し、ごまかしの自由防衛論にもとづく米軍基地の押しつけと米国の施政権保持に反対し、平和条約第三条の撤廃による沖縄の即時祖国復帰をかちとろう。

三、アメリカの植民地的経済支配と日米協議委員会を中心とする現状固定化のための経済「援助」に反対し、日米両政府の沖縄に対する戦災復興、戦後処理、その他いっさいの義務の不履行を追求し、本土法の適用による政府の財政支出と県民の生活権をかちとろう。

四、主席の指名制およびいかなる任命制にも反対し、知事の直接公選をかちとろう。

五、日本国憲法の適用と国政参加を実現し、県民の政治的自由と人権と民主主義をかちとろう。

この結果、共闘連の得票率は四七%で民主党のそれを二%上まわったが、議席数では逆に民主党が約六割の絶対多数を獲得した。小選挙区制の効能を如実に示したものであり、死票率は四九%にも達したといわれる。さらに、開票を前に中央選挙管理委員会は四名の候補者（人民党二、社大党一、国民党一）に「失格宣言」を通告し、被選挙権を剝奪した。「失格宣言」の根拠は米国民政府布令「琉球政府章典」の失格条項（何人も重罪に処せられ、又は破廉恥に係る罪に処せられた者で、その特赦を受けない者は、立法院議員の被選挙権を有しない――二二条）であり、このうち「重罪に処せられた者」は瀬長那覇市長追放のため一九五七年に条文に挿入されたものである。失格を通告された者のうち社大党（共闘連）の候補者は得票においては当選していた。

第154表　沖縄第7回立法院議員選挙結果

	議席数（%）	得票数（%）
民主党	19（59%）	143,883（44.6%）
社会大衆党	7（22%）	87,394（27.1%）
人民党	2（6%）	47,721（14.7%）
社会党	2（6%）	15,255（4.7%）
国民党	0	567（0.2%）
無所属	2（6%）	28,109（8.8%）
計	32（99%）	322,929（99.9%）
共闘連	11（34%）	150,370（46.6%）

備考　失格候補者の得票をふくむ。

なお、立法院選挙の第一回以来の結果を総括すると第155表のとおりである。このうち、第一回総選挙は中選挙区制（八区定員三一名）で行なわれたが、奄美大島の祖国復帰（このため与党は第一党になるのが困難となった）を

第155表　沖縄総選挙における党派別当選数と得票率

	人民	社大	社会	革新政党計	民主	無所属諸派
第1回 (1952.3)	2 (8.0%)	11 (35.2%)		13 (43.2%)	18 (43.1%)	0 (13.7%)
第2回 (1954.3)	2 (7.0%)	13+1 (43.2%)		15+1 (50.2%)	10+2 (43.9%)	0+1 (5.9%)
第3回 (1956.3)	1 (6.0%)	8 (37.2%)		9 (43.2%)	11+5 (46.5%)	3+1 (10.3%)
第4回 (1958.3)	5 (24.4%)	12 (33.7%)	0 (3.3%)	17 (61.4%)	11+1 (33.1%)	0 (5.5%)
第5回 (1960.11)	1 (14.1%)	5 (30.7%)	0 (2.7%)	6 (47.5%)	22 (47.1%)	1 (5.4%)
第6回 (1962.11)	2 (15.2%)	6+1 (30.2%)	1 (2.4%)	9+1 (47.8%)	13+4 (40.6%)	2 (11.6%)
第7回 (1965.11)	2 (14.8%)	6+1 (27.1%)	2 (4.7%)	10+1 (46.6%)	13+6 (44.6%)	2 (8.9%)

備考　＋（プラス）のあとの数字は無投票当選数を示す。

機会に小選挙区制に切りかえられ、第二回総選挙からは一人一区制の二九選挙区となり、第七回からはさらに三二区に細分された。